

昭和十二年七月廿三日第三種郵便物認可
昭和十三年三月三十日發行

同盟旬報

(No. 27) 行發日十三月三・號八第 卷二第

【號旬中月三年三十和昭】

主要記事

第七十三回帝國議會論戰……
伊太利親善使節來朝……
皇軍山西全省を平定……
獨奧合邦成立こそその波紋……
波蘭リスマニア紛争解決……
ソ聯、侵略阻止國際會議招集……
歐洲の新局面と英外交……
佛第二次ブルム内閣成立……

行發社信通盟同人法團社

昭和十三年 三月 中旬 重要 日誌

三月十一日(金)

△香港々外に坐礁せる淺間丸浮び上る
△東京市のオリンピック東京大會分擔擔技場施設正式決定
△日銀利子一部改正
△萬福麟の銃殺確實となる
△河南黃河北岸各縣新政府に参加
△平生北支軍最高顧問着任す
△オーストリア國民投票延期發表、埃シニシニク内閣總辭職、インクワルト新内閣組織、獨國防軍入換、英佛、獨に嚴重抗議、伊政府、英佛の要求を一蹴
△波蘭・リスアニア國境監視隊衝突、波・リ國境緊張

△伊フアシスト大評議會續行下院改組決定
同十二日(土)
△兩陛下赤十字に御下賜金
△軍事費追加豫算貴族院を通過成立す
△關西日伊協會創立
△東大五教授大内問題につき長與總長に上申書を提出す
△米穀現在高四千六百廿九萬石と發表
△米穀百萬石新規買入決定
△山西戦線、東萊、蒲縣南側掃蕩
△山西に早くも四十數縣成立す
△國共對立激化、汪精衛共產主義排擊
△獨、對埃作戦本部を設置、前埃首相監禁さる、維納放送局占據、獨將星續々維納入り、ヒトラー總統入埃、リンッで第一聲、伯林でヒ總統重大宣言(宣傳相代讀)放送、ヒ總統首相に親書、獨埃通商自由回復、英政府埃問題公式聲明、英佛、獨進軍に嚴重抗議、獨一蹴、伊、獨の行動を是認、チエコ政府國境閉鎖、瑞西國境警備強化

同十三日(日)
△伊藤公使北、中支視察より歸る
△海空軍長驅漢中を空爆す
△上海大道政府鴨窩沙島を接收す
△ヒ總統埃國軍を統帥、獨埃台邦宣言、ミクラス大統領辭職、インクワルト首相臨時大統領に、新憲法制定、英佛、チエコ問題協議
△第二次ブルム内閣成立
同十四日(月)
△閣議北支開發、中支經濟振興兩會社法案を承認す
△第六次滿洲農業移民出發す
△日銀保證準備擴張額七億圓と決定
△綿布義務輸出リンク案大綱決定す
△海空軍蕪湖空襲の敵機墜落ソ聯正規兵を捕虜とす
△津浦線北段界河を占領す
△國民政府爲替政策を變更、財政部布告を發す
△米國海軍年次大演習開始
△ヒ總統維納入り、埃林式取引所一時閉鎖
△ユダヤ人排撃開始、埃軍ミューンヘンに移駐、埃關稅は現行率據置
△フランコ軍躍進
△英首相下院で態度關切大演說
△英愛會議決裂
△米マクナット氏比島獨立反對論放逐
同十五日(火)
△閣議對支經濟事務局及び對支經濟審議會の兩機構案を決定す、内閣參議對支中央機關の消極性に不滿を洩らす
△獨政府より新憲法を正式に通達し來る
△近衛首相、廣田外相獨埃合邦に祝電を發す
△日洪文化協會設立
△東京市廳舎建築委員會月島案を抛棄、建設地を大手町内務省跡に決定す
△豊橋乾爾實物初立會開始
△伊太利訪日使節團上海着、戰跡視察を行ふ
△中支各省聯合會、新政權要望宣言
△カイロ會議で東京大會正式決定
△ヒ總統獨埃合邦の獅子吼、埃州總監任命埃の外交權接收、ヒ總統歸獨、埃銀行接收
△波蘭、リスアニアに最後通牒
△西、人民戰線軍休戰申入説傳はる
△英伊會談續開
△ソ聯ルイコフ等十八名死刑執行
同十六日(水)
△國家總動員法案衆議院を無修正通過す、西尾氏賛成討論中失言懲罰に付さる
△十三年度豫算公布
△東大經濟學部長に舞出教授當選す
△バルブ調整規程決定す
△伊太利訪日使節上海出發
△津浦線北段除縣占領
△滿鐵十三年度豫算認可さる
△カイロ會議札帳大會を正式決定す
△獨、在支埃國機關接收
△香港の英陸海軍聯合演習を開始
△エ首相獨埃合邦支持演說、佛、チエコ軍事援助確約
△西佛國境閉鎖さる
同十七日(木)
△海軍在鮮石炭液化試運轉開始を發表す
△伊太利訪日使節長崎着

△津浦線北段臨城占領
△江西南通州に敵前上陸通州城を占領す
△海空軍中支大空爆、南昌で六機爆破
△獨埃通貨統一
△バルセロナ大空襲
△ソ聯侵略阻止國際會議召集
△米ハル國務長官外交政策閣明演說
△ブラジルのフアッショ陰謀發覺
同十八日(金)
△凱旋五將軍に御陪食仰付らる
△國民使節鶴見、松方兩氏歸朝す
△造兵廠疑獄事件民間判判決
△山西西部山嶽地帯の大包圍戰展開さる
△廣東、江西、浙江、津浦、隴海線猛爆敢行
△臨時政府外國語專門學校設立
△崇明島占領
△カイロ會議終る
△獨歴史的國會開く、チエコ舉國一致内閣成立、米、獨埃合邦を事實上承認
△波蘭國軍國境に集結
△英伊新通商協定成立
同十九日(土)
△衆議院支那事變増稅法案を修正可決す
△陸軍補充令、兵役施行令改正發表
△朝鮮第一期志願兵募集發表
△伊太利訪日使節帝都入り
△津浦線北段、幹庄、嶧縣占領
△中支戦線吉安、廣德占領
△臨淮關蚌埠間鐵道開通
△リスアニア最後通牒受諾
△和蘭、エチオピア併合事實上承認
△墨西哥、外國石油會社の財産收用、外國爲替取扱停止
同二十日(日)
△安徽省獨立自治政府樹立
△上海工部局我要求大體承認

△津浦線北段臨城占領
△江西南通州に敵前上陸通州城を占領す
△海空軍中支大空爆、南昌で六機爆破
△獨埃通貨統一
△バルセロナ大空襲
△ソ聯侵略阻止國際會議召集
△米ハル國務長官外交政策閣明演說
△ブラジルのフアッショ陰謀發覺
同十八日(金)
△凱旋五將軍に御陪食仰付らる
△國民使節鶴見、松方兩氏歸朝す
△造兵廠疑獄事件民間判判決
△山西西部山嶽地帯の大包圍戰展開さる
△廣東、江西、浙江、津浦、隴海線猛爆敢行
△臨時政府外國語專門學校設立
△崇明島占領
△カイロ會議終る
△獨歴史的國會開く、チエコ舉國一致内閣成立、米、獨埃合邦を事實上承認
△波蘭國軍國境に集結
△英伊新通商協定成立
同十九日(土)
△衆議院支那事變増稅法案を修正可決す
△陸軍補充令、兵役施行令改正發表
△朝鮮第一期志願兵募集發表
△伊太利訪日使節帝都入り
△津浦線北段、幹庄、嶧縣占領
△中支戦線吉安、廣德占領
△臨淮關蚌埠間鐵道開通
△リスアニア最後通牒受諾
△和蘭、エチオピア併合事實上承認
△墨西哥、外國石油會社の財産收用、外國爲替取扱停止
同二十日(日)
△安徽省獨立自治政府樹立
△上海工部局我要求大體承認

△津浦線北段臨城占領
△江西南通州に敵前上陸通州城を占領す
△海空軍中支大空爆、南昌で六機爆破
△獨埃通貨統一
△バルセロナ大空襲
△ソ聯侵略阻止國際會議召集
△米ハル國務長官外交政策閣明演說
△ブラジルのフアッショ陰謀發覺
同十八日(金)
△凱旋五將軍に御陪食仰付らる
△國民使節鶴見、松方兩氏歸朝す
△造兵廠疑獄事件民間判判決
△山西西部山嶽地帯の大包圍戰展開さる
△廣東、江西、浙江、津浦、隴海線猛爆敢行
△臨時政府外國語專門學校設立
△崇明島占領
△カイロ會議終る
△獨歴史的國會開く、チエコ舉國一致内閣成立、米、獨埃合邦を事實上承認
△波蘭國軍國境に集結
△英伊新通商協定成立
同十九日(土)
△衆議院支那事變増稅法案を修正可決す
△陸軍補充令、兵役施行令改正發表
△朝鮮第一期志願兵募集發表
△伊太利訪日使節帝都入り
△津浦線北段、幹庄、嶧縣占領
△中支戦線吉安、廣德占領
△臨淮關蚌埠間鐵道開通
△リスアニア最後通牒受諾
△和蘭、エチオピア併合事實上承認
△墨西哥、外國石油會社の財産收用、外國爲替取扱停止
同二十日(日)
△安徽省獨立自治政府樹立
△上海工部局我要求大體承認

△津浦線北段臨城占領
△江西南通州に敵前上陸通州城を占領す
△海空軍中支大空爆、南昌で六機爆破
△獨埃通貨統一
△バルセロナ大空襲
△ソ聯侵略阻止國際會議召集
△米ハル國務長官外交政策閣明演說
△ブラジルのフアッショ陰謀發覺
同十八日(金)
△凱旋五將軍に御陪食仰付らる
△國民使節鶴見、松方兩氏歸朝す
△造兵廠疑獄事件民間判判決
△山西西部山嶽地帯の大包圍戰展開さる
△廣東、江西、浙江、津浦、隴海線猛爆敢行
△臨時政府外國語專門學校設立
△崇明島占領
△カイロ會議終る
△獨歴史的國會開く、チエコ舉國一致内閣成立、米、獨埃合邦を事實上承認
△波蘭國軍國境に集結
△英伊新通商協定成立
同十九日(土)
△衆議院支那事變増稅法案を修正可決す
△陸軍補充令、兵役施行令改正發表
△朝鮮第一期志願兵募集發表
△伊太利訪日使節帝都入り
△津浦線北段、幹庄、嶧縣占領
△中支戦線吉安、廣德占領
△臨淮關蚌埠間鐵道開通
△リスアニア最後通牒受諾
△和蘭、エチオピア併合事實上承認
△墨西哥、外國石油會社の財産收用、外國爲替取扱停止
同二十日(日)
△安徽省獨立自治政府樹立
△上海工部局我要求大體承認

△津浦線北段臨城占領
△江西南通州に敵前上陸通州城を占領す
△海空軍中支大空爆、南昌で六機爆破
△獨埃通貨統一
△バルセロナ大空襲
△ソ聯侵略阻止國際會議召集
△米ハル國務長官外交政策閣明演說
△ブラジルのフアッショ陰謀發覺
同十八日(金)
△凱旋五將軍に御陪食仰付らる
△國民使節鶴見、松方兩氏歸朝す
△造兵廠疑獄事件民間判判決
△山西西部山嶽地帯の大包圍戰展開さる
△廣東、江西、浙江、津浦、隴海線猛爆敢行
△臨時政府外國語專門學校設立
△崇明島占領
△カイロ會議終る
△獨歴史的國會開く、チエコ舉國一致内閣成立、米、獨埃合邦を事實上承認
△波蘭國軍國境に集結
△英伊新通商協定成立
同十九日(土)
△衆議院支那事變増稅法案を修正可決す
△陸軍補充令、兵役施行令改正發表
△朝鮮第一期志願兵募集發表
△伊太利訪日使節帝都入り
△津浦線北段、幹庄、嶧縣占領
△中支戦線吉安、廣德占領
△臨淮關蚌埠間鐵道開通
△リスアニア最後通牒受諾
△和蘭、エチオピア併合事實上承認
△墨西哥、外國石油會社の財産收用、外國爲替取扱停止
同二十日(日)
△安徽省獨立自治政府樹立
△上海工部局我要求大體承認

△津浦線北段臨城占領
△江西南通州に敵前上陸通州城を占領す
△海空軍中支大空爆、南昌で六機爆破
△獨埃通貨統一
△バルセロナ大空襲
△ソ聯侵略阻止國際會議召集
△米ハル國務長官外交政策閣明演說
△ブラジルのフアッショ陰謀發覺
同十八日(金)
△凱旋五將軍に御陪食仰付らる
△國民使節鶴見、松方兩氏歸朝す
△造兵廠疑獄事件民間判判決
△山西西部山嶽地帯の大包圍戰展開さる
△廣東、江西、浙江、津浦、隴海線猛爆敢行
△臨時政府外國語專門學校設立
△崇明島占領
△カイロ會議終る
△獨歴史的國會開く、チエコ舉國一致内閣成立、米、獨埃合邦を事實上承認
△波蘭國軍國境に集結
△英伊新通商協定成立
同十九日(土)
△衆議院支那事變増稅法案を修正可決す
△陸軍補充令、兵役施行令改正發表
△朝鮮第一期志願兵募集發表
△伊太利訪日使節帝都入り
△津浦線北段、幹庄、嶧縣占領
△中支戦線吉安、廣德占領
△臨淮關蚌埠間鐵道開通
△リスアニア最後通牒受諾
△和蘭、エチオピア併合事實上承認
△墨西哥、外國石油會社の財産收用、外國爲替取扱停止
同二十日(日)
△安徽省獨立自治政府樹立
△上海工部局我要求大體承認

△津浦線北段臨城占領
△江西南通州に敵前上陸通州城を占領す
△海空軍中支大空爆、南昌で六機爆破
△獨埃通貨統一
△バルセロナ大空襲
△ソ聯侵略阻止國際會議召集
△米ハル國務長官外交政策閣明演說
△ブラジルのフアッショ陰謀發覺
同十八日(金)
△凱旋五將軍に御陪食仰付らる
△國民使節鶴見、松方兩氏歸朝す
△造兵廠疑獄事件民間判判決
△山西西部山嶽地帯の大包圍戰展開さる
△廣東、江西、浙江、津浦、隴海線猛爆敢行
△臨時政府外國語專門學校設立
△崇明島占領
△カイロ會議終る
△獨歴史的國會開く、チエコ舉國一致内閣成立、米、獨埃合邦を事實上承認
△波蘭國軍國境に集結
△英伊新通商協定成立
同十九日(土)
△衆議院支那事變増稅法案を修正可決す
△陸軍補充令、兵役施行令改正發表
△朝鮮第一期志願兵募集發表
△伊太利訪日使節帝都入り
△津浦線北段、幹庄、嶧縣占領
△中支戦線吉安、廣德占領
△臨淮關蚌埠間鐵道開通
△リスアニア最後通牒受諾
△和蘭、エチオピア併合事實上承認
△墨西哥、外國石油會社の財産收用、外國爲替取扱停止
同二十日(日)
△安徽省獨立自治政府樹立
△上海工部局我要求大體承認

同盟旬報 第二卷・第八號 三月中旬號 主要目次

宮廷

- 兩陛下赤十字に御下賜金..... 四
- 戰死傷病兵に大御心..... 四
- 皇太后陛下御帶御下賜..... 四
- イラン國皇帝に御祝電..... 四
- 凱旋五將軍に御陪食..... 四
- 朝鮮宮殿下傷病兵お見舞..... 四
- 久通宮殿下御陪食..... 四
- 湛子女王様太平洋御祝電..... 四
- 防空視察に宮内官中支へ..... 四
- 秋山司厨長の料理行脚土産..... 四
- 河合氏に紺綬褒章..... 四

支那事變

- 凱旋五將軍に御陪食仰付らる..... 五
- 寺内司令官から感狀..... 五
- 私用軍軍小包を制限..... 五
- 戰死將校氏名..... 五
- 【對支國策】..... 五
- 對支中央機關決定..... 五
- 關係開會會議..... 五
- 協案を提示・折衷案にて漸く正式決定・對支事務局は暫定的..... 五
- 北支中支兩會社法案..... 六
- 北支・中支兩會社法案閣議決定..... 六

山西省戰況

- 山西全省を平定..... 九
- 毛澤東連敗の辯..... 九
- 西北部掃蕩戰..... 九
- 黄河對岸の敵陣地・五寨附近・東寨の共產軍・義井鎮南方共匪・托克托來襲..... 九
- 南部掃蕩戰..... 九
- 萬泉を占領・蒲縣南側の敗敵・黄河を挟んで・共產軍主力部隊現はる・西方山嶺地帯の大包圍戰・鄉寧、吉縣占領..... 九

山東省戰況

- 濟南附近の兵匪討伐..... 一〇
- 濟寧附近の敗殘兵攻撃..... 一〇
- 青島附近の掃蕩戰..... 一〇
- 即墨北方・濰縣、鳳山附近諸城西方..... 一〇
- 津浦線北段..... 一〇
- 津浦線北段部隊動く・界河占領・膠縣占領・臨城占領・幹生占領・膠濟占領・大運河を挟んで激戰南方地區..... 一〇
- 南部山東大激戰開始・沂州城攻略戰・沂州城孤立に陥る・龐炳勳死守・張治忠軍の全滅近し..... 一〇
- 【京漢線戰況】..... 一〇
- 修武襲撃の敵潰走..... 一〇
- 封邱襲來の商軍軍敗走..... 一〇
- 濮陽附近の敵を撃滅..... 一〇
- 裴莊附近で敵六千を撃退..... 一〇
- 【中支戰況】..... 一〇
- 太湖附近殘敵掃蕩..... 一〇
- 江南通州城占領..... 一〇
- 南通州に敵前上陸..... 一〇
- 更に北進..... 一〇
- 平潮鎮、白浦鎮占領・丁堰鎮攻撃・如皋占領..... 一〇
- 崇明島占領..... 一〇
- 崇明島に上陸・縣政府占領..... 一〇
- 吉安、廣德占領..... 一〇
- 津浦線南段..... 一〇
- 桃園逆襲の敵を撃退・安徽省孫家埠占領・敵一齊に逆襲・懷縣附近・小蚌埠・敵軍敗走..... 一〇
- 【空中戰・空爆】..... 一〇
- 海空軍..... 一〇
- 長興漢中を空爆・蕪湖空襲の敵機を撃滅・捕虜ノ聯正規兵・捕虜の自供・麗水、福州機撃・南昌、漢口夜間空襲・米記者の見た漢口空襲・中支大空襲・南昌で敵機六機爆破・廣德の敵兵機撃・敵空軍の再建畫餅・廣東、江西、浙江各地猛爆・廬山爆擊..... 一〇
- 陸空軍..... 一〇
- 西安で五機撃滅・宛橋空襲の敵機二機を撃滅・膠濟線上空の遭遇戰・津浦線海線大空爆..... 一〇
- 【占領區域情勢】..... 一〇
- 山西情勢..... 一〇
- 山西陥落で全支鹽石炭賣め・早くも四十數縣成立・山西臨時政府各縣長任命・山西臨時政府中支人物養成・潞安民衆大會で新政權支持..... 一〇
- 山東情勢..... 一〇
- 經済復興着手・進歩・濟南市場事變前に接近・膠濟線廿日より開通・獨、在支機關機接收・中興族鎮接收・兗州の小學校再開..... 一〇
- 【中支情勢】..... 一〇
- 各省聯合會、新政權要望宣言..... 一〇
- 安徽省獨立自治政府樹立..... 一〇
- 江南鐵道半段の復舊成る..... 一〇
- 臨淮關、蚌埠間鐵道開通..... 一〇
- 内河航行取締..... 一〇
- 上海情勢..... 一〇
- 上海財界の巨頭連香港へ・大道政府鴨高沙島接收・二月中の上海港對外貿易・獨在上海填國領事館接收・日高總領事着任・上海工部局我が要求大體承認..... 一〇
- 【國民政府】..... 一〇
- 黄河敗戦に漢口大動搖..... 一〇
- 蔣介石反擊命令..... 一〇
- 國府官吏の官紀紊亂..... 一〇
- 萬福麟の統殺確實..... 一〇
- 國共對立激化..... 一〇
- 汪精衛共產主義排撃..... 一〇
- 廣東廣西福建の政治訓練強化..... 一〇
- 孫科佛大總統訪問..... 一〇
- 余、吳聯繫して曾蔡兩排斥..... 一〇
- 國府國稅收入減..... 一〇
- 中英庚款から借款三千餘萬元..... 一〇
- 爲替政策變更..... 一〇
- 上海の爲替統制暫停止・財政部..... 一〇
- 布告内容・香上銀行買應ず・市場全くノミナル化・香港崩れる・法幣崩壊必至と其對策・上海爲替市場對日百圓ペー・正當の爲替需要への辨法・新爲替政策早くも破綻・圓元ペー對..... 一〇
- 事變と列國動向..... 一〇
- 淺間丸修理を支那艦工拒絶..... 一〇
- 支那の對外爲替相場論..... 一〇
- ドナルド頼みの書翰..... 一〇
- 比島邦人麻業者の窮境..... 一〇
- 中國新政權..... 一〇
- 河南黄河北岸各縣新政府參加人事・機構..... 一〇
- 最高法院人事・建設總署設置..... 一〇
- 師範大學開校・外國語專門學校設立・第二次農村救濟策・黄河下流の治水工事に着手・新民會で青年運動提唱・新法幣の流通漸次旺盛・外銀開新法幣に好意的態度..... 一〇
- 天津海關法幣建値一志二片..... 一〇
- 産業開發..... 一〇
- 平生最高顧問着任・經濟開發の綜合的計畫内容・棉花栽培改善對策成る・電力資源の統制開發に着手..... 一〇
- 第七十 帝國議會..... 一〇
- 第三回..... 一〇
- 【貴族院】..... 一〇
- 政府法案提出..... 一〇
- 本會議..... 一〇
- 八法案可決・軍事費追加豫算成立・重要礦物法案等成立・總勳員法案說明・恩給金庫等九法案可決・石油資源開發法案成立..... 一〇
- 豫算總會..... 一〇
- 北支幣制說明・國體憲法の關係（首相答覆）・軍事費追加案可決委員會..... 一〇
- 電力管理法案委員會..... 一〇
- 總勳員法案委員會..... 一〇
- 農地調整法案委員會..... 一〇
- 赤字公債法案委員會..... 一〇
- 恩給金庫法案委員會..... 一〇
- 社會事業法案委員會..... 一〇
- 重要礦物增產法案委員會..... 一〇
- 樺太地方鐵道委員會..... 一〇
- 陸上交通委員會..... 一〇
- 工作機械法案委員會..... 一〇
- 臨時通貨委員會..... 一〇
- 不動産融資法案委員會..... 一〇
- 有價證券法案委員會..... 一〇
- 東拓會社委員會..... 一〇
- 課石集者取扱法案委員會..... 一〇
- 飼料配給法案委員會..... 一〇
- 硫安增產委員會..... 一〇
- 增稅委員會..... 一〇
- 【衆議院】..... 一〇
- 議長明治神宮參拜..... 一〇
- 十三年度追加豫算案提出..... 一〇
- 政府法案提出..... 一〇
- 衆議院各派交渉會..... 一〇
- 本會議..... 一〇
- 陸上交通事業法案等可決・總勳員法案等可決・飼料配給法案等可決・增稅關係法案可決..... 一〇
- 豫算總會..... 一〇
- 第二次・第三次追加豫算說明委員會..... 一〇
- 國家總勳員法案委員會..... 一〇
- 增稅法案委員會..... 一〇
- 商法改正法案委員會..... 一〇
- 飼料統制法案委員會..... 一〇
- 農業保險法案委員會..... 一〇
- 重要礦物增產法案委員會..... 一〇
- 樺太鐵道補助法案委員會..... 一〇
- 應召者選舉法案委員會..... 一〇
- 航空機製造事業法案委員會..... 一〇
- 刑法改正委員會..... 一〇
- 入管者職業保險法案改正委員會..... 一〇
- 課石集者取扱法案委員會..... 一〇
- 輸出入品臨時措置委員會..... 一〇
- 陸上交通委員會..... 一〇
- 社會事業法案委員會..... 一〇

計理士法改正委員会 〇〇〇
 優生保護法案委員会 〇〇〇
 日滿司法事務委員会 〇〇〇
 決算委員会 〇〇〇
 對支國貨會社法案委員会 〇〇〇
 臨時浦貨法案委員会 〇〇〇
 市街地建築法案委員会 〇〇〇
 徵罰委員会 〇〇〇
 【各派動向】 〇〇〇
 國家總動員法案問題 〇〇〇
 政府修正に斷乎反對 〇〇〇
 案支持 〇〇〇
 政友の對總動員方針 〇〇〇
 民政の對策 〇〇〇
 政民共同對策協議 〇〇〇
 增稅案修正決定 〇〇〇
 政民共同修正に着手 〇〇〇
 當局と修正交渉 〇〇〇
 案決定 〇〇〇
 修正に依る減收一千二百萬圓 〇〇〇
 社大修正案 〇〇〇
 電力管理案と各派 〇〇〇
 社大黨松本氏の委員に抗議 〇〇〇
 電力國策演說會問題 〇〇〇
 相協議 〇〇〇
 電力案で會期延長か 〇〇〇
 西尾氏懲罰問題 〇〇〇
 政友は除名論 〇〇〇
 決定 〇〇〇
 安部社大黨首緩和に奔走 〇〇〇
 民政黨取扱い幹部一任 〇〇〇
 尾崎氏西尾氏除名に反對 〇〇〇
 幹事長會見 〇〇〇
 社大強硬態度決定 〇〇〇
 其他 〇〇〇
 農業保險修正問題 〇〇〇
 政黨批判問題 〇〇〇
 第一控證聲明 〇〇〇

【外 交】 〇〇〇
 消息 〇〇〇
 間島總領事館閉館決定 〇〇〇
 獨逸公邦承認 〇〇〇
 獨逸憲法正式に通過 〇〇〇
 首相、外相視察 〇〇〇
 伊大勳使節來朝 〇〇〇
 訪日使節團上海着 〇〇〇
 戰跡視察、上海出發 〇〇〇
 伊親善使節上陸第一歩 〇〇〇
 使節團一行略歴 〇〇〇
 軍將士遺家族へ金一封 〇〇〇
 廣田外相メツセーヂ 〇〇〇
 巴使節外相に挨拶 〇〇〇
 帝都入り 〇〇〇
 ム首相メツセーヂ 〇〇〇
 チアノ外相メツセーヂ 〇〇〇
 フアンスタ幹事長メツセーヂ 〇〇〇
 小山議長挨拶 〇〇〇
 記者團へのメツセーヂ 〇〇〇
 伊隨軍のメツセーヂ 〇〇〇
 杉山陸相挨拶 〇〇〇
 伊海軍のメツセーヂ 〇〇〇
 國民使節 〇〇〇
 鶴見、松方兩使節歸る 〇〇〇
 松方使節首相訪問 〇〇〇
 國民外交 〇〇〇
 關西日伊協會創立さる 〇〇〇
 日洪文化協會設立 〇〇〇

【内 政】 〇〇〇
 入營者職業保障法改正案 〇〇〇
 内務省新規事業概要 〇〇〇
 厚生省軍事看護施設大擴充 〇〇〇
 國營職業紹介實施概要 〇〇〇
 東京府市 〇〇〇
 東京市廳會建築委員會 〇〇〇
 東京市會、市電十三年度豫算決定 〇〇〇
 東京市債認可、市議補缺、自治振興會設立、出動將士後援會の新豫算 〇〇〇
 地方 〇〇〇
 時實氏岡山市長當選、川久保船橋市長辭任、首里市長決定 〇〇〇
 【財 政】 〇〇〇
 豫算關係 〇〇〇

【政 治・外 交】 〇〇〇
 樞密院 〇〇〇
 樞府參集 〇〇〇
 【一般政治】 〇〇〇
 對支兩會社案承認 〇〇〇
 對支中央機關兩案決定 〇〇〇
 一般事項 〇〇〇
 政務官會談 〇〇〇
 內閣參議 〇〇〇
 對支機關說明聴取 〇〇〇
 往 來 〇〇〇
 法令公布 〇〇〇

十二年度追加豫算公布、十三年度豫算公布、十三年度第二號追加豫算提出、十三年度第三號追加豫算提出、十三年度豫算總額其他 〇〇〇
 國有財産現産總額、財政二法案提出、造幣規則改正、大藏外局に貯蓄獎勵部設置計畫、月掛貯金制度擴大、保證限度擴張法案、赤字公債法案 〇〇〇
 陸軍 〇〇〇
 補充令、兵役施行令改正、朝鮮志願兵募集、陸士校落成式 〇〇〇
 海軍 〇〇〇
 海軍石炭液化試運轉開始、海軍共濟組合規則改正、巡洋艦築摩進水式、海軍兵學校卒業式 〇〇〇
 軍事航空 〇〇〇
 愛國機キッコ一萬號獻納、報國號四機命名式、防空施設視察 〇〇〇
 【司 法】 〇〇〇
 法曹懇話會第一回會合 〇〇〇
 【教 育】 〇〇〇
 帝大問題 〇〇〇
 【産業行政】 〇〇〇
 農村負債處理法案全文、肥料依頼検査規則實施、米穀利用研究所官制公布、産業補助金 〇〇〇
 商 工 〇〇〇
 硫磺アンモニヤ増産法案、輸出貿易振興施設、臨時物資調整局計畫 〇〇〇
 【航 空】 〇〇〇
 機織士百七十名を養成 〇〇〇
 少年ライダイ大會 〇〇〇
 【拓 殖】 〇〇〇
 青少年百五十萬を滿洲に移民 〇〇〇
 第六次滿洲農業移民出發 〇〇〇
 【農 業】 〇〇〇
 安部社大黨首登壇、小會派有志會合、大日本運動地方演說決定 〇〇〇

【經 濟】 〇〇〇
 【金 融】 〇〇〇
 二月銀行勘定 〇〇〇
 全國手形交換高(二月) 〇〇〇
 補助貨流通高の増加顯著 〇〇〇
 日本銀行 〇〇〇
 日銀保證準備擴張七億圓と決定 〇〇〇
 日銀利子一部改正、營業週報 〇〇〇
 【社 債】 〇〇〇
 昭和肥料社債發行不振、起債界調整に日銀萬全を期す、信託圓、地方債引受基準薄、地方債起債圓に信託圓銀乘薄、興業債券發行條件決定、東拓社債千五百萬圓發行決定、滿拓十三年度起債四千五百萬圓、東拓社債發行瞭解成立 〇〇〇
 【會 社】 〇〇〇
 北千鳥水産會社創立 〇〇〇
 日本ニッケル別會社を創立 〇〇〇
 日本水産臺灣畜産會社設立 〇〇〇
 南洋捕鯨會社計畫進む 〇〇〇
 日本ニッケル日本ニッセル合併 〇〇〇
 日曹製鋼二千四百萬圓に増資 〇〇〇
 荏拓一億圓に増資の方針 〇〇〇
 日滿亞細、南洋拓殖、エタ、パイ拂込徴收 〇〇〇
 【商 況】 〇〇〇
 新東今春來の新安値 〇〇〇
 株式低迷狀態を脱す 〇〇〇
 殘存米は豫想通り減少 〇〇〇
 豐橋乾欄賣物初立會 〇〇〇
 白金相場場天井知らず、白金反落 〇〇〇
 錫、安賣母尼暴落 〇〇〇
 【物 價】 〇〇〇
 爲替協定對米相場にも擴張 〇〇〇
 【貿 易】 〇〇〇
 【産 業】 〇〇〇
 △農 業 〇〇〇
 米穀現在高四千六百廿九萬石、米百萬石新規買入決定、本米穀年度需給推算、全購聯の飼料統制三ヶ

年計畫、生糸生産並に消費高(二月)産組監査聯合會創立 〇〇〇
 △肥 料 〇〇〇
 硫安需給五ヶ年推算、過磷酸肥料公定價格決定近し、南洋の南洋磷礦石増進進捗 〇〇〇
 △鐵 鋼 〇〇〇
 日滿支鐵鋼五ヶ年計畫、鐵力、薄板兩共販創立、日本鐵鋼製品工組聯設立 〇〇〇
 △綿 糸 〇〇〇
 綿糸義務輸出リンク案決定、綿糸ル、別産、ジーンズ、染色生産割當、晒木綿更に五錢下げ 〇〇〇
 △パ ル プ 〇〇〇
 パルプ調整規定決定、十三年輸入必要量六萬 〇〇〇
 △其 他 〇〇〇
 輸出入絹織物五月分生産割當、本年度工業團體社割當決定、工作機械需給額(最近十年)、石炭不足三百萬噸、電力需給量(十一年) 〇〇〇

【文 化】 〇〇〇
 帝國學士院例會、獨立美術展入選發表、中老作家に菊池賞、萬國博招請狀發送、學生武使節出發、新民學院見學團來朝、獨逸軍醫團來朝、日比谷圖書館閉鎖せず 〇〇〇
 【後 樂 祭】 〇〇〇
 後樂園スタヂアム事件 〇〇〇
 【裁 判】 〇〇〇
 造兵廠疑獄事件判決 〇〇〇
 【社 會 雜】 〇〇〇
 淺間丸浮ひ上る、帝都傳染病統計死の五團員、の殉死、計 〇〇〇
 【オリニピック】 〇〇〇
 市分擔體操施設設正式決定 〇〇〇
 議會最初の大會開催論 〇〇〇
 日本で國際陸球戰開催 〇〇〇
 大會前年國際冬季競技大會開催 〇〇〇
 日本カヌー協會發會 〇〇〇
 カイロ會談 〇〇〇
 第二一九日、米は飽く迄八月案 〇〇〇

【人 事】 〇〇〇
 安部社大黨首登壇、小會派有志會合、大日本運動地方演說決定 〇〇〇

堅持 第十三回大會獲得に英策
謀・我代表カイロから國際放送

滿洲國

滿洲產羊毛の統制確立
三月第一週平均中銀貨幣發行高
全滿預金貸出高
ス・フ、純統制劑徵收
對ソ關係
北鐵代價金支拂留保
經濟產業
滿鐵明年年度預算
滿鐵社債償換條件決定、昭和十
三年度豫算認可可る、豫算内容、

世界情勢

國際建艦競争

△英 國
國防計畫再檢討
英、日の態度變化を期待
主力艦は十四時砲
香港の陸海軍聯合演習開始
△米 國
建艦反對論漸次熾烈
免除修項援用決意
下院建艦案討論開始
建艦案下院通過確實
海軍北方防備強化
大主力艦設計成る
△佛國防追加預算四十四億法
△伊太利海軍の勢力

獨逸合邦とその波紋

【十一日】
獨逸の態度にドイツ官邊憤激、獨逸
妥協成らず。リントツ艦艇、獨逸艦隊
員國境に集結。獨逸防軍も増強。獨
前大使國民投票延期を要請。オー
ストリア降伏嚴重、獨逸議院會議、
獨、最後通牒提出。獨官邊否定、
獨投票案に延期。シニユク内
閣總辭職、決別演説、インクワルト
氏に後繼内閣委嘱、獨臨時政府獨
派兵を要請、獨國防軍國境通過、ゲ

リング元帥ワイロン着、獨大統
領にも辭職要求か、故都ワイロン
にナチス色氾濫、獨内閣崩壊の經
緯發表、獨通牒の内容、祖國戰線
首腦亡命、獨巡洋艦急遽歸國、伯林
は歡喜と安堵、オーストリア事變
の顛末、ドイツ側發表

△各國動向

各國要人往來、伊官邊國民投票を
歡迎、チエコ左翼派越境せん、英官
邊形勢重視、英外相、獨政府に戒
告、英佛より嚴重抗議、伊政府、英
佛の要求を一蹴、米國形勢重視、チ
エコ重大關心

【十二日】

獨新内閣額預れ決定、ドイツ軍隊
各要地に入る、對獨作戰本部設置、
前獨首相監禁さる、ワイロン放逐
局占據、親衛隊長等ワイロンへ、獨
將星續々ワイロン入り、ヒトラ
總統獨國へ、獨首相獨逸合邦方針
を闡明、ヒ總統獨太利で第一聲、リ
ンツに一拍、伯林とヒ總統軍大
宣言傳相代讀、祖國戰線解散、地
方機關のナチ化進む、ドイツ軍依
然戰時態勢、ワイロン無氣味の靜
靜、獨軍アレンベルクに到着、ブレ
ンネル時を獨伊共同保障、ヒ總統
ム首相に親書、反ナチス分子壓迫
加はる、獨國境封鎖か、獨通商自
由回復、新に國民投票執行を決定、
一民族、一國家、一指導者、獨國軍
ドイツに答復行

△各國動向(十二日)

要人往來、英政府公式聲明、英、佛
獨進軍に嚴重抗議、獨、抗議一蹴、
伊、獨の行動を是認、ダンチヒ歌
迎、チエコ、獨の侵入に武力抵抗
決意、チエコ政府國境閉鎖、瑞西
國境警備強化、ユーゴは中立堅
持、洪ナチス活期開始

【十三日】

ヒ總統ワイロン入延期、ム首相に
感謝電、ヒ總統獨國軍を統帥、獨陸
軍總司令任命、獨軍隊交換移駐、

獨ナチス指導者任命、ゲリング
總統代理の演説、ナチ化せる獨都、
ナチ文化の進出、獨逸合邦宣言、大
ドイツ國家計畫、ミクラス大統領
辭職、インクワルト、首相臨時大統
領に、新憲法制定、獨、首相臨時大統
憲法確認、獨を經濟四ヶ年計畫に
編入、獨青年組織改組、駐英佛チエ
三公使罷免、獨外相伯林に歸還、合
邦實現の諸段階

△各國動向

英、駐獨公使に歸國命令、ロンドン
反獨大會、英佛チエコ問題協議、佛
チエコ條約強化か、チエコ安全保障
要請か、越境にチエコ抗議、赤軍國
境集中說否定、羅馬尼勳員說否定

【十四日】

ヒ總統と一問一答、ヒ總統ワイ
ロンに入る、感激の挨拶、獨公使館を
獨に合併、獨株式取引所一時閉鎖、
ナチのユダヤ人排撃開始、獨軍ミ
ュンヘンに移駐、獨前大使の消
息、獨獨兩軍總司令布告、獨獨通貨
統制準備進む、獨關稅は据置き

△各國動向

要人往來、ム首相ヒ總統に返電、チ
エコナチ黨氣勢を擧ぐ、洪國の外
交政策、佛獨獨チエコ援助、チエコ
對英申入說、赤軍の波蘭利用は認
めず、獨獨問題關心高まる、英佛協
議の前途、聯盟獨獨退論に冷靜、
米國獨公使館を總領事館に變更

【十五日】

ヒ總統の獨獨合邦獅子吼、獨獨軍
隊示威大行進、獨獨監任命、ユダ
ヤ人の投票禁止、獨の外交權接收、
銀行接收、ヒ總統突如歸獨、前獨首
相結婚、獨伊の秘密同盟說
△各國動向
チエコ援助英佛協議、羅馬議定書
改訂か、ソ聯チエコ援助決意

【十六日】

ヒ總統ベルリンに凱旋、近く獨選
舉遊説、日本の友誼に感激、駐米獨
公使館の接收を通告、ナチのユダ

ヤ人狩愈々猛烈、ライア少佐自殺、
ドルフス暗殺事件の巨頭釋放、獨
獨合邦は必然とム首相唱破、佛ソ
チエコ軍事援助確約、ソ聯不干渉
主義維持か、ベルギー、ナチ派不穩
【十七日】
獨通貨統一、獨に獨獨經濟計畫適用、
フロイド博士逮捕、英から金積
出し七百萬鎊、國際通貨貿易漸く
切抜け、米財務省重大問題に直面、
伯政府、ドイツの抗議一蹴
【十八日】
獨獨國會創設案、歴史的國會
開く

△各國動向

歐資金の流入と米金政策、對米金
現送契約成立、紐育株式崩落、獨
ソ、チエコ條約廢棄要求說、チエコ舉
國一致内閣成立、米、獨獨合邦事實
上承認、歐洲戰爭回避に株式反撥

【新聞論調】

波、リ紛争
波、リ紛争
波、リ紛争
波、リ紛争
波、リ紛争

【新新聞論調】

波、リ紛争
波、リ紛争
波、リ紛争
波、リ紛争
波、リ紛争

【スベイン】

フランコ軍進進、バルセロナ混亂
に陥る、人民戰線軍休戰申入說、英
國船又も空襲さる、佛軍艦三隻急
派、英佛調停援助懇請、英國依然不
干渉、バルセロナ大空襲、佛空襲停
止申入れ、英も抗議、マドリッドの
危機迫る、フランコ將軍重大聲明
ソ聯國際會議招集
侵略阻止に國際會議招集、英の受

諸は疑問、米國拒否か、佛政府好感
【歐洲の前途】
フーヴァー氏觀測、東歐一大轉換
招來か、歐洲戰爭は未だし、深刻な
不安に備へ歐洲
英國、英帝國
首相閣内閣につき態度表明、首相
大演説内容、下院の外交討論、總動
員計畫に邁進、舉國一致内閣要望、
内閣深刻化、政界巨頭南佛に參集、
英政界大戦前夜を憂鬱、歐洲の新
事態と英外交の現段階
【英伊會談】
【英伊會談】
會談進捗、英伊新通商協定成立
フランス
第二次ブルム内閣成立、ブルム内
閣に不満、緊急國防會議、舉國一致
内閣要望、首相施政
方針演説
イタリヤ
フアシスト大評議會
和院改組決定
和獨兩國併合事實上承認
ソ聯邦
一九三七年貿易狀態
外交官公判近く行はれん
クリレンコ氏逮捕
【反革命裁判續行】
ルイコフ等被告十八名に死刑宣告
プハリン反駁、死刑執行、モス
クワ裁判の教訓(タイムズ)

米 國

超五人飛行艇建造計畫
【外 交】
ハル長官外交政策闡明、反對論中
立態度不變
【フリッピン】
中南米諸國
伯現政權打倒陰謀發覺
【メキシコ】
メキシコ銀行外國為替取引中止、
外國石油財源採用、米石油會社恐
慌、英財界驚愕、労働者英會社占據

【メキシコ】

メキシコ銀行外國為替取引中止、
外國石油財源採用、米石油會社恐
慌、英財界驚愕、労働者英會社占據

【メキシコ】

メキシコ銀行外國為替取引中止、
外國石油財源採用、米石油會社恐
慌、英財界驚愕、労働者英會社占據

【メキシコ】

メキシコ銀行外國為替取引中止、
外國石油財源採用、米石油會社恐
慌、英財界驚愕、労働者英會社占據



兩陛下赤十字に御下賜金

【三】天皇 皇后兩陛下には日本赤十字社が今次事變に際し多くの救護班を組織し派遣また篤志看護婦の活動等戦線に続後全社を擧げこのめざましい奮闘を思召され十二日に同社に對し金三萬圓下賜の御沙汰があつた、徳川社長は同日午前十一時宮内省に出頭松平宮相より拜受、恐懼感激して退下した、洩れ承はるに兩陛下には戦線の將兵は勿論統後民草の國を擧げての活躍を偲ばせられて御日常の御生活も只管御節約あらせらるゝ御由であるが殊に昨秋の觀菊會、明治節以來新年宴會、紀元節など宮中の御盛衰を御取止め遊ばされた程にて、この度の御下賜金はかく御節約の御内帑から特に下賜せられたやの御趣きにて宮内省一同心たすら恐懼感激申上げてゐる

徳川赤十字社長講話

【三】畏くも天皇、皇后兩陛下におかせられては今次事變に對する本社事業を蓋せられ特別の恩召を以て金三萬圓下賜あらせられ本日拜受致しました事は眞に恐懼感激に耐へない次第であります、本社は長くも上皇室の優渥なる御恩眷の下に國民報効の至誠より成立する團體であり博愛人道の信念を經てし報國恤兵の精神を纏とし本來の使命遂行につとめ事變發生以來多數の救護班を派遣し篤志看護婦人會及び少年赤十字團も統後援護に力を盡し何れも盡忠報國の誠を致しつゝあるのであります本日特に有難き御沙汰を拜し一同更に奮起して長期抵抗戦に對する國民精

神總動員の趣旨を體し本社實務の達成に努力して赤十字に注がせ給ふ大御心に報ひ奉らん事を期する次第であります

戦死傷病兵に大御心

【三】傷病兵並に遺家族救済の有難き大御心を體し奉り宮内省ではさきに池田書記官を岐阜、愛知、静岡方面に派遣したが更に野口書記官は大畑閣を從へ十三日駿石川、福井、富山方面を約十日間小倉書記官は白井閣と同日四國四縣下の十二日間の豫定で夫々傷病兵の救済状況を視察、遺族の慰問に赴いた

皇后陛下綑帯御下賜

【三】皇后陛下には十四日陸軍關係の傷病將兵に對し前回に引き續き綑帯下賜の御沙汰あらせられた、此の光榮に中島陸軍省醫事課長は午後二時皇后宮殿に出頭廣幡大夫より拜受感激して退出した

イラン國皇帝に御祝電

【三】天皇陛下には十五日イラン國皇帝陛下御誕辰につき御祝電を御發送あらせられた

凱旋將軍に御陪食

【三】天皇陛下には南京攻略の御武勳輝やかしく御凱旋遊ばされた朝香中將宮殿下を初め奉り前上海方面軍最高指揮官松井石根大將、前軍司令官柳川平助中將北支南支に活躍した谷壽夫中將、並に江南戦線に武功を樹て十七日凱旋入京した山室宗武中將等五將軍以下各幕僚を十八日正午宮中懇明殿に召され御慰勞の思召にて午餐の御陪食仰付けられた

朝香宮殿下傷病兵お見舞

【三】朝香中將宮殿下には傷病將兵に深く御同情を寄せられ全國の主要陸軍病院に收容中の將兵御慰問の旅に上らせられる事となり、先づ十六日午前九時、牛込若松町の臨時第一陸軍病院に成らせられ、親しく白衣の勇士を御見舞遊ばされた、此の日中將宮殿下には通常御禮装にて等々力御附武官を隨へさせられ、支關にて三木中將、名和少將飯沼少將、副官揚田少佐以下佐官以上の病院職員の出迎へを受けさせられ、貴賓室に御少憩、三木中將、名和少將に單獨賜謁、將校食堂に於て佐官以上の職員に列立拜謁を賜はり病院長より收容傷病兵の現況を御聽取の後三木中將の御先導、外科主任中村少佐の説明で第五外科西側病室より全館に亘り順次に傷病兵に賜謁御慰問遊ばされたが御英姿颯爽たる中將宮殿下の御姿を拜し白衣の勇士達はベツトに瑞座する様も感激におのゝかされてゐたが中にも殿下の御指揮下にあつた上海中支の勇士達は殿下より長くも「どの城門でやられたか」等親しく御下問、御いはりの言葉賜はるので恐懼感激、萬感交々でその眼には微かに光るものさへ覗はれた、斯くして三時間の長きに亘り全病棟を御巡視遊ばされた宮殿下には更に正午陸軍軍醫學校に御成り遊ばされ將校御同様の質素な御餐食後寺師校長の御先導で第一附屬病棟より順次に傷病兵を御見舞遊ばされ二時半御歸還遊ばされた、尚中將宮殿下には全傷病將兵に御莫子料として金一封を賜はつた由に承る

赤十字、第二陸軍病院御慰問

【三】赤十字、第二陸軍病院御慰問は朝香中將宮殿下には御多忙の御日課を御劇き遊ばされて十七日午前九時半飯沼少將、揚田副官、等々力御附武官を御隨へ

させられ日本赤十字病院に御成り遊ばされ藤波院長の御先導にて各病室に戰傷病兵を親しく御慰問、更に御莫子料金一封を御下賜遊ばされ同十一時半御退出、午後一時半世田ヶ谷第二陸軍病院に御成り同僚白衣の勇士を御慰問遊ばされた

久瀨宮殿下鏡紡御視察

【三】御西下中の久瀨宮朝融王殿下には十七日午前九時御宿所甲子園ホテルを御出發、大阪市旭區友淵町鐘紡泥川工場に御成、津田社長の御案内にて一時間餘りに亘る御視察を遊ばされた

湛子女王様太平洋露會御成

【三】朝香宮湛子女王殿下には十五日午前九時半目下野東京美術館に於て開催中の第卅四回太平洋露會にお成り約二時間に亘り石川眞治氏の御案内にて御覽遊ばされた

防空視察に宮内官中支へ

【三】宮城、大宮御所を始め離宮、御用邸等の防護の爲宮内省では防護團を組織嚴重な訓練を行つてゐるが、この度、務省方面の關係官と共に鈴木工務課、加藤書記官を上海南京方面に派遣、現地に於ける防空施設を視察せしめることになり十二日右發令した、兩氏は約二週間に亘り視察調査の豫定である

秋山司厨長の料理行脚土産

【三】長き渡りの御食膳に郷土料理を供し奉り、常々地方民の生活を思召される大御心に副ひ奉るべく雪の期節に特色の多い東北地方に料理行脚を續けた秋山大膳寮司厨長は十六日午前十時上野驛着十三日ぶりに歸京した、同氏は先づ福島から仙臺、岩手、青森、弘前と各地の僻

河合氏に紺綬褒章

【三】長きあたりでは社會公共のため多額の私財を寄附した福井市の河合榮次郎氏に對し十七日紺綬褒章下賜の御沙汰があつた

地にも足を入れて、或は若魁を、また古老を尋ね、各地の名産を集め、民家に大根干葉の味噌汁をすゝり、ぜんまいや蕨の料理、多種多様な漬物に寒村の味覺を極める等、調査の数は數百種にも及んだと云ふが、中には東北ならではと云ふ美味榮餐を兼ねるものがあり、大膳寮では之れ等數百種を記録して郷土料理國粹料理として永く保存することになった、調査であるが、畏くも天皇陛下には事變以來大御心を安んじさせ給ふこともなく、只管庶民を憐れ給ふ折柄、宮内省では今後季節毎の材料を各地より取寄せ地方民の生活を偲ぶ珍らしい郷土料理を供御に奉り、いさゝかにも大御心を御慰め申上げることになった、調査した料理の中には福島のくるみ餅、小豆餅、納豆餅、牛蒡餅、うるし、たらの木の芽料理、鮭の粕漬、大根の干葉料理、岩手では貝類餅、ぜんまい、蕨の料理、ゴリ(カジカ)の照燒、ヤマゴ(鰯の子)の照燒、漬物類、茸料理、根曲り箭の料理、青森、弘前では多く津輕料理で豆腐の昆布ドロ、豆赤無等の珍らしい漬物等々もあるが、主として地方の山海の産業を郷土人の生活に適當するよう調理したものも多く、何れも凶作になやまされた、永い歴史の中に生れて意味深に由緒を持つてゐる

河合氏に紺綬褒章

【三】長きあたりでは社會公共のため多額の私財を寄附した福井市の河合榮次郎氏に對し十七日紺綬褒章下賜の御沙汰があつた

支 那 事 變

旬 間 大 觀

紀元の佳節に一齊進撃を開始してから僅か一月、敵線數十里を疾風の如く席卷して廿數萬の共產軍を撃破、遂に山西全省を平定した皇軍は、間奏を容れず戦局の重點を津浦線に轉じ、敵が最後の據點と恃む徐州も今や風前の灯である。

津浦線南下部隊は、滕縣を抜き臨城を陥れ南陽湖から微山湖に至る沼澤地帯を掌中に收めて作戦上極めて有利な地歩を確保し、更に南進して徐州まで十餘里の地點に肉薄した。臨海線を守る敵勢無慮六十ヶ師、我が南北よりの果敢な挾撃に馬に乗せた狐のやうな態たらくで左顧右眈してゐる。徐州落ち臨海、津浦兩線が我軍の手に歸さば、北京・天津より南京・上海への往復も自由自在、中支に新政權樹立の要望俄に嵩しきも土と人との自然の叫び、畢竟天の聲であらう。

臨海線危機に瀕して漢口大動搖、蒋介石半夜の夢や果して如何。

凱旋五將軍に御陪眞仰付らる

【三・八】天皇陛下には南京攻略の御武功輝やかしく御凱旋遊ばされた朝香中將宮殿下を初め奉り前上海方面軍最高指揮官松井石根大將、前軍司令官柳川平助中將北支南支に活躍した谷壽夫中將、並に江南戦線に武功を樹て、十七日凱旋入京した山室宗武中將等五將軍以下各幕僚を十八日正午宮中豐明殿に召され御慰勞の思召にて午饗の御陪眞仰付られた

寺内司令官から感狀

北京【三・二】山西省平型關方面で活躍せる平谷部隊並に津浦線方面に武功をたてた〇〇裝甲列車隊に對しこの程北支方面軍司令官寺内大將は感狀を授與した

私用軍事小包を制限

清化鎮【三・四】十三日正午過ぎ清化鎮西方の村落で活動中便衣隊の攻撃を受け壯烈な戦死を遂げし將校左の如し

▲〇〇通信隊 中尉 高倉浩(水戸市)
【三・四】原隊發表 北支に奮戦中戦死せる將校左の如し

▲精谷部隊 少尉 菊地 鼎市(秋田)
【三・三】原隊發表 〇〇戦線に於ける戦死將校左の如し

▲倉林部隊 少尉 織田 富吉(新潟)
【三・三】原隊發表 〇〇方面に戦闘中戦死せる各部隊の將校左の如し

▲長野(裕)部隊少尉清水英士(廣島市)
▲細川部隊 少佐 山根一雄(京城府)
【三・六】原隊發表 〇〇方面の戦闘に戦死せる將校左の如し

▲鯉登部隊 少佐 高橋堅右衛門(宮城)
少尉 堀江爲一郎(福島)
同 相良達一郎(不明)
准尉 田中 勇(佐賀)

【三・六】原隊發表 中支戦線に於ける戦死將校左の如し

▲〇〇部隊 少尉 茂木 益次(東京)
【三・六】原隊發表 上海戦線に活躍中戦病死せる將校左の如し

▲八木部隊 少佐 八木綱之助(京都)
兎州【三・五】去る十七日津浦線滕縣附近の戦闘に於いて戦死せる將校左の如し

▲赤紫部隊 中尉 江田 薰(岡山)
蚌埠【三・五】靠山集及上蓋附近に於て壯烈な戦死を遂げし將校左の如し

▲添田部隊 少尉 風間 友吉(新潟)
同 金子 正明(不明)

▲藤井中尉機自爆(十九日大本營陸軍報道部發表) 去る二月廿七日地上部隊黃河附近の決戦に参加すべく藤井喜平中尉(埼玉縣)は桐生已一軍曹(山形縣)と共に

愛機に搭乘し早朝曉雲を突いて勇躍出發せしが圓らずも林縣西方山地に於て敵の猛烈を受けたるを以つて之を掃蕩すべく猛烈なる攻撃を加へ奮戦中遂に機關重要部に敵弾命中再び起つ能はざるに至れりこれを知るや兩名は從容として敵中に落進自爆し名譽の戦死を遂げた

【三・七】原隊發表 〇〇方面に於ける各部隊の戦死將校左の如し

▲鯉登部隊 少佐 高田喜久人(京城)
中尉 堀 文吉(京城)
少尉 西山 三郎(大阪)

▲小林部隊 大尉 保田 高登(廣島)
中尉 堂ノ脇照雄(鹿児島)
同 伏原 滋男(兵庫)
同 中島 秀雄(兵庫)

〇〇【三・三】鳥出部隊の〇機は十八日午後五時四十分頃中支徐州方面爆撃の途中敵戦闘機六機と遭遇し猛烈な空中戦を演じ一機は徐州南方約一〇〇キロの滕縣敵部隊に突入して自爆を遂げ戸綿中尉以下四勇士は名譽の戦死を遂げた旨廿日原隊より發表された

戸綿三郎中尉(福岡縣筑紫郡山家村) △吉野秀夫軍曹(群馬縣利根郡赤城根村) △吉本琢夫軍曹(山口縣佐波郡西浦村) △篠原正曹長(靜岡縣富士郡大宮町)

▲朝日新聞社航空部員殉職【三・三】(佐世保鎮守府十二日午前十一時十分發表) 一昨十日午前十時半海軍省囑託大阪朝日新聞社航空部員飛行士見須慎一、同通信士内野一三兩氏は福岡飛行場にて航空事故のため殉職す

對 支 國 策

對支中央機關決定

關係閣僚會議概ら

【三・四】十四日の閣議で要綱の決定を見たと北支那開發並に中支那振興兩國策會社の業務監督に當るべき中央機關の機構について過日來關係省の間に折衝を重ねつたつたが、杉山陸相、米内海相、廣田外相、賀屋藏相等は同日午後院内に於て會合、風見書記官長並に船田法制局長官を交へて對支中央機關の取扱い方に就き打合せを遂げた結果對支中央機關の主務大臣を總理大臣とすることに意見の一致を見たが、その機構に就いては依然として外務省側の同意を得るに至らず十五日更めて協議することとなつた、尙船田法制局長官、石射外務省東亞局長、三谷同條約局長、米澤同調査部長等は同日午後五時より院内大臣室に參集同問題に關し事務的折衝を行つた

外務側妥協案を提示

【三・二】對支中央機關は十四日午後十一時より外務省の堀内次官、石射東亞局長、米澤調査部長が船田法制局長官と會見、法制局側の新機關は内閣總理大臣の直屬とし外交及び政策問題を除外して北支及び中支の兩開發會社の監督及び經濟開發を管掌せしめる

一 新機關は内閣に置くもその所管は實相、陸相、海相、外相、藏相の共管と

といふ對案に對し外務省側より

すること

一 その所管事務は外交一元化の立場より新設兩會社の監督事務のみに止め一般經濟開發は除外すること

一 従つて新機關の規模は努めて小規模のものに止めること

との妥協案を提示し種々意見の交換を行つた

折衷案にて漸く正式決定

【三三】北支那産業開發、中支那振興兩國策會社の業務監督に當るべき中央機關については過半來内閣案と外務省案とが相對立して決定が遷延しつゝあつたところ兩者折衷案によつて漸く妥協が成立した、即ち兩會社監督機關として内閣に臨時部局とする對支經濟事務局(假稱)を設置し同時に對支經營の參謀本部ともなるべき對支經濟開發の重要事項を審議調査するため諮問機關として對支經濟審議會(假稱)を對支經濟事務局の上に置くことに同日の閣議で正式決定を見た、而して右兩機關は支那臨時政府の基礎確立を俟つて將來は之を母體とする東亞省とも云ふべき強力なる對支中央機關を設立する方針である、なほ對支經濟事務局創設に要する經費五萬圓は第三次追加豫算として近く議會に提出される、又對支經濟審議會官制は法制局に於て調整立案の上樞密院の御諮詢を奏請し事務局と同様四月末或は五月早々實現の筈である、兩機關の機構左の如くである

對支經濟審議會

一 對支經濟開發の重要事項を審議調査するため内閣に臨時對支經濟審議會を置く

一 會長一名(總理大臣之に任ず)

一 委員若干名(關係關係、内閣參議、民間財界有力者を以て之に任ず)

對支經濟事務局

一 北支那開發、中支那振興兩會社の業務監督のため内閣に臨時部局として對支經濟事務局を置く

一 對支經濟事務局に局長(勳任一名)書記官三名(奏任)技師二名(奏任)を置く

對支事務局は暫定的

【三三】懸案の北支那開發、中支那振興兩會社法案は十五日の院内閣議に於て正式決定を見、同時に之が中央監督機關として對支經濟事務局、重要事項の調査審議機關として對支經濟審議會の新設が決定されたがこの問題北支中支方面開發の急務に鑑み早くより關係方面から正式決定を督促されたので先週中には閣議決定の上兩法案並に豫算を衆議院へ提出の筈であつたところ、兩會社の中央監督機關の問題でこれを内閣直屬とし有能識識の人材を長官として自由にその才識を發揮せしめんとし内閣並に軍部方面の意見と、問題の性質上監督官廳たる外務省の下に外局として設置せんとする外務省の意見と正面衝突を來し、既に法制局に於ては内閣並に軍部方面の實際上の意見を基礎として法案の原案及び監督機關の機構案等を決定して閣議にも數回に亘つて之を諮り乍ら遂に妥協點を發見し得ず今週に持ち越したつたのであるがその間政府側にあつては妥協案として中央監督機關を内閣直屬とする代り長官を外務大臣兼任とする案を擱てたがそれも廣田外相の反對に遭つて流産となり遂に最後案として今回の小規模な中央機關と云ふに落ちついたのである、然しかゝる機關は對滿事務局の

前例に徴するも明かな如く結局非活動的な機關に墮すること必然であるので政府は今回の對支經濟事務局は暫定案とし近き將來に於ては右中央監督機關と審議會とを包括し更に強力なる機關、出來れば滿洲並に北支中の開發を一手に引き受ける植民省或は東亞省と云ふが如きを目指し本案はあく迄外務省との妥協に成る暫定的捨石なりとなしてゐる様である

北支・中支兩會社法案閣議決定

【三二】北支那開發株式會社法案並に中支那振興株式會社法案は十七日の院内閣議で正式決定を見即日衆議院に提出した右兩特殊會社の創設は日露戰役の南滿洲鐵道株式會社創立以來の大事業で純國策會社の實現であつて日滿支を一貫し共存共榮の大方針の下に北支並に中支の經濟開發の根基を爲すものである、兩會社法案全文左の如し

第一章 總則

第一條 北支那開發株式會社は北支那に於ける經濟開發を促進し其の統合調整を圖るを目的とする株式會社とし其の本店を東京に置く

第二條 北支那開發株式會社の資本は三億五千萬圓とす、但し政府の認可を受け之を増加することを得

第三條 政府は一億七千五百萬圓を限り北支那開發株式會社に出資すべし

政府は金錢以外の財産を以て出資の目的と爲すことを得

政府所有の株式の株金拂込は其の他の株式の株金拂込と之を異にすることを

得

第四條 北支那開發株式會社の株金の第一回の拂込金額は株金の六分の一迄下ることを得

政府は金錢以外の財産を以て其の所有する株式の第二回以後の株金拂込に充つることを得

政府は金錢以外の財産を以て其の所有する株式の第二回以後の株金拂込に充つることを得

第五條 北支那開發株式會社は株金金額拂込前と雖も其の資本を増加することを得

第六條 北支那開發株式會社の株式は記名式とす

第七條 北支那開發株式會社に非ざるものは北支那開發株式會社又は之に類似の名稱を以て其の商號となすことを得

第八條 北支那開發株式會社の定款の變更は資本の半額以上に當る株主出席し其の議決權の過半數を以て之を決す

第二章 役員

第九條 北支那開發株式會社に總裁一人副總裁二人、理事五人以上及監事二人以上を置く

第十條 總裁は北支那開發株式會社を代表し其の業務を總理す

總裁事故あるときは副總裁の一人其の職務を代理し總裁缺員のときは其の職務を行ふ副總裁及理事は總裁を補佐し定款の定むる所に從ひ北支那開發株式會社の業務を分掌し又は之に參與す

監事は北支那開發株式會社の業務を監査す

第十一條 總裁及副總裁は勅諭を経て政府之を命じ其の任期を五年とす

理事は株主總會に於て之を選任し政府の認可を受くるものとし其の任期を四年とす

監事は株主總會に於て之を選任し其の任期を三年とす

第十二條 總裁、副總裁及業務を分掌する理事は他の職務又は商業に従事することを得ず但し政府の認可を受けたるときは此の限に在らず

第十三條 北支那開發株式會社に顧問若干人を置くことを得

顧問は總裁の諮問に應じて意見を開陳す

顧問は北支那開發株式會社政府の認可を受け之を委囑す

第三章 業務

第十四條 北支那開發株式會社は左の事業にして主要なるものに對し投資又は融資を爲し其の經營を統合調整するものとす

一 交通、運輸及港灣に關する事業

二 通信に關する事業

三 發送電に關する事業

四 鑛産に關する事業

五 鹽の製造、販賣及利用に關する事業

六 前各條の外北支那に於ける經濟開發を促進する爲特に統合調整を必要とする事業

第四章 北支那開發債券

北支那開發株式會社は拂込株金額の五倍を限り北支那開發債券を發行することを得

北支那開發株式會社は北支那開發債券償換の爲一時前項の制限に依らず北支那開發債券を發行することを得此の場合に於ては發行後一月内に其の發行額面金

額に相當する舊北支那開發債券を償還すべし

北支那開發債券を發行する場合に於ては南法第二百九條に定むる決議に依ることを要せず

第十六條 北支那開發債券を發行せんとすの場合に於ては政府の認可を受くべし

第十七條 政府は北支那開發債券の元本の償還及利息の支拂に付保證することを要す

第十八條 北支那開發債券の所有者は北支那開發株式會社の財産に付他の債權者に先づて自己の債權の辨濟を受くる權利を有す

第十九條 北支那開發株式會社は毎營業年度に準備金として資本の缺損を補ふ爲利益金額の百分の八以上を積立て且利益配當の平均を得しむるため利益金額の百分の二以上を積立つべし

第六節 政府の監督及助成

第廿一條 北支那開發株式會社借入金を爲さんとするときは政府の認可を受くべし

第廿二條 定款の変更、合併及解散の決議は政府の認可を受くるに非ざれば其の効力を生ぜず

第廿三條 北支那開發株式會社は政府の認可を受くるに非ざれば利益金の處分を爲すことを得ず

第廿四條 北支那開發株式會社は毎營業年度の投資及融資の計畫を定め事業開始一月前迄に之を政府に提出し認可を受くべし之に重大なる變更を加へんと

第廿五條 政府は北支那開發株式會社の業務に關し監督上、國防上又は北支那に於ける經濟開發を促進し其の統合調整を圖る爲必要なる命令を爲すことを得

前項の規定に依り國防上必要なる命令を爲したるときは政府は勅令の定むる所に依り生じたる損失を補償す

前項の補償を伴ふべき命令は之に依り要すべき補償金の總額は帝國議會の協賛を經たる金額を超えざる範圍内に於て之を爲すことを要す

第廿六條 政府は北支那開發株式會社監理官を置き北支那開發株式會社の業務を監視せしむ

北支那開發株式會社監理官は何時にても北支那開發株式會社の金庫帳簿及諸般の文書物件を検査することを得

北支那開發株式會社監理官は必要と認むるときは何時にても北支那開發株式會社に命じて業務に關する諸般の計算及狀況を報告せしむることを得

北支那開發株式會社監理官は株主總會其他諸般の會議に出席して意見を陳述することを得

第廿七條 政府は北支那開發株式會社の決議又は役員が行爲が法令、法令に基きて爲す處分若は定款に違反し又は公益を害すと認むるときは其の決議を取消し又は役員を解任することを得

第廿八條 北支那開發株式會社は毎營業年度に於ける配當し得べき利益金額が政府以外の者の所有する株式の拂込金額に對し年百分の六の割合に達する迄政府の所有する株式に對し利益の配當

を爲すことを要せず

第廿九條 北支那開發株式會社の毎營業年度に於ける投資及融資に因る収入の投資及融資の總額に對する割合(以下收入割合と稱す)が年百分の六に達せざるときは政府は初營業年度及爾後五年間各各の各號の金額の合計額を限度とし配當し得べき利益金額が政府以外の者の所有する株式の拂込金額に對し年百分の六の割合に對する迄其の不足額に相當する金額を補給す

一 投資及融資の總額中政府以外の者の所有する株式の拂込金額に依りたる部分に百分の七より収入割合を減じたる差を乗じて得べき金額

二 投資及融資の總額中社債收入金(社債前借金を含む以下同じ)に依りたる部分に百分の五より収入割合を減じたる差を乗じて得べき金額

每營業年度に於ける配當し得べき利益金額が政府以外の者の所有する株式の拂込金額に對し年百分の六の割合を超ゆるときは其の超過額は先づ之を前項の補給金の償還に充つべし

第一項の投資及融資に因る収入、投資及融資の總額並に其の中政府以外の者の所有する株式の拂込金額に依りたる部分及社債收入金に依りたる部分の計算方法は命令を以て之を定む

第卅一條 北支那開發株式會社の毎營業年度に於ける配當し得べき金額が政府以外の者の所有する株式の拂込金額に對し年百分の六の割合を超過する場合に於て政府以外の者の所有する株式に對し年百分の六の割合を超え利益配當を爲さんとするときは其の超過する利益

金額は利益配當が總株式に付拂込みたる株金額に對し均一の割合に達する迄政府以外の者の所有する株式の拂込金額及政府の所有する株式の拂込金額に對し一と五との割合を以て之を配當すべし

第卅二條 北海道、府縣、市町村其他之に準ずべきものは前條の期間北支那開發株式會社の事業に對し地方税を課することを得す

第卅三條 北支那開發株式會社が設立、資本の増加、合併又は第二回以後の株金拂込の登記を受くる場合に於ては其の登録税の額は拂込株金額、増資拂込株金額又は毎回拂込株金額の千分の一とす

第卅四條 北支那開發株式會社が本法若は本法に基きて發する命令又は之に基きて爲す處分に違反したるときは總裁又は總裁の職務を行ひ若は代理する副總裁を百圓以上二千圓以下の過料に處す副總裁又は理事の分掌業務に係るときは副總裁又は理事を過料に處すこと亦同し

第卅五條 本法は公布の日より之を施行す

第卅六條 政府は設立委員を命じ北支那開發株式會社の設立に關する一切の事務を處理せしむ

第卅七條 設立委員は定款を作成し政府の認可を受くべし

政府前項の規定に依る認可を爲さんとするときは政府の出資の目的たる金錢以外の財産の價格及之に對して與ふる株式の數に付政府出資財産評價委員會の議を經べし

政府出資財産評價委員會に關する規程は勅令を以て之を定む

第卅八條 前條の認可ありたるときは設立委員は株式總數より政府に割當すべき株式を控除したる殘餘の株式に付株主を募集すべし

第卅九條 株式申込證には定款認可の年月日並に南法第百廿六條第二項第二號第四號及第五號に規定する事項を記載すべし

第四十條 設立委員は株式の募集終了るときは株式申込證を政府に提出し其の検査を受くべし

第四十一條 設立委員は前條の検査を受けたる後遅滞なく各株に付第一回の拂込を爲さしむべし

前項の拂込ありたるときは設立委員は遅滞なく創立總會を招集すべし

第四十二條 創立總會に於ては第十一條の規定に準じ理事及監事の選任を行ふべし

第四十三條 創立總會を終結したるときは設立委員は其の事務を北支那開發株式會社總裁に引渡すべし

第四十四條 政府第四條第二項の規定に依り金錢以外の財産を以て其の所有する株式の株金拂込に充つる場合に於ては其の財産の價格に付政府出資財産評

議を經べし

附則

本法は公布の日より之を施行す

政府は設立委員を命じ北支那開發株式會社の設立に關する一切の事務を處理せしむ

設立委員は定款を作成し政府の認可を受くべし

政府前項の規定に依る認可を爲さんとするときは政府の出資の目的たる金錢以外の財産の價格及之に對して與ふる株式の數に付政府出資財産評價委員會の議を經べし

政府出資財産評價委員會に關する規程は勅令を以て之を定む

前條の認可ありたるときは設立委員は株式總數より政府に割當すべき株式を控除したる殘餘の株式に付株主を募集すべし

株式申込證には定款認可の年月日並に南法第百廿六條第二項第二號第四號及第五號に規定する事項を記載すべし

第二章 役員

價委員會の議を経べし
第四十五條 政府は北支那開發株式會社に對する出資の目的に充つため帝國鐵道特別會計より其の所屬物件を無償にて一般會計に保管換を爲すことを得

第四十六條 登錄稅法第六條第一項第十一號中「東洋拓殖債券」の下に「北支開發債券」を加ふ。

▲中支那振興株式會社法案
第一章 總則
第一條 中支那振興株式會社は中支那に於ける經濟の復興及開發を助成するを目的とする株式會社とし其の本店を上海に置く

第八條 中支那振興株式會社に總裁副總裁各一人、理事三人以上及監事二人以上を置く
第九條 總裁は中支那振興株式會社を代表し其の業務を總理す
副總裁は總裁事故あるときは其の職務を代理し總裁缺員のときは其の職務を行ふ

特殊の事情ある場合に於ては中支那振興株式會社は政府の認可を受け前項各號に掲ぐる事業を自ら經營することを得
第十三條 中支那振興株式會社は拂込株金額の五倍を限り中支那振興債券を發行することを得
第十四條 中支那振興株式會社は中支那振興債券を發行するに依らず中支那振興債券を發行することを得此の場合に於ては發行後一月内に其の發行額面金額に相當する舊中支那振興債券を償還すべし

爲さんとするときは政府の認可を受くべし
第廿一條 中支那振興株式會社は政府の認可を受くるに非ざれば利益金の處分を爲すことを得ず
第廿二條 中支那振興株式會社は毎營業年度の投資及融資並に自營業の計畫を定め事業開始一月前迄に之を政府に提出し認可を受くべし之に重大なる變更を加へんとするときは亦同

第廿三條 政府は中支那振興株式會社の業務に關し監督上、國防上又は中支那に於ける公共の利益若は産業の振興の爲必要な命令を爲すことを得
前項の規定により國防上必要な命令を爲したる時は政府は勅令の定むる所により之に因り生じたる損失を補償す
前項の補償を伴ふべき命令は之に因り要すべき補償金の總額が帝國議會の協賛を経たる金額を超えざる範圍内に於て之を爲すことを要す
第廿四條 政府は中支那振興株式會社監理官を置き中支那振興株式會社の業務を監視せしむ
中支那振興株式會社監理官は何時にても中支那振興株式會社の金庫帳簿及諸般の文書物件を檢査することを得
中支那振興株式會社監理官は必要と認むるときは何時にても中支那振興株式會社に命じて業務に關する諸般の計算及狀況を報告せしむることを得
中支那振興株式會社監理官は株主總會其他諸般の會議に出席して意見を陳述すことを得
第廿五條 政府は中支那振興株式會社の決議又は役員が行爲が法令、法令に基きて爲す處分若は定款に違反し又は公益を害すと認むるときは其の決議を取消し又は役員を解任することを得
第廿六條 中支那振興株式會社は毎營業年度に於ける配當し得べき利益金額が政府以外の者の所有する株式の拂込金額に對し年百分の六の割合に達する迄政府の所有する株式に對し利益の配當を爲すことを要せず
第廿七條 中支那振興株式會社の毎營業年度に於ける投資、融資及自營業に因る収入の投資、融資及自營業資金の總額に對する割合（以下収入割合と稱す）が年百分の六に達せざるときは政府は初營業年度及爾後五年間左の各號の金額の合計額を限度とし配當し得べき利益金額が政府以外の者の所有する株式の拂込金額に對し年百分の六の割合に達する迄其の不足額に相當する金額を補給す
一 投資、融資及自營業資金の總額
中政府以外の者の所有する株式の拂込金額に依りたる部分に百分の七より収入割合を減じたる差を乗じて得べき金額
二 投資、融資及自營業資金の總額
中社債收入金（社債前借金を含む、以下同じ）に依りたる部分に百分の五より収入割合を減じたる差を乗じて得べき金額
毎營業年度に於ける配當し得べき利益金額が政府以外の者の所有する株式の拂込金額に對し年百分の六の割合を超

第二條 中支那振興株式會社の資本は一億圓とす但し政府の認可を受け之を増加することを得
第三條 政府は五千萬圓を限り中支那振興株式會社に出資すべし
政府は金錢以外の財産を以て出資の目的と爲すことを得
政府所有の株式の株金拂込は其の他の株式の株金拂込と之を異にすることを得

第十條 總裁及副總裁は勅令を経て政府之を命じ其の任期を五年とす
理事は株主總會に於て之を選任し政府の認可を受くるものとし其の任期を四年とす
監事は株主總會に於て之を選任し其の任期を三年とす
第十一條 總裁、副總裁及業務を分掌する理事は他の職務又は商業に従事することを不得但し政府の認可を受けたるときは此の限に在らず

第十六條 中支那振興債券の所有者は中支那振興株式會社の財産に付他の債權者に先ちて自己の債權の辨濟を受くる權利を有す
第十七條 中支那振興株式會社は毎營業年度に準備金として資本の缺損を補ふ爲利益金額の百分の八以上を積立て且利益配當の平均を得しむる爲利益金額の百分の二以上を積立つべし

第十八條 政府は中支那振興株式會社の業務を監督す
第十九條 中支那振興株式會社借入金を

第二十條 中支那振興株式會社は左の事業に對し投資又は融資を爲すものとす
一 交通及運輸に關する事業
二 通信に關する事業
三 電氣、瓦斯及水道に關する事業
四 鑛産に關する事業
五 水産に關する事業
六 前各號の外中支那に於ける公共の利益又は産業の振興の爲必要な事業

第四條 中支那振興株式會社は株金金額拂込前と雖も其の資本を増加することを得
第五條 中支那振興株式會社の株式は記名式とす
第六條 中支那振興株式會社に非ざるものは中支那振興株式會社又は之に類似の名稱を以て其の商號と爲すことを得ず
第七條 中支那振興株式會社の定款の變更は資本の半額以上に當る株主出席し其の議決權の過半數を以て之を決す

第十二條 中支那振興株式會社は左の事業に對し投資又は融資を爲すものとす
一 交通及運輸に關する事業
二 通信に關する事業
三 電氣、瓦斯及水道に關する事業
四 鑛産に關する事業
五 水産に關する事業
六 前各號の外中支那に於ける公共の利益又は産業の振興の爲必要な事業

第十八條 政府は中支那振興株式會社の業務を監督す
第十九條 中支那振興株式會社借入金を

第二十條 中支那振興株式會社は左の事業に對し投資又は融資を爲すものとす
一 交通及運輸に關する事業
二 通信に關する事業
三 電氣、瓦斯及水道に關する事業
四 鑛産に關する事業
五 水産に關する事業
六 前各號の外中支那に於ける公共の利益又は産業の振興の爲必要な事業

第二十條 中支那振興株式會社は左の事業に對し投資又は融資を爲すものとす
一 交通及運輸に關する事業
二 通信に關する事業
三 電氣、瓦斯及水道に關する事業
四 鑛産に關する事業
五 水産に關する事業
六 前各號の外中支那に於ける公共の利益又は産業の振興の爲必要な事業

過するときはその超過額は先づ之を前項の補給金の償還に充つべし

第一項の投資融資及自營業に因る収入投資融資及自營業資金の總額並にその中政府以外の者の所有する株式の拂込金に依りたる部分及社債収入金に依りたる部分の計算方法は命令を以て之を定む

第廿八條 中支那振興株式會社の毎營業年度に於ける配當し得べき利益金額が政府以外の者の所有する株式の拂込金額に對し年百分の六の割合を超過する場合に於て政府以外の者の所有する株式に對し年百分の六の割合を超え利益配當を爲さんとするときはその超過する利益金額は利益配當が總株式に付拂込みたる株金額に對し均一の割合に達する迄政府以外の者の所有する株式の拂込金額に對し一と五との割合を以て之を配當すべし

第七章 罰則
第廿九條 中支那振興株式會社が本法若は本法に基きて發する命令又は之に基きて爲す處分に違反したるときは總裁又は總裁の職務を行ひ若は代理する副總裁を百圓以上二千圓以下の過料に處す副總裁又は理事の分掌業務に係るときは副總裁又は理事を過料に處すること亦同じ

第卅條 本法は公布の日より之を施行す
第卅一條 政府は設立委員を命じ中支那振興株式會社の設立に關する一切の事務を處理せしむ

第卅二條 設立委員は定款を作成し政府の認可を受くべし
政府前項の規定に依る認可を爲さんとするときは政府の出資の目的たる金錢以外の財産の價格及之に對して與ふる株式の數に付政府出資財産評價委員會の議を経べし
政府出資財産評價委員會に關する規程は勅令を以て之を定む

山西省戰況

臨汾【二〇】老趙な蔣介石のため山西最南端禹門口の渡より追ひ捲られた山西、四川雜軍等の擲擧、吉縣附近山岳地帯に遁入せる殘敵部隊の掃蕩を最後の止めとして敵將閻錫山が首都太原を抛棄してより四ヶ月、本格的南部作戰を開始してより僅かに月餘にして山西全省の平定は完成された、或は太行山脈の嶺傳ひに進み或は靈石の堅陣を破り、或は更に進んで古戰場として有名な韓信嶺の天險を突破し神速果敢蒙勇山岳戰に鳴る〇〇部隊の奮戦と之に協力する〇〇、〇〇各部隊の一部及び林航空部隊の強力な掩護が戰史に不滅の戰績を残して茲に全山西の攻略を完了し僅に邊陲山岳地帯に紛れ込んだ既に戰意喪失した一部少數の敗殘兵を残すのみとなつた

毛澤東連敗の辯

新京【二一】當地事情によれば支那共産軍を率ゐる山西に敗退した毛澤東は最近西安に於て某國人に對し支那軍の連敗は七ヶ月の抗日戰に於て自分の個人的體験に依れば支那軍の連敗はその組織に不備な點があつたからで、共産軍を移動、固定及びゲリラの三部隊に改編し得るならばもつと優勢な戰爭が出来たと思ふ、今自分に八十萬の支那軍を與へるならば移動部隊數ヶ師を組織

し日本軍の先鋒部隊の前面に配し、小ゲリラ部隊を編成して日本軍の背後を擾亂すれば必ず勝利は支那側にあると思ふ
とて現在の支那軍に戰闘力なきを嘆き、最後に「日本軍は支那軍を撲滅し得るか」との質問に對しては

自分の率ゐる第八路軍は目下京漢京綏、同蒲線方面及山西省の西北、東南地區に於て活動してゐるが芳ばしくない、然し敗戦だとは斷言出来ぬ、支那軍は我々の巧妙なゲリラ戰術に依る勝利を期待し得るであらうと僅かに夢の様な希望の裡に戰を續けてゐる事を表明したといはれる

☆ 西北部掃蕩戰

黄河對岸の敵陣地に進撃
大同【二二】河曲對岸の陝西省東北端小站村大站村の線を確保した石丸、大關兩部隊は小林部隊長の率ゐる航空部隊の協力のもとに進撃を續行し逃げながら抵抗する敵を制壓し正午徐家梁、樹兒泉一帶の高地を占領、一方三道焉より南下した久野村部隊は午後朱樓臺陣地を急襲しこれを占領した、我が猛烈な進撃に膽も第一線陣地を放棄した敵の前衛部隊は離地海に向つて雪崩を打つて退却を開始し我が軍はこれをすかさず追撃中である

五寨附近の殲滅戰
大同【二三】崞關より北上する一ノ宮部隊は十日夕刻頃五寨西南約五里の三井に於て共産匪を交へた正規軍約一千と邂逅激戰數時間の後敵に殲滅的打撃を與へて之を西南方店坪方面に擊退した、翌十一日早曉又も敵約一千五百が三井南方高地一帯に集結中なるを知り我方は之に猛烈な攻撃を敢行、激戰三時間にして之を擊滅、その一部は西南方に潰走した、此の戰闘に於ける敵遺棄死體は六百を下らなかつたが我が軍根本四六部隊長は陣頭に立つて奮戰中敵陣にあつて名譽の戰死を遂げた

東樂の共産軍三千を撃滅
大同【二四】黄河を挾む保德、府谷に於て敵約一千を痛快に殲滅、六日河曲に入城山西西北作戰を完成した我が千田部隊は息つく間もなく山嶺五十里の難險を征服して十一日寧武に到達、同日夜半より西南方五里の東樂大寨の線に蟠踞する共産軍約三千に對し攻撃を開始、十二日早朝早くも東寨を占領、敵は雪崩を打つて南方音樂方面に向け潰走、我軍は目下猛追中

義井鎮南方で共匪四千を撃滅
大同【二五】千田、吉岡兩部隊は十七日夕刻山西省義井鎮(神池西方)の南方虎北村で共産匪約四千と邂逅敵は山嶺地帯より頑強に抵抗し來つたが我軍は敵を次第に包圍し同夜半より猛撃を開始、十八日午前四時吉岡部隊は遂に敵の側面山地を奪つた、又救援の石丸部隊は千田部隊と協力敵の側背を衝きこれに殲滅的打撃を與へ敵は死體一千餘を残し南方に潰走した、この戰闘により山西省西北部に蟠踞し惡逆の限りを盡した共産匪は殆ど殲滅した

托克托來龍の閻軍を撃退
大同【二六】二月下旬から蒙古騎兵部隊に追ひまわられて黄河右岸地區を彷徨し

激戰數時間の後敵に殲滅的打撃を與へて之を西南方店坪方面に擊退した、翌十一日早曉又も敵約一千五百が三井南方高地一帯に集結中なるを知り我方は之に猛烈な攻撃を敢行、激戰三時間にして之を擊滅、その一部は西南方に潰走した、此の戰闘に於ける敵遺棄死體は六百を下らなかつたが我が軍根本四六部隊長は陣頭に立つて奮戰中敵陣にあつて名譽の戰死を遂げた

てゐた關錫山軍は小類にも十七日夕刻二千五百の兵を以て突如綏遠省托克托縣城に來襲しこれを包圍し一部を以て城内に亂入せしめ住民一萬の生命は危殆に瀕せんとしたが同地警備の蒙古軍は果敢に寡兵能く之に應戦し一方急報に接した我が同本部隊は急遽〇〇を出發同日午後一時托克托城外に迫り部隊長自ら陣頭に立ち同城包圍の敵に對して猛烈なる攻撃を加へ激戦二時間の後敵を黃河右岸地區に潰走せしめた、敵の遺棄死體三百、齒獲品多數、我が軍の損害輕少である

☆ 南部殲滅戰

萬泉を肅清占領

聞喜【三三】稷山南方を掃蕩中の木島部隊は十一日午前一時下任領南方地區にて約一千の敵を撃破したほか主力は十一日午前十一時半東蒲村附近に於て約五百の敵兵を撃破、更に午後二時には孤山北側高地にて約一千の敵と遭遇、之を北方に撃退し午後二時半萬泉を占領した、敵の遺棄死體は東蒲村にて三百、孤山二百、萬泉東北高地三百で我に損害なく、敵は四川軍及び第四十七軍の第百〇四、第百七十七の二個師である

蒲縣南側の敵掃滅

聞喜【三三】去る九日敵六十六、七十一七十二、三ヶ師の約五萬を臨汾西方の蒲縣南側地區に於て撃滅した鯉登部隊は更に敵を追撃全くこれを四散敗走せしめた、敵遺棄死體六七百、齒獲品機關銃十六小銃六百、手榴彈千三百、小銃彈二萬發等であつてわが方損害僅少、なほ捕虜並に土民の言によれば鄉寧東方山地には

相當の敗殘兵ある模様である

黃河を挟んで

▲地方軍逆戻り 聞喜【三三】我が南部山西作戰軍に撃破されて黃河を渡河、陝西、河南方面へ敗走せんとした中央軍以外の四川軍其他雜軍は中央軍督戰隊の爲め黃河渡河を阻止され、吉縣、鄉寧、萬泉等の山岳地帯に逃走した

▲防禦陣地構築 曲沃【三二】山西南部より追はれて黃河河畔に敗退せる中央軍は黃河の線を最後の生命線として皇軍の黃河渡河を防がんとし、陝西河南の各主要渡河點に盛んに防禦陣地を構築し兵力を集結して居り潼關附近には飛行機を集めてゐる模様である

▲渡河反撃の敵を全滅 曲沃【三三】十三日午前七時頃潼關に據る敵約六百は小類にも我に反撃せんと舟を以て黃河を渡河攻撃し來つたので、我が中川部隊の沿岸警備隊は之を見付け猛射を浴せ約四百五十を河中に撃滅し上陸せる百五十を全滅した

▲三地點で隴海線遮斷 曲沃【三五】山西最南端、黃河沿岸の芮城平陸を占據せる〇〇部隊及金岡快速部隊は十一日以來黃河越に函谷關陝州方面の敵軍施設を猛撃、之を撃破し茲に隴海線は潼關、函谷關、陝州の三點に於て完全に遮斷された

▲靈寶縣砲擊 曲沃【三三】十三日午後我が〇〇部隊は山西西南部の平陸對岸靈寶縣停車場及び橋梁を砲撃し隴海線軌道給水塔等を破壊、敵に多大の損害を與へた

共産軍主力部隊現はる

彰德【三二】臨汾平野の大殲滅戰を最後として徹底的打撃を受けた敵は衛立煌の指揮する中央軍、萬福麟軍、宋哲元軍等が後方に退きこれに代つて遊撃戰を得意とする共産軍が我が軍の前敵として現はれて來た、即ち「日本軍は大軍を前面に押出した結果後方の守備が手薄になつてゐるから、この隙を衝いて大いに後方攪亂を策すべし」との蔣介石の命令に基くもので、總司令朱德は沁縣(山西省平遙東南十七里)附近山中に據り武鄉、榆社地方に於て共産軍主力部隊(六ヶ師と稱す)を指揮する外、正太線西部地區原平領東方山地及び西方山地にも各一個師ぐらゐづゝ配備し隊を狙つては我が後方を襲撃せんと企圖し一方共産軍一流の宣傳と甘言を以て人心を收攬し抗日戰に驕立てようとするが、宣傳と行動とは正反對で民衆の恐怖と怨嗟的となつてをり、數日前早平(保定西方三十里)にある共産軍を攻撃し潰走せしめた我が〇〇部隊は附近住民から歡呼して迎へられた

▲第八路軍總參謀長重傷 上海【三二】支那紙の報するところによれば共産軍首腦者の一人たる第八路軍總參謀長林彪は過般山西省離石の戰團に於いて第八路軍の主力を率ひ抗戰中日本軍の猛烈なる攻撃に全軍總崩れとなつた時腰部に重傷を受け目下共産政府所在地たる陝西省蘭州(延安)に後送され治療を受けてゐるが相當の重傷である

▲西方山嶽地帯の大包圍戰 臨汾【三二】老宿なる蔣介石のため黃河の渡河を阻止され吉縣、鄉寧附近の山嶽地帯に逃げ込んだ山西の四川軍その他雜軍の大包圍掃蕩戰は三月十八日未明を期し一齊に火蓋が切られた、この方面の山嶽は險峻抉り取つた様な懸崖絶壁で我軍は難行軍に難行軍を續け東北南の三方面より逐次敵に接近同日夕刻には吉縣、鄉寧を結ぶ中心より卅四里の地點までこの包圍圈を縮小一刻敵を破滅に迫り込みつゝある、即ち鯉登部隊は大軍方面より敵を撃滅しつゝ南下、罐頭山、餘家河、千四百六十二、千四百六十五兩高地を陥れ午後五時には嶺上南方高地戰に於て約一千の敵を鄉寧方面に潰走せしめ又午前

▲鄉寧占領 臨汾【三二】殘敵を隨所に撃滅しつゝ峻險な山路を進撃中の小林部隊は十九日正午殘敵の巢窟の一つたる臨汾西南方八里鄉寧を占領、又鯉登部隊は同日午前十時和尙堂(吉縣北方五里)を占領し更に吉縣北方二里の地點に迫つた

▲吉縣略略 臨汾【三二】小林部隊は廿日正午吉縣東南方三キロの北郊村を占領した、また東方より吉縣を衝いた鈴木部隊は吉縣東方四里の地點より〇〇方面に向け逃走する約四千の敵を猛追中である

▲臨汾【三二】我が吉縣、鄉寧包圍陣は鄉寧の陥落によつて益々縮小せられ、十九日鄉寧を抜いた小林部隊は雪崩をうつ

て敗走する敵を急追し吉縣東南二里の地點に迫り狼馬を陥れた、又北方より疾馳した鯉登部隊は吉縣を去る僅か一キロの地點に肉迫し一方頑強に抵抗する敵を撃破し山岳嶽を抜いて進撃した鈴木部隊の主力は東方四里の地點に進出斯くて好意ある我が諸順勸告を一蹴した敗殘山西、四川兩軍の殲滅も目前に迫つた

▲山西全省の平定成る 臨汾【三三】鯉登部隊は廿日午前四時半吉縣を占領、續いて午後二時小林部隊も歩武堂々入城した、斯くて山西西南部敵大掃蕩戰開始以來三日にして敵の根據地鄉寧、吉縣は完全に我が手に歸し敗敵は四離滅裂となつて西方地區及北方へ潰走した、吉縣は山西省西南部の要衝で山西省要人の避難集結してゐた所である、これを以て山西全省の平定は全く完成された

▲濟南附近の兵匪討伐 濟南【三二】沿田部隊の一部は十三、十四日の兩日に亘り濟南東南方獨山湖北岸地區大長石橋に在る敗殘兵匪討伐を行ひ完全に之を掃蕩した

▲濟寧附近の敗殘兵攻撃 兗州【三二】濟寧の西南方約十五キロ崖家堂附近に於て敗殘の山東軍約六百が蠢動中であつたが我が〇〇部隊の一部は敵の機先を制し十八日正午行動を開始し之を攻撃中である

▲青島附近の掃蕩戰 ▲即墨北方で六百の匪軍撃退 青島【三二】即墨北方約八里の王庄附近を掃

山東省戰況

▲濟南附近の兵匪討伐 濟南【三二】沿田部隊の一部は十三、十四日の兩日に亘り濟南東南方獨山湖北岸地區大長石橋に在る敗殘兵匪討伐を行ひ完全に之を掃蕩した

▲濟寧附近の敗殘兵攻撃 兗州【三二】濟寧の西南方約十五キロ崖家堂附近に於て敗殘の山東軍約六百が蠢動中であつたが我が〇〇部隊の一部は敵の機先を制し十八日正午行動を開始し之を攻撃中である

▲青島附近の掃蕩戰 ▲即墨北方で六百の匪軍撃退 青島【三二】即墨北方約八里の王庄附近を掃

瀋陽の山田部隊の一部は十日午後一時頃約六百名の匪賊と遭遇し衆を恃んで包圍攻撃する敵と交戦すること十六時間十一日午前五時即ちより援軍の到着を待ちこれと協力敵を北方に撃退した、この戦闘に於て敵の遺棄死體廿、韓復榘軍既に撃退され正規軍とを絶つた山東省には尙長期抵抗を叫ぶ國民政府に操られてある政治匪や紅槍會匪が蠢動してゐるが我が掃蕩隊により逐次撃破逐逐されつゝある

☆ 津浦線北段

面別働隊の由良部隊は十七日看高城の敵匪五百を撃破して前進、李町部落に宿營中凡そ八倍に達する優勢なる敵匪の逆襲を受け包圍されたが、豪膽なる由良部隊長の巧妙なる内戦作戦が奇効を奏し敵は疊々たる死體を遺棄して潰走、我方一名の犠牲者をも出さず大捷を博した

北京【三三】山西省並に京漢線地區の掃蕩作戦に劃期的成果を収めた我軍は餘を轉じて十四日より津浦線北段沼澤地帯の敵に猛撃を加へ連戦連勝、界河、北沙河、濰縣、南沙河、官橋、臨城の諸要衝を攻略、十九日には早くも韓莊を陥れ意氣冲天、徐州を指呼の間に睨み臨海線上の敵艦を寒からしめてゐる、隴海線上の敵總兵力は概算六十ヶ師と稱せられ連雲港海州を起點として徐州、歸德に至る津浦線交又點一帶に凡そ卅ヶ師關封、開封、鄭州、洛陽等京漢線交又地區を中心に凡そ廿ヶ師、潼關より西安に至る地區は凡そ十ヶ師を配備し、李宗仁自ら最前線徐州、歸德方面に出馬して督戰しつゝある、然しながら之等敵軍は過去九ヶ月間に亘り我が精銳に完膚なき迄に叩きつけられ敗殘部隊を再編成したものに過ぎず裝備劣悪、彈藥兵器の補給困難、訓練の不足、優秀兵士の戦死傷による一般素質の低下等著しくその戰鬥力は事變勃發當時に比し殆ど四分の一程度に低落、而かも何れも戰意喪失の實情に在る、従つて津浦線

南北よりする我軍の包圍に逐次敵は袋の鼠と化し徐州一帶の敵軍は我が精銳の前に懼伏して津浦線北段の連絡完成し天津南京間の自由交通の回復近きに在る事が期待される

超へてゐたが、我軍の猛攻に徹底的に撃破され約千六百に上る死體を遺棄して南方に潰走した、情報によれば河南戦局に熾滅的打撃を蒙り、西部隴海線の防禦陣に危険を感じた蔣介石は徐州の李宗仁に對し隴海線の最右翼たる第五戰區を擧げて積極的反抗を鼓命し津浦、京漢兩線の間地區突破の作戦に出たのであるが我が軍の神速果敢な追撃にその出鼻を挫かれその先遣部隊は殆んど潰滅するに至つた、斯くて先に山東軍をもつて濟寧奪還を企てゝ成らず、逆に熾滅を蒙つた第五戰區總司令李宗仁は又も一敗を喫した譯で、我が軍の猛撃に北上の四川軍は早くも動搖の色を見せてゐる

津浦線北段部隊動く
濟南【三三】京漢線並に山西作戦に於て劃期的戦果を獲得、轉戰四旬にして南方山西黄河以北河南省を平定した我軍は山東省津浦線一帶の敵軍に對し壯烈なる掃蕩熾滅戦を開始、逐時敵を山東、江蘇省境に制壓しつゝあり即ち十四日午前七時頃勇躍行動を起し下張輔西方高地を占領せる五、六百の敵に攻撃を開始した福榮部隊は正午頃にはこれを攻略し更にその一部隊は第百廿七、第百廿二師の敵第一部隊が占領する界河を目標として猛撃これに熾滅的打撃を與へ十四日午後五時半遂に界河嶺を占領するに至つた、一方濟南附近より進發した大迫部隊は東南方地區附近に躊躇する二千の敵を南陽湖方面に壓迫中である、かくて我が各部隊は蔣介石軍最後の抵抗地たる津浦線中部地區に對し壯烈なる掃蕩戦を展開敗殘軍の徹底的熾滅を期しつゝある

臨城占領
鄒縣【三六】我が〇〇部隊主力が津浦線東方地區を南進し沙河驛附近に迂回進出したのに呼應し〇〇部隊の一部は十六日午後東側より臨縣を猛攻、臨縣は三方より包圍されその陥落は目睫の間に迫つた我が軍の猛撃に潰走した敵大部隊は西南方へ遁れ漸次集結中であるが、内田荒鷲部隊は之を襲つて熾滅的打撃を敢行大損害を與へた

〇〇部隊は十八日午前八時堂々縣城に入城した、城内至るところ日章旗が翻り、着々秩序の恢復を見てゐる

官橋攻撃
界河【三三】臨縣城の一角を占領した〇〇部隊はその後引續き城内を掃蕩中で同部隊の主力は十七日午前臨縣南方約五里の官橋の敵を攻撃中である

兗州【三六】津浦線官橋附近の敵を粉碎した我が〇〇部隊は破竹の勢を以て進撃を續け十七日午後五時臨城を占領した

徐州まで六十キロ 兗州【三八】臨城は鄒縣、徐州の中間軍事上重要なる臨嶽支線の起點で今から十五年前匪賊が同地に於て國際列車を襲撃し多數の外人乗客を拉致して國際問題を惹起した所謂臨城事件として有名な處である、同地より徐州迄約六十キロ弱を餘すのみで徐州方面の敵は早くも動搖の色あり、皇軍は大河の決するが如き勢ひを以て更に進撃中である

遺棄死體七千餘 臨城附近の戦闘に於て十八日までに四川軍に與へたる損害は左の如くである

遺棄死體 七千餘 小銃彈 三萬發 手榴彈 三千餘 小銃 六百 機銃 七十七 砲 三門 裝甲機關車 一 捕虜 四川軍團長以下卅餘名

幹庄占領
兗州【三六】臨城攻略後直ちに追撃戦に移つた〇〇部隊は十九日午後一時頃には既に大運河北方約二十キロの線に進出、〇〇部隊協力の下に韓莊(臨城南方廿五キロ)の敵に肉薄中である、運河南方にも約一萬の敵あり我方の猛攻に既に浮足立

て〇〇部隊は十八日午前八時堂々縣城に入城した、城内至るところ日章旗が翻り、着々秩序の恢復を見てゐる

官橋攻撃
界河【三三】臨縣城の一角を占領した〇〇部隊はその後引續き城内を掃蕩中で同部隊の主力は十七日午前臨縣南方約五里の官橋の敵を攻撃中である

兗州【三六】津浦線官橋附近の敵を粉碎した我が〇〇部隊は破竹の勢を以て進撃を續け十七日午後五時臨城を占領した

徐州まで六十キロ 兗州【三八】臨城は鄒縣、徐州の中間軍事上重要なる臨嶽支線の起點で今から十五年前匪賊が同地に於て國際列車を襲撃し多數の外人乗客を拉致して國際問題を惹起した所謂臨城事件として有名な處である、同地より徐州迄約六十キロ弱を餘すのみで徐州方面の敵は早くも動搖の色あり、皇軍は大河の決するが如き勢ひを以て更に進撃中である

遺棄死體七千餘 臨城附近の戦闘に於て十八日までに四川軍に與へたる損害は左の如くである

遺棄死體 七千餘 小銃彈 三萬發 手榴彈 三千餘 小銃 六百 機銃 七十七 砲 三門 裝甲機關車 一 捕虜 四川軍團長以下卅餘名

幹庄占領
兗州【三六】臨城攻略後直ちに追撃戦に移つた〇〇部隊は十九日午後一時頃には既に大運河北方約二十キロの線に進出、〇〇部隊協力の下に韓莊(臨城南方廿五キロ)の敵に肉薄中である、運河南方にも約一萬の敵あり我方の猛攻に既に浮足立

て〇〇部隊は十八日午前八時堂々縣城に入城した、城内至るところ日章旗が翻り、着々秩序の恢復を見てゐる

官橋攻撃
界河【三三】臨縣城の一角を占領した〇〇部隊はその後引續き城内を掃蕩中で同部隊の主力は十七日午前臨縣南方約五里の官橋の敵を攻撃中である

兗州【三六】津浦線官橋附近の敵を粉碎した我が〇〇部隊は破竹の勢を以て進撃を續け十七日午後五時臨城を占領した

徐州まで六十キロ 兗州【三八】臨城は鄒縣、徐州の中間軍事上重要なる臨嶽支線の起點で今から十五年前匪賊が同地に於て國際列車を襲撃し多數の外人乗客を拉致して國際問題を惹起した所謂臨城事件として有名な處である、同地より徐州迄約六十キロ弱を餘すのみで徐州方面の敵は早くも動搖の色あり、皇軍は大河の決するが如き勢ひを以て更に進撃中である

遺棄死體七千餘 臨城附近の戦闘に於て十八日までに四川軍に與へたる損害は左の如くである

遺棄死體 七千餘 小銃彈 三萬發 手榴彈 三千餘 小銃 六百 機銃 七十七 砲 三門 裝甲機關車 一 捕虜 四川軍團長以下卅餘名

幹庄占領
兗州【三六】臨城攻略後直ちに追撃戦に移つた〇〇部隊は十九日午後一時頃には既に大運河北方約二十キロの線に進出、〇〇部隊協力の下に韓莊(臨城南方廿五キロ)の敵に肉薄中である、運河南方にも約一萬の敵あり我方の猛攻に既に浮足立

て〇〇部隊は十八日午前八時堂々縣城に入城した、城内至るところ日章旗が翻り、着々秩序の恢復を見てゐる

官橋攻撃
界河【三三】臨縣城の一角を占領した〇〇部隊はその後引續き城内を掃蕩中で同部隊の主力は十七日午前臨縣南方約五里の官橋の敵を攻撃中である

兗州【三六】津浦線官橋附近の敵を粉碎した我が〇〇部隊は破竹の勢を以て進撃を續け十七日午後五時臨城を占領した

徐州まで六十キロ 兗州【三八】臨城は鄒縣、徐州の中間軍事上重要なる臨嶽支線の起點で今から十五年前匪賊が同地に於て國際列車を襲撃し多數の外人乗客を拉致して國際問題を惹起した所謂臨城事件として有名な處である、同地より徐州迄約六十キロ弱を餘すのみで徐州方面の敵は早くも動搖の色あり、皇軍は大河の決するが如き勢ひを以て更に進撃中である

遺棄死體七千餘 臨城附近の戦闘に於て十八日までに四川軍に與へたる損害は左の如くである

遺棄死體 七千餘 小銃彈 三萬發 手榴彈 三千餘 小銃 六百 機銃 七十七 砲 三門 裝甲機關車 一 捕虜 四川軍團長以下卅餘名

▲諸城西南方で匪賊撃退 青島【三六】諸城西南方十里の枳溝鎮に於て十五日午前二時頃我が松田部隊は約二百の匪賊に襲撃されたが直ちに應戦、戰鬥約一時間にして敵は屍體六、小銃八、拳銃六を遺棄して潰走した、又平度守備隊は同地南方三里の夢園に於て十五日午前五時頃約三百の匪賊と交戦、小銃廿二、手榴彈六、青龍刀四を擧獲した

▲即墨附近の殘敵掃蕩 青島【三六】〇〇部隊隊下の山澤部隊は即墨縣城を距る北方十里の店埠に於て城壁に據り頑強に抵抗する匪賊凡そ八百名を撃破し十八日正午同地一帯を完全に占據した、又同方

▲津浦線北段部隊動く
濟南【三三】京漢線並に山西作戦に於て劃期的戦果を獲得、轉戰四旬にして南方山西黄河以北河南省を平定した我軍は山東省津浦線一帶の敵軍に對し壯烈なる掃蕩熾滅戦を開始、逐時敵を山東、江蘇省境に制壓しつゝあり即ち十四日午前七時頃勇躍行動を起し下張輔西方高地を占領せる五、六百の敵に攻撃を開始した福榮部隊は正午頃にはこれを攻略し更にその一部隊は第百廿七、第百廿二師の敵第一部隊が占領する界河を目標として猛撃これに熾滅的打撃を與へ十四日午後五時半遂に界河嶺を占領するに至つた、一方濟南附近より進發した大迫部隊は東南方地區附近に躊躇する二千の敵を南陽湖方面に壓迫中である、かくて我が各部隊は蔣介石軍最後の抵抗地たる津浦線中部地區に對し壯烈なる掃蕩戦を展開敗殘軍の徹底的熾滅を期しつゝある

界河占領
兗州【三三】津浦線の頑敵を驅逐すべく十四日朝來敵の第一線要衝界河攻撃を開始せる福榮部隊は猛烈な抵抗を試みる第百廿七師、第百廿二師の敵を壓迫、卅里舖の線に進出し潰走する敵を追撃十四日午後五時卅分界河停車場を占領同六時界河の城頭高く日章旗を掲げた

▲四川軍の主力潰滅 濟南【三五】界河方面の敵は四川軍の主力でその數六千を

ち動搖の色を示してゐる
兗州【三二】我が〇〇部隊は十九日午後一時津浦線の要衝韓莊を占領、城頭高く日章旗を翻した、徐州へは剩すところ十二里である

嶧縣占領

嶧縣【三三】臨城より東方に向ひ進撃を開始した〇〇部隊は臨城、蒙莊間鐵道沿線の敵を急追、十九日午後二時頃には嶧縣の北方約四キロの線に達し嶧縣の敵を攻撃中である

濟南【三四】津浦線東側の敵を掃蕩しつゝ進撃した〇〇部隊の一部は十九日午後六時半津浦線支線の要地嶧縣城を占領した
大運河を挟んで激戦
濟南【三五】十九日韓莊を占領した我が軍は廿日朝來嶧州米の大運河を挟んで對岸の敵と激戦、我は激烈な十字砲火を敵に浴せ砲聲股々として山東、江蘇省境に擴がる微山湖を搖がして僅か十里の彼方徐州にある敵將李宗仁の心膽を寒からしめてゐる、此の大運河こそ敵が徐州を守る最後の防禦線であり我が飛行機の偵察によれば約一萬の敵が大運河南岸の堅陣一帯に眞黒に群つて必死の防戦に努めてゐる

☆南方地區

南部山東大殲滅戰開始

兗州【三六】十四日朝七時を期して決然津浦沿線界河に到着、第一線陣地に對し猛烈なる攻撃を開始したわが軍は目下引續き激戦中であるわが軍の手に入れた

敵戦死將校の所有する書類により判明したる津浦線方面支那軍の新戦略と配備とが次の如く判明した、即ち去る一月中旬開封において蔣介石司令官の下に開催された軍事會議の結果從來の戰團において支那軍が鞏固な陣地を有しながら日本軍のため惨敗を喫したの守勢に出た爲であるとなし従つて同會議後の戰團においては極力積極的攻勢態度に出で敗戦の場合に附近の山岳地帯に入り込み遊撃戰術をとり長期抵抗をなすべき旨を決議した、二月十日以後の戰團に於て支那側が著しく攻勢的態度に出たのは右の決議に基くものと見られてゐる、而して凡そ十萬の大軍は此處に大舉して再び濟南、兗州、鄒縣、曲阜の各地を遊撃、これが奪回を企圖しつゝあつたものゝ如くである、然るに〇〇部隊の精銳が一舉沂州に迫るや張自忠軍又方向を轉じて沂州方面に前進し來り我が〇〇、〇〇兩部隊の將兵は木下部隊其他隊協力下に勇躍これに向つて猛攻を續け砲聲股々として山野を歴し南部山東の大殲滅戰の火蓋はこゝに愈々切つて落された

沂州城攻略戰

▲沂州城孤立に陥る 濟南【三七】山東省東部中間地區の要衝沂州東北方白塔を抜いて沂州の方面に迫つた我が山東掃蕩の高野部隊は沂州北方地區に進出し來つた張自忠軍及び四川軍と十四日以來激戦の後徹底的に打撃を與へつゝある、敵は我が進撃に備へて沂州を隴海線徐州防禦の右翼最大據點として之を固め前面を流れる沂河、沂河の兩側附近には數段に分れた塹壕を構築更に沂州城壁の外側に蜘蛛の巣の如く塹壕を掘り繞らし籠炳助、

張自忠麾下の第卅八師を増援し來り必死に防禦を固めてゐるが高野部隊再三の猛撃に崩れ立つた處へ今又津浦線の要衝臨城を占領されたので沂州は全く孤立状態に陥つた
沂州附近で敵死體三千餘 濟南【三八】片野部隊は山東省南部の要衝沂州北方地區の敵に猛撃を加へて之を潰走せしめ引續き敗敵を猛撃中であるが前面の敵は張自忠軍及び籠炳助軍の四ヶ師で十四日以來の我が猛撃に敵の遺棄死體三千餘に上り又我が軍は輕機關銃卅餘を鹵獲した

▲籠炳助沂州を死守 北京【三九】津浦線の北端沿澤地帯の要衝臨城を占領したわが軍は前面の敵を逐次〇〇の線に壓迫中であるが敗殘の敵部隊は徐州近郊においてその主力と合體最後の反撃を試みんとしつゝあり一方沂州を中心とする攻防戦は極めて執拗に繰返され片野部隊は十四日より十七日まで三日間に亘つて連日激戦を交へ東北方地區にあつた約八千の敵に大打撃を與へた、沂州は膠濟線高密より隴海線徐州を繋ぐ豫定鐵道線の間中にあり人口約五萬餘を有する要衝で籠炳助はこの地を死守すべく頑強に抵抗を試みてゐる

張自忠軍の全滅近し

濟南【四〇】我が軍の疾風の如き進撃は津浦線に於ける四川軍に徹底的打撃を與へ韓莊を占領し同方面の四川軍及び廣西軍の二部は殆んど省外に一掃されるに至つた、一方〇〇部隊及〇〇部隊等の空陸よりする猛攻に必死の抵抗を續けてゐる沂州附近の敵も殆んど驅逐され同方面一帯に進出の張自忠軍三ヶ師は完全に左側

を衝かれるに至り津浦線東方山中に遁走した、一部四川軍殘敵と共に山東省南部省境に追ひ込まれ今や精銳な皇軍により包圍殲滅の運命にある

京漢線戰況

修武襲撃の敵潰走

清化鎮【四一】數日前隴海線汜水附近より黄河を渡河し來つた迫撃砲を有する中央軍第七十五師の一千餘は十一日午前四時道清線修武に向つて襲撃し來つたが同地守備隊及び坂西部隊等は直ちに之れを撃撃し十一日午後五時頃敵は屍體約四百を遺棄して東北方に潰走した

封邱襲來の商震軍敗走

清化鎮【四二】京漢線方面黄河を渡河北上した商震軍第四十一師の一千八百名は十五日早朝封邱を襲撃し來つたが、〇〇部隊は交戦數時間の後午後二時これを東南方に撃破した、敵は死體百七十を遺棄再び黄河に向つて潰走した

濮縣附近の敵を撃滅

彰德【四三】京漢線の我が總攻撃に潰走せる宋哲元軍の一部及び劉汝明軍約四ヶ師の敵は黄河右岸の東明附近に落のびてゐるが去る十三日以来黄河を渡河して再び北上し反撃の姿勢を示しつゝあつたので濮陽にある我が〇〇部隊は濮縣附近を始め隨所にて連日之に攻撃を加へて潰滅した、敵の損傷は遺棄死體のみでも合計八、九百に上つてゐる

襄垣附近で敵六千を撃退

彰德【四四】十九日午後我が〇〇部隊は襄垣(湯陰東南方)附近に集結する敵の敗

殘匪隊約六千を攻撃、敵は頑強に抵抗したが約三時間に亘る猛烈な戰團の後遂にこれを撃退、敵は多數の死體を遺棄して潰走した

中支戰況

上海【四五】(上海軍二十日午後五時發表)軍は江北方面の作戦に呼應し廣徳方面に侵入せる敵を撃破するため去る十四、五日蕪湖、湖州、杭州並に太湖西方地區より行動を開始敵を撃破しつゝ逐次その包圍圈を縮小しつゝあり、破竹の皇軍の津浦線北上を極度に恐れた敵軍は我が兵力を分散或は牽制せんため或は逆襲を試み或はゲリラ戰術を用ひるなど種々對策に腐心してゐるが最近に至り小癩にも江南地方の我が警備區域の後方を衝かんと約二ヶ師の兵力を以て蕪湖、杭州間の間隙に侵入し來つたので新鋭なる我が軍は去る十四五日頃より湖州、杭州、蕪湖、無錫金壇の各方面より一齊に進撃を開始し

太湖附近殘敵掃蕩

上海【四六】中支方面占領地域に於ける皇軍は畑最高指揮官統率の下に完全なる長期作戦の態勢を整へ次期作戦に對し待機の姿勢を示してゐるが最近占領地域の周圍より我警備の間隙を狙つて小癩にも反撃せんとする敵あり一方相當の兵力を

ジリ／＼と敵軍を包圍しつゝある、従つて敵は今や全く袋の鼠となり、殲滅の悲運を甘受するが歸順するかの岐路に立つてゐる

以て奮動する殘敵も少くないので軍では愈々新銳の武力を以て隨所に積極的掃蕩を開始することとなつた、右に關し上海軍では十五日午後五時次の如き發表を行つた

一、川並、鷹森、星等の各部隊は十三日出動、金壇南方長蕩湖東西の地區を掃蕩中なりまたその他太湖の馬蹠、山鳥等を掃蕩し十四日太湖海岸に進出せり

二、石井、田上、武田等の部隊は十二日出動、無錫西南方太湖、滬湖間の地區を掃蕩中なりまたその他太湖の馬蹠、山鳥等を掃蕩し十四日太湖海岸に進出せり

南京【三二】石井部隊は十三日午前八時より午後三時に至る間無錫西南方約二十キロ太湖上の馬蹠山鳥の敵を掃蕩之を殲滅した、敵の遺棄死體は約七百

上海【三六】太湖方面に蠢動の敵遊撃隊掃蕩を開始した石井、田上兩部隊の十二日より十五日に至る戦況に關し上海軍は十六日午後五時半次の如く發表した(上海軍十六日午後五時半發表)

一、石井、田上兩部隊は十四日正午より和橋鎮常州南方八里附近の敵に對し攻撃中なり

二、石井部隊の一部は十二日海軍と協力し馬蹠山鳥の敵を掃蕩し十三日午後全島の掃蕩を終り引續き十五日より五峰山、西洞庭山等に逃走せる敵を掃蕩中なり

江北通州城占領
▲南通州に敵前上陸 上海【三七】我が○部隊は帝國海軍と完全なる協同作戰の下に十七日早朝川霧に包まれた曉蘭を衝いて揚子江北岸南通州附近に敵前上陸

を敢行、午前五時大成功裡に目的を達成敵の抵抗を排除して○に向け攻撃前進中である

上海【三七】(艦隊報道部午前十一時發表) 團田少將の指揮する海軍部隊は陸軍部隊の揚子江北岸の作戰に協力し本日(十七日)黎明陸軍の大部隊を嚮導して通州附近に到達その揚陸を援護し所期の目的を達成せり

▲通州城攻略 上海【三七】十七日早朝帝國海軍の完全無缺なる協力の下に揚子江北岸通州南方約八キロの地點に上陸せる鈴木部隊は敵に抵抗の餘地を與へず上陸を完成不意を衝かれた敵は北方及び東方に退却中にして我が軍の作戰は頗る順調に展開、午前中には早くも通州城を占領した

上海【三七】(上海軍午後五時發表) 佐藤枝隊は本十七日午前五時海軍協力の下に福山北方に於て揚子江北岸に上陸、直ちに北進を開始し、江蘇省の要衝たる通州を攻撃し午前七時廿分完全に之を占領せり、敵の遺棄死體三、四十にして迫撃砲、機關銃、小銃等多数の武器を押収せり

更に北進
▲平潮、白蒲兩鎮占領 上海【三八】(上海軍午後五時半發表) 昨十七日通州を占領せる佐藤枝隊は直に敵を急迫して同日中に平潮鎮を占領し今朝より更に主力を以て北方の占領を開始し午前九時頃早くも白蒲鎮を占領し續いて北進中なり

▲丁堰鎮攻撃 上海【三八】我が軍の通州入城以來附近一帯の人心は全く安定平靜に歸してゐる、佐藤枝隊の一部を通州

に止めて更に進撃白蒲鎮攻略後なほも非進して丁堰鎮に向つて肉薄、敵は數線の陣地を構築して我が軍を邀撃すべく準備中である

▲崇明島に上陸 上海【三八】(艦隊報道部十八日午前十一時發表) 海軍部隊は本日黎明陸軍部隊の崇明島上陸作戰に協力中なり

▲崇明島占領 上海【三九】(上海軍廿日午後五時發表) 通州を占領し北上せる佐藤枝隊は十九日午後一時如皋を占領せり

▲崇明島に上陸 上海【三八】(艦隊報道部十八日午前十一時發表) 海軍部隊は本日黎明陸軍部隊の崇明島上陸作戰に協力中なり

▲崇明島占領 上海【三九】(上海軍十八日正午發表) 谷川部隊は本十八日午前五時卅分海軍と協力の下に崇明島に上陸を開始し午前十時頃崇明を占領せり

▲完全占據近し 上海【三八】○地點に於ける敵前上陸に成功した谷川部隊は何等の抵抗を受けることなく唯一の中心部たる崇明を占領、北及び南の兩方面に分れて退却する殘敵を追ふて進撃本日に崇明島全島を完全に我が手中に収めるものと見られる、因に崇明島は揚子江及び黃浦江を通する航行の要害で上海の抗日殘留分子が附近航行中の船舶に對して射撃を加へ航路標識を破壊する等の妨害行爲を行つてゐた、斯くて皇軍の進撃となり同島の完全占領により再び平和郷に還へる日晷に迫つた

▲縣政府占領 上海【三九】十八日拂曉海軍と協力して崇明島に上陸した谷川部隊は崇明縣城外に於て敵の一個中隊と遭遇したが忽ちこれを殲滅し午前十一時四十五分には太田中尉指揮の海軍連絡隊と

共に堂々入城、更に午後一時には崇明縣政府を占領し全島を完全に制壓した

安吉占領
宣城【三九】去る十五日杭州を進發し所在の敵を掃蕩しつゝ山間傳ひに猛進軍中の新銳○部隊は十八日夜孝豐に達したが十九日早曉より行動を起しソボ降る冷雨を冒して進撃を續行、同日正午早くも浙江省西北部の要衝安吉城に達し城内の敵を猛撃、忽ち頑強に抵抗する敵を驅逐して城内に突入、城門高く日章旗を翻した

宣城【三九】浙江省西端の孝豐より分進して安徽省八角山の峻嶮を越え○に向かつた○部隊は十九日正午廣德を眼下に見下ろす小嶺山頂に達し直に猛攻の火蓋を切つた

▲敵の退路遮斷 宣城【三九】寧國街道より進撃した竹下部隊及長谷川部隊の一部は十九日正午廣德西方二里半の花鼓塘に達し敵の退路を完全に遮斷した、斯くて○中心に蠢動中の敵約二個師は完全に袋の鼠となり二百三百と群を爲して逃れ隨所に殲滅されつゝある

▲廣德一帶の大包圍陣成る 宣城【三九】我軍の津浦線北上を牽制せんと小嶺にも廣德方面の突角地帯以西の我が警備區域内に侵入し後方擾亂を企てんとした敵約二ヶ師を包圍殲滅する爲め十四、五日以來川並、鷹森、星、石井、田上、武田の諸部隊は無錫、金壇方面より、片岡、小坂、下川の諸部隊は湖州方面より高橋、佐藤部隊は杭州方面より、潮川、竹下部隊は蕪湖方面より夫々出動し袋の中に追

込む如くデリデリと敵を包圍中であつたが愈々包圍網の完成を見たので奮動する敵に對し徹底的打撃を加へることとなつた、即ち丹陽、宜興方面より廣德に進撃中の鷹森、田上各部隊と相應じて石井部隊の一部は十九日太湖上の五峰山島に集喰ふ敗殘兵約三百を殲滅の後玉元門に上陸山嶽地帯の敵を掃蕩しつゝ廿日午後江蘇、浙江、安徽三省境の白晝嶺の線に達し湖州街道を猛進中の○部隊は廿日午前○に杭州より進撃の○部隊は日明頭の線に夫々進出十九日午後廣德に入城した○部隊と共に敵約二ヶ師の蹙蹙する三州山系に對する包圍網を完成愈々痛快なる包圍殲滅戰を展開した

▲廣德入城 宣城【三九】廣德街道を猛進中の○部隊の騎兵斥候は十九日午後四時頃廣德城に進入、引續き同日没頃主力部隊も西門より堂々入城した、敵は我軍の奇襲に狼狽、朗溪方面に敗走した

桃園逆襲の敵を撃退
蚌埠【三九】十六日午前四時頃紅槍會匪を先頭に迫撃砲數門を有する敵二千が桃園及び山楊に逆襲し來つたが小蚌埠警備の添田部隊及び岩中○部隊は之れに猛烈なる反撃を敢行、交戦十三時間にして之れを北方に撃退した、この戰間に於て小林十一郎少尉(長岡市城岡町出身)外二名は奮戦中名譽の重傷を負つたが敵は死體三百餘、迫撃砲二門、機關銃十數挺を遺棄して潰走した

▲敵の逆襲は退却準備か 蚌埠【三九】十六日天明桃園附近に逆襲し來つた敵は

☆ 津浦線南段

四川雜軍及び山西軍の一部で蔣介石の體
海線攻勢命令による表面的虚勢戦法と看
られるが、又一方我軍の徐州包圍陣完成
近きに驚愕狼狽、南方へ通路を開き、退
却準備を窺望せんとする支那軍一流の逆
戦法とも観測されてゐる

安徽省孫家埠占領

宣城【三三】十六日朝來長谷川部隊は蕪
湖、湖州街道の宣城南方三里江南鐵道終
點に近い孫家埠(安徽省)に對し猛攻を
加へ十七日早曉終に之を占領した、同地
は四川軍新編第十五師の本據で敵兵力一
萬、最近新に前線に送られたばかりで日
本軍の強さを知らず堅固な數條の陣地に
據り頑強に抗戦したが猛攻一晝夜長谷川
部隊は敵に殲滅的打撃を與へてこれを占
領した

敵一齊に逆襲

蚌埠【三六】小蚌埠、懷遠、上谿、蕪山
等津浦線南段各地附近の敵は十八日正午
一齊に我軍に向つて逆襲を行ひ來つたの
で我が添田、岡田、西山、四ノ宮各部隊
は戦車及び砲兵協同作戰を敢行、敵の部
隊を巧みに我が火線に導いては殲滅しつゝ
あり隨所に激戦を展開、十八日夕刻に
至るも銃砲聲は附近一帯の山野に轟き渡
つてゐる、右逆襲は徐州に對する我が包
圍陣の一角を破りその退却路を淮河北岸
に求めんと企圖してゐるものであつた、
徐州、宿縣、固鎮方面の敵が大勢の不利
を知つて死物狂ひのあがきを爲しつゝあ
るものと解される

懷遠附近へ逆襲の敵掃蕩 蚌埠【三六】

本日午前四時頃懷遠附近蕪山に約八百の
敵逆襲し來つたが守備の四宮部隊は之に

徹底的反撃を加へ完全に撃退した敵の遺
棄死體五十、我が方の死傷二、又同八時
西山、吉田兩部隊は蕪山(鳳陽西南六里
半)の殘敵五百に對して猛撃を加へ殆ど
之を掃蕩した

小蚌埠逆襲の敵を撃退 蚌埠【三六】

本日午前五時半追撃砲四門及機銃を有す
る敵千五百が又も小蚌埠の島田部隊前面
に逆襲し來つたが片山部隊は砲兵及び岩
永戰軍隊掩護の下に猛反撃を加へ更に飛
行機〇臺も出動して同八時之を撃退した
我が損害戦傷一、敵の遺棄死體二百餘

敵軍敗走 蚌埠【三六】

十八日小蚌埠
上谿、懷遠、全椒、蕪山集等江北全線に
亘り一齊に攻勢を採り來つた敵は第百十
三、第百十四師及び四川雜軍の各敗殘兵
並に紅槍會匪を中心とする土匪等總勢約
一萬五千であるが、我が方の勇猛果敢な
反撃に遭ひ十九日午後二時迄に蕪山集附
近の敵を除き何れも敗走した、今回の逆
襲は江北戦線最大のもので、戦間も激烈
であつたが、敵の遺棄死體二千二百、齒
獲兵器は小銃、手榴彈等無數である、殊
に上谿附近に於ける敵二千餘の逆襲は最
も頑強を極め十八日早朝より上谿前面の
渦河を渡河して十數度の攻撃を行ひ敵乍
ら屍を越えて進む勇取さを示したが十倍
の敵にひるまず反つて奮ひ起つて西山部隊
の反撃に脅え交戦六時間にして敗走した
尙添田部隊に捕虜の語る所に依れば敵
は俸給不拂ひと食糧缺乏の爲め軍規行は
れず隨所に内訌を生じ士離化する者多く
戰意益々失はれつゝあると

敵の遺棄死體五百 蕪山集【三三】

十九日午後四時過ぎ蕪山集附近楊店を襲つ

た敵八百は更に七回目の猛烈な逆襲を試
み來つたが吉田部隊はこれに砲銃銃の猛
射を浴せ更に一部は敵主力部隊に突入、
交戦二時間餘にしてこれを撃退した、こ
の激戦で敵の遺棄死體は判明せるもの
みで五百に達したがわが方の損害微弱で
あつた、かくて十八、十九兩日に亘り安
徽省全土に亘つて計畫的一齊逆襲をなし
來つた敵は一敗地にまみれ完全に敗退し
た

空中戦・空爆

☆ 海空軍

長驅漢中を空爆

上海【三五】我が海軍航空隊は昨十三日
長驅して陝西省の漢中を空襲し飛行場及
格納庫を破壊全機修々歸還した、同地は
西安の西南方約二百キロ、四川省境に近
く支那とソヴェトを結ぶ赤色ルートの一
部としての重要意義を有するものであ
り、且つ我が隨海練制艦により漢口に脅
威を受くるやこれが防備の爲め胡宗甫の
第一軍が同地に集結中と傳へられてゐた
所である、尙この壯舉は重慶、蘭州に次
ぐ長距離爆撃である

蕪湖空襲の敵機を撃退

上海【三五】十四日午後四時頃敵ソ聯製
T B 爆撃機が蕪湖方面に編隊爆撃を試
み來つたが吉川中尉の指揮する〇〇機は
之を速撃蕪湖北方約十キロの地點に於て
美譽一機を撃墜他は潰亂して逃走し去つ
た、尙は墜落した敵機搭乗者一名はパラ
シュートにより落下逃走せんとしたが我

が地上部隊の爲め捕虜となつた
▲捕虜はソ聯正規兵 蕪湖【三五】十四
日蕪湖附近上空の空中戦に時て撃墜した
敵機搭乗者三名のうち二名は惨死し、一
名はパラシュートにより地上に降下した
所を捕虜とした、右三名のうち二名はソ
聯人一名は支那人で逮捕されたのはソ聯
人である

〇〇【三五】

十四日蕪湖上空に於て我が
西川、秀島兩機に撃墜された敵重爆機か
ら落下傘で降下捕虜となつたソ聯人飛行
士は十五日午後蕪湖より〇〇に押送され
〇〇部隊に於て假訊問の結果、事變勃發
前後支那空軍援助の爲めソ聯より派遣さ
れたソ聯空軍正規兵で自露生れのドムニ
ン・ミハイル・アンドレイウイチと判明
した、同人の自供によれば彼は來支以來
南昌飛行場所屬機關士として活躍、國民
政府より月額三百五十圓を支給されてゐ
た、同人の所持品は拳銃一、彈藥四、中
國農民銀行紙幣二百六十一元及び空軍前
敵總指揮部發行に従軍證明書の外、支那
婦人の寫眞二枚であつた

▲捕虜の自供 上海【三五】

蕪湖に於て
捕虜となつたソ聯飛行士ドムニン・ミハ
イル・アンドレイウイチの取調は十六、
十七の兩日に亘り本格的に開始され、興
奮状態より漸次覺めて來た同人は觀念し
たものゝ如く訊問に對しても割合にヌラ
リと陳述し、その陳述には相當重視す
べき點があるが上海軍では取敢へず次の
如く軍當局談を發表した

(上海軍當局談、十七日午後五時發表)

蕪湖で我が軍の手に捕へられたソ聯飛
行士はドムニン・ミハイル・アンドレ

イウイチと言ひワラルのペルム州生
れて本年卅歳になる、本人は中學卒業
後、ベルムの高等工業學校に入り航空科
を専攻し、同校卒業後航空隊に勤務し
一九三七年十月迄、即ち政府の命令で
支那國民政府援助に出かける迄レン
グランドの衛戍航空隊に屬してゐた飛
行中尉である、本人の陳述するところ
によると對支援助の爲めソ聯政府が支那
に派遣した飛行士その他は相當多數に
上り、之を數群に分けてモスクワを出
發させた、本人は十月十七日一行約廿
名と共に一群となり、モスクワを出發
したダグラス機に搭乘してオレンブル
グ、アルマ・アタを経て國境を越え新
疆省首都ウルムチから哈密を経て蘭州
に至り此處で約一ヶ月滞在して支那軍
の爲に飛行隊の教育に従事し二月十四
日漢口に到着、二月廿八日漢口から南
昌に移つた、三月十四日南京、蕪湖を
攻撃すべき任務を受けワン・ペトロウ
イチ他一名と共にテイ・ピー機に搭
乗し南昌を出發、蕪湖の上空に來た時
遂に日本軍の戦闘機二機(西川大尉及
び秀島軍曹操縦)に襲はれ、氣のつい
た時はも前と後から肉薄せられ全く
手のつけ様がなく忽ち機關銃彈の爲に
僚友ペトロウイチは負傷し發動機に
故障を生じ墜落姿勢となつた瞬間に本
人は機體から抛り出され途中でパラシ
ュートが開いて地上に著し遂に日本軍
に捕へられた、飛行機は火を吹いて墜
下、他の二名は飛行機と共に墜落惨死
をした、軍に於ては捕縛したアンドレ

ウイチを憲兵監視の下に十六日上海
に護送して目下調査中であるが本人の

經歷上から種々重要な事實も判明する見込であるが詳細の事は訊問調査の結果により發表せらるゝ筈である

臨水、福州爆撃

上海【三五】海軍航空隊馬野少佐の指揮する部隊は十五日浙江省臨水を、又足立少佐の指揮する部隊は福建省福州飛行場を徹底的に爆撃多大の効果を収めて歸還した

南昌、漢口夜間空襲

上海【三六】(艦隊報道部午前十一時發表)海軍航空隊は十五日夜の月明を利し勇躍基地を出發南昌及び漢口の各飛行場に對し夜間空襲を敢行した、即ち森永大尉の指揮する一隊は午後八時南昌上空に達したところ敵イ十五型戦闘機五機が既に舞上り小類にも我を邀撃したが難なく之を撃退し南昌舊飛行場に對し適確なる爆撃を行つて飛行場設備を木葉微塵に破壊した、更に同時過ぎ南昌新飛行場に對し奇襲的爆撃を行ひ多大の損害を與へ全機修々凱歌を奏して歸還した、又菅久少佐の指揮する一隊は右と相前後して漢口上空に達した、機上より見たる漢口地方一帶は完全に近い燈火管制下に置かれてゐたが我は眞の闇の空に進入同飛行場に對し午後八時及び九時の再度に亘つて爆撃の雨を降らせ炸裂する地上砲火を尻目に全機無事歸還した、此の他海軍航空隊は十五日午前午後に亘り吉安、天河、白雲、從化の敵飛行場及び粵漢鐵道を爆撃成果を収めた

米記者の見た漢口空襲 ニューヨーク

【三六】我が海軍航空隊は十五日夜月明を利し漢口に夜間空襲を敢行したが十

六日ニューヨークに達したヘラルド・トリビューン紙漢口特電は同夜の空襲狀況を次の如く報じてゐる

十五日夜日本軍空襲部隊が漢口を襲ひ軍用飛行場に多數の爆撃を投下した、燈火管制のため目標が判然としないにも拘はず、爆撃は續々目標に命中し大成功を収めた、支那軍は高射砲を亂射して防戦に努めたが遂に日本軍飛行機を撃墜することが出来なかつた、日本軍は晝間の空襲よりも夜間の空襲に長じてゐるやうだ

中南支大空襲

上海【三七】我が海軍荒鷲隊の夜間活動は敵に甚大な恐怖を與へ非常な効果を収めてゐるが海軍では更に徹底的撃滅を期して一昨日に引續き昨日も中南支に亘り晝夜を分たず左の如く大活躍をなした

- 一 大杉大尉日暮中尉の指揮する一隊は十六日午後十時並に十七日午前一時の二回に亘り敵の航空本據南昌を空襲新飛行場に深夜の爆撃を敢行したが極めて正確に命中し、敵飛行機の炎上する船やその附近に破壊された飛行機の無慘な姿が見受けられた、此の空襲に際して敵の戦闘機二、三機が應戦し來り又地上より防空砲火や探照燈を猛烈に浴せ來つたが我方には何等の損害なく修々全機歸還した
- 二 柴田大尉の指揮する一隊は十六日午後十時漢口を再び空襲し爆撃の雨を降らせ多大の効果を収めた
- 三 他の部隊は十六日雲福州、廣東省從化、梅縣、潮州の各飛行場を爆撃した
- 四 他の一部隊は粵漢、廣九兩鐵道の河頭和嶺、連江口、軍田等の各驛を襲ひ、

貨車、機關車等を破壊した

南昌で敵機六機爆破

上海【三七】今次事變發生以來稀有の大空襲は十七日正午頃南昌飛行場に對して敢行され、我が海軍航空隊精銳の〇〇機は日本哨の南昌上空に亂舞し新舊兩飛行場に徹底的攻撃を加へた、即ち舊飛行場に於ては敵機六機を爆破し新飛行場にも完膚なき打撃を與へたが我が方には些かも損害なく全機無事歸還した

廣徳の敵兵爆撃

廣徳【三八】十八日午後二時〇〇基地を發した海軍機〇機は安徽省東北端の要衝廣徳城内の敵に對して大爆撃を敢行し多大の損害を與へた

敵空軍の再建露骨

上海【三九】我が海軍航空隊が昨年八月の歴史的南京空襲を皮切りに全支に亘つて敢行した不斷の空襲に對し支那空軍は時に我が荒鷲に對し挑戦を試み、或は破壊された飛行場鐵道等の修理も割合手際よく之をなし、次々に失ふ飛行機もソ聯をはじめ英米各國より輸入して補強しともすれば崩れかゝる空軍態勢を一時的に支へつゝ、とも角こゝに七ヶ月を待たへて來たが最近に至り流石の支那空軍も我が荒鷲の阿修羅の如き蹂躪下に頓みに士氣阻喪し飛行機、飛行士の缺乏は敵ふべくもなく空軍の再建は思ひも及ばぬ實情となり來た、この時に當り去る十五日以來漢口、南昌初め全支の飛行根拠地に對し海軍航空隊が大規模の空襲を繰返した

には〇〇機といふ今次事變初まつて以來の大編隊群を以て敵の最大空軍據點たる南昌飛行場を襲つた事は極めて注目される、此壯舉の爲支那空軍の全面的敗色は頗る濃厚なものがある、之に對し我が海軍航空隊は正に昇天の意氣を示し愈々態勢を整備しつゝ瀕死の敵空軍並びに敵空軍根拠地に對し最後の止めを刺さんの氣魄をもつて勇躍活動してゐるので今後の空襲行は從來に比し別段の意味を有つものであつて頗る利目すべきものがある

廣東、江西、浙江各地猛爆

上海【四〇】支那空軍の潰滅近しと意氣愈々揚る海軍航空隊は十八日黎明廣東省に飛び白雲飛行場及び榕江口兵工廠を爆撃これに致命的打撃を與へ更に粵漢鐵路の河頭、英徳、沙口、清遠の各停車場及び英徳停車場附近の機銃陣地廣九鐵路の石龍驛などに爆撃の雨を降らせ全機歸還した、又勝見大尉の指揮する一隊は同日正午頃江西省南城(建昌)飛行場を襲ひ地上大型機一機を爆破炎上せしめ柴田大尉の指揮する一隊は浙江省の衢縣飛行場を襲ひ格納庫其他建物を爆破した

廬山爆撃

上海【四一】我が海軍航空隊は十九日折柄の悪天候を押し廬山に飛び抗日教育の大本山である墨子軍官學校を爆撃、これを木ツ葉微塵に粉砕した

☆陸空軍

西安で五機撃墜

北京【四二】(軍司令部十二日午前十一時發表)山瀾、寺西兩飛行部隊は昨三月十一日正午頃銀峯を連れて西安飛行場を空襲し壯烈極まる空中戦を交へたり、その結果我が敵機五機を撃墜し、二機を爆撃機失せしめ、尚格納庫並に附屬設備を

も爆撃し、その主要部分に大損害を與へたることを確認して全機無事修々根拠地に歸還せり

算橋空襲の敵機二機を撃墜

上海【四三】(上海軍十六日午後五時半發表)本日午後二時四十五分算橋飛行場に敵の重機六機空襲し來り我が飛行隊の安部大尉、吉瀨、久我兩曹長機はこれを追撃し桐廬關隘上空高度三千五百米に於て敵二機を撃墜し搭乗者中落下傘により逃亡を企てたるものもあるもこれを射殺せり、我に損害なし、但し支那那部に數發の敵の直彈落下し支那人十數名の死傷者を出したり

陸上空間の遭遇戦

兗州【四四】内田航空部隊の大内實大尉は片岡軍曹機長の〇〇機に搭乗十八日午前〇〇基地を出發、津浦線徐州方面の敵偵察に赴く途中同五時四十五分頃膠縣上空に於て敵のボーイング戦闘機三機と遭遇、直ちに機銃を取つて敵に猛射を浴せ身に數彈を受けながら奮戦を續けたが同六時頃遂に壯烈な戦死を遂げた、敵は間もなく徐州方面に向つて遁走したが片岡軍曹は幾度か錐錐な状態とならんとする愛機を操縦、大内大尉を乗せたまゝ無事〇〇基地に歸還した

津浦線海線大空襲

北京【四五】去る十四日を期して開始された我が徐州總攻撃に對し敵は徐州を中心に右力空軍根拠地を設け小類にも我が地上部隊の進撃を阻止せんとする氣勢を示すに至つたので我が中平部隊の猛鷲軍は十八日正午徐州停車場附近を襲つて軍用列車、各軍事施設に爆撃を加へ午後二

時再び徐州を空襲し軍用列車八個を徹夜に粉砕、一方中平部隊の〇〇機は午後一時沂州東方の相公莊、茶葉山を爆撃して地上部隊に徹底的の打撃を與へ更に〇〇機は十九日正午臨海線の要衝歸德を猛爆、他の一部は地上〇〇部隊と相呼應、十八十九兩日に亘り隨所に激烈なる空中戦を演じ、地上掃射爆撃を行つた

占領區域情勢

☆ 山西情勢

山西陥落て全支鹽、石炭攻め

太原【二三】支那民衆の生活必需品たる鹽は事變前渤海及び山東の海鹽、四川、山西南部運城附近の井鹽、雁門關附近の池鹽、綏遠省の岩鹽等によつて供給されてゐたが渤海山東の海鹽は總て南方への輸送を絶たれ山西の池鹽又は井鹽は今大皇軍の山西肅正工作により抑留され殘る四川の井鹽のみを以ては到底中南支方面の鹽の需要を満たし得べくもない、又石炭は既に大同、井徑を初め山東、河南、山西南部の各炭礦いづれも我が軍に抑へられ、これがため臨海線の敵列車は石炭缺乏のため運轉中止の状態にあり蔣政權傘下にある中南支民衆は今や全く鹽及び石炭の缺乏に喘いでゐる

早くも四十數縣成立

太原【二三】皇軍の肅清成つた山西省の各地には早くも復興工作が進められ早くも四十數縣の新政府参加の縣公署が成立した

▲山西臨時政府各縣長任命 曲沃【二四】

山西臨時政府準備委員會は左の如く縣長を任命した

汾陽	米 青 英
孝義	張 燕 芳
平陽	李 合 旭
長治	宋 位 三
	羅 覺 堂

山西臨時政府中堅人物養成

太原【二六】山西省臨時政府文政廳ではこの程山西省内各縣より選抜の青年廿四名に對し東洋文化の眞價を確認せしめ、親日滿の觀念を涵養、掃共滅黨の思想及び方策を教授し民衆指導の中堅人物を養成するため十五日より三週間の豫定で省政府内に於て講習會を開始した

潞安民衆大會で新政權支持

北京【二七】遂に我軍の入城せる潞安に於ては去る十五日治安維持會主催の下に盛大なる民衆大會を舉行朝野の有力者二千數百名集合して親日防共新政權支持の決議を行つた

☆ 山東情勢

經濟復興着々進捗

天津【二六】皇軍の肅清によつて治安恢復した山東省の復興気分は全省に漲り我が資本の進出亦著しく各種礦工業の勃興交通通信の擴充等日と共に進展し山東省は日盛ましき躍進を遂げてゐるが、その概要は左の通りである

- 一 紡績業 在來の支那側三紡績工場は東洋紡 豐田紡が委任經營に當り既に操業中
- 一 製粉業 從來邦人經營一工場、支那人經營七工場であつたが、支那側工場

中成記公司(一日生産三、六〇〇袋)は日清製粉との合併成立操業を開始し他の三工場は目下三井が合併交渉中である

一方セメント、皮革、染料、マツチ等の各種工業を始め羊毛、棉花、特産方面に邦人工場及び商社が急激に進出擴張計畫を進めてゐる

一 礦業では寧陽、泰安の華豐煤礦公司

は興中公司が經營、既に出炭を見、在來の日本側炭礦の復興計畫及び支那側炭礦の合併買収計畫が進められて居る

一 電信、電燈、電報局は華北電政總局

に於て接收、北京、天津、青島、芝罘及び日本各地との間に和文電報を取扱つてゐる、電燈會社は興中公司が合併交渉中

一 バス營業では華北汽車公司が全省内

のバス出願中である

一 濟南市水道局は三製が市より運營を

委嘱される模様である

一 鐵道 滿鐵濟南鐵道事務所は來る廿

日設立され濟南以南津浦線の假營業をなし、膠濟線は廿一日より假營業を開始する

一 金融 朝鮮銀行濟南支店は既に事務

を開始し中國聯合準備銀行は近く支店を新設する

濟南市市場事變前に接近

濟南【二二】濟南の棉花市場は省内の治安回復に伴ひ逐次回復の方向に向ひ未だ輸送不便にも拘らず最近相當の出廻りを見せてゐる、以前張店に集散されてゐた黄河下流章邱、齊東、鄒平方面の濱州棉花

が小清河等の水運及び陸路を経て續々濟南に入荷され一日平均二萬俵の荷動きがあり漸次増加の傾向がある、なほ濟南のストック三千俵は德州に買付けられてゐた分を併せて山東棉は目下勃興してゐる成大紡の需要に應ずる外殆んど津浦線で天津に送られてゐるが天津紡は最近河北棉の集中旺盛な爲め之等山東棉の一部も同地より内地向けとして輸出されてゐるが最近の濟南相場は品不足を反映して四十五圓臺を示し事變前の相場に接近してゐる

膠濟線廿日より開通

天津【二三】膠濟鐵道は愈々廿日より濟南青島間の正式營業運輸を開始、之により天津青島間の貨客連絡運輸は一段と旺盛となるであらう

獨、在支埃國機關接收

天津【二七】ドイツのオーストリア合邦と共に在天津オーストリア領事館では直ちに領事館事務を停止、十六日事務一切を擧げて特別一區のドイツ領事館に移管した、上海領事館の接收も同日完了したので茲に在支オーストリア機關は完全にドイツに接收された

中興炭礦接收

兗州【二六】十七日午後五時我が軍の手に依つて占領された臨城の東方凡を卅キロ噸縣炭莊の中興炭礦接收のため興中公司派遣員一行三名は十八日同地に急行した、同炭礦は中興煤礦公司(資本金一千萬圓)に依つて經營される山東省第一の炭礦で二千三百萬噸の埋藏量を有し年九十六、七萬噸の出炭を見てゐた有望炭坑である

兗州の小學校再開

兗州【二三】兗州では廿日午前十時城内

中央部にある第一小學校の開校式を舉行した、引續き漸次城内各小學校開校の豫定で住民も殆ど歸來した

☆ 中支情勢

各省聯合會、新政權要望宣言

上海【二三】蔣政權の惡政に憫む支那民衆は擧げて新政權の誕生と善政の普遍を待望してゐるが、中華民國各省代表聯合會李途春、程開光黃遠達等五百卅六名は十五日左の如き要旨の宣言を發表し蔣政權打倒と新政權要望の旗幟を明らかにした

△ 言

今や國勢は危殆に瀕し民情は荼亂の極に達してゐる、半歳の抗戦により八省は兵火に遭ひ港は屍に埋れ長城は血に蔽れた中原の命脈は忽ち廢墟と化し無辜の國民の遭難死傷するもの百萬に上り住居を喪へるもの千萬人に達す、救國を云ふも國は日に日に亂れ救民を云ふも民は災に會ふ十年の專制により倭人蔓延し外交は體語を叫んで一時の快となし内政に於ては民意を脅迫して虐政を盡す、實業は統制に藉口して民衆を操縦し民生を涸渇せしむ七年に亘る劇匪も何等の効果を收めず一婦人の介在によつて所説を變じ赤化を許容して抗日を以て愛國となし終に友邦の信用を失ひ災を招いて輕々しく戰端を開き國體を動搖せしめ原野を膏血に飜らし城市を焦土を化した、而も尙恬然として改悛せず非行を改めず斯の如きは獨り彼等の不幸のみならず亦我等四億の同胞が蔣介石に望むところのものに非ず此に各省公正の士集まり本會を組織共同討論の後先覺の士を推戴し政府を改組せしめ

暴政を除き更生を圖り外は友邦と提携内は國力を充實せば主權も亦整備すべし海内の諸賢幸ひに共鳴せられん事を茲に宣言する

安徽省獨立自治政府樹立

蚌埠【三〇】蚌埠治安維持會では来る廿日を期して安徽省獨立自治政府を樹立するに決定直ちに同日午前十時發會式を舉行、省民の憶出深き五色旗を一齊に掲ぐるこゝとなつた、尙ほ自治政府は近く南京に樹立せらるる新政府に合流、省代表者として楊樹誠(製粉會社長)傳君實(電氣會社長)が數日中に南京に赴く豫定である

江南鐵道半段の復舊成る

寧國【二六】完備なきまでに破壊されてゐた蕪湖、溧水間四十軒の鐵路は三ヶ月に亘る小諸鐵道隊の不眠不休の作業により漸く復舊成り十八日處女列車の試運転を行つた、溧水鎮以南江南鐵道終點孫家舖に至る卅八軒も三月末までには復舊の豫定で右區間が復舊すれば中支の動脈線たる江南鐵道は皇軍の手により再生する譯である

臨淮關、蚌埠間鐵道開通

蚌埠【二九】臨淮關、蚌埠間の鐵道修理は十九日完成し廿日から正式開通に決定した、斯くて浦口、蚌埠間百餘里の鐵道は全通を見るに至つた

内河航行取締

上海【二〇】上海を中心として占領地域内各方面へ通ずる内河航行に對しては軍事取締の必要上三月廿日以後は嚴重なる制限を設けることとなり廿日午後陸海外三當局は次の如く發表した

△内河航行に關する陸海軍外務當局發表
一 大日本帝國陸海軍占據地域の左記航路は當分の間大日本帝國陸海軍の名に於て發給せる内河航行許可證を有する船舶の外機械を以て運航する一般船舶(樞、機等で操るものを除く)の通行を禁止せらるゝ事となれり、若し之に違反したる場合に於ては船舶及び積貨を抑留せらるゝ等の事あるべし、但し手操りの船舶と雖も同航路を運航せんとするものは前項と同一の許可證を受くるを要す、許可證の發給を受けんとするものは船名、船種、商社、航路、期間及び運航目的を明記せる願書各一通を陸軍及び海軍特務部長官提出せば審議の上無料にて航行許可證を下附せらるべし

イ 上海—松江—泖港鎮—平湖
ロ 上海—松江—嘉興—杭州
ハ 上海—松江—平望—嘉興
ニ 上海—黃渡—朱家角
ホ 上海—崑山—蘇州—無錫—武進—丹陽—鎮江

上海財界の巨頭連香港へ
上海【二二】支那側の確報として傳へられる所によれば上海にあつて金融情勢の推移を見守つてゐた金城銀行の總經理周作民は數日前交通銀行經理唐壽民と共に秘かに上海を離れ又上海銀行經理陳光甫も七日に上海を離れ四行儲蓄經理錢新之も亦兩三日中に一族鄭黨を引連れて香港に向ふ豫定であると報せられてゐる、之等有力銀行家が相次で香港に向ふ裏面には複雑な事情があるものゝ如く何れも各方面の誤解を避ける爲め上海を去ると稱してゐる

上海情勢

大道政府鴨窩沙島接收
上海【二三】大道政府では揚子江入口の最大の島鴨窩沙島住民の懇請により十三日同島に巡警八十名を常駐せしめ同島を接收した、鴨窩沙島は人口約八千、戸數二千三百で住民は農業、漁業を主とし從來海賊の根據地となり其頭目陸大老、貴竹林らは部下八百を有し崇明島を根據地にして住民を苦しめ通行船を攔ましてゐたものであるが今回の大道政府接收の報に附近東興沙、潘家沙、石頭沙、崇賢沙各住民も十四日それぞれ同政府治下に服した

上海情勢

獨、在上海填國領事館接收
上海【二四】ドイツのオーストリア併合に對し支那側は集團安全保障の權威失墜の證左と見て憂慮の色頗る濃厚であるがドイツ上海總領事館は昨十六日四川路三百卅號(朝鮮銀行樓上)にあるオーストリア領事館を接收した

日高總領事責任

上海【二六】駐支大使館參事官より上海總領事に轉任した日高信六郎氏は豫て歸朝本省と打合せ中であつたが十八日入港の上海丸で着任した

上海工部局我が要求大體承認

上海【二九】岡本前總領事が本年一月四

戰航路の通行に關しては同項に準じ許可證の下附を受くるを要す
軍事取締の必要上右の通り定むると雖も素より支那民衆の生活を脅威し又在來の風習を改竊せんとするに非ず、支那良民は安んじて生業を營み狀況に依りては江浙輪船公司及提携し共同運航に従事する等の方法を存するものとす

き旨懇請して來た
二月中の上海港對外貿易
上海【二六】(上海海關發表)二月中の上海港の對外貿易額は

Table with 2 columns: Category (輸入, 輸出, 合計, 入超) and Value (17,160,264, 10,398,261, 27,558,526, 6,762,001)

で之を前月に比較すると輸入一割二分増に對し輸出は三分方の減少を示し、引きつゞき輸入小増、輸出減少の傾向を辿つてゐる此の結果輸出入總額に於て五分の増加となつたが入超額は一月の四百七十一萬元から二月には六百七十六萬元に増加してゐる、しかし之を昨年二月と比較すれば輸入は約六割八分、輸出は約八割の激減であつて上海港の貿易恢復は尙依然として遅々たる事を示してゐるが輸出入額の激減に拘らず入超額は昨年二月の百五十九萬元に對して著しく増加してゐる事は尠からず注目される

一 日本人警察官の待遇改善、増員
一 日本人特別副總監を新設
一 同副總監は總監に對し一般的政策問題に就き意見を開陳し得ること
一 警察行政への機會均等附與等であるが我方としては右回答を參考として更に一段の研究が加へられる模様である、然し本交渉によつて從來兎角差別の待遇を蒙つてゐた日本側の租界警察權に關する權限は著しく擴大強化され日本軍上海占領後の新事態に即應すべき日本側對工部局の新關係が発生する事となつた譯であり、且日本側が長年希望するところの工部局行政の大半を占める警察行政に實質的な地位の向上を獲得し得る段階に到達した

日上海共同租界工部局最高當局に對し治安維持の目的から
一 日本人警察官の地位の向上並に人員の増加
二 警察以外の中樞機關に於ても行政部門の重要地位を日本人に與へること
三 各行政部門に日本人を參加せしむること

の要求を提出してゐた所、工部局側でも上海の新狀勢並に日本側の現地位に鑑み慎重に研究を重ね更に上海領事團會議にかけて協議した結果漸く回答案を決定、本日我が總領事館宛右要求には大體同意する旨の正式回答を通達し來つた、回答案の内容は細部に亘り詳細に記述してゐるがその要點は

一 日本人警察官の待遇改善、増員
一 日本人特別副總監を新設
一 同副總監は總監に對し一般的政策問題に就き意見を開陳し得ること
一 警察行政への機會均等附與等であるが我方としては右回答を參考として更に一段の研究が加へられる模様である、然し本交渉によつて從來兎角差別の待遇を蒙つてゐた日本側の租界警察權に關する權限は著しく擴大強化され日本軍上海占領後の新事態に即應すべき日本側對工部局の新關係が発生する事となつた譯であり、且日本側が長年希望するところの工部局行政の大半を占める警察行政に實質的な地位の向上を獲得し得る段階に到達した

上海【二九】岡本前總領事が本年一月四

國民政府

黃河敗戦に漢口大動搖

上海【二】我が山西作戦の偉大なる成功と黄河の制壓により敵の最終的防備陣地たりし隴海線の戦術的價値は著しく削減され漢口を中心點として半圓を描く大防備線即ち南東は揚子江安慶より東北は徐州を最前線として西に一直線に延びる隴海線に添ふ廣大なる地域の一角は敢へなく打破せられ李宗仁總指揮の下に徐州に集結せる數十萬の大軍及び隴海沿線の敵軍は北、南、西の三方より脅威を受け退路を絶たれ、漢口を本據とする國民政府に致命的な大打撃となり、早くも國府に動搖の色顯著なるものがあるに至つた之がため鄭州に於ては早くも外人居住者五十數名は城外に避難し、同時に一萬人を收容し得る避難區を設置して日本軍の進出に備へ一部は既に漢口に向つて避難しつゝあり、一般支那居住者の逃亡續出し田舎に向つて着のみ着のまま逃出し、漢口に於ては日本軍が黄河の線に達すれば三週間開くも二ヶ月を出でずして漢口は陥落するであらうと國府要人すらも自覺して居り、國府機關の大部分は何時でも逃出せる様に準備を整へ、支那人の大半は既に市中より姿を消して死の術と化してある、尙ほ今次の我が作戦の成功により、國共合作の連絡線は事實上遮斷されんとしつゝあり、漢口の國民黨と西安の共產黨とは京漢、隴海兩線を通じ鄭州を經由して連絡されたものであるが、隴海線の遮斷は兩者を切離す結果となり、

朱德を總指揮とする第八路軍の山西及び陝西に於ける致命的打撃を蒙つたことにより共產黨及び共產軍の國府に對する壓力は著しく減殺せられ、従つて兩者を思想的に結ぶ抗日戦線も亦相當の變化を齎すべく各種の副作用を伴つて支那側は今や暗慘たる憂色に閉籠められるに至つた

蔣介石反擊命令

上海【三】支那側報道によれば蔣介石は山西作戦に於ける屢次の敗戦に氣を腐らし「如何なる犠牲、如何なる代價を拂つても日本軍の黄河越え河南省内進入を阻止せよ」と各軍に嚴命すると共に「京漢線北上部隊を兩路に分ち一は山西南部に進入、一は京漢線に沿つて北上したる後西に轉じて日本軍の後方を遮斷、全面的に反撃に轉ずべし」との反擊作戦を授けたが漢口軍事當局では右新作戦は茲半ヶ月以内に相當の成果を見るであらうと豪語してゐる、併しながら全線に亘つて支那軍の動搖甚しく戰意全く喪失して居り、蔣介石の嚴命も亦空文に終るものと見られる

國府官吏の官紀紊亂

上海【二】漢口の支那憲兵隊當局が外人記者に語つた所によると過去二週間に中國政府官吏にして賭博やダンスに耽溺し蔣介石の發布したる政治律令に觸れて逮捕された者六百餘名の多きに達し、各被告共苦役三日間の判決を受け日本飛行機によつて破壊された飛行場の修理又は道路の修築に苦力として使役された、右の事實は敗戦國支那の官規紊亂を物語るものとして興味を持たれて居る

萬福麟の統殺確實

上海【二】舊東北軍の將領萬福麟が抗戰に努力せず戰機を誤つた際により蔣介石の爲に既に統殺され同時に第百十六師長周德金も亦同様の理由で處決されたとの説は確實とされてゐる

國共對立激化

上海【三】漢口來電によれば國共合作の立役者にして事變以來漢口に在つて國共兩黨間の聯絡に當ると共に共產黨側のスポークスマンとして活潑な活動を續けて居た周恩来は最近國民政府に對する共產黨の勢力伸暢工作に關し膺施の共產黨中央部の不滿を買つて召喚命令を受け既に陝西省に歸還したと傳へられる、而して最近漢口に於ける共產黨の宣傳工作は著しく活潑となり中國共產黨機關紙新華日報の發行部数は既に廿五萬部を突破し共產黨首領毛澤東の自叙傳、朱德の傳記第八路軍の活動狀況等共產黨關係刊行物の賣行きは夥しい數に上つてゐるが、國民黨はこの共產黨の活潑なる宣傳工作が漸次民心を吸收し國民黨の國民指導權を次第に奪はんとする事に非常な脅威を感じこれが對抗策に努めつゝあり、この結果國共兩黨の關係は日に日に疎隔の途を辿りつゝありと傳へられる國共合作の原則決定當初兩黨の間に締結された協定の國民黨の優位を認め共產黨は國民黨の指導の下に蔣政權を支持すると云ふに在つたが今や共產黨内部に於ては國民黨の指導權を認めず兩黨平等の立場に於て協力すべしとの主張も公然行はれ一方共產黨内部に於ても各派の抗争激化しつゝ、あり抗日の前に國共合作の暴舉に出た蔣介石はこれら共產黨の勢力進出、國共對立激化に非常な窮地に陥つてゐる

▲は精衛共產主義排擊 ニューヨーク

【三】A.P.漢口電報によれば汪精衛は十二日共產主義は最早支那には存在しないと斷言し、民主主義への途を強調して左の如く述べた

支那に於けるソヴェト共產主義は漸次衰微の一途を辿り、今や支那の目標とするところは民主主義である、支那人はあまりにも現實主義であり實際家であるから人間性に背馳すると共に支那人の性質にも合致しない現實不可能なソヴェトの共產主義的理想を支那人に押しつけるのは到底出来ない相談だ、現在の日支紛争が終ればその次に來る新支那には恐らく日本の社會大衆黨に類似した綱領の立憲的政府が樹立されるであらう

廣東、廣西、福建の政治訓練強化

香港【三】中央は最近軍事宣傳強化の必要から政治訓練處を改めて政治部となすこととなり漢口に中央軍事委員會政治部が設立されたが廣東、廣西、福建三省は特に我が南支海岸交通遮斷の影響による内部の人心動搖を怖れて夫々中央軍事委員會政治分處を設置することとなりこれが統轄のため廣東に政治分處を置き部長に羅卓英が内定した

孫科佛六統領訪問

パリ【三】モスクワよりの歸途目下パリに滞在中の國民政府特派係科は十六日午後六時駐佛大使顧維鈞を帶同ルプラン大統領を訪問した

余、吳聯聚して曾養甫排斥

香港【三】從來廣東省内部に於ける蔣靖主任余漢謀、省主席吳鐵城、廣東市長曾養甫三者間の勢力争ひは甚しいものがあつたが最近余漢謀のクーデター壓迫成功以來余の勢力は俄然壓倒的となり、省主席就任以來廣東に相當資財を擁するに至つた吳鐵城は早くも余との對立の無効なるを察知して余漢謀に對して提携の色を見せ、兩者對立の主要原因の一であつた吳鐵城の廣東軍管區司令就任問題も結局余漢謀が司令に、吳鐵城が副司令に就任することにより解決を見、裏面に於て余、吳相提携して蔣介石腹心の曾養甫排斥を開始し廣東省内部より蔣の勢力驅逐を企圖してゐる模様である、即ち曾養甫を廣東市の市政繁忙を理由に廣東市長の職に専念せしめ兼職の財政廳長には南昌市長魏學遜を招聘すべしとの説が相當有力に行はれてゐるのはこの間の消息を物語るもので、最近余漢謀が中央に兵を送るのを忌避する態度を露骨に現はし乍ら一方中央よりの軍費獲得に躍氣となつてゐる事實と併せ余漢謀が蔣政權没落の場合を豫想し廣東省内に自己獨自の地歩を扶植する爲め吳鐵城と通じ蔣介石直系の曾養甫を迫ひ出さんとする運動は中央軍の頑勢著しくなると共に拍車をかけ來るものと豫想される

國府鹽稅收入減

上海【三】重慶來電によれば關稅に次いで國民政府第二の稅源たる鹽稅收入は事實によつて多大の打撃を蒙つてゐる管であるが十六日鹽務稽核總處は一九三七年の鹽稅收入額は二億一千三百萬元に達し一九三六年に比し僅に五百萬元の減少に止つた旨發表した、而して右のうちに

香港【三】

從來廣東省内部に於ける蔣靖主任余漢謀、省主席吳鐵城、廣東市長曾養甫三者間の勢力争ひは甚しいものがあつたが最近余漢謀のクーデター壓迫成功以來余の勢力は俄然壓倒的となり、省主席就任以來廣東に相當資財を擁するに至つた吳鐵城は早くも余との對立の無効なるを察知して余漢謀に對して提携の色を見せ、兩者對立の主要原因の一であつた吳鐵城の廣東軍管區司令就任問題も結局余漢謀が司令に、吳鐵城が副司令に就任することにより解決を見、裏面に於て余、吳相提携して蔣介石腹心の曾養甫排斥を開始し廣東省内部より蔣の勢力驅逐を企圖してゐる模様である、即ち曾養甫を廣東市の市政繁忙を理由に廣東市長の職に専念せしめ兼職の財政廳長には南昌市長魏學遜を招聘すべしとの説が相當有力に行はれてゐるのはこの間の消息を物語るもので、最近余漢謀が中央に兵を送るのを忌避する態度を露骨に現はし乍ら一方中央よりの軍費獲得に躍氣となつてゐる事實と併せ余漢謀が蔣政權没落の場合を豫想し廣東省内に自己獨自の地歩を扶植する爲め吳鐵城と通じ蔣介石直系の曾養甫を迫ひ出さんとする運動は中央軍の頑勢著しくなると共に拍車をかけ來るものと豫想される

國府鹽稅收入減

上海【三】重慶來電によれば關稅に次いで國民政府第二の稅源たる鹽稅收入は事實によつて多大の打撃を蒙つてゐる管であるが十六日鹽務稽核總處は一九三七年の鹽稅收入額は二億一千三百萬元に達し一九三六年に比し僅に五百萬元の減少に止つた旨發表した、而して右のうちに

は我軍によつて占據されて以來の長蘆鹽
 晋北、安徽、山東、松江の五區の收入を
 含んでないが鹽稅擔保公債償還は完全
 に之を履行し、英金九十四萬三千磅及び米
 金三十萬三千ドルを支拂つたと稱してゐ
 る

中英庚款から借款三千餘萬元

上海【三六】最近中英庚款委員會(英國
 國庫賠償管理委員會)の發表する所に
 よると昨下半年に於ける同會と國民政
 府との間に成立した借款は總額三千八
 八萬四千五百元を達しその内鐵道借款が
 その半數を占め京贛鐵道借款現金一千四
 百七十五萬元及び材料借款四十五萬磅、
 粵漢鐵道借款四百萬元を與へてゐる、こ
 の外首都電燈廠設備擴充借款卅萬元及び
 材料借款四萬四千磅、黃河水利委員會へ
 二百九十萬磅の建設借款及び武漢大學、
 中山大學設備費、江西、福建、安徽、湖
 北、湖南五省特殊教育補助費等所謂教育
 借款百萬餘元があり無量な長期抗戰に依
 り漸次財政難に陥りつゝある國民政府は
 英支團匪賠償管理委員會の手を通じ英
 國からあらゆる名義の下に資金の獲得に
 奔走しつゝあるものと見られる

爲替政策變更

上海の爲替統制實施停止

上海【三五】上海中央銀行は突如本日よ
 り上海に於ける爲替の統制實施を停止し上
 海外國爲替市場はノーマーケットに陥つ
 た

財政部布告內容

上海【三五】漢口來電によれば中國政府

は北支新銀行の設置により國幣相場低
 落阻止策として外國爲替の賣買方法を左
 の如く變更本日より實施することにした
 △財政部布告

一 三月十四日より外國爲替の賣却は政
 府所在地たる漢口に於て中央銀行を通
 じて行はるべし、尙ほ中央銀行は右に
 關し便を圖るため香港に辦事處を設
 置す

二 銀行にして其の顧客のため爲替手形
 の購入を爲し送金及び其他通常の市場
 取引により招來した金額以上に商業的
 な爲替需要を手當せんとするものは中
 央銀行本店に申込み、又は其の香港
 辦事處より收得すべきものとす

三 右の諸銀行は其の外國爲替處分購入
 の申請を財政部所定の手續規定に従ひ
 中央銀行本店又は香港辦事處に對して
 行ふものとす

四 右申請は毎週木曜日午前十時以前に
 爲さるべし、中央銀行當局は之等申請
 につき考慮せる後翌日(金曜日)午前十
 時に各申請者に對し通告を發するもの
 とす、若し通告を發すべき日が休日な
 る日は通告は休日明けまで繰延べらる
 べし

五 新申請に應じて供給される外國爲替
 は通告の發せられた當日受渡されるも
 のとす

六 中央銀行より外國爲替を賣却された
 各銀行は收得した爲替處分に付中央銀
 行當局に報告を提出すべし
 七 右手續規定は財政部布告の當日より
 實施せらる

香港銀行實施す

上海【三五】上海に於ける中央銀行の賣

止に對し香港上海銀行はマーチャントに
 對しては引續き對英一志二片八分の一、
 對米廿九ドル八分の三で賣續けることを
 發表、邦人銀行も對日キヤツシュのみ百
 一圓のレートを出してゐる

市場全くノミナル化

上海【三五】中央銀行が突然本日より上
 海に於ける統制實施を中止したため市場は
 全くノミナル化したしが市中氣配は對英賣
 現物一志二片八分の一對米廿九ドル十六分
 の七見當を唱へてゐる、一方對日は百一
 圓丁度賣現物ノミナルである

香港弗崩る

香港【三五】國民政府の爲替管理法發布
 により支那幣制は崩壞の前兆を呈し來り
 上海弗の一志二片八分の一と八分の三方
 の低落は香港市場にも影響し十四日の市
 場は寄付一志二片二分の卅一、仲値十
 六分の十五と崩落し、引値は幸じて寄付
 一に戻したが、幣制改革以來香港弗は一昨
 年八月以來一志三片に釘づけられ、その
 間多少の變遷があつたが常に香港銀行の
 賣出動によつて之をカバーして來たが、
 十四日は遂に三片に引返し得ず香港銀行
 當局も上海市場の見透しつかず全く見送
 り状態を呈してゐる

法幣崩壞必至と其対策

上海【三五】漢口政府の爲替政策變更に
 伴ひ法幣の前途に關しては一般に悲觀人
 氣旺盛で國民政府財政部は之を以て北支
 準備銀行の設立によつて彌らさるべき通
 貨混亂に備へる自衛手段なりと述べてゐ
 るが右は口實に過ぎず爲替統制資金の缺
 乏を基因とする法幣崩壞の第一歩なりと
 の見解が有力である、而して法幣崩壞の

場合には上海財界に相當の混亂が豫想さ
 れるが邦商間に於いては既に圓貨の流通
 が限局的で邦人銀行の法幣取扱は著しく
 減少してゐるからこの影響は極めて輕微
 なるべく、これに對し外商方面は相當の
 打撃を免れまいと見られ、更に上海爲替
 が崩落の場合にはその対策として國際通
 貨管理等の提案が再び擡頭するやも知れ
 ずと見られるが現在においては政治的經
 濟的實勢力及び實際の流通高より見ても
 圓または圓にリンクする通貨の限局的流
 通が豫想され、また一方においては新政
 權樹立の時に速に北支同様新發券銀行
 を創設すべしとの聲も漸く熾烈となつて
 ゐる

上海爲替市場對日百圓パー

上海【三五】爲替市場は引續きノミナル
 状態で正金銀行は對日百圓四分一、對英
 一志二片十六分の一、對米廿九ドル八分
 の一のレートを出してゐるが十六日午前十
 時前後に於ける市場の氣配は對英一志二
 片二分の一、對米廿九ドル八分の一、對
 支那人方面の先物買が幾分増加してゐる
 が銀行が賣壓しないので商内は殆んどな
 い

正當の爲替需要への辨法

上海【三五】十四日以來爲替取引を停止
 してゐる上海支那側爲替銀行は十七日午
 後二時より當地香港路の銀行公會内に於
 て新爲替政策採用以來第二回目の會合を
 なし外國爲替營業法を協議したが中央
 中國、交通三銀行は席上正當の用途のた
 め外貨を需要する向きに對しては外貨購
 入の申請に漢口中央銀行の許可が下りな
 らない

以前に便宜上これを三銀行で賣却し得
 る辨法を發表、そのレートは市價に照し
 て決定することゝなつた

新爲替政策早くも破綻

上海【三五】漢口政府の新爲替政策に基
 く中央銀行の第一回爲替賣却額が百廿萬
 磅の申込を受付けたに對して僅かに卅萬
 磅のみと報ぜらるゝや上海爲替市場は不
 安人氣漲り一般的買氣愈々旺盛なるに反
 し、賣手皆無で混沌状態に陥り俄然第二
 期の通貨政策は早くもその弱點を暴露す
 るにいたり、幣制改革實施以來二年餘り
 蔣介石の軍事的、政治的没落と歩調を合
 せて今や取り返しのつかぬ破綻の淵に當
 面するに至つた、即ち十八日正金銀行は
 遂にレートを對英一志二片、對日百圓パ
 ーに引下げ實需筋に對してはボツ／＼年
 此のレートで圓貨を賣つて居り名實共に
 圓元パーを示現したが、更に市中のレ
 ートはキヤツシュが一志一片八分ノ五、
 廿八弗四分ノ一見當を賣り唱へて居り中
 央銀行の爲替賣却が豫想よりも遙かに少
 なかつたことが國府手持資金の缺乏、爲
 替統制力の減退を意味するものである等
 が法幣の前途延いて國府財政の將來は非
 常な苦境に立たざるを得ずと見られるに
 至つた

圓元パー割れ

上海【三五】十九日正金は遂に對日百圓
 のレートを放棄して九十九圓五十錢の建
 値を出し上海爲替は名實共に圓元パーを
 割り込むに至つた、市中の對英レートは
 昨日一志一片八分ノ五見當で市場の實
 情よりすれば對日は九十七、八圓となる
 この見當で弗々實際の取引も行はれてゐ

るが名實共に圓元パー割れを示現したこ
とは市場の人氣に相當の動搖を免れざる
べく殊に最近上海に於ては圓元パーでこ
額に流通し邦商間に於ては圓元パーでこ
れを收受してゐるが圓元パー割れの結果

事變と列國動向

淺間丸修理を支那職工拒絶

香港【三・五】郵船淺間丸の救助作業は十一日終了船底の假修理の爲同日午後四時香港パターフィールド・スワイヤ會社(英商太古洋行)經營の太古ドック埠頭イフルイ岸壁に回航したが支那從業員は工事に掛るを拒絶して不穩の形勢さへ看取されるので會社當局も極力之を慰撫して作業に着手する様勸告しつつあつたが今日會社當局は「支那職工は正式に作業從事を拒絶した」旨を發表した

支那の對外爲替相場論

ニューヨーク【三・二】ジャーナル・オブ・コンマース紙は十一日の紙上に「何故支那通貨の對外爲替相場はしつかりしてゐるか」と題する社説を掲げ次の如く述べてゐる
日支戦争で經濟的に重要な地方及び主要貿易を失つたにも拘らず支那通貨の對外爲替相場がしつかりしてゐるのは次の如き理由による
一 輸出と同様に輸入が激減したこと
二 戦争勃發以來華僑の故國送金が實質的に激増したこと
三 支那事變勃發後國民政府が多量の金銀塊を香港經由で輸入に輸送したこと

はこれ等邦商が法幣の受理を拒みこれを放流するに至ることは容易に想像され法幣の前途は相當壓迫を蒙るものと見らるゝに至つた

と
等である、然し今後支那通貨の對外爲替相場を下落させるものは華僑の故國送金減少と軍需品現金買ひの増加だらう

ドナルド顧問の書翰

ワシントン【三・三】支那通を以て知られるクリスチャン・サイエンス・モニター紙經濟部長H・B・エリントン氏は十五日發行の週刊サタデー・イーヴニング・ポスト紙三月十九日號紙上に「支那に於ける白人の第一人者」と題する論説を掲げ蔣介石顧問ウイリアム・ドナルド氏を支那の運命を決する人物として論評したがこの論文中に於てドナルド顧問から同氏宛書翰の全文を掲載し多大の反響を呼んだ、右の書翰はドナルド氏が盧溝橋事件直後の七月十三日に蔣介石の大本營から蘇州に宛てた私信であるが同書翰は日支紛争の原因に關し興味ある樂屋嘲を露し、如何に支那が自己の實力を過信し且つ如何に支那が自己の實力を過信してゐたかを述べてゐる、書翰の要旨次の通り

準備を進めてゐる、外人軍事顧問達は支那は十分日本軍の攻撃を支へ得ると説き又もし支那軍の將兵が彼等の命する通りに行動するならば體ては日本を破り得るであらうとさへ言つてゐる、彼等は世界大戰當時フランス軍の塹壕戰が如何なるものであつたか又マドリッド市民が過去一年間如何に頑張り續けたかを想起してゐるのだ、支那軍はその空軍豫備勢力に於て極めて不十分であり又日本軍が支那軍よりも優秀な砲兵隊を有してゐるに拘らず支那は何等恐れる所はないと信じてゐる、貴下がこの手紙を受取る以前に支那中央軍は既に行動を起し最初の試験によつてかつてゐることだらう

比島邦人麻業者の窮境

ダヴァオ【三・三】支那事變勃發以來日本政府の貿易統制及び爲替管理の強化に依りダヴァオ麻の對日輸出が阻止された爲麻の價格は暴落に暴落を重ね現在は既に生産費を割る安値に迄低落し爲に一萬六千人の邦人麻栽培者の生活は極度の脅威を感じつつある、これに加へてダヴァオの中間貿易商人等は相繼して運賃統制を奇貨として獨占的暴利を貪り遂に邦人間に明朗ならざる動きさへ見られるに至つた、邦人麻栽培業者は十六日目下ダヴァオ滞在中の外務事務官稻垣太郎氏に彼等の窮境を陳情すると共に十七日日本人會に不況対策緊急理事會を開催、母國政府に請願書及び詳細な理由書を提出することとしこれを稻垣氏に託送することになつた

中國新政權

河南黃河北岸各縣新政府參加

清化鎮【三・三】新鄉、獲嘉、修武、清化鎮、沁陽、孟縣、溫縣、濟源各縣治安維持會長、商務會長の初の聯合大會は十一日午前十時から清化鎮で開會、回教在裡等の宗教團體代表も出席し我が方よりは〇〇部隊長、糧口宣撫班長等出席、各縣治安狀況を報告、物資缺乏に對する對策、北支新政權參加等を協議決定し決議の爲め軍に於て差當りメリケン粉、石油等の日用品を給與すること、各代表を感激させてゐる
總署は今後一定の計畫を以て黃河、永定河、白河等各河川の改修、堤防の構築、その他の治水計畫をはじめ自動車道路及び公路の新設改修、港灣の浚渫、植林事業等に着手し同時に水害、戰禍に憐む北支勞働者農民の失業救済及び各種の社會施設を實施せんとするもので、日支提携による北支經濟開發と共に今後の活動が期待されてゐる

☆ 治 績

人事、機構

▲最高法院人事 北京【三・四】臨時政府では十四日最高法院人事を左の如く發表した
董康、呂世芳、朱顯年
兼任最高法院推事
張全、干光熙、衛權臨、何承焯、蕭邦幹
任最高法院推事
干寶軒
任最高法院書記官長
▲建設總署設置 北京【三・四】臨時政府は北支の産業開發に並行して河川の改修公路の建設等の土木事業を振興し積極的な北支農村建設に着手することに決定し之が主務機關として行政部に建設總署を設置、十三日付を以て建設總署々長に前北寧鐵路局長殷同、同署長に行政部總務局長李宜威を任命夫々發令した、建設

第二次農村救済策

北京【三・六】臨時政府ではさきに災區農村救済の爲春耕種子の配給を行つたが今更に第二段工作として約廿萬元を投じ農民食糧物資配給を行ふと共に棉花その他農産物の移動を助長する事となつた、

從來北支の農村は流通機關杜絶の爲物資の配給は殆んど不可能に陥り食糧の窮乏に迫られてゐたが、各河川運河の結水も涸れたので京津地方から物資を輸送し、奥地から棉花その他の農産物の出廻りの助長を爲すこととなつたもので、その具體的方法是次の如くである

一 災害の最も深刻なる京漢線沿線に對しては十萬元をもつて食糧品配給を行ひ、これと交換的に棉花その他の農産物滞貨を各河川運河等を利用して各地方集散市場並びに天津に輸送せしめる

一 京漢、津浦兩線沿線の河北省各地に對しては物資窮乏の現況に即應して一先づ食糧品その他の配給を實施棉花その他の滞貨の各地方集散市場への移動を促進し、更に共同輸移出の形式を以て天津等に輸送せしめる

一 右の結果北支農村の救済と併行して滯貨棉花等の天津出廻り量は著しく増加される筈である

黄河下流の治水工事に着手

濟南【二三】長清、歷城、濟河各縣の黄河中流附近より著々工事中の黄河治水工事はその後三月下旬の今日、春季の増水期に迫り中流礮口(濟南北部)附近は三十尺の水深を示すに至り下流方面の施工も亦緊急を要する状態に立至つたので山東河務興振會では下流瀆縣、蒲臺、利津、濟東、青城等の政情整はざる爲右地方は夫々宣撫員を派遣當該縣廳が復舊の河工を開始することに決定した

新民會で青年運動提唱

北京【二六】新民會では「新興中華民國の興隆は我等青年から」の自覺の下に新

民青年運動を起すこととなり、その基礎を爲すべき新民青年運動實施委員會成立大會が十八日午後五時から北京王府井大街の承華園に開催された、新民會副會長張燕卿及び委員幹事六十名のほか關係者集合、張副會長の挨拶、廖指導部長の祝辭の後協議に入つたが、同會の趣旨とするところは國民政府成立以來黨化教育を勵行した結果青年學生は徒らに孫文を口にし共產主義に共鳴、國際の真相を審らかにせずして治安を紊してゐたのに鑑み全國國民に思想の正邪を鑑別せしめ新民主義を提唱して、青年層を中心に新中國の更生を圖らうと云ふにある、新民會ではこの指導を順次國內全部に普及する方針で、同運動實施の爲總務、中學、小學の三組織が出来た

新法幣の流通漸次旺盛

天津【二四】十日新銀行の開業と共に舊法幣は崩落し金元バーを現出、新銀行の健全性が漸く一般に認識されるに至り、去る八日以来假死状態に在つた天津棉花市場は十四日約千三百俵の商内成立新銀行券によつて支拂はれ俄に活況を呈し八日の粗毛相場四十二圓は今日は四十五圓と三圓の昂騰で強含みを見せてゐる、斯くて今後棉花買入代金は新銀行券によつて支拂はれ地方に於ける新法幣に對する危惧も解消して今後棉花の賣込み殺到し市場は活況を呈するものと見られる

外銀則新法幣に好意的態度

北京【二七】中國臨時政府の新幣制に對して獨逸系銀行が積極的支持の態度をとつてゐるが、更に米國、白耳義、佛蘭西の各國系銀行も好意的中立の態度をとる

に至り、新法幣による受拂拒否の態度に出でゐた外銀側の足並も漸く新幣制に有利に展開しつゝある、右は

一 國民政府が崩壞の危機に瀕してゐる爲、舊法幣が先行に不安を生じた事

一 新法幣による受拂を行はざる限り各外國商社の商取引が事實上不可能である事

一 新法幣發行高は豫想以上に多額に上り基礎強固なる事が漸く外銀側の諒解するところとなつた事

等によるもので外銀側の新法幣受拂開始も時日の問題とされてゐる

天津海關法幣建值一志二片

天津【二五】天津海關は十六日附政府命令により新法幣建値を一志二片とし額税する旨布告を發した、右は海關金單位制度廢止の前提と見られる

☆ 産業開發

平生最高顧問着任

北京【二六】北支派遣軍最高顧問平生鈞三郎氏は十一日軍司令部に寺内軍司令官を訪問着任の挨拶を述べ種々今後の方針につき打合せを行つた後新政府行政委員長王克敏氏を初め政府要人を訪問着任の挨拶を述べた

經濟開發の綜合的計畫内容

北京【二七】北支經濟開發は十日北支派遣軍最高顧問平生鈞三郎氏の着任を迎へて愈々積極的に工作を進め直ちに日支提携の日華經濟協議會及び日本側の經濟委員會など現地の開發指導機關を設置して日支の密接なる連絡提携のもとに北支各種資源の綜合的開發計畫を確立し議會終

了後北支産業開發會社及び重要産業別特種小會社が設立されるのを待つてこれが實行を期することとなつた、而して綜合的開發計畫は大體第一、第二の段階に分ち、第一期に於ては日滿兩國の産業五ヶ年計畫を補助し日滿支經濟ブロックの基礎を確立するを目標とし第二期以降に於ては北支産業自體の積極的増産開發を計らんとしてゐるが綜合的計畫の内容は大體左の如きものと見られてゐる

一 第一期開發四ヶ年計畫(昭和十六年度完了)日滿兩國の重工業資源として大同、開灤などの石炭開發に努力を拂ふこと

一 これと併行して第二期以降の積極的増産開發に備へるため北支鐵道輸送の恢復充實及び建設を計る、同時に北支物資の積出港として渤海施設の整備を急ぐこと

棉花栽培改善對策案

北京【二七】農村經濟合作運動に力を入れたる新民會では治安確立の河北省徐水、望都、新樂、正定四縣の合作組合を改組新組合を指導獎勵して大量な棉花の栽培に乗り出し日本内地に輸出して棉花飢饉を緩和することになつた、即ち從來同地方に於ける農民は愚金融業者の犧牲となり生産物に對する利益の大部分は奪はれて居たのであるが新民會ではこの程實地調査の結果、狀況に即應して新組合を單位に低利資金を融通、種子の無料配給を行ふ一方旱魃對策として百數十尺に及ぶ井戸を掘るなど給水設備にも完備を期したので今秋より豐饒な收穫を見るものと期待されるに至つた

電力資源の統制開發に着手

北京【二八】臨時政府初め關係各方面では目下北支電力の統制開發計畫を審議中であるが先づ其の第一著手として四月一日より舊冀東自治政府管内の群小電力會社を冀東電業公司の下に整理統制する事となつた更に天津電業公司の一萬五千キロの大火力設備は四月上旬より完全に運轉され天津特別第一區、日本租界並に鹽紡、東洋紡各工場の動力需要に振り向けられる豫定で此處に天津冀東兩地區に於ける電力統制開發の工作は完備される筈である

一定の長期計畫を以て一貫せる開發増産を圖る事

一 綜合的開發計畫は日華經濟協議會之を指導し北支産業開發會社の小會社の設立さるべき重要産業別の開發會社が夫々指示に基づき開發の實行に當る事

了後北支産業開發會社及び重要産業別特種小會社が設立されるのを待つてこれが實行を期することとなつた、而して綜合的開發計畫は大體第一、第二の段階に分ち、第一期に於ては日滿兩國の産業五ヶ年計畫を補助し日滿支經濟ブロックの基礎を確立するを目標とし第二期以降に於ては北支産業自體の積極的増産開發を計らんとしてゐるが綜合的計畫の内容は大體左の如きものと見られてゐる

一 第一期開發四ヶ年計畫(昭和十六年度完了)日滿兩國の重工業資源として大同、開灤などの石炭開發に努力を拂ふこと

一 これと併行して第二期以降の積極的増産開發に備へるため北支鐵道輸送の恢復充實及び建設を計る、同時に北支物資の積出港として渤海施設の整備を急ぐこと

一 右の外長盧鹽の増産計畫に力を注ぎ我が國曹達工業、人續工業、ガラス工業等に對する工業鹽の供給確保を圖る事

一 第一期計畫に於ける農村對策は農村購買力の回復に對する基礎工作として被害農耕地の復舊、種子の配給、鑿井農産物の改良指導及び農村合作社の再組織、合作社を通じて農村生産金融の圓滑化を圖る事

一 鐵石の他の礦物及び棉花、羊毛、殖林並に日本紡績、曹達工業その他の産業の積極的開發、増産建設は概ね昭和十六年以降の第二期計畫に於て實行する事、第二期計畫は大體日滿兩國の第二次第三次五ヶ年計畫と相應して五ヶ年を以て開發計畫の年限とし産業別に於ける電力統制開發の工作は完備される筈である

第三十七回 帝國議會

旬間大觀

政府が「解散を賭しても」と意氣込んだ國家總動員法案も時局の趨勢と戰時體制整備の大業の見地から無事貴族院に送られ、茲に同法案を繞つて政府對政民兩黨の間に醸し出された微妙な政局の惡氣流も一應解消を告げ、今議會の時も越えたとに見られるに至つたが、現内閣最大の革新政策電力案は衆議院の修正に加へて貴族院に於ては更に一段の難航を續けその歸趨は逆踏すべからざるものがある。

十二日貴族院は四十八億有餘の臨時軍事費追加を可決、こゝに支那事變關係軍事費は兩院の舉國一致的協賛を経て成立した。

政民兩黨が社大西尾氏の言葉尻を捕へ懲罰に附したのは兎も角除名處分の極刑をふり廻さんとするに至つては人權尊重決議を提出した當事者とも覺へぬ。時代にとり殘されて血眼になつた政黨が時の力に對する面當てのはかなき自慰ではある。これ既成政黨の姿なるなか。

貴族院

本會議

八法案可決

十一日は午前十時廿二分開會、直ちに日程に入り政府提出衆議院送付

久しく衆議院の風雲を觀望してゐた貴族院も總動員、電力管理をはじめ重要法案の殺倒に色めきたち、議會末期に於ける貴族院の特色が濃厚となつた。本會議は十一、十二、十六、十七、十九、廿日開會、十九の特別委員會に豫算總會と二番煎じの感がないでもないが議論は盡きない

政府法案提出

【三六】政府は十八日左記法律案を貴族院へ提出した

一 昭和十一年勅令第廿一號(東京陸軍々々會議に關する件)廢止法律案

一 石油資源開發法案を上程、吉野商相より提案理由説明の後重要礦物増産法案委員會に併託、續いて同じく

一 社會事業法案

一 商店法案

一 簡易生命保險法中改正法律案

の三案を一括上程木戸厚相の提案理由説明に對し

丸山鶴吉氏(同成) 本案の内容をみるに第十條の免稅規定、第十一條の補助規定を除いては大部分社會事業の取締法案であるといつても過言ではない、勿論不正事業を取締るのは當然であるが政府は取締、助成いづれに重點をおくか、社會事業に對して無用の壓迫干渉を加へて來た憾みがあるが法案成立の曉には一層不當の干渉、無用の壓迫を加へるに至るのではないかと不安を抱かしむるものがある、更に第十一條の補助規定は甚だ生温い、これでは社會事業の助成に至難であると思ふ、徹底的助成の方法を講ずると共に助成豫算の増額を行ふ考はないか、又社會事業の助成發達を計る爲社會事業資金法の如きを制定する意思があるか、又社會事業委員會を設置する考はないか

木戸厚生相 監督が主でなく助長に重點をおく、干渉或は不當な壓迫を加へる事は本法案の精神に合致せざるをもつて今後關係官の訓練を行ひ趣旨の徹底に努める、助成費は十三年度分五十萬圓であるが來年度以降は更に増額したい、社會事業の助成發達を計る爲の資金法制定の事は考慮する、社會事業委員會には出来るだけ民間の社會事業家を

一 昭和三十二年法律第八十四號中改正法律案

一 關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太廳の各特別會計に於ける租稅收入の一部に相當する金額を臨時軍事費特別會計に繰入るゝ事に關する法律案

一 昭和三十二年法律第一號中改正法律案

一 昭和三十二年法律第一號中改正法律案

一 昭和三十二年法律第一號中改正法律案

一 昭和三十二年法律第一號中改正法律案

一 昭和三十二年法律第一號中改正法律案

一 昭和三十二年法律第一號中改正法律案

一 昭和三十二年法律第一號中改正法律案

一 昭和三十二年法律第一號中改正法律案

一 昭和三十二年法律第一號中改正法律案

る旨答辯討論に入り

大河内子 本法は株式擔保の社債發行を許すものであるからその運用に當つてはこれが運用の委員會組織を慎重に行ひ且つ大藏當局は社債發行の認可を慎重にせねばならぬ、又本案は滿洲進出の大會社の便利を目的とする事は明白でありこの方法によつて滿洲に資金を得んとするものであるが、滿洲の健全なる發達を計るには特に注意せられん事を望む、本案に賛成する

と贊成論を述べ討論を終り採決の結果委員長報告通り原案可決午後零時七分散會

臨時軍事費追加豫算成立

十二日は午前十時廿一分開會、直ちに日程に入り豫算總會の審議を了したる

一 昭和三十二年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)

一 昭和三十二年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)

一 昭和三十二年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)

一 昭和三十二年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)

一 昭和三十二年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)

一 昭和三十二年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)

一 昭和三十二年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)

一 昭和三十二年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)

一 昭和三十二年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)

一 昭和三十二年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)

一 昭和三十二年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)

一 昭和三十二年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)

一 昭和三十二年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)

一 昭和三十二年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)

二十日

臨時軍事費追加豫算成立

十二日は午前十時廿一分開會、直ちに日程に入り豫算總會の審議を了したる

一 昭和三十二年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)

一 昭和三十二年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)

一 昭和三十二年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)

一 昭和三十二年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)

一 昭和三十二年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)

一 昭和三十二年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)

一 昭和三十二年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)

一 昭和三十二年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)

一 昭和三十二年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)

ところである

とて電力問題を繞る所有權論争を引例したる後續して對支問題に入り

蔣政権下に於いて支那を支配してあるものは歐米派で日本並に東洋文明を理解するものでない、されば今回の日支事變に於いては日露戰爭の場合と異つて英米等の列強は日本の眞の立場を理解してゐない、今次事件の眞目的は支那經濟開發であり東洋平和の大理想建設にある、故に日本は歐米の資本家、技術家等の前に胸襟を開いて其の立場を理解せしむべきである

とて賛成論を終り採決の結果全會一致可決確定し斯くて四十八億五千萬圓の臨時軍事費豫算を始め追加豫算案六件の成立を告げ、次いで政府提出、衆議院送付

- 一 不動産融資及損失補償法中改正法律案
- 一 産業組合中央金庫法中改正法律案
- 一 漁業法中改正法律案
- 一 産業組合中央金庫特別融通及損失補償法中改正法律案
- 一 産業組合自治監査法案

六十日

重要礦物法案等成立
十六日は午前十時十九分開會、直ちに日程に入り政府提出、衆議院送付

一 陸上交通事業調整法案

を上程中島鐵相の提案理由説明に對し松本勝太郎氏(同利) 本案を必要とするは自動車營業許可濫發の結果であると思ふが此の際認可の根本方針樹立が先決問題ではないか、一路線一營業主義法文化の必要なきや、調整區域は東京大阪等大都市に限定するの、或は他の地方都市にも適用するのであるか省營バスにも適用するの、省營バスと民營バスの必要なる競争は本案の精神にもどると思ふが如何

中島鐵相 將來は一路線一營業主義をもつて許可して行きたい、適用は大都市にのみ限定してゐない、地方都市でも必要ある場合は調整委員會の意見を徴して適用して行く考へである、省營バスにも適用するので現在無用の競争をしてゐる省營バスと民營バスとの調整を計り得る

- 一 松本氏再質問を留保し又立花種忠子(研)も自席より中島鐵相の答辭中に於ける善處すると云ふ意味を質して委員に付託、續いて政府提出、衆議院送付
- 一 臨時通貨法案
- 一 關稅定率法中改正法律案
- 一 二案を一括上程賀屋藏相提案理由説明に對し質疑なく委員付託、次で委員會の議したる政府提出、衆議院送付
- 一 重要礦物増産法案
- 一 日本産金振興株式會社法案

論なく委員長報告通り可決、同じく
一 樺太地方鐵道補助法中改正法律案
を上程高倉委員長より報告あり討論なく委員長報告通り可決、これにて政府提出

法案成立三件を加へ、次いで衆議院提出

一 支那事變に際し召集中の者の選舉權及被選舉權等に關する法律案
を上程、委員付託、最後に
一 國定教科書中に酒害豫防に關する敎材挿入の請願
外請願十三件を一括上程委員長報告通り採擇に決し同十一時三十分散會

七十日

國家總動員法案上程
十七日は午前十時十五分開會、十六日逝去した三宅秀氏に對する弔辭案を満場一致可決し次で日程に入り政府提出、衆議院送付

- 一 東洋拓殖株式會社法中改正法律案
- 一 工作機械製造事業法案
- 一 職業紹介法中改正法律案
- 一 上程木戸厚相より提案理由を説明、質疑なく社會事業法案委員會に併託、次いで政府提出、衆議院送付
- 一 國家總動員法案

之上程衆議院と異り近衛首相自ら起つて之が提案理由を説明
近衛首相 近代戰の特色は所謂國力戰にあるのでありまして、戰爭の目的を達するためには陸海軍の奮闘と相俟つて國家總動員の態勢を完備しなければなりません、即ち戰時又は戰争に準ずべき事變に際しては、物心兩面に亘り全資源を動員し以て獨り軍需の充足を完了するに止らず國民生活を確保し且戰爭遂行上必要ある各般の國家活動を圓滑ならしめ、以て國の全力を最も有効に發揮することが、戰勝の目的を達成

する爲必須の要件であります、本案はこの事情に鑑みまして政府として戰時又は戰争に準ずべき事變に際し所要の措置を敏速に講じ得べき根拠を規定したものであります、斯の如き戰時發動を必要とする政府の權限の大綱は國家總動員準備事務の進捗に伴ひ大體豫定し得る譯でありますから豫め議會の協賛を経て之を定め置きその範圍内に於て政府が戰争の實際の狀況に即應し臨機の處置を講じ得ること、致しますのが適當と考へます、尙斯くして國家總動員に關する國家權力發動の態様を豫め國民一般に諒解せしめ置くことは國家總動員準備の進捗に資する所以たるのみならず有事に際し國民の自發的協力を容易ならしめ法令執行の圓滑を期する上に必要であると考へます、殊に我國は國家總動員の經驗に乏しく又その資源の狀況等を考へましても特に本法制定の必要を感じる次第でありませぬ、國家總動員に關する現行の法制としましては大正七年制定せられました軍需工業動員法が存するのであります、同法は軍需充足の爲國內工業力を動員することを主眼とするものでありまして、從つて其の法律運用の目的に於ては將又規定事項の範圍に於て前述の如き國家總動員の目的を達する爲には固より不十分なのであります、尙今回の支那事變に於きましては差當り嚴に御協賛を得ました臨時諸法律に依りまして軍需工業動員法の足らざる所を補ひ應急の措置を講じつゝあるものであります、時局の推移如何に依りましては更に一段の國家統制を必要とする事

態も考慮せられますので此の意味に於きましても本法の制定は緊急を要するものと認めて居るのであります、本案の内容は大體に於て軍需工業動員法及事變關係の臨時諸法律に規定せられた事項が其の根幹となつて居ります、規定の形式が大綱に止り、細部を命令に委ねて居りますのは其の内容が事變の程度等に依つて變化致します關係上豫め細部に亘つて之を豫定することが困難である爲でありまして戰時事態の變化に即應し迅速且適切な措置を講ずることが戰争の本質上緊要であるのであります、又此等の措置の詳細を豫め外部に表はじまふことは國防上の機密を隱匿し得策でない點も考へられる次第であります、又本案には平時にも適用せられる規定を含んで居りますが、此等の事項は前以て平時より準備を必要とするものでありますと同時に、戰時に際しても必要な事柄であります、而して本案規定の各條項は相互に密接なる關係を有し一貫せる國家總動員の體系を形成して居るのであります、本案の内容は人員、物資、施設、資金等各般の事項に亘り國民生活に大なる關係を有して居りますので之が運用に付ては其の適切を期することが極めて肝要でありまして特に審議會に關する規定を設けましたのも此の趣旨に副はんが爲であります、要するに國家總動員は國民の愛國心を基礎とし、舉國一致の協力に依つて始めて其の効果を完うし得るのであります、政府は時局に鑑みまして國家總動員の實施に法的根拠を興ふるの必要を認め茲に本法

を提出した次第であります
次いで質疑に入り
土方寧氏(無) 本案は憲法と重大な關係あり又多數の委任命令を有つ所謂委任立法である、何故あらためて樞密院に御諮詢奏請の手續を採らなかつたか、憲法第卅一條は我國獨特の天皇大權の發動を規定したものである、故に本案により大權發動を仰がなくなるともよい趣旨とは考へられぬ、本案による場合と第卅一條の大權發動を仰ぐ場合との限界を明示されたい、本案の施行については審議會を設置しその獨斷を避けるといふが審議會諮詢は絕對必要條件でないから諮詢しないこともあらう、又審議會の修正反對の決議に政府は拘束されないが之は單に參考としてのみ聽くのであるか、私は總動員の趣旨には賛成だがこの方法は立憲的でない様に思ふが如何

然し事實問題としては之を尊重する
土方氏 答辯は質問の要點に觸れてゐない、審議會の意見探否如何を聽きたいと繰返し質問を重ね、これに對し
鹽野法相 戰時に於ては大權は相當に發動される本法は戰時に於ける國民の覺悟努力物資の動員準備をして置くもので大權發動を制限せんとするものではない、

を一括上程山縣委員長より報告採決の點
果委員長報告通り可決確定し同十一時廿分散會
恩給金庫等九法案可決
十九日午前十時廿一分開會、日程に入り政府提出、衆議院送付
一 飼料配給統制法案
を上程有馬農相提案理由を説明し委員に付託、續いて政府提出、衆議院送付
一 航空機製造事業法案
田島通信政務次官より提案理由を説明し質疑に入り
田中館愛橋氏(無) 本法の如く技術の粹を集める必要あるものは夫々専門家の意見を聽いて之が施行上萬遺憾なきを期さねばならぬと思ふが如何、又日進月歩の航空機發達に備へるためには勢ひ現在ある航空關係の研究所と協力する必要あると思ふが如何、なほ本案に依ると航空に關する中央機關は五ヶ年をもつて完成する豫定であるが航空機の進歩に鑑み當局の考へはなま温いではないか
田島政務次官 政府は航空機進歩發達を圓るため技術を尊重し今回綜合的技術研究機關として中央航空研究所を設置すること、これは五ヶ年計畫で初年度準備費五十萬圓の豫算を計上してあるが設立に當りては航空技術家の意見を尊重しこれに應ず方針である、右設立の具體的着手としては技術、行政各方面の權威者を網羅して準備委員會を組織して諸般の準備に當らしめる、特に技術家の意見を徵するため右準備委員會と同時に諮問委員會を設け航空技術に關し學識經驗ある總ての専門家を

權威者を任命する、而してこれととも
に航空機材の規格を統一するため現在の航空評議會と相並んで航空技術委員會を設置し技術の權威者を任命して兩者緊密なる連絡協力のもとに航空評議會の規格、陸軍機の規格、海軍機の規格の三者を通じて全體に亘り適用出来る標準規格を定める
田中館氏満足の意を述べ、工作機械製造事業法委員に併託、次に
一 兵役の義務なかりし者にして支那事變に於て陸軍部隊に編入せられたるもの、身分取扱に關する法律案(政府提出、衆議院送付)
一 昭和十一年勅令第廿一號廢止法律案(政府提出)
の二案を一括上程加藤陸軍政務次官提案理由を説明し委員に付託
一 恩給金庫法案(政府提出衆議院送付)
一 恩給法中改正法律案(同上)
一 庶民金庫法案(同上)
一 無盡業法中改正法律案(同上)
の四案を一括上程三井委員長より報告し討論なく委員長報告通り無盡業法改正は原案通りその他は衆議院修正案を可決確定、更に政府提出衆議院送付
一 社會事業法案
一 商店法案
一 簡易生命保險法中改正法律案
の三案を一括上程岩倉委員長より報告討論なく委員長報告通り可決確定、最後に
一 臨時通貨法案(政府提出衆議院送付)
一 關稅定率法中改正法律案(同上)
の二案を一括上程小島委員長より報告し委員長報告通り可決確定、こゝに政府提出法案成立九件を加へ同十一時四十六分散會

分散會
石油資源法案成立
廿日は日曜日にも拘らず支那事變による臨時増稅關係法案審議促進のため午前十時十七分開會
一 支那事變特別稅法案
一 相續稅法中改正法律案
一 臨時租稅增徴法中改正法律案
一 所得稅法中改正法律案
一 登錄稅法中改正法律案
一 酒造稅法中改正法律案
一 酒糟及酒精含有飲料稅法中改正法律案
案
一 麥酒稅法中改正法律案
一 大正九年法律第十二號中改正法律案
一 臨時利得稅法中改正法律案
一 臨時租稅措置法案
一 日滿國稅徵收事務共助法案
一 本邦内に於て募集したる外國債の待遇に關する法律案
以上十三件を一括上程賀屋藏相各案毎に提案理由を説明更に衆議院の修正點を讀み上げ若し貴族院に於て賛成ならば政府は之に同意實行する旨を附言して質疑なく委員付託、續いて政府提出、衆議院送付
一 硫酸アンモニア増産及配給統制法案
一 臨時農村負債處理法案
の二案を一括上程有馬農相より提案理由を説明、同様質疑なく委員に付託、更に委員會の議したる政府提出、衆議院送付
一 石油資源開發法案
につき副島委員長より報告し討論に入り坂本俊篤男(公正) 本案は現在の民業

鹽野法相 樞府御諮詢の必要があるとの御質問であるが本法は軍需工業動員法その他を綜合統一したもので之等の各法案は樞府に御諮詢を奏請しなかつたこの前例から本法も又樞府に御諮詢を仰がなかつた、尙本法中の罰則は勅令によるものでなく、本法各條によつて定めてあるので罰則を勅令によつて定めんとするものでない、憲法第二章臣民の權利は法律によるに非ざれば制限出来ないこと勿論であつて第卅一條の大權は本法に拘らず發動され、本法によつて大權の發動が制限されることはない、もとより政府は總動員審議會の結果を尊重するが法律上の性質として政府は之に束縛されるものではない、

鹽野法相 戰時の事態は變轉極りないから大綱は本法に規定するが具體的には愈々戰時に入り事態の變轉する時は之に即應せしめんとするものである之にて質疑を終り委員に付託、政府提出衆議院送付
一 昭和十二年法律第八十四號中改正法律案
一 關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太廳の各特別會計に於ける稅收入の一部に相當する金額等を臨時軍事費特別會計に繰入るゝことに關する法律案
一 昭和十三年度一般會計議出の財源に充つる爲公債追加發行に關する法律案

鹽野法相 戰時の事態は變轉極りないから大綱は本法に規定するが具體的には愈々戰時に入り事態の變轉する時は之に即應せしめんとするものである之にて質疑を終り委員に付託、政府提出衆議院送付
一 昭和十二年法律第八十四號中改正法律案
一 關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太廳の各特別會計に於ける稅收入の一部に相當する金額等を臨時軍事費特別會計に繰入るゝことに關する法律案
一 昭和十三年度一般會計議出の財源に充つる爲公債追加發行に關する法律案

鹽野法相 戰時の事態は變轉極りないから大綱は本法に規定するが具體的には愈々戰時に入り事態の變轉する時は之に即應せしめんとするものである之にて質疑を終り委員に付託、政府提出衆議院送付
一 昭和十二年法律第八十四號中改正法律案
一 關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太廳の各特別會計に於ける稅收入の一部に相當する金額等を臨時軍事費特別會計に繰入るゝことに關する法律案
一 昭和十三年度一般會計議出の財源に充つる爲公債追加發行に關する法律案

鹽野法相 戰時の事態は變轉極りないから大綱は本法に規定するが具體的には愈々戰時に入り事態の變轉する時は之に即應せしめんとするものである之にて質疑を終り委員に付託、政府提出衆議院送付
一 昭和十二年法律第八十四號中改正法律案
一 關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太廳の各特別會計に於ける稅收入の一部に相當する金額等を臨時軍事費特別會計に繰入るゝことに關する法律案
一 昭和十三年度一般會計議出の財源に充つる爲公債追加發行に關する法律案

國を越えざる不徹底のものであつて全
國に散在する未開發の石油資源開發の
未だ十分手の届かざるものがある、一
方人造石油は今日なほ採算がとれぬが
需要量増大の實情に鑑み液體燃料の積
極方策を採らねばならぬと信ずる、又
私は燃料對策を講ずる爲には特に「掘
れば必ず出る」と云はれる北樺太の油
田を積極的に開發することを望むが私
は委員會に於ける商相の言明を信じ本
案に賛成する

かくて採決に入り委員長報告通り可決確
定し政府提出法律案成立更に一件を加へ
て同十一時四十一分散會

豫算總會

北支幣制說明

十一日は午前十時十七分開會、
先づ賀屋藏相より北支の幣制に
つき

賀屋藏相 中華民國臨時政府と我國と緊
密なる提携の下に種々力を盡して通貨
統一に對する氣運が生じて來た、それ
には北支の政府系銀行も之に参加し出
資することとなり資本の半額を引受け
他の半額は臨時政府が引受け資本金五
千萬圓として設立することになり我國
より二千五百萬圓の半額千二百五十萬
圓を融通することになり現に業務を開
始して居る、支那法幣も次第に回收す
る考である、新銀行の設立を援助する
ため我國の主要な銀行資本家が集まり
一億圓のクレジットを設定する計畫の
ことは新聞紙で御覽の通りである
岩倉道俱男(公正)より同じく幣制問題に

つき質問あり賀屋藏相より速記を中止し
て答辯あり、次に
松村眞一郎氏(研) 郵便貯金は普通の郵
便貯金と振替貯金とに分れて居るが前
者は公債消化に關し後者は通貨膨脹抑
制に關し考慮を要する、保險、銀行、
信託等の會社の基金に當てるべきもの
は自己の事業經營の擔保に過ぎないか
ら之を公債消化に向けられ度、又軍
需工業の利潤も公債消化に向けられた
い

藏相 公債消化のため貯蓄の獎勵の必要
なるは當然である、利得の増加はこの
際出来るだけ公債消化に向けねばならぬ
必要は勿論である、之等については從來
より一歩進んで行き度、會社の社内
留保を公債消化に向けるといふことは
非常に結構であるが之を法により強制
する考はない、資金調整によりこの際
忍ぶべき事業について制限して居るが
金融に梗塞感を與へることはよくない
と思ふ

國體と憲法の關係(首相答辯)

次いで近衛首相より過日の岩田造氏
國體と憲法の關係に關する質問(第二卷
第六號一二頁参照)に對し左の如く答辯
あり
近衛首相 過日岩田博士より國體と憲法
の關係について本委員會に於て御質問
がありまして一應内務大臣より御答へ
申し上げましたがこの機會に於て政府の
所信を明らかに致し度いと存じます、
帝國憲法は申す迄もなく萬古不易の我
國體を昭示し給ふ通りこの萬邦無比な
國體を基礎として統治權行使の形式

體様を定められたるものでありまして
我々嚴なる國體は帝國憲法の條章の間
に昭如として顯現してゐるのでありま
す、從つて實際政治は帝國憲法の條章
を基準として臣民は帝國憲法の條章を
遵奉すべきはもとより當然でありまし
て之が我國體の本義を宣揚する所以で
あります事は御所見の通りであります
併し乍ら帝國憲法を解するに當つては
帝國憲法御制定の根本精神のある處を
充分に會得國體の本義を忘る事なきを
期せねばならぬこと又言を俟たぬ所
であります、又政教その他百般の事項凡
て萬邦無比なる我國體の本義を基とし
ていよゝその眞體を顯揚せねばなら
ぬことは昭和十年岡田内閣が再度の聲
明をなして國民の向ふべき處を明にし
た通りであります

之に對し岩田氏大體満足なる旨を述べつ
いで松村氏より郵便貯金の獎勵に關し郵
貯を二千圓から三千圓に引上げては如何
との質問あり田島遞信政務次官、荻原貯
金局長より答辯あり正午休憩
軍事費追加案等可決
午後は二時十五分再會、直に討論に入り
前田利定子(研) 今回の形大豫算は國際
情勢の重大性に對處するものと思はれ
る、これら巨額の支出が國民生活に及
ぼす影響についてはこゝに繰返す迄も
ないのであるから、これらに對し充分
警戒せねばならぬ
とて賛成意見を述べ、次いで大島健一氏
(同和)軍事對策の基調につき幾々所信を
披瀝し
我が政策を完全にして東洋平和の達成
せられる時はこの豫算の價値は愈々發

揮せられる、國民の自覺と相俟つてこの
時局の完全なる終局を希望する
岩倉道俱男(公正) 支那に於ける最も豊
饒な地域に兵を進めた事は滿洲事變の
場合とは異りそれだけ列國との經濟關
係の複雑性がある、故に軍事的活動に
次いで直に文化工作が從ひ舉國一致以
て進んで行かれる事と軍部と各省と相
協調して豫算の遂行に遺憾なからしめ
ん事を希望する
これにて討論を終り

- 一 昭和十二年度歳入歳出總豫算追加案 (第二號)
 - 一 昭和十二年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)
 - 一 豫算外國國庫の負擔となるべき契約をなすを要する件(追第一號)
 - 一 臨時軍事費豫算追加案(臨第一號)
 - 一 昭和十三年度歳入歳出總豫算追加案 (第一號)
 - 一 昭和十三年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第一號)
- の六件を一括採決に入り全會一致を以て之を可決し同二時五十四分散會

委員會

電力管理法案委員會

- ▲主要質疑
- 【一】 秘密會
- 【二】 産業統制問題・國家管理の意味内容・損害補償問題
- 【三】 電力料金決定問題・地方費財源問題
- 【四】 出資の意味
- 【五】 電力會社株價低落の意味

屋電
【一】 創立總會の設立廢止決議・炭價問題
【二】 外債處理問題・國有財産の出資
【三】 原案再検討問題と首相

【一】 十一日は午前十時十分開會
岡喜七郎氏(交友) 陸軍大臣の國防上の見地から本法案に對して有する所見如何
何
これより秘密會に入り杉山陸相より國防上の見地から電力の國家管理を必要とする點について詳細なる説明をなし午後零時六分秘密會を解き直に散會
【二】 十二日は午前十時十五分開會
岡氏 政府の趣旨とする所は現在の法律でも實現し得るのではないか、又かゝる種類の法案が凡ての産業に制定されることになるか國家の爲に由々しき大事であるかと考へるが如何
永井通相 現在の狀態から考へて出來得る限り規模を擴充しておいて今後如何なる状態が生じておかないかだけの事業の基礎を確立しておかなければならぬ、今回この方法をとつたのは電力事業の性質に鑑みてこの處置に出た譯であつた、外の産業についてもかゝる方法をとるといふ考へで立案したものではない
安場保健男(公正) 動員の目的は現在の電氣事業法でも直に達し得るのではないか
大和田局長 現行法によつても一時的處置としては出來るが恒久的に行ふことには不適當と思ふ、組織を改めなくては

ならぬ

安場男 農村の電化の如き福利施設は今後厚生省の所管となるべき事はないか

大和田局長 電氣官廳としてもこの事業について他の省に迫るといふ様な不熱心な態度は採るべきでないかと考へる

尙大野業務課長よりも説明あり正午休憩午後一時四十六分再開

岩田宙造氏(同和) 國家管理の意味内容を明瞭に説明されたい

大和田電氣局長 法案第一條に「本法に依り之を管理す」とあるが其の「本法に依り」といふ點に重きを置いてある各本條に依つて管理の意味を決めてあるのである、管理の意味は主として第三條、第四條に現れてゐるが、要するに電力が分立經營より公共的經營に實に變み個人經營よりも公共的經營にした方がよいといふ考へから斯かる形態が考へられたのである

岩田氏 發送電に關する事業は無制限に如何なる方法に依つても出来るのであるか、或は管理上必要なる一定の制限のもとに出来るのであるか

大和田局長 管理上必要なる範圍で出来るといふ意味である

岩田氏 第四條の命令の爲めに設備の所有者たる既設會社に損害があれば政府は之を補償するのであるか

大和田局長 公益に基く行政命令と考へるから之に對して一々損害補償は致さぬ考へである

岩田氏 全體の公益のために特定の人が自己の財産を滅却しなければならぬ場合は所有權尊重の意味からいふても

の損害に對して國家がこれを賠償するのが當然と考へるが如何

大和田局長 其のやうな場合は勿論賠償しなければならぬと考へる

岩田氏 政府は第四條の命令の結果既設會社に損害を生じないと考へてその命令の範圍を非常に狭い意味に解釋してゐるやうであるが、それであればこの規定は相當變更しなくてはならぬと思ふ

大和田局長 本法には「發送電の方法に關し」といふ文字を用ひてゐるので更によい言葉があればと考へたのである廣い意味になるとは決して考へない

岩田氏 配電については一層國家管理に介入の必要があると思ふが如何

大和田局長 配電事業は細か仕事で設備の方面に於ける經濟効果はない、たゞ料金政策の問題があるが之は他の方法で料金の不均衡を除去することが出来る

かくて午後四時七分散會

【二三】十四日は午前十時十三分開會、松本丞治氏(無)、有地藤三郎男(公正)より商工大臣、鐵道大臣及び内務大臣の出席を希望、兒玉委員長から「今日より各法案の細目に亘つて各法案毎に順次審議を行ひたい、先づ電力管理法より審議に入る」と述べ

有地男 發送電計畫を樹てるについては各方面の知識を集め國家的見地からすべきである、逡信省は單に事實的の見地よりこの計畫を進めたのではないかと考へてその計畫を樹てるのである、第五條の審議會は各方面の權威を網羅

してこれを構成することにした

有地男 國策的の見地から計畫を樹てるのであればこれを勅令によつてきめず法律によつて決めるのが適當と思ふが如何

選相 その方針を法律で規定することは困難である考へる

有地男 既設水力發電設備を會社の經營から除外してあるが之は將來に亘つても絶対にタツチしない考へか

選相 之は將來の状況によつて定まる事斯くて正午休憩、午後一時四十三分再開

松本氏 管理法第三條は之を明示すれば女房が第三者と賣買するのに亭主がその料金を決めるのと同じである、夫婦は一身同體であるから結局一方的に料金が決められることになつて甚だ妥當を缺くではないか

大野業務課長 産金法等にもかゝる立法例があり妥當を失してゐないと思へる

松本氏 斯かる立法例を聞かない、命令に委せた事はこの法案の大きな陥穽であると思ふが如何

永井選相 現行電氣事業法に於て電力料金は逡信大臣に決定權を與へてゐるが、この法案の規定も實質的に之と同様の事柄を規定したのであつて特別に陥穽をつくる意味ではない

有地男 鐵道電化はこの計畫に密接な關係があると考へるが鐵相の本案に對する所見如何

中島鐵相 この法案が成立すれば鐵道省の電化の使命を果すために支障なき限りこの國策に相應する考へを持つてゐる

安場男 この四法案が通過すれば地方費の財源が困難を來すと考へるが如何

勝田内務政務次官 國税は免除するが地方税は免除しないから地方費に影響はない

【二三】十五日は午前十時十三分開會

松本氏 發送電會社法第二條は政府の命令によつて當事者の意志に拘らず出資をさせることになるがこの出資は會社設立の一部分に過ぎぬ、設立の根本は株式の引受である、この根本の處をおさへてゐない

議員法制局長 第四條の出資の命令は會社に對する出資で出資をしたものが株主になるであつて即ち出資を命ずると同時に株主たることを命ずることになる

岩田氏 私の會社の株主になることを命令しなくてはならぬ必要はないと思ふ

議員部長 株主にならぬ出資は出資ではなくて單純な寄附或は賣買になる

更に松本、岩田兩氏と政府委員との間に各條項に亘り詳細なる質疑あり正午休憩午後一時五十八分再開、坂野鐵次郎氏(同政)、上野喜左衛門氏(附)管理法に關し質問をなし

上野氏 配電計畫は政府が立て、會社が之を行ふが故にその損失補償は衆議院の修正が適當なりと思ふが如何

大和田電氣局長 計畫は會社と監督官廳と協力して作成し第五條の審議會にかけて政府が決定會社は之を實施するのであるから損益はその責任である

上野氏 電源の合理的開發のため河川法に對する特別法制定の意志ありや

大和田局長 左様な考へもつてない

上野氏 東北地方は東北振興電力會社にやらせると云ふ事であるが管理法は之に對してどの程度に及ぶものであるか

有田監理課長 現在の處管理法の適用外に置くが將來は適用する様にしたい

上野氏 電力管理法を作らなくとも日本發送電株式會社法の整備に依つて國家管理をなし得ると思ふが如何

大和田局長 電力國家管理の根本法を必要とし此の法律に基づいて日本發送電株式會社法を作るのが妥當と考へる

かくて午後四時十七分散會

【二三】十六日は午前十時十七分開會

松本氏 電力事業を發展せしむるためには水力發電を擴充する事が必要と考へるが如何

吉野商相 水力を主にする事は大體論としては勿論さうなくてはならぬが或る場合には火力を獎勵しなくてはならぬ事があると思へる

松本氏 電力會社の株價が頼母木案が出た時非常に下りその案が暗に擧げられた後は次第に騰つて行つた、然るに又今回の案が發表されてそれが非常に下つてしまつた、斯る現象を商相は何と見られるか

商相 電力管理法に依つて國家が權力を發動して統制するのだと云ふ事が投機市場に反映してゐる事は否む事は出来ない、然しそれ以上此の際述べる資料を持つてゐない

松本氏 電力の株が下つてゐる事は此の案が危険なものである、又經濟上大きな影響を與へるものであると云ふ事を表示するものと思ふが如何

商相。それも一つの見方と考へるが例へば瓦斯事業法を制定した時も強制買収の規定をしてあるので株價が下つた様に何となしに不安を持つ事が株價が下る一つの原因と私は思ふ

大河内正敏子(研) 發送電會社が場合に依つては配電までも乗り出す事があると考へてよいか

大和田電氣局長 現在でも特定供給の制度があるが發送電會社はそう云ふ事もやる積りである、その根據は日本發送電會社法の第一條の附帶業務として行ふのである、たゞ配電を中心とする意志は毛頭ない

正午休憩、午後一時四十三分再開

岩田氏 政府案は配電を除外してゐるところに無理がある、合併で行けば社債處理の問題がなくなり評價の點に於ても適當になる、又法律の妥當性から言つてもこの案よりもよくなると思ふが如何

永井選相 一切の電力會社を發電、送電、配電に亘つて總括し一會社に統括するには資本に於て莫大なものになるのみならず配電事業は大眾に接觸する仕事で、現在の配電會社に經營させた方が大眾に親しみやすく又便利が多いと考へる

坂野氏 この法案實施の場合電力料金が一錢六厘になるといふが現在地方によつては一錢三厘五毛位の極めて安い契約をなしてある所もあるその契約は破棄出来るか

有田監理課長 この法律實施によつて現在の需要者に悪影響を及ぼす様な決め方をすることはない従つてこれまでの

契約を破棄することは起り得ない、なほ料金問題につき安場男より二、三質問ありて三時四十八分散會

【三七】十七日は午前十時十七分開會 堀切善次郎氏(研) 尾瀬原の開発工事早速に出来る事を地方のものは希望してゐる

高橋水力課長 内務農林通信の三省で目下調査研究中である

堀切氏 新設會社の創立總會で設立廢止の決議をした場合如何

大和田電氣局長 今回の新會社の設立は民法商法の規定に依らず強制的に設立するのである、創立總會廢止までの事柄は本法に依ると云ふ考である、設立準備後の事は商法に依る設立廢止の決議をしても無効のものとする、新會社と殘存會社は共存共榮で行くべきである、新會社を設立せしめないのは既存會社自らが亡びる事であると思ふ

松本氏 今晚市政會館で電力案支持のための演說會が開かれるさうである、議會開會中にかゝる場所で政治に關する演說をやる事は如何かと思ふ

永井選相 演說會をやる事は却つて誤解を招く事になるかも知れないから考へて貰ひたいと私の知つてゐる人にも頼んだ位である、政府は一方の言論を抑へて他の方を支持すると云ふ様な態度を決して探つてゐない

松本氏 政府は本案の缺點を毫も認めない信念で行くと云はれるがこの態度を改めないなら私は此の議事に臨む必要がないと考へる位である、適當な修正をしないで此の法案が出来れば私は相當責任を感じなくてはならぬ

大和田局長 政府は立案の趣旨について説明をしてゐる次第である

次いで眞野文二氏(同和)上野氏より技術上の問題その他尾瀬原の開発計畫につき質して午後零時卅七分休憩、午後一時五十二分再開

風間八左衛門氏(研) 既設會社には損害を及ぼさないといふ點について充分な説明を承りたい

永井選相 新設會社は從來の會社から電力の供給を受けて之を配電會社に提供することによつてその經營が成立し既設會社の主要なる地位にある人は自ら新設會社の主要なる地位に就くのであつて兩者は一體とも云へる、既設會社の設備の出資についても新設會社は出来るだけ保護するのであるから既設會社に損害を及ぼすことはないと思へる

坂野氏 現在甘園以下では買へない石炭が來年から急に十四圓になるといふのは解し難い

大和田電氣局長 現在甘園でなければ買へぬ所もあるが、これより遙かに安い所もある、又遠くまで運搬する結果運賃割れとなつてゐるものもある、これらの石炭がその山元で購入し其處で利用することにすれば安い石炭が得られる譯である、又多量に買入れれば個々分立的に買入れるよりも安くなると思ふ

岡氏 電氣の價格を低廉にするといふのはどういふ趣旨か

大和田局長 現在のまゝでは安くならない電氣の價格を將來安くしたいといふのでそれには安くなるやうな組織でなくてはならないと考へる、望みは多

く將來にあるが實施當初に於ても相當に利益があるのでは或程度に低廉を期待し得ると思ふ

飯田精太郎男(公正) 政府は既存の會社に損害を及ぼさないといふことを固執してゐるがそれは變更されねばならぬのではないか

大和田局長 購入電力料金については全國の平均價を出して均衡を得た値段で賣り捌かねばならない、然る時は會社によつて得をするものと損をするものがあるから現在の契約を繼承して行き次第に調整して置きたい、かくて同四時六分散會

【三八】十八日は午前十時十六分開會 松本氏 創立總會が終了して設立の登記をしなくては會社の活動は出来ぬ此の登記は創立總會の決議録がなくしては出来ないものである無効の決議をした場合に如何にして登記が出来るか

大野業務課長 無効の決議をした場合は決議がないのと同様で登記は出来ない

松本氏 社債處理に關する法律案第七條の外債處理の問題については之は外國人の既得權を剝奪する規定と考へるので第七條だけはどうしても撤回して貰ひたい、又佛貨東京市債のやうな問題が起らぬとも限らぬと思ふが如何

廣田外相 我國が從來外國の金融界に信用を維持して來たのは我國が如何なる場合も自己の義務を怠る事がなかつたためである、法案の提出に當つても出来る限り注意してゐる、しかもその上會社の將來につき國家として最後の保證をする規定してあるから十分である

賀屋藏相 第七條の規定に依つて元利の支拂に異動はなく一時の支拂要求を防ぎ又言ひがりををつけるものを防いであるから多數の人々は政府の保證がなくとも支拂はないと思ふ、たゞ契約をもつて變へるのでなく法律をもつて變更するのであるから債務に忠實な日本政府の保證はあつても之を押し切り得る方法を探つたものである

次いで十一時五十分速記を中止して審議を進め午後零時四十分速記中止を解き同五分休憩、午後一時四十二分再開

松本氏 株式會社に於て絶對の主權者たる株主總會と業務執行のために政府から任命される會社の幹部との間がシツクリゆかぬ時は會社は動きがつかなくなる、この點を考へずに立法したのは重大な缺陷である、發送電會社法第十五條第一項は株式を欲しものには株式をやり社債を欲しものには社債をやることに修正しては如何

大野業務課長 既設會社は株主たる地位に於て新會社の事業を經營するのであるから凡ゆる最悪の場合にそなへる必要はないと考へた、又任意に出資する事にすると外債約款上の義務に拘束されないで圓滑にやるか否か疑問があるので強制出資は好ましくないが此の方法でもつて一應全部株主になつてもらひ會社を設立させれば切り抜ける事が出来ると思へる

岩田氏 電力會社法第八條に政府は國有の電力設備を出資する事を得とあるが之は出資しやうがしまいが自由であやと云ふ趣旨であるか

大野課長 國有財産は原則として融通性がなく、難種財産は移轉し得る、然し國有財産法に對する特別の法律が必要であるから第八條を特に置いたのである

風間氏、安場男より出資設備の評価問題等につき質議あり大和田電氣局長の答辯あり更に堀切氏、飯田男等より會社法案の各條項につき電氣局長との間に質議應答を重ね同四時十一分散會

【三・二〇】十九日は午前十時十七分開會 安場男 大藏省は新會社の事業資金のため公債を發行する決心がなければならぬと思ふが如何

賀屋藏相 多額の公債が出る場合之と同じ形のものが多く出る事はよくない、なるべく社債等の他の形で出来る事が金融上もよいと考へる

堀切氏 此の法案は極めて重要なものであり又疑問も非常に多い、この法案に對する首相の所見如何

近衛首相 本案は現内閣の最も重きを置いてある政策の一つである、國防上又國民生活の上から見ても極めて重要な案と考へる、從つて政府としてはかつて私の名前をもつて聲明した如くこゝに提出した法律案について議論の多いことは承知してあるが政府は原案が依然として最も適當と考へる、是非原案が通過する様に希望してある

堀切氏 この法案を再検討し十分審議し直すことも考へられるが首相はこれに對し如何に考へるか

首相 會期も切迫してあるがなほ日もある事であるから出来るだけ御審議を願ひたい

かくて正午休憩、午後一時四十五分再開 松本氏 發送電會社法第九條の出資物品の評価基準を勅令に委任してある事は遺憾ではないか

大和田電氣局長 勅令に委任したのは物の出資といふ考へ方を取つた事と、更に評價の審査會に於て檢討を行つて勅令で定めた方が慎重にやれると考へたからである、適當なる評價の基準を得る事が出来れば之を法律で規定する事に異存はない

松本氏 政府は建設費に依る評價額は標準になると云ふがそれは標準にならぬと考へる、現在に於て如何なる價值を持つてゐるか又その現在の價格は収益から還元した價格と再生産價格即ち現在そのものを作るに幾らかゝるか云ふ事が標準になると考へるが如何

大和田局長 再生産の價值に依るとその當時の値段が動いてゐるからその事情に依つて幸、不幸が生じ不公平なものになる、又収益力に依る價值をその刹那の収益力で判斷する事がその眞の價值を定めるものか頗る疑問である、評價委員に付讓して眞の價值を決定し勅令で發表するのは適當と考へたのである

安場男 發送電會社法に所謂附帶業務と云ふものの中には炭礦の經營、汽船會社の經營等も含むか

大和田局長 場合に依つてはその程度のことはやつてよいと考へてゐる

上野氏會社法第十四條第十五條について質議あり、大野業務課長から答辯あり、岩田氏から管理法附則第二項、會社法第十四條、第廿七條について質し、大野課

長から答辯があつて同三時五十五分散會 【三・二一】廿日は午前十時十四分開會 安場男 選相は國營よりも民營の方がよいと根本的に考へるのであるか又は公債を發行出来ないで民營にするか云ふのであるか

永井選相 現在の我國の財政經濟に即して考へるより外はない

安場男 第十五條の株式買入れ請求權につき勅令による買入の限度如何

選相 無制限に之を行ふ旨の衆議院の修正には賛成出来ない、その時の會社の資金状態によるので普通の場合は制限する要なしと考へるが異常なる場合にはその時の状況により之を制限する

松本氏 政府のこれ迄の答辯によれば買入請求のあつた株だけは全部買入れるといふ趣旨に承知しておいた

選相 無制限にこれを金とすると其言はない

大和田電氣局長 會社法第十五條第一項に勅令の定むる所によりとあるので全部が請求をなし得るものとは解しない

松本氏 株を何時でも引取る如くに書いてあるのに勅令の定むる所により制限があるのは面白くないと考へる、會社の經營が困難で額面を割るような異常な場合こそ買入の請求があると思ふ、それを勅令により制限するといふのであればこの規定は空文になる、勅令の定むる所によりといふ文句を修正せねばならぬと考へる

安場男 新會社の配當は六分に限定されてゐるから出資者がより以上に利廻のある所へ出資する時は何時たりとも買入の請求があると思ふ、この時の制限があるのか

選相 新會社の規定に株式を全部買上げるとすれば會社が成立しない世間には利子が低くも確實なものを希望するものもあるからその希望に應ずる爲めにこの規定を設けた

松本氏更に社債處理に關する法律案の第一條に關し質議あり大野業務課長に答へ午後零時五十九分休憩、午後二時十四分再開

安場男 發送電會社法第一條について發送電の外に配電を加へる修正に政府は同意するか

永井選相 政府は配電事業は原則として現在の儘にして置く方が効果的と考へる、仍つて御話の修正には政府としては遺憾ながら同意しかねる

下出氏義氏(交) 現在の水力發電でも共に新會社に移す事とする修正に對し政府は同意するか

有田監理課長 既存の水力は原則として新會社に出資せしめる事は考へてゐない、然し會社法第六條の場合には例外がある

大和田局長 修正には應じ難い、大橋八郎氏(研) 會社法第一條の附帶業務には配電事業が入らないと考へてよいか

大和田局長 極めて稀な場合に配電を行はなくてはならぬ場合もある、然し表向に附帶業務として配電事業を行ふ事はない

▲主要質議

【三・二二】勅令内容(委任命令と執行命令) 支那事變適用問題

【三・二三】委任命令問題・立法經過・執行命令による箇條軍機の意味・審議會

▲總動員法案委員會

▲總動員法案委員、委員長 【三・二四】十七

日本會議で委員付託となつた國家總動員法案の特別委員は左の如く決定

島津忠承公、井上三郎侯、四條隆愛侯

(以上火曜會)、二荒芳徳伯、青木信光

子、渡邊千冬子、岡部長景子、曾我祐

邦子、山川端夫、山岡萬之助、白根竹

介、黒崎定三、金杉英五郎、中村圓一

郎、山隈隆(以上研究會)、大井成元男、

紀俊秀男、渡邊洋男、伊江朝助男、松

村義一(以上公正會)、水野鍊太郎、犬

塚勝太郎、竹越興三郎(以上交友クラ

ブ)、大島健一、宇佐美勝夫(以上同和)、

伊澤多喜男、塚本清治(以上同成)

午後二時八分開會、正副委員長を左の如く決定

委員長 渡邊千冬子(研究)

副委員長 大井成元男(公正)

續いて灘企業院總裁より提案理由並に逐條的説明あり同二時卅分散會

【三・二五】十九日は午前十時十八分開會

水野鍊太郎氏(交友) この法律案には勅令によるといふ點が非常に多い、總動

員法施行要綱を見ると法律を執行する

ための命令が多い様である、多くの入

人は委任命令と解してゐるやうだが事實は執行命令が多い、執行命令に關するものを必ずしも法律に明示する必要はないと思ふ、本法案に勅令云々と餘りに多く書いてあるので政府は白紙委任状を要求してゐるやうに思はれるのではないか

近衛首相 本法案が種々の不安を招くといふことは議院でも非常に議論があつたのであるが之は政府の説明の不足がその一原因であつたがその後衆議院での政府の説明により不安の空氣は大體解消したと思ふ

青木企畫院次長 從來命令によるといふ

辭句を使用した法律もあるが本法は特に重大性を明にするため勅令によるとした

山岡氏 本法が支那事變に適用するや否やは衆議院の議論では不明であるが如何

近衛首相 支那事變は本法第一條の戰爭に準ずる事變に當る、従つて本法はもとより今事變に發動出来るが實際の適用上政府は次の方針を有つてゐる

- 一 現に軍需工業動員法により工場管理をしてゐるが本法の施行と同時に軍需工業動員法を廢止する
- 二 支那事變關係臨時諸立法は事變の著しき變化なき限りその儘施行する
- 三 前述以外の部分の發動は一に今後

山岡氏 本法が憲法違反であるや否やにつき特に憲法第二章中廿七條、卅一條との關係が重大である、戰時、事變に對し非常の手段を探り得るのは戒嚴令及卅一條の非常大權である、本法が平時に於ても實施出来るものでなければ法律とした理由が無し

山岡氏 立法事項については法律で規定するが戰時なるが故に法律で規定が出来て平時には出来ないといふ性質のものではない

青木企畫院次長 衆議院では今次事變に際して憲法第卅一條は完全に發動し得る故に本法制定の要はない、次に本法の制定は可なりとするも委任命令の規定を削除してどうか、勅令を本法による勅令とせず憲法第卅一條の非常大

權による勅令としては如何との質問があり之に對する政府の説明は憲法第卅一條は普通の立法手續ではなく非常の方法で國家の存立を維持するためにのみ發動すること勿論である故に戰時事變に對する策としては今日より之を豫想としたる立法をして置く必要があると考へる、本法もその趣旨を體して非常大權によらず法律によつた次第である、衆議院の委員會に於ける私の答辯は非常大權により立法事項を規定することが出来るや否やといふ抽象的議論に對し憲法第卅一條發動の要件さへあれば法律的抽象論としてはさ様な事もあり得るといふことを説明したのである

山岡氏 立法と非常大權とは必ずしも結びつくものではないので非常の際には勿論勅令軍令の形式も採れる、然し平時に於ては平時に爲し得る立法しか出来ない、非常大權が働くことがあると述べられた事が不可はないが法律と關聯されて法律で規定すべきこともなほ規定し得るやに云はれることは不可と思ふ、委任命令の範圍は如何なる場合にも特定事項に限定されてゐるがこの點が衆議院の議論で懸されてゐない、

山岡氏 本法の範圍は如何なる場合にも特定事項に限定されてゐるがこの點が衆議院の議論で懸されてゐない、

山岡氏 本法の範圍は如何なる場合にも特定事項に限定されてゐるがこの點が衆議院の議論で懸されてゐない、

山岡氏 本法の範圍は如何なる場合にも特定事項に限定されてゐるがこの點が衆議院の議論で懸されてゐない、

山岡氏 本法の範圍は如何なる場合にも特定事項に限定されてゐるがこの點が衆議院の議論で懸されてゐない、

府は答辯したに過ぎない、二時五十一分より四時四分まで速記を中止して新議を進め横山企畫院部長から詳細なる説明あり四時五十分散會

【三三】廿日は午前十時十二分開會

山岡氏 本法の中に臣民の權利義務を制限する即ち憲法上の立法事項と關係のないものがある、例へば總動員法の第十五條の如きは特に勅令に讓る必要はない、立法技術上勅令云々を除く可とする、又第四條、第五條特に第五條は國民協力に關するもので特に勅令に委任する要は少い、なほ第七條の様な規定を設けることは却て勞働爭議を認める事になり私は遺憾とする

山岡氏 各本條の義務の範圍は廣いので之を必要の程度に制限しその義務の範圍を明かにするために委任命令に讓る要ありと考へてゐる、立法技術については政府委員より説明させる

青木企畫院次長 本法の重要性に鑑み從來執行命令が省令その他の形で出されたものがあつたが今回は勅令の形で統一した、又本法は長く施行すべき法律で一概に執行命令に依るものか否や定め難き點もあるので總て勅令に依る事にした

山岡氏 次で立法經過に關する説明を求め植村企畫院調査部長 法案そのものについて第一案は滿洲事變以前に出来て居つた、次に支那事變が起つた時第二案は出来てゐるが臨時議會に提出する事は會期が短く且つ研究すべき點も殘つてゐるので今再提出した次第である

山岡氏 總動員計畫は平時に必要であるそれが一朝事ある場合に戰時又は準戰

時に發動する事が總動員法の要點である、然るに案を見ると平時の動員計畫は終りの方にあり戰時の計畫のみの方に規定してある、根本觀念が前後逆になつてゐる

植村部長 平時準備と動員の際との關係について平時の準備が戰時に實施されるので動員の際必要と豫想される事項は之に規定したのである、之を規定することが一の準備である

山岡氏 本法に卅ヶ所ばかり勅令に定むる所によりと云ふ言葉があるが私は委任命令と解して居つた、然し昨日の質問應答で見ると委任命令ではないやうに思へる、政府としても大部分が執行命令であることを認めてゐられるやうであるが執行命令ならば問題はない筈である、執行命令は何條と何條であるかお示し願ひたい

山岡氏 本法中に委任命令事項もあるが執行命令に關するものもある、本法第十五條に關するものは執行命令で足りる大部分執行命令に關するものである、かゝるものは憲法第九條により達せられるので特に本法に勅令により定める必要はない、塚本君の質問は執行命令が何條と何條とであるかと云ふのである

山岡氏 本法中に委任命令事項もあるが執行命令に關するものもある、本法第十五條に關するものは執行命令で足りる大部分執行命令に關するものである、かゝるものは憲法第九條により達せられるので特に本法に勅令により定める必要はない、塚本君の質問は執行命令が何條と何條とであるかと云ふのである

山岡氏 本法中に委任命令事項もあるが執行命令に關するものもある、本法第十五條に關するものは執行命令で足りる大部分執行命令に關するものである、かゝるものは憲法第九條により達せられるので特に本法に勅令により定める必要はない、塚本君の質問は執行命令が何條と何條とであるかと云ふのである

が委任命令を定めるに當り勅令で定め
てよい所を省令で定めた例は法律が法
律が省令で定めたい所を勅令で定め
た例は無いと思ふが如何

青木次長 本法において勅令で定めるの
が適當であるから勅令の定める所と
したのである

森山法制局長 一般的に廣く勅令の定
むる所によりて法律の最後に規定した
例はないが個別的に本案の施行に關し
て命令の定むる所によりと規定した例
はある

かくて正午休憩、午後一時四十五分再開
鹽野法相 午前中申し上げた條文につき
誤を訂正する第廿九條第二項及び第五
十條は官制の規定であるから除いて頂
きたい、その他申上げた條文は施行要
綱に記載した事項中執行命令でも規定
し得るものを擧げたものに過ぎない、
執行命令とするが既存の法律に抵触す
る場合が起り不都合を生ずる

黑崎定三氏(研) 法律に特に勅令の定む
る所に依りとするのは委任の必要があ
るからなので必要がなければ書かない
筈である、軍需工業動員法の實施のた
め昭和十二年執行命令が規定されたが
それは同法第二條に依る旨が書いてい
る所が軍需工業動員法第二條にはそ
の點の規定がない、政府は條文に根據
がなくとも執行命令を出し得ると解し
てゐると思はれる斯る例もあるので政
府としては法律で勅令の定むる所とあ
る以上どうしても勅令を出さねばなら
ぬ事になり勅令を出す以上つゝ無理を
する事になると思ふ、不便を感じる事
はないか

鹽野法相 法律を執行するにつき特に條
文中命令の定むる所といふ文句はなく
とも執行命令を出し得る事は御説の通
りであるが、政府としては立法事項を
委任命令と規定する事を豫想してゐる
のである

山川端夫氏(研) 法相の説明は執行命令
でも規定出来るが將來の事態に即應す
るため委任命令で規定したのであると
云はれる昨日來云はれた事と矛盾し本
法の範圍外の規定も出来る様な感じが
するが如何

法相 勿論委任命令の内容は本法の規定
する義務の範圍内に限る、第五條は執
行命令でも規定できるが之を強行する
事になると矢張り立法事項に關係する
事になり従つて委任立法にしたのであ
る

山川氏 執行命令は委任命令になるかも
知れぬと言ふのか
法相 施行要綱に記載された事について
は執行命令でも規定出来るが施行要綱
以外に臣民の權利義務を制限するのは
立法事項に關するものであるがその程度
は本法の範圍内に限るのである

山川氏 第五條の範圍内の事項を施行す
るために執行命令で差支へないと云ふ
御説であつたのに對し只今の説明は不
明瞭である
之に對し法相同様の答辯を繰り返す
伊澤多喜男氏(同) 只今の説明に依ると
執行命令ではあるが場合に依つては委
任命となると云ふのは甚だ不明瞭で
ある

規定出来るがそれ以外のものも豫想
されるのでそれを規定するため委任命
令としたのである
伊澤氏 午前中に擧げられた箇條は例外
なく委任命令となり得るか
鹽野法相 施行要綱中に掲げてある事項
は執行命令である

黑崎氏 本法中に罰則の條文が數々ある
が執行命令に違反する時も條文の罰則
を受ける事になると思ふが如何
青木次長 罰則の対象たる違反行
爲は本法中に明らかにして居る、例へ
ば第廿一條の罰則は第四十三條に規定
してゐるのでその點不都合はない

山岡氏 委任命令と執行命令との問題は
之を法律中に勅令に依ると規定すると
憲法第九條を制限する恐れがある、そ
の點は暫らく措くとするも執行命令は
憲法自體から直ちに發動せしめ執行命
令に屬するものは本法の各條から除く
方がよい、勅令が出ないと此の法律は
動かない

法相 本法の勅令は委任立法である故に
法律と同等の効力を有する、勅令の内
容は只今ではわからないが目標が定つ
て來れば明瞭になつて來る

山岡氏 本法で十分であるのに何を好ん
で勅令に委任したか、その點は不可解
である
山川氏 第五十條の「軍機」の意味並に
「軍機に關するものを除く」と云ふ意味
を伺ひたい
青木次長 軍機は軍の機密に關するもの
で陸軍事項の範圍外である、なほ本法
施行の方針について軍事上機密に屬す
るものがあり得るのでその重要なもの

は一應諮問事項と考へられる恐れがあ
るのでその事を明らかにする爲め軍機
に關するものを除くとした
山隈康氏(研) 本法第廿八條第廿九條に
關する補償委員會の決定に對して不服
の申立は出来ないと思はれるが保護が
薄いのではないか

青木次長 本法は戦時の際國家が總動員
の必要に基き國民から物資を使用收用
するものである、斯る際に速かに權利
關係を確定する必要上訴の途を開か
なかつたが國民の權利義務を十分保護
すべきものと思ふ

山隈氏 審議會を決議機關とせず諮問機
關とした理由如何
法相 本法の運用を政府が全責任を以て
運用するので特に諮問機關とした議決
機關とすれば審議會に責任を轉嫁する
惧がある

山隈氏 責任を轉嫁することになるから
諮問機關となしたとの理由はわからない、
議決した機關が自らその責任を負
ふのは當然の事である

かくて午後三時卅二分散會
農地調整法委員會
【三二】十一日は午前十時十七分開會
絲原武太郎氏(研) 農村社會經濟組織に
關する根本的理想如何
有馬農相 農村の平和は經濟の更生を目
標として地位の安定と生存力の維持増
進といふ事である
絲原氏 第四條を擴充して行けば土地の
國家管理に進んで行きはせぬかと思ふ
が、前提があつたか

にしてやりたいと思つて居るが國家管
理にまでしやうとは現在考へて居ない
絲原氏 本法の運用は注意しない有香
な副作用を生ずると思ふが如何
農相 法律としては大ざつと運用如何
によつては危険であると思はれるが詳
しく法律を作つて行く事は互譲相助の
精神で行くには却つて宜くないと思ふ
之にて正午休憩、午後一時四十八分再開
石川三郎氏(安友) 耕作者の地位安定は
經濟更生一點張りに教化的に行ふのが
よいのではないか、又本法が農村に如
何なる影響を及ぼすと思ふか

有馬農相 國家が自作農の創定維持を農
村振興の中心におくのは單に經濟上の
目的からだけではない、國家的見地よ
りして農民に自作農となり得るとの希
望を持たしめねばならぬ、本法の趣意
とする所は村を立退いた地主とか銀行
會社の持つて居る土地を譲受けよう
とするものであつて決して村に居て村の
爲に盡されて居る小地主の土地を割か
せようといふものではない

松村貞一郎氏(研)より農地郷土主義につ
き質疑あり午後三時卅二分散會
【三三】十二日は午前十一時四十五分開
會、赤池濃氏(同利)より簡單な質問あり
答辯を後廻しとして午後零時六分開會

【三四】十四日は午前十時十六分開會、
有馬農相 思想的の小作争議については滿
洲事變を契機として漸次減少し近時の
争議は農村の不況等を原因とするもの
が多いが然しまだ思想關係のものも絶
無ではないのでこの點充分留意する、
小作争議に基く犯罪は激減してゐる土

地返還の訴訟が多い、現在に於てはこれに善處する法律がなかつたので本案を提出した、負債整理組合に從來遺徳の點があつたのは事實であるが今後は一層善處したい、金融資本家の土地所有が甚しいのは遺憾である、出来るだけ自作農に分け與へるやうにしたい、自作農の顛落については出来るだけ資金を附與し自作農創設維持に努めた、尙自作農がその土地を手離した事實は約百分の一にも當らない、

なほ之に關聯して小濱農務局長並に小平更生部長からも夫々數字を擧げて補足的の説明をなし赤池氏より土地返還の争ひ地主組合と小作組合の對立、農地委員會の制度化について質し次いで松村氏より關聯して質問あり小濱局長より答辯あつて午後零時廿三分休憩、午後一時四十分再開

小林嘉平治氏(同利)衆議院に於ける質疑應答を見るに農村の問題を團體の力で解決せんとする意向に見受けるが之では本法案提出の目的が没却されるやうに思ふ、農相は農地委員會を小作人のために作るやうに見られるが委員會は小作人、地主の立場を離れた中正な立場から争を解決すべきであると思ふ有馬農相 衆議院で農地組合につき述べたのは個人の意見でもよいから云へといふことであつたので私見を多少述べたのである、農地組合の運動は過去に於て相當地主の廓清に役立つたといふことを述べたので將來の農業政策として農地組合運動を助けて行くといふ意味から言つたものではない、本案は決して斯る建前をとつてゐない、小作人

の保護を何故規定しないのだと相當強く質問されたに對して答へたものが後で本案を小作人の保護のみのために作られたと誤解されたものと思ふ、私の意味は小作人の利害をまはかるものであると言ふに過ぎぬ

小林氏 衆議院の答辯中に小作料が如何に高く、小作人が如何にその生活に困窮してゐるかをよく知つてゐると農相は答へられたが不穩當ではないか

農相 全國平均した小作料をどう思ふかと問はれたので大體高いと答へたに過ぎぬ

松村氏よりも同様の質問あり次いで山本米三氏(同成) 本法案は第七十議會の農地法に比すれば簡單であり一切を農地委員、裁判所に一任してゐるが現下非常時にあたり便宜の暫定のものとしたのであるか

農相 事變に關係ある臨時立法ではないが、事變の前後に起り得るであらうものに備へるの應急的のものである

山本氏 農地委員會の組織権限を勅令に委任してゐるが委員の選任は果して適正に行はれるか、之がために却つて争議を誘發しはしないか

農相 農地委員會の組織権限については色々考へられたが之は村々の實情に即した方法でやる方が宜しいと考へるの

で細かい規定は設けなかつた、委員會設置によつて却つて小作争議を惹起するにあらざるやといふけれども何も必要のない所まで無理に設けやうとするものではない、必要な所に設けるものである

なほ農地委員會問題に關聯して絲原氏、

石川氏、赤池氏、小林氏、松村氏、青木才次郎氏(家友)より夫々質問あり小濱農務局長より答辯あつて同四時廿六分散會

【三五】十五日は午前十時十九分開會河井彌八氏(同成) 農地委員會と農會との間に權限の争を生じないか、農會法改正の意志なきや

小濱農務局長 實際問題として從來農會が土地に關する争を調停してゐたとすれば農地委員會を作るに當り農會の人が委員になることゝなるから權限の争は實際上生じないものと考へる、農會法を改廢する必要はないと思ふがなほ研究する

なほ農會と農地委員會とに關聯して絲原氏、小林氏、上松泰造氏より質疑あり小濱農務局長より答辯あり午後零時十五分休憩、午後二時十四分開會

小林氏 收穫調査はとかく机上の調査に終り正鵠を失してゐる、此の點法規に明記して確實ならしむる意向はないか

小濱局長 收穫調査については現在の方

法より一層適確にしたいと考へる之に關聯し青木氏、石川氏等より質疑あり

小林氏 農地の轉貸借を禁止する規定を何故設けなかつたか

小濱局長 成可く之を無くしたいが種々なる事情から禁止規定を設けなかつた更に轉貸借問題に關し絲原氏、松村氏等より發言あり午後三時卅七分散會

ばならぬ
有馬農相 農林省だけで農家を維持繁榮せしめやうと思つても駄目で他の省の仕事に就いても出来るだけ農村のためやつて貰ふことが必要だ、本法立案の趣旨は全然新しいことを編み出したのではなく現在の農村の眞の姿を基礎として之を法制化したものである

米津政賢子(野) 本法の指導精神を何つて置きたい、と質し正午休憩、午後二時十四分再開、直ちに秘密會に入り午後四時卅三分秘密會をとき散會

【三七】十七日は午前十時廿五分開會、前日米津子が行つた本法の指導精神に關する質疑に就き

有馬農相 農村情況は各地各態であるので具體的規定はなるべく除き總體的なものを規定して實狀に適する様にしたのである、指導精神の主なるものは大體第一條に規定してある

米津子 自作農創設よりも之が維持に力を入れる方がよいのではないか

農相 自作農維持の方が必要であるが農村振興といふ立場からして維持とも創設に心掛けねばならぬ、

米津氏更に團體の土地所有農地委員會に關し質詰を續け、農相之に答へ正午再び休憩、午後一時五十一分再開

上松泰造氏(研) 農相は農地を投資の對象とするのは不可といふやうな意味の事を述べられたが當局の指導方針如何の有馬農相 農地の所有を收益の對象としてのみなすことは無理ではなからうか

と思ふだけであつて決して所有權の否認などを意味するものではない

上松氏更に自作農創設のための土地買入の値段を定める公式について質疑を爲し小濱農務局長より答辯あり、次いで一條實孝公(公) 本法を只今制定しなれば危険極まる状態にあるのか

農相 左様な事はないが兵役關係のこともあり、又農地に關する法律がないためにとかく安定を缺いてゐることがあるのは遺憾で、一日も早く通ることを希望する

一條公 實際問題として地主は安定してゐるか、悪小作人は如何にするか

農相 不法な行爲をするものは當然取締らるべきものと思ふ、かくて午後三時十七分散會

【三八】十八日は午前十時廿一分開會、三須精一男(公)より出征兵士の耕地につき質疑あり

小濱農務局長 出征のために手不足となつた場合は地主に一時返還したり他の耕作者に預けて行くことがあるが地方當局に通牒を發して互に助け合ふやうにし耕地の面倒を見てゐる、又凱旋後の耕地の返還を確實にするために適當な人物を立會人にしてゐる、なほ本法に於て第三條の規定を設けたが之は今

次事變の場合のみならず入營兵士の場合も適用されることになる

三須男 本法により自作農の土地賣却が多くなるか、また地價の暴落を來しはせぬか

小濱局長 本法の施行により農地の賣買が多くなることは考へない、又土地の價格が騰るものとも考へない

三須男 自作農創設維持資金増額の考へなきや
小濱局長 公平に多數に貸與し得るやう
定めたもので増額するわけにはゆかぬ
青木才次郎氏(交友)より質疑ありて正午
休憩、午後一時四十分再開、委員外の
山隈康氏(研)より土地質買評價の基準及
び第九條第一項の「宥恕すべき事情なき
に拘らず小作料を滞納する等信義に反し
たる行爲なき限り」といふ言葉の解釋並
に第九條第三項の「解約」更新拒絶の通
知」に就いて質疑あり小濱農務局長より
答辯あり松村氏司法省に農地關係法規の
整備を促し鹽野法相書處を約し四時卅分
散會

【三一九】十九日は午前十時十五分開會
青木氏 土地引上げを求むるに至らしむ
る裏面にブローカーが牽動するに依る
と思ふが如何、本法施行に依り地味の
よいところばかりは經濟更生のため必
要なりとして買取られ地主には層ばかり
残り残されると思ふが如何、地主の啓蒙
よりも小作人煽動者の啓蒙を必要とし
ないか、最近の農村は動勞しなくなり
衣食は贅澤になつて來た様であるが教
化の必要なや、本案施行の結果が御
意志に反する時は責任を負ふか否や
有馬農相 第一の點についてはその様な
事の起らぬ様に政府としても種々の方
策を講じて紛争を少くし且つ解決を容
易にしやうと思つて第八條、第九條の
規定を設けた、第二の點は御心配にな
る様な事はなからうと思ふ、第三點に
ついては地主側のみならず小作農の啓
蒙も勿論必要であつて誤つた運動等を
すれば敢に取締る、第四に時流に依つ

てよろしく指導すべしと考へる農村が
贅澤をする事はよろしくないが今少し
農村の生活に餘裕をもたせる事は必要
だと思ふ、第五に悪い結果を招來した
ならば之を改め又責任を負ふべき事は
勿論である、法案はいゝのだが私の考
へ方が本法成立の障害になると云ふな
らば現在と雖も進退を決する
かくて正午休憩、午後一時五十分再開
小濱農務局長より午前中青木氏の質問に
對する農相の答辯を補足したる後久恒貞
雄氏(交友)人口問題につき質疑し
大谷拓相 次男三男に限らず所によつて
は分村計畫をも樹てゐる
一條公(火) 大勢に従ふといふことはよ
いこともあらうが悪いこともある、農
村に於てもたゞ流れのまゝに之を法文
化するとはどうかと思ふ
有馬農相 私はいゝ時代の傾向は無視出
來ないと云ふことを申上げたのである
かくて同三時十五分開會

【三二〇】廿日は午前十時十七分開會
足立豐男(公正) 地主小作人間の權利義
務の規定を明確ならしめた方がよいと
思ふ
小濱農務局長 農村の状態は各地各様で
あるから劃一的な規定を設けることは
却つて紛争を招くと考へられるので普
遍的なものだけを法文化した
小林氏 農地委員は同時に調停委員の資
格を備へてゐるから一つは農林省の管
轄に屬し他は司法省の所管であるが調
停委員再検討の必要なや
小濱局長 調停委員の選定については十
分連絡がとれてゐる
小林氏 調停委員は不必要になるのでは
ないか
大森民事局長 持續して行く考である
小林氏 小作人の再教育を施す必要あり
と思ふが如何
小濱局長 充分指導監督して行く
赤池氏速記を中止して質疑をなし次いで
黒木三三伯(研)より審議方法について希
望し
一條公(火) 第一條に耕作者の地位の安
定とあるを農地の所有者並に耕作者
の地位の安定としては如何
有馬農相 持つ者の不安もあるが本法制
定に當つては一層窮乏してゐるものゝ
安定を心がける方がよいと考へた、條
文から云へば備してゐるかも知れない
が實際の運用に於てはこれで丁度よい
と考へる
絲原氏 第一條が果して農村に於ける普
遍的共通事項を規定したものである
かどうか、地主の地位の安定につき別
に立法する考へなきや
農相 地主のために別個の立法をする考
は現在持つてゐない
石川三郎氏(交友) 農村に於ては一重托
生の關係に立つてゐる農村に於ける法
律は對立關係の無いやうに作るべきで
ある、組合式に作つた方が日本的だと
思ふが如何
農相 對立的とか抗爭的とか言ふ悪い状
態を前提としてゐるのではないが正式
非正式の契約乃至約束といふものがあ
る筈である
かくて正午休憩、午後一時四十八分再開
石川氏午前引續き質問をなし次いで松
村氏第一條に關する衆議院の修正につ
いて質し、これに對して大森民事局長、小

濱農務局長より夫々答辯あり、續いて米
津子第一條と第三條の文字の解釋につ
いて質し小濱農務局長より答辯あり三時十
一分散會
赤中公債法委員會
【三二一】十二日は午前十時廿分開會太田
大藏政務次官より提出各委員につき提案
理由の説明あつて同十時廿七分散會
【三二二】十四日は午前十時廿四分開會、
大河内輝耕子(研)と太田政務次官、關原
理財局長との間に公債發行資金調整生産
力擴充の諸問題につき質疑應答を重ね速
記を中止して審議を續け同十一時卅分散
會
▲三案可決 【三二三】十六日は午前十時
廿分開會、綾小路護子(研)、長基連男(公)
山田仙之助氏(研)より質疑あり採決に入
り
一 昭和十二年法律第八十四號中改正法
律案
一 關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府及樺
太廳の各特別會計に於ける租稅收入の
一部に相當する金額等を臨時軍事費特
別會計に繰入る事に關する法律案
一 昭和十三年度一般會計歳出の財源に
充つるため公債發行に關する法律案
の三案を可決し午前十一時五十七分開會

恩給金庫法案委員會
【三二四】十二日は午前十一時卅分開會、
船田法制局長官より提案理由の説明あつ
たのみで正午休憩、午後一時卅七分再開
高水恩給局長、船田法制局長官より衆議
院の修正案について説明し
根本的修正ではないから政府は修正に
反對ではない
恩給金庫法案委員會
一 恩給法中改正法律案
一 庶民金庫法案
の三案とも政府原案通り可決同四時十九
分散會
△恩給金庫法案庶民金庫法案に對する希
望決議
特殊法人の重役選任については政府は兩

旨を述べ同五十六分開會
【三二五】十四日は午前十時十分開會、森
松友光子(研)、山田英夫伯(研)、前田男
男(公正)、内田重成氏(交友)、三井清一
郎氏(研)から質疑あり午後零時一分休憩
午後一時卅分再開、大河内輝耕子(研)、
三井氏、深井英五氏(研究)、野村徳七氏
(同和)と船田法制局長官及高水恩給局長
との間に質疑應答あり同二時卅九分開會
【三二六】十五日は午前十時七分開會、濱
口儀兵衛氏(研)、野村氏、三井氏、前田
男、大河内子、深井氏、山田伯と政府委
員との間に質疑應答あり、次いで入間野
銀行局長より庶民金庫法案及無盡業法中
改正法律案につき説明あり同十一時五十
九分散會
【三二七】十六日は午前十時十分開會、
速記を中止して懇談會に入り懇談を終つ
て同十一時五十四分開會
▲恩給金庫法案等可決 【三二七】十七日
午前十時九分開會、大河内子、大岡忠綱
子(研)、米原章三氏(研)、濱口氏、深井
氏、内田氏、山田伯より庶民金庫法案に
ついて質疑あり、午後零時十二分休憩、
午後二時十一分再開、内田氏、野村氏、
前田男、大河内子等より賛成意見を述べ
採決の結果左の希望決議を付して
一 恩給金庫法案
一 恩給法中改正法律案
一 庶民金庫法案
の三案とも政府原案通り可決同四時十九
分散會
△恩給金庫法案庶民金庫法案に對する希
望決議
特殊法人の重役選任については政府は兩

案の趣旨を尊重して善處せられたし
社會事業法委員會

【三〇三】十二日午前十一時卅分開會木戸厚相より提案理由の説明あり同五十分散會

【三〇四】十四日は午前十時十三分開會

田所美治氏(同和) 社會事業法全般について何故本法を適用せざるや補助することを得」との意味如何、監督及罰則は嚴に過ぎぬか

木戸厚相 法律が事業に遅れてゐるので單行法を除外したのである、豫算の許す範圍内に於て補助したい、當局としては嚴にする考はない

田所氏 第一條の勅令の範圍を法人に何故限定せぬか

山崎社會局長 勅令の範圍は原案を提示する法人に限らず又國策に必要なものに限らない

田所氏更に第三第四第五條につき實し

關原員三郎氏(研) 本法は助成が主で統制が従との御趣旨であるが理由書その他罰則に見るもその點不明瞭である大臣の説明を何等かの方法に依て地方長官に達する様にしては如何、將來補助の目安につき伺ひたい、免稅の點如何社會事業基金に對する方針及右募集方法如何、社會事業家優遇の方法如何

木戸厚相 御趣旨の徹底を期したい、國稅免除に反對はないが從來は此の種のものには此の程度にしてある、基金については十分研究する、優遇立法については何等考へてゐない、補助の目安は既存の社會事業團體の支障を除く程度にしてある、社會事業の公益性は認めらるが外との均衡もあり地租の免除は決

しかねるが將來考へる
ついで瀧川儀作氏(研)より資料要求あり

【三〇五】十五日は午前十時十四分開會、商店法の質疑に入り富小路子、出光佐三氏(交)の質問に對し十時四十一分より同五十三分迄速記を中止し更に瀧川氏、田所氏、關原氏等から質問あり之に對し木戸厚相より答辯あつて零時七分散會

【三〇六】十六日は午前十時十二分開會、細田安兵衛氏(研)、富小路子、松井氏、山根男、實吉子、出光氏の諸氏より質疑あり正午休職、午前一時四十六分再開、田所氏、松井氏より商店法に關し質疑あり之にて商店法の質疑を終り次いで簡易生命保險法中改正法律案を議題とし

田所氏 簡保事務が厚生省に移管して不便宜なきや

進藤保險局長 協調してやつて行くから従前に比し大して不便はない

富小路子より質疑あり二時四十八分より同五十四分まで速記を中止し質疑を重ねて後出光氏、田所氏、富小路子等より質疑ありて午後三時十五分散會

▲社會事業法案外二件可決【三〇七】十七日は午後一時四十分開會富小路子、下村宏氏(研)から質問あり討論に入り田所氏賛成意見を開陳し採決の結果

一 社會事業法案
一 商店法案
一 簡易生命保險法中改正法律案

の三案を原案通り可決、同二時四十九分散會

▲職業紹介法審議【三〇八】十八日は午前十時十六分開會、併託議案たる職業紹介法改正法律案につき木戸厚相より提案理由を説明し富小路子より質疑ありて同十四時四十五分散會

【三〇九】十九日は午後一時卅八分開會、米田國臣子(研)、松井氏、田所氏、關原氏等と政府當局との間に質疑應答あつて午後三時卅分散會

重要礦物増産法委員會

【三一〇】十一日は午後二時十六分開會、日本産金株式會社法案を議題とし立花種忠子(研)、高橋是實子(研)、出淵勝次氏(同和)、久恒貞雄氏(交)、松本勝太郎氏(同和)、井上匡四郎子(研)、杉溪由言男(公正)より質疑あり同四時十四分散會

【三一〇】十二日は午前十時十一分開會、日本産金會社法案につき大西虎之介氏(交友)より質疑あり、次いで石油資源開發法案につき木暮商工政務次官より提案理由の説明あり、出淵氏の要求により速記を中止して政府委員より説明あり同十一時十分散會

▲重要礦物・産金會社兩案可決【三一四】十四日は午前十時廿五分開會、松本氏、井上子より質疑あつた後重要礦物増産法案、日本産金株式會社法案の兩案について討論に入り、井上氏、松本氏賛成意見を述べ採決の結果兩案とも全會一致可決

次いで石油資源開發法案につき出淵氏、立花子、井上子、大西氏より質疑あり、竹内燃料局長官より答辯ありて同十一時卅分散會

▲石油資源開發法案審議【三一六】十六日は午前十時廿三分開會、石油開發法案につき杉溪男、出淵氏より質疑あり吉野商相、竹内燃料局長官より答辯あり午前十一時四十二分散會

▲石油資源開發法案可決【三一七】十七日は午後一時四十九分開會

立花子 國策として國營にする意思はないか

吉野商相 全部を國營にすることは一つの考へ方ではあるが實際問題としては業者が數多くあるわけでもなく経験を積んでゐるものをしてやらせた方がよ

くはないかと思ふ

次いで杉溪男助成金につき竹内燃料局長官と問答あり二時卅五分懇談會に入り終つて討論に移り出淵氏立花子より賛成意見あり全會一致可決同五時廿二分散會

事變召集者選舉權委員會

【三一七】十七日は午後一時五十分開會、委員會の要求により坂地方局長より本案に對する政府の意向を開陳し同二時散會

【三一八】十九日は午後二時十分開會、沖貞男男(公)、潮惠之輔氏(研)、岡田文治氏(同和)、久慈兵吉氏(研)、大森佳一男(公)の諸氏と政府委員との間に質疑あつて、同二時十八分散會

樺木地方鐵道委員會

【三一三】十二日午後一時卅九分開會、大谷拓相より提案理由の説明あり山隈隈氏(研)より沿線の産業狀態その他につき質疑あり同四十六分散會

▲樺鐵補助法改正可決【三一四】十四日は午前十時十六分開會、山隈氏新鐵道の輸送計畫に就いて質し、戸田忠庸子(研)

補助費の減額の理由、樺木東西兩鐵道の連絡と國防の關係につき質し大谷拓相、今村樺太長官及び町尻軍務局長より答辯あり次いで討論に入り採決の結果全會一致可決、同十一時卅分散會

陸上交還委員會

▲委員長理事【三一七】十七日は午前十七時七分開會、委員長に橋本實斐伯(研)、副委員長に近藤滋彌男(公正)を互選、直ちに散會した

【三一八】十八日は午前十時八分開會中島鐵相より提案理由の説明あり衆議院の修正に對し

貴族院に於て衆議院の修正を認めれば政府としては十分考慮する

旨を言明し次いで質疑に入り秋元春朝子(研)、曾我祐邦子(研)、福原俊丸男(公)、西郷從德侯(火)、中山輔親侯(火)、大藏公望男(火)、八田嘉明氏(研)より質疑あり同十一時五十分休職、午後一時卅九分再開、八田氏(研)、秋田重季子(研)、福原男、曾我子、大藏男、松本勝太郎氏(同和)より質疑あつて午後三時四十八分散會

【三一九】十九日は午前十時十一分開會、橋本伯、曾我子、丸山鶴吉氏(同和)、福原男、秋田子、風間八左衛門氏(研)、八田氏、西郷侯、秋元子より質疑あり同十一時五十五分散會

▲陸上交還事業法可決【三二〇】廿日は午前十時十四分開會、秋元子、福原男、秋田子、曾我子、丸山氏等より質疑あり討論に入り大藏男、八田、松本等の諸氏より賛成意見を述べ全會一致可決、同十一時廿八分散會

工作機械法案會

【三・二】十八日は午前十時十六分開會、吉野商相より提案理由を説明し大河内正敏子(研)、倉知鐵吉氏(同和)、井上清純男(公正)、藤原銀次郎氏(研)と政府委員の間に問答あつて同十一時卅七分散會

【三・三】十九日は午前十時十六分開會、倉知氏、大河内子、東郷安男(公)、淺田良逸男(公)と政府委員との間に質疑應答ありて午後零時十分散會

▲工作機械、航空兩案可決 【三・四】廿一日は午前十時十一分開會、田島逕信政務次官より航空機製造事業法案につき提案理由の説明あり若干の質疑の後

一 工作機械製造事業法案
一 航空機製造事業法案
を討論採決の結果(前者は希望決議を附して)夫々可決同十一時散會

▲工作機械希望決議
一 政府は本法の實施に依り工作機械を急速且大量に生産せんことを所期するの結果特に大規模經營者を偏重するの弊に陥るの惧なしとせず、政府は宜しく斯界の現状並に將來に鑑み中小工作機械製造業者に對しても充分なる保護獎勵の方途を講じ以て本法制定の趣旨を達成せられんことを望む

二 大規模經營者は勿論中小製造業者をして優良精密なる工作機械の製造をなさせしめ且つ之が獎勵助成をなす爲め政府は速かに諸工作機械器具等の國家檢定制度を確立せられんことを望む

▲臨時通貨委員會
【三・五】十七日は午前十時十七分開會、中村大藏參事官より臨時通貨法案並に關

規定率法中改正法律案につき提案理由を説明し同廿四分散會

▲臨時通貨法案外一件可決 【三・六】十八日は午前十時十一分開會、綾小路護子(研)、高崎弓彦男(公正)より質疑あり採決の結果臨時通貨法案及關規定率法中改正法律案を原案通り可決同五十二分散會

▲不動產融資法案委員會
▲不動產融資改正外四件可決 【三・七】十一日は午前十時十五分開會、小倉正恒氏(研)、中村圓一郎氏(研)、伊集院兼知子(研)等より夫々質疑あり有馬展相その他政府委員より答辯をなし討論に入り伊集院子、佐々木八十八氏(同和)より賛成意見の陳述あり採決の結果附託議案たる不動產融資及損失補償法中改正法律案、産業組合中央金庫法中改正法律案、漁業法中改正法律案、産業組合中央金庫特別融通及損失補償法中改正法律案、産業組合自治監査法案を全會一致可決、同十一時十二分散會

▲有價證券法案委員會
▲有價證券法案可決 【三・八】十一日は午前十時卅八分開會、直に討論に入り梅園篤彦子(研)、野村徳七(和)、沖貞男男(公正)の諸氏より賛成意見の陳述あり全員一致を以て原案可決同十一時二分散會

▲東拓會社委員會
【三・九】十八日は午前十時十五分開會、大谷拓相より提案理由を説明し山川端夫氏(研)より質疑ありて同五十四分散會

▲誤召集者身分取扱法案委員會
▲誤召集者身分取扱法案可決 【三・一〇】廿一日の貴族院、兵役の義務なかりし者等に於て支那事變に於て陸軍部隊に編入せら

れたるもの、身分取扱に關する法律案特別委員會は午前十時十四分開會委員長に菊池武夫男(公正)、副委員長坂西利八郎氏(研)を互選したる後併託議案たる

一 昭和十一年勅令第廿一號廢止法律案と共に加藤陸軍政務次官より提案理由の説明あり質疑應答の後兩案とも可決同十一時四十七分散會

▲飼料配給委員會
【三・一一】廿日は午前十時十六分開會、質疑應答の後同十一時散會

▲疏安増産委員會
【三・一二】廿日は午後一時卅八分開會、助川農林參事官より提案理由の説明あつて同二時四分散會

▲増稅委員會
【三・一三】廿日は午後一時卅八分開會、助川農林參事官より提案理由の説明あつて同二時四分散會

▲昭和三十三年度歳入歳出總豫算追加案(第三號)
▲昭和三十三年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第二號)
▲豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すを要する件(追第三號)
▲昭和十三年法律第六號中改正法律案(昭和十三年度一般會計歳出の財源に充つため公債發行に關する件)

衆議院

本會議は十二、十五、十七、十九日と五回、又豫算總會は追加豫算の上議で十八、十九兩日開會した外大小廿有三の特別委員會は一萬千里の勢で法案消化に努め會期切迫の慌しさを感じられたが、總動員法案について増稅法案を貴族院に送り込み、前旬の電力法案と共に大物の處分をつつた後は慌しいうちに心のゆとりを取戻したやうである

▲昭和三十三年度歳入歳出總豫算追加案(第三號)
▲昭和三十三年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第二號)
▲豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すを要する件(追第三號)
▲昭和十三年法律第六號中改正法律案(昭和十三年度一般會計歳出の財源に充つため公債發行に關する件)

▲昭和三十三年度歳入歳出總豫算追加案(第三號)
▲昭和三十三年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第二號)
▲豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すを要する件(追第三號)
▲昭和十三年法律第六號中改正法律案(昭和十三年度一般會計歳出の財源に充つため公債發行に關する件)

議長明治神宮參拜

【三・一四】三月十四日は五ヶ條御誓文換發の記念日に相當するを以て小山衆議院議長は田口書記官長同道業議院を代表して午前十時半明治神宮に參拜した

▲第二號追加豫算案提出 【三・一五】政府は左記追加豫算案を十六日衆議院に提出した

一 昭和十三年度歳入歳出總豫算追加案(第二號)
一 豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すを要する件(追第二號)

▲第三號追加豫算案提出 【三・一六】政府は十九日左記追加豫算案を衆議院に提出した

一 昭和十三年度歳入歳出總豫算追加案(第三號)
一 昭和十三年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第二號)
一 豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すを要する件(追第三號)

▲昭和三十三年度歳入歳出總豫算追加案(第三號)
▲昭和三十三年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第二號)
▲豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すを要する件(追第三號)

▲昭和三十三年度歳入歳出總豫算追加案(第三號)
▲昭和三十三年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第二號)
▲豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すを要する件(追第三號)

▲昭和三十三年度歳入歳出總豫算追加案(第三號)
▲昭和三十三年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第二號)
▲豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すを要する件(追第三號)

▲昭和三十三年度歳入歳出總豫算追加案(第三號)
▲昭和三十三年度各特別會計歳入歳出豫算追加案(特第二號)
▲豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すを要する件(追第三號)

衆議院各派交渉會

▲衆議院訪日伊使節團歡迎 【三・一七】衆議院の各派交渉會は十一日午後二時院内に開會、聖邦伊國訪日使節團長侯爵パウリツチ氏一行十八名が三月十九日午後三時廿五分入京、衆議院に對しては特にメツセージを持參し同日午後五時議長官舎に小山議長を訪問しこれを贈呈することとなつたので衆議院としては廿一日午後七時より八時十五分まで東京會館に於て全議員主催の下に一行の外大使館員六名外務省關係八名を招待し歡迎晩餐會を開くことに決し同二時四十分散會した

▲小會派の言論取上げ 【三・一七】衆議院の各派交渉會は十七日午前十一時院内に開會、議事日程につき協議決定の後小會派の發言問題につき左の申合せをなして正午散會した

△甲 合
從來交渉團體に非ざる小會派は各派交渉會のオブザーバーとして黙認してゐた、然るに十六日の本會議に於ける國家總動員法案の討論の際小會派は他黨派に對し故らに諍論するが如き言辭は弄せぬとの誓約を豫めなしたるに拘らず第二控室の今井新造氏は特に原稿を以て兩大政黨を諍論せることは正に信

義を重んぜざる言動である、よつて今後小會派の言論は交渉會に於て一切取上げざること、從つて事實上の問題として交渉會には交渉團體に非ざる小會派の出席を許さぬこと

▲決定事項【三・四】十九日の衆議院各派交渉會に於ては左の諸項を決定した

- 一 尾崎行雄の銅像建設に關しては議員一人當り十圓を賦出すること
- 二 憲法發布五十年記念祝典に際し不幸落選のため恩典に浴せざりし荒川五郎氏(議員勳績卅年)に對しては終身鐵道無料乗車券を贈るやう當局に交渉すること
- 三 同僚井上角五郎氏(勳績卅二年)に對しては適當の優遇方法を講ずること
- 四 現農林大臣官邸はこれが新築移轉後議員俱樂部とするやう實行委員を擧げて政府に交渉すること

右決定の後政友會の今井健彦、民政黨の多田滿長兩氏より

政府は十八日の政務官會議に於ては議會に於ける議事の促進を申合せたとのことであるが我々は政府案の提出が遅きに拘らず無理に本會議に上程し頼調に議事の進捗を見ゆることは先日書記官長より報告せる所によつても明かである、然るにかゝる申合せをなすことは議會の實情を知らぬもので衆議院としても今後は無理してまで緊急上程をなすには當らぬ

本會議

二十日 法案提出

十二日は午後一時十七分振鈴同廿八分開會直に日程に入り政府提出

一 兵役の義務なかりし者にして支那事變に於て陸軍部隊に編入せられたるものより身分に關する法律案

を上程加藤陸軍政務次官提案理由説明の後委員附託、次で政府提出貴院送付

一 擔保附社債信託法中改正法律案を上程久山司法政務次官より提案理由の説明あつて臨時通貨法案委員會に併託

一 昭和十一年度第一豫備金支出の件

一 昭和十一年度特別會計第一豫備金支出の件

一 昭和十一年度特別會計豫備費支出の件

一 昭和十一年度滿洲事件第一豫備金支出の件

一 昭和十二年度第二豫備金支出の件

一 昭和十二年度特別會計第二豫備金支出の件

一 昭和十二年度特別會計豫備金外に於て豫算超過及豫算外支出の件(以上承諾を求むる件)

一 一括上程中村大藏參與官より提案理由の説明あり質疑に入り

福田關次郎氏(民) 最近政府は豫算外支出、豫備金支出並に豫算超過が餘り多過ぎる、會計制度の紊亂其の極に達してゐる、(として各地に於ける検事局並に裁判所の會計紊亂を指摘し)憲法上の根據について政府の詳細なる答辯を求め

て憲法違反ではない
福田氏 憲法第六十四條は豫備金支出を認めてゐない
中村參與官 豫備金支出は憲法上明記してはゐないが禁止してゐない、從來の慣例によつたものである
久山司法政務次官 福田君の云はれた實例は遺憾乍ら實際である、將來かゝる事のない様努力する
と會計紊亂の事實を認める
福田氏 憲法の條章によらず慣行によつて豫備金支出をなして本院に事後承諾を求むるは二重の憲法違反である
質疑を終り臨時通貨法案委員會に併託

一 六大都市に特別市制實施に關する法律案(松永東君外廿名提出)
を上程中山福藏氏(民)提案理由を説明質疑無く市街地建築物法委員會に併託

一 民族優生保護法案(八木逸郎君提出)
を上程青木亮實氏(民)より提案理由の説明あつて委員に附託

一 計理士法中改正法律案(中野治介君外一名提出)
を上程中野治介氏提案理由を説明委員附託

一 辯護士法中改正法律案(泉國三郎君外一名提出)
一同上(内藤正剛君外三名提出)

一 一括上程久山知之氏(政)、中山福藏氏(民)より夫々提案理由の説明あつて計理士法中改正法律案委員會に併託、次で辯護士法中改正法律案(平川松太郎君外十一名提出)

一同上(中村高一君提出)
一同上(紅霧昭君提出)

中村大藏參與官 政府の責任支出は憲法第六十四條第二項によつたもので斷じ

右三案を一括上程内藤正剛(民)、中村高

一(社大)兩氏より提案理由の説明あつて同僚計理士法改正法律案委員會に併託、次いで政府提出

一 硫安アノモニア増産及配給統制法案を緊急上程有馬農相提案理由説明に對し松田喜三郎氏(民)自席より

かかる重大な法案が會期切迫の今日提出されたのは政府の怠慢ではないか、又本法による増産見込額及び價格低廉化の見透し如何、日本硫安株式會社の内容を具體的に説明されたい

有馬農相 色々な事情で本法の提案の遅れた事は遺憾である、民間會社は現に増産計畫を持つてゐるが本法の實施により之を促進せしめる事として居り價格も低下するものと信じてゐる
吉植庄亮氏(政) 過燐酸石灰に對する政府の對策如何、肥料の検査監督行政の統一確立を行ふ考へはないか
有馬農相 海外から燐礦石の輸入に努めると共に合理的の消費節約により品不足を來さぬ様努力する、過燐酸石灰の價格については公定を目標に目下研究を進めてゐる、肥料の量目検査も出来るだけやりたい、監督行政は近く農林省の手で統一されるものと思ふ
須永好氏(社大) 硫安以外の肥料に對し政府はどんな對策を考慮してゐるか、第卅一條の價格はどうして決定するか、有馬農相 硫安の増産統制が最大急務と考へ本法を提出したわけその他の肥料を抛棄する考ではない、第卅一條の硫安價格決定は現在通りやつて行く積りである

一 競争入札の取締等に關する法律案(福田關次郎君提出)
を上程提出者より提案理由の説明あり臨時通貨法案委員會に併託に決定、次に

一 舊獨逸膠州租借地還付に關する條約實施に伴ふ損失の補償に關する法律案(綾部健太郎君外一名提出)
を上程綾部氏より提案理由を説明し同じ臨時通貨委員會に併託、斯くて一瀆千里に譲りして午後三時十三分散會

陸上交通事業法等可決
十五日は午後一時廿三分開會、劈頭委員會の審議を終へたる政府提出

一 陸上交通事業調整法案を繰上げ上程星島委員長より

委員會は審議の結果第二條第一項その他に修正を加へた上全會一致を以て可決確定した

と報告採決に入り報告通り修正可決し、次に委員會議したる政府提出、貴院送付

一 日滿司法事務共助法案

一 民法中改正法律案

一 民事訴訟法中改正法律案

一 外國裁判所の囑託に因る共助法中改正法律案

を一括上程松永委員長報告の通り附帶決議を附して可決確定、次に政府提出、貴院送付

一 有價證券引受業法案を上程太田大藏政務次官より提案理由の説明あつて輸出入臨時措置法案委員會に併託、更に政府提出

一 臨時農村負債處理法案を上程川村農林參與官提案理由を説明最上政三氏(民)登壇 本法は舊軍人の

一 陸上交通事業法等可決
十五日は午後一時廿三分開會、劈頭委員會の審議を終へたる政府提出

一 陸上交通事業調整法案を繰上げ上程星島委員長より

委員會は審議の結果第二條第一項その他に修正を加へた上全會一致を以て可決確定した

と報告採決に入り報告通り修正可決し、次に委員會議したる政府提出、貴院送付

一 日滿司法事務共助法案

一 民法中改正法律案

一 民事訴訟法中改正法律案

一 外國裁判所の囑託に因る共助法中改正法律案

を一括上程松永委員長報告の通り附帶決議を附して可決確定、次に政府提出、貴院送付

一 有價證券引受業法案を上程太田大藏政務次官より提案理由の説明あつて輸出入臨時措置法案委員會に併託、更に政府提出

一 臨時農村負債處理法案を上程川村農林參與官提案理由を説明最上政三氏(民)登壇 本法は舊軍人の

一 臨時農村負債處理法案を上程川村農林參與官提案理由を説明最上政三氏(民)登壇 本法は舊軍人の

一 臨時農村負債處理法案を上程川村農林參與官提案理由を説明最上政三氏(民)登壇 本法は舊軍人の

一 臨時農村負債處理法案を上程川村農林參與官提案理由を説明最上政三氏(民)登壇 本法は舊軍人の

如何なる範圍に適用されるか、本法實施の時に於て金銭債務調停が頻發すると思ふが當局には如何なる用意があるか

助川農林參事官 第一條の勅令の範圍は増加恩給を受ける戦死傷兵に適用する考である、高利の借金等については出来るだけ斡旋に依つて解決につとめ、止むを得ない場合だけが調停委員會にかゝる事となつてゐる

宮本雄一(郎氏)政 農村の負債整理については農林省は内務省の地方自治體監督助成の方針に協力する必要ありと信ずるが如何、地方自治體の各助成機關を整備統合して農村負擔を軽減せしめる考はないか

助川參事官 負債整理については内務、農林兩當局間で十分連絡を保つて遺憾なきを期してゐる、農村團體の整備廢に就ては十分研究の上速かに成案を得たいと考へてゐる

河合義一(社大) 農村負債整理に依る損失は國庫で負擔する考はないか、本法の適用を農漁山村に限つたのは何故か都市勤勞大衆を除外した理由如何、出征者に對する債務のモラトリアムを斷行する考へはないか

助川參事官 本法に於ける國庫負擔額は從來の倍額となつて居り御希望に近いものとなつてゐる、都市居住者に對しては中小商工業者損失補償法の運用に依つて目的を達し得るものと考へてゐる、出征者救護については萬全の方策を考究してゐる

斯くて農業保險委員會に併託、次に日程を變更して委員會の審議を了したる

一 支那事變に際し召集中の者の選舉權及び被選舉權等に關する法律案(櫻内幸雄氏外廿一名提出)

一 支那事變の爲召集せられたる地方議會の議員又はその選舉の當選者の資格に關する法律案(清瀬一郎氏外一名提出)

一 支那事變のため召集せられたる者の選舉權並に議員の資格に關する法律案(中村高一氏外三名提出)

一 議員提出三案を一括上程立川委員長三案は内容が同一であるので一案に併合して審議した所櫻田氏提案の一部を修正して全會一致をもつて可決した、政府は本法に賛意を表し兩院通過後は院議を尊重して善處する旨の意思表示があつた

と報告委員長報告通り可決更に政府提出一 臨時通貨法案
一 關稅定率法中改正法律案
一 關稅定率法中改正法律案
を緊急上程駒井委員長より報告あり異議なく可決確定し同三時六分散會

總動員法案等可決
十六日は午後一時七分開會、日程を變更して劈頭委員會の審議を終へたる政府提出

一 東洋拓殖株式會社法案中改正法律案を上程沖島委員長報告を行ひ、報告通り附帶決議を附して可決確定、次に政府提出
一 入營者職業保障法中改正法律案を上程木戸厚生相の提案理由説明に對し淺沼稻次郎氏(社大) 傷兵院法案未提出の理由如何、本法案は罰則の規定なく總べてを資本家の道義心に訴へてゐるが所期の目的を達し得るか

木戸厚生相 傷兵保護については政府も萬全を期して十三年度追加豫算に計上することとしてゐる、なほ傷兵院は國家自身の手で經營するのが妥當なりと考へ、厚生省に外局様のものを設けてこれに當らしむべく目下研究を進めてゐる、入營者職業保障につき罰則を以て臨むことは穩當でないのみならず種々摩擦を起す惧があるのでは之を避けた三浦茂雄氏(東方)は社會立法に對する政府の熱意が稀薄であると雜詰し

木戸厚生相 政府は資本家に遠慮などして居らぬ、本法の圓滑な運用を期するために罰則を設けなかつたに過ぎぬ質疑を終り委員付託、次に日程を變更して委員會の審議を了した、政府提出

一 工作機械製造事業法案
を緊急上程森田委員長報告可決、之より議員提出法律案の審議に移り

一 酒造稅法中改正法律案(吉島義英君提出)
を臨時通貨法委員會に併託

一 船員保險法案(米窪滿亮君外一名提出)
を入營者職業保障法案委員會に併託し同二時卅分一旦休憩、午後四時四十七分再開議員提出法案の審議を續行

一 傷兵軍人並職公傷病死者遺族等の鐵道船舶乘車船便優遇に關する法律案(江藤源九郎君提出)
を入營者職業保障法案委員會に併託

一 刑法中改正法律案(一松定吉君外六名提出)
一 刑事判決宣告猶豫に關する法律案(一松定吉君外五名提出)
一 行政執行法中改正法律案(一松定吉

君外七名提出)
一 刑事訴訟法中改正法律案(内藤正剛君外六名提出)
一 陪審法中改正法律案(同上)
の五案を一括上程委員に付託、次に委員會に於て審議終了した

一 職業紹介法改正法律案(政府提出)
を緊急上程部委員長より報告しその通り附帶決議を付して可決確定、次に
一 司法書士法中改正法律案(中山福藏君外五名提出)
一 司法書士法中改正法律案(立川平君提出)
を一括刑法中改正法律案委員會に併託

一 一私生子の名稱に關する法律案(中山福藏君外五名提出)
一 理容師法案(中山福藏君外八名提出)
一 公證人法中改正法律案(野村嘉六君外十四名提出)
の四案を一括上程天々委員付託、更に

一 建築士法案(野村嘉六君外八名提出)
は市街地建築物法委員會に併託

一 產師法案(土屋清三郎君外五名提出)
一 產師法案(田中養運君外一名提出)
一 產師法案(野村次郎君外一名提出)
の三案を一括して民族優生保護法委員會に併託

一 農家世襲財產法案(林平馬君外二名提出)
を農業保險法委員會に併託

一 檢査計理士法案(森田重次郎君外三名提出)
を計理士法委員會に併託

一 裁判所構成法中改正法律案(高橋義

次君外六名提出)
は刑法中改正法律案委員會に併託
一 愛國航空機券發行に關する法律案(安藤孝三君外一名提出)
は航空機製造業法委員會に併託
一 辯護士法中改正法律案(清瀬一郎君外三名提出)
一 昭和八年法律第五十四號中改正法律案(清瀬一郎君外五名提出)
の兩案を一括計理士法委員會に併託
一 軍用候補馬鍛練法案(土田壯助君外三名提出)
一 軍用候補馬鍛練法案(大石倫治君外三名提出)
の兩案は一括出征議員復權委員會に併託
一 重要物產同業組合法中改正法律案(原玉重君外三名提出)
を輸出入臨時措置委員會に併託
一 狩獵法中改正法律案(鈴木正吾君提出)
を市街地建築物法委員會に併託

一 金銭債務臨時調停法廢止法律案(服部英明君外二名提出)
を刑法改正委員會に併託、之にて尨大な日程を吞みにし總動員法案を待つため六時十分再び休憩、午後七時十五分三度開會、直ちに日程を變更して

一 國家總動員法案(政府提出)
を上程、小川委員長登壇、十四回に及ぶ同委員會の経過並に結果を報告、次いで討論に入り民政黨を代表して

山本厚三氏(民政) 本院に於ける反對の重點は憲法違反に議員の審議權無能の二點であつた、殊に政府の答辯が著しく無統制であつたのは遺憾であつたが近衛首相の率直の答辯で満足を得

たが近衛首相の率直の答辯で満足を得

たが近衛首相の率直の答辯で満足を得

たが近衛首相の率直の答辯で満足を得

たが近衛首相の率直の答辯で満足を得

たが近衛首相の率直の答辯で満足を得

たが近衛首相の率直の答辯で満足を得

へられた、本法はその權限宏大無邊であるから將來の運用には慎重を期せられたい、國民の權利義務を斯る法律によつて拘束することは外國はともかく我國の國情に反すると考へる、この點も充分戒心せられたい、希望條項の趣旨を尊重して慎重運用に當られんことを希望する

次いで政友會を代表して大口喜六氏(政) 委員長の報告に賛成する、現下内外の情勢に鑑み本法の必要は何人も之を認識するところである、然し憲法上より見ると事實に重大な問題を含んでゐる、本案はあまりに勅令委任の事項が多過ぎる、運用に於て一步を誤らんか國家を害すること甚大である、後世に憂を遺さぬやう政府は戒心せられたい

井阪豐光氏(第一) 本案は一部に云はれてゐるが如き憲法違反ではない、又勅令命令が多過ぎるといふが何れも憲法の條項によつて明示されてゐるところで、徒らに白紙委任といふが如き非難は當らぬ

と政府の提灯を持ち最後に第一議員俱樂部の附帶條項を説明して賛成演説を終る西尾末廣氏(社大) 世界資本主義の害悪は國際的にも國內にも瀰漫してゐるかくて近衛首相が世界は有てる國と有たざる國とに分れてゐると云はれたのは至言である、白色人種に世界が支配されてゐる現狀並に東洋が白人に侵害されてゐる現狀を鑑み東洋を白人の支配から解放し我國を發展せしめるためには本法は絕對必要である、我國は今現實に支那を相手として戦争してゐる

るのである、中歐の天地は獨逸合邦を中心として動亂の原野にある、米國は總動員法が下院を通過してゐる現狀ではないか、世界は今や國防力擴充のため躍起となつてゐる、我國も之に應じなければならぬ、國家總動員のために軍事動員のみでは足りぬ、物的並に心的資源動員の計畫を廣汎に樹立せねばならぬ、總動員法は我が國情に反すると云ふが如きは勞動立法が家族制度を破壊するといふ資本家の立論と同様である、國民の美風を名とし、國家を名としてその裏に私利私慾を肥さんとする意圖を隠すものならば言語同斷である、本法が委任命令に俟つことの多きが止むを得ないならば政府は宜しくその運用に慎重を期し、苟も權力を濫用するが如きことあつてはならぬ

とて社大の希望條項五ヶ條を説明して後「我國未曾有の變革をなさんと」と五ヶ條の御誓文の勅語の肩頭に仰せられて居るのであります、誠に然り今日に於ても我國は未曾有の變革をなさんとしてゐる時であります、さうして御誓文のうちには「舊來の陋習を破り天地の公道に基くべし」斯う云ふ御趣旨を謳はれてゐるのであります此の精神を近衛首相はしつかりと把握致されましてもつと大膽率直に日本の進むべき道は之であるともソソリニの如くヒトラーの如く或はスターリンの如く大膽に日本の進むべき道を進むべきであると思ふのであります、即ち今日におきましては今日我國の求めてゐるものは確信に満ちた政治の指導者でありますと云ふや政民兩黨初めイキリ立ち「不敬

なことを云ふナ」と騒ぎ立て取消を迫つて議場怒ら騒然、小山謙長、西尾氏の發言につき後刻速記録を調べて適當の處置をとの旨を述べ嘆きは先づ鎮まり、西尾氏討論を終へ代つて今井新造氏(第二) 本案の運用に當り官儀獨善の危險あるは等しく認めざる處であるが近衛首相はこの點につき率直な答辯をされた、然し首相の答辯のみを以てしては遽かに信を置き得ない、先づ此の點から改革に着手されたい、議員の中には本案は大權干犯だとか憲法違反だとか述べ本案の撤回を主張し乍ら今に至つて全員一致賛成するとは眞に喜ばしいが如何に今日の議員の言説が無節操であるかの證明である

議場騒然たる裡に代つて三田村武夫氏(東方)登壇したが此間政友會側から西尾氏並に今井氏の言説を不穩なりとして緊急動議の提出を民政黨に求めるが民政黨自重して動かす、この所小會派に完全に引かずられた形である、三田村氏構はず論旨を進める

東亞の大陸に軍隊を送り骨肉を以て支那と戦つてゐる國內の改革急なること今日より甚しきはない、政府は本法の通過を期として庶政刷新のため邁進すべきである、東洋より英、ソの勢力を驅逐すべし

これにて討論を全部終了、全會一致本案は可決確定となる、この時西尾末廣氏發言を求めて登壇、議場騒然たる裡に賛成演説中の不穩な箇所を取消したが、小山謙長、西尾君は只今演説中の言葉について取消をされたがその發言によつて議場を騒然たらしめ又演説中には相

當重大な意味を含んだ點があると認めると同君を懲罰委員會に付する旨を宣し午後九時十八分散會

日七十
飼料配給法案等可決

十七日は午後一時卅分開會、日程を變更して午前中委員會の審議を終つた政府提出

護國共同組合法案(篠原義政君外四名提出)
増稅法案可決
十九日は午後二時十分開會、頭日程を變更し増稅關係法案たる政府提出

日九十

支那事變特別稅法案
相續稅法中改正法律案
臨時租稅增徴法中改正法律案
所得稅法中改正法律案
登錄稅法中改正法律案
酒造稅法中改正法律案
酒糟及酒精含有飲料稅法中改正法律案

- 一 昭和九年法律第七號中改正法律案(滿洲事件に關する一時賜金として交付する公債發行に關する件)
- 一 印刷局置運轉資本補足に關する法律案
- 一 昭和九年法律第七號中改正法律案(滿洲事件に關する一時賜金として交付する公債發行に關する件)
- 一 兩案を一括上程賀屋巖相提案理由説明の後臨時通貨法案委員會に併託、次いで一 裁判所構成法改正法律案(野田文一郎君外廿六名提出)
- 一 檢察廳法案(同上)
- 一 一括上程提出者野田文一郎氏(民)提案を一括上程提出者野田文一郎氏(民)提案の趣旨辯明を行つた後二時廿一分一旦休憩、午後三時五十七分再開、休憩中委員會の審議を終了せる政府提出
- 一 航空機製造事業法案
- 一 上程岡崎委員より報告あり原案可決確定次いで同じく政府提出
- 一 兵役の義務なかりし者にして支那事變に於て陸軍部隊に編入せられたるもの、身分取扱に關する法律案
- 一 本修正案が兩院を通過した場合は政府に於て之を實施する意向である」との意志表示をなした旨の報告を行ひ第二讀會に入り討論のため
- 一 岡本實太郎氏(民) 時局極めて重大の際戰費支辨のため國民が此の程度の租稅を負擔する事は當然の義務である、然し増稅を行ふには負擔はあくまで公平
- 一 麥酒稅法中改正法律案
- 一 大正九年法律第十二號中改正法律案(所得稅法の施行に關する件)
- 一 臨時利得稅法中改正法律案
- 一 臨時租稅增徴法案
- 一 日滿國稅徵收事務共同法案
- 一 本邦内に於て募集したる外國債の待遇に關する法律案

當重大な意味を含んだ點があると認めると同君を懲罰委員會に付する旨を宣し午後九時十八分散會

である事が必要である、此の點原案は金融資本の擁護に急なるの餘り産業資本との均衡を失する惧があつたので之を是正した、金額は大ではないが好影響あるものと信ずる

として共同修正案の大綱を逐條的に説明し物價騰貴の抑制、貿易振興、税制根本改革の急務をとき最後に

社大黨提出追加修正案は公衆課税を回避する意圖を盛つたもので趣旨に於ては賛成であるが今日の重大時局に於ては大衆も亦國費の一部を分擔すべきであると信ずるをもつて賛成致しかねると述べ委員長報告に賛成社大黨修正案に反對降壇次に

岡田忠彦氏(政) 現下の重大時期に直面して政府のなすところは因循姑息であつて特に財政經濟政策に於てその弊が甚だしい、政府が屢次に亘つて試みた増税は國民生活に不安を興へてゐる、只時局は餘りにも重大であつて政府の増税案を悉く擯り去らんか中外に及ぼす所の影響甚大なるに鑑み、暫く政府のなすところを監視することとして之を通過せしめる事としその忍ぶべからざるものに對しては斷乎として修正を加へた

として賀屋財政を痛烈に爆撃、積極的進取主義を強調して修正案賛成を表明、次に玉野知義氏(第一) 原案にも修正案にも種々意見はあるが寸時も早く之を通過せしめる目的をもつて不満足ながら修正案に賛成する

片山哲氏(社大) 大體委員長報告に賛成であるが只一點所得税免稅點の引下げに反對し之が或人缺陥補填のため所得

税最高率制限撤廢を主張し修正案を提出する

として修正案提出の趣旨辯明をかねて増税案と物價問題との關係について論じ

戰時増税に際しては之が悪影響を抑制し國民生活を脅さぬ様に諸方策を併せ考へる事が絶対に必要である、政府は此の善後對策に深い考慮を拂はず戰時増税に走つた事は遺憾至極である

馬場元治氏(東方) 金融資本と産業資本との不均衡については金融資本に重得する事に依て是正すべきである、第三種所得税の免稅點引下には反對であると述べ之にて討論を打切り第二讀會の採擇に入り、先づ支那事變特別稅法案を採擇先づ社大黨の修正は少數をもつて破れ委員長報告通り全會一致可決、相續稅法其他十一案も異議なく可決、第三讀會に入り十三案とも可決確定、三億餘圓に及ぶ増税案はこゝに衆議院を通過した、次いで政府提出

一 北支那開發株式會社法案
一 中支那振興株式會社法案

を上程吉野商相提案理由説明に對し松村謙三氏(民)登壇 會期切迫の今日取急いで兩會社法案を提出するのは對支戰後經營に對する政府の無方針を表明するものではないか、政府は支那の經濟北支開發を行ふ政治的機關を如何に組織する積りであるか現地特務機關と此の中央機關との關係はどうなるか、對支關係は全面的な國民意志の疎通にあり此のためには經濟のみならず文化の提携は第一義的重要性を有する國力の凡てを統合して對支經營に向ふの責任のある機關を創設すべきではないか

として政府の對策は氣魄と經綸とを缺く姑息手段に墜してゐる事を痛嘆し對支根本的國策の樹立は近衛首相に課された使命である、政府はこの一大勇猛心を有するや否や

山島陸相 陸軍は目下作戰並に治安の維持に従事して居ります、之と支那の經濟開發とは不可分の關係にありますが差し當り之に對し軍が指導に任じてゐる次第であります、然し之は現地の事情に基く應急の處置でありまして將來作戰が完了し治安が維持される様になることを考へてゐる次第であります、差當りの考へとしてましては今後軍が指導に當るに際して現地にある内務、大藏、商工等關係機關と連絡して經濟上の處置に遺憾なきを期したいと考へてゐると答へ松村氏陸相の答辯に満足する旨を述べたに

高橋圓三郎氏(政) 近代戰爭は勢ひ一大消耗戰となるから戰果を完全に利用するのでなければ國力の回復戰力の擴充は期し得られない、今回の事變の唯一の戰果は只今議題となつてゐる支那の經濟開發にかゝつてゐるのである、政府は此の點に關し如何なる信念を有するのかが蒙羅自治政府の版圖と臨時政府治下の關係はどうなるのか日本法人として設立される特殊會社は將來支那人として設立されるべき子會社を如何にして統督して行くか、第三條の政府出資は逆産全部をもつてあるのであるか逆産に對して投資されてゐる外國資本の處置をどうする積りか

吉野商相 本會社經營については國民總動員の精神をもつて臨みたい、開發の根本指針としては資本の自由なる活躍を原則とし日滿支を一體とする計畫を必要とするものゝみを例外としてゐる蒙羅の地域は北支へ入る種々の不便について是正の方途を考へてゐる、子會社は支那法人であるが資本的、人的に監督の方法があるものと考へてゐる、外國の權益は尙くまで尊重萬一子會社と外國會社が接觸する場合には業者の間で圓滿に解決をつけたい

田村秀吉氏(民) 國際環境の變轉、蔣政權打倒につき政府は現に如何なる工作を行ひつゝあるか、中央の金融機關はどうする積りであるか、北支中支を含めて圓アロツクを作る場合中支等に於いて強固なる爲替管理を實行し得るか更に治安維持、文化工作、對支中央機關問題について質して降壇之に對し

廣田文相 最近では支那の實狀が歐米第三國に悉知されるに至り武器の供給等も遲延してゐる模様であつて我國としてはあらゆる手段に依り支那を再び起つ能はざらしめる様努力してゐる、新法幣の出現の如きも相當顯著な効果をあげてゐる對支文化事業については國民的機關を創設して對支文化事業に當る事にしたい

吉野商相經濟開發の根本方針につき前答辯を繰返し次に
山島陸相 經濟開發については商工大臣の答辯の通り國内産業公共産業の以外は自由企業に委ねたい

賀屋藏相 幣制の確立、爲替管理については目下準備中であつて將來は日滿に於ける如く緊密な圓アロツク形式に進みたいと考へてゐる

伊豆富人氏(第一) 支那開發の成果は國民全體就中今次事變の殉國の志士の享けるのが當然なりと考へるが如何、對支中央機關運督の方針並に東亞省新設に對する政府の所見如何、交通、通信事業のためには別個の有力機關を創設した方が適當ではないか

吉野商相 新會社の株は國策會社たるの使命に鑑みなるべく廣く國民に持つて貰ふ積りであるが戰病死者の遺家族に給付する考はない、交通、通信事業は別個のものとせぬ方がよいと思ふ

山崎敏二氏(政) 支那開發に依り資本家の利益斷絶を防ぐため如何なる方法を考へてゐるか、北支中支と分割されてゐるが戰局收拾にはどちらの政權を相手とするのか、支那の治安維持をどうするか、今次事變の出征者遺家族が支那開發事業に對し優先的に就職し得る途を開く考はないか、特殊會社の株を廣く一般國民に持たしめるため如何なる方法を考へてゐるか

吉野商相 産業開發については一部國民が利得する如きことがない様努力する就職については優先的に考慮したい、中央政權は近く出来る事を考へてゐるが、北支政權が中央政權として發展しつゝある事に變りはない、大使を置く場合にも何れの地方におくかは何とも申上げかねる

吉野商相 産業開發については一部國民が利得する如きことがない様努力する就職については優先的に考慮したい、中央政權は近く出来る事を考へてゐるが、北支政權が中央政權として發展しつゝある事に變りはない、大使を置く場合にも何れの地方におくかは何とも申上げかねる

杉山陸相 目下のところは作戦中であるから軍自身は治安維持に當つてゐるが

愈よ作戦が終了して支那政權が確立すれば警察又は保安隊をもつて之に當らしめる事になる筈であつて斯くして治安維持の能力を強化するに努めなければならぬと考へる、然し治安の責を全部支那側に任せてしまつてよいか否か

今日より豫測する事は出来ないこれにて質疑を了し委員付託次に

一 兌換銀行券の保證發行限度の臨時擴張に關する法律案(政府提出)

を上程太田大藏政務次官より提出理由の説明あつて委員付託次に日程を變更して政府提出

一 硫酸アンモニア増産及配給統制法案を緊急上程寺田委員長より報告あり委員長報告通り可決確定次いで

一 臨時農村負債處理法案(政府提出)を緊急上程村上委員長より報告し原案通り可決確定同七時十分散會

豫算總會

第二次追加豫算上議

十八日午後一時五十分開會

一 昭和十三年度歳入歳出總豫算追加案(第二號)

一 豫算外國庫の負擔となるべき契約をなすを要する件(追第二號)

を議題とし賀屋藏相より提案理由説明の後質疑に入り

矢野庄太郎氏(民) 石油消費節約のための事務費として二百十九萬圓計上してあるが斯様な事務費を必要とするか

末次内相 石油消費節約のための事務費として是非とも必要なものである

矢野氏 末次内相に對し質問を繰返すが答辯なくその間川崎克氏(民)議事進行につき發言「政府は追加豫算の内容検討の質問に對し甚だ曖昧な答辯のみであるが之では審議が進められない、委員長を通じて嚴重警告されたい」旨を述べ

矢野氏 内務省所管追加案中に物價調整費なる費目があるが物價調整に關するものを内務省で行ふ理由如何

之に對して熊谷内務省會計課長より消費節約の實行のために地方廳その他に必要なる人件費その他を含む旨を答へ、矢野氏轉じて地方財政補助給金増額につきその配分方法を質し

末次内相 特に財政貧弱なる地方團體及び事變に伴ひ支出の多い市町村に對して考慮を拂ふ積りである

更に貿易統計事務改善費、貯蓄獎勵費、郵便局公債保管料、陸海軍氣象觀測施設費、重要物資整理費、中小工業振興費、支那航路補助費、農山漁村應急施設費等各經費の内容について質疑あり

矢野氏 刑務所収入一千萬圓は何故本豫算編成の際見積らなかつたか

賀屋藏相 大部分軍事費の關係に伴ふために見積りが遅れたのである

矢野氏 爲替銀行に於ける爲替手数料は最近引上げられてゐるが政府は之を制限する考はないか

中村爲替局長 目下考慮中である

西岡竹次郎氏(政) 帝國政府は速かに北支新政權を承認する必要ありと考へるが如何

廣田外相 帝國政府としてはその育成に努力し一日も速かに承認する時期の來ることを希望するが今日はまだ尙早であると思ふ

西岡氏 九ヶ國條約は速かに廢棄する要ありと思ふが如何

廣田外相 九ヶ國條約が既に有名無實なることは過去に於て條約中の多くの部分が實行せられず今日に至つた事實に照して明かである、然し將政權を認めないと思ふことと支那に對して領土的野心を有しないと思ふこととは無關係であつて日支兩國の永遠の關係を考へるものであるから將政權を認めないのは九ヶ國條約廢棄の結果ではない、九ヶ國條約の廢棄は事實より云へば當然の事である上手續は我方の便宜により適當の時期にその事態が生ずることと思ふ

西岡氏 國際司法裁判所脱退の考はないか

外相 現状維持で差支へないと思ふ

西岡氏 事變の賠償金については如何なる内容を考へてゐるか

廣田外相 支那側との交渉の結果を待つて決すべき問題で今日口にするべきことでない

西岡氏 支那側が停戰協定を無視して停戰地域内にトーチカを築いた事が多數の戦死者を出した結果となつたものと論じ之が責任について外相の所見を問ひ

廣田外相 我方としては支那側に絶えず反省を促して來たのであるが支那側の無反省によつてあの結果を招いたもので責任は全部支那側にあると思ふ、我方としては直接支那に對してのみならず諸外國を通じても絶えず警告して來たのである、外交手段としては出来るだけの努力をして來た

西岡氏 支那側が我が外交手段に應じなかつたのなら何故これを阻止する他の方法を採らなかつたか

廣田外相 日本は支那との關係に於て出来る限り平和的手段をもつて隠忍自重して來たが遂に止むに止まらず今日の事態を招いたのである

西岡氏 外外交上の責任を追及、次いで土屋清三郎氏(民)官吏制度改正について技術家尊重、人材登用、兵役免除者の公務奉仕豫備軍人の文官採用等を一考すべしと論じて法科萬能主義を排撃し政府の所信を問ひ、末次内相「善慮したい」と述べ土屋氏更に破産者に對して公民權を賦與すべしと希望を述べて後

土屋氏 國有地を解放して肺結核患者の療養に當てる考はないか、又簡易保險運用資金を結核患者療養施設に振り向けては如何

木戸厚相 結核患者療養施設については十分努力してゐるが簡易保險の資金を之に振り向けることは難しい

賀屋藏相 國有地の解放は厚生省に於て研究の上必要とあれば十分考慮する

土屋氏は健康保險組合に關聯し醫師の秘密漏洩問題につき木戸厚相に質問の後稻田直道氏(政) 我が國の人口は毎年百萬人程度の増加を示しその大部分は農村人口の増加であるが、之に對する捌け口は如何

大谷拓相 昭和十二年度を初年度として滿洲に廿ヶ年に亘つて百萬戸五百萬人

を移住せしめる豫定でそのうち第一期の五ヶ年間に十萬戸を移住せしめる、又他に本年度には青少年三萬人の移民をはかりつゝあり滿洲のみでなく南洋方面には引續き移民する方針である

稻田氏 農民中には食物もなく食ふや食位は交付金で廣義國防の萬全を期し得ると思ふか

杉山陸相 國を擧げて重大時期の秋である、忍ぶる處は忍んで欲しい

末次内相 十分とは考へぬが時局がらまづ満足しなければならぬ

稻田氏 近時農村青年の體位は漸次低下して來てゐる厚生省の對策如何

木戸厚相 農村青年の疾病に對してもまた積極的體位向上策についても十分研究の上對策を樹てゐる

稻田氏 次いで地方交付金の増額について賀屋藏相に又肥料問題土地制度等に關し有馬蔵相に質し最後に交付金の増額を要望して午後六時五分散會

第二次追加豫算藏相説明
今回提出致しました昭和十三年度歳入歳出總豫算追加第二號は歳入歳出共に一億七千百萬餘圓、歳入は經常部千五百六十餘萬圓、臨時部一億五千五百卅餘萬圓、其の内譯は普通歳入に於て印紙収入の増加廿餘萬圓、森林収入の増加四百九十餘萬圓、印刷局益金の増加卅餘萬圓、刑務所収入の増加千餘萬圓、雜収入の増加百五十餘萬圓、合計千七百七十餘萬圓であり公債金の於て道路改良費の財源に充つべき公債金の増加百廿餘萬圓、歳入補填の財源に充つべき公債金の増加一億五千二百五十餘萬圓、合計一億五千三百八十餘

萬圓、次に歳出豫算、經常部五千五百十餘萬圓、臨時部一億千五百八十餘萬圓で其の主要なる經費は支那事件に關する經費千三百七十餘萬圓、地方財政援助に要する經費の増加三千萬圓、石油消費規正實施に要する經費二百廿餘萬圓、物價調整及貯蓄獎勵に要する經費百卅餘萬圓、氣象觀測施設の整備擴充に關する經費四百餘萬圓、刑務所軍需作業施行等に關する經費の増加六百九十餘萬圓、バルブ資材の増産並に造船等に要する經費六百餘萬圓、災害其他施設費の増加四百餘萬圓、農山漁村應急施設に關する經費三百四十餘萬圓、中小工業の戰時工業轉換等に要する經費百六十餘萬圓、支那事變に伴ふ年金の増加二百卅餘萬圓、恩給の増加四百五十餘萬圓、航空に關する經費の増加二百卅餘萬圓、青年移民に關する經費五百五十餘萬圓、第二豫備金の増加二千萬圓等であります、右の内支那事件に關する經費は支那事件に關し居留民救護費、被害調査費、電信料其の他外交上所要の經費を外務省所管に計上すること、致しましたのであります、地方財政援助に要する經費の増加は支那事變特別税法臨時租稅措置法に因る地方稅の減收、土地賃賃價格改訂の地租附加稅收入額に及ぼす影響並に今回の事變に關聯して資力薄弱なる地方團體中特に多額の費用を必要としたものがあります事情等を考慮の上増額致したものであります、氣象觀測施設の整備擴充に關する經費は時局に鑑み内地外地を通じ氣象觀測施設を一層整備擴充する必要がありますので之に要する經費を陸海軍兩省、文部省及逋信省所管に計上致したのであります、バルブ資材

の増産並に造船等に要する經費は本邦所要バルブの自給計畫に基き北海道及府縣の國有林並に民有林に於て必要なる資材を増産する爲に要する經費及伐採跡地の造林並に資源の増産を爲る爲に必要な造林等に要するものであります内務省及農林省所管に計上致してあります、災害其他施設費の増加は中國地方其他各地に於ける昭和十二年の災害に因る耕地林地に關する復舊等の施設に要する經費であります、農山漁村應急施設に關する經費は今回の事變に伴ひ銃後農山漁村の實情に鑑み勞力補給其他農山漁家の生活安定を資する各種の施設を擴充實施する等に要するものであります、恩給の増加は恩給法中扶助料、増加恩給及傷病年金等に關する許定の改正施行並に支那事變に伴ふ恩給受給者の増加等の爲に要するものであります、第二豫備金の増加は現下の時局に於て貿易の發展は最も緊要なるに鑑み今後の事態に即應して速かに之に善處し得る施設を講じ得る様致して置く必要がありますので之等の爲二千萬圓を増額致した次第であります、尚以上の外通商應急對策に要する經費、物資需給調整に要する經費、確安供給確保に關する經費、農産物其他販賣施設統制施設に關する經費、應召中小商業者營業保護に關する經費其の他青年學校教育義務制、農業保險及電力管理の各實施準備に關する經費等現下時局に關し必要な經費を計上致してあります、次に豫算外國庫の負擔となるべき契約に關する件第二號の中主なるものは造船資金貸付補給及損失補償の擴張、開墾助成金の増加及航空輸送補助等に關するものであります

十九日

十九日は午前十時卅分開會、原夫次郎(民)石油の消費統制、物價對策、物資需給調整局等の經費の内容について質したる後商會の組織に關して説明を求め

吉野商相 各府縣に物價監視委員會とも稱すべきものを設置するのであるが之は府縣廳の官吏の外にその管下の經濟方面の團體及び消費者方面の代表者を加へる積りである、その委員會に於ては物價に關して不都合のない話をするのであるが、例へば地方で或種の物資が足りない場合はその消費を節約するとか、又代用品の使用を奨励するとか或は物資を高く賣るものに対しては注意を與へるとか種々商工省で目の届かない方面の對策を講ずるのである

原氏次いで石油消費規正諸費の内容について説明を求め

熊谷内務省會計課長 府縣に石油消費規正委員會を設けて自動車工場、圓タク業者等の代表及この方面の權威者が集り各府縣に於ける石油需給量を定めて之により商工省が各地方別の割當額を決めやうとするもので之に伴ふ人員費の増加を計上したものである

西岡氏 首相は非常時に堪え得るだけの内閣に改造する考へはないか

近衛首相 現内閣は事變に直面して責任の重大なることを痛感する、益々全力を擧げて努力する考へであるが内閣改造については毫もその考へを有つてゐない

濱田氏 國民の中には戰爭が膠着状態にあると考へてゐるものがある、外交の點に於ても同様の感じを抱せられる

查につき遺憾なきやうされたい

内相 神都の計畫は調査會に於て鋭意努力してゐるから十四年度の豫算には計上するやうにしたい、内務省としては宮城を遙拜すると同時に伊勢神宮の遙拜も自ら包含するものと解してゐる、何處でその順序の點を問題にしたかについては調べることにする、神武天皇の聖跡調査については御趣旨に添ふやうにしたい

文相 神都計畫については内務省と聯絡して努力する、文部省としても宮城を遙拜すれば全體の遙拜を含むことは勿論結構である、聖跡調査については委員會に於ても遺憾なきやうにしたいと答へ正午休憩、午後一時四十五分再開

矢野氏 政府は國家總動員法案が成立したる場合十三年度に於て委任勅令を發動する考へであるか

近衛首相 十三年度中に成る可く早く勅令を公布して施行したい考へである

西岡氏 貴業兩院制度改革の促進につき首相の所見を求め

近衛首相 調査會の意見を聽いた上でないとお答へ出来ない

西岡氏 首相は非常時に堪え得るだけの内閣に改造する考へはないか

近衛首相 現内閣は事變に直面して責任の重大なることを痛感する、益々全力を擧げて努力する考へであるが内閣改造については毫もその考へを有つてゐない

濱田氏 國民の中には戰爭が膠着状態にあると考へてゐるものがある、外交の點に於ても同様の感じを抱せられる

のであるがこれは現内閣の考へ方に不徹底があるからではないかと思ふ、新政權育成の上からも遺憾である、現内閣は果して對支關係に於て戰略、政略とが一致してゐると云ひ得るか、腹藏ない所見を述べられたい

近衛首相 抗日政權を軍事上は固より凡ゆる手段で潰滅せしめることは一月十六日の聲明に於て明かにした處で、この方針は今日も毫も變らない、然し同じ事をしてそこには自ら緩急があり今日外見上軍事行動が停頓してゐる感があつても凡ゆる手段を以て將政權を潰滅せしめる方針には毫も變りない、戰略と政略が完全に一致しなければならぬことは當然で今日は既に大本營が設けられてこの點遺憾なきを期してゐる、南京攻略後廣東、漢口等を攻略すると云ふやうな事は外交上にも財政上にも關係する問題であるから軍との聯絡のために聯絡會議を設けてゐる、對支中央機關の設置についても北支、中支開發會社の監督をするがその他對支外交の統一機關を如何にするかは充分考究したい

廣田外相 今日長期戰に對應するために我が勢力の及ぶ方面を固めて治安を維持し、經濟の開發に努力せねばならぬので經濟開發會社法の成立を期待してゐる、又如何なる地點に於て軍が作戰を起すとも後方の點については心配はないと信じてゐる、外交上の點についても諸外國は漸次認識を深め日本の決意を諒解して來てゐるから我國の外交上の立場も以前より相當變つて來るものと思ふ、今日外見上のみから見て

判議することは適當でない、日本としては相當懸忍自重してかゝらねばならぬと思ふ

野中徹也氏(第一)ダバオに於ける邦人移民の問題について外相の所見を求め

廣田外相 外務省としては同問題の成行に深甚なる注意を拂ひ進むべき方向について對案をもつてゐるが先方も決して亂暴な措置に出ることはないと思ふ

小林氏 北支、中支開發會社を總理大臣の管轄下に置く理由如何、又將來は外地の會社を統一して監督する考へなきや

廣田外相 北支、中支開發會社については事業が日本の經濟と密接な關係にある事業が著しく大規模なるため總理大臣の管轄に置くことゝ外地會社中外務省で監督して來たものは特殊の條約に基くものゝ外には例はない、その監督統一については政府としても相當に考慮してゐる

小林氏 思想取締方針につき質し警察官の待遇改善について論じ地方財政補助金の増産及恒久化を要望

末次内相 地方財政補助金の増額及恒久化は中央、地方を通する行政整理と併せて考究する必要がある

小林氏 對支文化工作に關する文相の所見如何

木戸文相 出先とも種々聯絡をとり將來教科書編纂の衝に當る人を現地に派遣し調査せしめて之を基礎に對策を樹てる、又北支に於ける大學等の經營も考慮する方針である

松田喜三郎氏(民) 事變下に於ける工業教育の方針如何

木戸文相 十二年度に於て既に工業學校及高工などに臨時技術員養成機關を設置し需要に應ずる方針である、又十三年度にも追加豫算でこの案の擴張をはかる方針を樹てゐる

星島二郎氏(政) 新聞紙用パルプの統制に關する内相の所見如何、又新聞紙法全體につき改正する意向なきや

末次内相 パルプの節約を要することに於ては新聞紙を制限出来れば結構だが只今之を強制的にやる考はもつてゐない、自發的に紙数を制限するのが一番よいと思ふ、新聞紙法の改正は現に研究してゐる、保證金の増加も必要と思ふ、新聞記者の資格の點も考へるべき事である、檢閲を嚴重にすることは何分量が多いので苦勞が多いがやらなければならぬ、要するに新聞紙法の改正は必要だが國運の進展と各社の自由を阻害しない様にして改正したい

星島氏 北中支開發會社と國策海運會社の關係如何

田島通信政務次官 對支海運の擴大強化をはかるために通信省でも考慮調査中であるが對支海運及揚子江方面の水運については海運會社に於て専ら行ふ方針で北中支開發會社の範圍外である

瀧企畫院總裁 北支中支兩開發會社では一般交通運輸を行ふことゝなつてゐるから海上運輸のことも取扱ふ建前となつてゐる

中井一夫氏(政) 然らば北支中支の兩會社と海運國策會社の三社共に海上運輸のことを司ることゝなる企畫院、通信省との間に打合せが足らなかつたのではないか

田島通信政務次官 心配の無いやうにする方針である

中井氏 司法制度調査會の組織如何

野中徹也氏(第一) 古くは我が國國防上の重要な位置にあるか

田島通信政務次官 心配の無いやうにする方針である

中井氏 司法制度調査會の組織如何

野中徹也氏(第一) 古くは我が國國防上の重要な位置にあるか

中井氏 司法制度調査會の組織如何

野中徹也氏(第一) 古くは我が國國防上の重要な位置にあるか

中井氏 司法制度調査會の組織如何

野中徹也氏(第一) 古くは我が國國防上の重要な位置にあるか

中井氏 司法制度調査會の組織如何

野中徹也氏(第一) 古くは我が國國防上の重要な位置にあるか

ある

次いで米窪滿亮氏(社大) 地方財政補助金の配分方法について質し更に支那航路補助費、支那海運調査費、日支海運國策會社の計畫内容につき質し、次いで國際労働會議に對する政府の方針を質し、木戸厚相より答辯あり

米窪氏 廣田外相の外交方針は從來協和外交と云はれてゐるが今日もその通りか

廣田外相 外交精神はその通りである

次いで鈴木文治氏(社大) より米邦人第二世の教育方針について希望意見を述べ更に椎尾辨匡氏(第二)より大學に於ける綜合的研究の必要、熱田神宮尊崇の徹底學生服のステイプル・ファイバー混織等について質し

木戸文相 大學の綜合的研究については今後徹底させたい、熱田神宮については高等小學校教科書にも記載してありその尊崇に十分留意してゐる、學生服の混織についても徹底的に努力するこれにて第二號追加豫算に對する質疑を終了し續いて賀屋藏相より

一 (追第三號昭和十三年度歳入歳出總豫算追加案

一 (特第二號昭和十三年度各特別會計歳入歳出豫算追加案

一 豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すを要する件

第三次追加豫算藏相説明

上致しました金額は經常部八十餘萬圓、臨時部八十八百餘萬圓でありまして其の内譯は普通歳入に於て職業紹介所國營に伴ふ地方負擔金百卅餘萬圓、治水事業費分擔金の増加十餘萬圓、輸出補償収入の増加五十餘萬圓、其の他十餘萬圓、合計二百十餘萬圓、公債金に於て歳入補填の財源に充つべき公債金の増加八千七百餘圓であります、右の内職業紹介所國營に伴ふ地方負擔金は今回職業紹介所國營に致しますに就ては本事業の性質上國營と致しますに就ては本事業の性質上地方公共團體にも經費の一部を負擔せしむることゝ致したに伴ふものであります

次いで歳出豫算に計上致しました金額は經常部二百五十餘萬圓、臨時部八千六百七十餘萬圓でありまして其の主要なる經費は國營職業紹介所開設に要する經費三百九十餘萬圓、災害土木費補助の増加四百四十餘萬圓、北支那開發株式會社に關する經費二千五百十餘萬圓、中支那振興株式會社設立に關する經費千卅餘萬圓、貿易振興施設に要する經費三百廿餘萬圓、臨時物資調整局設置に要する經費四十餘萬圓、大型優秀船建造助成に要する經費百四十餘萬圓、傷痍軍人保護に要する經費三千五百卅餘萬圓、軍事接護相談所設置に要する經費百十餘萬圓等でありまして右の内國營職業紹介所開設に要する經費は時局に鑑み勞務の適切なる配置を期する爲職業紹介法を改正し職業紹介所を國營となすと共に事業の増大に應ずる施設を整ふるに要するものであります、北支那開發株式會社及中支那振興株式會社の設立に關する經費は會社の設立準備費及政府出資財産評價委員會諸費並に政府出資の拂込に要するものであります、臨時

物資調整局設置に要する經費は國防資材の供給を確保すると共に重要物資の需給の調節を圖り國民經濟の圓滑なる運轉を期せんが爲め商工省所管に於て重要物資の需給調整に關する實施計畫を立案し之に基き關係業者等の指導をなさしむる等に要するものであります、傷損軍人保護に要する經費は傷損を受け又は疾病に罹りたる軍人の保護施設の實施に當る爲め厚生省の外局として傷兵保護院を設置すると共に各種の保護事業を擴充整備するに要するものであります、軍人援護相談所設置等に要する經費は軍人軍屬の遺家族に關する萬般の相談指導をなす爲め軍事援護相談所の設置の助成等に要するものであります、次に昭和十三年度各特別會計歳入歳出豫算追加特第二號は對支文化事業、造幣局、印刷局、大藏省預金部、國債整理基金、公債金、金資金、關東局、帝國大學、學校及圖書館、通信事業、朝鮮總督府、臺灣總督府、樺太廳及南洋廳の各特別會計に關するものであります、又豫算外國庫の負擔となるべき契約に關する件追第三號の中主なるものは在支一般居留民業務復興資金貸付補給及損失補償、在支邦人企業復興資金融通損失補償、大型優秀船建造助成金並に支那事變關係海運業損害復舊資金貸付補給及損失補償に關するもの等であり、以上は只今議題に供せられました豫算案に關する大體の説明であります

委員會

國家總動員法案委員會

▲主要質疑

- 【一】憲法第二章との關係、學問の自由、軍機軍令問題、聯隊區と行政區の統一、戦時の意味
- 【二】日産滿洲進出問題、軍機軍令問題、樞府回避問題、總動員法運用機關
- 【三】戦時の意味、政民共同附帶決議、國家總動員審議會要綱

【三】十一月午前十時廿四分開會

泉國三郎氏(政友) 最近憲法改正の聲が高いが政府は之が改正の意志ありや
鹽野法相 左様なことは考へてゐない
泉氏 假令憲法を改正せずとも結果に於て改正と同様なことになる様なことはないか、その適例が本法ではあるまいか

と法が制定者の善意を無視して活動する所以のべて
泉氏 憲法第二章に規定された帝國臣民の權利義務を停止するが如き法律の實際効力を勅令の發動に俟つが如きは憲法違反ではないか
鹽野法相 法の規定する範圍内での勅令委任であるから左様には考へない
泉氏 本法案の條項に違反した場合の罰則規定を缺いてゐる部分があるが如何
青木政府委員 刑法その他の法規で罰すればよい

泉氏 總動員法と言ふ以上本法中に挿入しないのは變則であると考へる
次で更に法相と押し問答を重ねた後外交問題に轉じ
軍事行動に依つて將政權を伴ふと同時に外交交渉を一步前進せしめて行かねばならぬが我が外務省は事變前後に於て少しも動きをなしてゐない、外相の所見如何
廣田外相 我國の外交方針は屢々申上げたる通り世界平和の基礎に立つて國交の維持、調整、親善關係を促進する條に努めてゐる、而して防共協定の精神に立脚して世界平和を攪亂す共產思想の絶滅を期してゐる、支那事變に對しても右の外交方針を堅持して進んで居り英米の事變に對する觀方も漸次改善されて來たと思つてゐる
次いで齋藤隆夫氏(民)法理論と憲法論を携けて本法各條章に亘り青木企畫院次長と一問一答を試みる
齋藤氏 憲法第二章と本法第四條との關係如何
青木次官 第四條は憲法第二章に直接該當せぬが敕令によつて居住及び移轉に關聯を持つ
齋藤氏 本法は大權干犯なりと認める、即ち憲法第二章及び第卅一條の大權事項によつてなし得るにも拘らずあへて本法を制定せんとした意圖が不明である
青木次官 首相以下關係僚が屢々説明した通り不測の戦時事變に際して十分準備をなし得るやう、又國民としての向ふべき所を示したものである、大權干犯とは思はぬ
齋藤氏 政府は今少し研究してこの委員會が終る迄に憲法と本法との關係につき充分の御答辯を得たい、本法案には「勅令の定むる所により」の法文のあるものとないものととの條文があり之では政府が都合次第によつて憲法に一切稱

はす本法をふりまはさんとするものと見られても仕方がない、現行軍需工業動員法の規定にない本法の條文如何
内田政府委員 軍需工業動員法にない規定は第五、六、七、十一、十二、十四、十七、十八、十九、廿の各條文である
齋藤氏 臨時措置法との關係如何
吉野商相 本法は臨時措置法の如く目的が一定してゐない點と平時産業から戦時産業にカーブをきる場合の重要な鍵を握つて居る所に制定の妙味があるかくて正午休憩、二時四十分再開、小川委員長より前日秘密會の内容が一部外部に漏洩した事を遺憾とする旨を述べ質疑に入り

眞鍋勝氏(民) 人物の總動員計畫は出來てゐるのか、文相の所見如何
木戸文相 我國の教育方針は教育勅語を遵奉し之に基て行つてゐるがやゝもすれば知識偏重に進み人格の點に缺くる處あるので教育審議會を設けて教育方針の再検討を行ひ將來の飛躍に備へるため努力してゐる
眞鍋氏更に獨逸に於けるナチスの教育政策を引例して
我國の大學に學問の自由なしと認めるが如何
木戸文相 我國は獨逸と國體が異つてゐるので學問の自由が政策によつて支配される様な事は過去も將來もない、併し學問の自由は國家の中に於て行はれるのであるから我國體に反する様な學問は許されない、従つて國體と相反せざる程度に於て學問の自由は許されてゐる

を求め、委員長を通じて政府の注意を促し次いで
猪野毛利榮氏(政友) 本法案がなければ日本は戦争に對して立ち行かないか
近衛首相 近來の戦争に鑑みて本法が是非共必要なのである
猪野毛氏 何故樞府の諮詢を奏請しなかつたか
近衛首相 從來の慣例として本法の如きは樞密院の諮詢を仰がない
猪野毛氏 かゝる大法案を先例によつて政府が勝手に取扱ふべきではない
近衛首相 樞密院を輕視して居ない、政府の全責任に於てやつて居る
眞鍋氏又本法案の準備不充分を買め次いで新黨問題につき首相の所信を質す
山崎常吉氏(第一) 議會が終了すれば首相はその職を辭すると傳へられるが如何
近衛首相 内外重大時局に際して大命を拜し微力を捧げ御奉公するの一心を持つて居る、又困難なる時局收拾に私は特に責任を感じて居る
川崎末五郎氏(民) 補償委員會を決議機關として審議會を諮問機關とした理由如何
青木次官 補償委員會は金額を決定するものであるが審議會は重要事項を審議するものであるから斯る委員會の先例に依つて諮問機關としたものである
宮脇長吉氏(政) 戦時は必ず本法を適用するか
杉山陸相 状況によつて適用する
宮脇氏 本法を將來應用するものなしとせず、よつて本法第一條を「國家總動員員は大本營を設置すべき戦時又は事變

西岡竹次郎氏(政友) 議事進行に關し發言

を求め、委員長を通じて政府の注意を促し次いで
猪野毛利榮氏(政友) 本法案がなければ日本は戦争に對して立ち行かないか
近衛首相 近來の戦争に鑑みて本法が是非共必要なのである
猪野毛氏 何故樞府の諮詢を奏請しなかつたか
近衛首相 從來の慣例として本法の如きは樞密院の諮詢を仰がない
猪野毛氏 かゝる大法案を先例によつて政府が勝手に取扱ふべきではない
近衛首相 樞密院を輕視して居ない、政府の全責任に於てやつて居る
眞鍋氏又本法案の準備不充分を買め次いで新黨問題につき首相の所信を質す
山崎常吉氏(第一) 議會が終了すれば首相はその職を辭すると傳へられるが如何
近衛首相 内外重大時局に際して大命を拜し微力を捧げ御奉公するの一心を持つて居る、又困難なる時局收拾に私は特に責任を感じて居る
川崎末五郎氏(民) 補償委員會を決議機關として審議會を諮問機關とした理由如何
青木次官 補償委員會は金額を決定するものであるが審議會は重要事項を審議するものであるから斯る委員會の先例に依つて諮問機關としたものである
宮脇長吉氏(政) 戦時は必ず本法を適用するか
杉山陸相 状況によつて適用する
宮脇氏 本法を將來應用するものなしとせず、よつて本法第一條を「國家總動員員は大本營を設置すべき戦時又は事變

西岡竹次郎氏(政友) 議事進行に關し發言

云々」と修正する意思なきや

杉山陸相 條文を修正する考へは持つて

居ない、而してこの法案は平時に於ては第廿一條以下を發動する事あり又第四條以下第廿條の準備計畫を進める爲めに發動する事もある

宮脇氏 第二點は第五十條に付て陸軍大臣に御伺ひしたいが本法施行の曉には

統帥權干犯の虞はありませんか
杉山陸相 其の虞はないと思ひます

宮脇氏 第五十條には斯く書いてある「本法施行に關する重要事項(軍機に關するものを除く)とあり、然らば本法施行に關するものには軍機に關するものがあると思ひ、そこで企業院總裁が作田君の質問に對して斯く答へてゐる「軍機軍令に關する事項は統帥權に屬する事項であります」然らば軍令即ち統帥權に關することである

統帥權に關する事項は難題上奏して茲に軍令が成立する、又本法の實體から見ましても當然是は軍機と看做すことが出来る之を御伺ひしたい
杉山陸相 私共は軍機軍令に關しては斯う云ふ風に考へて居ります、即ち純然たる純粹なる軍機軍令に關する事項、即ち憲法第十一條にあり、統帥權に關する事項は是は軍機軍令であり、併しながら第十二條に於きまする俗に編制大權と申しまする此の中には統帥に關係を持つて居ります事柄と、軍政に關係を持つて居ります事柄と又軍政だけに關係をして居る事柄があるものであります、茲に申して居りますのは第十二條に依る編制大權に依る軍機に關する事項を申して居るのであり

宮脇氏 前申すやうに企業院總裁の述へたのは「軍機軍令に關する事項は統帥權に關する事項であります」と云つて居る、此事に付ては重大な事項であり、ますから各官が協議して明日答辯を願ひたいと思ひます

瀧企畫院總裁 私の申したのは軍機軍令は統帥權事項と斯う云つたのであります、「關する」と云ふ字が入り居ない管ですが若し入つて居るとすれば軍機、軍令と云ふ意味です

宮脇氏 然らば一應伺ひたい「軍機、軍令に關する事項は統帥權に屬する事項」と書いてあるのであります、若し違つたとすれば斯う云ふ重要事項は早く直して置かねければならぬ

西岡氏 議事進行につき發言を求め政府の答辯に喚進ひある事を指摘して委員長を通じて政府の協力を希望し午後六時十分休憩、午後八時四分三度開會

山崎常吉氏(第二) 戦時事變に於ける労働対策如何
木戸厚生相 敏捷適正なる労働力の配給調整を行はねばならぬ之が具體策について目下研究中である

山崎氏 労働者の向上を計るため労働學校令制定の必要を認めないか、労働大學設立は考へて居ないか、労働者遺族救済の徹底の方策如何
木戸厚生相 労働學校講習會等各種の施設に努める、労働大學設立については未だ考へて居ないが將來の問題として研究する、社會事業施設を擴大して遺憾なきを期したい

致せず不便があるがこれを改める考へなきや

杉山陸相 聯隊區と行政区劃を一致せしめることは既に研究中であつて偶々今次の事變で得た經驗によれば今後の配置に資する所が多かつたので行政区劃と聯隊區を一致するやういづれ現在の配置に變更あるものと考へて居る

川崎氏 本法施行期間如何
青木企畫院次長 施行期間は勅令で定める

川崎氏 本法に規定の戦時と憲法第卅一條の戦時と同意味か
青木次長 同様である

川崎氏 本法に於て戦時の字句に勝手な註釋を加へたのは奇怪である
米内海相 戦時は憲法上の戦時と同様で宣戰布告から媾和成立に至る間を謂ふしかしながら宣戰布告前交戰状態にある場合もあるので明確にしたのである

川崎氏 本法に「戦時に準すべき事變」とあるがその事變とは如何なるものか
米内海相 宣戰布告前に於ける交戰状態を事變と謂ふ

猪野毛氏 對支中央機關設置は外交一元化に反しないか
外相 外交の一元化は保持したい、又中央の意思を調整する打合せ機關を設けたい
猪野毛氏 本法運用の中央機關の長官は文官か武官か
杉山陸相 新機關の總督は總理大臣が之に當るのである

今井氏 議員のなかには本案を目して大權干犯なりと断定してゐるものがある

政黨出身閣僚としての中島鐵相の所見を問ふ

中島鐵相 議員の論議は自由だ、但し私は大權干犯に非ずと考へる

今井氏 尚も議員の不穩當なる言葉を速記録から拾ひあげて陸相を追及する
今井氏 本案が不成立の場合軍は國防に支障ありと考へられるや、軍部大臣は國防上の責任を負ふか

杉山陸相 國防の責任を盡す上に充分でないと思ふ
議事進行に關して川崎氏發言を求め

議場における議員の言説は憲法によつて保證されてゐるのである、閣僚と雖も之を難するが如き答辯はせられぬ様望む、不穩當の點あれば議長を通ずるなり議員より懲罰動議を出すなりして適當の方法が講じらると思ふ

西岡氏 政府側の態度に誠意なきを強し難し眞摯なる答辯を要望して午後十時卅分散會
【二三】十二日は午前十時卅分開會、三田村武夫氏(東)事變下の思想統一について内相に質したる後
三田村氏 今日社會生活に即應したものとすため過去の所有權の觀念に基く法律就中刑法の改正を必要と考へるが如何
鹽野法相 所有權の觀念は公正なる社會生活に即應する様變つて來てゐると考へる、刑法その他現行法の改正については更に考究したい

進出はこの精神と背反するものではないか

吉野商相 滿洲の資源開發については外資の輸入が重大な問題で日産の滿洲進出はこれのためであり且つクレヂットを設定する上には種々の拘束が生ずるので自由企業會社である日産の進出を許したのである

宮脇氏 軍機と統帥權問題に關して前日の陸相の答辯速記録を讀み上げ

本法第五十條總動員審議會の「軍機に關するものを除く」とあるが軍機は軍令によるもので勅令に委ねたのは如何なる譯か、統帥權干犯にならぬか
杉山陸相 憲法第十二條は編制大權に屬する軍機で動員編制を含んでゐる、審議會に諮問する事項は原料問題とか人の徴用協力事項で兵器、大砲等がどれ程必要かと云ふ問題まで諮問するのではない

宮脇氏 答辯に不満の意を表し齋藤氏政府に再考を促し、濱田氏もロンドン條約當時の統帥權問題を引例して政府の答辯に再考を促したが杉山陸相前言を繰返し質問のポイントを避けてゐるので質疑を午後四時五分再開午の宮脇氏の質問に對し
杉山陸相 發言を求め
杉山陸相 軍機軍令目録は統帥事項であつて本法の範圍外のものである、本法第五十條の軍機に關するものとして示して居るのは軍の機密に關係ある事項の意味であつて審議會に諮問すべき事項は本法施行に關する重要な事項であつて單に勅令の内容であるところの事項ばかりでなくその他の重要な事項

例へば本法を運用する方針等を包含したものである、勅令はもとより軍の機密を包含するものではない勅令以外の本法施行に關する重要事項中には第二條によつて兵器、艦艇、彈藥等が總動員物資たる關係上軍の機密に關聯するものとなり得るので右の軍の機密に關するものは審議會に諮問しないといふ意味である(この間に宮脇氏の質問あり)本法の勅令は軍機に關するものはありません、唯第五十條に本法施行に關する重要事項となす事は例へばこの法の中でどの箇條、どれとどれを發動すべきか或は又之を發動するに關しては如何なる區域に之をなすべきか、こ

ういふやうな重要な問題について軍の機密を察知せられぬ範圍の事柄は諮問することにするのである

宮脇氏 國家總動員法運用のため軍需省の如きものを設置する意思なきや

米内海相 名稱は何となるか不明であるが左様なことも研究してゐる

宮脇氏 國家總動員法運用のため軍需省の如きものを設置する意思なきや

米内海相 名稱は何となるか不明であるが左様なことも研究してゐる

宮脇氏 國家總動員法運用のため軍需省の如きものを設置する意思なきや

米内海相 名稱は何となるか不明であるが左様なことも研究してゐる

宮脇氏 國家總動員法運用のため軍需省の如きものを設置する意思なきや

米内海相 名稱は何となるか不明であるが左様なことも研究してゐる

宮脇氏 國家總動員法運用のため軍需省の如きものを設置する意思なきや

米内海相 名稱は何となるか不明であるが左様なことも研究してゐる

三輪氏 政府と議會との間の圓滑を計るため常設委員會制などを活用する事は現下の時局に處して重要だと思ふが如何

近衛首相 民間知識を網羅して各種の委員會を十二分に活用する様に努力したい

三輪氏 近來官吏は奉公の誠が次第に缺けて來た様に思はれる、國民精神總動員は民衆に對してより先づ官吏自身が體得してなされねばならぬ

近衛首相 制度が良くても人が依然として變らねば何にもならぬ、よつて政府としても吏道の刷新に努めたい

三田村武夫氏(東方) 日本の當面する最高指導原則政治指導の目標如何

近衛首相 我國當面の政治最高目標は支那事變を解決して東洋永遠の平和を確立するといふ事では政府の屢々言明するところである、軍事上政治上凡ゆる方策を立て、蔣政権を壓迫し日本と手を携へて進む新政權の一日も早く樹立されて東亞の安定、延いて世界平和に貢獻したいと考へてゐる

長井源氏(民) 武力總動員の他に文化總動員の必要はないか、國民の權利拘束については平時から準備して置く必要はないか

近衛首相 武力的總動員の他に文化總動員をやる事は同感だが特別の立法の必要はない、平時準備は本法中にも規定してある、本法は國家の全能力を最大限に發揮する事が目的であるから外見上國民の權利を阻害する結果を來す場合がある

今井新造氏(第二) 事變に際して英國が特に日本に不利なる報道をなしてゐるが如何

廣田外相 英國が不利なる報道をなしたる事はないと信ずるが英人中には支那に特殊關係があるものもあり一部誤つて傳へられた事はやむを得ない、極東方面に於ける形勢は必然の發達であつてこの自然の發達を外國によつて抑へられる事はない

三田村武夫氏(東方) 國防的資源の擴大、國防範圍の擴大について陸相に質し同五時五十分休憩、午後七時四十七分再開

林平馬氏(民) 眞の總動員目的達成は政府軍部國民相信頼してこそなし得られる

と前提して獨善思想を排斥し

近衛首相 御趣旨は同感である、政府も軍部も國民も共に信頼して舉國一致の實をあげたい

林氏 官界の空氣一新の爲め任用令の改正ばかりでなく官吏養成機關を設ける必要を認めぬか

首相 よく研究する

濱田國松氏(政) 政府は樞府を廢たがる様な氣配が見える、本法案を樞府の諮詢を要せぬとは如何なる諺か

鹽野法相 樞密院官制の定めるところに従つて御諮詢を奏請しなかつた、しかし勅令内容については議會にかけらるべきもの又は樞府に御諮詢せらるべきものがある

濱田氏 樞密院官制に規定なしとして御諮詢を奏請せぬことは理由にならぬ、何故樞府を回避したか

法相 現行軍需工業動員法を擴張したに過ぎぬ、勿論樞府を避けたのではない

濱田氏 軍需工業動員法を擴張しただけは意外な言葉である、本法の内容をよく見れば軍需工業動員法とどれだけ異つてゐるか直ちに分る、それ程本法を輕視するのや

樞密院令第六條第三項によれば罰則規定あるものは樞府の諮詢を要する、然も本法は五分の二が罰則規定ではないか

法相 勅令に罰則規定を持つてゐるものは樞府に御諮詢を奏請せねばならぬが本法は勅令の中に罰則規定はない

濱田氏立法精神論をふりかざして法相の形式論を難じ更に

本法第五十條の審議會は國民の意思を尊重するなら何故決議機關とせず諮問機關としたか、國民生活にかゝる重大關連を持つ法律の運用に當つて、審議會を諮問機關としたのでは民意を反映出來ぬ

青木企畫院次長 行政運用の大多數は諮問機關で、決議機關は例外である、臨時資金調整法の例は處分に關するものを取扱ふ爲め決議機關とした

濱田氏今度は逆に從來の諮問機關が如何に官僚獨善に支配されたかを引例して、政府を責め更に鋒先を本法運用の中央機關に向け

本法は戰時に於てのみなされるのであるから統制一元化の上から運用の中央機關は天皇直屬の機關とすべきであると思ふが如何

青木次長 彼の行政と密接なる關係あるから中央機關を設けずして内閣直屬とした

高橋壽太郎氏(民政) 一旦緩急ある場合に處する爲め八方に備へる必要があるが、だからと云つて國策が散漫であつてはならぬ

近衛首相 政府委員の答辯が日本は四方八方を敵として戦ふことを前提として本法案を提出したやうな印象を與へたかも知れないが、國防を擴充する軍の見地からすれば最悪の場合に處して萬全を期する決意を表したと思ふ、然し政治としては出来るだけ最悪の事態に立到らぬやう努むべきで、外交としても四方八方を敵とするやうでは外交なきに齊しと云はねばならぬ、今日日本は國民政府を敵としてゐるのである、然らば爾餘の國に對しては出来るだけ友好關係を保持して味方を一國でも増やすやう凡ゆる努力を拂ふべきものと考へてゐる、伊達正宗は一人の敵に對して必ず二人の味方を作つてゐたことを聞いてその用意の周到なるに感服した、今日の時局に處する上にはこの用意が必要であると思ふ

林氏平戰兩時の運用方法、軍馬發見問題に就いて訊し、更に

物資總動員のため雪國には特別な輸送計畫が必要ではないか

鐵相 東北地方の鐵道敷設計畫は他の地方に優先して考慮することとしてゐる次に陸海軍大臣に對し濱田國松氏が質問を續け

濱田氏 肝腎な國民給與の計畫が見當らぬではないか

青木次長 第二條その他の規定を通じて國民給與が確保される事となつてゐる高橋壽太郎氏 本法は法律化するよりも

第一日緩急ある場合に處する爲め八方に備へる必要があるが、だからと云つて國策が散漫であつてはならぬ

近衛首相 政府委員の答辯が日本は四方八方を敵として戦ふことを前提として本法案を提出したやうな印象を與へたかも知れないが、國防を擴充する軍の見地からすれば最悪の場合に處して萬全を期する決意を表したと思ふ、然し政治としては出来るだけ最悪の事態に立到らぬやう努むべきで、外交としても四方八方を敵とするやうでは外交なきに齊しと云はねばならぬ、今日日本は國民政府を敵としてゐるのである、然らば爾餘の國に對しては出来るだけ友好關係を保持して味方を一國でも増やすやう凡ゆる努力を拂ふべきものと考へてゐる、伊達正宗は一人の敵に對して必ず二人の味方を作つてゐたことを聞いてその用意の周到なるに感服した、今日の時局に處する上にはこの用意が必要であると思ふ

林氏平戰兩時の運用方法、軍馬發見問題に就いて訊し、更に

物資總動員のため雪國には特別な輸送計畫が必要ではないか

鐵相 東北地方の鐵道敷設計畫は他の地方に優先して考慮することとしてゐる次に陸海軍大臣に對し濱田國松氏が質問を續け

濱田氏 肝腎な國民給與の計畫が見當らぬではないか

青木次長 第二條その他の規定を通じて國民給與が確保される事となつてゐる高橋壽太郎氏 本法は法律化するよりも

第一日緩急ある場合に處する爲め八方に備へる必要があるが、だからと云つて國策が散漫であつてはならぬ

近衛首相 政府委員の答辯が日本は四方八方を敵として戦ふことを前提として本法案を提出したやうな印象を與へたかも知れないが、國防を擴充する軍の見地からすれば最悪の場合に處して萬全を期する決意を表したと思ふ、然し政治としては出来るだけ最悪の事態に立到らぬやう努むべきで、外交としても四方八方を敵とするやうでは外交なきに齊しと云はねばならぬ、今日日本は國民政府を敵としてゐるのである、然らば爾餘の國に對しては出来るだけ友好關係を保持して味方を一國でも増やすやう凡ゆる努力を拂ふべきものと考へてゐる、伊達正宗は一人の敵に對して必ず二人の味方を作つてゐたことを聞いてその用意の周到なるに感服した、今日の時局に處する上にはこの用意が必要であると思ふ

林氏平戰兩時の運用方法、軍馬發見問題に就いて訊し、更に

物資總動員のため雪國には特別な輸送計畫が必要ではないか

鐵相 東北地方の鐵道敷設計畫は他の地方に優先して考慮することとしてゐる次に陸海軍大臣に對し濱田國松氏が質問を續け

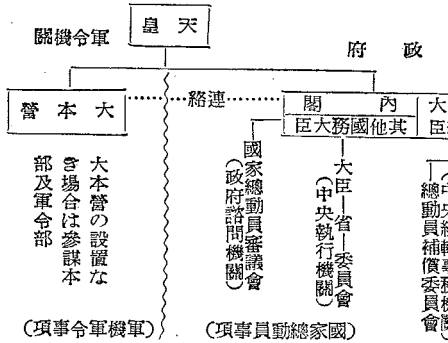
濱田氏 肝腎な國民給與の計畫が見當らぬではないか

勅令による方が緊急事態に即應し得るといふが本法第五條、十條、十一條、十二條に關係ある勅令の如きは法文化しておいた方がよいのではないかと青木次長 法律として規定しておいた方がよいものは勿論さうするが、勅令によつた方がよいと考へたので斯様にしておいた

高橋氏 藩企畫院總裁に對して國策の調査立案に關する質問をなす、山脇陸軍省整備局長發言を求めて川崎末五郎氏に對する留保答辯として
陸軍刑法の戰時適用は憲法の適用と同様である
旨を述べ、終りに小川委員長より議事の審議の促進を圖る意圖のもとに殘留質問を全部撤回されたからこれで本案に對する質疑全部を終了するが速記録を見た上で政府の答辯に不明瞭な點や重要な疑義及質疑洩れの點があつた場合は討論に先立ちこれを行ふべく質問を留保する

と挨拶しこれを以て去る二月廿八日以來連日審議を續行し幾波瀾を呼んだ委員會も質疑全部終了し午後十時四十二分散會した
▲總動員法運用機關 政府は衆議院の國家總動員法案委員會で屬々問題となつてゐる本法運用機關に關し政府と軍令機關との關係を明確にする爲め十二日左の如くその内容を明かにした
一 中央統轄機關
中央統轄機關は内閣にして内閣總理大臣は國家總動員の總括事項に付其の責に任じ企畫院は内閣總理大臣の管理の下に國家總動員の調整統一に關する事

務を司るものとす
二 中央執行機關
各事項の執行は官制の定むる所に依り各省大臣その責に任ずるものとす
三 戰時特設機關
戰爭の規模に應じ之に即應する如く所要機關の新設又は擴充を爲すものとす
△政府と軍令機關との關係一覽圖



▲國家總動員法案可決【三六】十六日は午前十時開會の豫定のところ政民兩黨の正式態度決定の代議士會が意外に手間取つたため同四時廿分に至り緊張裡に漸く開會小川委員長指名に依り齋藤隆夫氏從來の質疑の十分なる點及び答辯の足らざる點について最後の止めを刺すべく起す
齋藤氏 本案は貴族院を通過せる際は政府は直ちに之を公布するか
鹽野法相 直ちに公布の手續をとる、又公布の上は必要なる手續をとつて勅令を公布する方針である

齋藤氏 本法の規定中「戰時に際して」又第一條の「戰時に準ずべき事變」の法律的根據如何
法相 戰時とは宣戰布告に依つて決定さるべきものであり戰時に準ずべき事變とは宣戰布告と同様の交戰状態にある時を云ふ
齋藤氏 「戰時に際して」の字句は宣戰布告以後を云ふのかその以前に及ぶのか
法相 宣戰の布告なくとも勅裁を仰いで本法を發動し得るものである
齋藤氏 本法施行の際には各條別に適用するの
青木次長 本法は附則に依り勅令に依つて全部施行せられるが適用は各條項別に行はれる
齋藤氏 本法第一條「業務云々」の區別如何
青木次長 卅一條に指す業務とは普通の會社の業務であつて總動員業務の意味ではない
齋藤氏 業務は會社に限るのか個人にも及ぶのか
青木次長 個人も入るものと御承知されたい
齋藤氏 第五十條の國家總動員審議會の構成如何
近衛首相 委員の過半数は貴族兩院議員をもつて之に充てる考である
齋藤氏 第五十條の審議會の構成中その他の點は施行要綱全五項に盡きてゐるか、憲法第卅一條の大權命令に依つて出来る事を何故委任立法に依るのであるか此の點從來の政府の答辯は不十分である、明確なる答辯を求める
青木次長 審議會の構成は施行要綱の通

りである、又戰時非常の場合、大權命令に依るのも一つの方法ではあるが成る可く法律に依る方が適當と考へたからである
齋藤氏 適當不適當の論では不十分と考へるが今日以上の追求をしない
之にて齋藤氏の質疑を終り第二陣として官脇長吉氏 第五十條の審議會組織の條項中「軍機に關するものを除く」と云ふ括弧内の文句を削除しては如何
杉山陸相 括弧内の文句は存置して置いた方がよいと思ふ
官脇氏 本法の發動に際して陸相は中央運用機關を設置する意味の事を述べたが之を如何に解すべきか
杉山陸相 本法運用機關として中央統轄機關は内閣で總理大臣が統轄し企畫院が參助する、施行機關は各省大臣がその責に任ずる私が立つて答辯したのは最後のものに屬する
官脇氏 本法發動に當つて軍需省の如きを作つて統轄せんと云ふ陸相の嘗ての答辯には少々矛盾があると考へるが如何
杉山陸相 前述の答辯通りである
官脇氏 不十分なら之で質疑を終ると述べ之にて保留質問全部を終了、次いで討論に入り民政黨を代表して
豊田豊吉氏 本案の重大性に現下の時局に鑑みる時大體懸點も了解するに至つたので將來審議會に對し勅令發布前に重要事項を諮問されたい事を政府に要望し希望決議付で本案に賛成する

項に滿ち又憲法第卅一條の大權命令に反すると云ふ點で反對があつたが政府の屬々の説明で大體了解した、現下の情勢に鑑み非常の場合の立法として勅令委任の多い事は止むを得ない、又憲法の大權命令は本法に依つて犯されないと思ふ故此の點政府を信頼し且つ勅令事項の多い事は戰時立法として適當と考へる法律論から云へばとかくの論議もあらうが以上の理由に依つて時局の重大性に鑑み大衆の見地から本案に賛成する
と結んで別項政民兩黨共同付帶決議を朗讀次いで
井阪豊光氏 第一、時局の重大性に鑑みて本案に賛成する
と前提して希望條項を朗讀簡單に賛成する
淺沼稻次郎氏 社大、戰時並に事變に際し國家の國民に求めるところは大である、國防を最大限に發揮する必要上國民の權利義務をも拘束し金融經濟の統制をなし、國民に最小限の生活に甘んずるの覺悟を要請するは當然と考へる
本法運用に當つては現在の如き老朽化した官吏制度を改革し軍部官僚獨善に陥入る様な事があつてはならぬ、我黨は五つの希望條項を付して本案に賛成する
と希望條項を朗讀して同様賛成意見を朗陳
陳
今井新造氏 第二、賛成意見の開陳は本會議に讓る
とて簡單に本案に賛成、最後に
三田村武夫氏 東方、本案賛成に當り政府に一言する、本案通過と同時に政府

自體が總動員體制を取られ支那事變の遠かなる解決を要する

かくて討論を終り賛否を起立に問ひ全員

總起立裡に政府原案を可決、次いで政民

兩黨共同の付帯決議を同様に起立に問ひ、

満場一致を以て可決、かくて、さしも難

航を極めた總動員法案も案外あつけなく

無修正のまま、委員會を通過し午後五時卅

五分萬場の拍手裡に委員會を終り直ちに

本會議に上程される事になつた

▲政民共同附帯決議

一 本法の如き廣汎なる委任立法は全く

異例に屬す、政府は將來努めてその立

法化をはかるとともに官吏制度の改革

を斷行し又之が運用に當つては憲法の

精神に傳らざるべきは勿論國民愛國心

の自主的發露を基調とし苟くも本法を

濫用して人心の安定を脅威し産業の發

達を阻害せざる様厳に戒心すべし

二 本法の制定とともに政府は進んで世

界の平和を實現し文運の進歩に貢獻す

るため速かに外交機能を刷新し新に對

外國策を確立すべし

▲國家總動員審議會要綱 三六 國家

總動員審議會構成に關する勅令要綱は左

の如く決定十六日政府より政民兩黨に提

示した

一 國家總動員審議會は内閣總理大臣の

監督に屬し國家總動員法第五十條第一

項の事項を調査す

前項の事項につき政府に建議する事を得

三 總裁は内閣總理大臣をもつて之に充

つる事、副總裁は企畫院總裁をもつて

之に充つること

四 委員及び臨時委員は内閣總理大臣の

奏請により關係各廳高等官、貴族院議

員、衆議院議員及び學識経験ある者の

中より内閣に於て之を命ずる事前項の

貴族院議員及び衆議院議員は委員の過

半数を占むる事

五 國家總動員審議會に幹事長幹事及書

記を置く事

▲増税法案委員會

【三二】十一日は午前十一時開會、稻田

直道氏(政友)、山川頼三郎氏(政友)より

演劇映畫等の入場税につき質疑あり正午

休憩、午後二時卅分再開、小串清一氏(政

友)より入場税、物品税につき前田房之

助氏(民政)、板谷順助氏(政友)より同族

會社加算税率について質疑あつて後委員

長高橋熊次郎氏(政友)より臨時地方財政

補給金増額に就て政府の意圖を質し、之

に對して

賀屋藏相 政府としては當委員會に於て

審議中の支那事變特別税法案、臨時租

稅措置法案によつて地方稅の減收を來

す筋合のものがあつたりまた土地賃賃格

改訂のため地租の附加稅が減するもの

があり更に事變のため資力薄弱なる地

方町村にあつては負擔が増してある事

情もあり之等のことを考慮に入れて地

し又は榮典の授與を奏請する等の方法

を講ずる考へはないか

賀屋藏相 租稅の應能負擔の原則から見

て多額の納稅者のみに就て考へること

は疑念があり、研究を要すると思ふ

勝氏 借金の利子は原因の如何に係らず

課稅に當つて控除しては如何

賀屋藏相 借金の性質が止むを得ない事

情によるか否かを判別する點が困難で

あるから考究を要する

勝氏 個人營業者の所得計算の實際價銷

却を認める考へありや

賀屋藏相 帳簿其他により明白に減價銷

却が認められる場合には損金として計

算したいと考へるが尙充分研究の上御

趣旨に添ひたい

【三三】十二日は午後一時五十分開會、

勝氏より保險金に對する課稅につき平野

力三氏(第一)より葡萄酒に對する課稅に

つき質したる後

河野密氏(社大) 十三年度の地方財政補

給金配分方法如何

坂地方局長 補給金の配分方法に就ては

一億三千萬圓全體に就て補給金委員會

に於て決定する方針であるが大體は十

二年度に於ける配分方法の骨組により

之と同じような方法をやつて行きたい

然し之にこだはる譯ではなく改むべき

ものあれば改めて行きたい、資力薄弱

な町村に就ては特に配分方法に就て考

會の構成は勅令によつて委員數を定め

各方面の人を集めてある積りであるか

ら今日の所之を擴大する必要は考へて

ゐない

河野氏 中央地方を通する根本的稅制整

理を速かに實行する要ありと思ふが如

何

賀屋藏相 事變が長期戦に入つた今日國

民全般に亘る所得の變化が相當大きい

と考へられるから却々困難であるが出

來る限り速かに實行したい

河野氏 稅制調査會は存續する考へであ

るか

賀屋藏相 存續する考へである

次いで森田福市氏(政友)、西村金三郎氏

(民政)、馬場元治氏(東方)等より夫々質

問あり、これにて増稅案に對する質疑を

大體に於て終了、打切りとし午後五時四

十五分散會

【三四】十四日は午後一時五十分開會し

たが政民兩黨の修正意見纏まらざるため

直ちに散會となつた

【三五】十五日は増稅案に對する政民兩

黨の修正意見が未だ纏まらないため會議

を開くに至らず流會となつた

【三六】十六日は政民兩黨の共同修正案

が最後の決定に到達しないため會議を開

くに至らず流會となつた

【三七】十七日午後一時より開會の豫定

であつたが修正に關する政民兩黨の折衝

干の質疑あつて後討論に入り、西村金三

郎氏(民政)政民共同修正案を説明して右

修正案以外は政府原案に賛成する旨を述

べ、更に各派共同の附帯決議三項目を説

明次いで、岩瀬亮氏(政友)より同様に

修正案及附帯決議を附して賛成の旨を述

べ、更に玉野知義氏(第一)も政民同様の

賛成意見を述べ、次いで水谷長三郎氏(社

大)より社大独自の修正案を示して右修

正案以外は原案に賛成の旨を述べ之にて

討論を終了採決に入り起立多数を以て政

民共同修正案を可決、また政民共同修正

案以外の政府原案及附帯決議を全會一致

可決し最後に岡本實太郎氏(民政)より政

民共同修正案に對する政府の所信を質し

賀屋藏相 政府は兩院に於て本修正案に

決定された場合は之により實行したい

と答へ、午後七時卅三分散會

▲支那事變特別稅修正案

(本法原案(第二卷第五號参照))

一 第二條中「百分の十二・五」を「百分

の十二・二五」に改む

一 第三條中「百分の八十七・五」を「百

分の八十三・七五」に改む

一 第五條中「百分の二五」を「百分

の廿二・五」に改む

一 第九條砂糖消費稅は「氷砂糖、角砂

糖、樺砂糖其の他類似のもの」を除き

各種百斤につき原案より十錢引下ぐ

一 第廿八條及第卅五條(入場稅免稅點)

中「十九錢」を「廿三錢」に改む

一 第卅九條中三種の葡萄酒一石に付

「十五圓」を「十圓」に改む

一 第六十九條中「二萬斤以上」を「二

萬斤を超越する數量」に改め、此の場合

に於ては第九條に規定するを「此の

場合に於ては二萬斤を超える數量に付
第七十一條第一項中「價格三千圓以
上」を「價格三千圓を超える」に改
め「移出したるものと看做し」の次に
「其の價格中三千圓を超える部分に付」
を加へ「命令の定むる所により」以下
原案の儘とす

及び合資會社の章を説明し正午休憩、主
なる問答左の如し
内藤正剛氏(民政) 有限會社のみ最低資
本金を定めて他の會社の最低資本金を
限定せざる理由如何
大森民事局長 有限會社は設立及び取締
り手續が簡單であるから基礎を鞏固
にして置く必要ある爲である
午後は二時再開第四章株式會社の審議に
入り

一(民) 佐竹晴記(社)兩氏より質疑あり
大森民事局長之に答辯し午後四時十三分
散會
【三三】十二日午前十時半開會、前日に
引續き株式會社編株式以下の逐條審議を
行ひ佐竹、菊地繁之輔(第一)、一松定吉
(民政)、田村秀吉(民政)等の各委員から
質問あり大森民事局長これに答へ午後零
時十五分散會した、主要なる答辯左の如
くである

一 總會は定款に定めある場合を除くの外
本店所在地及びその隣接地に招集す
べき規定とした、その理由は往々にし
て反對株主の出席を阻むために邊僻な
地で開く弊害があつたからである
二 營業の譲渡委任に關する決議は特別
決議によるべきであるといふ學說とそ
の反對の學說があつたが重要性に鑑み
て前者を採用した
三 總會の延期または續行の通知を不出
席株主に對してなすともよいと規定
した理由は總會の進行を圓滑ならしむ
ることを主眼としたからである
四 會社に對する假差押を許可するに當
つてはその及ぼす結果の大なるに鑑み
特に慎重を期するやう本法實施の曉は
内訓を發する方針である

佐竹氏 最近金銭債務調停法の施行に關
し司法當局と辯護士會側との間に意見
の對立を見てゐるが當局は改正商法の
施行に際し會社の整理員を辯護士中か
ら選任して協調をはかる意向はないか
大森民事局長 辯護士諸君との協調によ
つて實績を擧げたい
株式合資會社及び外國會社の章を讀了罰
則規定の審議に入り
松隈刑事局長 現行商法の罰則規定は僅
か四條に過ぎないが改正法においては
一般株主の利益擁護のために完全なる
取締りを期した、その要點は
(一)特別背任罪の設定、(二)株式及
び社債募集に關する詐欺行為の取締
り、(三)預合の處罰規定、(四)濫
職罪の新設、(五)株金拂込責任を免
るゝ目的行為の處罰
の五點である
と説明

△附帶決議

一時局重大國民の負擔益々多きを加ふ
るの際其の均衡を圖るは現下の急務な
り、政府は中央地方を通ずる税制の根
本的整理案を作成し速に議會に提出す
べし

大森民事局長 漸進主義に従つて貴族院
修正案に同意した譯である
森榮藏氏(政友) 改正法案によると取締
役及び監査役は株主でなくともよい事
になつてゐるが大會社は例外とし中小
會社にあつては矢張り株主中から選任
した方が妥當でないか
大森局長 現在でも假裝株主中から選任
されており斯くては法を蔑視する結果
にもなるから適材適所主義を明文によ
つて認めたのである

【三四】十四日午前十時廿分開會、第四
章「株式會社」第四節「會社の計算」以
下の逐條審議を行ひ、佐竹中野治介政
友、山本榮吉(民政)各委員より質疑を
行ひ大森民事局長これに答へ午後零時廿
分休憩、主なる答辯事項左の如し
一 會社の業務に關し不良の行爲又は法
令、定款違反の疑ひあるときは資本の
十分の一以上を有する株主は裁判所に

検査役の選任を請求し得ることとした
一 身許保證金其他會社と使用人との間
の雇傭關係に基く債權は會社の總財産
の上先に先取特權を有することとした
一 社債權者集會に關する規定は全部新
設にかゝるもので社債權者の利益擁護
の主旨に出たものである
一 改正法においては検査役選任の機會
が多いからその手續きは速かに進捗す
るやう注意を拂ひ會社監督の實を擧げ
るやう努力する心算である
午後は三時五分再開されたが民政黨側委
員が國家總動員法案に對する態度決定の
ため出席不能の理由で直ちに散會となつ
た

【三五】十五日午前十時十五分開會、會
社編第四章株式會社第六節定款の變更以
下の審議に入り大森民事局長より逐條説
明を試み株式會社の章全部を讀了し同十
一時五十分休憩となつた、主要なる問
答左の如し
山本氏 改正商法の規定によると裁判所
の監督、認可、決定等裁判所の干與す
る事項が非常に殖へてゐるが今日の實
情から見ると商法に堪能な判事は地方
及び區裁判所には稀れである、これ
は迅速に適正な措置を望むことは不可
能であるから各裁判所に商事部を設
して萬全を期する考へはないか
大森民事局長 當局においてもその點を
考慮し本法施行に當つては判事を増員
し併せて非訟部を充實すると共に業界
の事情を究めて運用の完全を期したい
と考へてゐる、従つてこれに要する豫
算を要求する方針である
午後は一時四十分再開、劈頭

▲積糧稅中改正修正案

(本法原案)第二卷第二號(參照)
一 第三條の三及同條の四中「合計額が
五千圓に滿たざるときは」を「合計額
五千圓迄の金額に付ては」に改む
一 第廿三條の三及同條の四中「五千圓
以上の場合」を「五千圓を超える場合
に於ける其の超過額に相當する金額」
に改む

永山氏 會社の定款はすべて公證人の認
證を要するとした規定は現在田舎に行
くとまだ裁判所において公證事務をと
つてゐるところがあるから斯様なこと
ろでは「この會社は裁判所の認可を得
てゐるのだ」と惡用される虞れはない
か、公證人なき地の認證事務は登記所
に委したらどうか
大森民事局長 その點は考慮する
次いで株式に關する規定に關し仲井開宗

【三六】十六日午前十時廿分開會、大森
民事局長より
一 有限會社法案

【三六】十六日午前十時廿分開會、大森
民事局長より
一 有限會社法案

【三六】十六日午前十時廿分開會、大森
民事局長より
一 有限會社法案

商法改正案委員會

【三二】十一日午前十時半開會、大森民
事局長より前日に引續き會社編合名會社

【三二】十一日午前十時半開會、大森民
事局長より前日に引續き會社編合名會社

【三二】十一日午前十時半開會、大森民
事局長より前日に引續き會社編合名會社

【三二】十一日午前十時半開會、大森民
事局長より前日に引續き會社編合名會社

【三二】十一日午前十時半開會、大森民
事局長より前日に引續き會社編合名會社

松阪刑事局長

勿論である
商法改正法案全部の審議を終了、午後四
時半散會

勿論である
商法改正法案全部の審議を終了、午後四
時半散會

勿論である
商法改正法案全部の審議を終了、午後四
時半散會

勿論である
商法改正法案全部の審議を終了、午後四
時半散會

勿論である
商法改正法案全部の審議を終了、午後四
時半散會

し資本金額は一萬圓以上總員数は五十人を限度とした、従来の同族會社が將來これに轉換するものと思ふ」と附言し續いて

一 改正商法施行法律案を議題と同じく大森民事局長より逐條説明をなし午後零時廿七分散會

【三〇】十七日は午前十時再開會、仲井間氏、内藤氏より改正商法罰則論に關し逐條的質疑あり、大森民事、松阪刑事兩局長より夫々答辯あつて正午休憩、午後二時十分再開、内藤、山本、中野治介(政友)各委員の質問に對し鹽野法相より左記四項の言明をなし質疑全部を終了午後四時五分散會した

一 改正商法及び有限會社は昭和十四年四月から實施するが、それ迄に印刷物講演等により改正法の趣旨徹底に努める

一 改正商法實施と共に職員を増員し商事事件の處理は敏捷適正を期する方針である

一 會社重役に對する瀆職罪の認定はその人の地位境遇等を基礎として客觀的に判斷する

一 退職官吏を被監督會社の重役に天降らせる弊害防止は他の方法によつて考慮する

▲商法改正法案可決 【二九】十九日午後一時四十分開會

- 一 商法中改正法律案
- 一 商法施行法案
- 一 有限會社法案

を一括議題として討論に入り民政黨を代表して仲井間氏より左記希望條項を附して原案賛成意見を述べ、政友會代表江原

三郎、第一議員俱樂部代表石坂繁、社大代表佐竹各委員よりも夫々賛成意見の開陳あり

鹽野法相 希望條項に就いては十分趣旨に添ふやう努力する

△希望條項

- 一 會社債權者其他第三者保護に關し特別に留意せられたること
- 二 商業帳簿の作製及び保有につきこれが勵行を期する方策を講ぜられたること
- 三 所謂天降り重役の防止に努められたること
- 四 定款公認手續の簡易を期する方策を講ぜられたること
- 五 本法施行のため判事の増員を要する場合努めて辯護士よりこれが採用方考慮せられたること

飼料統制法委員會

【三一】十一日は午前十一時五分開會委員長に寺田市正(政)、理事に岡田喜久治(民)、坂下仙一郎(民)、森幸太郎(政)、西川貞一(政)、陳軍吉(第一)の諸氏を互選、次いで助川參與官及び岸畜産局長より提案理由の説明あつて午前十一時五分散會

【三四】十四日の衆議院飼料配給統制法案委員會は午前十時四十分開會、松田喜三郎(民)、長野綱良(民)、庄司一郎(政)、小笠原三九郎(政)諸氏の質疑あつて午後零時廿五分休憩、午後一時五十分再開、小笠原、杉山元治郎(社大)、西川諸氏の質疑あつて同五時五十分散會

【三五】十五日は午前十時四十三分開會

平野力三氏(第一) 數は本案の適用を受けるか
岸畜産局長 當面、高粱、玉蜀黍のみについて適用するつもりであるが、將來必要があれば數についても適用する、然しその時期は今から推測し得ない、かくて土田莊助(民)、松田兩氏の質問あつて質疑を打ち切り、高橋政務次官より「硫酸アムモニア増産及配給統制法案」の提案理由の説明、石井肥料課長の補足説明あつて同十一時五十分休憩、午後は都合により休憩のまゝ散會となつた

【三六】十六日は午前十時四十五分開會池田清秋氏(民) 政府は硫酸以外の肥料に對しても生産配給に關する統制措置を採る方針か

助川農林參與官 臨時肥料配給統制法第二條の規定の範圍内で近く適當の措置を講ずるつもりである
西川氏 單肥としての硫酸の小賣公定價格が制定されたといへば硫酸安全生産額の四割を占める化成配合肥料に關し何等價格を公定しないのは政府の肥料政策の重大缺陷だと思ふが如何
助川參與官 化成並配合肥料に關し政府は臨時肥料配給統制法により急速に適當の措置を講ずる方針である
西川氏 公定價格に運賃諸掛、手数料を包含するは公定の純粹性を缺くものではないか
助川參與官 尤もな御意見を思ふ、今後政府としても御説の如き方針を進めたいと思ふ

かくて正午休憩、午後二時廿分再開
西川氏 日本硫酸株式會社に對し政府は如何なる場合に硫酸の製造を命ずるのか
石川肥料課長 生産會社に對し増産計畫を提出せしめ具體的内容につきその進捗性と確實性を見極めた上、供給確保に不安ありと見れば命令を發する
河野一郎氏(政) 高率配當をなし而も多額の減價銷却を行つてゐる肥料會社を免稅までして保護助成する理由如何
黒田統制局長 生産設備費が近來相當高騰してゐるのでその部分について助成して増産を促進せしめようといふのである
かくて同四時卅五分散會

▲飼料配給統制法案可決 【三七】十七日は午前十一時開會
河野氏 十三肥料年度において外安の輸入なしに濟ませるか
黒田統制局長 國內で自給し得る確信はない、廿萬噸の供給不足となるが輸入額は數字的に明示し得るまでに目下のところ資料が整備してゐない
河野氏 ハーパー特許權の前例もある如く日本硫酸株式會社が形は國策會社だといふものゝ株主は既成の肥料獨占資本なる以上政府が會社に生産の命令を發しても會社がきかなければそれまでではないか
石井肥料課長 當業者の誠意に懇へて國策の見地より協力を求むれば所期の効果を擧げ得ると思ふ
河野氏更に肥料行政に言及して當局の無定見を難詰
助川農林參與官 政府としては本法制定を機會に肥料國策を確立し國內自給は勿論、五ヶ年後には百萬噸の増産を完成せしめ進んで東洋市場の確保に努める方針である

河野氏 日本硫酸株式會社に對し何時生産を命ずるのか
助川參與官 既設會社に増産計畫を提示せしめ昭和十五肥料年度に於いて國內自給が達成されないといふ見極めがつけば日本硫酸會社が生産に着手する取となる
かくて硫酸増産法に關する質疑を打ち切り次で飼料配給統制法案の討論に入り岡田西川、杉山三氏夫々黨を代表して賛成意見を述べ採決の結果全會一致可決、午後零時四十分休憩、午後二時廿分再開、杉山、伊東岩男(政)、森幸太郎、小平重吉(政)諸氏の政府の肥料對策に關する質問に對し助川農林參與官より左の如く答辯同五時四十五分散會した

一 將來硫酸公定價格決定に際しては含有窒素比率に従ひ格差を設け價格の公正を期する
一 尿素石灰は獨逸、英國等で生産されてゐるが現在の化學的技術を以てしては生産原價が高きに失するので肥料として硫酸に代替せしむるは不適當と思はれる
▲硫酸増産案質疑終了 【三八】十八日は午前十時四十二分開會
野中徹也氏(第一) 硫酸については本案によつて統制を圖るよりも寧ろ專賣制度をとるべきだと思ふが如何
助川農林參與官 國內の需要を充すだけならば專賣もよいが將來海外輸出を圖るためには本法によるが適當であると思ふ
野中氏 配給統制の結果硫酸製造事業が萎縮することはないか

助川參與官 從來の様にポロい儲けはな
くなるが、本案によつて安全確實にな
ると同時に我が國の如き好條件の下に
於ては將來海外輸出の見込みが大きい
から事業が行詰るとは考へない、
次いで庄司氏、長野綱長氏(民政)等の質
疑あり正午休憩、午後二時再開、審議を續
行、同四時同案に對する質疑全部を終了
して散會したが主なる質疑應答左の如し
河野氏(政) 確安公定價格の基準を明示
する事が生産業者に安心を與へ増産に
拍車を加へる事となると共に消費農民
に對しても或る程度の納得を與へる事
となるが政府當局はどう考へてあるか
吉野商相 最近の技術を最新の經營方法
から割出した最低のコストを以て基準
とするのであつて私個人としては或る
見解を持つてゐるのであるから出来る
だけ御希望にそひ得る様努力したい、
有馬農相 米の公定價格を決定する如く
肥料の生産者と消費者双方の立場を考
慮に入れて折角決定に努力する

▲確安増産法案可決 【三二】 十九日は
午後二時十五分開會、併託案たる確安増
産法案の審議を繼續、西川氏より製造會
社に對する監督につき希望を述べて質疑
を終り、討論採決の結果全會一致可決、
同三時十五分開會した、尙政民及第一控
室の希望條項は左の如し
△希望條項

一 政府は速かに化成肥料、調合肥料等
に關する統制の方策を樹立遂行し肥料
價格の公正化を徹底すべし
三 政府は重要肥料價格の公定に關し公
正妥當なる客觀的基準を設定すると共
に公定價格の純粹化を圖り肥料價格の

確正を期すべし
三 政府は肥料行政機關の統一に際し目
下の肥料界の實情に即應する肥料行政
の遂行上遺憾なき態勢を整備すべし
四 政府は日本確安株式會社に對し速か
に確安製造設備を爲さしめ確安の國內
需給を圖ると共にその海外輸出を促進
すべし
五 政府は過磷酸及加里肥料の供給の確
保並に價格の公正を期すべき對策を樹
立實行すべし

農業保險法案委員會
【三二】 十一日は午前十時卅分開會吉植
庄亮氏(政)の米穀の重量取引並に配給機
構改正に關する質問に對し高橋政務次官
周東米穀局長より説明あつて正午休憩、
午後一時廿五分再開
松浦周太郎氏(民) 保險目的の「麥類」
中に燕麥は入つてゐるか、水稻の「種
物病」の中に「いもち病」を入れないか
つた理由如何
重政農政課長 燕麥は入つてないが各
地方の特産は本法施行後順次加へる、
いもち病は適當な豫防方法があるから
その方に努めたい、追加豫算で要求中
である
北勝太郎氏(第一) 保險の組織關係を質し
之に對し
重政農政課長 町村農會が議決附議に依
つて加入を決定すれば會員に對して強
制するのは勿論である、町村農會が保
險組合に入るか否かは農會の自由であ
る

伊東岩男氏(政友) 保險金額の過少なる點
につき質したる後、上田孝吉氏(政友) 政府
の既定方針たる米穀配給機構に關して質
したる
有馬農相 準備と費用の點から今議會に
提案しなかつた、又臺灣に於て米穀專
賣が行はれる場合、内地の於ても專賣
問題の起るべきことは當然豫想される
のであるが之によつて今後内地の米穀
專賣が急速に具體化するが如きことの
ない限り現在としては米穀配給新機構
委員會の答申に基き從來通りの方針で
進む考へである
【三三】 十二日は午前十時廿五分開會、
野海勝(社大)、百瀬渡(民)の兩氏その他
と高橋政務次官、細川蠶糸局長の間に質
疑應答あつて零時四十五分開會
【三四】 十四日は午後一時卅分開會
馬岡次郎氏(政) この保險に於ては一圓
卅六錢の掛金で作物が三割或は半作の
場合に一圓を貰ふ場合があるが如何
重政農政課長 かゝる場合が生じても保
險の性質上止むを得ない
次いで村松久義氏(民)及び小山田義孝氏
(政)より保險利率算定方法及冷害、雪害
等につき政府委員との間に質疑應答あり
同五時五十分休憩、午後七時十分再開、
平野力三氏(第一) 陸稻を保險の目的に入
れる様希望したる後
保險金を貰つた爲に小作料の減免に影
響する怖れはないか
重政農政課長 實際問題としてその怖れ
なき様裁判所その他小作調停官等に本
案の趣旨を徹底する様充分努力する
次いで山田六郎氏(民) 養蠶實行組合に關
し質問を繰返し同八時四十八分開會
【三五】 十五日は午後一時廿八分開會、
加藤知正氏(政友) 養蠶實行組合につき質
したる後
山崎氏 本法によつて公定災害率が決定
されることとなり小作料の減免につき
小作人にとつて不當に損となる怖れが
あるが如何
重政農政課長 農地調整法による農地委
員會とも充分連絡して實情に誤りなき
を期し度
次いで村松氏より大藏大臣に對して本案
施行豫算及保險金の過少なる點に關し質
問あり、之に對し賀屋藏相の答辯あり、
同六時休憩、午後七時十分再開、小野謙
一氏(東方) 東北地方の冷害に關して高橋
政務次官、重政農政課長に質し
高橋政務次官 東北地方の冷害について
は現存の災害保險制度調査會に諮りそ
の結果冷害が此の保險の對象と爲し得
ないものであれば、他の方法に依るこ
とは勿論である
次で曾和義氏(政友)、長野長廣氏(民
政)等の質疑あり之にて質疑を終了、同
十時八分開會
【三六】 十八日は午前十時廿六分開會し
たが都會に依り直ちに休憩、午後一時廿
分再開、長野長廣氏(民) いもち病を保險
事故に入れざる理由につき質疑を繰り返
し、次いで併託案たる臨時農村負債處理
法案につき高橋政務次官より提案理由の
説明を爲し同三時四十分散會
▲負債處理命令條項
農林省では臨時農村負債處理法案の命令
條項を左の如く發表した
第一條關係
戰傷者の範圍は大體恩給法に依る增加
恩給等を受くる者の範圍とすること
遺族家族の範圍は大體恩給法の遺族の
範圍とすること
第二條關係
本法に依り負債處理を爲し得る債務は
大體昭和十二年十二月末日迄に發生し
たるものに限ること但し地方長官の認
可を受けた場合は此の制限に依らざ
ること
第三條關係
負債處理の申出を爲し得る者は市町村
長の外負債整理組合の組合長、市町村
負債整理委員會の委員等とすること
戰死傷者遺族家族の意思に反して負債
處理の申出を爲すことを得ざること
すること、其の他申出の手續を定むる
こと(農村負債整理組合法施行規則第
一條乃至第三條參照)
第二項の命令は委員會が幹旋及計畫
の樹立を爲すに當つて考慮すべき事
項等を定むること
第三項の命令は委員會の組織等を定
むること
委員會は地方長官を會長とし市町村
長其の他適當なる者を委員とする事
戰死傷者遺族家族の居住地の委員をし
て幹旋及計畫の樹立に専任擔當せしむ
ること
其の委員が負債處理に付利害關係を有
するときは他の委員をして代らしむる
ことを得ること
委員會に幹事を置き委員の幹旋及計畫
の樹立を補助せしむること
第四條關係
戰死傷者遺族家族第四條第一項の承認
を受けんとするときはその債務の内容
を記載したる書類を添附して擔當委員

に對し之を爲すべきこととする事
少額の債務及條件緩和の斡旋成りたる債務等に付ては承認を要せざるものとす

第七條關係

本法に依る負債整理の申出ありたる負債に付從來の制度に依る負債整理の進行中なる場合に於て道府縣委員會が職死傷者遺族家族の事情に照し更に本法に依る負債整理を必要と認めたる時は負債整理組合又は市町村負債整理委員會に對し其の手續の休止を請求すべきこと此の場合に於ては負債整理組合又は市町村委員會は其の手續を休止すべきこと

第十條關係

經濟更生委員會等を指定すること
第十一條關係
特別融通の手續を規定すること

▲農村負債整理資金特別融通及損失補償法施行規則第一條乃至第十五條(參照)
第十四條關係
農村負債整理資金特別融通及損失補償法施行規則第十六條、第十七條と同條の規定を設くること

▲農村負債整理法可決【三二七】十九日は午後一時五十分開會併託案たる臨時農村負債整理法案の審議に入り
菊地榮之輔氏(社大) 第一條に於て救済の對象たる職死傷者遺族家族を特に農山漁村に居住する者に限定したる理由如何

高橋政務次官 農村負債の特殊性に應じようとする考へである
菊地氏 本案によつて債權者の強制執行

を仰へることが出来るか
寺田政府委員 負債整理委員會から金銭債務臨時調停法に依る調停を要求し得るから現在よりもよくなると思ふ
次いで小野謙一、吉植庄亮兩氏より特殊銀行の特別融通について質し、入間野銀行局長の答辯あり之にて質察を終了、直ちに討論に入り土屋寛(民)、馬岡次郎(政)、石坂繁(第一)菊地榮之輔(社大)、中原謹司(第二)、小野謙一(東方)諸氏より賛成意見の開陳あり採決の結果全員一致可決同三時廿分散會

重要礦物増産法委員會

▲工作機械製造事業法審議【三三】十二日は午前十時廿五分開會、吉野商相より工作機械製造事業法案の提案理由説明ありたる後塚本重藏氏(社大)及び井上良次氏(社大)より工作機械の生産力擴充及熟練工養成に關し

一 同法案によれば命令の定むる規模以上のものに對し政府が補助することになつてゐるがその規模に達せざる中小の下請工場に對する助成策は如何
二 現在部分品の規格が甚だ不統一であるがその統一如何
三 熟練工の登錄制度を採用する考へなきや

を質問、之に對し吉野商相より
一 中小下請業者については組合を造らしめ組合を通じて原料の供給、資金の援助を行ふまた製品は検定の上取引先を斡旋する
二 規格の統一については近く東京に設置される機械試験所に於て規格の決定公表を行ふ
三 熟練工の登錄制度については目下厚

生省と協議中である
と答へ午前十一時散會
【三三】十四日午前十時廿九分開會併託議案たる工作機械製造事業法案に關する質疑を續行塚本重藏氏(社大)より法案の詳細なる説明を求めたるに對し
小島工務局長 工作機械製造事業の重要性に鑑み今後五ヶ年位のうちに償却の補償、免税等の方法によつてその發達を助長する方針である
と答へ、更に
岡崎久次郎氏(民政) 工作機械製造事業は景氣變動の激しい事業であるから法の運用に特に注意すべきである
と述べ同十一時六分休憩、午後一時四十分再開
川島正次郎氏(政友) 政府は第廿三條に於て工作機械の輸入を制限する考へありや、第十五條の「公益上」の意義如何、第廿條の「軍事上」の意義如何
吉野商相 差當り工作機械の輸入を制限する考へはない、公益上の必要とは獨占の弊害を除去する場合等事業の確立のため或は需要者の正當な利益を保護する必要がある場合を指す、第廿條は軍の機密に關する事項につき陸海軍大臣が軍事上の必要に基いて行ふ場合を規定せるものである
川島氏 工作機械製造事業委員會の設置に關し質し
小島工務局長 工作機械製造事業法による補償金、固定資産價額補助金等の審議決定を行ふ機關として商工省内に工作機械製造事業委員會を設置する方針でその組織は商工大臣を會長として官廳關係官、業者代表、學識経験者より委員廿名を選任することとなつて居り必要あらば臨時委員をも設置する方針である
と答へ塚本、井上の二氏より本法は六大メーカーを保護するのみで中小の工作機械社は何等の恩典にも浴し得ないが生産力擴充のためにも保護助成の範圍を中小會社に迄擴大すべきではないか
吉野商相 事實上中小會社によつては優良品の生産力擴充の目的を達し得ないと思ふ
か、午後六時十五分散會

▲工作機械法令事項

商工當局より工作機械製造事業法案に規定せる工作機械の範圍、政府が許可、免稅及び償却を行ふ規程等命令を以て定むる事項に關し委員會に左の如く發表したる第二條關係
第二條の工作機械は金屬工機械にして旋盤、ボール盤、フライス盤、研磨盤等の主なる工作機械とすること
第三條關係
第三條第一項但書の規模は設備たる工作機械二百臺を備ふるものとすること
第六條關係
卅臺未満の設備工作機械の増設又は變更に付ては許可を要せざることを第七條關係
第七條第一項に依り免稅を受け得べき設備の規模は其の設備費百五十萬圓に該當する程度のものとする
第十條關係
第十條第一項に依り償却の補給を受け得べき設備の規模は其の設備費五百萬圓に該當する程度のものとする

員廿名を選任することとなつて居り必要あらば臨時委員をも設置する方針である
と答へ塚本、井上の二氏より本法は六大メーカーを保護するのみで中小の工作機械社は何等の恩典にも浴し得ないが生産力擴充のためにも保護助成の範圍を中小會社に迄擴大すべきではないか
吉野商相 事實上中小會社によつては優良品の生産力擴充の目的を達し得ないと思ふ
か、午後六時十五分散會

るること
二 第十條第一項の償却金額は新設又は増設設備を以て營む事業より生ずる利益金額(償却未済のもの)を左の各級に區分し遞次に各率を適用して算定したる金額とすること
當該事業に要したる拂込株金額に對し年百分の六の割合を以て算出したる金額以下の金額
百分の十五
同百分の六の割合を以て算出したる金額を超過する金額
百分の卅
同百分の十の割合を以て算出したる金額を超過する金額
百分の四十
同百分の十五の割合を以て算出したる金額を超過する金額
百分の六十
同百分の廿の割合を以て算出したる金額を超過する金額
百分の七十
同百分の廿五の割合を以て算出したる金額を超過する金額
百分の八十
同百分の十の割合を以て算出したる金額を超過する金額
百分の八十
同百分の十の割合を以て算出したる金額を超過する金額
百分の四十

三 第十條第二項の償還金額は當該新設又は増設設備を以て營む事業より生ずる利益金額(償却未済のもの)を左の各級に區分し遞次に各率を適用したる金額に當該事業に要したる拂込株金額の百分の三に相當する金額を加算したる金額を超過したるものとすること
當該事業に要したる拂込株金額に對し年百分の六の割合を以て算出したる金額以下の金額
百分の八十五
同百分の六の割合を以て算出したる金額を超過する金額
百分の七十
同百分の十の割合を以て算出したる金額を超過する金額
百分の六十
同百分の十五の割合を以て算出したる金額を超過する金額
百分の四十

同百分の廿の割合を以て算出したる金額を越ゆる金額 百分の卅同百分の廿五の割合を以て算出したる金額を越ゆる金額 百分の廿

第十二條關係

第十二條の規定に依り輸入税の免除を受けることを得べき器具、機械又は材料は命令の定むる物品にして豫め主務大臣の認可を受け輸入するものに限ること

輸入税の免除を受けたる物品を輸入の日より一定年限内に目的たる用途に供せざるときは其の輸入税を追徴すること

但し主務大臣の認可を受け輸入の免除を受けることを得べき他の用途に使用する場合は此の限に在らざる事

第十一條關係

第十一條の命令は工作機械の品種又は品名を指定すると共に奨励金交付の手續を規定すること

第十二條關係

第十二條の命令は輸入を制限する工作機械の品種又は品名、輸入を制限する期間及其の手續を規定すること

第十三條關係

第十三條の命令は増課する税額及其の適用せらるる期間を規定すること

第十六條關係

工作機械製造事業委員会に付議すべき増設の許可は其の増設費百五十萬圓に該當する程度のもの以上に關するものとする

尙現在在工作機械製造事業法第三條に依り許可を受くべき規模に該當する者は左の如くである

株式會社池貝鐵工所、東京瓦斯電氣工業株式會社、株式會社大隈鐵工所、株式會社新潟鐵工所、株式會社唐津鐵工所、株式會社藤原製作所

同法案第十條第一項に依る償却率は左の如し

1	六〇〇	〇・九	一・二九
2	一〇〇〇	一・一	三・〇〇
3	一五〇〇	四・一	五・八六
4	二〇〇〇	七・一	一〇・一四
5	二五〇〇	一〇・六	一五・一四
6	三〇〇〇	一四・六	二〇・八六

同法案第十條第二項に依る償却率は左の如し

1	六〇	一〇	一
2	一〇〇	一〇	一
3	一五〇	一〇	一
4	二〇〇	一〇	一
5	二五〇	一〇	一
6	三〇〇	一〇	一

【三五】十五日は午前十時四十分開會併託案たる工作機械製造事業法案に關する質疑を續行、先づ中西陸軍省職課長は前日井上良次氏(社大)から杉山陸相に對して行はれた熟練工に對する召集猶豫取扱、交替歸還期に際する熟練工の優先的取扱問題に關する留保答辯を大體左の如く言明した

一 熟練工の召集猶豫制度の運用については全般的に目下慎重考中である

二 出動兵士の交替編成に際し熟練工の優先的取扱方法に關しても同様目下研

究中であるが二件共事務的に極めて複雑多岐であるので尙充分検討しなればならない

三 民間會社から豫ねて熟練工の召集猶豫申請のあつたに拘らず召集を受けた不便があると聞いたが當局は之等申請には充分考慮を加へてあるものであり實績を見ると民間會社の申請内容に杜撰なものがあつた様に思ふ

川島氏 政府は昭和十六年に於て工作機械の生産額を二億圓に達せしめるといふが生産力擴充に要する資材の供給に支障はないか

小島工務局長 之に要する資材はその數量金額はさまで大きなものではないか充分供給出来ると思ふ

塚本氏 政府は工作機械の種類として旋盤、ボール盤、フライス盤、研磨盤の四つを擧げてゐるが平削盤は除外するののか

小島工務局長 あれば例を示したもので平削盤も入る、原則として金屬加工機械を指すがプレス(の如きは入らない川崎巳之太郎氏(政友) 同法によつて保護を受けるのは機械臺數二百以上の會社であるが二百臺以上の會社は六つしかない、この六六メーカーのみを相手にするのは不當ではないか

木暮商工政務次官 六六メーカーと雖も増設を行はざる限り政府の補助を受け得ないし他の會社も新設増設によつて二百臺に達すれば補助を受ける

と答へ正午休憩、午後二時七分再開板谷順助氏(政友) 本法によつて大會社は手厚い保護を受けるが中小會社はかへつて壓迫される結果になりはしない

か、中小會社に對する保護策如何小島工務局長 中小工場に對してはその製品を機械試驗所で優良品として推奨するか他の方法によつて助成する、しかしあまり現在の狀勢に提はれず將來我國の工作機械工業を先進國に劣らざる程度に引上げるのが眼目であり従つて大工場本位としたのである

塚本氏 現在の労働者不足の原因の一つは労働者保護施設の缺除であると思ふが政府は失業保險制度を採用する意志はないか

工藤厚生政務次官 財政窮乏の折柄困難である

これにて工作機械製造事業法案に關する質問全部を終了し午後四時散會

▲工作機械事業法案可決【三二】十六日は午後一時廿分開會、森田委員長より各派を代表して

一 本法施行に際して政府は工作機械製造工場中二百臺未滿のもの雖も優良品を製作し得る工場に對しては本法を適用するやう省令制定の際考慮するか

二 中小工場の保護助成については政府は別途に考慮するか

の二點を質問、右に對し小島工務局長より充分考慮する旨を言明、討論に入り、長野長廣(民政)、板谷順助(政友)、小野謙(東方)、塚本重蔵(社大)の各氏が夫々自派を代表して賛成を表明したる後採決に入り社會大眾黨より左の希望條項を付した上全員一致を以て異議なく可決、一時五十分散會

△社會大眾黨希望條項 一 政府は生産力擴充に伴ふ熟練労働者

の育成に遺憾なきを期すると共に労働者保護の施設を充實する様努力せられたし

一 政府は將來試作奨励金を増額し斯業の發達助成に一層努力せられたし

一 政府は本法の實施が却つて中小事業を壓迫することなき様萬全を期せられたし

樺太鐵道補助法委員會 ▲東拓會社改正法案議【三二】十一日午前十時卅分開會、伊託の東拓會社改正法案に關し松尾四郎氏(民政)より朝鮮の羅津築港計畫の經過並に東拓の人事の不明朗等に就き、星一氏(政友)より東拓と東拓の關係に就き八角拓務政務次官、森岡總務長官、大野政務總監等との間に質疑應答あり同十一時四十二分散會

【三三】十二日は午前十時四十五分開會東拓法の改正法律案について質疑を續行小谷節夫氏(政)より南洋地方に於ける移民と南洋興發會社との摩擦の問題について、田原春次氏(社大)より南洋に於ける小作人の生活問題南洋移民子弟の教育問題等について質疑あり八角拓務政務次官北島南洋長官より夫々答辯あつて正午休憩、午後一時卅五分再開、東拓法改正法律案に關する質疑を續行、葉梨新五郎氏(政)より東拓總裁の報酬増額の問題、南洋方面の金融、眞珠船の統制、北支開發會社、東拓の北支に於ける事業範圍、東拓社債と關聯して起債市場の現狀と將來の見透し等の諸問題について質し之に對して八角拓務政務次官、北島南洋長官、植場拓務省殖産局長、入間野大藏省銀行局長、町尻陸軍省軍務局長等より夫々答辯あつて東拓法改正案に對する質疑を全

部終了、同三時五十分散會

▲東拓法案可決 【三二】 十五日午後三時四十分開會、東洋拓殖株式會社法中改正法律案につき直に討論に入り、木原七郎(民)、葉梨、林路一(第一)、田原春次(社大)の各氏より夫々各派を代表して左の如き付帯決議を附して原案賛成の意見を述べ採擇の結果満場一致可決同四時十五分散會した

△付帯決議
一 東洋拓殖株式會社の總裁及副總裁は監督官廳の官吏より任命することを避くるべし

應召者選舉權法案委員會

【三二】支那事變に際し召集中の者の選舉權及被選舉權に關する法律委員會は十一日午前十時四十分開會、委員長理事互選の結果左の如く決定し同州七分散會
△委員長 立川平(政友)△理事 古島義英(民政)清寛(民政)本田義政(政友)松川昌藏(政友)

【三一】十四日午後一時四十分開會、勝頭立川委員長

付託三案は内容同一にして提案者協定の三案を併合して一案として審議を進めた

旨を諮り異議なく、議員提出
一 支那事變に際し召集中の者の選舉權及被選舉權等に関する法律案
につき審議を進めることとなり手代木隆吉氏(民)提案理由の説明をなしたる後木村内務省參與官 本案は選舉法改正とも關係深きを以て充分研究したい、尙兩院通過の上は御希望に添ふや善處

よす

との言明あり次に質疑に入り、中村高一氏(社大)手代木氏政府委員との間に選舉權に關する質疑應答あつて同二時廿五分散會

▲應召者選舉權法案修正點 委員會は附託三案を一括一案となし審議を進めることに政府の同意を得たが提出された

一 支那事變に際し召集中の者の選舉權及被選舉權等に関する法律案
の原案修正點は左の如くである
一 第二條第二項中「本法施行前の議員の定數」を「本來の議員の定數」に改むること

二 附則に左の一項を加ふること
本法は本法施行前召集を解除せられたる者に付ても亦之を適用す

▲修正可決 【三三】 十五日午後一時廿五分開會、太田理一氏(政)より修正動議の提出ありたる後修正案につき討論に移り手代木隆吉氏(民)松川昌藏(政)伊豆富人(第一)中村高一(社大)の各氏より賛成意見の開陳あり採決の結果全會一致可決、同州二分散會した

航空機製造事業法案委員會

△委員長 【三三】 十一日午前十時卅分開會、理事互選の結果左の如く決定し同州三分散會
△委員長 岡崎久次郎(民政)△理事 田村秀吉(民政)中田徹直(政友)瀧澤七郎(政友)最上政三(民政)

【三三】 十二日午前十時卅八分開會、田島邊信政務次官より提案理由の説明あり若宮貞夫氏(政友)より規格統一問題に就き質問し官製主義に隨ざる様に要望し最上氏も同様規格統一問題に關し「陸海

軍飛行機の規格も統一出来ないか」と質問し
谷口陸軍中佐 從來とても陸海軍は統一出来るものは統一して来た、將來も此の方針には變りない
最上氏 支那に於ける航空網を我が國の手で更に擴張する考はないか
藤原航空局長官 支那内部に於ける航空を全く我國の手でやる事は多少疑問をもつてゐる、恐らく日支合辦會社の様な形式をとるのではないかと考へる、然し乍ら日本と支那との幹線となる航空路に就いては日本の航空路の延長としたいと考へて目下具體案を研究中で關係方面とも折衝をしてゐる

安藤孝三氏(第一) 製造會社の平時に於ける失業対策如何
谷口中佐 戰時狀態より平時に移行する際の従業員の遞減方法は頗る重大なる問題であるので目下之が對策を研究中である
櫻井技術部長 戰時従業員は平時になつた場合は全部民間航空に振り向ける様にした

最後に岡崎憲氏(社大)より會社の構成に關し質し藤原長官より答辯あり午後零時十五分散會

【三四】 十四日午後三時廿分開會航空機製造會社の免稅特權につき岡崎憲氏より質問あり
犬養謙三參與官 既設のものは免稅しないが新設のものは相當高度の組織のものでその發達を助長する必要があるから此の特權を賦與したなほ過剰利益がある場合には制限規定がある
安藤氏 空輸會社をして飛行機を製作せ

しめては如何、又民間航空統制の意なきや
藤原航空局長官 現在では空輸會社には航空機製造能力はないが將來は考慮する、民間航空を積極的に統制する方針はない、將來は大會社に合併統制されるものと思ふ
かくて午後三時四十分散會

【三五】 十五日午前十時五十分開會
樋口善右衛門氏(政) 航空機部分品のみの製造事業にも本法を適用するか
犬養謙三參與官 本法を活用し若干緩和して弾力性を有たしめた
田村氏 外資輸入の規定を設けた理由如何

藤原航空局長官 直接外資を輸入して國際貸借に資するため外國技術を資本として招致するのが目的である
原口初太郎氏(政) 保護助長の具體的方法如何
犬養謙三參與官 免稅、器材の輸入稅免除、増資、社債發行の特例其の他である
藤原陸朗氏(民)外國航空路につき質し永井邊相の答辯ありて午後零時四十分外國航空技術輸入に關する質疑のため秘密會に入り同一時五分秘密會を解き直ちに散會

【三六】 十六日午前十時卅七分開會、椎尾辯臣氏(第一)航空技術の研究、航空路擴張等の問題につき質問し、藤原航空局長官、櫻井技術部長それぞれこれに答へ、次いで藤原氏獨立空軍設置につき當局に質し
米内海相 陸海空軍のほか大空軍を作ることば理想論であつて現在並に豫想される將來に於いては不要である、そ

の他には現在陸海軍とも航空兵力は不足でこれが充分となる見込は當分ない従つて先づこれが充實を圖るべきで、それをさし置いて別の空軍を作ることば不可能である、なほ研究機關については學理的、基本的機關は中央機關を作つて統一してもよいが實地研究に基いて改良、改造を進めなければならぬ部門は陸海軍とも各自持つてゐなければならぬから空軍省を作つて陸海軍を共通してこれを行ふことは實際上不可能である

藤原氏 高等専門學校大學卒業者を軍部に登備する途を拓いては如何
米内海相、杉山陸相より夫々部内に於ける主計軍醫造船將校、幹部候補生等の採用制度を説明し最上氏安藤氏より關聯質問あり杉山陸相これに答へこれにて質問を終了して十一時五十分散會

村▲空機製造事業法案可決 【三七】 十七日午後二時廿分開會、討論に入り田村氏、中田氏、安藤氏、椎尾氏、岡崎憲氏夫々自派を代表して賛成意見を述べ採決の結果

一 航空機製造事業法案
は政府原案通り可決せられ同二時半散會

刑法改正委員會

△委員長理事 【三七】 刑法中改正法律案委員會の委員長、理事は十七日互選、結果左の如く決定した
△委員長 野田文一郎(民政)△理事 西田郁平(民政)中村梅吉(民政)泉關三郎(政友)金澤正雄(政友)

▲委員長理事 【三七】 十七日午前十時四

入學者職業保障法改正委員會

▲委員長理事 【三七】 十七日午前十時四

十四分開會、委員長、理事を左の如く五選し同四十六分散會

△委員長 田中亮一(政) △理事 片岡恒一(民) 森下國雄(民) 服部岩吉(政) 野口喜一(政)

【三六】十八日午前十時卅五分開會、庄司一郎氏(政)より改正法案の逐條質疑を行ひ同十一時十分散會

【三五】十九日は午前十時卅分開會、江藤源九郎氏(第)臨時工の復員後の復職問題につき質問し

佐保雄氏(政友) 傷痍軍人のために温泉療養所増設の意志なきか、特に陸軍に於ては全國に廿ヶ所程度の小規模の温泉療養所を持つに過ぎないが、これを適當な場所に増設しては如何

山崎社會局長 當局と協議して研究實現に努力したい

更に佐保氏、單なる醫療や職業指導に止まらず、醫療資金、職業資金の融通方法を考慮すべき旨を要望し、片岡氏、野口氏より改正法案の各條に細かい質問あり

淺沼稻次郎氏(社大) 職業復歸に關し本法案中に雇傭主に對する違反罰則規定を設け強制的意味を加味する考へはないか

工務政務次官 強制的意味を加味するよりも寧ろ道義的精神に依り職業保障をする様にしたいと思ふ

更に淺沼氏、將來に於ては事實に即し強制的規定を設けるやう希望する旨を述べ午後零時卅分散會

【三一】兵役の義務なかりし者等にして支那事變に於て陸軍部隊に編入されたるものゝ身分取扱に關する法律案委員會は十四日午前十時卅四分開會左の如く委員長理事の互選を行ひ同四十分散會した

△委員長 百瀨渡氏(民) △理事 大島寅吉(民) 伊藤東一郎(民) 野方次郎(政) 森榮(政)

【三六】十六日午前十時半開會、加藤陸軍政務次官の提案理由説明ありたる後質疑に入り伊藤、大島兩氏と加藤政務次官との間に質疑應答を重ね同十一時三分散會した

【三二】十七日

▲課召集取扱法案可決【三一】十七日は午前十時四十二分開會

鈴木憲太郎氏(民) 兵役關係者の身分調査が不完全と思ふが如何

加藤陸軍政務次官 廣汎に亘るので粗漏の點があるのは遺憾である、しかし調査の結果已むを得ざる者は猶豫延期等の方法により充分利便を計つて居る運用については全きを期したい

かくて同十一時二分休憩、午後一時五十分再開

前川正一氏(社大) 銃後施設として傷兵保護院法案の如きは會を要すべきと思ふが如何

杉山陸相 法律に依らずに傷兵保護院を設立しこれに要する經費は追加豫算で要求することになつてゐる、傷痍軍人保護の施設には全きを期したい、厚生省とも協力して御趣旨に添ひ度いと思ふ

ついで討論に入り大島、野方次郎(政)前川、永山忠則(第)今井新造(第二)の諸氏より各派を代表して賛成意見の開陳あり、採否の結果原案通り全會一致可決次に併託議案たる

一 軍用候補馬餵養法案(議員提出)につき三善信房氏(政)より提案趣旨の説明あり大島、土屋清三郎(民)兩氏と荷見馬政局長官、栗林馬政課長の間に質疑應答あつて同三時四十一分散會

輸出入品臨時措置委員會

【三二】十一日は午後一時半開會、吉野商相より有價証券取締法案に關し提案理由の説明ありたる後臨時措置法に關する質疑に入り

田中源三郎氏(政友) わが國の輸出市場は今や諸外國に奪還されつゝあるが政府の輸出振興策如何

吉野商相 世界の經濟が自給自足主義に變化して來たので從來の如く良價廉賣主義のみでは行けなくなつたので政府に於ても舊市場を維持するために各國と通商協定を結びまた軍需品の輸入の増加せる相手國に對しては輸出の増加を交渉するとか種々努力してゐる、また十三年度より新しい輸出振興策を講ずる方針で、右に要する追加豫算に關し大藏省と折衝中である

田中氏 現在爲替許可行政が大藏省と商工省に二分されてゐるため輸入貿易に種々支障があるが統一する考へなきや

吉野商相 爲替には爲替の技術があるから大藏省の爲替局を近く商工省に設置する新局に吸収する考へはない、併し爲替局の官吏も新局の構成メンバーとなるのであるから形式はともかく實質は新局に於て統一することゝなり従つて從來の如く商工省の輸入許可と大藏省の爲替許可が喰ひ違ふことはなくなると思ふ

と答へ、更に田中氏の「棉花の爲替許可

を一ヶ月分乃至二月分づゝ小刻みに與へられると先物契約に支障を來すが六ヶ月分位を一括して許可したら如何」との質問に對し商相同意の旨を答へ、次で渡邊玉三郎氏(民政)より綿布輸出振興策に關する質問あり

松永義雄氏(社大) 改正法律案による物價調節委員會は重要物資についてのみ價格調節を行ふのであるか、一般物價に對する對策如何

吉野商相 その通りである、一般物價については別途に方策を講ずると答へ五時廿分散會

【三三】十二日は午後一時四十分開會、臨時措置法改正法案に關する質疑を續行し宮本雄一郎氏(政友)の政府輸出補償制度を擴大せよとの質問に對し寺尾貿易局長官より輸出補償制度は今後、金額に於ても地域に於ても増加する方針であるに答へ次で松永義雄氏(社大)物價對策に關する質問をなし更に世耕弘一氏(政友)の南洋材輸入に關する質問に對し木暮商工政務次官より南洋材はその伐採に當つてゐる邦人の營業を維持し得る程度の輸入は許可する事になつてゐる旨の答辯あり

更に林政改革問題に關し手代木隆吉氏(民政)及び大谷相、今村權太廳長官の間に質疑應答あつて午後六時四十五分散會

▲商業組合法改正審議【三四】十四日午前十時開會、吉野商相より併託案件たる商業組合法中改正法律案の提案理由の説明ありたる後原玉重氏(民)より商業組合に對する監督の不備、同業組合法と本法改正との關係等に關する質疑あり零時半散會

【三五】十五日は午後一時より開會、前回は引きつゞいて併託案件たる商業組合法改正法律案及び有價証券取締法案に關する質疑に入り伊東岩男(政) 板野友造(政) 小林房之助(民) 星島二郎(政) 等の各委員より商業組合法と同業組合法との關係、小賣商免許制度、商業組合の反産運動の緩和の有價証券取締法に對する免許の基準等に關し、吉野商相に對し當局の方針を質し午後五時半散會

【三六】十七日は午前十時開會、政府委員缺席のため休憩、午後二時再開、併託案件たる商業組合法中改正法律案及び有價証券取締法案に關する質疑を續行し星島二郎(政) 渡邊玉三郎(民) 世耕一(政)の諸委員より質問をなして本委員會に於ける質疑を打切り午後四時半散會した

【三七】十八日は委員側の都合で流會

▲輸出入品臨時措置改正外二件可決【三二】十九日は午後一時五十分開會、直ちに討論採決に入り輸出入品臨時措置法中改正法律案及び商業組合法中改正法律案については左の付帯決議を付した上全員一致原案通り可決有價証券取締法案に關しては貴族院の修正案通り可決して二時廿分散會した

▲輸出入品臨時措置改正外二件可決【三二】十九日は午後一時五十分開會、直ちに討論採決に入り輸出入品臨時措置法中改正法律案及び商業組合法中改正法律案については左の付帯決議を付した上全員一致原案通り可決有價証券取締法案に關しては貴族院の修正案通り可決して二時廿分散會した

▲輸出入品臨時措置改正外二件可決【三二】十九日は午後一時五十分開會、直ちに討論採決に入り輸出入品臨時措置法中改正法律案及び商業組合法中改正法律案については左の付帯決議を付した上全員一致原案通り可決有價証券取締法案に關しては貴族院の修正案通り可決して二時廿分散會した

▲輸出入品臨時措置改正外二件可決【三二】十九日は午後一時五十分開會、直ちに討論採決に入り輸出入品臨時措置法中改正法律案及び商業組合法中改正法律案については左の付帯決議を付した上全員一致原案通り可決有價証券取締法案に關しては貴族院の修正案通り可決して二時廿分散會した

▲輸出入品臨時措置改正外二件可決【三二】十九日は午後一時五十分開會、直ちに討論採決に入り輸出入品臨時措置法中改正法律案及び商業組合法中改正法律案については左の付帯決議を付した上全員一致原案通り可決有價証券取締法案に關しては貴族院の修正案通り可決して二時廿分散會した

▲輸出入品臨時措置改正外二件可決【三二】十九日は午後一時五十分開會、直ちに討論採決に入り輸出入品臨時措置法中改正法律案及び商業組合法中改正法律案については左の付帯決議を付した上全員一致原案通り可決有價証券取締法案に關しては貴族院の修正案通り可決して二時廿分散會した

▲輸出入品臨時措置改正外二件可決【三二】十九日は午後一時五十分開會、直ちに討論採決に入り輸出入品臨時措置法中改正法律案及び商業組合法中改正法律案については左の付帯決議を付した上全員一致原案通り可決有價証券取締法案に關しては貴族院の修正案通り可決して二時廿分散會した

▲輸出入品臨時措置改正外二件可決【三二】十九日は午後一時五十分開會、直ちに討論採決に入り輸出入品臨時措置法中改正法律案及び商業組合法中改正法律案については左の付帯決議を付した上全員一致原案通り可決有價証券取締法案に關しては貴族院の修正案通り可決して二時廿分散會した

▲輸出入品臨時措置改正外二件可決【三二】十九日は午後一時五十分開會、直ちに討論採決に入り輸出入品臨時措置法中改正法律案及び商業組合法中改正法律案については左の付帯決議を付した上全員一致原案通り可決有價証券取締法案に關しては貴族院の修正案通り可決して二時廿分散會した

▲輸出入品臨時措置改正外二件可決【三二】十九日は午後一時五十分開會、直ちに討論採決に入り輸出入品臨時措置法中改正法律案及び商業組合法中改正法律案については左の付帯決議を付した上全員一致原案通り可決有價証券取締法案に關しては貴族院の修正案通り可決して二時廿分散會した

▲輸出入品臨時措置改正外二件可決【三二】十九日は午後一時五十分開會、直ちに討論採決に入り輸出入品臨時措置法中改正法律案及び商業組合法中改正法律案については左の付帯決議を付した上全員一致原案通り可決有價証券取締法案に關しては貴族院の修正案通り可決して二時廿分散會した

▲輸出入品臨時措置改正外二件可決【三二】十九日は午後一時五十分開會、直ちに討論採決に入り輸出入品臨時措置法中改正法律案及び商業組合法中改正法律案については左の付帯決議を付した上全員一致原案通り可決有價証券取締法案に關しては貴族院の修正案通り可決して二時廿分散會した

▲輸出入品臨時措置改正外二件可決【三二】十九日は午後一時五十分開會、直ちに討論採決に入り輸出入品臨時措置法中改正法律案及び商業組合法中改正法律案については左の付帯決議を付した上全員一致原案通り可決有價証券取締法案に關しては貴族院の修正案通り可決して二時廿分散會した

▲輸出入品臨時措置改正外二件可決【三二】十九日は午後一時五十分開會、直ちに討論採決に入り輸出入品臨時措置法中改正法律案及び商業組合法中改正法律案については左の付帯決議を付した上全員一致原案通り可決有價証券取締法案に關しては貴族院の修正案通り可決して二時廿分散會した

▲輸出入品臨時措置改正外二件可決【三二】十九日は午後一時五十分開會、直ちに討論採決に入り輸出入品臨時措置法中改正法律案及び商業組合法中改正法律案については左の付帯決議を付した上全員一致原案通り可決有價証券取締法案に關しては貴族院の修正案通り可決して二時廿分散會した

▲輸出入品臨時措置改正外二件可決【三二】十九日は午後一時五十分開會、直ちに討論採決に入り輸出入品臨時措置法中改正法律案及び商業組合法中改正法律案については左の付帯決議を付した上全員一致原案通り可決有價証券取締法案に關しては貴族院の修正案通り可決して二時廿分散會した

▲輸出入品臨時措置改正外二件可決【三二】十九日は午後一時五十分開會、直ちに討論採決に入り輸出入品臨時措置法中改正法律案及び商業組合法中改正法律案については左の付帯決議を付した上全員一致原案通り可決有價証券取締法案に關しては貴族院の修正案通り可決して二時廿分散會した

▲輸出入品臨時措置改正外二件可決【三二】十九日は午後一時五十分開會、直ちに討論採決に入り輸出入品臨時措置法中改正法律案及び商業組合法中改正法律案については左の付帯決議を付した上全員一致原案通り可決有價証券取締法案に關しては貴族院の修正案通り可決して二時廿分散會した

▲輸出入品臨時措置改正外二件可決【三二】十九日は午後一時五十分開會、直ちに討論採決に入り輸出入品臨時措置法中改正法律案及び商業組合法中改正法律案については左の付帯決議を付した上全員一致原案通り可決有價証券取締法案に關しては貴族院の修正案通り可決して二時廿分散會した

▲輸出入品臨時措置改正外二件可決【三二】十九日は午後一時五十分開會、直ちに討論採決に入り輸出入品臨時措置法中改正法律案及び商業組合法中改正法律案については左の付帯決議を付した上全員一致原案通り可決有價証券取締法案に關しては貴族院の修正案通り可決して二時廿分散會した

▲輸出入品臨時措置改正外二件可決【三二】十九日は午後一時五十分開會、直ちに討論採決に入り輸出入品臨時措置法中改正法律案及び商業組合法中改正法律案については左の付帯決議を付した上全員一致原案通り可決有價証券取締法案に關しては貴族院の修正案通り可決して二時廿分散會した

▲輸出入品臨時措置改正外二件可決【三二】十九日は午後一時五十分開會、直ちに討論採決に入り輸出入品臨時措置法中改正法律案及び商業組合法中改正法律案については左の付帯決議を付した上全員一致原案通り可決有價証券取締法案に關しては貴族院の修正案通り可決して二時廿分散會した

▲輸出入品臨時措置改正外二件可決【三二】十九日は午後一時五十分開會、直ちに討論採決に入り輸出入品臨時措置法中改正法律案及び商業組合法中改正法律案については左の付帯決議を付した上全員一致原案通り可決有價証券取締法案に關しては貴族院の修正案通り可決して二時廿分散會した

▲輸出入品臨時措置改正外二件可決【三二】十九日は午後一時五十分開會、直ちに討論採決に入り輸出入品臨時措置法中改正法律案及び商業組合法中改正法律案については左の付帯決議を付した上全員一致原案通り可決有價証券取締法案に關しては貴族院の修正案通り可決して二時廿分散會した

▲輸出入品臨時措置改正外二件可決【三二】十九日は午後一時五十分開會、直ちに討論採決に入り輸出入品臨時措置法中改正法律案及び商業組合法中改正法律案については左の付帯決議を付した上全員一致原案通り可決有價証券取締法案に關しては貴族院の修正案通り可決して二時廿分散會した

▲輸出入品臨時措置改正外二件可決【三二】十九日は午後一時五十分開會、直ちに討論採決に入り輸出入品臨時措置法中改正法律案及び商業組合法中改正法律案については左の付帯決議を付した上全員一致原案通り可決有價証券取締法案に關しては貴族院の修正案通り可決して二時廿分散會した

▲輸出入品臨時措置改正外二件可決【三二】十九日は午後一時五十分開會、直ちに討論採決に入り輸出入品臨時措置法中改正法律案及び商業組合法中改正法律案については左の付帯決議を付した上全員一致原案通り可決有價証券取締法案に關しては貴族院の修正案通り可決して二時廿分散會した

の改正を行ひ組合制度の完備を期しその組織機能を充分活躍せしむべし

二 政府は本法案第廿七條の二に因り新に商業組合の設立を命ずる場合に於てその地區内に在る他組合の實狀及び關係を考慮し特に慎重を期すべし

有價證券取締法案中修正箇所左の如し

政府提出原案たる

「第八條 有價證券業者と其の業務に關し取引をなしたる者は有價證券業者がその取引に關する契約に違反したる場合に於て其の連約に因る債權に關し前條の營業保證金に付他の債權者に先立ち辨済を受くるの權利を有す」

のうちに——を付したる箇所を削除して左の如く修正

第八條 有價證券業者と其の業務に關し取引をなしたる者はその取引に關し生じたる債權に關し前條の營業保證金に付他の債權者に先だち辨済を受くるの權利を有す

陸上交通委員會

【三二】十一日午後一時四十五分開會田中好(政)、山田清(民)、堀内良平(民)諸氏の各委員より東京市電の負債整理問題圓タクの統制、運賃の協定問題等につき鐵道、内務兩當局との間に質疑應答を行ひ同五時五分散會したが理事は午後六時半より院内に居残り理事會を開き問題となつてゐる同法第十二條の罰則規定を中心に修正問題に關し協議を重ねた

▲交通事業調整委員會官制要綱

交通事業調整委員會の官制案については十一日の衆議院同法案委員會に於て鐵道

内務兩當局より左の通り發表されたが、卅名以内とし、この他に約七、八名の臨時委員を設立し得る仕組みとなつてゐる

第一 交通事業調整委員會は内閣總理大臣の監督に屬し鐵道大臣及内務大臣の諮問に應じて陸上交通事業調整法第二條第一項、第三條第三項及第五條の規定に依り其の權限に屬せしめたる事項を調査審議すること

委員會議は陸上交通事業の調整に關する事項に付鐵道大臣及内務大臣に建議することを得ること

第二 委員會は會長一人副會長二人及委員若干人を以て之を組織すること

前項委員の外必要ある場合に於ては臨時委員を置くことを得ること

第三 會長は内閣總理大臣を以て之に充つること

副會長は鐵道大臣及内務大臣を以て之に充つること

委員及臨時委員は内閣總理大臣の奏請に依り左に掲ぐる者の中より内閣に於て之を命ずること

一 關係各廳高等官

二 貴族院議員及衆議院議員

三 學識經驗ある者

前項第二號及第三號に掲ぐる者の中より命ぜられたる委員の任期は二年とする

但し特別の事由ある場合に於ては任期中之を解任することを妨げざること

第四 會長は會務を總理すること

副會長は會長を補佐し會長事故あるときは會長の指名する副會長其の職務を代理すること

第五 委員會に幹事を置くこと内閣總理大臣の奏請に依り内閣に於て之を命ずること

幹事は上司の指揮を承け庶務を整理すること

第六 委員會に書記を置くこと内閣に於て之を命ずること

書記は上司の指揮を承け庶務に従事すること

附期

本令は公布の日より之を施行すること

【三三】十二日は午前十一時五十分開會、第十二條の罰則規定を中心に上田孝吉(政)、安藤孝三(議員)、淺沼稻次郎(社大)、内藤正剛(民)、紅露明(政)等の各委員より質問があつて午後零時五十分休憩、午後四時十分再開、淺沼稻次郎(社大)、永江一夫(社大)、道家齊一郎(第二)の諸氏より末次内相、中島鐵相に質問があつて後直ちに討論採決に入り、清水徳太郎氏より民政黨を代表して別項の如き修正案並希望條項を提示し、次いで佐藤洋之助氏は政友會、永江一夫氏は社大黨道家氏は第二控室を夫々代表して民政黨の修正案に賛成の上各派とも別箇の希望條件を附し修正案に賛成する旨意見を述べ、終つて採決に入り原案修正の上全會一致可決確定、同五時五分散會

▲衆議院修正案

一 第二條第一項の範圍の次に「是と密接なる關係を有する營業の處置」の字句を加ふ

二 第十二條を左の通り修正す

第十二條第一項の主務大臣の次に「交通事業調整委員會の意見を徴し」の字句を加ふ

一 幹線ならざる省線及省管バスを積極的に参加せしめられたし

二 交通調整に當りては公營の方針を尊重せられたし

三 交通調整に當りては料金の引上げを避くること

四 交通調整に當りては事業の合併等を行ふ場合に於ては従業員の待遇の低下並失業を生ぜしめざるやう努むる事

五 交通調整委員會の構成は公平を期せられたし

△希望條項(政友會)

一 主務大臣が裁定をなす場合に於ては裁定金額の算出に付命令その他の方法に依り一定の標準を定むべし

△希望條項(社大黨)

一 交通調整に當りては公營の方針を貫き地方自治體を經營の主體とすること

一 交通調整に當りては運賃の引上げにならざる様嚴重に監督すること

一 交通調整に當りては従業員の待遇を低下せしめざるは勿論絶対に失業者を出さざること

一 交通調整委員會の構成に公平を期せられたし

【三二】十一日午前十四時四十分開會、前回引續き職業紹介法改正法律案につき川村保太郎氏(社大)他各委員と厚生當局との間に質疑應答あつて午後零時四十分散會したが、職業紹介所の國營實施の場合に於ける營利並に有料の私營職業紹介所を如何に處理するかについて厚生省の山崎社會局長は當局の方針を左の如く言明した

紹介所は原則として容易には是を許可しない方針である、隨つて本法第二條の「何人と雖も職業紹介事業を行ふことを得ず」と規定したのは將來の方針を明示したもので現に相當の成績を擧げてゐる營利、有料職業紹介所はこれを認めると共にその營業の相續を受けたる者に營業の繼續を許す方針である斯くの如き暫定方針をとつたのは公營職業紹介所が未だ全國的に普及されてゐない現狀では止むを得ないことであつて、將來本法の施行によつて全國二百ヶ所の國營紹介所が充分の機能を發揮して最早これ以上營利職業紹介所の併立を必要としないと認めた場合には新に本法の改正を行つた上營利、有料の紹介所を禁止する方針である

【三三】十二日午後一時卅分開會、職業紹介法中改正法律案の質疑を續行、川村氏より國營となつてからの職業紹介所の組織、現在の職業紹介所の職員の處置、出征軍人の復員等の問題に就き伊藤岩男氏(政友)より農村青年の都會集中問題に就き野口喜一(政友)、椎尾辨匠(第二)、三浦虎雄(東方)の諸氏より職業教育、労働者の保護等の問題に就き工藤厚生政務次官、山崎社會局長との間に質疑應答あり同五時卅六分散會

【三四】十四日午後一時四十分開會、瀧澤七郎(政)、長野高一(民)、最上政三(民)世耕弘一(政)、米羅滿亮(社大)の諸氏と厚生當局との間に質疑應答を重ね同日を以て一應の質問を終了して午後六時廿分散會した

【三五】十五日は午後三時十五分開會したが政、民兩黨はじめ各派の黨議決定を

待つため會議に入らず直に散會した

▲職業紹介法改正可決 【三・二】 職業紹介の國督に關する職業紹介法中改正法律案は十六日午後二時卅分より開會、討論採決の結果政民兩黨より提示の左の如き附帶決議を附した上政府原案通り可決同三時八分散會した

△政民兩黨共同附帶決議 第廿一條に依る有料又は營利を目的とする職業紹介事業を行ふ者に對しては一殷家庭並に小工業使用人及び之に類する者の職業紹介はその營業を壓迫せざる様厳正なる處置を執るべし

計理士法改正委員會

▲委員長理事 【三・四】 十四日午前十一時五分開會、委員長及理事を互選の結果左の如く決定直ちに散會した

△委員長 松木弘(政) △理事 中野治介(政)ノ瀬俊民(政)内藤正剛(民)池田清秋(民)

優生保護法案委員會

▲委員長・理事 【三・四】 民族優生保護法案委員會は十四日午前十四時四十分開會委員長及理事を互選の結果左の如く決定同四十五分散會した

△委員長 青木亮貫(民) △理事 北原阿智之助(民)南雲正朝(民)川崎巳之太郎(政)金澤正雄(政)

日滿司法事務委員會

【三・二】 十一日は午後一時卅分開會、原夫次郎氏(民政)、安倍寛氏(第一)等より質疑あり、松坂刑事局長より夫々答辯あり同四時十五分散會

▲日滿司法事務四法案可決 【三・三】 十一日は午後四時廿二分開會、討論に入り

内藤正剛氏(民)、中野浩介氏(政)、長谷長次氏(第一)、中村高一氏(社)夫々各派を代表して賛成意見を述べ、次いで採決の結果左の如き附帶決議並希望條項を附して

一 日滿司法事務共助法案
二 民法中改正法律案
三 民事訴訟法中改正法律案
四 外國裁判所の囑託に依る共助法中改正法律案

△日滿司法事務共助法案附帶決議 一 拘引狀執行の共助を受けたるときは刑事訴訟法、人權尊重の精神に則り本法第三條を活用しその實を擧ぐべし 二 前項の趣旨を體し速かに明治四十四年法律第五十二號司法事務共助法並に本法の改正をなすべし

△民法中改正法律案希望條項 將來根本的に民法改正の際に短期時効制定の趣旨に鑑み第百七十四條ノ二に規定せる確定權利の時効期間に關し相當考慮すべし

決算委員會

【三・二】 十一日は午後一時四十分開會、福田關次郎氏(民)より政府は毎年度決算報告書をもつと速に提出すべきであると論じ中村大藏參事官答へ、小柳牧衛氏(民)より雪害對策に關し、佐藤與一氏(民)より雪害問題並に青年團に對する政府の補助金及國語問題について更に河合義一氏(社)より地方自治體の問題に關して質疑あり之に對して坂内務省地方局長、内ヶ崎文部政務次官等より夫々答辯あつて午後六時十七分散會

【三・三】 十二日は午後一時四十五分開會、長野長廣氏(民政)、河合氏、山崎鐵三氏(社)、仲井間宗一氏(民政)等より夫々文部省所管の決算に就いて質疑あり之に對し内ヶ崎文部政務次官より答辯をなし次いで陸軍省所管に關し福田氏、小柳氏より質し

河合氏 今次事變で胸部疾患の爲めに後送された將兵はどの位あるか、之等の收容所はどうなつてゐるか 石川經理局長 確實なる數は判らないが約一萬三千人位ある、收容所の方も軍専門のものはない、各簡戒病院で處置してゐる

加藤陸軍政務次官 傷痍軍人に對する取扱方法と並行して之等のものに就いても眞剣に考へてゐる 同答へ同六時卅分散會

【三・四】 十四日は午後二時十三分開會、文部省所管の質疑に入り松尾孝之(政友)氏より義務教育年限延長、中等學校その他の試験地獄の兩問題につき山崎氏より青年學校義務制、宗教界の肅清等の問題に就き池崎參事官、藤野普通學務局長、松尾宗政局長との間に質疑應答あり次で陸軍省所管に入り佐藤、山崎、渡邊三郎(民政)の各氏より夫々一、徵發馬、軍事郵便、一、北支經濟開發と内地産業との關係、等の諸問題に就き杉山陸相に對し質問あり、最後に大藏省所管に移り、河合氏より國有林に對する監督の問題に就き江口政府委員との間に質疑應答あり午後五時五十五分散會

【三・五】 十五日は午後二時卅分開會、農林所管に就いて土田莊助(民政)氏より質

疑あり、次いで松尾、福田、中村高一(社)大) 諸氏より司法所管に就き鹽野法相との間に質疑應答あり、次いで鐵道所管に移り河合氏より質疑あり、最後に福田氏會計法に關し山崎氏、鐵道電化政策に就て中島鐵相に質し、午後六時十分散會した

【三・六】 十六日は午後二時七分開會、佐藤、福田、中村の諸氏と米内海相、賀屋藏相、大谷拓相、今村權太廳長官との間に質疑應答あり今日を以て總會を終了、十七日より分科會に移ることとして同四時五十五分散會した

▲分科會 【三・七】 衆議院決算第三分科(陸軍、海軍、農林、商工)第四分科(逓信、鐵道、拓務)聯合會は十八日午後一時四十九分開會、各省所管決算概要の説明あつて後福田關次郎(民)、川俣清吾(社)、國光五郎(政)、渡邊三郎(民)の諸氏より質疑あり分科の決定は總會に譲る事として同六時卅五分散會した

▲對支國策會社法案委員會 ▲委員長 【三・九】 北支經濟開發並に中支經濟振興兩國策會社法案は十九日衆議院本會議に於て委員付託の後、直ちに午後七時十分より同委員會を開き、委員長理事の互選を爲し

△委員長 山道襄一(民政) △理事 栗山博(民政) 西田郁平(民政) 小谷節夫(政友) 小高長三郎(政友) 伊豆富人(第一)

一 關稅定率法中改正法律案 一 臨時通貨法案 一 關稅定率法中改正法律案を一括議題とし討論採決の結果滿場一致政府原案通り可決、午後一時五十五分散會

【三・十】 十七日は會議を開くに至らず流會となつた

【三・十一】 十八日は午前十一時四十分開會、小山倉之助氏(民)、大本員太郎(政)の兩氏より併託議案たる擔保付社債信託法の改正法案中の株式認可の標準質問あつて

一 臨時通貨法案 一 關稅定率法中改正法律案

一 關稅定率法中改正法律案に關する提案理由の説明あり次いで手代木隆吉氏(民)、鹽川正藏氏(政)より簡單な質疑あり中村參事官及關原政府委員より夫々答辯あつて同十一時四十五分散會

【三・十二】 十二日は午前十一時八分開會、東條貞氏(政)最近の補助貨の流通高、兌換券發行高等に關し、續いて福田關次郎氏(民)小額紙幣の圖案その他に就き夫々簡單な質問をした後臨時通貨法案に關する限りの質疑を打切り午前十一時五十分散會

【三・十三】 十四日は午前十一時五十分開會、政府委員より本委員會に併託された擔保付社債信託法中改正法律案に關する提案理由の説明あつて十一時十五分散會

▲臨時通貨・關稅改正兩案可決 【三・十四】 十五日は午前十一時五分開會、併託案たる關稅定率法中改正法律案の審議に入り福田氏より兎毛皮、ベニ松の關稅に關し渡邊三郎氏(民)より兎毛皮、羊毛等の關稅に關し尾關關稅課長と質疑をなし正午休憩、午後一時五十分再開

一 臨時通貨法案 一 關稅定率法中改正法律案を一括議題とし討論採決の結果滿場一致政府原案通り可決、午後一時五十五分散會

【三・十五】 十七日は會議を開くに至らず流會となつた

擔保付社債信託中改正法律案に關する質
疑を打切つて後續いて福田關次郎氏「競
争入札の取締等に關する法律案」の提案
理由を説明し午後零時卅分散會

【三二】十九日は午前十一時五分開會、
總務部(大田氏)より「舊獨逸膠州租借
地還付に關する條約實施に伴ふ損失の補
償に關する法律案」中村大藏參與官より
「印刷局振置運轉資本補足に關する法律
案」昭和九年法律第七號中改正法律案」
の提案理由を説明し、續いて福田關次郎
氏(三)と司法省政府委員との間に福田氏
提案の競争入札の取締等に關する法律案
を中心とする質疑應答を重ねて後

渡邊氏 政府は輸出獎勵のため如何なる
對策をとりつゝあるや
松島通商局長 現在求償主義に力を置き
諸種の對策を進めて居る、即ち我が國
より輸出超過の諸國に對しては更にそ
れ以上の輸出の振興を期待しその輸出
増加額に對してはそれだけ相手國の物
品を輸入するといふが如き政策をとつ
てゐる、又輸出振興に就いては大藏、
商工等の關係各省とも緊密な連絡を保
つて爲替管理、輸出入臨時措置等の取
扱ひも特に寛大にする方針を實行して
ゐる

と答へ午後零時卅分散會
市街地建築物法委員會
【三二】十一日午前十時四十分開會、委
員長、理事を左の如く互選し同十時四
十分散會
△委員長 牧野賤男(政友) △理事 原
玉重(民政) 飯田助夫(民政) 葉梨新五郎
(政友) 江羅直三郎(政友)

【三三】十六日午前十一時五分開會、木
村内務參與官より同法改正理由を説明し
松村計畫局長より補足的説明あり飯田氏
より建築物の色彩と防空の關係に就て質
問し
松村計畫局長 相當の高層建築物に對し
ては防空上眞白なものや變形的のもの
に就ては制限規定を設けるべく研究し
てゐる

旨を答へ、次で野口喜一氏(政友)より商
工業地區等の騒音防止設備に就き松村局
長との間に質疑應答あり午後零時廿二分
散會
【三四】十八日午前十一時卅分開會
松永義雄氏(社大) 工業地域内に住宅專
用地區を置く考へはないか
松村計畫局長 將來都市の發展に應じて
考慮する
松永氏 都市の密集地域を緩和するため
地方計畫並に國道計畫を樹立する考へ
はないか
木村内務參與官 從來此の計畫は放任さ
れてゐたが最近各都市の異常の發達に
伴つて人口、産業の統制は勿論防空的
見地よりしても地方並國道計畫を樹立
することは最も必要で當局でも目下研
究中である

と答へ江羅氏より市街地建築物法の適用
に關し質問あり正午休憩、午後三時十分
再開
田中好氏(政) 今回の市街地建築物法の
改正に依れば住居、工業並に高度、空
地の各地區を特に指定することにした
のは何故か
松村計畫局長 都市の發展上から見て住
居の安寧を保持する上に現行法では不
充分であるので改正法に依り特に指定
することにした
福田關次郎氏(民) 路面上の電柱其他の
工作物の設置に關し當局に於て何等か
の方法で取締つては如何
松村計畫局長 電柱、看板其他工作物の
設置は市街の美觀及び防空上よりして
地下に埋設するなり撤去の方法を講ず
るなりして取締ることが必要なので目
下當局で取締方針を研究中である
長野高一(民)、井上良次(社大)の兩氏よ
り都市計畫法の適用に關し質疑をなし同
法案に關する質疑を終了、同五時半散會

【三五】市街地建築物法改正可決 【三六】十
九日午後二時十分開會、直ちに討論に入
り、原玉重(民)、田中好(政)、松永義雄
(社大)、道家齊一郎(第二)の諸氏より贊
成意見を述べ採決に入り満場一致可決同
二時半散會
懲罰委員會
【三七】西尾末廣氏の失言問題に關する
衆議院懲罰委員會は十七日午前十一時十
一分開會都合により直ちに休憩、午後三
時十五分再開、高見委員長以下各委員出
席審議を進めた結果十八日結審すること
に決し同四時廿分散會した

【三八】社大西尾末廣氏の懲罰事犯に關
する懲罰委員會は十八日午後一時一旦開
會したが直ちに休憩しその間政民兩黨間に
於て折衝を行ふ一方安部社大黨首は院内
議長廳接室に於て町田民政黨總裁、前田、
島田兩代行委員と會見様便の處置に出で
られんことを懇請するなどのことがあつ
て結局懲罰委員會は會議に至らず休憩の
まゝ、流會となつた

【三九】社大西尾末廣氏の懲罰事犯に係
る衆議院の懲罰委員會は十九日午前十一
時廿分開會したが都合に依り直に休憩、
引續き理事會を開き發言順序その他につ
き協議し、委員會は休憩のまゝ、流會とな
つた

各派動向

☆ 總動員法問題

政府修正に斷乎反對
【三九】政府は國家總動員法案は多年に
亘る調査研究を基礎とし且つ今次事變の
經過に鑑みて急速に之を必要とするに至
つたもので條文の字句の修正程度ならん
も角案の根本精神を破壊するが如き修正
には絕對應じ得ぬとなし委員會の論議に
鑑み十一日定例參議院の席上近衛首相よ
り町田民政黨總裁にも政府側の斷乎たる
見解並に所信を披瀝して諒解を求め、同
夜永井連相は町田總裁を私邸に訪問同様
首相の眞意を吐露して懇談を重ね更に十
二日は近衛首相自ら前田參議を院内首相
室に招き同様政府の所信を披瀝して政友
會首腦部に政府の意を傳へられる様懇談
する等政民兩派に對して首相自らその所
信を述べて諒解を求めた
社大黨原案支持
【四〇】社大衆議院に代議士會を開き國家總
動員法案に對し舉國的協力體制を採るべ
き旨を強調した左の希望條項を付し原案
に賛成することに決定し委員會には淺沼
稻次郎氏を、本會議には西尾末廣氏を立

て討論を行はしめることとなつた
△國家總動員法案に對する希望條項
一 本法は最も廣汎なる劃期的國家統制
の規定にして若く固定せる現行行政機
構を以てしては所期の目的を達成し難
きに鑑み政府は内閣制度、中央並に地
方行政機構、官吏制度等全般に亘る劇
新改革を斷行すべし
イ 國務大臣と各省大臣とを分離し各
省割據の弊を矯め内閣の強化を圖る
べし
ロ 各省並に部局の廢合新設及び地方
行政機構の改革を行ひ本法の運用に
つき事務の圓滑と敏速とを期すべし
ハ 文官任用令を改正して民間有能者
を登用すると共に官吏身分保障令を
廢止し官吏再教育機關を設置し以て
官吏の事務執行に關する責任を明か
にすべし

二 本法は國民の舉國的協力を基礎とす
るに非ざれば所期の目的を達成し難き
に鑑み舉國的體制を完成するため常置
委員會の設置、選舉制度の改正を含む
衆議院の改革並に華族議員の減少、職
能代表の参加を含む貴族院の改革を斷
行すべし
三 本法の運用に關しては政府獨善に陥
ることを避け、國家總動員審議會に準
じて本法の統制條項別に委員會を設置
すべきは勿論從來の各種委員會に見る
が如く形式に隨することなく國民階層
の創意を積極的に反映せしめる様最善
の努力を拂ふべし
四 本法の運用による直接の經濟的損失
については補償の規定あるも間接的損
失については何等の規定無きを以て、

【四一】社大西尾末廣氏の懲罰事犯に關
する懲罰委員會は十八日午後一時一旦開
會したが直ちに休憩しその間政民兩黨間に
於て折衝を行ふ一方安部社大黨首は院内
議長廳接室に於て町田民政黨總裁、前田、
島田兩代行委員と會見様便の處置に出で
られんことを懇請するなどのことがあつ
て結局懲罰委員會は會議に至らず休憩の
まゝ、流會となつた

政府は本法の運用につき國民生活を阻害せざるやう萬全の注意を拂ふと共に戰時社會政策の徹底を期すべし

五 本法中統後生産力の擴充と労働動員に關する規定の重要性に鑑み政府は労働者の積極的協力を實現し得るやう速かに労働國策を確立すべし

政友の對總動員方針

▲疑點なほ未解決せず 【三・二】 政友會は十一日午後六時より芝三條亭に國家總動員法案委員と總務との聯合懇談會を開催今後の方針に關し意見の交換に移り、濱田委員より

本法案の根本點に對する疑念が氷解してゐる譯ではないから我々は黨出身閣僚を通じて疑念を政府に訴へ、眞に我々が現内閣を支援して行けるやう意見の一致を圖るべきで、この意見疏通を等閑に附して徒らに本案通過を希望されても容易に同じ難い

又牧野(良)委員より

本法案は憲法の問題に關するものであるから政府と議員との間で國家統治の大本に關し所見を異にする形で黙移することは出来ない、現内閣を支援する立場から眞剣に善處の方針を講じ成るべく速かに結論を得るやう努むべきである

▲兩論對立して結局纏らず 【三・四】 政友會の國家總動員法案委員及び政調役員聯合協議會は十四日午前十一時より開會

同法案に對し修正を加へ得るか否か、如何なる修正を施すかに就いて協議を行つたが、無修正派と修正派が互に自説を堅持して譲らず熱烈な討論の結果遂に結論を得るに至らず混亂裡に同三時四十分散會となり、大口政調會長より兩論對立の實狀を幹部會に報告して解決の方途發見の處置を一任することとなつた

▲政友は砂田幹事長代理に一任 【三・四】 政友會の國家總動員法案に關する幹部政調正副會長並に同法案委員會理事の聯合協議會は十四日午後六時芝三條亭に於て開會、同法案に對する黨の態度につき協議の結果、倉元、熊谷、原口、宮崎、世耕、紅露、西岡、深澤、若田、志賀等の諸氏より種々意見の開陳があり

本法案に對し豫め政府と幹部の間に事前の諒解があつたといふ事實があるかとの質問に對し幹部より

と否定し結局本法案に對する全部の措置を砂田幹事長代理に一任することに決し同八時卅分散會した

▲政友も無修正で臨む 【三・四】 政友會は十四日午後八時半より芝三條亭に於て幹部會に引續いて最高首腦部會議を開催前田、島田兩代行委員、大口政調會長、砂田幹事長代理が居残り、幹部會に於て砂田幹事長代理に一任となつた國家總動員法案の取扱ひ方に就いて種々懇談を重ね同十時半散會したが、政友會としては同法案に對し無修正通過の態度を以て臨むものと見られてゐる

民政黨の對策

▲憲法論で意見纏らず 【三・三】 民政黨は十三日午後一時より丸の内常盤に於て國家總動員法案に關する委員の打合せ會を開き小川委員長以下各委員並に小泉幹事長出席、法案の取扱ひにつき協議に入先づ政府答辯の不明確な點及び案の内容中重要な點につき検討をなした結果、これらについては委員會の討論に先立ち政府に對し補充質問を行ふことに決し續いて本案に對する態度決定の上に重大なる關係を有する憲法問題について意見の交換を行つたが

一 本案の如き廣範圍に亘る委任立法は斷じて憲法違反である
一 否憲法違反ではない
一 形式的には違憲ではないが少くとも憲法を蹂躪するものである
等の意見續出纏らぬので同九時過ぎ散會

▲民政代議士會幹部一任 【三・四】 國家總動員法案に對する黨議決定のため民政黨は十四日午後一時より院内に秘密代議士會を開いたが違憲論を中心とする反對修正並に無修正の三論鼎立して議論紛糾し三時間半に亘り意見の交換を行つた結果野村嘉六氏の發議により漸く本案の取扱ひを院内外總務、政調役員、常任顧問並に本法案委員に一任することに決定して同四時卅分散會した

▲民政小委員に一任 【三・四】 國家總動員法案の取扱ひに關し十四日の民政黨代議士會に於て一任された同黨院内外總務、政調役員並に當該委員は同午後五時より院内兩院協議室に聯合會を開き協議の結果、櫻内院内外主任總務、小泉幹事長、小川委員長三氏の合議により左の十名を小委員に指名してこれが取扱ひ全部を一任し同時に友黨政友會との交渉も併せ一任することに決して同六時半散會した

▲兩黨交渉委員會會合 【三・五】 國家總動員法案に對する政民兩黨の交渉委員たる小泉、小川、大蔵、櫻井(以上民政)、砂田、大口、若宮、牧野(以上政友)の八氏は十五日午後一時半より院内議事廳接室に於て會合し、先づ小泉氏より

午前中砂田氏と會見して兩黨の黨内感情を報告し合つた上國家總動員法案の協議に當つては政民の提携を一層強化して時局に對處することを第一義として兩黨の折衝に移ることを及びなるべく速かに兩黨意見の一致を見て十六日の本會議に上程するやう努力することを申合せた

▲遂に無修正に決定 【三・三】 國家總動員法案取扱ひ方を一任された政民兩黨折衝委員會は十五日午後五時、三度開會、總動員法案委員の質疑應答の經過を速記録に依つて逐條精細なる検討を試みた結果

- 一 本法施行の時期
一 戦時又は戰時に準ずる事變の始期並に終期
一 本法と臨時非常立法との關係
一 第廿條發動の時期
一 第卅一條規定の業務の範圍
一 第五十條、總動員派議會の構成
等の諸點に亘り政府の答辯が不充分であつて疑義を掃む餘地あることを發見、殊に第五十條の委員會の構成は本法運用上至大の關係があるので同九時特に瀧企畫院總裁を招致して

▲遂に無修正に決定 【三・三】 國家總動員法案取扱ひ方を一任された政民兩黨折衝委員會は十五日午後五時、三度開會、總動員法案委員の質疑應答の經過を速記録に依つて逐條精細なる検討を試みた結果

一 本法施行の時期
一 戦時又は戰時に準ずる事變の始期並に終期
一 本法と臨時非常立法との關係
一 第廿條發動の時期
一 第卅一條規定の業務の範圍
一 第五十條、總動員派議會の構成
等の諸點に亘り政府の答辯が不充分であつて疑義を掃む餘地あることを發見、殊に第五十條の委員會の構成は本法運用上至大の關係があるので同九時特に瀧企畫院總裁を招致して

政府は第五十條の審議會は主として貴衆兩院議員を以て構成する旨答辯してゐるが、これは兩院議員が過半数を占めると云ふ意味に解釋して差支へないか又その趣旨に於て本法案を修正することに同意するか

と質したるに對し瀧總裁は近衛首相の意向を確めた上返答したいと答へ直ちに辭去して近衛首相と面接協議の結果

法案修正には同意し難きも審議會の構成に就いては從來答辯した通り主として貴衆兩院議員を任命することとし、その趣旨は本會議又委員會に於て答辯を求められれば改めてこれを明確ならしめ又第五十條施行命令要綱に右の趣旨を明記して十六日の委員會で頒布し政府の意圖を明瞭ならしめる

又次郎、大藤唯男、櫻井兵五郎、櫻内幸雄

▲遂に無修正に決定 【三・三】 國家總動員法案取扱ひ方を一任された政民兩黨折衝委員會は十五日午後五時、三度開會、總動員法案委員の質疑應答の經過を速記録に依つて逐條精細なる検討を試みた結果

一 本法施行の時期
一 戦時又は戰時に準ずる事變の始期並に終期
一 本法と臨時非常立法との關係
一 第廿條發動の時期
一 第卅一條規定の業務の範圍
一 第五十條、總動員派議會の構成
等の諸點に亘り政府の答辯が不充分であつて疑義を掃む餘地あることを發見、殊に第五十條の委員會の構成は本法運用上至大の關係があるので同九時特に瀧企畫院總裁を招致して

政府は第五十條の審議會は主として貴衆兩院議員を以て構成する旨答辯してゐるが、これは兩院議員が過半数を占めると云ふ意味に解釋して差支へないか又その趣旨に於て本法案を修正することに同意するか

と質したるに對し瀧總裁は近衛首相の意向を確めた上返答したいと答へ直ちに辭去して近衛首相と面接協議の結果

法案修正には同意し難きも審議會の構成に就いては從來答辯した通り主として貴衆兩院議員を任命することとし、その趣旨は本會議又委員會に於て答辯を求められれば改めてこれを明確ならしめ又第五十條施行命令要綱に右の趣旨を明記して十六日の委員會で頒布し政府の意圖を明瞭ならしめる

との正式回答を齎したためさしに行き
憚んだ折衝會議も茲に一道の曙光を認め
政府の誠意を諒として原案を無修正にて
通過せしむべしと云ふに意見の一致を見
十六日午前零時十分漸く散會した

▲總動員法案附帯決議續まる 【三・六】
民政黨櫻井政務調査會長並に政友會の若
宮貞夫氏は十六日午前十一時より院内に
於て會見、國家總動員法案に對する共同
付帯決議の原案を作成し續いて午後零時
半より兩黨では夫々交渉委員が會合し約
二時間に亘り之を檢討の後二時半より
櫻井、若宮兩氏の再會見を行ひ正式に之
を決定した

☆ 増稅案修正決定

政民共同修正に着手

【三・三】衆議院の増稅法案委員會は十二
日を以て質問打ち切りとなつたので同日正
午院内に於て民政黨の川崎委員長と政友
會の岡田忠彦氏が會見協議の結果兩黨よ
り夫々小委員を擧げて十四日午前十時よ
り院内に於て會合し共同修正案の作製に
とりかゝることに意見一致した

▲政民増稅委員協議 【三・四】政民兩黨の
増稅法案委員代表は十四日午前十時半よ
り院内交渉室に參集民政黨側から川崎、
勝、西村、岡本の四氏、政友會側より岡
田、松村、板谷、森田の四氏出席、兩黨
委員より夫々修正案を提示し種々協議を
重ねたが民政黨側の意見は案の根本に觸
れざる小部分の修正であるのに對し政友
會側の修正意見は金額は小なるも相當稅
の基本に觸れるものあるを以てその間懸
隔ありて意見の一致を見るに至らぬので

改めて幹部間に於て共同態度にき折衝を
行ふこととし、正午散會した

▲増稅案共同修正方針成る 【三・五】増稅
案の共同修正案作成に關する政民兩黨の
委員會は十五日午前十時より院内兩院協
議室に開會、民、政八委員出席、種々懇
談を重ねたが纏らぬので正午休憩、午後
三時半より重ねて會合を開き協議を遂げ
た結果

第一 所得稅に對しては生産擴充と産業
振興のため急激なる増稅を緩和し且つ
産業資本と金融資本との負擔の均衡を
圖る意味に於て減額を必要とすること
第二 消費稅は國民大衆の生活必需品に
對する課稅が過度に失するため砂糖消
費稅中下級品たる第一種第二種の増稅
額を半減し以て第三種第四種との稅率
の均衡を得せしむること

第三 物品稅その他は國民大衆の負擔を
輕からしむるため控除主義を一貫せし
むること
大體以上の三點に據り原案を左の如く修
正することに纏り同五時半散會した

△政民共同修正案

第一 所得稅 産業資本課稅は第一種、
第三種は政府の原案は二割五分増稅を
することとなつてゐるのを二割二分に
減額すること(これによつて生ずる歲
入減は大體千二百萬圓)

第二 消費稅 砂糖消費稅の第一種の甲
(黒)、第一種の乙(赤)及第二種(中白)
、以上の増稅金額は六百五十一萬三千
圓となつてゐるのを半減すること
第三 物品稅 原則として控除主義に則
り三千圓以上のストック品に課稅する
こと、酒は同控除主義により卅石以

上に課稅すること、納期は擔保品ある
ものについては更に一ヶ月を延期する
こと

第四 入場稅 原案の十九錢以上を廿八
錢以上に修正すること
第五 相續稅 控除主義により保險金及
び退職金は五千圓を超過するものに對
して稅を課すること
第六 ブドウ酒 一石十五圓の課稅を十
圓に修正する事

政民大藏當局と修正交渉

【三・七】増稅案修正に關し大藏省幹部と
政民兩黨代表委員は十七日午後三時より
五時まで、更に同午後六時より六時四十
分まで議長應接室に於て再度會見、大藏
省側より賀屋藏相、石渡次官、太田、中
村兩政務官、兩黨側より小泉、小川、勝
(以上民政)、砂田、大口、岡田(以上政
友)の六代表委員出席、兩黨側から當該
委員聯合會で決定した修正案を提示して
大藏省側の譲歩を求めたが、當局は兩黨
の修正案を承認すれば二千百萬圓の減收
を生ずる結果となり、到底容認すること
が出来ぬとの強硬態度を以て反撥し、修
正金額の大前提で頭打ちの形となり最後
に所得稅修正を始め各個の修正點に關し
意見の交換に移つたが、これ亦兩者の歩
み寄りを見ず散會した

政民共同修正案決定

【三・八】増稅案に關する政民兩黨の共同
修正案は十八日午後一時半より院内議長
應接室に於て民政黨の小泉、小川、勝、
政友會の砂田、大口、岡田六氏が會合し
政府より賀屋藏相、太田、石渡兩次官出
席の上左の如く正式に決定、同二時廿分

散會した

△修正内容

- 一 所得稅第一種、第三種の増率を二割二分五厘とすること
- 一 相續稅は前決定せる共同修正案通り
- 一 入場稅の免稅點を廿四錢前後とする
- 一 砂糖消費稅は各種百斤につき政府原案より十錢引下げ
- 一 物品稅ストック三千圓超過分に限り課稅することは共同修正案通り
- 一 但し納期一ヶ月延長は取止めとす
- 一 葡萄酒一石十五圓を十圓とする事は共同修正案通り、なほ右に依る減收額は約一千二百五十萬圓である

▲修正に依る減收一千二百萬圓 【三・九】
十八日政民兩黨増稅修正委員によつて決
定した修正案に依る歲入缺陷額は大略左
の如くである

- 一 所得稅 減收約 一千萬圓
- 一 相續稅 減收 六萬六千圓
- 一 入場稅 減收 七十萬圓
- 一 砂糖消費稅 減收 百廿萬圓 (但し平年度に於いては二百萬圓)
- 一 物品稅 減收 六十萬圓
- 一 生葡萄酒稅 減收 十萬圓
- 合計減收見込額 一千二百六十六萬六千圓

社大修正案

【三・一〇】増稅法案に對する社大黨の修正
點は同法案中の打切規定を廢止し免稅點
引下げに反對し、右打切規定削除によつ
て得る増收見込額は四百萬圓に達する
でこれは免稅點引下げ廢止による減收四
百萬圓を補ふものとなし左の如き修正案
を提出した

- 一 第三條第二項
 - 一 第五條第二項
 - 一 第六條
- ☆ 電力管理案と各派
社大黨松本氏の委員に抗議
【三・一二】社會大衆黨の河上、三宅、井上、
富吉、野海各代議士は十一日午前十時貴
族院議長室に松平議長を訪問し、貴族院
の電力國家管理案委員に關し貴族院の傳
統を破り東邦、日電兩社の顧問辯護士且
つ電氣協會の顧問である松本泰治氏を委
員とした點又同氏が無所屬議員であり貴
族院の慣例によれば委員に選任せられざ
るに係らず委員となつた點等につき要請
書を手交し善處方を要望した
- 電力國家斷行演說會
【三・一三】電力管理法案に關し徹底的電力
國家斷行を強調、併せて現下の政界動向
の批判のため電力管理期成同志會では十
七日午後六時より日比谷公會堂に於て演
說會を開いた
- ▲電力問題演說會に貴院不滿 【三・一七】
十七日貴族院電力委員會席上松本泰治氏
(無)は議會開會中日比谷公會堂を政治集
會に使用問題につき政府の處置を非難し
たが右に對し貴族院各派では、
日比谷公會堂は議事堂と距離が接近し
てゐるため議會開會中政治に關する演
說集會は一切行はしめないことになつ
てゐるに拘らず今議會を通じこの最重
要法案たる電力案が恰も特別委員會で
討議されてゐる際電力國家管理期成同
志會主催で十七日夜これに關する政談
演說會の開催を治安取締りの任にある
警視廳が許したることは不可解である
- 一 第二條第三項 削除

として政府の措置に對し少からず不満を抱いて居る

首相週相協議

【三六】衆議院に於て致命的修正を被つた電力案は更に貴族院に於ける審議も運々として進捗せずその成行は相當不安視されるものがある...

電力案は國家總動員法案とともに現内閣最重要法案の一つであり殊に現下我國の最重要目的たる國防充實に至大の關係を有するものである...

電力案で會期延長か

【三七】貴族院で難航中の電力案に對し兒玉委員長は成行きを憂慮し圓滿成立を圖るため各方面を奔走中である...

農地、總動員兩法案の審議に手加減を加へ、電力と併行せしめ三案について政府をして會期延長を奏請せしむるやうにしては如何と提議したるに對し酒井伯は電力案の成立のため他の兩重要法案の審議に手加減を加へる事は穩當でない旨を述べこれを拒絶した

☆ 西尾氏懲罰問題

政友は除名論

【三八】政友會では西尾末廣氏の發言にからむ懲罰事犯問題(衆議院「本會議」参照)の取扱に關し十八日午前十一時卅分院内控室に幹部と懲罰委員の聯合會を開き協議の結果、除名處分に付すべしとの強硬論が大勢を占めなほ民政黨も折衝して同一歩調をとる事とし午後の懲罰委員會に臨む事に決定した

民政西尾氏除名に決定

【三九】社大の西尾末廣氏にかゝる懲罰事犯に對し民政黨の懲罰委員は十八日正午より院内に會合協議の結果除名論に一致したが、續いて午後一時より有志代議士會を開き百瀆渡氏を座長に推し武知勇記氏より之に對する政友會の態度を報告し濱野徹太郎氏より

西尾氏にかゝる懲罰事犯の本體は我々が慎重に且つ嚴肅に検討すればする程議員としてその存在を許すべきに非ざるよし極刑の除名處分に付すべきであると考へる、仍つて此の旨幹部に進言したいとの動議を提出し拍手をもつて萬場一致之を可決したので武知院内總務より有志代議士會の結果として右の趣旨を幹部に進言する事とし一時十分散會した

安部社大黨首緩和に奔走

【四〇】社大黨の安部黨首は十八日午後二時卅分民政黨の町田總裁と議長應接室に於て會見し

西尾氏の發言は何等思想的に深い根柢のあるので何分穩便の處置を願ひたいと衷情を披瀝して了解を求めるところあり、町田總裁も幹部と相談の上何分の考慮する旨を答へて同四十分會見を終り、安部氏は更に同三時政友會の前田、島田兩代行委員と同じく議長應接室で會見同様了解を求めるところあつた

懲罰取扱ひ民政幹部一任

【四一】民政黨は西尾末廣氏の懲罰事犯に關し十九日午前十一時より院内に幹部と懲罰委員の聯合會を開き續いて同午後一時より代議士會を開き長井源氏より委員間の協議經過を報告の後濱野徹太郎、青木亮真、塚本三の諸氏より熱烈な意見の開陳あり大勢は強硬論に一致したが櫻内院內主任總務の發言によりこれが取扱ひを幹部と當該委員に一任し更に政友會をはじめ他派との交渉を小泉幹事長に一任して同二時休憩した

西尾氏の除名に尾崎氏反對

【四二】西尾氏懲罰問題に關し第二控室の尾崎行雄氏は十九日午後院內にて町田民政黨總裁、島田政友會代行委員等と會見し、西尾氏の處分に對し萬一除名處分の如き事があれば我が憲政上由々しき問題である旨を強調し考慮を求めた後、院內第二控室に於て午後一時半より同控室所屬議員會員出席のもとに代議士會を開き、尾崎氏より

若し西尾氏の除名處分の如き事があれば本會議に於て右除名處分反對の演説をなし、それがため自分自身の除名ありとも毫も介意せず我が立憲政治を斷手擁護する旨を強調し、第二控室に於ても全員一致尾崎氏の説を是認し飽迄も西尾氏の除名處分には反對することを決定した、向尾崎氏は萬一西尾氏が除名處分に附せられる場合は本會議に於て反對意見を述べることになつてゐる

政民兩幹事長會見

【四三】民政黨の小泉幹事長、政友會の砂田幹事長代理の兩氏は西尾氏の懲罰問題に關し十九日午後四時半院內議長室に於て會見し、兩黨内に於ける情勢を相互に報告し合つて協議の結果

事の重大性に鑑み十九日は決定を留保し、たゞ本會議散會後懲罰委員會を開いて協議の上更に廿二日委員會の討論に入り態度を決定すること

社大強硬態度決定

【四四】社大黨では十九日の本會議散會後直に院内に代議士會を開き、西尾氏の懲罰問題に關し政民等各派の態度に就き種々協議した結果十八日夜の代議士會に於て決定せる如く、西尾氏の除名處分の如き非立憲、不合理なる處置には反對し現在までは現下の戰時議會に鑑み無用の紛議を避けるため各派に了解を求めたのであるが、尙政、民等に於て西尾氏の言語を曲解し敢て了解せざるが如き状態を續けるならばこの際政、民兩派の策略的態度を爆撃し國民大衆の支持の下に徹底的に、多數を待み、不合理且つ言語同斷なる處置を敢てする政、民等に對し、敢然立つて舉黨一致一大鬪争を展開すべきであるとなし該問題に對する強硬態度を決定した

☆ 其 他

農業保險修正問題

▲ 民政農村有志代議士會 【四五】 民政黨の一道廿六縣冷害地關係の有志代議士會は十八日午前十一時半より院内に於て開會、農業保險法案に對し協議の結果 本案を修正して保險の目的中に冷害、雪害を加へ、蟲害の中に稻熱病を、麥類の中に燕麥を加ふること を決議しこれが實行委員に仲西、小柳、林、深澤(吉)、森田、卯尾田、澤田、佐藤(與)の八氏を擧げて午後一時散會、よつて實行委員より幹部にこれを進言の結果幹部としても同立法委員に傳へてこれが實現を期する旨言明した ▲ 農林當局修正反對 【四六】 農業保險法案に關しては各黨何れも冷害を保險事故に加ふべしとする論多きに對し農林當局としては豫算及保險技術の點から全く不可能なるのみならず原案に冷害を加ふる結果は徒に保險料率を釣上げることに依つて冷害地農民の負擔を極端に増加し寧ろ實弊に於て損失となるべき場合多きを指摘してゐる ▲ 政黨批判問題第二控室聲明 【四七】 衆議院の第二控室では十八日午後院内に代議士會を開き、週日國家總動員法案の討論の際今井新造氏が各派交渉會の誓約を破り兩大政黨の不信なる言説態度を論難せる如く兩政黨では發表したが第二控室として政黨を批判すべからずとする如き不合理なる誓約に應じたる事實なく斯る聲明を爲すは結局小會派彈壓の機會を捉へんとするものに過ぎないとして各派に反省を求めるとの聲明を發すると共に小山議長に對しても嚴重申入れをなす所があつた

政 治 外 交

旬 間 大 觀

議會も終末に近づき内閣改造乃至は近衛首相退論まで口の端に上るやうになつたが、政府は一向お構ひなしに對支工作と之に併行して銃後對策を着々進めてゆく。懸案の對支經濟事務局案を承認、之に伴ふ對支經濟審議會設置も決定、法制局と外務省の對立も解消し、更に北支開發、中支振興兩會社法案を決定議會に送つたが、内務、厚生兩省を中心とする内閣諸對策も豫算を得て新年度早々着手される。

入替者職業保障法改正、保證限度擴張法、農村負債處理法、硫酸アンモニヤ増産法、十三年度第二第三追加豫算の提出を以て議案の議會提出も終り、議會の協賛を纏つた十二年度追加、十三年度總豫算が公布された。尙陸軍補充令、兵役施行令改正について發表があつた。

伊太利訪日使節の來朝と時を同じくして帝國政府より獨逸合邦に祝電が發せられ東京・ベルリン・ローマ樞軸は彌が上にも固きを加ふ。

樞 密 院

樞府委集

【三・二】十六日は樞府定例參集日に就き平沼、原正副議長外各顧問官は午前十時官中に參内、天機を奉伺して退下した

一 般 政 治

☆ 閣 議

對支兩會社案承認

【三・四】政府は十四日午後零時半院内に臨時閣議を開き近衛首相以下各閣僚出席(末次内相缺席)先づ永井逋相、中島藏相

より國家總動員法案に對する政、民兩黨内の情勢につき今後波瀾はあつても大勢は無修正で通過の方向にむいてゐる旨を報告し、次で青木企畫院次長より北支開發會社並に中支那振興會社案の要綱を説明、これに對し廣田外相より二、三の發言あつて異議なくこれを承認し法案は法制局において文案調整の上一兩日中に議會に提出することにし同一時半散會した

▲法制局長官官會見【三・二】船田法制局長官は十一日午後一時半首相官邸に於て近衛首相と會見、對支會議並に對支事務局案に關し法制局長案、外務省案の内容並に法制局と外務省との折衝經過を詳細説明し、種々協議した結果同日午後院内に臨時閣議を開いて右に關する政府の方針を協議することになつた

▲首相、外相對支機關設置問題協議【三・三】政府は過般來對支中央機關設置の具體化に就いて研究中であるが十四日午前十一時院内大臣室に於いて近衛首相並びに廣田外相は風見書記官長を交へて之が取扱其の他に關し意見を交換した

▲對支中央機關兩案決定【三・五】十五日の定例閣議は午前九時四十分より院内大臣室に開會、近衛首相以下各閣僚(末次内相、有馬農相缺席)出席先づ懸案の北支那開發株式會社法案並に中支那振興株式會社法案(案文「支那事變」欄参照)を附議しこれを正式に決定一兩日中に衆議院に提出することとし、次いで右兩會社に對する中央監督機關として内閣に設置する對支經濟事務局及び對支經濟開發重要事項審議調查機關として新設する對支經濟審議會の組織構成案を決定し同一時半散會した

☆ 一 般 事 項

政務官會議

【三・八】政府は十八日午後零時半より院内大臣室に政務官會議を開き瀧企畫院總裁、風見書記官長並びに各省政務官出席明十九日衆議院に提出される第三次追加豫算を以て政府の議案提出も終了するが會期も切迫の折柄一層各議案の審議促進に努めること

☆ 内 閣 參 議

對支中央機關聽取

【三・二】宇垣參議以下各參議(松岡、郷兩參議を除く)は十一日午後一時半首相官邸における凱旋將軍歡迎午餐會終了後居残つて臨時參議會を開き、政府側より廣田外相、船田法制局長官出席、外相より最近の外交事情を詳細に説明、又法制局長官より對支事務局案の内容に關し説明、種々懇談して同三時半散會した

▲前田氏首相訪問【三・三】政友會の前田米藏氏は十二日午後五時半院内大臣室に近衛首相を訪問十一日午後の臨時參議會に於いて議題となつた北支並に中支産業開發法案及び對支中央機關の機構問題等に関する參議會の意向を傳へ問題に對する政府の方針を質し種々要談して同六時四十五分辭去した

▲對支機關消極に不同【三・五】臨時内閣參議會同は十五日午後四時より首相官邸に行はれ宇垣參議外各參議(郷、松岡兩參議缺席)政府側より廣田外相、船田法制局長官出席先づ船田長官より同日の閣議で決定せる北支經濟開發、中支振興兩會社法案並に對支中央機關案の内容につて詳細に説明し次で外相より獨逸合併を中心とする歐洲政局について報告種々意見の交換を遂げ同五時半散會したが、對支機關問題に關しては法制局長官の解釋説明に對し各參議より舉つて對支經濟事務局に對する政府の消極方針に就き政府の事情から暫定的のものに決定したと言ふのであれば吾々はそれ以上何等言ふべきことは無いが、苟くも對支國策を調整し之を實行して行かうとするには一日も速かに強力なる中央機關の實現を見る條善處せられたい

▲對支中央機關意見交換【三・七】十七日の臨時參議會は午後四時卅分開會政府側より近衛首相、風見局長、船田法制局長官、參議側より町田、前田、宇垣、荒木安保、池田、秋田の各參議(郷、松岡兩氏缺席)先づ近衛首相より政府が今議會に提出に決定した北支那開發、中支那振興兩會社法案並に右監督機關としての對支經濟審議會及び對支經濟事務局設置に關する政府の意圖を明確にし

政府としては對支中央機關としての審議會事務局は暫定的措置としておく方針であつて將來支那事變の推移と北支政權の基礎確立されたる場合は更に中央機關を擴大強化する方針である

旨を述べ參議側より右機關に就き對支機關として規模甚だ小さく果してその機能發揮し得るやとて種々擴大意見が出たが結局政府の意圖を諒として同六時十

分速かに之を補充してその趣旨に副ふべき旨を答へて極力諒解を求めたが、參議側の言ふ所に依れば

強力なる對支中央機關の設置に關しては去る一月帝國の對支重大聲明の發表以來宇垣參議を始め各參議よりその必要に就て政府に屢々進言した所であり最近に於ては之が具體的決定に先立ち去る十二日も前田參議より近衛首相に對して全參議一致の要望として強力機關設置の要を強硬に力説した程で、それだけに今回の政府の暫定的措置に就ては深く之を遺憾とせざるを得ないと言ふのであつて各參議共政府の消極的態度に對し今後幾多難關の豫想される對支政策の遂行に多大の危懼を抱いて居る模様である

分散會した

☆ 往 來

▲木戸文相首相訪問【三・三】木戸文相は十三日午後七時半、秩父の別邸に近衛首相を訪問、當面の諸問題につき要談した

▲勝田氏首相訪問【三・五】貴族院研究會の勝田主計氏は十五日午前十一時近衛首相を永田町の私邸に訪問、要談一時間にして辭去した

▲原田男閣公訪問【三・六】原田熊雄男は十六日午前十時、興津坐漁莊に西園寺公を訪問、獨塊合邦を中心とする歐洲政局の動向及び議會の情勢その他一般政情について報告同十一時七分辭去した

▲河原田氏首相と要談【三・六】河原田稼吉氏は十六日午後九時分衆議院本會議事會後、近衛首相を院内大臣室に訪問時局問題につき要談した

▲中野正剛氏官上【三・六】國民使節として渡歐、先頃歸朝した中野正剛氏は十六日午前十時半より參謀本部に於て秩父宮殿下、閑院參謀總長宮殿下に謁を賜り約二時間に亘つて獨伊兩國訪問觀察の結果を官上兩殿下より有難き御言葉を賜つた

☆ 法令公布

△十一日

- 一 明治四十四年勅令第五號在南滿洲帝國領事館附警察官に關する件廢止の件
- 一 國立癩療養所官制中改正の件
- 一 癩療養所職員制中改正の件
- 一 明治四十年勅令第五十一號關東州學校職員任用に關する件中改正の件
- 一 肥料依頼検査手数料令

一 昭和十二年法律第四十四號日本無線電信株式會社法中改正法律施行期日の件(三月十二日)

△十二日

一 逓信省官制中改正の件

△十五日

一 明治卅二年勅令第三百四十二號開港及開港に於て輸出すべき貨物の指定に關する件中改正の件

△十六日

一 昭和十三年度一般會計歲出の財源に充つる爲公債發行に關する法律
- 一 昭和七年法律第一號中改正法律
- 一 造幣局東京出張所廳舍その他の新營費に關する法律
- 一 對支文化事業特別會計法の特別に關する法律
- 一 朝鮮事業公債法中改正法律
- 一 金銀地金精製及品位證明規則中改正の件

△十七日

一 農林省官制中改正の件
- 一 米穀利用研究所官制
- 一 裁判所の設立に關する法律
- 一 大正二年法律第九號中改正法律

△十八日

一 畜産試驗場官制中改正の件
- 一 商工部内臨時職員設置制中改正の件
- 一 昭和十二年勅令第六百廿四號臨時厚生省に臨時軍事授護部を置くの件中改正の件
- 一 漁業法中改正法律
- 一 産業組合中央金庫法中改正法律
- 一 産業組合自治監査法

△十九日

一 大正十一年勅令第六十號海軍作業廳所屬雇員以下現業員の共済組合に關する件中改正の件



☆ 消 息

▲ソ大使次官訪問【三・四】スラウツキ駐日ソヴエト大使は十四日午後五時外務省に堀内次官を訪問、領事館閉鎖問題、抑留船問題について要談一時間にして辭去した

▲英大使次官訪問【三・四】クレイグ駐日イギリス大使は十四日午後三時外務省に堀内次官を訪問、上海の海關問題に關し要談一時間半に及んだが、同問題については日英間に大體意見の一致を見るに至り近く交渉成立の見込みを得る状態に到達した模様である

▲英大使堀内次官訪問【三・六】クレイグ駐日英國大使は十六日午後六時廿分外務省に堀内次官を訪問上海における海關及び貿易問題等につき要談の後八時辭去した

▲兩代理公使謁見【三・五】新任駐日スペイン國代理公使フランシスコ・ホセ・デルカステイリオ氏は十七日午前十時卅分宮中に參内天皇陛下に謁見仰せつけられ敬意を表し奉つた、又同時刻近く歸國するポルヴィア國代理公使ホセ・エドゥアルド・ゲラ氏も謁見仰せつけられお暇乞ひを言上した

▲東京俱樂部時局懇談【三・七】東京俱樂部では十七日午後四時半同俱樂部に閑院總裁宮殿下の台臨を仰ぎ、在京各國大公使を招待、近衛首相、廣田外相、松井石根大將、徳川家達公、松平宮相、暹に國民使節として歸朝した大倉喜七郎男、芦田均氏等が出席、テイ・パーテーを開き談笑の間に日支問題その他に就き懇談、各國大公使に多大の感銘を與へ同五時半頃散會した

▲英大使外務次官訪問【三・六】クレイグ駐日英國大使は十九日午前十一時半外務省に堀内次官を訪問上海の海關問題其他に就き約一時間半に亘つて懇談同午後一時辭去した

▲廣田外相與英領事館閉館【三・三】英領事館は三月末日限り閉館し明治四十二年開設以來卅年の歴史を閉ぢることとなつた、尙國們分館も同日閉館に決定した

▲獨逸憲法正式に通過【三・五】獨逸政府は十五日駐日獨逸大使館を通じて公文を以て廣田外相に對し去る十三日公布を見た獨塊合邦を規定する新聯邦憲法正文を正式に通過して來たので帝國政府としては列國に率先して近く駐獨公使館の引揚げを行ひ、之を以て合邦の事實を承認することとなる筈である

▲首相外相の祝電に返電【三・七】我國は今次獨逸が歴史的飛躍を試みて獨塊再合併に際し不取敢三月十五日近衛總理よりヒトラー宰相に對し直接祝電を發すると共に廣田外相より在獨

東郷大使を通じてリッペンロッツ外相に帝國政府の祝電申入方を訓令したが右に對しヒトラー宰相及リッペンロッツ外相より夫々近衛總理及廣田外相に對し左の如き謝電があつた

☆ 獨塊合邦承認

▲獨逸憲法正式に通過

▲近衛總理發ヒトラー宰相宛祝電(三月十五日)

貴宰相多年の念願たる獨塊合併に際し衷心より祝意を表すと共に獨逸民族の繁榮並閣下の御健康を祈る

▲ヒトラー宰相發近衛總理祝電(三月十六日)

☆ 伊太利使節

▲廣田外相發リッペンロッツ外相宛祝電(三月十六日)

帝國政府は今回獨塊兩國政府の英斷に依りて實現を見るに至りたる兩國の合併が獨逸民族多年の宿望を達成したるのみならず更に防共陣營の強化擴大に資する所大なるべきを思ひ茲に獨逸國政府に對し衷心よりの祝意を表す

▲リッペンロッツ外相發廣田外相宛祝電(三月十九日)

獨塊の再合併に際し東郷大使を通じて余に傳達せられたる日本帝國政府の祝意に對し余は茲に獨逸國政府の名に於て閣下に衷心よりの謝意を表す、閣下の御通達に當地に於て誠實なる友情の證左として非常なる満足を以て迎へられたるが右は日獨結合を一層鞏固ならしむるに資すべし

訪日伊使節團上海着

上海【三三】伊太利使節團長侯爵ヂヤコモ・パウルツチ大使以下十二氏を乗せたコンテ・ビアンカノ號は十五日午前十時上海に入港、使節團は谷公使陸海軍參謀長以下在留同胞代表者數十名、上海フアシスト指揮官リヂオ武官始め在留イタリア官民多数の出迎へを受けカセイホテルに入つたが、少憩後正午イタリア俱樂部に於けるイタリア居留民主催の歓迎會に臨んだ

▲戦跡を視察 上海【三五】イタリア訪日使節團は十五日午後四時カセイホテルの宿舎を出發北停車場鐵路管理局、江灣競馬場等の上海附近戦跡を視察、最後に舊市政府に於て團長パウルツチ侯爵は我方の懇切なる案内に對し

豫てから日本軍が勇猛果敢なるを聞いてゐたが本日眼のあたり此の戦跡を視察して益々その感を深くしたと謝辭を述べた、尙一行は午後八時からブロードウェイ・マンションに於ける陸海外出先三長官の招宴に臨んだ

▲上海出發 上海【三六】十五日日伊兩國官民の歡迎裡に上海到着以來日本に一步先立つて日伊官民との間に盛んな交誼を遂げたヂヤコモ・パウルツチ團長以下リベッタ教授、ロッドロ講師等の訪日伊太利親善使節團一行十二名は豫定通り長崎丸にて十六日正午上海を出帆日本へ向つた

伊親善使節上陸第一歩

【三七】日伊親善の重大任務を帯びて日本帝國に使用するフアシスト訪日使節團パウルツチ侯以下十八名及隨員四名の一

行は十七日午後三時岡田長崎縣知事以下官民多数の出迎を受け長崎に上陸、歡迎委員と共に拵數臺の自動車に分乘し、六千小學生の打ち振る旗の波を分けて來朝第一夜の夢を結ぶべく國立公園雲仙に向つた

▲使節團の顔觸れと略歴【三七】伊太利フアシスト訪日親善使節一行の顔觸れは左の通りである

- △團長ヂヤコモ・パウルツチ侯 外交卿の出身、大正九年から十年へかけて駐日大使館一等書記官として東京に在したことがあり、わが國の政治家、外交官に親交ある人が多い、國策宣傳機關たるルーチエ映畫協會、宣傳省管轄下のイタリア映畫取引管理協會の總裁、法學博士、農業、林業等にも造詣が深い
- △トニノ・アゲモ氏(三〇) 下院議員、計理士、歩兵中尉として世界大戦に出征した勇士である
- △ジオバンニ・ベレリ氏(三〇) 下院議員 文學並に哲學博士、登山家
- △ボツファ・タルラツタ氏(三〇) 砲兵少佐、經濟學並に商業學博士、大戦に出征した
- △パオロ・ボンバルド氏(三〇) 法學博士
- △ローマ銀行理事
- △カミロ・カナリリ氏 砲兵少佐で大戦に参加した勇士
- △オルランド・デ・イコラルト伯(元) 法律、政治學、社會學等の博士號を持つ若き貴族
- △アツチオ・アツチ氏(三〇) 法學博士、スポーツマンでイタリア輕スポーツ聯盟理事長を勤めてゐる他自らアマチュ

アスポーツ會員で週刊スポーツ雜誌「アトレチカ」の編輯もして居る、オリベック委員

- △フランコ・ロイセ氏 貴族、經濟學士、會學博士、エチオピア戦に出征した
- △ウンベルト・マルコニ氏(三〇) 法學博士
- △ビエトロ・リヴエツタ伯(三〇) 法學博士、大戦には義勇軍に加はり参加した大學教授、ジャーナリストとして又ニューモア作家として有名で、曾つて日本を訪れたことがあり、「里別田神太郎」の日本名を名乗るほどの非常な親日家で日本に關する著書も多い
- △マルセロ・ロッドロ氏(三〇) 外交官、法學博士、前駐ノールウエー公使
- △エドアルド・ロツシ氏 大戦に出征、名譽の戦傷を負つた砲兵少佐
- △ランドルフ・オ・ヴェツチニ氏(三〇) 下院議員、土木學博士、國際労働會議講義師代表、大戦に出征し護のエチオピア戦にも義勇軍に参加出征した熱血男子
- △ヴィスコンテ・デ・イ・モドロノ伯(三〇) 農學博士、若き航空中尉としてその優秀な技能を謳はれてゐる人、レギメ・フアシスタ」紙の編輯に携はつたことがある

▲雲仙發【三八】仙崎雲仙に來朝第一夜の夢を結んだ訪日イタリア使節團一行は十八日午後一時自動車を運ね小濱街道を下山、海岸の景勝を賞でつ、諷早着長崎縣市側の委員と固き握手を交し外務、陸海軍側委員の案内により三時卅分諷早發急行で晴れの帝都入りの旅についた

▲皇軍將士遺家族へ金一封【三九】イタリア親善使節團長パウルツチ侯は來朝第一

二日朝雲仙觀光ホテルで歡迎委員副委員長崎縣總務部長と會見、上海で見た皇軍將士の健闘振りを稱へた後出征將士遺家族へと金一封を托した

外相メツセーヂ

【三九】十七日長崎に上陸第一歩を印するイタリア訪日使節團の到來を迎へて廣田外相は十六日左の如き歡迎のメツセーヂを發表した

イタリア訪日使節團を迎へて

外務大臣 廣田弘毅

友邦イタリアから遙々來訪せる侯爵ヂヤコモ・パウルツチ・デ・イ・カルボリ・パローネ大使を團長とする使節團一行を帝都に迎へますことは、日伊親善の爲めに感激に堪へません、日本國民はイタリア國民の熱烈なる愛國心に對して深い尊敬の念を懷いて居ります、殊に、近年ムソリーニ首相統率の下に、イタリアが大戦後のあらゆる難局を克服して、今日見るが如き隆々たる國運の進展を遂げました驚異すべき事實に對し深甚なる感銘を覺ゆるのであります、イタリアは申すまでもなくローマ帝國が嘗て榮えた國土であり、近代文藝復興發祥の地であります、この光輝ある過去を有するイタリアが平和と文明のために重大なる責務を痛感して居ることは固より當然のことであり、す、イタリアが人類の文明を破壊せんとする兇惡なる赤化勢力に對し、これを徹底的に殲滅し牢乎たる決意を懷き、昨年十一月日獨防共協定に参加して、茲に三國の防共陣が結成されましたことは世界の平和と人類の福祉のために喜ばしいこととであります、イタリアと日本とは同じ理想と信念によつて提携した防共の盟

邦であります、支那事變以來イタリアが我國に對し示された理解と好意に對し深甚なる謝意を表明するものであります使節團はフアシスト黨、國防國民軍、民衆文化省、教育家聯合、工業家聯合、工業労働者聯合、農業者聯合、農業労働者聯合、商業者聯合、金融及び保險機關聯合、職業及技藝聯合、國民協會の各代表を網羅し、實に組合國家たるイタリアの總ての部門を代表する有力なる團體であります、日本はこれまで外國の種々の來訪を受けたことがありますが、今回の如く有力機關を代表する斯くも多數の人々を迎へたことは未だ嘗てないのであります、即ち使節は、イタリア全體の心と姿とを代表して日本に來訪されたのであります、イタリアが我國に寄せられたるこの友情と熱意とは何よりも強く、我々の心を打つてあります、使節團一行には來訪の機會に、我國各方面と隔なき接觸を遂げられ、いやが上にも相互の理解を増進し、日伊兩國が相携へて世界平和と文明擁護の大道に邁進することを希望して已みません、終りに使節團一行を特派されたるイタリア政府に對し、深甚なる敬意を表します

▲バ使節外相に挨拶打電【四〇】フアシスト訪日使節團長パウルツチ侯は十八日午後一時廣田外相の歡迎メツセーヂに對し左記來朝の挨拶を打電した

外務大臣廣田弘毅閣下

イタリアフアシスト使節代表が日本に感激の第一歩を印したるに對し閣下は懇篤なるメツセーヂを贈られ余並に黨員代表一向に深く感激し厚く感謝を表するものである、閣下の懇篤なる御言

葉は日伊兩國に眞實にして厚き友誼に
よるものである、一行はフアシスト黨
の代表として馴ひたいと考へる、閣下
の熱誠なる歓迎の辭に對し今や我々は
心からの敬意を表すると共に深甚の感
謝の意を表するものである

帝都入り

【三二】十八日讀早發東京の途についた
イタリア訪日親善使節團一行は沿途各地
の歓迎に感激しつゝ十九日午後三時廿五
分特急富士で入京、晴れの東京驛頭には
アウリツチ伊大使始め各國大、公使各
閣僚代理、歓迎委員長堀内外務次官、接待
委員長若手公使以下宮内省、外務省、内務
省、陸軍省、海軍省、鐵道省其他門野東
京商工會議所會頭、大倉日伊學會長、樺
山國際文化振興會理事長等歓迎委員廿四
名を初め在留フアシスト黨員、各國體代
表約五百名が出迎へ大混雜を呈した、一
行は直ちに宮中に参内、記帳を終へ廣田
外相、近衛首相、小山衆議院議長を相づ
いで訪問、メッセーヂを傳達、伊太利大
使館に立寄つてアウリツチ大使と會談、
午後六時半帝國ホテルに到着いたが夜は
伊國使節歡迎國民大會主催の二萬人の提
灯行列がホテル前に至り「イタリア萬歲」
「ムツリニ萬歲」を潮の如く絶叫、使
節一行之に應へ日比谷一帯は兩國親善の
一色に溢りつゞされた

ム首相メッセーヂ

【三三】伊太利使節團が齎したムツリ
ニ首相より我が近衛首相に對するメッ
セーヂ左の如し

總理大臣閣下
フアシスタ黨使節團長パウルトツチ・デ

イ・カルボリー・パローネ大使閣下を
して閣下に對し日本政府及日本國民に
對する伊國政府の祝福の挨拶を傳達せ
しむ戦捷より生れ革命より形成せられ
たるフアシスタ伊太利は熱烈且つ深厚
なる好意を以て勇敢なる日本國民を注
視し且つ光輝あり繁榮ある前途に向つ
て日出づる帝國の擡まざる上昇を衷心
より願ふものなり、由來伊太利と
日本は其の希望を同じくし、光輝ある
過去に對する尊崇と其の偉大なる將來
に處する共通の信仰とを共有し未だ嘗
て相反したることなき相互的親交の絆
に依り蓋く結合せられ居り又兩國政府
及兩國國民をして人類の最高の神聖な
る資財を陷弊に導かんとする破壊的空
想に對し人類文化を守護せしむる協定
に依り今や兩國は更に密接に結合せら
れたり新興伊太利の理想及推進の中心
を破壊せんとする傾向に對し争闘の先
驅を爲すフアシスタ國民黨は本使節團
を派遣して偉大なる將來を有する日
本帝國にとり此の歴史の時機に於て兩
國の相互扶助と親交の新たな確證を日
本國民に呈せんと欲するものなり、黒
シャツ使節團に依り傳達せらるる前述
の感情の發露に出づる本メッセーヂを
受領せらるるに際し同時に天皇陛下、
日本國民、閣下並に閣下の主宰せらる
る政府の爲に伊國政府の名に於て且余
個人としての最良の祈念を受けられん
ことを請ふ

貴首相に向つて至高なる敬意を表す
ムツリニ

總理大臣近衛文齋公府閣下

チアノ外相メッセーヂ
【三四】チアノ外相より廣田外相に對す
るメッセーヂ左の如し

チアノ外相

廣田外務大臣閣下
フアシスタ政府の閣員の資格に於て予
は閣下並に全日本國民に對する衷心よ
りの敬意を今や日本に出發せんとする
イタリア・フアシスタ黨使節團長パウ
ルトツチ・デイ・カルボリー・パローネ
大使閣下に托せり

廣大なる道なき土地且つ不越の太平洋は幾
多の世紀に亘り兩國關係を阻止せり、
思想は凡ゆる障害を打破し西歐に於て
日本に關する最初の消息が一伊太利人
の旅行者に依り齎らされたるは慶賀せ
ざるを得ず予は思考す、思想の勝利
に依り生れたる日伊の親善は時に今日
に於ては一時的の利益將又移り變り行
く提携の運行に基礎を置くものに非ず
して深遠なる精神的類似を根據とする
親善なり

右親善は吾等兩國國民の生活に對する觀
念の一致することにて於て表明せらるる
所に於て兩國國民は其の史的傳統を誇り
とし光に満ちたる過去と健全なる身體
を有し決意に燃へ祖國本意の精神的單
性に育まれたる新國民を形成しつゝ
ある洋々たる前途を約する前徴とに基
礎を有するものなり

日伊兩國國民に依り最近の協定の主旨
が完全に且自發的に了解せられたる所
を以てして斯くの如き觀念上の一一致は
確認せらるる所なり

斯して予は黨首の命令に依り右協定の
締結に努力したることを特に欣快とす

總理大臣近衛文齋公府閣下

尙協定に於て予は世界文明及平和の擁
護の爲兩國國民間に今後の益々有効なる
提携が開始し且確保せらるることを認
むる所なり

親愛なる貴大臣且つ閣僚の敬意を受け
られんことを乞ふ

小山議長へのメッセーヂ

【三五】フアシスタ黨ストラチエ幹事長
より小山衆議院議長へのメッセーヂ左の
如し

フアシスタ黨幹事長 ストラチエ
小山衆議院議長閣下
ドウーチエ統率の下にあるイタリアフ
アシスタ黨は日本に其の代表者を派遣
し好意の森嚴なる證左を表示するを最
光榮とするものなり

ムツリニの資性により斷乎たる精
神のもとに鍛鍊せられたる伊太利フアシ
ズムは戰勝の爲に且は其生命の爲に戰
ひつゝある

此の重大時局に於て日本國民が人類文
化の救済と勝利を意味する所の戦捷の
前徴と祝意に於て精神的にフアシズム
が其近くにあることを欲するものなり

此の心情に於て使節團長パウルトツチ・
デイ・カルボリー・パローネ大使に伊太
利黒襪衣黨の敬意を日本衆議院に傳達
する事を閣下を通じて向大使に委嘱せり
貴議長に對し余の最高なる敬意を表す
るものなり

▲小山議長挨拶【三六】十九日入京した
訪日伊國親善使節一行は東京驛着後衆議
院議長官舎に於て小山議長と會見無任所
大臣フアシスタ黨ストラチエ幹事長よ
りのメッセーヂを傳達されたに對し議長

は左の如き挨拶を述べた
私は今回日伊親善使節として遠々來朝
せられましたパウルトツチ使節閣下並に
貴國各方面の有力者を網羅する團員各
位の勞を謝すると共に衷心より歓迎の
意を表するものであります、又日伊親
善關係の増進を意圖せらるる無任所大
臣フアシスタ黨ストラチエ幹事長よ
り懇篤なるメッセーヂを寄せられたこ
とを深く感謝致します、近時列國中に
我が國の眞意を認識せず種々の議論を
爲すものがありますが伊太利國官民各
位は常に我が國及び我が國民の爲めに
之等の誤解を是正せられたことは國民
の均しく感謝致して居る所でありませ
申す迄もなく親善關係の基礎は相互の
正しき理解にあるのでありますから各
位は此の機会に於て或は官民に接觸し
或は文物を觀察し物心兩方面より我が
國及び國民の眞の姿を把握せられ兩國
の親善を深め世界平和の爲めに貢獻せ
られんことを希望致します、終りに只
今傳達せられましたメッセーヂの趣は
直ちに議員を通じて全國民に報告致しま
すことを附言致します

記者團へのメッセーヂ

【三七】伊使節團長パウルトツチ侯は十
九日午後帝國ホテルに於て帝記者團と
會見、左の如きメッセーヂを手交した
余は先づ自然の美と英雄的民衆の知的
活動が相合したこの驚くべき國に久し
振りて再び訪れることが出来たことを
喜ぶものである、今日イタリア全國民
の統一的表現であるフアシスタ黨は日
出づる國がイタリアに示した友好的感
情と善意に應へる爲初めて海外に使節

總理大臣近衛文齋公府閣下

團を派遣することゝなつたが、余はこの使節團の團長として任命されたことを誇りとするものである、フアシスト使節團は謁見後明治大帝の神宮に参拜する豫定である

一九二七年から一九三二年まで九六年間余は聯盟事務局次長としてジュネーブに於て日本政府代表と協力し平和の大義の爲に盡したが遺憾ながらその效はなかつた、余は日獨伊三國の聯盟脱退に依り茲に眞の平和への途が拓かれたと斷言して憚らない

今回我々は其出發に當りフアシスト黨書記長アキル・ストライチエ閣下より同使節團にはフアシスト黨イタリヤ「リットリオ」少年團、國防國民軍、フアシスト教育聯合、イタリヤ・オリピック委員會、民衆文化省、工業家聯合、工業労働者聯合、農業者聯合、農業労働者聯合、商業者聯合、金融及び保險機關聯合、職業及び技藝聯合及び國民協會等の各代表を盡く網羅する様希望されたのである、これら諸團體はイタリヤ全國民を包含し依つて以てイタリヤ組合國家を構成するものである、従つてこれら代表は全フアシスト・イタリヤを全體主義的に代表するものである

今回余等フアシスト黨使節團訪日の意義については余が貴國の政府高官に傳達する光榮を有する數通のメッセージが最も雄辯に之を物語つてある、即ち我がムツツリニ首相の近衛首相宛、チアノ外相の廣田外相宛、フアシスト黨書記長アキル・ストライチエ氏の小山衆議院議長宛、陸軍總司令パリア

ニ將軍の杉山陸相宛及び海軍總司令カヴァニアリ將軍の米内海相宛の各メッセージが之である、之等のメッセージは何れも日獨伊防共協定の眞の目的を闡明するに役立つことを確信すると共に今後他の諸國家が本協定の精神に公然或は暗黙の裡に参加することは極めて意義深き事であると信する、我が使節團は日本の生活、諸制度並びにその偉を滞在中に少くとも大綱だけでも知る事が出来れば余等の喜びはこれに過ぐるものはない、余等は日本の勝ち得たる進歩發展の跡を仔細に視察して日本がフアシスト・イタリヤに對し示された親善と善意の感情に應へんとするものである

入京第二日

【三〇】入京第一夜を熱誠な感激に酔つて宿舎帝國ホテルに過したイタリヤ親善使節團一行は廿日午前六時大官御所に参入御機嫌奉伺のため記帳をなし續いて麻布區霞町二一霞町天主公教會の日曜ミサに列席、終つて秩父、高松、三笠、閑院伏見、梨本、東久邇、朝香各宮家に伺候御機嫌奉伺の記帳をすませ正午イタリヤ大使館に着いたが午後は明治神宮に参拜故國から携へて来た高さ一尺五寸廣一尺の銀製植と眞鍮一對を奉納、ム首相とパ

團長への記念品神宮縮繪館壁畫集二部等を受け更に靖國神社に参拜、續いて杉山陸相、米内海相、ローマ法皇使節マレラ大僧正、小橋市長を謁訪、夜は東寶レビューを見物、堀内次官の非公公式招待による星ヶ岡茶寮の宴に臨み第二日のプログラムを終へた

陰相へメッセージ

【三一】イタリヤ訪日使節團一行は廿日午後四時陸相官邸に杉山陸相を訪問、陸軍則は陸相以下海津次官各局長、關係官列席、パウルトン團長より伊太利陸軍代表パリアニ將軍よりのメッセージを陸相に手交し杉山陸相よりも挨拶をなした

△パリアニ將軍メッセージ

大臣閣下
古き日出づる國に赴くフアシスト使節團長パウルトン・ディカルボリ・パロニ大使を通じ勇取なる日本陸軍の盟友に對し伊太利陸軍の熱烈なる挨拶を送るは私の特に欣快とする所であります

傳統に於て最も古く發展力に於て最も發刺たる我等の二大國民は更に世界の秩序と人類最高の文化とを擁護する決意に於ても共通して居ります

兩國國民は清新にして強力なる力と最新の武器を有して居ります、更に兩國國民は正義の感情に燃え且一糸亂れざる統制に依て強大なる内部的結束を固めて居ります故に其將來に確固たる信念を有するのであります、此の兩國の完全なる理解と共通の感情との雰囲気に於て伊太利陸軍は勇敢なる日本陸軍に對し偉大なる友邦の最大の幸福の爲愈々光輝の加はらんことを希念して已ません

終りに臨みへ臣閣下に對し私の最高の敬意を受けられむことを御願ひする次第であります
△杉山陸相の挨拶
今回フアシスト伊太利の有力なる代表者より成る伊太利「フアシスト」使節團を我國に御迎へすることは私の最も

欣快とする所であります
私は本使節團の來朝が我國國民の夙に貴國民に對して抱く尊敬と友愛の念を益々深からしめ之に依て兩國の關係愈々緊密を加ふべきことを確信するのであります

△伊國海軍大臣メッセージ

伊國海軍大臣メッセージ
【三二】伊國使節一行は廿日午後四時廿分米内海相を謁へ關海相官邸に訪問し、パウルトン侯より海相に對し左の如き伊國カヴァニアリ海相のメッセージを手交し、米内海相より謝辭あり、一行の健康を祝せば使節團は日本海軍を祝願、シヤンパンの杯をあげて親善交誼した

△伊國海軍大臣メッセージ
大臣閣下
フアシスト國民黨使節が貴國政府に對し日伊兩國國民の眞摯なる友情と緊密なる協調の關係を更に密接ならしむるが如き要素を齎らすの機會に於て余は使節團長パウルトン・ディカルボリ・パロニ大使閣下に伊國海軍が閣下並に光輝ある日本の海軍に衷心よりの挨拶を託することは最も欣快とするところなり、日伊兩國は其の進歩の現状に於て幾多の理由に依りて接近せるものなるがこは地上並に海上に於ける利害

の類似に依るところの最も深遠なる動機の一に由來するものなり何となれば海に依り兩國國民は其の存立と偉大性の動機とを獲得せり即ち傳説に依れば羅馬民族の創始者は地中海の長き航海後ラチオ沿岸に到着せし如くに日本帝國創始の皇祖は内海を經て難波の地に到着せり神功皇后の神話の大業は海上大遠征を以て始まる黄海の海戦並に東郷提督が世界的賞讃を得たる對馬の海戦に於て光輝ある事業を完成せる海軍の光榮ある將來の證據にして日本海軍の偉大と威力とを具現するものなり
フアシスト伊太利の海軍は日本の海軍に對して其の最高の評價と眞摯なる同情の表明を重ねてなさんとするものなり斯くて最近日本練習艦隊はパレルモ港寄港に際し皇帝陛下の臨御を蒙りし伊國各港に於て兩國を結ぶ友好關係を強化せるを以て伊國は我方の友情の感激の熱誠なる證據を齎らすべく軍艦を派遣しつゝあり
大臣閣下に對し最高の敬意を表するものなり

カヴァニアリ

米内光政海軍大臣閣下

☆國民使節

鶴見、松方兩使節歸る

【三八】十八日午後三時半ウアンクーパーから横濱へ入港した郵船水川丸で疊に遣米國民使節として渡米、去る八日一足先に歸朝した令弟松方乙彦氏と共に約五ヶ月間にわたつて全米各地を謁訪日輿論は正に活躍した松方幸次郎氏と同じく

國民使節として民政黨から米國に派遣され得意の辯舌を奮つた鶴見祐輔氏が歸朝した

松方使節首相訪問

【三〇】國民使節松方幸次郎氏は廿日午後零時半永田町の私邸に近衛首相を訪問歸朝の挨拶をなしたる後米國その他の對日輿論に關し説明をなし種々要談を遂げて辭去した

☆ 國民外交

關西日伊協會創立さる

【三一】日獨伊防共の固い握手を契機に日伊兩國の國民的親善の増進と經濟的提携の強化を目指し關西經濟界の諸名士の發起で結成された關西日伊協會發會式は十二日午後五時半大阪中之島新大阪ホテルで開催、伊太利大使代理一筆書記官マツキ一夫妻を始めワグナー總領事、外相代理山路歐區局長、商相代理石田大坂貿易事務所長、中部防衛司令官谷中將、池田府知事、坂間市長以下來賓卅餘名、會員として稻畑勝太郎氏以下財界の名士百名出席、會長に稻畑勝太郎氏、副會長に安宅彌吉、森平兵衛兩氏を推し發會式を閉ち少憩の後同六時から開宴、和氣饗々裡に同八時半散會した

日洪文化協會設立

【三二】ハンガリー文化使節メゼイ博士の來朝を機とし三井高陽男、外務省文化事業部第三課長市河彦太郎氏、文部省專門事務局學藝課長本田弘人氏他日洪文化に關係ある廿數氏の主催で日洪文化協會を設立する事となり、十五日午後七時より日比谷三信ビル東洋軒にメゼイ博士を招待發會式を擧げた、會長に三井男、メゼイ博士を名誉會員とし今後日洪文化の提携交換によつて兩國の親善をはかる等、席上メゼイ博士の携行して來た同國文部大官ブダペスト市長よりのメッセーの傳達があつた

入營者職業保障法改正案

【三五】政府は十五日入營者職業保障法中改正法律案を提出したがその内容左の如し
一 入營者職業保障法中左の通改正す
第三條中「勞務及給與はの下に「少くとも」を加ふ
第五條中「五十人」を「卅人」に改む
第五條の二 職業紹介事業を行ふ行政廳（船員職業紹介法第三條第二項の規定に依り船員職業紹介事業を行ふ者を合む）は退營者にして原職なきもの又は原職に復歸すること困難なりと認むるもの、職業紹介に付ては被營者を求めんとする者に對し其の被營者たるに適すと認むる退營者を優先して雇傭することを從應することを得
前項の規定は退營者が退營したる日より三月を經過したる場合には之を適用せず

第六條中「前四條」を「第一條乃至第五條」に改む
附 則
本法は公布の日より之を施行す

内務省新規事業概要

【三六】内務省所管十三年度追加豫算第一

一 二號は十五日の閣議に於て別項の如く決定したが、右の中主要なる事業計畫の概要を示せば左の如くである
一 地方財政援助に要する經費 十三年度臨時地方財政補助金増額三千萬圓の使途は（一）支那事變特別稅法並臨時租稅措置法の實施に伴ひ演劇興行稅、競馬稅、地租附加稅、營業收益稅附加稅等の地方稅が約一千萬圓減收となるので之が財源補充に充當する、（二）十三年度に於て土地賃賃價格が改訂される結果地租附加稅、特別地稅等府縣市町村を通じ約二千萬圓の減收を見る豫定なので之が財源の補充に充當する



入營者職業保障法改正案

【三五】政府は十五日入營者職業保障法中改正法律案を提出したがその内容左の如し
一 入營者職業保障法中左の通改正す
第三條中「勞務及給與はの下に「少くとも」を加ふ
第五條中「五十人」を「卅人」に改む
第五條の二 職業紹介事業を行ふ行政廳（船員職業紹介法第三條第二項の規定に依り船員職業紹介事業を行ふ者を合む）は退營者にして原職なきもの又は原職に復歸すること困難なりと認むるもの、職業紹介に付ては被營者を求めんとする者に對し其の被營者たるに適すと認むる退營者を優先して雇傭することを從應することを得
前項の規定は退營者が退營したる日より三月を經過したる場合には之を適用せず

第六條中「前四條」を「第一條乃至第五條」に改む
附 則
本法は公布の日より之を施行す

内務省新規事業概要

【三六】内務省所管十三年度追加豫算第一

【三六】厚生省では事變下の銃後援後の中樞機關となるべき傷痍軍人の優遇保護に對策を初め軍事援護事業等の諸機關建設に萬全の方策を講ずるため別項の如く追加豫算第三號を以て總額三千六百四十五萬餘圓を決定したが右事業計畫の概要は左の如くで、當局は今議會の協賛を得ればこの四月から直ちに實施したい意向を有してゐる

軍事援護事業

一 軍事扶助課の擴充 現行の臨時軍事援護部を解體して傷兵保護課は創設の傷兵保護院に、勞務調整課は同じく職業部に各從屬せしめ、軍事援護部の下に軍事扶助課を存置せしめこの機構を擴充して豫算四萬三千圓を計上し新に事務官二名、理事官一名、技師一名、屬技師十名を増員し軍事扶助の各種事業に萬應算なきを期する

一 地方廳の増員 軍事扶助の執行に萬全を期するため豫算十萬圓を以て全國道府縣を通じ計四十七名の屬を増員する
一 軍事援護相談所の新設 國庫補助百萬圓を以て傷痍軍人の遺家族保護指導を行ふため全國道府縣に各一ヶ所宛計四十七ヶ所の中央軍事援護相談所を新設する他全國の市町村には總數約一萬一千五百廿ヶ所の地方軍事援護相談所を設置し遺家族の救護に萬全の對策を講ずる

傷兵保護院の創設

傷痍軍人の優遇保護對策のため豫算三千五百卅萬圓を以て新に厚生省に一大外局たる傷兵保護院を創設する、その機構及び事業計畫の内容は左の如くである

一 名稱は傷兵保護院とす
一 傷兵保護院に總裁を置き親任官を以て之に充つ
一 副總裁を置き勅任官を以て之に充つ
一 傷兵保護院は官房課の他に總務局、業務局（假稱）の二局を置き局長は勅任官を以て之に充つ、二局の下に約五課を置き書記官四名、事務官九名、技師九名、屬技師八十四名を新に増員する

傷痍軍人保護の諸施設

一 傷痍軍人保護の諸施設實施のため地方廳社會課に技師廿七名、屬四十七名、技師廿七名を配屬する
△傷痍軍人保護の諸施設
傷兵保護院の中央機關と相呼應して傷痍軍人保護のため國費總額（但し營繕費を除く）八百六十四萬圓を以て左の如く溫泉療養、精神病、結核病の救護を初め各種の保護機關を建設する
一 國費廿五萬圓を以て東京に精神保養所を建設する
一 溫泉保養所を一ヶ所の建設費約廿五萬圓を以て全國に十ヶ所創設する
一 結核療養所を一ヶ所約七十五萬圓の經費を以て全國に廿五ヶ所建設する
一 傷痍軍人の職業再教育の機關として既設の東京職業再教育所に他に新に豫算約六十萬圓を以て大阪に職業再教育所を建設する

傷痍軍人の職業再訓練所

一 傷痍軍人の職業再訓練所を一ヶ所約五萬圓の豫算で全國に卅ヶ所建設する
一 既設の大日本傷痍軍人會に總額約七十萬圓の補助金を交付し全國各府縣に傷痍軍人の教育教化をなす、べき相談所を設置せしむ
一 民間軍事援護事業の助成發達のため國庫補助廿萬圓を以て財團法人の組織

一 傷痍軍人の職業再訓練所を一ヶ所約五萬圓の豫算で全國に卅ヶ所建設する
一 既設の大日本傷痍軍人會に總額約七十萬圓の補助金を交付し全國各府縣に傷痍軍人の教育教化をなす、べき相談所を設置せしむ
一 民間軍事援護事業の助成發達のため國庫補助廿萬圓を以て財團法人の組織

に依る新團體を結成せしむ
國營職業紹介實施概要

【三六】厚生省では職業紹介の國營に關する改正職業紹介法の實施費として十三年度追加預算第三號をもつて總額三百九十三萬九千圓の決定をみたが右事業計畫の概要は左の如く議會の協賛を得れば四月早より事業施行の方針である

△職業部の新設

一 厚生省外局として職業部を新設し部長は勅任官を以て充つる

一部に三課を置き書記官二名、職業官二名、技師一名、屬、技手五名を増員して國營紹介所の指導監督に當る

△道府縣の施設

一 既設の十一府縣の職業課の他に新に重要府縣に十二ヶ所の職業課を新設し課長は事務官を以て任命し總數十二名の事務官を増員する

△國營職業紹介所新設

一 全國に國營職業紹介所を約四百ヶ所新設されることとなるが初年度分たる十三年度は總額三百六十七萬四千圓を以て約二百ヶ所設置し残りの二百ヶ所は十四年度に建設する

★東京府市

東京市廳舎建築委員會

【三五】東京市會の市廳舎建築委員會は十五日午前十一時より丸の内會館に開會小橋市長より

關係方面との折衝の結果現大藏省並に舊内務省兩廳舎買入の諒解成立せるを

以つて前市長の時市會の議決となつた月島案を撤回することにした

旨を提議し論議を遂げたる末全會一致市長提議に賛意を表しその處置を委員長理事及理事者に一任することにして二時過散會した

東京市會

【三六】皇紀二千六百年の各種記念事業預算を讀すべき東京市會は十九日午後四時五十分より開會、先づ昭和十二年度追加預算を即決可決後東京オリエンピック並に日本萬國博覽會關係豫算等に關して小橋市長より説明あつて直ちに十三年度普通豫算調査委員會に併託、次いで都市計畫事業飛行場開設案を議長指名による十七名の特別委員會に付託して理事者提出の日程全部を終り、廳案の市廳舎敷地變更問題に關する建議案の審議に入り羽田如雲氏より提出理由を説明せるに對し本多一郎氏より反對意見を述べたる後可否を起立に求めたる結果大多數を以て「現大藏、舊内務省廳舎敷地を適當と認む」の建議案を可決し同五時四十分散會したが本建議案には理事者ほもとより賛成してゐるので之を採用する筈である

市電十三年度豫算決定

【三五】東京市電氣局の昭和十三年度豫算は十六日午後二時より開かれる電氣委員會に於て無修正可決を見廿日過に開會の豫算市會の議決を得る運びとなつたが豫算案次の如し(單位千圓)

△電氣軌道事業費三五、五二一△電氣供給事業費一五、五九八△乗合自動車事業費七、九二二△電氣事業工場勘定及貯藏物品費八、五五七△電氣研究所

費三六一

東京市債認可

【三五】東京市が政府に對し申請中であつた左記各事業費公債はこの程起債の許可を得た

△配水施設擴張費四十九萬圓△江戸川水道配水設備費百廿九萬五千圓△水道改修並河川改修費廿八萬圓△小額給料生活者並失業應急事業費卅一萬六千二百圓△國道改良分擔金六十二萬圓△左來下水整理費廿六萬七千圓

市議補缺(赤城)

【三五】東京市會議員中西敬二氏の議員資格に伴ふ赤坂區選舉會は十五日午前十時より同區役所に開會、馬越旺輔氏(民)の繰上當選を決定散會した

自治振興會設立

【三五】前市長牛塚太郎氏が退職金金八萬圓を市より贈與され、これを基金として財團法人自治振興會の設立を豫めて主務省に對して認可申請中であつたが、十五日正式認可があつたのでいよいよ事務所を麹町區六番町十九番地におき事業を開始することとなつたが、事業は次の如くである

一 地方自治功勞者に對する感謝
一 地方自治體の優良吏員の推選
一 地方自治に關する研究調査及著作の獎勵援助

出動將士後援會の新豫算

【三六】東京府市商工會議所共同の統後援機關である出動將士後援會では十八日午前十時卅分から府知事室に館知事、關口學務部長、廣橋地方課長、三邊東京市第一助役、大迫市民動員部長、中野東

京商工會議所副會頭等出席、昭和十三年度の事業計畫及び豫算を協議し同正午散會した、事業は大體昭和十二年度と同様出動將士の慰問、家族の慰問、公葬費の支出、傷病兵の生活保護等で豫算は八十萬圓で一般から募集する筈である

★地方

時實氏岡山市長當選

【三五】岡山市長決定の市會は十五日午後一時半開會、全會一致を以て前福岡市長前京城日報社長時實秋穗氏が當選した

川久保船橋市長辭任

【三六】千葉縣船橋市長川久保常次郎氏は十八日反對派の猛烈な攻撃に嫌氣して遂に辭表を提出した

首里市長決定

【三〇】沖縄縣首里市長選舉は廿日の市會で行はれた、元三井物產社員伊豆見元永氏が當選した



★豫算關係

追加豫算公布

【三五】今議會の協賛を経た左記三件は御裁可を経て十五日官報を以て公布された

昭和十二年度歳入歳出總豫算追加

一 昭和十二年度各特別會計歳入歳出豫算追加
一 豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すを要する件(商工省所管軍需關係資材確保損失補償金、海軍省所管造船

造兵材料購入費)

十三年度豫算公布

【三五】最近議會の協賛を経た十三年度歳入歳出總豫算並に同各特別會計歳入歳出豫算及豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すを要する件は御裁可を経て十六日官報號外を以て公布された

第二號追加豫算提出

【三五】政府は十六日昭和十三年度第二號追加豫算案を衆議院に提出したがこれが總額は一億七千七百萬圓にしてその内譯は左の如くである(單位千圓)

經常部	歳入	歳出
臨時部	15,000	15,000
普通歳入	1,000	
公債金	15,000	
合計	11,000	11,000

追加豫算内譯

▲追加豫算内譯【三五】十三年度第二號追加豫算案の各省別内譯並に主要經費は左の如くである(單位千圓)

外務省	2,000	内務省	2,000
大藏省	5,000	陸軍省	2,000
海軍省	7,000	司法省	7,000
文部省	2,000	農林省	3,000
商工省	5,000	滿鐵省	3,000
拓務省	5,000	厚生省	1,000

▲主要經費内譯

【外務省】
一 北支公館新設等の經費六七〇
北京總領事館及大同、綏遠、石家莊、大原公館各領事館の新設に要するもの
一 在支公館廳舎其他被奪復舊費六七〇
主として青島及び濟南總領事館廳舎の

被害復舊に當てる	在外教育費増加費五〇〇	在支各地邦人小學校被害復舊の増加	北支領事館警察維持費増一、九〇〇	十二年度からの繰越費	通商應急対策費	主として輸出貿易振興調査等に當てる	支那事件費	在支居留民團に對する補助費、被害復舊補助費、機密費、電信費等を含む	【内務省】	造神宮使廳に要する經費	熱田神宮社殿修築並境内整理費の追加	地方財政援助に要する經費の増加	日獨伊防共協定實施に要する經費	道路改良費の増加	防空監視費補助に要する經費	石油消費規正實施に要する經費	物資需給調整に要する經費	物價調整及貯蓄獎勵に要する經費	臨時事務費	北海道拓殖費の増加	右内諺△バルブ資材増産一、五二一△	民有林間伐指導五八△畜肉獎勵費五〇	△乳製品増産獎勵一五四△額床調査費	七五△皮革化學製事業助成費八八△クロー	イバー種子自給費三六	【大藏省】	國債整理基金特別會計繰入の増加	第二種備金の増加	造船資金貸付補助の増加	貯蓄獎勵費	【陸軍省】	氣象觀測所新設費	滿洲事件論功行賞一時賜金端金支拂	並に取敢ひに要する經費	【海軍省】	氣象觀測施設の整備擴充に關する經費	受託造修費の増加	滿洲事變行賞に要する經費	【司法省】	思想犯罪防遏施設費(事變に伴ふ思想犯防遏のため刑事局書記官一名、保護課事務官一名増員其他)	刑務所軍需作業施行經費(設備改善費及び資本金)	司法制度調査委員會設置費	恩赦執行に關する經費	【文部省】	青年學校教育義務制實施準備	氣象觀測施設	學齡兒童就學臨時獎勵	小學教員俸給費臨時補助	臨時工業技術員養成施設擴張	特別會計支出金	神武天皇聖蹟調査並國史館建設事業	施行	尙ほ右の外特別會計事項三百五十八萬圓であるが、其の内譯左の如し	東大工學部航空學科擴張	傳染病研究所血清清類臨時調製	航空研究所研究用飛行機試驗飛行	一五〇	一 各帝大官立大學及官立工業專門學校用途指定費の増加	一 東京工業大學資源化學研究施設	一 臨時工業技術員養成	一 東京外國語學校支那科別科設置	【農林省】	一 農業保險實施準備費	一 重要肥料供給確保施設費増加	一 農山漁村統後施設費	右内諺(イ)農山漁村共同施設助成一、二五四(ロ)農山漁家授産施設助成五〇〇(ハ)米穀生産維持獎勵五〇六(ニ)出征記念自作農地創設助成七八(ホ)應召農家の負債整理助成一二二(ロ)その他	一 國有林産物の利用開發並増殖に要する經費	一 民有林木材の増産並培養に關する經費	一 災害その他施設費の増加	一 農産物其他販賣斡旋統制施設費	一 水産皮類の利用獎勵に關する經費	一 沖繩縣振興事業費の増加	一 臨時農村負債整理委員會設置助成費	【商工省】	一 日本産金振興株式會社設立に伴ふ設置費	一 (内)△配當補給金四十七萬圓△人件費及設立準備費三萬圓	一 重要鑛物増産に伴ふ經費	一 (内)△探鑛獎勵金百萬圓△人件費其他八萬圓	一 中小工業の轉換に要する經費	(内)工業組合共同施設費補助百六十七萬圓	一 工作機械工業確立に要する經費	一 物價の調整に要する經費	一 商業組合法改正に伴ふ經費	一 重要物資の廢品回收施設に要する經費	一 應召中小商業者營業保護に關する經費	一 作業用義肢製作獎勵に要する經費	(財團法人義肢研究所に對する補助)	一 有價證券取締りに要する經費	一 瓦斯發生爐設置獎勵に要する經費	一 ガソリン消費節約に要する經費	【逓信省】	一 航路標識に於ける氣象觀測施設等に要する經費	一 年金恩給の増加	一 支那航路補助	一 對支航空輸送補助	一 國際航空路開設準備に要する經費	一 電力國家管理實施準備に關する經費	【拓務省】	一 滿洲青少年移民費	一 海外拓殖獎勵費	一 物資自給調整費	【厚生省】	一 軍事扶助費の増加	一 軍人護衛事業助成費の増加	一 傳染病預防費補助の増加	一 特殊疾病預防並治療に要する經費	一 國産藥品原料植物の栽培獎勵に要する經費	一 醫師及藥劑師其他の技能登錄に要する經費	第三次追加豫算提出	【三・四】政府は十九日	一 昭和十三年度一般會計歳入歳出追加豫算(第三號)	一 同特別會計追加豫算第二號	を衆議院に提出したが之が大綱は左の如くである(單位千圓)	△一般會計	經常部	臨時部	普通歳入	歳入	歳出	合計	一 各省別歳出内譯	一 外務省	一 大藏省	一 文部省	一 商工省	一 逓信省	一 厚生省	△特別會計	一 對支文化事業特別會計	一 造兵局特別會計	一 印刷局特別會計	一 國債整理基金特別會計	二七	一〇、〇〇〇	七、〇〇〇	三四三	二五〇	六一	八二	七〇	六六〇	七〇	三〇〇	四七	七〇	三〇〇	六〇	六〇	三三四	六九二六	一、八九五	一、七七〇	六〇〇	六七四	三、五七五	二六〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四、九〇〇	二、三〇〇	二七	一〇、〇〇〇	七、〇〇〇	三四三	二五〇	六一	八二	七〇	六六〇	七〇	三〇〇	四七	七〇	三〇〇	六〇	六〇	三三四	六九二六	一、八九五	一、七七〇	六〇〇	六七四	三、五七五	二六〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四、九〇〇	二、三〇〇
----------	-------------	------------------	------------------	------------	---------	-------------------	-------	-----------------------------------	-------	-------------	-------------------	-----------------	-----------------	----------	---------------	----------------	--------------	-----------------	-------	-----------	-------------------	-------------------	-------------------	---------------------	------------	-------	-----------------	----------	-------------	-------	-------	----------	------------------	-------------	-------	-------------------	----------	--------------	-------	---	-------------------------	--------------	------------	-------	---------------	--------	------------	-------------	---------------	---------	------------------	----	---------------------------------	-------------	----------------	-----------------	-----	----------------------------	------------------	-------------	------------------	-------	-------------	-----------------	-------------	---	-----------------------	---------------------	---------------	------------------	-------------------	---------------	--------------------	-------	----------------------	-------------------------------	---------------	-------------------------	-----------------	----------------------	------------------	---------------	----------------	---------------------	---------------------	-------------------	-------------------	-----------------	-------------------	------------------	-------	-------------------------	-----------	----------	------------	-------------------	--------------------	-------	------------	-----------	-----------	-------	------------	----------------	---------------	-------------------	-----------------------	-----------------------	-----------	-------------	---------------------------	----------------	------------------------------	-------	-----	-----	------	----	----	----	-----------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------------	-----------	-----------	--------------	----	--------	-------	-----	-----	----	----	----	-----	----	-----	----	----	-----	----	----	-----	------	-------	-------	-----	-----	-------	-----	--------	--------	--------	-------	-------	----	--------	-------	-----	-----	----	----	----	-----	----	-----	----	----	-----	----	----	-----	------	-------	-------	-----	-----	-------	-----	--------	--------	--------	-------	-------

金資金特別會計	一〇〇
關東局特別會計	一〇〇〇
帝國大學特別會計	三、一〇〇
同資金部特別會計	二〇〇
官立大學特別會計	五〇〇
學校及び圖書館特別會計	三〇〇
通信事業特別會計	八〇〇
資本勘定	三〇〇
用品同	一、四〇〇
業務同	四、三〇〇
朝鮮總督府特別會計	四七〇〇
臺灣總督府特別會計	五〇〇
樺太廳特別會計	二〇〇
南洋廳特別會計	一〇〇〇

△文部省	一 大阪帝國大學科學研究所設置費 二〇〇〇
△商工省	一 臨時物資調整局設置費 四〇〇〇
△輸出振興施設費	三、二〇〇
(内)補助費	二、五〇〇
輸出補償金の増加	六六〇
△逋信省	一 大型優秀船建造助成費 一、四〇〇
△厚生省	一 改正職業紹介法施行費 三、九三九
職業紹介所	三、六七四
臨時軍事援護諸費	一、一四五
助成費	一、〇〇〇
一 傷兵軍人保護費 三五、三〇六	
保護院	四九三
地方廳	三〇九
施設諸費	一、八〇三
教育教化指導獎勵金	四〇〇
保護施設費	八、六四〇
保護施設費補助	一、八六二
保護機關獎勵費	九〇〇
營繕費	二二、七〇〇

△大藏省	一 國家總動員審議會設置費 三〇〇
一 國家總動員補償委員會設置費 二〇〇	
一 北支那開發株式會社設立に關する經費 二五、〇〇〇	
一 中支那振興株式會社設置に關する經費 一一、二五〇	
一 對支經濟事務局設置費 一〇〇	
△内務省	一 府縣災害土木費補助 四、四〇〇
補助總額一二、五三二を三ヶ年に割り補助	
一 北海道災害復舊費 三五〇	
一 利根渡良瀨兩川維持工事災害復舊費 二〇〇	
一 府縣災害旅費 七五	

△重要經費の内容【二九】十三年度一般會計追加豫算第三號の各省別主要經費は左の如くである(單位千圓)	
△外務省	一 在支一般居留民業務復興資金貸付補助金 一〇〇
△大藏省	一 國家總動員審議會設置費 三〇〇
一 國家總動員補償委員會設置費 二〇〇	
一 北支那開發株式會社設立に關する經費 二五、〇〇〇	
一 中支那振興株式會社設置に關する經費 一一、二五〇	
一 對支經濟事務局設置費 一〇〇	
△内務省	一 府縣災害土木費補助 四、四〇〇
補助總額一二、五三二を三ヶ年に割り補助	
一 北海道災害復舊費 三五〇	
一 利根渡良瀨兩川維持工事災害復舊費 二〇〇	
一 府縣災害旅費 七五	

△臨時軍事援護費及物價調整貯蓄獎勵に要する費用	六七五
一 重要礦物増産に要する經費	六〇七
一 物資需給調整に要する經費	二八二
一 勞務調整に要する經費	二二七
合計	四、三九一
△臺灣總督府特別會計	一 氣象機關の整備擴充費 五六七
一 臨時防空及警備に要する經費	三〇一三
一 臨時軍事援護に要する經費	一三九
一 物資需給調整に要する經費	一六九
一 勸業に要する經費	二五一
一 物價調整及貯蓄獎勵に要する經費	三八
其他	六〇〇
合計	四、七八一
△樺太廳特別會計	一 氣象觀測機擴充費 二四七
一 物資需給調整に要する經費	三九
一 臨時軍事援護に關する經費	三五
一 物價調整及貯蓄獎勵費	八〇
一 鐵道電信電話風雪害復舊費	一三一
合計	五三三
△南洋廳特別會計	一 氣象觀測機調整備充費 二二九
一 物價調整及物資需給調整費	二二
一 貯蓄獎勵費	一九
合計	二七〇
總計	九、九七五

△十三年度豫算總額	
【二八】昭和十三年度豫算は既に成立したる本豫算及び第一號追加豫算と今後審議されるべき第二號追加豫算及び第三號追加豫算と合計して總額卅五億一千四百九十三萬三千圓となり前年度豫算の總額卅四億	

六千七百九萬五千圓に比較して四千七百卅九萬八千圓を増加することとなつた、但し右十三年度豫算の内には臨時軍事費特別會計へ繰入れの増稅收入等が形式上歳出として含まれてゐるから之を差引けば實質上は相當の異動がある筈である

☆ 其 他

國有財産現在總額		
【三三】政府は十二日衆議院に昭和十二年三月卅一日現在の國有財産現在總額計算書を提出したが之が大綱は左の通りである(單位千圓)		
△會計別區分		
一般會計	特別會計	合計
公用	三、三六〇、五三〇、六〇〇	八、四四〇、三三〇
財産	一、八三三、〇〇〇	一、六八〇、〇〇〇
管林	一、五七、〇〇〇	一、五七、〇〇〇
財産	三、七三、〇〇〇	三、七三、〇〇〇
總計	五、五二三、〇〇〇	五、五二三、〇〇〇

△財産別區分	
土地	二、一五八、六六九
立木	一、五三〇、七二三
建物	一、三二五、〇九七
工作物	三、二四二、三九九
器具機械	一、一〇六、四二七
船舶	一、四五二、九五九
鑛業權、砂鑛權	五九九
株式及持分	六二二、五一九
計	一一、四二八、三九五

【三六】政府は十六日衆議院に左の二法案を提出した
 △昭和九年法律第七號中改正法律案
 昭和九年法律第七號中左の通改正す
 「五千八百四十萬圓」を「六千二百六十萬圓」に改む

本法は公布の日より之を施行す
 △印刷局振置運轉資本補足に關する法律案
 第一條 印刷局振置運轉資本に不足を生じたるときは大藏大臣は借入金をして一時之を補足することを得但し其の金額は四百萬圓を超過することを得ず前項の借入金は速くとも翌年度に於て之を償還すべし
 第二條 大藏大臣は前條第一項の借入金に代へ當該會計年度内に限り國庫餘裕金を繰替使用することを得

本法は公布の日より之を施行す
 保證限度擴張法案
 【三七】政府は十七日衆議院に兌換銀行券の保證發行限度の臨時擴張に關する法律案を提出したが之が全文左の如し
 △兌換銀行券の保證發行限度の臨時擴張に關する法律案
 兌換銀行券條例第二條第二項及第四項中十億圓とあるは當分の内之を十七億圓とする
 附 則
 本法は公布の日より之を施行す
 赤字公債法案提出
 【三八】政府は昭和十三年度第三次追加豫算の財源に充當する爲赤字公債發行に關する昭和十三年法律第六號中改正法律案を十九日衆議院に提出したがその内容左の如し

本法は公布の日より之を施行す
 赤字公債法案提出
 【三八】政府は昭和十三年度第三次追加豫算の財源に充當する爲赤字公債發行に關する昭和十三年法律第六號中改正法律案を十九日衆議院に提出したがその内容左の如し

△昭和十三年法律第六號中改正法律案
 昭和十三年法律第六號中左の通改正す
 第一條中五億五千七百八十萬圓を「七
 億九千七百四十萬圓」に改む

附 則

本法は公布の日より之を施行す

造幣規則改正

【三二】大藏省では最近における造幣局
 の事務繁忙に鑑み十六日の官報を以て左
 の如く勅令の改正を公布實施した
 造幣規則第十條に於て「輸納地金の取
 扱は一般休業日の外三月十六日より同
 卅一日までの間之を停止す」とあるが
 今回停止期日を一般休業日に限り三月
 十六日より同卅一日までの間の停止は
 之を削ること

大藏外局に貯蓄獎勵部設置

【三三】政府は今固成立した十三年度一
 般會計豫算廿八億六千萬圓及臨時軍事費
 追加豫算四十八億五千萬圓の巨額に及ぶ
 政府資金撤布に伴ひ一般に國民の購買力
 が激増するの趨勢あるに鑑み日常生活に
 於ける濫費を防止して之を直接間接に公
 債消化に振り向けるため豫てより勵行し
 てゐる貯蓄獎勵と消費節約徹底の方針を
 更に擴大して實行に移すため四月より大
 藏省に貯蓄獎勵部を設置すると共に内務
 文部、逓信各省との緊密なる連絡の下に
 全國的に貯蓄獎勵の大實行運動を起すこ
 ととなり之が所要經費百萬圓を十三年度
 追加豫算第二號に計上議會に提出した、
 右貯蓄獎勵運動の具體的大綱は左の通り
 である

一 大藏省に外局として貯蓄獎勵部を設
 置すること

貯蓄獎勵部には勅任部長一名の外高等
 官五名を置き地方別に貯蓄獎勵の立案
 に當らしむること
 一 貯蓄獎勵中央聯盟を新設するか或は
 現在の國民精神總動員中央聯盟を利用
 するか、いづれかの方法により中央機
 關を設置すること

一 全國各府縣廳に支部を置き稅務監督
 局、地方逓信局とも連絡をとつて中央
 の指導に基き各地方の指導をなすこと
 而して各地方に於ては支部の指導に基
 き各産業別乃至各團體毎に貯蓄獎勵實
 行組合を結成すること

一 銀行、保險會社、信託會社、産業組
 合等民間各金融機關に於ても國家と協
 力して貯蓄獎勵の實行に當り國民各個
 の道義心に訴へて貯金の勧誘、公債の
 購買に努めしむること

一 全國の大中小學校に於ても文部省の
 指導に基き學生生徒の貯蓄獎勵に努め
 ること

▲月掛貯金制度擴大【三四】逓信省では
 貯蓄獎勵運動の一方法として四月より左
 の如き具體案を實行すべく之に要する經
 費を十三年度追加豫算に計上した

一 月掛集金貯金制度の擴大を計ること
 一 郵便局における公債の保管料を現行
 率の三分の一まで引下げることにす

固定資産増久年數
 【三五】大藏省では所得稅、營業收益稅
 等の課稅に當り固定資産に就てはその減
 價銷却を認めてゐるが今回衆議院増稅法
 案委員會の要求によつて各種類別にその
 減久年數認定に關する内規を左の如く發
 表した

【三六】大藏省では所得稅、營業收益稅
 等の課稅に當り固定資産に就てはその減
 價銷却を認めてゐるが今回衆議院増稅法
 案委員會の要求によつて各種類別にその
 減久年數認定に關する内規を左の如く發
 表した

【事務所住宅用建物】

煉瓦造、石造 七〇年
 鐵骨煉瓦又は石造、鐵筋混凝土造、鐵
 骨鐵筋混凝土造、ブロックコンクリー
 ト鐵骨鐵筋混凝土造 八〇年
 土造 五〇年
 木骨煉瓦又は石造、木骨鐵筋混凝土造
 木造 三〇年

【工場倉庫用建物】

煉瓦造、石造、鐵骨亜鉛鐵板張六〇年
 同上中劇藥等を使用する工場にして腐
 蝕し易き建物 三〇年
 鐵骨煉瓦又は石造、鐵筋混凝土造、鐵
 骨鐵筋混凝土造、ブロックコンクリー
 ト鐵骨鐵筋混凝土造 七〇年
 同上中劇藥等を使用する工場にして腐
 蝕し易き建物 三五年
 土造 三五年
 木骨煉瓦又は石造、木骨鐵筋混凝土造
 木骨 二〇年
 同上中劇藥等を使用する工場にして腐
 蝕し易き建物 一〇年

【附屬建物】

木造 一五年
 【煙突】
 鐵筋混凝土造 四〇年
 煉瓦造 四〇年
 鋼製内煉瓦被覆 一五年
 鋼製 一〇年

【船舶】

鐵船の内
 外國航路優秀旅客船 二〇年
 其他(漁業用船舶及油槽船)タン
 カ)には二割程度の割引を爲すこ
 とを得) 一五年
 木船 一五年
 小蒸汽船の内

小形發動機船 一五年
 木造發動機船 一〇年
 艇船の内
 鐵船 一五年
 木船 一〇年

【自動車】

定期乗合、タクシー、貸切用
 貨物用、自家用 三年
 金庫 五〇年
 木製什器 一〇年
 自動自轉車 三年

各種機械器具

各種機械器具の細目毎減久年數は廣汎に
 互るを以て省略す、會社が機械器具の細
 目を區分せずして減價銷却を爲す場合の
 減久年數は左の區分に依る
 種類 構造 減久年數
 鐵製 鐵製 二五
 機械器具 木製 一〇



陸軍

陸軍補充令、兵役施行令改正

【三五】陸軍では十九日の閣議にて決定
 せる陸軍補充令及兵役法施行令中改正案
 の内容について次の如く發表した

一 連戦即決を主眼とする帝國軍は作戦
 の初頭より最大の威力を發揮せざるべ
 からず、然るに従來の豫備役將校補充
 の方法は列強に比し教育施設頗る貧弱
 にして、且修業年限過短なりし爲十分
 に右の要望を満足し能はざりしを以て今
 回從來の制度及施設を一新して幹部候

補生に對する教育の徹底を圖ること、
 し之に伴ひ自ら修業年限を延長する
 の已むなきに至れり、即ち幹部候補生
 に學校教育を施し二年修業生となせり
 其概要左の如し、尙此の修業年限延長
 に伴ふ入學者職業保障強化に關する法
 案は今會議に提出中なり
 (イ)幹部候補生志願の資格
 従前と變化なし、但し有資格者は當
 に現役第一年次兵に限定せず補充兵
 短期現役兵等にも四月以上在營し
 たる兵には志願の資格を與へ廣く人
 材を求むることとす、(現役第一年次
 兵以外の志願者の志願手續實施に付
 ては既に部外にも公表し、部内に對
 しても指導せしめつつあるも尙志願
 の手續を爲しあらざる者は速に所屬
 中隊長等に志願を申し出で志願書類
 を整備するを要す)

(ロ)修業期間

現役第一年次の兵は入營の日より起
 算し約二年とす(一般兵の在營期間
 に同じ)其他の兵より採用せられ
 たる者の修業期間の末期は同時現役
 第一年次兵より幹部候補生に採用せ
 られたる者の修業期間の末期に同じ

(ハ)教育

甲種幹部候補生及特種技術を要する
 乙種幹部候補生は夫々陸軍豫備士官
 學校其他各種學校等に於て修業期
 間中に約一年間特別教育を受く、其
 の他の乙種幹部候補生に對しても可
 成集合教育を施さる

(ニ)階級

甲種幹部候補生は修業期間中其の終
 期の約四ヶ月間は暫長の階級を與へ

見習士官として將校の勤務に服す
乙種幹部候補生は修業間の成績に依り
軍曹又は伍長に任ぜられ尙成績特
に優秀なる者に對しては士官勤務適
任證を附與せらるゝ等

(ホ)選 拔

従前の規定に依る幹部候補生の選抜
の主義方針には變化なし、即ち幹部
候補生を志願者中より嚴選し人格高
潔にして節義を重んじ奉公の志厚き
者を採用せんとするの主義並に本人
最終學校の最終學年迄學校教職を修
了し之に合格したる者を以て幹部候
補生の所要人員を充足せんとする方
針なり

(ハ)適用時期

本年五月一日採用豫定の幹部候補生
より直に之を適用す
尙従前の規定に依り昭和十二年以前
に幹部候補生に採用せられたる者に
對する取扱は従前通りとす

二 従前現役第一次兵(輜重兵特務兵
を除く)を以て下士官、憲兵上等兵を
補充するを原則とせしが、今回は在營
又は召集中の兵に對しては之等の制限
を撤廢し人材登用の道を最大限に擴張
せらる、但し下士官候補者又は憲兵教
習兵としての教育は其の出身の如何に
關せず同一に行ふ

三 先般の兵役法の改正に伴ひ目下在營
中の初年兵より歩兵の在營期間は約二
年と爲り、同時に衛生兵も二年在營と
爲る

四 新に左記兵種を設けられたり

(イ)陸 軍
工機兵 在營期間、約二年

自動車運轉に従事すべき輜重兵特務
兵在營期間、約四月
(ロ)海軍工作兵 一 般海軍兵に同じ

朝鮮の第一期志願兵募集

【一〇】陸軍特別志願兵制度にもとづく
朝鮮人志願兵の本年度第一期入所生徒は
愈々募集されることになり總督府では十
九日これが採用手續を發表した、志願者
の資格は満十七歳以上の者で修業年限六
年の小學校卒業者若しくはそれと同等以
上學力ある者たることを要し、志願者は
願書、履歴書、府邑面長の保證書體格檢
査表に戸籍抄本を添附して四月十日迄に
本籍地所轄警察署長に提出すべく朝鮮以
外に居住する志願者は居住地の市町村長
又は之に相當する機關若しくは所轄日本
領事證書を以て前項の保證書に代ふるこ
とが出来ることになつてゐる

陸軍士官學校落成式

【一一】昨秋神奈川縣區間に移轉した陸
軍士官學校では第一期工事たる校舎をは
じめ主要建物がこの程竣工したので廿日
午前十時より同校々庭に於いて杉山陸相
代理阿南中將、鈴木孝雄大將、林仙之大
將、眞崎甚三郎大將等が出席落成式を行
つた

海 軍

石炭液化試運轉開始

【一二】海軍省では去る十六日から朝鮮
阿吾地に於て純國産機械を以てする石炭
液化試運轉が開始され優秀な成績を収め
たので十七日午後七時左の如き副官談を
發表した

(海軍省副官談) 本邦に於ける石炭直
接液化工業は昭和九年秋海軍燃料廠に
於ける半工業的運轉の成功に依り海軍
所有の特許權並に技術を以て企業し得
らるゝ域に到達せるが昭和十一年春朝
鮮石炭工業株式會社社長野口遵氏は日
本皇室創立卅周年記念事業として自發
的に朝鮮阿吾地に於て液化事業の起業
を決意し海軍指導の下に右海軍の特許
技術並に會社独自の考案を融合し純國
産技術を以て幾萬年産五萬噸の工場
の建設に着手したり、爾來該装置の機
械的困難は逐次之を解決して遂に本年
二月末より綜合試運轉の豫行を實施せ
るに經過極めて順調にして優良なる液
化油の出油を見たるを以て去る十六日
より本格的綜合試運轉を開始するに至
れり、一方滿鐵の撫順液化工場も逐次
完成を見つゝあり本年秋には綜合試運
轉に着手の豫定にして中間實驗の優秀
なる成果に徴するも其の成功は明して
待つべきものあり、茲に本邦石炭液化
技術の確立を見而も純國産を以てする
本工業に成功するに至りたるは帝國燃
料政策上冠に慶賀に堪へざる處なると
共に帝國海軍としては本企業を執行せ
られたる事業家並に本事業の實現に従
事協力せられたる各位の業績に對し深
甚の敬意を表する次第なり

海軍共濟組合規則改正

【一三】海軍では今回海軍共濟組合規則
の劃期的改正を先決斷行し、相互扶助に
よる下級官吏以下雇員、傭員の福利増進
生活安定に資することとなり、十九日の
官報で右規則改正に關する勅令及び省令
を公布、四月一日より實施することとな

つた、海軍共濟組合は從來現業廳以外の
海軍關係官衙に動めてゐる判任官以下雇
員、現業廳の臨時工員は同組合の恩典に
浴することが出来なかつたが、今回の大
改正により海軍關係保全官廳の判任官以下
全員が組合に加入し、その病院、醫療施
設、配所、低利資金等を利用し得ること
となつたもので改正要點左の如し

- 一 現業廳の工具、傭員、雇員が任官し
ても、年金が支給されることになつた
- 一 現業廳以外の海軍省、軍令部、海軍
大學等各學校その他に勤めてゐた判任
官以下が全部組合員となることが出来
る
- 一 共濟組合の事務員、臨時工員、傭員
が同じく組合員となること出来る

巡洋艦試驗進水式

【一四】巡洋艦試驗艦の進水式は十九日午
前九時五十分長崎三菱造船所において
海相代理豊田佐領長官、藤田大將臨席の
下に盛大に舉行された、同艦は昭和十年
十月一日起工の二等巡洋艦の利根、三龍
と同型、排水量八六〇噸、速力三三節
一五・五程砲十二門、高角砲八門、發射
管十二を有する造船技術の粹を集め帝國
海軍の最新傑力である

海軍兵學校卒業式

【一五】事變下の海軍兵學校卒業式は長
き邊りより御差遣の久瀨宮殿下の台臨で
仰ぎ十六日午前十一時から同校大講堂で
舉行、御下賜品拜受の優等生は左の通り
△第卅五期生徒優等卒業生 卜部章二、
渡邊俊夫、鯉淵不二夫、新田善三郎
△第十六期進修學生優等卒業生 海軍航
空兵曹長松九三郎

△第十七期進修學生優等卒業生 海軍兵
曹長山形安吉

軍事航空

愛國機「キッコ」萬號獻納

【一六】千葉縣野田町野田醤油株式會社
内合名會社千秋社では今回愛國機「キッコ」
萬號を獻納することになり十三日
午前代表茂木七左衛門陸軍省に出頭、金
十萬圓を獻納した

報國號四機の命名式

【一七】國民の赤誠によつて獻納された
海軍の報國號四機の命名式は十七日午後
一時から羽田飛行場で舉行米内海相の命
名、謝辭があつた、獻納機の機種並びに
獻納者は左の通りである
報國第一八五號(青年團號)報國第二〇
五號(第二青年團號)(獻納者大日本聯
合青年團)報國第一六五號(南洋眞珠
號)(獻納者アラフラ海出漁眞珠採取
全日本船主並船員一同)報國第一六八
號(釜石號)(獻納者市制施行記念軍用
機報國釜石號獻納期成會)

海の荒鷲立つ

【一八】假ヶ浦海軍航空隊第〇期少年航
空兵の晴れの卒業式は十五日午前十時か
ら同隊第一整備講堂で舉行され天晴れ一
等航空兵として夫々配屬部隊に向つた

防空施設視察

【一九】我國現下の非常時局に直面し重
要都市に於ける防空施設の完備は刻下の
急務とされてゐる折柄支那に於ける防空
施設の視察の爲内務省を中心に關係各省

の防空關係係官廿五名の視察團が来る十九日廿四日の兩日二班に別れて長崎を出帆上海、南京、杭州方面の防空施設を約二週間に亘つて詳細に實地視察をなすこととなり、これら視察團の協議會が十二日午後一時より内務省會議室に於て開催され

△内務省 中島都市計畫課長、磯貝、菊池兩技師△宮内省 加藤書記官、鈴木技師△文部省 小關事務官、田中技師△大藏省 多田書記官、秋元事務官、藤田技師△鐵道省 小川、太田兩技師△拓務省 八卷事務官、木原權太廳醫務課長、西村臺灣總督府防空課長△選信省 中山技師△商工省 湯淺技師△農林省 門奈技師△司法省 荒瀬事務官、飯島技師

其他北大、京大教授等總數廿五名參集劈頭築城本部附小倉大佐、東部防衛司令部參謀古閑大佐より支那に於ける防空視察の實験談を聽取したる後協議に入り今回の防空視察は主として

- 一 防空思想の普及並教育
- 一 都市計畫上より見たる官廳の防空施設を如何にするか
- 一 官廳營繕に對しての防空施設並研究等を目的として視察を行ふことに決定午後六時散會



法曹懇話會

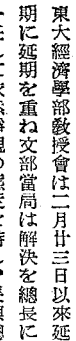
【三・六】遺棄精神の涵養と司法制度改善の協力を目的として過般東京商工會議所を中心と結成された法曹懇話會の第一回會合は十八日午正工業俱樂部に於いて開

會、副會長井坂孝氏、理事長中野金次郎氏以下會員百餘名出席、司法部側から鹽野法相、岩村次官、大森民事局長、池田大審院長、泉二檢事總長以下各長官出席、先づ井坂副會長から挨拶を述べたのに對し鹽野法相は

司法權の運用は最も大切なことであるにも拘らずこれ迄認識と理解を持たれることが少かつた判檢事は社會に接觸しやうにも個人的に深入りすると色々誤解を招くおそれがあるところからそれが出来なかつたのであるが、本會の設立を見たことは誠に意義深いものがある

と應へ午後を共にした後池田大審院檢事の講演を聽き次回以後においては

- 一 全會員と判檢事との懇話會を開くこと
- 一 各産業の別團體と判檢事との懇話會を開くこと



帝大問題

▲長與總長に上申書提出【三・三】問題の東大經濟學部教授會は二月廿三日以來延期に延期を重ね文部當局は解決を總長に一任して依然靜觀の態度を持し、長與總長また解決の斷を下さず荏苒日を送りつゝある状態に事感を注視してゐた土方、本位田、田邊、荒木、中西の五教授は廿二日總長に上申書を提出することに意見の一致を見、同日午後八時土方、本位田

田邊の三教授は麻布區市兵衛町に長與總長を訪問右三教授連署の二百字詰原稿用紙百二、冊頁に書かれた上申書を總長の手元に提出した、上申書の内容は極秘に附されてゐるが確聞するところによれば同教授等が固き決意を持つて抱懷して

きた勞農思想の追掃の主張を詳述したもので、即ち支那事變に當面して長期戰の體制の下に舉國一致が要望されてゐる際この非常時局に思想界に最も毒素を注入するものは大内教授等共産主義を基調とする勞農思想なりとして右勞農思想を教壇から社會から一掃することが刻下の緊要事として大内教授等の絶対即時休職を主張、この運動方針に基いて教授會に於て會てなかつた大内教授著財政學大綱の思想的根柢を追及して教授の適格性を取り上げた總評述を、財政大綱が共産主義に基くものであることを論述したもので併せて大學をあくまで國家に即した大學たらしむるやう勸學の主張を述べ、總長の決斷を要望したものである

▲新學部長に舞出教授當選【三・六】延期中の東大經濟學部の教授會は十六日午後一時より三週間振り東大安田講堂に於て開催、土方學部長以下十一教授出席して土方部長の辭任承諾後無記名投票によつて後任學部長選舉を行つたが、本位田教授以下急進派諸教授は土方成美教授を再選森教授以下自重派諸教授は舞出長五郎教授に投票して結局六對四で舞出教授が後任學部長に當選した、かくて選舉を了したる後自重派教授の數氏よりさきに

土方、本位田、田邊の三教授によつて總長のもとに提出された上申書について遺憾の意を表明、右は學部の自治を紊るも

のであると糾弾し急進派教授また之に應酬し、兩派論議を闘はせて相譲らず論戰は轉じて大内教授の階級國家觀に及び革新派は大内教授は明に反國體的であると主張、一方自重派は大内教授は果して階級國家觀をとつてゐるや否やも不明であり、若し大内教授の學說を飽くまで問題とするならば被檢舉中の大内教授を缺席裁判することは不當であり、何故に大内教授の處分決定を待つことが出来ないのかと追及遂に急進派は我々は内大教授の學說は斷じて容認出来ないからあくまで既定の方針をとる積りであり論争も敢て辭せずと強硬なる論争宣言を叩きつけ教授會は完全に物別れとなつて午後三時廿分散會するに至つた

▲評議員に上野教授當選【三・三】舞出教授の新學部長選出に伴ふ東大評議員選舉を行ふべき經濟學部教授會は廿日午前十一時安田講堂に於て開催、急進派は土方教授を自重派は上野道輔教授を評議員に推し結局六對四を以て上野教授が當選、再び急進派は敗れた、かくて四月以降舞出教授が學部長に就任するとともに急進派は評議會席を失ふことになつた



農林

農村負債處理法案全文【三・三】政府は十四日衆議院に臨時農村負債處理法案を提出した、案全文左の如し

▲臨時農村負債處理法 第一條 本法は支那事變又は支那事變に際しての滿洲に於ける軍事行動に關し戰闘其の他の公務に従事し爲に死致したる者の遺族又は之が爲傷損を受け若は疾病に罹りたる者若は其の家族にして農山漁村に居住するもの(以下戰死傷者遺家族と稱す)の經濟更生を圖る爲其の負債を處理することを目的とす 戰死傷者遺家族の範圍は勅令を以て之を定む

第二條 本法に於て負債とは戰死傷者遺家族の負擔する私法上の金錢債務を謂ふ 前項の債務の範圍は勅令を以て之を定む 第三條 戰死傷者遺家族本法に依り負債を處理せんとするときは本人又は市町村長其の他命令を以て定むる者は道府縣臨時負債處理委員會(以下委員會と稱す)に對し命令の定むる所に依り其の旨を申出づることを得

委員會前項の申出を受理したるときは命令の定むる所に依り其の戰死傷者遺家族及債權者間に於ける負債の金額、利率、償還期限、償還方法を其の他の條件の緩和に關する協定に付轉施を爲し其の者の負債處理計畫を樹立すべし 委員會の組織、舊限其の他必要なる事項は本法に定むるものを除くの外勅令を以て之を定む

第四條 戰死傷者遺家族前條第二項の規定に依る轉施の終了前同條第一項の申出の受理ありたる負債の全部又は一部に付辨済、相殺又は更改を爲さんとするときは命令を以て定むる場合を除く

の外命令の定むる所に依り委員会の承認を受くべし但し債務者は之が爲に遅延に因る損害賠償の責任を免れることを得ず

戦死傷者遺家族前項の承認を受けずして其の負債の全部又は一部に付辨済、相殺又は更改を爲したるときは委員会又は其の者の負債處理の申出に付取消ありたるものと看做すことを得

第五條 委員会必要ありと認むるときは第三條第一項の申出を受理したる負債に付金銭債務臨時調停法に依る調停の開始を求むることを得

第六條 第三條第一項の申出の受理ありたる負債に付金銭債務臨時調停法に依る調停事件整頓するときは裁判所又は調停委員会は同條第二項の規定に依る斡旋の終了に至る迄其の調停手續を中止することを得

第七條 負債整理組合又は市町村負債整理委員会は第三條第一項の申出の受理ありたる負債に付ては命令の定むる所に依り同條第二項の規定に依る斡旋の終了に至る迄負債の條件の緩和に關する協定の斡旋を休止すべし

第八條 委員会必要ありと認むるときは期日及場所を定め當事者を呼出すことを得

委員会は斡旋の結果に付利害關係を有する者の参加を求むることを得

第九條 當事者及利害關係人は自身出頭することを要す但し已むことを得ざる事由あるときは委員会の許可を受け代理人をして出頭せしめ又は輔佐人を同伴することを得

委員会は何時にも前項の許可を取消すことを得

第十條 市町村負債整理委員会其の他命令を以て定むる者は委員会の請求ありたるときは本法に依り負債の處理に關し意見を具申し又は調査を爲すべし

第十一條 市町村又は産業組合中央金庫は本法に依る負債整理を助成する爲必要ありと認むるときは戦死傷者遺家族又は負債整理組合に對し主務大臣の定むる所に依り特別融通を爲すことを得

第十二條 市町村、産業組合中央金庫又は融資銀行が第十一條の規定に依り特別融通を爲すことを得る期間は本法施行の日より勅令を以て定むる日迄とし其の融通の期限は本法施行の日より廿五年を超ゆることを得ず

第十三條 産業組合中央金庫特別融通及損失補償法第三條及第四條の規定は産業組合中央金庫が第十一條の規定に依る特別融通を爲す場合に、農村負債整理資金特別融通及損失補償法第三條並に不動産融資及損失補償法第四條及第五條の規定は融資銀行が第十一條の規定に依る特別融通を爲す場合に之を準用す

第十四條 北海道府縣は第十一條の規定に依る特別融通を爲すに因り市町村が損失を受けたるときに對し其の特別融通總額の十分の六以内の金額(市町村に對する損失補償金)を補償するの契約を爲すことを得

第十五條 政府は前項の損失補償の契約に基き北海道府縣が損失補償を爲したるときに對し其の市町村に對する損失補償金の三分の二に相當する金額を補給するの契約を爲すことを得

第十六條 第一項の規定に依り北海道府縣が市町村に對して爲す損失補償の契約に於ては北海道府縣の市町村に對する損失補償金中其の六分の一に相當する金額を當該市町村に於て負擔すべき旨を定むべし

第十七條 但し特別の事由あるときは命令の定むる所に依り市町村の負擔すべき金額の割合に付別段の定を爲し又は市町村をして負擔を爲さしめざることを得

第十八條 政府は第十一條の規定に依る特別融通を爲すに因り産業組合中央金庫又は融資銀行が損失を受けたるときは産業組合中央金庫に對しては其の特別融通總額の十分の六以内、融資銀行に對しては其の特別融通總額の十分の四以内の金額を補償するの契約を爲すことを得

第十九條 第十四條第二項及第十五條の規定に依る政府の補給金及補償金と農村負債整理資金特別融通及損失補償法に依る補給金及補償金の限度を超えざるものとす

第二十條 第十一條の規定に依る特別融通を爲したるに因り市町村、産業組合中央金庫又は融資銀行の受けたる損失及其の額は農村負債整理資金特別融通及損失補償法第九條の負債整理資金特別融通損失審査會を決定す

第二十一條 第十四條第二項及第十五條の契約に基き政府が北海道府縣、産業組合中央金庫及融資銀行に對し支拂ふべき補給金又は補償金は國債證券を以て之を交付することを得

第二十二條 政府は前條の規定に依り交付する爲必要な額を限度とし公債を發行することを得

第二十三條 本法に限り交付する國債證券の交付價格は時價を參照して大藏大臣之を定む

第二十四條 農村負債整理組合法第八條の規定に依り負債整理事業を行ふ法人は本法の適用に關しては之を負債整理組合と看做す

第二十五條 本法中町村とあるは町村制を施行せざる地に於ては之に準すべきものとす

附 則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む

肥料依頼検査規則實施

【一】農林省では農村肥料需要者の便宜を圖る爲め調査、化成、茶種油粕の各肥料に付きその製造業者(又は輸入、移入業者)の依頼検査に應ずべく肥料依頼検査規則(省令)並に肥料依頼検査手数料

令(勅令)を十一日付官報を以て公布即日實施した而して右省令に基き依頼検査は當分の間農林大臣の指定せる東京、大阪、神奈川、兵庫、三重、愛知、岡山、愛媛、福岡、熊本の二府八縣に於て行ふが追て全國各府縣に實施する方針である

米穀利用研究所官制要綱

【一】農林省では従來米穀局の米穀利用研究所を擴充し新に農林大臣の直接管理に屬する米穀利用研究所を設置することとなつたが右に關する勅令は十七日の官報を以て公布即日施行された、官制要綱左の如し

第一 米穀利用研究所は農林大臣の管理に屬し左の事務を掌ること

一 米穀の利用加工に關する試験研究並に調査

二 米穀の貯藏及病蟲害驅除豫防に關する試験研究並に調査

三 講習及講話

第二 米穀利用研究所に左の職員を置くこと

所長(技師を以て之に充つ)一人△支師專任三人(兼任)△屬專任二人(判任)△技手專任四人(判任)

産業補助金

【一】農林省では静岡外二縣に對し農用公共施設新設改良事業補助要項に依り十二年度において左記金額を交付する旨十二日官報を以て發表した(單位圓)

△静岡一、〇三、五〇〇福岡一、三、二八〇

△熊本一、六、一八五

【二】農林省では福島外十八府縣に對し十二年度において左記補助金を交付する旨十六日官報を以て發表した(單位圓)

一 農用公共施設新設改良事業補助

- △福島三一、五三六△栃木一二、〇三五
- △埼玉一四、九四〇△石川一一、六二〇
- △山梨一〇、三七五△愛知一二、〇三五
- △三重一二、〇三五△兵庫一三、六九五
- △鳥根一二、〇三五△廣島一二、〇三五
- △山口一一、六二〇△愛媛一三、二八〇
- △長崎一〇、七九〇△大分一二、〇三五
- △沖縄一四、〇二〇

の新設又は増設を爲したる硫酸アンモニア製造業者には命令の定むる所に依り設備完成の年及其の翌年より五年間其の設備を以て管む硫酸アンモニア製造業に付所得税及營業收益税を免除す前項の硫酸アンモニア製造業者其の設備完成前其の設備の一部を以て硫酸アンモニア製造業を管む場合に於ても其の事業に付所得税及營業收益税を免除す但し前項の規定に依る期間内に設備を完成せざる時は此の限に在らず

第二條 北海道、府縣及市町村其の他之に準すべきものは前條の規定に依り所得税及營業收益税を免除せられたる硫酸アンモニア製造業者には其の免除せられたる事業に對し地方税を課することを得ず但し特別の事情に基き政府の認可を受けたる場合は此の限に在らず

軍用候補馬鍛練員打合せ

- 【三七】馬政局では十六日午前十時より九段軍人會館において各道府縣の軍用候補馬鍛練員打合せ會を開催荷見馬政局長官の訓示後軍用候補馬鍛練指導に關し打合せを行つたが十七日は一同神奈川縣下足柄村における鍛練會の實地視察を行つた

商 工

硫酸アンモニア増産法案

【三三】硫酸アンモニア増産及配給統制法案は十二日の閣議に附議同日午後の衆議院本會議に緊急上程された、法案の全文左の如し

△硫酸アンモニア増産及配給統制法案

第一條 政府の認可を受け本法施行後五年以内に於て政府の指定する期間内に命令の定むる硫酸アンモニア製造設備

の資本を増加することを得

第七條 硫酸アンモニア製造業者たる株式會社は政府の認可を受け其の事業に關する設備の費用に充つる爲商法に規定する制限を超えて社債を募集することを得但し社債の總額は拂込みたる株金額の二倍を超ゆることを得ず

最終の貸借対照表に依り會社に現存する財産が拂込みたる株金額に満たざる時は前項の規定を適用せず

第一項の規定に依り募集する社債に付ては工場抵當法に依り會社の事業に關するものを抵當と爲すことを要す但し特別の事情ある場合に於て政府其の必要なしと認めたる時此の限に在らず

第八條 政府公益上必要ありと認むるときは硫酸アンモニア製造業者に對し硫酸アンモニア製造設備の増設又は改良を命ずることを得

政府は硫酸アンモニア製造業者の行ふ硫酸アンモニア製造事業に依り硫酸アンモニアの供給を確保すること困難なりと認むるときは日本硫酸株式會社に對し硫酸アンモニア製造設備の新設増設又は改良を命ずることを得

政府は勅令の定むる所に依り前二項の規定に依り爲したる命令に因り生じたる損失を補償す

前項の補償を伴ふべき命令は之に因り要すべき補償金の總額が帝國議會の協賛を経たる金額を超えざる範圍内に於て之を爲すことを要す

第九條 政府公益上必要ありと認むるときは日本硫酸株式會社に對し硫酸アンモニア配給統制上又は供給確保上必要なる事業を行ふべきことを命ずること

第十條 硫酸アンモニア製造業者及命令を以て定むる硫酸アンモニアの取扱を爲す者は命令の定むる所に依り其の製造又は取扱に係る硫酸アンモニアを日本硫酸株式會社に賣渡すべし

第十一條 政府は硫酸アンモニア製造業者又は前條に規定する硫酸アンモニアの取扱を爲す者に對し其の業務及財産の狀況に關し報告を爲さしめ又は帳簿書類其の他の物件の検査を爲す事を得

第十二條 日本硫酸株式會社は硫酸アンモニアの需給の圓滑及價格の公正を圖る爲必要なる事業を營むことを目的とする株式會社とす

第十三條 日本硫酸株式會社の資本は一千萬圓とす但し政府の認可を受け之を増加することを得

第十四條 日本硫酸株式會社は株金全額拂込前と雖も其の資本を増加することを得

第十五條 日本硫酸株式會社の株式は記名式とし政府、公共團體、帝國臣民又は、帝國法人にして社員、株主若は業務を執行する役員の数以上又は資本の半額以上若は議決權の過半数が外國人又は外國法人に屬せざるものに限り之を所有することを得

第十六條 日本硫酸株式會社に非ざるものは日本硫酸株式會社又は之に類似の名稱を以て其の商號と爲すことを得ず

第十七條 日本硫酸株式會社に取締役五人以上及監査役二人以上を置く

を得

第十條 硫酸アンモニア製造業者及命令を以て定むる硫酸アンモニアの取扱を爲す者は命令の定むる所に依り其の製造又は取扱に係る硫酸アンモニアを日本硫酸株式會社に賣渡すべし

第十一條 政府は硫酸アンモニア製造業者又は前條に規定する硫酸アンモニアの取扱を爲す者に對し其の業務及財産の狀況に關し報告を爲さしめ又は帳簿書類其の他の物件の検査を爲す事を得

第十二條 日本硫酸株式會社は硫酸アンモニアの需給の圓滑及價格の公正を圖る爲必要なる事業を營むことを目的とする株式會社とす

第十三條 日本硫酸株式會社の資本は一千萬圓とす但し政府の認可を受け之を増加することを得

第十四條 日本硫酸株式會社は株金全額拂込前と雖も其の資本を増加することを得

第十五條 日本硫酸株式會社の株式は記名式とし政府、公共團體、帝國臣民又は、帝國法人にして社員、株主若は業務を執行する役員の数以上又は資本の半額以上若は議決權の過半数が外國人又は外國法人に屬せざるものに限り之を所有することを得

第十六條 日本硫酸株式會社に非ざるものは日本硫酸株式會社又は之に類似の名稱を以て其の商號と爲すことを得ず

第十七條 日本硫酸株式會社に取締役五人以上及監査役二人以上を置く

取締役は株主總會に於て選舉したる候補者中より政府之を命ず

第十八條 日本硫酸株式會社は左の事業

を營むものとす

一 硫酸アンモニアの買入及販賣

二 硫酸アンモニアの輸出、輸入、移出入

三 硫酸アンモニアの製造其の他硫酸アンモニアの供給確保上必要なる事業但し硫酸アンモニアの製造は硫酸アンモニア製造業者の行ふ硫酸アンモニア製造事業に依り硫酸アンモニアの供給を確保すること困難なりと認めらるゝ場合に限る

四 其他硫酸アンモニアの需給の圓滑及價格の公正を圖る爲必要なる事業前項第三號又は第四號に掲ぐる事業を營まんとするときは政府の認可を受くべし

第十九條 日本硫酸株式會社は拂込みたる株金額の五倍を限り硫酸債券を發行することを得

硫酸債券を發行する場合に於ては商法第二百九條に定むる決議に依ることを要せず

第二十條 硫酸債券を發行せんとする場合は、於ては政府の認可を受くべし

第二十一條 政府は硫酸債券の元本の償還及利息の支拂に付保證することを得

第二十二條 硫酸債券は無記名式とす、但し應募者又は所有者の請求に因り記名式と爲すことを得

第二十三條 硫酸債券の所有者は日本硫酸株式會社の財産に付他の債權者に先ちて自己の債權の辨濟を受くる權利を有す

第二十四條 日本硫酸株式會社は社債借換の爲一時第十九條の制限に依らず硫酸債券を發行することを得、此の場合に

於ては發行後一月以内に其の社債總額に相當する舊疏安債券を償還すべし

第廿五條 日本疏安株式會社は毎營業年度に準備金として資本の缺損を補ふ爲利益金額の百分の八以上を積立つべし

第廿六條 日本疏安株式會社は拂込みたる株金額に對し勅令を以て定むる割合を超えて利益の配當を爲すことを得ず

第廿七條 政府は日本疏安株式會社の業務を監督す

第廿八條 日本疏安株式會社借入金金を爲さんとするときは政府の認可を受くべし

第廿九條 日本疏安株式會社の定款の變更利益金の處分、合併及解散の決議は政府の認可を受くるに非ざれば其の効力を生ぜず

第卅條 日本疏安株式會社は毎營業年度の事業計畫を定め政府の認可を受くべし之を變更せんとするときは亦同じ

第卅一條 日本疏安株式會社は命令を以て定める場合を除くの外政府の認可を受けたる價格に依るに非ざれば硫酸アンモニアの買入、販賣、輸出、輸入、移出又は移入を爲すことを得ず

第卅二條 政府は日本疏安株式會社の業務に關し監督上必要なる命令を爲すことを得

第卅三條 政府は日本疏安株式會社監理官を置き日本疏安株式會社の業務を監視せしむ

第卅四條 日本疏安株式會社監理官は何時にても日本疏安株式會社の帳簿書類金庫其の他の物件を檢查することを得

日本疏安株式會社監理官必要と認むるときは何時にても日本疏安株式會社に命じ業務に關する諸般の計算及狀況を報告せしむることを得

日本疏安株式會社監理官は株主總會其他諸般の會議に出席し意見を陳述することを得

第卅五條 政府日本疏安株式會社の決議又は役員が行爲が法令、法令に基きて爲す處分若は定款に違反し又は公益を害すと認むるときは其の決議を取消し又は役員を解任することを得

第卅六條 重要肥料統制法第十條第一項の規定は日本疏安株式會社に付ては之を適用せず

第卅七條 第九條の規定に依る命令又は第十條若は第卅一條の規定に違反したる者は五千圓以下の罰金に處す

第卅八條 第八條第一項又は第二項の規定に依る命令に違反したる者は二千圓以下の罰金に處す

第卅九條 第十一條の規定に依る報告を爲さず若は虚偽の報告を爲し又は検査を拒み妨げ若は忌避したる者は五百圓以下の罰金に處す

第四十條 人又は法人の代理人、戸主、家族、雇人其他の従業者が其の業務に關し本法若は本法に基きて發する命令又は之に基きて爲す處分に違反したるときは自己の指揮に出でざるの故を以て其の處罰を免るゝことを得ず

第四十一條 本法又は本法に基きて發する命令に依り適用すべき罰則は其の者が法人なるときは理事、取締役其他の法人の業務を執行する役員に、未成年者又は禁治産者なるときは其の法定代理人に之を適用す但し營業に關し成年者と同一の能力を有する未成年者に付ては此の限に在らず

第四十二條 左の場合に於ては日本疏安株式會社の取締役又は其の職務を行ふ監査役を百圓以上二千圓以下の過料に處す

一 本法に依り認可を受くべき場合に於て其の認可を受けざる時

二 第十八條第一項の規定に依らずして業務を営みたる時

三 第十九條の規定に違反し疏安債券を發行したるとき

四 第廿四條の規定に違反し疏安債券の償還を爲さざるとき

五 第卅二條の規定に依る命令に違反したるとき

第四十三條 第十六條の規定に違反したる者は十圓以上百圓以下の過料に處す

第四十四條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條の規定は前二條の過料に之を準用す

附則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む

臨時肥料配給統制法第一條第一項の規定に依り硫酸アンモニアの配給統制上必要なる事業を行ふべきことを命ぜられたる株式會社は命令の定むる所に依り商法第二百九條に定むる株主總會の決議を以て之を日本疏安株式會社と爲すことを得

前項の場合に於ては同時に名稱の變更其他定款の變更の決議を爲し且第十七條第二項の取締役候補者の選舉を行ふことを要す

前二項の決議は政府の認可を受くるに非ざれば其の効力を生ぜず

第二項の決議なき場合に於ては政府は設立委員を命じ日本疏安株式會社の設立

關する一切の事務を處理せしむ

設立委員は定款を作成し政府の認可を受くべし

前二項に定むるものゝ外日本疏安株式會社の設立に關し必要なる事項は勅令を以て之を定む

登錄税法第六條第一項第十一號中「東北興業債券」の下に「疏安債券」を加ふ

計第三次追加豫算に臨時物資調整局設置費四十萬圓を計上したが既に昭和十三年度本豫算に物資調整課設置費として計上せる八萬圓を右の四十萬圓に加へて明年度總經費八十八萬圓を以て愈々來る五月一日より臨時物資調整局を開設することとなつた、臨時物資調整局設置要綱は左の如くである

一 長官は差當り商工大臣の兼任とし、長官の下に次長を置く

二 同局には勅任官四名、事務官廿名、技師卅四名を置く

三 同局には鐵、纖維工作機械、非鐵金屬、石炭、化學製品等重製物資別に部を設置し外に總務部及び貿易部を置く

而して工作機械部鐵鋼部、鐵鋼部のごとき軍需關係物資に關する部の部長には陸海軍現役軍人より選任される筈である、而して同局の事務局の事務官には商工省の外大藏、外務、拓務、逓信、農林各省より選任する模様である、なほ商工省の現在の各局の行政事務は物資需給調整局設置に伴ひ相當質的變化を來すが差當つては之のまゝ存置する模様である

三 邦商の海外施設費補助卅八萬圓

右の補助金は貿易商が南洋其他の新市場に支店を設置する場合交付する

二 輸出補償金の増加六十六萬圓

昭和十三年度本豫算中に既に輸出補償費として計上せる百四十七萬六千圓に加へて合計二百十三萬六千圓となる

なほ右とは別個に大藏省に於て第二豫備金として輸出獎勵基金を計上することになつてゐるがそのうち商工省關係は二十萬圓でその運用に關しては官民協議會を設置し之に當る筈である

臨時物資調整局設置



操縦士百七十名を養成

【三二】航空局では操縦士養成のため東京に中央養成所を設ける外全國各地に教育飛行場を設置して數年先には一年に數千人の若鷲の大量養成を目指してゐるが、まだその教育機關が備はぬ爲本年は臨時早急に百七十名を養成することに十八日決定した、志願者は四月十八日締切つて

東京、仙臺、大阪、廣島、札幌、名古屋、熊本の七ヶ所で五月三日より七日迄體格検査、同八、九兩日學科試験を行ひ六月から翌年三月迄教育し二等飛行士に育てあげるが當局では採用者は希望もあるが出來得る限り出身地に近いところで養成する方針で、養成所は仙臺、米子は航空局直轄で前後二期に分ち前期各廿名、後期各廿五名宛、又民間飛行學校委託は次の六校である

日本飛行學校(東京)十七名、距離飛行學校(東京)十名、名古屋飛行學校(名古屋)廿五名、阪神飛行學校(大阪)廿名、堺水上學校(堺)四名、天虎飛行研究所(大津)四名

志願資格者は満十七歳より十九歳迄、中等學校三年修業程度以上であるが、高等小學を卒業したものでよいことになつてゐる、教育費は航空局で支辨し直轄養成所は寄宿舎に收容衣食を官給し民間學校への委託生には毎月食費として廿圓を支給する、なほ又修業者は陸軍航空兵科豫備役下士官又は陸軍航空科豫備練習生に志願出来るが修業後の就職には全部當局が責任をもつことになつてゐる、この外航空局は従來四名宛を陸軍に委託してゐたのを本年は陸軍十五名、海軍九名に増加し、十一月修業と共に十二月から日本航空に委託する、又機關士は廿五名を東京府立工藝學校に委託二ヶ年卒業となつてゐる

春のグライダ大会

【二三】廿日大日本飛行少年團のグライダ飛行競技大會が千葉縣松戸町郊外江戸川河畔同飛行場で舉行され出場の男女少年少女滑空士廿一名が熱演盛況であつ

殖

青少年百五十萬を滿洲に移民

【三五】廿ヶ年百五十萬戸移住の滿洲大量移民は既に着々實行されてゐるが、拓務省では現下の國際情勢に鑑み大量の青少年移民を滿洲に送致し現地に於て滿洲建國の精神並に滿洲農業の方法を修得せしめる必要を痛感し十三年度より新に青少年移民廿ヶ年百五十萬人計劃を實施する事に決定、初年度三萬人、所要經費五百五十七萬圓を十三年度追加豫算として今議會に提出した、此の青少年移民は十六歳より十九歳迄の青少年を内地各府縣より募集し、毎回六千人宛茨城縣内原の中央訓練所に於て二ヶ月間訓練を施し其後北滿五ヶ所の現地訓練所に於て實業を中心として三ヶ年間青年學校式教育を實施し然る後獨立移民として各集團移民に分屬される事になつてゐる、尙内地に於ては拓務省が各府縣、滿洲移住協會、青年團と協力して募集に當る事になつて居り滿洲に於ては滿洲拓殖公社及滿洲國政府が醫備、教育、通信及醫農の指導補助に當る筈で其經費負擔額は各年百五十萬圓合計三百萬圓の豫定である

第六次滿洲農業移民出發

【三六】拓務省の第六次滿洲農業移民本隊に採用された多摩川農民訓練所第七期生卅三名は十四日午後八時半東京驛發列車で敦賀經由北滿三江省湯原縣第五區移民地へ勇躍出發した

☆ 社會 大衆黨

安部黨首登壇

【三二】三日暴漢に襲撃されて負傷以來靜養中だつた安部黨首は十一日久しぶりに登壇した

☆ 其他

大日本運動地方演說會

【三三】處に結成式を擧げた大日本運動は愈々貴衆兩院議員中、本運動に加盟せる者、及び軍人、學者等を總動員して實行運動に入ることとなり廿日午前十時より麹町區紀尾井町の本部に實行委員會を開き左の如く地方演說會を決定した

一 廿二日午後二時より横濱市記念會館に於て演說會を開くこと

一 來る四月五、六日より福岡市をはじめ九州及び中國地方に於て演說會を開くこと

一 各地方教育會、婦人團體並に官廳方面と連絡の下に座談會を開き精神運動の徹底を期すること

小會派有志會合

【三三】第一議員俱樂部及び東方會の一部有志議員十餘名は十二日午後六時より虎の門晚翠軒に會合、現下の政局問題に關し現状打破の見地より種々の意見の交換を行ひ同九時過ぎ散會した

人事

内務辭令

△十九日 群馬縣學務部長 川崎 勇 依願免本官

石川縣經濟部長 中川 剛毅
補群馬縣學務部長
鹿兒島縣學務部長 駕野 重光
補石川縣經濟部長
廣島縣學務部長 伊藤 秀譽

陸軍辭令

△十一日 陸軍航空兵少佐 松下 勇三
補米國在勤帝國大使館附武官補佐官 米國在勤帝國大使館附武官補佐官 陸軍砲兵少佐 西村 乙嗣
免本職
△十四日 陸軍中將大勳位 鳩 彦 王
補軍事參議官
△十六日 陸軍航空兵中佐 今里 隆次
陸軍砲兵少佐 高橋 鶴夫
補英國在勤帝國大使館附武官補佐官 陸軍砲兵少佐 武田 功
補波蘭國在勤帝國大使館附武官補佐官
ポーランド國在勤帝國大使館附武官
陸軍步兵少佐 林 璋
英國在勤帝國大使館附武官補佐官 陸軍工兵少佐 松谷 誠
免本職(各通)

文部辭令

△十一日 考證官 宮地 直一
任東京帝國大學教授文學部勤務を命ず
△十六日 東京帝國大學助教 兼特許局技師 落合 英二

☆ 叙位 叙勳

定期叙位
【三五】畏き邊りでは十五日徳川陽順公以下八百廿二名の文武官及華族に對して定期叙位の御沙汰があつた、主なる者左の如し
正三位勳二等公爵 徳川 陽順
敘從二位 東京商大教授
正四位勳二等 井浦仙太郎
敘從三位 シヤム公使館員に勳章贈與
【三二】畏き邊りでは近く離任歸國する暹羅國公使館のラトナ・デブ氏が日暹兩國實際事務上に盡力、兩國親善上の功勞を思召され十二日左の如く勳章を贈與せられた
在本邦暹羅國公使館三等書記官
ルアン・ラトナ・プデ
贈與勳五等双光旭日章
滿洲事件行賞
【三二】滿洲事變關係第卅五回の陸軍行賞は十四日發表された、今回の行賞は主として金澤第九師團關係の者二千數百名に及び主なる敘勳者は左の如くである、
△瑞三 騎兵中佐木村留太郎(旭日小綬章 歩兵少佐餘田慶次郎、歩兵中佐板津直剛(瑞三 歩兵大佐藤井貫一、騎兵大佐藤田卓二

政 黨

經

旬間大觀

追加豫算案も第三號まで相次いで提出され、こゝに明年度豫算の全貌は八十三億の巨額に達し、うち公債財源による額は本年未發行分を加へて七十億圓に上り、漸くその消化問題は重大化するに至つた。折柄保證準備限度の擴張額が七億圓と決定され、日銀の貸付利率の一部改正が發表された。引續き短資の著しき潤澤にも拘はらず起債界も最近鈍化歩調を辿り地方債の引受に信託團は氣樂海の氣配。偶々歐洲政情不安を映して一志二片の裁定相協が脅威をうけ對米爲替協定の成立が要望されてゐる。

綿糸、義務輸出リンク案大綱、パルプ調整規程及同調整組合規定の決定、日滿支を一體とする新鐵鋼五ヶ年計畫等重輕工業全部門に亘つて必死の時艱諸対策がつけられてゐる。

十二日諸株の一齊氣崩れに續いて錫、アンチモニーの急落が見られた。

濟

金

融

全國銀行勘定(二月)

【二・二五】(大藏省發表)二月末現在全國銀行主要勘定左の如し(單位千圓、△印減)

種目	特種	普銀	貯銀
△預金	前月比	前月比	前月比
公金預金	五七五	一、〇九三	一、〇九三
△貸出	前年同月比	前年同月比	前年同月比
當座預金	一、〇九三	一、〇九三	一、〇九三
特別當座預金	一、〇九三	一、〇九三	一、〇九三
通知預金	一、〇九三	一、〇九三	一、〇九三
定期預金	一、〇九三	一、〇九三	一、〇九三

計	七、三三三	△ 五、七〇〇
前月比	△ 六、三三三	△ 五、七〇〇
前年同月比	八、六七一〇	九、〇〇〇
コールド	三、三三三	三、三三三
△所有有價證券	八、二二五	二、〇〇〇
前月比	△ 五、七〇〇	△ 五、七〇〇
前年同月比	八、六七一〇	九、〇〇〇
地方債	三、三三三	三、三三三
外國證券	三、三三三	三、三三三
株式	三、三三三	三、三三三
合計	三、三三三	三、三三三
前月比	△ 五、七〇〇	△ 五、七〇〇
前年同月比	八、六七一〇	九、〇〇〇

△現金及預金	七、三三三	△ 五、七〇〇
現金	三、三三三	三、三三三
預金	四、〇〇〇	二、三六七
合計	七、三三三	△ 五、七〇〇
前月比	△ 五、七〇〇	△ 五、七〇〇
前年同月比	八、六七一〇	九、〇〇〇

二、貯蓄銀行の諸貸付金は便宜一括して證書貸付の欄に又滿洲國有價證券は外國證券の欄に掲記す

三、特種中に日銀分を除く

全國組合銀行勘定(二月)

【二・二六】(東京手形交換所調)二月末現在全國組合銀行諸勘定調左の如し(單位千圓、△印減)

△預金	二月末	前月末比
當座	一、〇九三	△ 〇、〇〇〇
通知	一、〇九三	△ 〇、〇〇〇
定期	一、〇九三	△ 〇、〇〇〇
合計	三、三三三	△ 〇、〇〇〇
△貸出	一、〇九三	△ 〇、〇〇〇
手形	一、〇九三	△ 〇、〇〇〇
手形	一、〇九三	△ 〇、〇〇〇
合計	二、一八六	△ 〇、〇〇〇

【二・二七】(東京手形交換所調)二月中全國手形交換高は前月に比し増加を示してゐる(單位枚數、金額千圓)

枚數	二月末	前月比増
金額	六、三三三	△ 〇、〇〇〇

【二・二八】(貯蓄銀行協會調査)二月末現在全國貯蓄銀行主要勘定調左の如し(單位千圓、△印減)

預金	二月末	前月比増
貸付	一、〇九三	△ 〇、〇〇〇
信託財産	一、〇九三	△ 〇、〇〇〇
預金	一、〇九三	△ 〇、〇〇〇

補助貨流通高の増加顯著

【二・二九】十二日臨時通貨法委員會に於て大藏省關原理財局長は左の如く發表した昨年未現在に於ける補助貨幣の流通高は總計四億七千餘萬圓で此の中銀貨三億四千三百餘萬圓(五十錢銀貨約三億二千五百萬圓、殘餘は廿錢十錢銀貨)ニツケル貨二千四百六十餘萬圓、白銅貨七千九百餘萬圓(この中十錢約五千八百萬圓、五錢約二千萬圓)、背銅貨二千二百五十餘萬圓(中一錢約二千萬圓、殘餘は二錢、五厘、一厘)で外に雜多のものが八十萬圓程度ある、近年増加率は年々約五パーセント程度であつたが十二年中には約一割程度の増加を示し一躍倍加してゐる、この主因は軍需工業の活況を中心とする一般事業界の好景氣に基因するものと見られるので今後引續き景氣の昂進と相應して補助貨流通高は増加するものと認められる

短資旬報(二月中旬)

月初來の政府支拂撤消超過が漸く本格的に市場に響いて十一日は前日より更に弱含みとなり翌日物日歩も六厘物多く中心は辛うじて七厘に止つた、十二日は引續き資金は餘剩氣味で中心は五毛安の六厘五毛となり十七日まで保合推移十八日は二日續きの休日を経(廿日前後の需要増大し安値物の買漁りから高値は七厘と保

【二・三〇】(東京手形交換所調)二月中全國手形交換高は前月に比し増加を示してゐる(單位枚數、金額千圓)

枚數	二月末	前月比増
金額	六、三三三	△ 〇、〇〇〇

する向現はれ初めたので日銀當局では興業債券(四分二厘)満鐵債(四分三厘)の發行によつて市場人氣の轉換を圖る一方、近く發行認可を受ける管の東拓債に次いで發行す可社債(日本鐵業、日本電氣、住友金屬工業、三菱礦業、芝浦製作所、日鐵等)については特に技術的に慎重なる考慮を拂ひ社債消化に萬全を期することとし、このため日銀當局は左の如き起債認可方針を以て臨むこととなつた

一 四分三厘バーの基準は當分變へないこと、但協定戻し、手数料毎期償還方法等に於て多少の苦心を加へる

一 社債銘柄についても先づ重工業部門の一流社債を選び次いで化學工業部門の一流社債と同じ部門の社債の重複を成る可く避け、その間満鐵債、滿洲國債等の國策物や地方債二流物も織りまぜて緩を作り、宇部窒素、昭和肥料兩社債の轍を踏まざる様にする

一 社債の發行に當つても、滿洲國債及滿鐵債の如き國策的の起債餘力を充分考慮しおくこと

信託團 地方債引受基準協議

【三三】地方債引受の無統制による不當競争激化に悩むこの弊を除去するため一昨年秋三井、三菱、安田、住友、野村、鴻池、關西、共同、織田の東西有力九信託は興銀を幹事役に加へて「地方債引受シンヂケート」を結成、地方債引受の場合その状態に適應する發行基準條件に最低協定手数料をその都度協議することとなつてゐた、然るに爾來起債界の不振の爲め實際上具體的基準決定の必要時期に當面せずして今日に至つたが、年度末を

控へて最近起債界の順調なる發展を映して地方債發行に關する各信託への引受申込は可成りの額に達したので協定加盟信託は近く興銀の斡旋により右に關する協議會を開くこととなつた、現在の金融情勢から見て地方債の發行條件は一流物四分二厘バー、二流物四分三厘バーが妥當とされて居り、期限は順調な消化を圖るため從來の如き十五年を超過する様な長期物は避けるべしとの意見が支配的の何れも十年内外に落着くものと觀られる、然し信託側としては地方債元受けは全部信託側で爲し證券業者は下受けのみをなすことを希望してゐるので兩者間の圓滿なる協調成立までには多少の波瀾を見るものと豫想される

地方債起債談に信託側氣乗薄

【三四】地方債引受は大坂市債を皮切りとして既に山形、三重兩縣債、仙臺市債等の決定を見、十八日には京都府債約三百餘萬圓の入札が行はれ、年度末を控へて昨今の起債希望は總額一億五千萬圓見當に上る見込であるがこれに對し主要引受業者たる信託會社側の態度は頗る氣乗薄を示し、ために交渉は遅々として歩らない現状にある、之が原因として

金融情勢の將來に對する見透しが困難なこと、金錢信託の増勢が停頓すること、重工業方面の資金需要が多く關心は主としてその方向に向けられてゐること、臨時資金調整法により不急不要事業が抑制され失業救済事業の重要性が喪失したこと、地方債は金額が總じて小口で手續が繁雜な割合に市場性に乏しいこと、一流物四分二厘バー、二流物四分三厘バーが標準とされてゐる

がこれが税引利廻りは三分八厘に達せぬため國債に比し餘り有利でないこと等の事情が數へられてゐる、その結果本年に於ける地方債の發行は信託引受のものは著しく減少し三會引受が増加するものと見られる

興業債券發行條件決定

【三五】臨時資金調整法による政府保證興業債券の發行條件は十四日左の如く決定發表された

名稱 政府保證の興業債券△募集總額 二千萬圓△利率 年四分二厘△發行價額 額面百圓に付百圓△元利金支拂保證 本債券の元利金支拂に對しては政府保證す△償還方法及期限 十五年毎半年償還、その後半年額面廿萬圓以上償還又は買入銷却す△申込期間 三月廿二日より同月廿四日迄△拂込期限 四月十五日

▲起債市場を壓迫せず 【三六】起債市場の再開以來現下の非常時金融の總元締たる興銀の債券發行による資金捻出計畫は生産力擴充資金需要の急激な増大と共に日銀興銀間に密接なる聯絡をとつて慎重な態度でその發表の時期を待機中であつたが既に日銀の興業債券抵當貸付の割引歩優遇の發表を見たので十四日下請業者に正式發表を見、此處に臨時資金調整法第七條の規定による興業債券發行が初めて適用されるに至つた譯である、而して今回の興業債券發行に關しては一部に社債消化の將來に懸念を持つものもあるが興銀としては左の如き理由から却つて起債市場の順調なる發展を期するものとする積極的な意向を有してゐる

社債の發表以來稍々行詰り状態にあるため社債銘柄にヴァラエティーを付けることは却つて起債全體を引立しめることとなる

東拓社債千五百萬圓發行決定

【三七】東拓シンヂケート團は十一日興銀に參集懸案の同社々債發行につき協議を遂げた結果、本年度第一回分總額千五百萬圓を左記條件を以て引受に決定した

總額 千五百萬圓△利率並に發行價額 四分三厘バー△期限並償還方法 十一年、二年据置後毎年卅萬圓以上償還△拂込期限 四月廿五日

▲滿洲拓植會社では廿ヶ年間、百萬圓、五百萬圓の滿洲移民事業計畫遂行に伴ひさきに昭和十六年度に終る第一期間に總額二億一千万圓社債發行額の豫定計畫を樹てたが、そのうち四月一日に始まる十三年度社債發行額はこの程政府の認可を経て四千五百萬圓に決定を見た、而して右社債發行に當つては將來巨額の社債發行を豫定されてゐる點よりしてシンヂケート團の結成が必要とされてゐる尙滿拓では四月中に第二回拂込金三百萬圓を徴収する筈

▲擴張 阪神電氣鐵道(千三百廿萬圓)、日本食鹽運送(百廿五萬圓)

會社

▲有價證券募集取扱一山一、川島島、藤本、大阪商事、大阪屋、黒川の各證券業者に對し滿洲車輛株式會社の新設に伴ふ株式一萬六千株の募集取扱

▲北千島水産會社創立

▲資本金審査會認可事項 【三八】臨時資金審査委員會で先週承認可した新設、合併、増資、株式拂込及び擴張中主なるもの左の如し

會社

▲新設 夕張製作所(五百萬圓)、ラサバル工業(二百萬圓)、日の汽船(二百五十萬圓)、富士製作所(百萬圓)

▲合併 日清製粉の常盤製粉合併、石井鐵工所の日本化學機械合併

▲増資 三光海運(百廿萬圓) △株式拂込 岸和田人組(二百萬圓)、高岡電燈(百八十五萬圓)、神電氣(百七十五萬圓)、大阪造船(九十萬圓)

る北千鳥水産株式会社(資本金九百五十萬圓、全額拂込済)の創立總會は十日函館日管營業所に開催、専務に眞藤廉太郎氏、常務に外山源吾氏夫妻を選任されたが之によつて北千鳥水産も日管の獨占的色彩を一層濃厚ならしめるに至つた、尙ほ初代社長は九月林業系の参加を俟つて選任する模様である(二巻五號七〇頁参照)

日本ニツケル別會社を創立

【三〇】日本ニツケルでは今回「日本ニツケル鐵業」(資本金五百萬圓)を創立することとなり、資金調整局の内認可を得たので四月十一日第一回四分の一拂込徴収の上同月廿五日創立總會開催を決定し、株式は日本ニツケル及び同系の日本スチール會社の三月廿五日現在の株主に割當てるので新會社は群馬縣取石に於て金屬ニツケルの製鍊をなす

日本水産、臺灣畜産會社設立

【二七】日本水産では今回畜産物加工品の支那市場輸出を目指し臺灣拓殖並に臺灣畜産組合と共同出資を以て臺灣畜産株式會社(假稱、資本金五百萬圓、四分の一拂込)を創立することとなつた、本社を臺北に置き工場を高雄に設け五月頃事業開始の豫定であるが取敢へずハム、ソーセージ等の製造輸出に着手し將來は規模を擴大して世界的に有名なシカゴのスウィフト會社に倣ひ一般畜産物の加工事業を行ふ計畫である

南洋捕鯨會社創立計畫進む

【二六】南洋拓殖では今回東拓と提携して南洋から南極に亘る捕鯨業の進出を圖り四月中に兩者各一千萬圓出資の資本金二千萬圓を以て南洋捕鯨株式會社(假稱)

を創立することとなつた、尙ほ六月月上旬迄に東南洋方面に於ける漁業及磷礦採掘を目的とするマーシャル企業株式會社(資本金五百萬圓)を設立する筈にして其他目下南興水産の買収方を計畫中

日本ニツケル日本スチール合併

【二八】日本ニツケル(資本金五百萬圓四分の一拂込)では十八日重役會を開き傍系の日本スチール(資本金五百萬圓、四分の一拂込)を吸収合併することに決定、合併條件左の通り

對等條件で合併す△實施期は五月一日とす△合併後の資本金は一千萬圓(四分の一拂込)となる

日本亞鉛鍍金平爐一基完成

【二四】日本亞鉛鍍金鋼業では豫て尼ヶ崎工場に建設中の四十噸平爐三基の中の程一基が完成、十二日より操業を開始した、なほ第二平爐は四月中旬建設完了の豫定

日本鋼管天津に出張所設置

【二六】日本鋼管では疊に特派せる渡邊販賣部長の北支並に中支方面に於ける鋼材需要状態の視察報告を基に鋼管需要の著増を見込んで同社は近く天津に出張所を設け北支方面の供給を一手に引受けることになつた、尙ほ成績如何によつては更に中支方面にも出張所を設ける意向である

とに決定、増資による新資金を以て大島工場、米子工場、尼ヶ崎工場等の既設工場を擴張して合合鐵等の増産を圖ると共に原料から製品への一貫作業に進む計畫である

臺灣一億圓に増資の方針

【二三】臺灣拓殖會社では時局に鑑み當面緊急を要する事業の五ヶ年計畫を樹立し(一)臺灣島内に於ては總督府の工業暨五ヶ年計畫(年産四十二萬噸増産を目標)に參照すると共に島内鑛物資源の開発に當り、(二)島外に於ては南洋方面に於ける鐵鑽石の採掘を行ひ本年には五十萬噸來年度以降は毎年五十萬噸宛増産することに略ぼ方針を決定した、而してこれが遂行に當つては二億六千萬圓見當の經費が必要とされるが現在資本金三千萬圓(内拂込一千八百七十五萬圓)を以てしては到底これを賄ひ得ないので來る四月第二回民間拂込金三百七十五萬圓を徴収したる上で殘餘の未拂込七百五十萬圓を殘したまゝ一舉に七千萬圓増資し資本金を一億圓とする事に内定した、而して臺灣拓殖では差當り一千萬圓の第一回社債を發行すべく既に主管當局の内諾を得たので近く債に關し内地金融機關と折衝を開始するが同時に同社の資金計畫遂行の圓滑を期してシンデケート團の結成をも要望する方針である、而して更に同社では將來に於ける巨額な資金の必要に對應すべく同社々債發行限度も現在の拂込資本金の三倍より五倍乃至十倍程度に引上げるべく當局に對し折衝する豫定である

日滿亞麻拂込徴収

【二三】日滿亞麻では十二日日本社に決算重役會を開き、席上一株卅二圓五十錢に付十七圓五十錢總額二百萬圓の拂込徴収を六月頃行ふ旨決定した

南洋拓殖拂込徴収

【二五】南洋拓殖會社では(イ)磷礦石の増産、(ロ)傍系の南興水産増資(現在資本金百廿萬圓を二百七十萬圓とす)、(ハ)南洋アルミ(現在資本金二百萬圓内五十萬圓拂込)のボーキサイト採掘開始に伴ふ未拂込五十萬圓の徴収等により約五百萬圓の資金を要するので、之れが資金調達のため來る四月一日を期日に第二回拂込一株に付き十二圓五十錢合計二百卅六萬三千五百圓を徴収することに決定、更に殘餘分に付ては興銀より融資を仰ぐこととなつた

工女・パイ拂込徴収

【二二】日本エタニット・パイブ會社は六月一日頃新株一株に付き七圓五十錢總額百八十萬五千圓の拂込を徴収することに内定、之に依り同社は資本金千二百五十萬圓内六百四十四萬圓の拂込済となる尙ほ十一月頃更に一株七圓五十錢の拂込を徴収する豫定で、之等新資金を以て懸案の北支進出を具體化するべく既に所要機械の發注をなした

北千鳥紅鯨詰商談成立

【二六】北洋紅鯨詰對英商談に關しては目下平塚日管副社長が倫敦に於て折衝を重ねて居るが(二巻六號六一頁参照)そのうち北千鳥製品(總數量廿二萬圓)に就ては過渡の共販總會申合せに基き必ずしもビッグ・スリー(スタンレー、グリーン、ワトソン三商會)のみを對象とせず條件如何に依てはそれ以外の食料品輸入商に賣却するも差支へなき方針の下に三井物産を涌じ狀勢打診に努めつゝあつた處、此程ブラックウエル商會との間に約六萬圓の賣却契約が成立せる旨平塚代表より日管本社に入電があつた、尙ほビッグ・スリーとの商談も今月中に成立の模様である

利益金並配當率

三月中旬中發表分左の如し

社名	當期利益金	當期配當率	前期配當率
安田生命	千圓	〇・六	〇・六
日滿亞麻	千圓	〇・七	〇・六

(註) ×印十二年度中、前號所載銀當期配當率一分は四分の誤植

商 況

市場旬報(三月中旬)

△株式 依然材料乏しく嫌氣手詰賣物目立ち十二日新東以下一齊に崩れたが十四日下支へ其後聲戒人氣に推移のところ十八日歐洲政情案に旁々強氣の防戦を動機に急反撥を演じたが十九日早くも伸力が鈍つた

△米 旬日初め發存米發表で寄附鼻下放れ十四日百萬石買上發表から反撥したが材料の出盡しと値頃關係から其後積極買なぞり安歩調となつた

△綿糸 米相引緩みと株式悪化を映して十一日又復卅圓臺の關門を劃込み漸落歩調を辿り後半全く頭重い商狀に保合

△人相 底意は強調乍ら環境不勢を入れて薄商内

△砂糖 倫敦の續落を映し相變らず濃厚

な氣迷人氣に押目は實需筋の買物潜在の振合作ら突込買もなく小動きを繰返した△生糸 外電安を入れ場面活氣乏しく薄商内に手掛り待の姿

三月初全國有價證券時價總額

【一七】(東株取引所調査)三月初現在全國有價證券時價總額左の如し(單位百萬圓)

Table with 2 columns: 種類 (株式, 債券, 國債, 地方債, 社債, 外債) and 金額 (28,649, 22,118, 11,310, 2,333, 5,425, 3,060)

尚ほ當月現在株式拂込金額及債券未償還額を標準として左記各期との値上り値下り額を推定するに左の如し

Table with 2 columns: 時期 (昭和三年七月比, 五年十月比, 六年十一月比, 九年四月比, 同十一年三月比) and 値上り/下り (1,022, 166,244, 17,248, 530, 2,505)

新東今春來の新安値

【一三】總動員法案を繞る議會の狀勢は尙ほ樂觀を許さず一方整理の深刻化から人氣は著しく軟化して獨逸關係危機や山一證券の短期縮紡を中心に二萬株の正株引取も何等反響なく休日控え勞々十二日の株式市場は買方の嫌氣投物幅狭し之に乗ずる軟派の追撃買りもあつて諸株一齊に暴落した、即ち短期の新東株は百六十二圓丁度と今春來の新安値を示現し縮紡も三倍増資に難色ありと傳へられ二百

六十五圓臺に暴落し以下の諸株も一、二圓安のものも多く形勢頗る面白くなかつた、併し議會終了後に金融緩相場場の展開を期待するものあり又物價高インフレ必至の狀勢にあるものとして安値には投資者の買氣も相當動いてゐる模様である

株式低迷狀態を脱す

【一六】議會案じと仕手關係から最近の株式市場は兎角低迷不振狀態を免れず殊に十八日は早期頗る氣配不良であつたが環境諸材料は歐洲問題をはじめ弱氣のもののは少なく寧ろ値頃觀から買妙味ありとされて居り前場引際投物一巡模様となつたと強氣一派の優勢なる買進みから形勢俄然一變硬化し後場は更に縮紡が三倍増資、一割八分配當内定説や大阪主力軟派が利喰急ぎに出て來たことからも人氣は一段と高潮し、安値突込み連中の狼狽踏上げとなつて短期新東は百六十七圓丁度まであつて六圓卅錢と大引け今朝の安値から五圓五十錢、縮紡の如きは猛烈に立直り七十五圓臺に大變變りを演じ朝の安値から十二圓方暴落近頃でない大活況を告げた、以下短期諸株は之に刺戟されて形勢見直し長期市場も軍需株を中心に一、二圓方上進したものが多し

東株商議員決定

【一二】東株取引所では十二日商議員會を開きさきに辭任した商議員堀川、今井兩氏の補缺選舉の結果一般岡田口重一氏實物側淺野六藏氏が當選した

殘存米は豫想通り減少

【一三】三月一日現在全國殘存米數量は總數四千六百廿九萬三千六百六十八石と前年同期に比し五十八萬二千八百八十一石

(約一分)減少となつたが大體豫想されてゐた處で市場にはさしたる影響なしと見られてゐる

豐橋乾蘭實物初立會

【一五】豐橋乾蘭取引所では十五日午後二時乾蘭實物取引の初立會を開始したが秋白、春白等合計九百貫の賣物に對し、結局八百貫の總手合を見て第一日を終了した、出來高内譯左の通り

Table with 2 columns: 品名 (春白, 秋白, 能率) and 數量 (200, 200, 500)

白金相場天井知らず

【一二】市中白金相場は品拂底から無い物の騰勢を辿りつゝあるが工業方面の需要は依然旺盛のため十一日には又復ミナル乍ら一匁につき一圓方暴騰、賣値廿六圓丁度、買値(舶來)廿四圓丁度、同(普通)廿二圓五十錢と昨年二月以來の高値を示現し先行も需給の緩和されない限り騰勢一段と加はるものと見られる

白金及落

【一六】品拂底から新高値を示現した市中白金相場は十六日に至り手持筋の利喰賣物現はれ賣値は變らず乍ら買値(一匁)普通廿二圓舶來廿三圓五十錢と何れも五十錢方反落した

續落

【一五】市中白金相場は行過ぎ訂正人氣となつて反落歩調に轉じたが値頃觀から引續き賣物注が十九日にはミナル乍ら一匁につき賣値廿五圓丁度買値(舶來)廿二圓丁度同(普通)廿四圓五

十錢と二圓方向れも續落した

錫暴落

【一六】錫は支那事變發生後品拂底から一時百キロに付一千二百五十圓見當と空前の高値を唱へたが最近に至り鋸力屑を原料とする電解錫の出廻り増加し尙ほ舶來物の輸入がぼつぼつ許可されその數量も相當數を見込まれて來たので俄然人氣軟化し反落歩調を辿り月初以來落勢滔々たるものがあるが十八日にはノミナル乍ら

【一七】十九日又復百キロにつき五十圓方暴落ベナン、B.H.H等九百圓丁度(ノミナル)と底抜け状態となつた

安質母尼暴落

【一二】支那事變に影響され輸入杜絶状態となつて一時は一匁一千九百五十圓と新高値を示現した安質母尼相場は最近に至り暴利取締法發動懸念が濃化して來たため俄然狼狽の人氣となり嫌氣投物の續出から反落歩調に轉じ十一日には一匁につき一千六百五十圓と高値から三百圓方の暴落を演じた、目先尙ほ閉居手持關係から依然低落を辿るものと見られ先行頗る注目される

Table with 2 columns: 品名 (東京, 倫敦, 紐育, X巴里) and 價格 (194.9, 140.0, 100.0, 50.0)

内外卸賣物價(二月)

【一四】(日銀調査)二月内外卸賣物價指數は左の如くにして東京は軍需インフレの浸潤、巴里は政局不安によるフラン貨低落、紐育は昨年來の不況と政府の物價對策の期待薄、倫敦は歐洲政情不安並に米國の景氣沈衰からの影響と觀られる(大正三年七月=100、X印一月指數)

Table with 2 columns: 品名 (東京, 倫敦, 紐育, X巴里) and 指數 (194.9, 140.0, 100.0, 50.0)

卸、小賣物價急騰(二月)

【一三】(三菱經濟研究所調)二月末現在卸賣(昭和六年十二月基準)並小賣(昭和六年十一月十五日基準)物價指數は左の如く何れも全面的に且急角度の上昇線を描いてゐる

Table with 2 columns: 品名 (總指數, 國內商品, 貿易商品, 輸出品, 輸入商品, 穀物, 食料嗜好品, 被服地類, 被服地原料, 建築材料類, 金屬類) and 指數 (216.6, 217.9, 256.6, 259.9, 263.3, 263.3, 263.3, 263.3, 263.3, 263.3, 263.3)

工業藥品類	一五・一	一五・一	一〇〇・三
工業雜品類	三九・五	三九・五	二六・四
燃料類	一七・七	一〇・八	一六・二
肥料類	三〇・八	三〇・〇	三〇・九
△小賣物價			
總指數	一〇二・二	一〇一・八	一〇一・一

爲替

爲替旬報(三月中旬)

十一日は佛政局の不安からクロス四分の一仙方反騰、米日二仙安を報じたが市中は對米保合、十二日獨壇緊迫から弗への資金逃避が行はれ市中中氣配は更に軟化、十四日クロス續落、米日廿九弗丁度を報じ、倫敦市場は英日が一志二片を割つたので市中は對米半ポイント安を示し、十五日も獨壇合邦に絡んで磅賣弗買が行はれ更にフラン貨の弗向からクロスは四弗九十八仙十六分の九と大市落調、米日も廿八弗九十仙と十仙安を示せるため正金は對米建値を一ポイント引下の廿九弗丁度と改訂、市中も對米半ポイント安となつた、引續きクロスは低落の一途を辿り十七日四弗九十六仙四分の三、米日廿八弗八十三仙となり正金は再び對米を廿八弗八分の七と改訂、十八日市中中氣配前日保合、十九日はポーランド・リスワニア國境紛争からアメリカ向資本逃避は再び猛烈となりクロスは四弗九十仙十六分の十五、米日廿八弗七十仙と大市の低落を見、市中も一段の弱含み唱へは對米廿八弗八分の三丁度一本買、廿八弗二分の一買、對英不變、商内は先行不透明で手控

へられて閑散

爲替協定對米相場にも擴張

【一八】最近のわが外國爲替相場は對英については昨年の協定成立以來一志二片を維持してあるものゝ對米相場は歐洲政情の不安を映すクロスレートの先行不透明に加へて輸出ビルの買漁りその他種々の國內事情のため兎角下押氣味で十八日の如きは廿八弗二分の一賣と對英一志二片を基準に當日入電の米英クロスから換算した裁定相場に比して三ポイント半を下廻つてゐる状態であつた、然して右情勢を放置する場合は弗を通じて實質的に對英一志二片の維持についても重大な影響があるため最近正金その他爲替銀行間に對英相場のみならず對米相場の協定を行つて、わが爲替維持の完備を期すべきであるとの意見が有力となつて來たので日銀では愈々懸案の對米相場の協定につき爲替銀行間を斡旋することに方針を決し、これを機會に單なる對米爲替協定のみにらず從來の協定不備と認められる諸點につき再檢討を加へ、確固たる協定の成立を希望し十九日日銀に外國銀行を除く我が市中銀行代表並に正金銀行代表の委集を求め協議の結果、對米爲替相場に關しても協定を行ふことにほゞ原則的な諒解が成立した

市中爲替銀行の主張

【一九】昨年八月締結を見た爲替銀行間の外國爲替協定(二卷六號六七頁参照)の不徹底は最近に至り再修正の止むなき情勢となり日銀斡旋の下に市中爲替銀行間に右に關する再協定成立の運びとなつたことは別項の如くであるが、市中銀行側としては昨年の

協定締結以來の經驗より見て今回の協定に對しては少くとも左の諸點を明確に決定することが不可欠の條件であるとしてゐる、即ち

一 對米爲替相場算出の基準確立

從來對米爲替レート算定の基礎となる(ベククロス・レート)が區々であつたが之を同一のものとする

一 對米爲替の合理的採算點の確立

從來の協定は對英爲替についてのみ數格で對米爲替は自由であつた爲め對米爲替の側からレートがくづれて對英基準の維持を困難ならしめたのでこの點是正すること

一 買爲替の協定

爲替賣レートのみを協定し買レートを放置しておく時はカバートしてゐる爲めに輸入超過國たる我が國に於ては輸出ビルの買漁り競争が猛烈に行はれる事は必然の情勢であり結局賣爲替協定レート維持も困難となつてくるので賣爲替同標買爲替のレートを合理的採算點に於て決定すること、而してこの場合對米・對英を通じL.C.D.A.、百廿日物、九十日物、六十日物、卅日物等の總てに適用すべきものである

一 資金問題の解決

正金が市中銀行と爲替取引をなすこと即ち金現送代り金の分配に市中銀行をも参加せしむること

一 協定違反に對する罰則の設定

協定に違反した場合には何等かの罰を受けること、例へば爲替許可取消すこと等

貿易

對外貿易(三月中旬)

【二〇】(大藏省發表)三月中旬對外貿易概算左の如く稍好轉を示した(單位千圓)

三月中旬		前旬	
輸出	三、三三三	三、〇八八	三、〇八八
輸入	七、〇七〇	六、六三三	六、六三三
合計	三、〇三三	三、〇三三	三、〇三三
入超	三、〇三三	三、〇三三	三、〇三三
本年		前年	
輸出	三、〇三三	三、〇三三	三、〇三三
輸入	三、〇三三	三、〇三三	三、〇三三
合計	三、〇三三	三、〇三三	三、〇三三
入超	三、〇三三	三、〇三三	三、〇三三

對滿支貿易(二月)

【二一】(大藏省發表)二月中對滿支貿易概算左の如し(單位千圓)

二月		前年同期	
輸出	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三
輸入	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三
合計	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三
入超	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三

輸出

滿洲國	一、〇三三	一、〇三三
關東州	一、〇三三	一、〇三三
中華民國	一、〇三三	一、〇三三
北部	一、〇三三	一、〇三三
中部	一、〇三三	一、〇三三
南部	一、〇三三	一、〇三三
香港	一、〇三三	一、〇三三
合計	一、〇三三	一、〇三三

輸入

滿洲國	一、〇三三	一、〇三三
關東州	一、〇三三	一、〇三三
中華民國	一、〇三三	一、〇三三
北部	一、〇三三	一、〇三三
中部	一、〇三三	一、〇三三

南部	一、〇三三
香港	一、〇三三
合計	一、〇三三
入超	一、〇三三

生絲輸出増加(二月)

【二二】(日本中央蠶絲會調查)二月中本邦生絲輸出高は總數量三萬二千八百七十四俵、總價額二千四百八十五萬二千七百九圓にして之を前月に比較すれば數量に於て四千三百四十七俵(一割五分二厘)價額に於て二百八十四萬六千七百六十七圓(一割二分九厘)を増加してゐる

人絹輸出増加(二月)

【二三】(人絹聯合會調查)二月中人絹輸出高は合計數量二百五十三萬三千三百封度、金額百九十二萬八千四百四十五圓と前月に比し數量は九十七萬五千封度、金額八十萬七百五十二圓の増加を示した

産業

農業

米穀現在高四千六百廿九萬石
【二四】(農林省第三次最終發表)昭和十三年三月一日現在内地米穀現在高左の如し(單位石、△印減)

產地別	十三年度	前年度比
内地米	一、〇三三	△五九、〇〇〇
朝鮮米	一、〇三三	△五九、〇〇〇
臺灣米	一、〇三三	△五九、〇〇〇
外國米	一、〇三三	△五九、〇〇〇
計	一、〇三三	△五九、〇〇〇

米穀百萬石新規買入決定

【二三】(農林省發表)政府は米穀統制法第四條の規定に依り出廻調節の爲左記要綱を以て米穀の買入實施を決定した

- 一 買入決定數量一約百萬石、右數量は各買入事務所に共通す
二 買入時期一保證金受付 本年三月廿九日、申込受付 同卅日、買入決定 同卅一日(以下略)

買入事情

【二三】農林省では昨年十一月の米穀統制委員會で決定した出廻調節のための三百四十五萬石のうち去る一月廿九日第一次百萬石満額買入決定したが、十二日別項の如く更に第二次買入を發表した、而して米價の實勢は依然高値維持の状態に在るにも拘らず第二次買上げの措置に出でたのは、同日最終發表の在米高は一般市場の豫想を裏切り前年同期に比し僅か一分の減少を示しに過ぎず、而も同日發表された朝鮮の在米高も前年同期に比し實に三百四十八萬石といふ激増を示し米價の先行軟調に轉するは必至と見られるに至つたので急遽今回の措置に出でたものである、而して今回の買上げで政府の所有米は大體五百一、三十萬石となり、農林省としては米穀統制法第四條による買上餘力を尙ほ百四十五萬石殘してゐるが、出廻調節のための買上げは之を以て打切る旨正式言明してゐる

本米穀年度需給推算

【二三】三月一日米穀現在高を基礎として本米穀年度需給推算を行へば左の如し(單位千石)
△供給一三月一日現在高四六、二九四、輸入見込二六〇、朝鮮より六、六〇〇、

臺灣より三、三〇〇、計五六、四五四
△需要一消費四六、〇〇〇(上四ヶ月の増率を前年同期に計算)、輸出四〇、移出二八〇、計四六、三二〇
△差引端境期持越高 一〇、一三四
右端境期持越一千萬石は政府六百萬石、民間四百萬石とみて大體理想持越高といふべく事變關係に依る農業生産力の低下並に豐作尻を受けて明年は凶作氣傳へではあるが持越高がかくの如く豊富なので需給の不安なきものと見られる

全購辦の飼料統制三ヶ年計畫

【二三】全購辦では過般來産組中央會、産組中金、全販聯等の各機關と連絡して廉價優良なる飼料配給の合理化を圖り飼料統制三箇年計畫の樹立を急ぎつゝ、あつたが此の程成案を得るに至り來年度より直ちに實行に移す等である、統制目標左の如し
一 販賣純飼料(豆粕、魚粕、米糠等肥料兼用品を除く)年九十萬噸と推定し其の三分の一の統制を期す
二 統制すべき數量は先づ昭和十三年度に於て廿萬噸とし昭和十四年度には廿五萬噸、昭和十五年度には卅萬噸となし十五年度を以て統制目標を達成す
生糸生産並消費高(二月)

農林省發表

【二三】(農林省發表)二月中生糸製造高は四、九〇三千斤にして消費高は二、三二九千斤であつた(一月分は二卷五號七三頁参照)
産組監査聯合會創立
【二三】産業組合監査聯合會創立總會は十五日丸の内中金ビルに開催、聯合會諸規程審議の後、會長互選の結果前農林次

官戸田保忠氏選任、來月より業務を開始することとなつた(一巻一九號六八頁、前號九七頁参照)
☆肥料
硫安需給五ヶ年推算
【二三】農林省では十六日の衆議院飼料配給統制委員會に於て硫安の増産計畫、將來五ヶ年間の硫安需給見込其他に關し左の如く發表した(單位圓)

Table with 2 columns: Item, Amount. Items include 硫酸アンモニア平均直接生産費, 原料費及電力費, 製造費, 特許料及保險料, 營業費及總掛費, 荷造費, 出荷費及運賃, 諸稅, 計.

右は大體昭和十一年下期乃至十二年上期の一年間の實績に依る
△硫安生産能力及生産額
一 硫酸アンモニアの總生産能力(公稱)大約二百十萬噸(昭和十三年一月現在)
二 硫酸アンモニアの昭和十二肥料年度(自昭和十二年八月至十三年七月)に於ける生産見込、大約百五十萬噸
△將來五ヶ年の硫安需給見込單位萬噸)
年 度 國內消費 供給 不足
昭和十三年 二二〇 一八八 三二
十四年 二二二 二〇八 一四
十五年 二五四 二二五 三九
十六年 二七六 二二三 五三
十七年 二九八 二二三 七五
(備考) 供給見込中には現に増産計畫として傳へらるゝもの、内略確實と認めらるゝもの並に關東州及滿洲産 硫安を含む
△現在計畫中の硫安増産計畫
硫安の増産計畫は既設硫安會社に於て日産化學工業株式會社、住友化學工業株式會社、日本化成工業株式會社等に於て新規會社として多木肥料株式會社、大日本特許肥料株式會社、日東化學工業株式會社、日本水素工業株式會社、帝國高壓工業株式會社等にして右増産計畫實現の上は大體七十萬噸内外の生産を増加し得べきものと認めらるゝ、而して之が製造方法は殆んど石炭系水素法に依る

として傳へらるゝもの、内略確實と認めらるゝもの並に關東州及滿洲産 硫安を含む
△現在計畫中の硫安増産計畫
硫安の増産計畫は既設硫安會社に於て日産化學工業株式會社、住友化學工業株式會社、日本化成工業株式會社等に於て新規會社として多木肥料株式會社、大日本特許肥料株式會社、日東化學工業株式會社、日本水素工業株式會社、帝國高壓工業株式會社等にして右増産計畫實現の上は大體七十萬噸内外の生産を増加し得べきものと認めらるゝ、而して之が製造方法は殆んど石炭系水素法に依る

過燐酸肥料公定價格決定近し

【二三】過燐酸肥料の公定價格は主要原料たる燐礦石が爲替管理強化に依り其の輸入數量並に價格の見透難の爲決定を遅延されてゐたが、此の程大藏省より六月末までの上半期燐礦石輸入許可數量が約四千八萬噸と決定され一方輸入商たる三井物産、三菱商事、日産化學三社に依り配給統制を目標に輸入燐礦石會社が結成されたので茲に公定價格決定の基礎的諸條件が愈々整備せられるに至つた

南拓の南洋燐礦石増産進捗

【二三】南洋拓殖ではかねて南洋群島の燐礦石増産を計畫し、アンガウル島より年十三萬噸、新規採掘にかゝるフアイヌ島より年七萬噸、一ヶ年間に計廿萬噸採掘を目標に可及的多量の内地輸送を行つてゐるが、本年は既に三月末迄に三萬八千噸の内地輸送手配を了し、この内既に三萬一千五百噸の疎揚げを済し早くも前

年上半期の輸送額に達した(前號九七頁二段参照)
☆鐵鋼
日滿支新鐵鋼五ヶ年計畫
【二三】日滿鐵鋼増産五ヶ年計畫は時局の變化に伴ひ當初の伍堂案が修正されて昭和十六年に於ける鋼材生産一千萬噸を目標としたが其の後支那事變の進展等より再修正の要を生じ先般來商工省、對滿事務局、企畫院等の間で檢討の結果大體十六年度末迄に鋼材年一千百萬噸の生産を目標とする計畫案が樹立されるに至つた、而して之に要すべき鉄鐵生産高は日滿支を通じて約一千二百五十萬噸(鑄物用鉄を含む)となり内百二十、三十萬噸を北支に分擔せしめ、大部分を日滿兩國に於て分擔する豫定であるが更に日滿の割合は若干の餘裕を見て大體内地朝鮮七百萬噸、滿洲四百五十萬噸見當を目安としてゐる、同案による半製品生産高及び原鐵石、炭炭用石炭の所費高は概ね左の如くである

Table with 2 columns: Item, Amount. Items include 鋼材, 塊, 鐵(鑄物用鉄を含む), 鑄石, 鐵炭用石炭(製鋼用を含む).

鋼材 一千百萬噸
塊 一千二百萬噸
鐵(鑄物用鉄を含む) 一千二百五十萬噸
鑄石 一千二百五十萬噸
鐵炭用石炭(製鋼用を含む) 三千五百五十萬噸

鐵力、薄板兩共販創立

【二三】懸案の鐵力並に薄板共販結成については既報(前號九五頁二段参照)の如く關係會社間に於て諒解が成立したの

で鉄力は十日、薄板は十一日夫々創立總會を開き兩共販の理事長に日鐵當務濹澤正雄氏を選任した、共販加盟社左の如し

△鉄力共販(理事日鐵四名、東洋鋼鉄二名、他各社一名宛選出) 日鐵、東洋鋼鉄、日本亞鉛鐵鋼業、淀川製鋼、中山製鋼、高砂製鋼、中山鋼業、扶桑鋼業以上八社

△薄板共販(理事日鐵四名、川崎造船二名、他各社一名宛選出) 日鐵、日本鋼業、德山鐵板、富永製鋼、東洋製鋼、東京製鐵、川崎造船、淀川製鋼、中山製鋼、吾羅製鋼、鶴見製鐵造船、中山鋼業、中山鋼業ニケ崎工場、大阪製鐵、大阪鐵板以上十五社

日本鐵鋼製品工組聯設立

【一】鐵鋼統制に關しては先般商工省内に鐵鋼統制協議會が設置(二卷四號五九頁参照)され、同協議會に於て鐵鋼の需給割當數量決定、其他鐵鋼統制に關する最高方針を決定することとなつたが、一方民間鐵鋼製品、製造加工業者は當局の方針に従ひ之れに對應して全國の製鋼製品工業組合を一丸とする「日本鐵鋼製品工業組合聯合會」を設立し鐵鋼の配給統制、層鐵の共同購入のほか營業に關する指導、研究及び調査を行ふこととなりこのほど設立認可を得た、内容左の如し

地區 内地一圓、事務所所在地 東京市、組合員 鐵鋼製品の製造又は加工に關する工業組合所屬組合

☆ 綿 絲

綿布義務輸出リントク案決定

【一】商工省では先般紡聯、綿工聯、

輸出綿糸布同業會三團體の代表を招致してリントク案の具體的實行方法に關し協議したが當初商工省側より提出せる「綿布の輸出ありたる場合そのB・Lと引換に輸出商は織布業者より綿布を買ひ、織布業者は得たるB・Lによつて紡績業者より綿糸の配給を受ける」といふB・Lによつて運繋する案に對しては紡聯側より輸出業者側より強硬な反對論出で撤回の止むなきに至つた、依つてその後業者側では紡聯を中心と右に代るべき案を作成中であつたが、このほど成案を得たので、來る十六日大阪に於て官民協議會を開催し正式決定すると共に細目の審議に入ることとなつた、決定を見た案の内容は左の如く義務輸出制によつて總括的にリントクせしめる方法である

一 三ヶ月乃至四ヶ月前の綿布輸出金額の五〇%乃至六〇%に相當する金額の棉花の輸入を毎月許可する

二 而して右の許可によつて輸入された棉花は一定期間内に必ず製品となして輸出せしめる、その方法としては棉花の配給を受けたる紡績會社は一定期間に輸出用綿糸となしその綿糸を織布業者は製品となし、輸出業者は輸出する義務を負ふ、若し違反したる場合は直ちに配給を停止する

三 右の義務製造及び義務輸出制の實施及び監督には棉花同業會、紡聯、綿工聯及び輸出綿糸布同業會の四團體が之に當る

右の案が實施されたる場合、資力あり従つてストックの豊富な紡績及び輸出業者は餘裕があり有利な立場に立つが、資力

なくストックも乏しい織布業者には最も不利となるので商工省當局でも結局織布業者の保護策として工賃公定制度を實施する外なしとしてゐる(前號九六頁三段参照)

綿糸ル 別珍四月分生産割當

【一】二十一日綿工聯は四月分綿糸ル並別珍生産割當を左の如く決定した

△綿糸ル	四月分	前月比
生地	一三萬反	据 置
製品	五萬反	七萬反減
△別珍		
浸染	四萬二千反	据 置
捺染	一萬反	据 置

ジーンズ、染色生産割當

【一】十五日綿工聯はジーンズ並染色生産割當を左の如く決定した

△ジーンズ四月分 八十五萬反(十萬反増)

△染色五月分 無地染百萬反(不變)、捺染百萬六十萬反(不變)

晒木綿最高價格更に五錢下

【一】商工省では晒木綿の最高販賣價格(二卷五號七二頁参照)を漸次適當價格に復歸せしむるため關係業者と協議の結果、三月十一日以降同月卅一日迄の最高販賣價格を卸、小賣の各銘柄とも一律に一反に付五錢下げ(二卷六號六二頁参照)に決定した、尙ほ今回は泉州晒に付ても最高販賣價格が決定され又取引の時間的關係を考慮して卸賣價格(三月十一日實施)と小賣價格(三月十五日實施)との實施期日の間に四日の猶豫期間を置くこととなつた

☆ パ ル プ

バルプ調整規程決定

【一】人絹聯合會並にス・フ同業會では十六日臨時合同總會を開催、過般の理事會で決定せるバルプ調整規程並にバルプ調整組合規程を承認した後調整委員十名を選任した

△バルプ調整委員一委員長 辛島(東洋レーヨン)△常務委員 白井(日東紡)、堀(明正レーヨン)、東川(帝人)△委員 堀(旭ベンベルク)、鷲見(日東紡)、有元(東洋紡)、陶山(倉組)、宍道(出雲製織)、賀集(新興人絹)

△バルプ調整規程要綱

- 一 人絹聯並にス・フ同業會々員の消費バルプ調整を行ふ爲め昭和十二年十二月末日のバルプ在荷量並に供給量の總てを商工省認可昭和十三年度需要數量を基準とし、人絹用とス・フ用とに割當てる
- 一 バルプの調整は人絹聯にあつては各社消費割當量と在荷量とを對照したるものを、ス・フ同業會にあつては各社の消費量割當實施に至る迄各社前月の實際消費量とその在荷量とを對照したるものを基準として之を行ふ
- 一 バルプ調整を行ふ爲めバルプ調整組合を創立す
- 一 バルプ調整組合に委員十名を置き人絹聯並にス・フ同業會より五名宛を選出す
- 一 調整用バルプの配給はバルプ調整組合を通じ賣買の形式を以て之を行ふ
- 一 調整用バルプ配給は最少在荷の者より之を行ふ

- 一 配給の決定は輸入バルプに於ては毎月着船入荷確定を、國産バルプに於ては入荷確定を夫々調査し、毎月一回前月廿五日迄に行ふ
- 一 バルプ調整組合は今後國産バルプ業者乃至輸入業者より原契約者に引渡さるべきバルプの總てを買上け一括保留し順次に必要に應じ配給す、但し原契約者のバルプ在荷量が組合に於て調整を要すべき状態にありと認むる時は直接原契約者に引渡すことを得
- 一 前項に於て組合に提供するバルプは原契約者の選擇によりその手持品を以て之に代ふることを得、但し提供し得べき品種は所定のものたることを要す
- 一 バルプ調整組合は必要に應じ在荷量多き組合員よりその手持バルプを補充し調整に充つることを得るものとす、この場合該組合員は之を拒絶することを得ず
- 一 輸入バルプにして調整の用に供するものゝ代金は原契約に従ひ原契約者と輸入者との間に於て決済するものとす、但し引渡條件の如何に拘らず受渡場所は原契約到着港所在の上屋又は營業倉庫とし、之に伴ふ運賃其他諸掛りの差額は原契約者との間に處置するものとす、原契約者に於て手持品を代用に供する場合に於ては受渡場所は前項に準ずるものとす
- 一 バルプ調整組合員の組合より買取るべきバルプの價格は時價を基準とし組合の査定したる單價によるものとす、組合員は之を越ゆる價格を以て提供することを不得るものとす

一 調整用バルブ保管中に要する金利、倉敷料並に諸費用は之を賣渡値段に加算し過不足ありたる場合は清算の上讓受各社に於て分擔するものとす

一 組合員は組合割當のバルブの取引きを拒絶することを得ず

一 本規定並に細目細則に違反したるものは組合員會又は總會の決議を以て處罰するものとす

△バルブ調整組合規程

一 本組合は人絹聯並にス・フ同業會のバルブ調整規程に従ひバルブの調整を行ふを以て目的とす

一 本組合は人絹聯並にス・フ同業會加盟會員を以て組織す

一 本組合の事務所は大阪市に設置す

一 本組合の存續期間は昭和十三年十二月末までとす

一 本組合の行ふ業務次の如し

(イ) 昭和十三年四月以降引渡を受くべき組合員の國產バルブ及び同月以降の着港船による輸入バルブの讓受け並に讓渡し

(ロ) 組合員在荷バルブの讓受け並に讓渡し

(ハ) 前二項の事務を施行する爲め必要なる金銭貸借その他一切の事項

一 本組合の業務處理の爲め人絹聯理事長、ス・フ同業會常務委員を含む委員十名を置き組合總會に於て組合員中より選任す

一 本組合の損益は組合よりバルブを讓受けたる組合員に對しその數量に應じて割當てる

一 本契約に關し疑義を生じたる時は人絹聯ス・フ同業會を指定する仲裁人三

名の判斷を以て之を規定す (註) 二卷四號六〇頁四段參照

十三年バルブ輸入必要量六萬噸

【三六】人絹聯合會並にス・フ同業會ではバルブの各社手持並に十三年度供給量の凡てを商工省の認定の十三年度需要量(人絹十四萬九千八百噸、ス・フ用十五萬八千六百噸)に應じて人絹用、ス・フ用に分分、調整組合を仲介としてバルブ偏在是正を行ふこととなつたが、十三年度の需要量と供給量を見合せて十三年度新規爲替許可十三年中に入荷を必要とする量は約六萬噸前後である、即ち供給量は十三年への持越十三萬八千噸、十二年度爲替許可十三年度入荷五萬三千噸、十二年度繰延延へ十三年爲替既許可分五萬八千噸、十三年度國内産バルブ約九萬餘噸合計卅三萬九千噸見當で、これに對し消費は商工省限定齊み人絹ス・フ合計約卅萬九千噸、十三年度未常備ストックとして三ヶ月分消費量七萬五千噸、その他セロファン、セルロイド等の消費約九千噸、合計卅九萬三千噸で差引五萬四千噸の本年度入荷を見れば需給不安はない譯である

☆ 其 他

輸出人絹織物五月份生産割當

【三六】人工聯では十六日統制委員會を開き五月份輸出人絹織物生産割當數量を前月より廿萬反増の二百五萬反と決定した、右の増加は綿絲配給統制に伴ひ綿製品需要が人絹織物に振りかへられ、爲めに人絹織物の消費が最近著増したのに對應したものであるが、業者中には尙ほ一層の生産増加を主張する強硬論もあつ

た(四月份は二卷六號六三頁五段參照) △右に對する希望對策

イ、共同購入を希望するもの十一社

ロ、品質を制定し賣約價格を決定し統制を希望するもの二社

ハ、鐵道省の貨車配給の増加を要望するもの二社

ニ、その他北支炭、滿洲炭の輸入促進を希望するもの一社

而して全體の意向として炭價の昂騰並に炭質の低下に對し昭和石炭(二卷六號六一頁三段參照)の無責任なる態度に對し可成りの不満を表明してゐる

本年度工業鹽各社割當決定

【三七】本年度工業鹽の割當を決定すへき曹達懇話會總會は十二日開催、先づ割當方法につき再検討を行った結果、各社の新增設分の需要申請量はアンモニア法會社九十七萬七千噸、電解法會社七萬七千噸、染料其他一萬八千噸、合計百七萬三千噸に達し昨年度實績アンモニア法會社百二萬四千噸、電解法會社卅萬一噸染料其他二萬七千噸、合計百卅五萬三千噸に加算すれば本年度全需要申請額は二百四十二萬六千噸の巨額に達するに對し

一方供給は輸入數量を百四十五萬噸に制限されたる爲次年度持越數量を供給の二ヶ月半分の卅四萬一噸となす時は其の割當を更に窮屈とするので之を二ヶ月分の廿八萬二千噸と修正することに決定

その結果本年度工業鹽使用可能量は昨年度末在庫高五十二萬五千噸を加へて百六十九萬三千噸となつた、次で右に對する各社割當につき審議したる結果左の如く電解法會社並に日産化學を始めアンモニア法會社三社分は最後の決定を見たが、三菱旭硝子を始めアンモニア法會社の五

社分は意見相違まらざる爲め商工省並に大藏省專賣局に裁定を一任する事になつた

一 人造色素、金屬製煉等原料鹽を曹達製造以外に使用するもの、使用數量は四萬五千噸とする

二 電解法會社に對しては昨年の使用實績と新增設申請量の約三分の一弱に相當する數量との合計卅二萬五千噸を割當てる、即ち

イ 新設に對しては申請數量五十一パーセント、増設に對しては卅パーセントを割當て不足分四千噸は昨年中使用實績より融通捻出する

ロ 従つて既設分の割當は昨年中實績の九八・五六四パーセントに當ることとなるが、實際は昨年中實績が同年七月以降の平均操業に比して約九十六パーセントに當つてゐる爲め結局五分餘の減産に過ぎぬこととなる

三 アンモニア法會社に對する割當總數量は百卅二萬二千噸とする

イ 其の内日産化學、日本鹽業、川南工業の三社分は合計四萬八千噸に決定

ロ 旭硝子、徳山曹達、東洋曹達工業、九州曹達、宇都曹達に對する割當は右の殘餘たる百廿七萬四千噸で之が各社分配方法は商工省及び專賣局の裁定に一任する

ハ しかしアンモニア法會社は右割當に依つて三割乃至四割程度の減産に當る

次期洋灰採短率一分五厘緩和

【三八】セメント聯合會では十六日理事會を開催、最近の出荷状況の良好なるに鑑み現行生産制限率六割三分を四、五月分は一分五厘緩和の六割一分五厘となす

事に決定した(二卷五號七三頁參照)

工作機械需給額(最近十年)

【三九】商工省は十二日の衆議院重要物委員會に於て左の如く工作機械の年次別生産、輸入、輸出及需要額表を發表した(單位千圓)

Table with 4 columns: 年次 (Year), 生産 (Production), 輸入 (Import), 輸出 (Export), 需要 (Demand). Rows include years from 1928 to 1936.

石炭不足三百萬噸

【四〇】大阪工業會では據て石炭の需給に就いて各方面に對し調査を進めてゐたが此の結果過般石炭聯合會發表の昭和十三年度石炭供給三千四百萬噸(二卷六號六一頁參照)に關し單に數字的目的のみ見ても尙ほ三百餘萬噸方供給不足との結論に達した

電力需給量(十一年)

【四一】逓信省は十一日貴族院電氣委員會に我國最近の電力需給資料を提出した其の内容左の如し

昭和十一年末現在電氣事業用發電力は水力三、六五二、〇〇〇、火力二、一四二、〇〇〇、合計五、七九四、〇〇〇キロワットで需用地換算の最渴水期供給力(一年を通じ運轉供給し得る電力)は三、八四〇、〇〇〇キロワットである

右に對し昭和十一年の當時需用電力は最大需用期たる十二月に於て三、七三〇、〇〇〇キロワットである

社 會 文 化

旬 間 大 觀

「案するより生むが易し」の譬へ通りカイロ會議は無事終つて待望のオリンピック東京、札幌兩大會を確保することが出来た。流石と言ふにはスポーツマンシップを振り廻すジョン・ブルだけに政治的策動も面映かつたためであらうが、米國の終始徹らぬ好意の與つて力ありし事を銘記せねばならぬ。然も尙ほ我々には聖火リレーの實行方法、東京大會と萬國博の間隔、スキー競技を除外された札幌大會を如何にするか等々の幾多の問題が残されてゐる。統とるばかりが戰ではない。拙らぬ根性を一掃して速かにこの平和の闘ひに備へるのも亦大國日本の爲であらう。

香港々外に擱坐幾月、絶望を傳へられた淺間丸が難作業を克服して萬國環視裡に遂に浮び上つた。改裝費難から無残にも閉鎖の運命にある日比谷老圖書館はどうやら暫時の生命をとりとめはしたが、帝都の面目にかけて東京市當局の善處を期待するや切なるものがある。

文 化

帝國學士院例會

【三一】國民病蝨蟲の驅除劑「サントニ」の代用品製出といふ東大朝比奈博士の國家的大発見を始め萬國の緯度變化觀測共同事業をリードする前水澤緯度觀測所長木村博士の新説、從來の地震變動の定説を反覆した今村明恒博士の珍らしい研究など戦時下の我國が世界に誇る學術業績が十二日の帝國學士院例會で發表され非常時學界の矜持を高めた

獨立美術展入選發表

【三二】第八回獨立美術展は来る十三日より四月三日まで上野の東京府美術館に於て開催されるがそれに先立ち獨立美術

中老作家に菊池賞

【三七】大衆文學新人に與へられる「直木賞」新進無名作家に與へられる「芥川賞」は共に文筆に志す無名文士等の憧れの的であるが、今般此の二賞が文藝春秋社の手から離れ、今後は新に菊池賞として去る十五日結成された日本文學振興會に依つて授けられる事となつた

獨逸軍醫團來朝

【三六】十六日午後一時上海から横濱へ入港した獨逸汽船シャルンホルスト號で

なつた、此の「菊池賞」は既に相當地位も認められた中年以上の作家の中から良い仕事をした者に與へられ授賞は年一回一千圓宛、第一回は來年三月となる豫定である

萬國博招請狀發達

【三三】日本萬國博覽會では四月四日巴里に開催の國際博覽會委員會に松永事務次長、内片外國宣傳課長を出席させたがすでに巴里事務局と日本萬國博覽會開催の瞭解成立し外務省を通じて此の程英米佛伊等の國際博覽會條約加盟の六十ヶ國の正式招請狀を發した

學生武道使節出發

【三八】獨逸訪問の學生武道使節一行十二名は田口、多羅尾兩監督に引率され十八日午後三時神戸出帆の郵船歐洲メーラー照國丸で勇躍離島立つた

新民學院見學團來朝

【三五】日提携の新生福祉を背負つて立つ未來の行政官吏北京新民學院第一回日本内地視察旅行學生六十名の一行は陸軍省囑託教授大沼喜久男氏以下六名の教授職員に引率されて十五日朝九時半天津より門司入港の商船長安丸で來朝、打ち連れて門司見物の後同十一時廿分出帆の同船で神戸に向つたが約二週間の豫定で内地を視察し来る卅一日北京に歸着の豫定である

新民學院見學團入京

【三六】新民學院一行は十六日午後七時四十五分東京驛着列車で入京した

獨逸軍醫團來朝

【三六】十六日午後一時上海から横濱へ入港した獨逸汽船シャルンホルスト號で

盟邦ナチス獨逸からケーファー軍醫中將を團長とする中佐二名大尉二名航空大尉一名で組織する軍醫視察團一行六名が來朝した、數ヶ月間滞在してその間陸軍省の案内で支那戰線を視察、軍醫學上の研究を行ふは來る四月一日から帝都帝大で開かれる醫學會にも外賓として出席其の他全國各地の衛戍病院研究所を訪れる等

日比谷圖書館閉鎖せず

【三二】東京市日比谷圖書館は三月末閉鎖される事になつてゐたがロシアや支那の遊宣傳の材料に使用されソヴェトの放送局でも日本は財政難で圖書館まで閉鎖したなどデマを飛ばすので文部省から東京市に對し注意があり畑山教育局長の手で對策を研究した結果、現在の腐朽した建物を取除いて豫算十五萬圓で木造の假圖書館を建て取り敢へず急場の間合せることに決定、遅くとも秋の讀書シーズンまでには假圖書館が完成する豫定である

檢 察

後樂園スタヂアム事件

【三三】警視廳捜査二課岡警部は十二日午後小林一三氏の實弟小石川砲兵工廠跡の後樂園スタヂアム株式會社專務取締役四谷區仲町二の二田邊宗英(○)同社總務部長世田谷區玉川仲町一の九二七坂本簡七(○)の兩氏を召喚取調べを行つたが同夜警視廳に留置した

▲更に四名留置【三三】株式會社後樂園スタヂアムの背任横領事件に就いて警視

廳捜査二課では十三日は更に同事件の關係者と見られる十數名を召喚岡警部が取調べの上同社警備課長藤竹萬藏(○)村松組現場監督山本仙逸(○)兩氏のほか二名を留置した、後樂園スタヂアムは一昨年十二月廿五日資本金二百萬圓で創立され村松組が工事を請負つたものであるが此の工事に絡んで疑念の眼が向けられてゐるものらしい

下請の一人留置

【三三】警視廳捜査二課岡警部は十五日更に土木建築請負業村松組責任者井上芳吉(○)を召喚、取調べの上同夜警視廳に留置した

支配人留置

【三六】警視廳捜査二課岡警部は十六日更に同會社支配人牛込區仲野町四八萩原英雄氏(○)を召喚取調べの上留置した

裁 判

造兵廠疑獄事件判決

【三六】元陸軍造兵廠長官元陸軍中將植村東彦氏夫人植村キヨシ(○)外軍需品御用商人等八氏にかゝる所謂造兵廠疑獄事件の民間側公判は去る一月廿八日以來東京刑事地方裁判所第八部藤山裁判長係りで審理中であつたが、十八日午前十時廿分左の如くキヨシ夫人には執行猶豫他の被告には全部罰金刑と云ふ寛大な判決言渡しがあつた(括弧内は求刑)

收 賄 △懲役一年、三年間執行猶豫(懲役一年) 植村キヨシ(八)

贈 賄 △罰金二百圓(懲役三月)

元佛國通商取締役支配人並に
大成工業專務 渡邊 顯吉(三)

△罰金二百圓(懲役四月)
元泰平組合理事 山田 進一(三)

△罰金五十圓(懲役三月)
元泰平組合理事 大熊篤太郎(三)

△罰金二百五十圓(懲役六月)
元大島製鋼所專務、元大倉商事
取締役 脇 道賢(六)

△罰金五十圓(罰金二百五十圓)
元昭和製作所專務 伊藤 善夫(三)

△罰金百圓(懲役三月)
元大島製鋼所支配人 櫻井 六郎(三)

△罰金二百圓(懲役三月)
元大倉商事内國係主任 内田 秀松(三)

社會・雜

淺間丸浮び上る

香港【三】去る九月二日颱風の爲め五呎の高潮に乗り香港港外サイワン・ベイの海岸に坐礁した郵船淺間丸はその後日本サルヴェーヂの世界に誇る技術を以て同月七日より救助作業を行ひつゝあつたが十一日午後三時半半途に離礁に成功、總噸數一萬七千噸の巨艦は從業員一同の歡呼の中に七月振に海上に浮び上つた、この救助作業は世界サルヴェーヂ界の注視の的となつて居りその作業も極めて大規模のもので特に作業の中心は除岩工事で六百坪の岩石を約五尺宛掘下げとの間使用した從業員は延べて二萬九千人、使用したダイナマイトは實に二噸半二萬五千發であつた尙ほ同船は四月中旬長崎に廻

航して修理を急ぎ再び太平洋航路に活躍する筈である

小河内村民の陳情

【三】父祖傳來の土地を湖底に沈め千數百年住み慣れた故郷を追はれる府下西多摩郡小河内村の村民は市の買収が實行されないで豫てから市當局に陳情を行ひ貴衆兩院にも請願書を提出してゐたが十一日村長小澤市平氏ほか十數名の代表者が東京市を始め各方面を歴訪嘆願した

帝都傳染病統計

【三】昭和十二年中に市内に發生した傳染病統計が東京市の衛生課から發表されたが、赤痢一萬四千五百八十八人、腸チフス二千二百廿五人、猩紅熱六千四百五十五人、流行性腦膜炎百十九人、疫痢八千三百五十人、バラチフス二百九十三人、デフテリア三千七百八十五人、コレラ一人、合計三萬五千八百八十八人で前年に比して五千七百人の増加で發生率は人口一萬人に對して五六・九五五人となつてゐる

紙芝居にも検閲

【三】街の人氣者紙芝居も時局柄統後の童心に呼びかけて多大な効果を擧げてゐるがこの影響に萬全を期した警視廳保安部では先に業者と懇談愈々四月一日から検閲制度をとる事になつたので十一日紙芝居の統制團體代表を招致種々打合せをなした

國民融和週間

【三】戦時日本に最も大事なこととは國民全體の渾然融和にあるとの趣旨から十日から向ふ一週間中央融和事業協會を中心に厚生省、内務省、國民精神總動員

中央聯盟が後援して「國民融和週間」を行ふことになつたが、特に十四日の五箇條御誓文發後記念日は「國民融和日」と定められた

▲全國水本社聲明【三】五箇條御誓文發布七十年記念として十一日より一週間融和週間として融和事業の促進、不合理なる階級的差別の撤廢に官民一致して努力することゝなつたがこれに對し全國水本社委員長松本治一郎氏は十四日談話の形式を以て左記聲明を發表した

五箇條の御誓文發布以來七十年、今猶ほ封建時代の身分的差別が依然として殘存するは遺憾の極みである、御誓文に鑑みかゝる偏見を抱くものは有すべからざるものと云はざるを得ない、彼壓迫部落民衆は憲法に保障された臣民の權利すら屢々侵害され社會的にも經濟的にも最も劣悪な状態にある、本國民融和日に際し我々は國民融和の完成のため積極的にこの融和事業の遂行に努力しなければならぬ決意を固めてゐる、今や部落民衆は極度の生活窮乏に苦しみつゝも昭和維新を斷行し鴻業を翼賛し奉らんとしてゐる、封建的身分の偏見を抱く一般民は猛省し共に新日本建設に邁進すべきである

死のう團の殉死

▲今井もせ服毒自殺【三】十九日午後二時半頃蒲田區糶谷二の二七五〇日蓮會館に止宿してゐる今井もせ(二七)が奥三疊の間で青酸加里を嚥下自殺を圖つたので附近の蒲田病院に收容したが間もなく絶命した、同女は昨年二月十七日帝都を襲がした例の「死のう團」(日蓮會青年部)の今井四姉弟として話題にのほつた女で盟

主櫻堂が昨秋から持病の肺病が昂じ數日前から危篤に陥つたのでこれに殉する一念から自殺を遂げたものらしい

計

▲長江川櫻堂死去【三】昨年二月阪きり事件で帝都を騒がした「死のう團」長江川櫻堂死去【三】はかねての肺を病み蒲田區糶谷二の二七五〇の自宅日蓮會館で療養中最近病重り遂に廿日午前九時死去した、尙櫻堂の死と共に數日來看護につききりだつた團員の男三名が行商不明となつた

▲またも一名殉死【三】江川櫻堂の死後行方不明となつた三人の團員中の青木萬壽男(三)は櫻堂の實家で殉死した今井もせの母きよが借りてゐた蒲田區糶谷二の二九八〇江川義七郎方の物置内で左腹部を短刀で刺し死亡してゐるのを午後零時四十分蒲田署員が発見した、他の二名の行方も極力捜査中であるがこれも自殺してゐるものと見られてゐる

▲河野秀男氏卒去【三】前會計検査院長正三位勲一等貴族院議員河野秀男氏は神經衰弱症のため去月十六日前官を辭して以來豊島區目白町四の六三の自宅で静養中であつたが十二日午前十時卅分邸内の掘抜井戸に墜落逝去した、行年六十五氏は長野縣下伊那郡河野村の人、明治廿九年東京法學院卒業、同卅年高文合格後司法廳検査官補、衆議院書記官、會計検査院書記官を経て検査官會計検査部長に任じ昭和八年會計院長となり去月辭職勲選に推薦された

▲大島正健博士【三】文學博士大島正健氏は尿毒症のため十一日午後八時卅分荏原區中根町一、八三三の自宅で逝去した、享年八十、氏は神奈川縣の出身、支那古韻學で博士號を得た、長男正滿氏は理學博士である

▲神田重義氏逝去【三】金澤市北國夕刊新聞社長元代議員支友會縣支部長縣廳會長神田重義氏は流行感冒のため能美郡小松町大字の自宅で療養中であつたが十四日午後五時卅分逝去した享年七十三

▲三宅秀博士【三】貴族院議員醫學博士三宅秀氏は老衰のため小石川竹早町八七の自宅で靜養中であつたが、十六日午前八時十五分逝去した享年九十一、氏は佐倉藩田家の典醫三宅良齋氏の長男、嘉永元年生れ幼時高島秋帆、手塚謙彌の塾に學び、文久三年使節に隨行して佛國に渡航し歸朝後米國海軍の軍醫につき醫學を修め、明治三年大學に仕出し中教授となり翌四年大教授に任ぜられた、帝國大學の制度改正せられて後は醫科大學教授兼醫科大學長に歴任、同十八年私費をもつて歐洲に渡り醫學教育を研究、同廿一年醫學博士の學位を受け廿四年貴族院議員に勲選せられ錦織間候を仰付られた、尙氏は令息銀一博士と共に帝大名譽教授であつた

▲秋山三井鑛山技師長【三】三井鑛山石油合成工場建設部長秋山章一氏は胃潰瘍のため帝大病院で療養中であつたが十七日午前十一時半死去した、享年五十五

▲小山内元満日社長【三】元滿洲日日新聞社長小山内大六氏は十八日午前五時半日黒區自由ヶ丘六五の自宅で腦溢血で

死去した、行年七十

▲渡邊日産自動車専務【三二】日産自動車株式會社専務取締役渡邊十輔氏は赤坂山王ホテルに滞在し十九日午前零時卅分心臓麻痺で急逝した、享年五十七、同氏は福島縣若松市の生れ明治卅六年東京帝大船用機關科卒業後川崎造船に入り昭和八年まで卅一年間勤続、昭和十年日産自動車専務となつた

オリンピック

市分擔競技施設正式決定

【三二】東京大會において東京市が分擔すべき五施設設備費を決定する市オリンピック委員會は十一日午前十一時より市會事務局に開催、桑原副委員長以下各委員市側構築委員出席し總額六百萬圓の豫算でオリンピック村外四競技場を建設する等を正式決定、右豫算を近く開會の市會に提出その承認を求めるとなつた

一 室内競技場 神田區駿河臺(舊岩崎邸跡)に建設費百八十八萬六千八百十二圓で延坪三千三百六十五坪の競技場を建設する、設備は大運動場、室内水泳場、體操室、柔剣道講堂あり各種の競技を行ふ設備をなす

一 オリリンピック村 世田谷區駒澤ゴルフ場に延坪五千七百四十坪費用百十三萬二千七百五圓で収容人員一千五百人のオリリンピック村とこれに附屬する電燈給水、排水、電話、食堂の設備を行ふ

一 球技場 芝公園の現在の競技場を豫算五十六萬六千卅八圓を投じて収容人員一萬五千人設備をなす

芝の自轉車競技場(陸上代用競技場)

浦四號地に六十萬圓の豫算で一週五百米幅員九米の自轉車競技場を建設する

改容人員六千人補助觀覽席八千五百人の設備をなす

一 水泳競技場 駒澤ゴルフ場東隅七千坪に五十米に廿米競泳プールと廿米平方の跳込プールを設置する、収容人員は二萬八千人、費用は百十三萬二千七百五圓で特に波消設備をなす

▲豫算案承認【三二】東京大會諸競技場中東京市が建設を分擔した四競技場、オリリンピック村建設並に用地費五百九十萬圓及組委會事務局事務補助十萬圓、合計六百萬圓、並に大會附屬の土木事業費一千八十八萬圓、總計一千六百八十八萬圓の東京市起債に關する委員會は十一日午後三時から市參事會室に於て開催、右計畫並に總豫算を全會一致承認した

▲市會五輪豫算委員附託【三二】東京市分擔建設物豫算六百萬圓及びオリリンピック關係道路修築豫算一千八十八萬圓は十九日午後四時五十分から開催の市會に上程一括して普通豫算委員會に附託することに決定した

▲安部主將に宣傳委囑【三二】東京市ではテニ監督並に主將として十七日出發した安部民雄氏に對し歐米諸國に於けるオリリンピック東京大會の宣傳事務を囑託することとなり十七日附を以て發令した

▲議會最初の大會開催論【三二】カイロ總會の結果東京大會は愈々軌道に乗つて我が運動界に喜び溢れるものある折柄十九日開催された第七十三議會に於いて政友會代議士星島二郎氏は

東京大會開催論を述べ我が運動界に力強さを興へるものがあつた即ち星島代議士は現下の狀勢で事態が進行するならば来る皇紀二千六百年に於ける東京大會並びに萬國博覽會は宜敷しく開催さる可きと信するが如何と政府の所信を質した、これに對して木戸厚相の答辯は、なほ二年後を論ずるは尙早とする政府の既定方針を持して明答を避けたが、何れにしても國力に差支へない限り祝典なども行つて然る可きであると思ふと回答した

組委會、市側を招待【三二】組委會々長徳川家達公主催東京市オリリンピック關係者招待晩餐は十八日午後七時から日比谷山水樓で開催、徳川會長から東京大會が確定したので何分宜しく御援助を乞ふ旨の挨拶あつて後晩餐を共にして同九時散會した

組委會、伊太利使節團招待【三二】東京大會組委會委員では廿日午後五時半から數寄屋橋ニューグランドに於いてイタリ使節團一行の招待カクテル・パティを開催、席上パウロツチ團長は「イタリヤは日本を大いに支持し、イタリヤが嘗て海外に送つた事のない大選手團を派遣します」と述べ徳川會長以下を感激させた

日本で國際足球戰開催【三二】オリリンピック大會に對する足球の參加運動は既にオーストリアで着手したと傳へられて居るが、我が足球界に於いても來る一九四〇年に東京大會を迎へるに當つて足球界が何等大會に並行可き國際的專業を有せざるを遺憾として十三日午後七時半から丸の内會館で開催された我がデニ選手並びにマニラ遠征選手の歡迎會席上勝田足球協會會長は突如かねて計畫中であつた一九四〇年度に於いて國際競技會開催の用意ある旨發表して一同を驚ろかした、同計畫は同年秋季に米、英、露、佛、獨、伊等世界一流の足球國選手を招待一國を單位とする國際對抗戰をやるか或ひは大々的國際トーナメントを行はんとするもので、之が交渉方に就いては今回復歐するデニ軍主將安部民雄氏に一切を一任、その歸朝報告を俟つて更に具體的計畫を進め明年度國際足球聯盟總會に提案、聯盟の明後年度事業計畫日程に編入方を折衝する事となつた

體操聯盟東京大會對策【三二】全日本體操聯盟では體操競技の普及獎勵とオリリンピック強化のためこの程體操競技を設け去る十四日その第一回幹事會を開催して各種の企畫方針を決定したが同時に庶務、會計、資格審査、審判、指導普及、調査研究、オリリンピック並に各種競技會の専門委員會を設置し近く十三年度事業スケージュールを作成して體操競技の發展を期することとなつたが先づその第一着手としてオリリンピック規定問題に對する準備合同練習會を三月廿九日から四月二日迄國民體育館に於て加盟國體代表選手に依つて開催することとなつた

大會前年國際冬季競技大會開催【三二】札幌大會實行委員會委員長石黒北海道長官は十六日午後零時半華族會館に於て東京市、スキー、スケート兩聯盟各代表者を招待、札幌大會に關し懇談を交へて二時散會した、席上石黒長官は札幌大會をあく迄も遂行する根本方針を明らかにしカイロ總會が萬一F.I.S.が札幌大會不参加決議を行ふが如き最悪の場合でも札幌支持國を叫び合してオリリンピックの全種目をもつて組織された大會を開催する決意を示した、而してスキー、スケート兩團體に在つては明年一九三九年度が札幌大會の準備の最終年度に相應しいシーズンとなす可く札幌大會開催期にスキー、スケート兩全日本選手權大會を開催、併せて兩競技ともこれを機會に國際競技大會になす可きむねを述べ長官の賛意を得た

萬國博覽會開催問題【三二】カイロ總會の結果一九四〇年度東京大會は愈々同年九月廿二日から開催される事に決定したが十七日中隊員より小橋市長宛の電報に據る報告の結果意外にも東京大會開催問題に大きな難點のある事が判明組委會關係者を狼狽させるに至つた即ちカイロ總會に於ける東京大會開催決定の條件が萬國博覽終了後一ヶ月を經た後と言ふものにも拘らず東京大會を九月廿一日から開催する場合は萬國博覽會期が八月卅一日と決定して居る爲此の間條件の一ヶ月間に不足し此の點未解決の場合は東京大會の開催が不可能となるので市側では事の重大に驚ろき同夜直ちに活動を開始した

札幌大會準備既定方針で邁進【三二】第五回オリリンピック冬季競技大會の札幌開催正式決定に基き、札幌大會準備關係者は十七日午後六時から丸の内日本俱樂部で懇談會を開催、スキー競技除外問題に就き協議を行つた結果此の問題は、スキー競技自體の除外に非ずして

かにしカイロ總會が萬一F.I.S.が札幌大會不参加決議を行ふが如き最悪の場合でも札幌支持國を叫び合してオリリンピックの全種目をもつて組織された大會を開催する決意を示した、而してスキー、スケート兩團體に在つては明年一九三九年度が札幌大會の準備の最終年度に相應しいシーズンとなす可く札幌大會開催期にスキー、スケート兩全日本選手權大會を開催、併せて兩競技ともこれを機會に國際競技大會になす可きむねを述べ長官の賛意を得た

FSI 統制下に於けるスキー競技の除外を意味するものであると意見の一致を見オリンピック憲章一般規定第廿二條の適用によりスキー競技を開催する方針を採る事に決定、従つて会場設備其の他に關しても既定方針の遂行に邁進する事となつた

日本カヌー協會發會

【二六】日本に於けるカヌー競技は日本漕艇協會の手で取り扱れてきたが、東京大會等で事務煩雜する上に事務の重複も度重なるため、關係者間でカヌー協會としての獨立を計畫中のところ漸く各方面の賛同を得、十七日夜東朝會議室で日本カヌー協會發會式を舉行協會規約を決定した

組織委員に三氏追加

【二七】組委會では豫て組委會委員に就任方を交渉中であつた館東京府知事、青木横濱市長、児玉厚生省體力局長の三氏から十六日それ〴〵就任受諾の旨正式回答あつたので同日之を發表した

構築委員に三氏追加

【二七】組委會では左記三氏を十七日組委會構築委員に追加委嘱した

△内務省都市計畫課長中島清二△東京府土木部長吉岡計之助△埼玉縣土木課長竹内常八

東京大會へ關印から大見學團

【二八】来るべき東京大會は東洋に初めて開催される全世界の大盛典であるといふので東洋諸國からの來會者は相當多數に昇るものと豫測されるが十五日南洋方面からの快報が組織委員會に齎されたそれによると關領印度のボルネオ、ジャ

ワ、セレベス、ニューギニア、スマトラ諸島の東京大會熱は大したもので士民代表として同地の獨立運動に重きをなしてゐるスタールジョ博士を初め國民黨總裁タムリス代議士、東印度黨のスカルジヨ代議士等街頭連が卒先して數百名の見學團を編成しこれを東京大會と日本見物に送る計畫を立てゝをり、亦目下シンガポールに在留中のトルコ富豪で親日家のアルカフ氏はマレー人によつて蹴球チームを編成しこれを關印代表として東京に派遣すべく計畫してゐるといふ

英陸協總會

【二九】英國陸上競技協會年次總會は十九日當地で會長バレー卿を議長として開催、パツシユ副會長を首班とする反東京大會派は更に今次陸協總會で英國陸協の東京大會不参加を決議せんと畫策したが、會長バレー卿は萬事一〇・〇の決議に従ふべしとの主義から嚴に東京大會不参加の聲明をなした英陸協ゼネラル・コミテイの決議に依る不参加提案を讀會にも附せず却下し審議に至らず又もパツシユ一派を一蹴し去つた、この結果累次に亘つて論議された英國スポーツ界の反東京大會運動も提案内容すら公にされず闇から闇へ葬り去られた

米は大選手團派遣

デンバー【三〇】米國A・A・U會長サムエル・ホイット氏は去る十六日シカゴに於て米國はスポーツ精神の軌道に乗つて東京大會には大デレীগーションを送る旨述べた所あつたが更に廿日デンバーに於いて當地新聞記者團の質問に答へ重ねて會期繰下げの懸念を一蹴すると共に支那事變が及ぼす東京大會の危懼に就いて

は二年後のことを今から心配するのは取越苦勞だと前提して「米國A・A・Uは東京大會には眞のベルリン大會に派遣したと同數以上の大デレীগーションを充分派遣出来る」と語つた

カイロ會議

【三一】各國I・O・C委員は總會第二日十一日夜カイロ發の特別列車に乗込みナイル河上流のアスワンに赴き十二日午後同所から總會々場に當てられた汽船ビクトリア號に乗船するが之に乗船を許可された我が代表團は嘉納、永井兩代表、津田、宮木兩隨員の四氏と限られたので他の隨員は陸行しリュクソール、バリアナ、アシウの三ヶ所で連絡を取り總會の模様によつて津田、宮木兩隨員は適宜他の隨員と交替を行ふことに決定した

▲支那代表カイロに乗込む

【三二】支那I・O・C委員王正廷博士は十一日午前十時オランダの飛行機でアレキサンドリアに到着、同日午後三時五分カイロに乗り込んだ

▲ラッセル伯支那代表出席一蹴

【三二】王正廷博士と思はれてゐたI・O・C委員王正廷博士に非ずして駐劄ベ

ルギー大使館付參事官周博士と判明、周參事官は十一日午後三時五分カイロ到着後直にI・O・C委員長ラッセル伯を訪問、支那I・O・C委員王正廷博士の代理として總會出席の申出をなしたがラ伯はI・O・C委員以外代理出席を認めずと斷乎之を拒否した、尙周博士はこの傲總會中カイロに留つて總會の成行を觀察するものとみられてゐる

▲周博士わめく

【三二】支那代表としてカイロに乗込んで總會出席を拒否された周博士は飽迄も東京大會開催反對であるとロイテル通信社記者に語つたが之は明かに支那がスポーツを政治問題に導入しようとする魂膽に外ならず、之に捲込まれるべからずとして各國代表は一笑に付してゐる

▲アスワンへ

【三二】總會第二日十一日を郊外散策や謎のスパイUNKS奇怪なピラミッド等古代エジプト文化の所産の見學をなし和やかにこの日を終つた各國委員、隨員、家族等四十五名は同夜七時半カイロ中央驛號列車でアスワンに向ひ愈々總會第三日目の行程に入った尙日本代表は嘉納、永井、宮木、津田の四氏乗船會議に出席する筈であつたが隨員宮木氏の代りに中塚氏が乗込むことに變更された

▲記者團は半途に待機

【三三】記者團は半途に待機 アシユット

▲カイロから列車によつて

【三三】カイロから列車によつて一氣にナイル上流アスワンに向つた國際オリンピック委員會の一行は午前同地着ウイクトリア號で午餐を共にした後花崗岩石切

場、グラニシエラル・フイレー神殿、コモンボ等各所舊蹟を見學、同夜愈々ウイクトリア號でナイル河を下航、記者團は十二日午前七時カイロを出發ナイル河に添ひサラハ沙漠の綠草帯を縫つて南下三百哩、同日午後五時半アシユット着一行の到着を待機しつゝある

▲永井代表から請訓

【三三】札幌大會の具體的準備に關し相當突込んだ質問が行はれる形勢にあるので、十二日永井代表より札幌の實行委員會に對し請訓を打電して來た、その内容は

一 外國選手宿舍を如何に設備するや

一 外國役員及選手の家族約百名の宿舍を如何に設備するや

一 札幌大會參加の外國選手旅費補助程度如何

の三點で、上京中の石黒長官及高辻道廳學務部長は同日午後内務省内道廳出張所に於て協議を行つたが外國選手宿舍に關しては疊に札幌市が十四年度に新築する小學校舎をこれに充當すること、またホテルの設備についてはグラランド・ホテルを増築することに夫々大體の決定を見てゐるのでこの兩案の具體化することに決定、旅費の補助については東京大會に關する旅費の割引率に大體準することとし以上の三點に關し札幌より永井代表宛回訓した

▲會議船リュクソール着

【三三】國際オリンピック委員會一行の會議船ウクトリア號に船上二回の會議を行ひつゝ十三日午後六時半五輪旗を翻してリュクソールに到着した

▲夏冬兩大會分離

【三三】リュクソール

國際オリンピック委員會第卅五回總會第一回會議は十三日午前十時からナイル河の悠久の流れを下る會議船ヴィクトリア號のオーブン・サロンで開催左記事項を決定第一回コンミuniqueを發表した

一 委員に關する件

(イ)ドイツ委員一名缺員に就き新たにフォン・ライヘナウ將軍を推薦承認(ロ)支那委員一名追加の件満場一致承認、推薦委員に付これを現支那委員王正廷博士に委任(ハ)缺員のキユーバ委員はモアエック氏を推薦承認す(ニ)ブラジル委員にアントニオ・ブラドオ・ジュニア氏を任命す

一 憲章第六條改正に關する件

第六條の但書「オリンピック競技保有國ハ其ノ國ニ於テ冬季競技大會ヲ全般的ニ舉行スルガ爲ノ充分ナル保證ヲ與ヘ得ル條件ノ下ニ優先權ヲ保留ス」を削除し「オリンピック冬季競技大會ハオリンピック競技保有國以外ノ國ニ於テ之ヲ開催ス」と變更

尚ほ同會議席上、I.O.Cと國際競技團との交渉に關する諸問題が審議されたがたまたまスキー聯盟との關係に及んだ際はからずも同聯盟會長オステガルド氏がヘルシンキで開催された本年度聯盟總會に際して採つた非スポーツマン的行動が判明しI.O.Cメンバーを大いに驚ろかせるものがあつた、即ちアマチュア規則問題を中心にI.O.Cと感情的に對立した形となつたオステガルド氏は自己の地歩を固める爲加盟各國に對して文書を發送、若し聯盟メンバーにしてオリンピック憲章によるアマチュア規則に従ふ者ありとすればノルウェーは聯盟を脱

退するものであると脅迫的通告を行ひ以て聯盟の足並みを揃へんとしたと言ふのである

▲我組委員會の見解 夏冬兩大會分離問題に就き我が組織委員會としては昨年のワルソー總會に於ける経緯から言つて次回大會に限りこの決定事項は全く關係無く、一九四四年度から實施されるものであるとの見解を有して居る

▲I.O.CがF.I.S規約を指摘 リュクソー【三】國際オリンピック委員會は十三日の第一回會議に於て國際スキー聯盟との間に醸されたスキー教師のアマチュア資格に關する問題を研究した結果、意外にも同聯盟規約中第四條「アマチュア規定」中の第三項に「名譽賞及び稱號を利用して利得を得たる者はアマチュアと認めず」と明かに規定されて居る事を發見、結局國際スキー聯盟は名譽賞或は選手權者等稱號を得て利得するスキー教師の大會参加拒絶並にアマチュア資格の否定規則を有し乍らなほ敢てこれをアマチュアなりと強硬に主張して居ると言ふ非常に矛盾した行動をとつて居る事を發見、事の意外にあきれると共にスキー聯盟の探る態度が飽く迄も非紳士的であるのに痛憤して居る

第五日

▲吳越同船 リュクソー【三】吳越同船の各國I.O.C委員一行は午前九時ツタンカーメン王陵、メムン巨像其他の名所舊蹟を見物に出かけたが午後六時には再び會議船ヴィクトリア號に乗船する筈である

▲歐洲政局不安反日材料に リュクソー【三】歐洲政局混亂の報に驚愕した各國委員は此の日更に獨逸委員ライヘナウ將軍が急遽歸國したと發表されて多大の衝動を受けた、一方かねて支那事變を探り上げ或ひは大會開催に關する技術的問題に難點ありとして反東京大會態度に出で居る英國を中心とする各國は直ちに此の問題も加へて反對材料とし東京大會選定策を策謀、これが正式決定を來年のベルグラード總會か或は一九四四年迄延期すべしと説いて暗躍、樂觀を許さぬものがある

▲ラ伯札幌準備状況に大満足 リュクソー【三】札幌實行委員會から永井代表部では直に隨員津田正夫氏をしてワルソー委員會長を訪問せしめ同委員長提案の札幌大會に於ける選手の宿舍設備、役員及び選手家族の宿舍設備、選手派遣補助費の三條件の中前二條件は既に準備完了し選手派遣補助費は一人宛五百圓を出す旨何れも承認受諾せりと傳達、ワルソー伯も至極満足の意を表す所あつた

▲米冬季大會放棄勸告 リュクソー【三】札幌大會の危機を救ふべく我が札幌大會實行委員會が打電した三條件承認の報は英國ノルウェー等の反對する技術的問題を粉砕するものとして我が代表團を勇氣附けるものがあつた、然し乍らこれに對し反日派は再び開催地遠隔に過ぎると言ふ反對理由を蒸し返して宣傳につとめて居る、更に我が代表團を驚かせたのは十四日米國代表からなされた冬季大會の放棄の勸告であつた、此の問題は恐らくノルウェーを中心とする反對運動に依つて最初會期問題が審議されこの結果八月案の米國側と九月案の討論となり九月案に對しては米國は現在各競技の中心勢力を爲す學生選手が暑中休暇明けの爲参加不可能となり、大會の興味を削ぐ旨強調して奮闘たしが歐洲側は多數を頼みに大會會期が博覽會會期と同時に成る事、更に日本の八月の暑さは競技に不適當であるとの理由で遂に會期を九月下旬に決定した、次いで會場設備のプラン、選手役員の宿舍、ホテルの設備状況に關する報告があつて質疑に入り英國を始め北歐側から我が政府補助金額、大會開催に關する政府の意見、寄附金募集状況、更に支那事變の見透し等に關し厭がらせの質問も出たが嘉納、永井兩代表は一々實際的資料を示して詳細な説明を行ひ誠意を披瀝して堂々開催可能の自信と覺悟を述べ遂に大會確守の重責を全うした

▲東京大會は九月廿一日から バリアナ【三】I.O.C 總會第四回會議の結果東京大會會期は九月廿一日の土曜日から十月六日曜日迄の十六日間と正式決定した

▲支那不参加を聲明 バリアナ【三】東京大會開催に對し盛んに難辯をつけて居た支那側は十六日支那委員王正廷博士の名を以て國際オリンピック委員會に對し支那はオリンピック大會が何れの國に於いて開催されてもこれに参加せずと申出でた

▲第二回コンミunique發表 カイロ【三】國際オリンピック委員會は一時カイロに於けるコンミuniqueの發表を中

断した

止したが再び十六日第二回コミュニケを次の通り発表した

一 日本委員齋納治五郎氏は十五日の會議席上東京は一九四〇年度大會開催目指して用意を進めつゝある旨聲明、大會準備に萬遺漏なからしめる事を明言せり

一 委員會は一度決定せる事項はこれを變更せずとするオリンピック憲章の精神を堅持す、大會開催地に關する問題は既に決定せられ居り、従つて次回大會開催地を東京以外の都市に變更せられ度しと言ふ支那委員王正廷博士の要求は之れを採擇せず

一 委員會は東京大會に關する日本側の報告を承認せり、而して東京大會組織委員會に對しアジアに於ける最初のオリンピック大會として領き得る特徴ある大會を開催されん事を提案せり

一 委員會は萬國博覽會がオリンピック會期より少くとも一ヶ月前に終了することを條件とす、若しこの條件を遂行せざる場合は東京は次回大會開催の權利を喪失するものとす

一 委員會は藝術競技規約に就いてはこれをベルリンに於ける一九三六年度大會によつて得た經驗並びにそれ以前に行はれたる方則に基きこれを決定せり

▲永井代表の報告【三・七】東京大會正式決定に關し十七日永井代表より組織委員會宛電報を以て左の如く報告があつた

一 東京大會に關して、小國側の激烈な反對に對し米國代表の反駁によつて漸

く東京と確定、開會期日は八月廿四日九月廿一日の兩案あり多數決で後者と決定した

一 「リクリエーション」「スポーツ醫事」等に關する會議は東京大會の會期中に行はぬこと、また組織委員會が主催せざることを申入れあり

一 藝術競技に寫眞、工藝兩種目追加を希望せる日本の提案に就いては同問題はワルソー會議に於て審議せる可き性質の物で時期遅しとの理由を以て否決された

▲札幌大會も正式決定 アシユウト【三・六】第五回冬季競技大會問題は十六日午前アシユウトに向つて航行中の會議船ヴィクトリア丸で開催されたI.O.C.第五回會議で審議の結果冬季大會開催を企圖するノルウェーの野心を粉碎、正式に札幌で開催する事に決定した

▲會期は二月と決定 アシユウト【三・六】I.O.C.第五回會議の結果、第五回冬季競技大會は一九四〇年二月と決定した

▲札幌大會にスキー競技除外 アシユウト【三・六】第五回冬季オリンピック競技並にスキー教師資格問題は十六日のI.O.C.總會第五回會議に一括上程第五回冬季オリンピック大會は札幌に於て開催と正式決定したがF.I.S.(國際スキー聯盟)とI.O.C.(國際オリンピック委員會)との間に意見の相違あつたスキー教師のアマ・プロ資格問題に關しては依然として兩者歩み寄り成らず結局一九四〇年二月札幌に開催される第五回冬季オリンピック大會はそのプログラムからスキー競技を除外して舉行する事と決定した

▲I.O.C. 委員副島道正伯談 冬季大會からスキーを除外する事は全く意義を失ひます、要するにスキー教師のアマ・プロ資格に關するF.I.S.とI.O.C.間のわだかまりの結果だと思ひます、これが對策としては日本に來たいスキー選手が各國に隨分澤山ある事は確かですから日本としてはF.I.S.やI.O.C.と無關係に一九四〇年に札幌から各國に對してスキー競技の招待状を出せば良いと思ひます、然し一番心配なのはF.I.S.大會との時期の問題です

▲第五回會議經過 アシユウト【三・六】札幌大會並びに冬季競技に關する諸事項を一括上提したI.O.C.總會第五回會議は十六日午前九時半からヴィクトリア丸號船上で開會、先づ瑞典代表ロゼン伯の札幌大會反對討論によつて火蓋が切られた即ち開會と共に發言を求めた伯は起つて「スキー聯盟は大會不参加を聲明して居るではないか、現在の冬季競技大會からスキーが除かれて了つたらその大會は全く無價値なものとなつて了ふではないか宜敷く四〇年の大會は中止す可きであらう」と札幌大會採殺論をやる、これに追

購して居るノルウェー代表を始め芬蘭、波蘭の各代表は勿論従來日本支持者として知られて居た瑞典代表國際陸上競技聯盟會長エドストロム氏まで加はつて北歐組は結束ロゼン伯を支持して札幌大會反對態度を明示し次いで英國委員アバード卿も起つて強硬に札幌大會中止を叫び日本は大勢全く不利に陥入つて了つた、此の時米國委員クーデナー氏は發言を求め先づI.O.C.中心論に重點を

置き

今や國際スキー聯盟はI.O.C.の尊重す可きアマチュアイズムを蹂躪、敢てI.O.C.に挑戦しつゝある此の秋に當つてI.O.C.が自ら冬季大會を中止する事は正に國際スキー聯盟に對する降服を意味するものである、I.O.C.は飽く迄も冬季競技大會の執行を宣す可きである

と堂々の陣を布いて北歐組に反駁、次いで米國委員ガーランド氏も起つて日本が大會準備を整へて居る以上札幌大會は是非遂行す可きである、必要あれば新たに國際スキー聯盟を設置しこれを中心に大會の遂行を期すれば何等問題なしと信ずる

と國際スキー聯盟の惡辣な態度を攻撃堂々挑戰を宣言する、我が永井代表もこれに次いで發言

我が國は今や準備は完了して大會の遂行に些かの不安も無い、然も例へばF.I.S.が参加しない場合でも「大會開催に關する一般規定」第廿二條の規定に基き日本の準備委員會は各國のN.O.C.に對して個別的に呼びかけて大會をやり得る自信が充分にある

と鐵に入り細に亘つて説明、我が技術顧問クリンゲベルク氏も之が補足的説明をなし米國委員フランデー氏も再び起つて「自國は歐洲諸國が結束して夏季大會期日繰り下げを試み米國一流選手の出場を阻む作戦ありと聞いて來たが昨日の會議で明らかに之が事實なるを知つた」と北歐組の陰謀を暴露し日本支持を主張して美事歐洲組の反對に止めを刺して了つた、かくて會議は採決に入りこの結果は

歐洲組の策謀全く敗れ第五回冬季競技大會は大多數を以て札幌で開催される事に正式決定午後零時半散會した

▲札幌決定の瞬間 アシユウト【三・六】最難關とされてゐた札幌大會無事通過は専ら米國側ブランドデー、ガーランド兩代表の熱烈な應援に依るもので我が代表團は深くこの好意に感謝してゐる、議案通過と決定するやラッセル伯や米國代表等を始めとして各國委員は何れも席を立つて我が代表齋納、永井兩氏を圍んで握手とお目出度うと祝辭を浴せ、終始日本に反對を唱へた英國始め諸國等の北歐諸國も札幌正式決定後は鳴りを静め我が方にお祝ひの言葉を述べたる等流石に平和の使徒オリンピック委員會らしい風景を見せた

▲氷上、ボツパ兩總會へ代表派遣 アシユウト【三・六】東京、札幌兩大會正式決定に我が國としては今は各國に招待状を發しこれが参加勧誘をなすのが殘された重要問題である、更に冬季大會の正式種目と決定したスケート、ボブスレー兩競技團體と密接なる聯絡を保つて冬季大會の完備を期する必要がある此の點我が國としては本年度兩聯盟總會には宜敷く代表を送つて活躍すべしと代表團に於て早くも準備促進の聲あり、これが出席代表として今次總會を始め從來常に黒幕の活躍を續けて來た國際聯盟勤務局の津田正夫氏推薦の聲高きものがある

▲三藤隨員一足先に歸國 アシユウト【三・六】隨員としては奮闘した日本陸上聯盟常務委員三藤正氏は札幌大會決定と共にカイロ總會の模様及び國際陸聯總會の結果報告のため代表團一行より一足先に

單身十七日ポートサイド發の郵船鹿島丸
て歸國することゝなつた

▲F・I・S行動に遺憾の意 カイロ

【二】國際オリンピック委員会は國際
スキー聯盟が去るヘルシキの總會に於
てオリンピック冬季競技のアマチュア資
格規約に同意するを潔しとせずこれを拒
絶した仕打ちに對し十六日カイロに於い
て同聯盟の態度は大いに遺憾とするもの
なりと聲明を發した

▲水上繰り上げは望み薄【三六】カイロ

I・O・C 總會に於て東京、札幌兩大會
問題を無事に乗り切つた我が代表團の殊
勲者永井松三代表から十八日午前十一時
組委員會宛「水上プログラム變更はエド
ストローム初め全員反對で見込みなし、
終始一貫協力したアメリカ代表は深く感
謝す」との入電あつた、組委會は此の旨
直ちに日本水上競技聯盟松澤評議員に傳
へると共に水上競技のプログラム日程を
一日でも繰り上げるやう更に研究努力を
切望する旨訓電を發した

▲我が代表團から公報【三九】第五回冬

季競技札幌大會に關する我が代表團より
の公報は十九日午前零時丸の内ホテル内
組織委員會假事務所に到着した、右報告
に據れば夏冬兩大會分離に關する憲章改
正實施は第六回冬季競技大會より行はれ
る事が明かとなり、更に懸念されたスキ
ー競技の大會參加問題は第五回冬季大會
プログラム中には加へる事は出来ぬが、
大會に引續きスキー大會を續開する事は
自由である事が明白となつた、電文左の
如し

一 憲章改正は第六回冬季競技より

一 スキーは一切大會プログラムより除
外し引續き別のプログラムにて行ふは
差支へなし

▲ラ伯に謝電【三九】組委會では十六日
午後二時德川會長の名でI・O・C委員
長ラウール伯宛種々の配慮に與つた謝電
を發した

第八日

▲グライダー正式種目に カイロ【三七】
國際オリンピック委員會第六回會議
は十七日拂曉アシウトを出發した會議船
ヴィクトリア船上で舉行されたが、同會
議に於いて獨逸提案のグライダー競技は
オリンピック大會正式種目として承認さ
れた

▲明年度總會はロンドンで カイロ

【三七】國際オリンピック委員會第卅六
回總會は開催地ベルグラードの辭退に據
り十七日行はれた總會第六回會議で審議
の結果、英國委員アバーデア卿の申出で
に應じ明年六月第二週にロンドンで開催
される事となつた

▲十四年度大會候補地 カイロ【三七】

I・O・C カイロ本部では十七日一九四
四年の夏冬兩オリンピック大會開催希望
の立候補都市として左のコンミュニケを
發表した

▲第十三回夏季オリンピック大會

ロンドン(英國)ブタペスト(ハンガリ
ー)ローザンヌ(スイス)ヘルシキ
(フィンランド)アテネ(ギリシャ)

▲第六回冬季オリンピック大會

サンモリッツ(スイス)オスロー(ノル
ウェー)

第九日

▲會議を終了カイロ歸着 カイロ【三八】
第卅五回I・O・C總會最後の會議たる
第七、八次會議はベニハッサンからカイ
ロへ下航のヴィクトリア丸船上で開催さ
れた、此の日は第十回ロシアンゼルス大
會前に蹴球選手にからんで惹起されたブ
ロクン・タイム・ペーメント問題が再
び議題に上つたが、一九三〇年伯林總會
に於ける決議「オリンピック參加期間中
失はれたる選手の給料は補給弁せす」と
の原則に従つてこれを支給せざる事と
決定而して今回に參加選手が唯一人の
手で家族を扶養して居る場合は個々に充
分調査の上その選手の父母、妻子に對し
て補償金授與を許す事となつた、その他
競技者に對する興奮劑の使用即ち注射、
劇薬に依つて一時的に無理な能力増進競
揮をなさしめる事を禁ずる事とし最後に
I・O・Cは實行委員會に對してオリ
ンピックゲームやスポーツ全般を不信なら
しめるやうな事件即ち正義と常識に反す
るやうな事件の頻發を防止するやう善處
されたき旨希望した、かくて五日間前後
八回に亘る重要會議を終了した第卅五回
I・O・C總會各國委員は決定を早めて
十八日午後三時半カイロに歸着した

▲成功利に總會を終了 カイロ【三九】第
卅五回I・O・Cカイロ總會最後の十八
日の第七回會議は會議船ビクトリア號で
開催、審議未了の事務的案件を一瀆千里
に午後行はれる決定であつた第八回の最
終會議は開催の必要を認めず流會となつ
て了つた、かくて波瀾重疊討論七回に亘
つた總會も無事日本側に凱歌が上つて目
出度終了したが、これと同時に委員會は
最後の決定事項を正式發表した、この結

果かたて決定的分離を傳へられてゐた夏
冬兩大會に關する憲章改正の件は第六條
但し書にあるオリンピックアド主催國は全
季大會開催の優先權を有するの條項中優先
權が削除され冬季大會開催希望國は夏季
大會開催の如何に關らず同格を以て證衡
される事となりこれが實施は一九四四年
からなされる事が明示された

▲ブランドデー氏談 カイロ【三六】東

京大會々期八月案を固持して孤軍奮闘、
決戦投票に敗れた米國側代表アベリイ・
ブランドデー委員は十八日カイロ歸着と
共に記者に對し
東京大會が九月下旬に繰下げられた事
は學生選手が多い米國にとつて非常な
大痛手で随分苦い藥を無理強ひに飲ま
された様な気がする
とその苦衷を語つた

▲組委員米國代表團へ謝電【三六】組

委員會ではカイロ總會に於て全力を擧げ
我が代表を支持した米國代表ブランド
デー、ガーランド、クレーヤー三委員の
好意に對し十八日感謝電報を發した

▲組委會米國A・O・Aへ謝電【三八】

組委會委員では在米アタツシエ澤田一
郎氏を通じて米國A・O・A(オリンピック
委員會)に對し十八日電報を發してカイ
ロ總會に於ける米國の日本支持を謝し併
せて東京大會に大舉來征されんことを希
望した

▲第廿二條の適用不可能【三九】全日本

スキー聯盟は十八日永井代表に對し札幌
大會スキー競技問題に關し「オリンピック
憲章一般規約第廿二條をスキー競技に
適用されるやう諒解を求められたし」と

打電したがこれに對し永井代表から十九
日午前六時第廿二條の適用不可能の旨
規約廿二條適用はF・I・Sの折れぬ
限りスキーは別に開催する外なし、北
海道もスキーなしでは反對ならば放棄
するも可、至急返答

と返電あつた、よつて組委會では協議の
結果「札幌はスキーなしでも是非やりた
し」と折り返し返電を發した、而して永
井代表の電文中F・I・Sの折れぬ限り
スキーは別に開催するより外なしとある
が、これより推してスキー聯盟側では
I・O・CとF・I・Sとの關係が未だ完
全に絶縁されてゐないと見てゐる

米國は飽く迄八月案堅持

カイロ【三九】米國I・O・C委員ブラ
ンデー氏は東京大會々期延長は頗る遺
憾とし一九三九年度のロンドン總會に於
いて不可能かも知れぬが最初の決定通り
の期日に變更されたき旨申出する筈であ
ると語つた

嘉納代表カイロから國際放送

【三九】悠久たるナイル河を溯る豪華
な會議船上、八日間亘る第卅五回I・
O・C總會に惡戰苦闘の舌戦を續け歐洲
諸國に響かまる日本への諒解と認識不足
を掃して一九四〇年度東京札幌夏冬兩
オリンピックを獲得した嘉納首席代表
以下の我等が代表團は廿日午後六時廿五
分カイロのエジプト放送局から故國日本
に喜びの第一聲を送つたが同時にエジプ
トN・O・C委員長インマエル・ダウト
殿下の祝辭、I・O・C委員長バイエラ
ツル伯の好意ある進言等があつた

滿洲國

旬間大觀

滿洲國に對する獨伊の好意——ナチの海外組織部長ザイ
チツヒ氏の訪滿に次いで伊の初代公使コルチーゼ氏は近く信
任狀奉呈の運びになつて居り、今後は日滿伊三國の政治經濟
文化各方面に互る緊密なる親善提携を希望する」とそのステ
ートメント中に強調してゐるのに、ソ聯の對滿態度はいつに
なつたら改められるのであらう。頗々たる國境の不法事件に
加へて、又してもチタに在る滿洲國領事館員に對する非人道
的壓迫は、天人共に赦すべからざる不祥事である。今にして
非を悟らざれば或は悔を千歳に残さぬとも限らぬ。嚴に反省
を求めざる所以である。

滿業が第一回臨時株主總會を開いて健やかに再立した。
我等はその歡欣な羽搏きに耳を傾けよう。滿鐵の明年度豫算
が認可された。我等また雜音を除去したりズミカルな軌道の
響を傾聴しよう。

治外法權撤廢功勞者叙勳

新京【三二】滿洲國皇帝陛下には治外法
權撤廢に功勞あつた日滿兩國關係者に對
し敘勳並に御下賜品の御恩召あり此の旨
を體し恩賞局では慎重審査を進めて居た
が十九日上奏裁可を仰ぎ即日傳達した、
此の光榮に浴するものは近衛首相、廣田
外相、植田軍司令官以下全部で四百八十
六名に上る

滿洲産羊毛の統制機構確立

新京【三三】滿洲國政府は羊毛資源の重
要性に鑑み従來自由に放任されてゐた國
内産羊毛の集貨配供に對して統制機構を
確立するため滿洲畜産、滿蒙毛織、東蒙
貿易、康德毛織、中林の五社を一丸とす
る滿洲羊毛同業會を成立すべく準備を進
め、第一着手として國立中央博物館、同園

書館等の設立を計畫してゐたが四月から
中央國立博物館設立準備に取りかゝるこ
となつた、新設の中央博物館は奉天の
國立博物館が遠及び金以來の古美術品を
主としてゐるのと對照的に滿洲國內の自
然人文科學に關する資料を廣く蒐集する
計畫である

麻袋輸入自由化

大連【三六】滿洲國麻袋輸入に就ては麻
袋輸入組合成立以來配給と價格の圓滑化
並公正化に遺憾の點あり今回滿洲國政府
及關東局間にこれが是正に就き協議の結
果、特産物輸出を盛んならしむ上からも
麻袋輸入には統制を加えず自由輸入を許
すに意見一致、十六日大連當業者にその
旨通達した、尙爲替操作上統制を必要と
する場合は再び統制を強化する方針とさ
れてゐる

三月第二週平均中銀貨幣發行高

新京【三七】(滿洲中銀發表)三月六日よ
り十二日に至る貨幣發行平均額左の如し
貨幣發行高 三〇四、〇四四千圓
紙幣 二八一、一三七
銅幣 二二、九〇七
正貨準備 一七三、五六二
保證準備 一〇七、五七五

十五ヶ所に操棉、包裝工場新設

新京【三七】滿洲國棉花統制法に基き全
滿貨棉買收機關として設置された棉花公
司では今回民間棉花工場を買收し解氷期
を待つて左記十五ヶ所に操棉並びに包裝
工場を新設することに決定した

鞍山、遼陽、蓋平、復縣、海城、遼中、
大石橋、大虎山、新立屯、泰安、澤帮
子、錦縣、義縣、朝陽、連山

全滿額金貸出高

新京【三八】(經濟部發表)一月末現在の
全滿(關東州を含む)金融機關預金貸出
高左の如し(單位國幣圓)
預金 八三三、一八九、三五一圓
貸出 八〇六、六三〇、七八七圓
昨年同期 七七四、四一五、〇三〇圓
預金 六五二、三五〇、八三三圓
貸出 六五二、三五〇、八三三圓

スフ、純綿統制料徴收

新京【三八】滿洲國及び關東州に於ける
スフ混紡は現在に於ては實施不可能な
ので之を強制しない事に決定したがその
結果スフ混紡品に對して生ずる國內産
純綿糸の値開きは之は元々當局の政策に
よつて生ずる臨時利益であつて業者の收
益として利得すべきものでない爲め價額
騰貴分は之を統制料として業者より國家
に納付せしめる事に決定、三月十八日よ
り實施した

☆ 外 交

對ソ關係

在子々滿洲國領事館員壓迫

哈爾濱【三三】當地に達した報道によれ
ばチタ駐在滿洲國領事館に對するソ聯側
の壓迫は益々甚だしく、同地の雜貨商に
對しては領事館員に食糧その他生活必需
品の不買を強制し違反者は嚴罰に處す旨
の秘密指令を發すると共に、鐵道局に對
しても乘車券の發賣停止を命じたと言は
れる、且つ領事館員の身邊には日夜ゲ
ペウを尾行せしめ徹底的な監視を行ひ
つゝあり、之が館員は饑饉線上に彷徨

するの重大な危機に直面するに至つた、
滿洲國政府は問題を重大視し真相調査の
爲河野外務局理事官が十日新京より哈爾
濱に到着、外交部北滿特派員公署と協議
を進め對策を協議しつゝあるが、近く同
理事官の調査報告を俟つて哈爾濱に在る
聯總領事を通じて嚴重抗議が發せられる
模様である

北鐵代價金支拂留保

新京【三九】(外務局十七日發表)康德二
年三月廿三日東京で調印された北鐵讓渡
協定に基き滿洲國はソ聯邦からその北鐵
に關して有する一切の權利を一億四千萬
圓で接收し内四千六百七十萬圓を現金で
殘額九千三百三十萬圓を物資で三年間に
ソ聯側に支拂ふことになつたが我が方は
今日迄物資支拂及び現金拂の執れをも忠
實に實行して居る次第である、然るにソ
聯側は前記協定に基き當然我が方に支拂
ふべき金額として

(イ) ソ聯交通人民委員部、石油トラ
スト通商代表部、領事館等ソ聯政府の
各種機關が舊北鐵に支拂ふべき船賃、
電信料等未納のもの約五百四十四萬圓
(その内協定附屬の債權債務表に明記
されて居る分のみでも百十餘萬圓に及
ぶ)

(ロ) 舊北鐵の負つた石炭代書籍洗滌代
等各種小額の債務で當然にソ聯側に負
擔すべきこと明白なるにも拘らずソ聯
側が言を左右にして支拂はず、主とし
て小商人である債權者達が困窮して居
たので我が方が見るに見兼ねて立換へ
支拂ひたるもの約十八萬圓
(ハ) 舊北鐵經營の私資諸關炭礦が滿洲
國に對して支拂ふべき税金の未納額約

六千圓、合計五百六十餘萬圓に達する巨額の債務を有して居るに拘らず我が方再三の請求に對し種々の口實を設け全然支拂ふともしない、斯る明白なる協定違反は今日迄忠實に協定義務を履行して来た我が方として到底忍び得ない所である、依つて代價額中現金拂の最終割賦金支拂が来る三月廿三日に迫つて居るに鑑み我が方は此際右諸債務の速かなる支拂を重ねて嚴重請求すると共に之が完済に至る迄は右割賦金の支拂を保留するの餘儀なきに至るべき旨十七日哈爾濱支聯總領事代理を経て支聯政府に申入れさせたのである

事情如上の通りであるから今回の我が申入れは債權確保の爲め止むを得ざる處置に過ぎず隨つて萬一ソ聯側が我が申入れにも拘らずその債務を辨済しない場合我方に於て前記代價割賦金の支拂を保留する事があつても、それは専らソ聯側の義務違反による次第であるから北戴代價金支拂につき保證の地位に立つ日本政府に對し本問題に關する保證義務の發動が要求せらるべき餘地なき事は言を俟たないところである

☆ 經濟・産業

滿洲鐵山、滿洲採金を吸収

【三二】滿洲重工業會社では同社の第一期計畫として去る二月鐵、石炭を除く金鋼鉛その他非鐵金屬の開發事業を行ふ滿洲鐵山會社(資本金五千萬圓四分の一拂込)を設立、目下新會社の手になる調査隊を熱河方面に派遣、亞鉛鐵の探鑛に當らしめて居るが一方産金事業について

は現在の滿洲採金會社(資本金一千二百萬圓全額拂込済)を滿洲鐵山に吸收合併乃至は滿洲鐵山の子會社とした上積極的増産を圖る方針に内定、来る十六日の滿業臨時總會終了後結川總裁と滿洲國政府の間に具體的手續に關し折衝が行はれる而して現在滿洲採金は滿洲國政府と滿鐵の共同出資にかゝり、内滿鐵手持株は四十一・七パーセントとなつてゐるので近く滿業は滿鐵手持株を譲り受け、之によつて滿洲採金を滿洲鐵山の支配下に納めんとするものである

滿業第一回臨時株主總會

新京【三三】滿業の第一回臨時株主總會は十六日午後二時より大和ホテルに於て開催、株主たる滿洲國政府代表青木金殿司長外新京在住株主約百名出席、會社側より結川總裁以下各理事、幹事及小日山昭和製鋼、島田滿洲鐵山兩社長長列席、結川總裁議長となり滿洲國政府引受に依る倍額増資及政府より一億九千八百卅七萬五千圓第一回拂込完了の旨議長より報告の後理事増員の件を上げ、小日山昭和製鋼社長、河本滿炭理事長、島田滿洲鐵山社長を新に理事に加へる件を承認した

滿鐵明年年度豫算

昭和十三年年度豫算認可

【三四】(對滿事務局發表)滿鐵昭和十三年年度の豫算に對し十六日政府の認可があつたが、本年度の會社事業計畫豫算は滿洲の情勢に鑑み、社内一般事業に於ては極力之が緊縮を計り、會社財政の強化に努むると共に必要なる特別事業は採算關係をも考慮し、財政の許す限り之が遂行

を企圖されて居る、即ち之が概要を示せば

一 社内一般事業費	三一、二四九千圓
二 社内特別事業費	三八、二七六千圓
三 社外事業投資	一六六、五三六千圓
計	二三六、〇五六千圓

であつて其中の社内特別事業費は

一 昭和製鋼所増産計畫其他に伴ふ社線輸送能力増強施設	一五、〇一九千圓
二 撫順發電所増設	三、七四一
三 撫順各坑出炭擴張施設	八、三三九
四 製油工場擴大施設	七、四四八
五 其他	三、六八四
計	三八、二七一

次に社外事業投資は

一 滿洲國鐵道新線建設費	七三、八八九
二 同 既設線改良費	七、七二八
三 關係會社投資額	一五、三一九
計	一六六、五三六

となつてゐる、右の中關係會社投資額は前年度に比し激減してゐるが右は滿洲重工業會社設立に伴ひ昭和製鋼所、滿洲炭礦會社等に對する投資豫定額を減じた爲である、右事業計畫に要する資金調達方針は従前と同じく社内一般事業費は社内保留金を以て賄ひ特別事業費並社外事業投資金は政府拂込金二、〇〇〇萬圓、社債募集額一七、〇〇〇萬圓、其他を以て調達する豫定である、次に營業收支豫算は

▲豫算内容	▲滿鐵明年年度豫算	▲昭和十三年度	▲昭和十二年度
十六日認可されたが事業費豫算及び營業收支豫算の内容を明示すれば次の通りである(單位千圓)			
科目	事業費	特別事業費	計
鐵道	二、六〇一	三、六三三	六、二三四
旅館	〇	〇	〇
港灣	一、〇七二	一、一五五	二、二二七
炭礦	二、七二二	二、三三三	五、〇五五
製油	一	二、三三三	二、三三三
石炭液	一	六、八〇八	六、八〇八
化工業	一	六、八〇八	六、八〇八
礦業	一	六、八〇八	六、八〇八
地方	一、〇七二	一、〇七二	二、一四四
施設	一、〇七二	一、〇七二	二、一四四
雜施設	二、九七五	三、〇五七	六、〇三二
備費	二、〇〇〇	二、〇〇〇	四、〇〇〇
合計	三、三三三	三、三三三	六、六六六
△營業收支豫算			
一 収入の部	十三年度	十二年度	
鐵道	一、七〇七	一、三三三	
旅館	二、三三三	二、三三三	
港灣	一、七〇七	一、七〇七	
礦業	二、三三三	二、三三三	
製油	一、七〇七	一、七〇七	
地方	一、七〇七	一、七〇七	
總務	一、七〇七	一、七〇七	
利息	一、七〇七	一、七〇七	
備費	一、七〇七	一、七〇七	
合計	一、七〇七	一、七〇七	

▲明年年度資金計畫	▲別項十三年度事業豫算に伴ふ滿鐵資金計畫(單位千圓)
港灣	三、三三三
製油	七、〇〇〇
礦業	七、〇〇〇
地方	四、八八八
總務	四、八八八
利息	四、八八八
備費	四、八八八
合計	三三、三三三

となつて居り、社内一般事業費は社内保留金を以て賄ひ、特別事業費並社外事業投資は政府拂込金及び社債に求める方針である、而して十三年度資金計畫中社債發行豫定額は前年度の一億三千萬圓に比し四千萬圓を激増してゐる

世界情勢

旬間大觀

ジュネニク填前首相の國民投票決行聲明は、ヒトラー總統を痛く憤激せしめた。十一日、ハーケンクロイツは巴と急旋回を開始、疾風迅雷を掩ふ間も與へず宿望の獨逸合邦を實現、ヒ總統は十二日に故國オーストリアに入り十五日にはベルリンに凱旋した。anti-Vict-Vict! かくて歐洲の地圖は一兵に屹らず、一劍を交へずして新にその色を塗り代へられた。時を同じうして東歐では、波蘭・リスアニア間に歴史の紛争が再燃、ポーランド、從つてまた獨逸の勝利によつて解決し、スペインではフランコ軍の進撃愈々急を告げ、これらの背後にはベルリン・ローマ樞軸の威力があるものとして、英、佛、ソ聯共に緊張し、ソ聯は、侵略阻止の國際會議を招集するに至つた。世界を震盪させたこの十日間の一連の出來事は、蔣政權の没落と共に、ベルリン・ローマ・東京樞軸の確乎たる威力を證明し、世界新情勢の具體的な展開の序幕を爲すものだ。英佛その他の歐洲資本の米國への逃避は、續いて來るべきヨーロッパの不安を豫想してゐる。

國際建艦競争

英國

國防計畫再檢討

ロンドン【二六】チエン・レン英首相は十四日午後下院に於て「我々は新しき國際情勢に鑑み國防計畫に再檢討を加へるであらう」と聲明した

英、日の態度變化を期待

ロンドン【二七】一億二千三百七十萬七千磅に上る一九三八—三九年度英海軍豫算案は十七日午後の下院に上程されたが豫算案上程に當りジョフロイ・シエイク

スピア海軍次官は日本の建艦通告拒否問題に關聯して左の如く述べた

日本政府は尙再考の上、世界大海軍國に伍して日本が如何なる態度を探るべきかを決定するかも知れない、日本はたとへ海軍條約に参加する意圖がなくとも條約の規定した制限を遵守する旨の保障を與へることに同意する可能性は十分にある、エスカレーター條項發動問題に關し最近行はれた英米佛三國専門家會議については問題は當三國政府間で考案中であり未だ英國政府の意向を發表すべき時機ではないと考へる然し一度主力艦の噸數制限超過の必要ありと考慮された場合英國の海軍計畫は充分右變更に堪へ得るものであることを御承知願ひたい、最後にシン

ポール根據地乾船渠竣工の結果今や如何なる事態に面しても同方面に於ける英國海軍の必要は全く満たされるに至つた

主力艦は十四吋砲

ロンドン【二七】英國海軍省文官委員ジョン・リウウエリン氏は十七日下院に於て英國の建艦計畫を説明し左の如く言明した

英國政府は目下建造中の主力艦五隻の主砲は十四吋砲を搭載する方針である軍艦の各部分中砲塔の建造が一番手間取るのでこれから計畫を變更して十四吋砲を十六吋砲にすれば竣工は三、四年遅延することゝなるからである、然し海軍當局は過般白書で發表した新建艦計畫に含まれる主力艦には十六吋砲を搭載する計畫を進めて居り何時でも實行に移す用意がある、尤も英國海軍はかゝる必要が起らぬことを希望してゐる、砲の操作にかけては英國海兵は頗る優秀だから、英國海軍としては十四吋砲を以て技術拙劣な海軍國の十六吋砲は優に對抗出來ると考へてゐる

次いで保守黨チャーチル議員より

日本が八吋砲搭載の大型巡洋艦の建造に着手したとの噂を聞くが如何と質問したのに対しリウウエリン委員はこれを否定して次の如く答へた

八吋砲搭載の大型巡洋艦を建造してゐるのは目下ドイツ海軍だけで日本が同様建造して居るとは思へず未だ何等の兆候も見受けられぬ

香港の陸海軍聯合演習開始

香港【二六】英國陸海軍聯合演習は極東

の空氣緊張せる折柄各國の注目裡に十六日より開始され廿五日迄五日間陸軍部パーソロミツ少將、海軍部デッケン少將、空軍部ダゼル大佐統監の下に攻防の秘術を盡して行はれる事となつた、此の大演習の成果は近來増強されつゝある香港防備の強度を試すものとして専門家間でも注目されてゐる、演習想定は昨日統監部より發表されたが其内容はお伽話の如き興味あるもので英國當局の東方、特に臺灣に向けた猜疑の眼を感じさせるものがある、即ち、香港國は南方二千哩に大植民地を有する大陸の小國である、香港國常備部隊は野砲一旅團、要塞工兵一旅團(五ヶ大隊)他に附屬部隊若干である三月一日香港國領有の植民地「ソファア」に叛亂動發香港より歩兵一大隊及び高射砲旅團を臨時に野砲隊に改編して叛亂鎮壓に海軍軍艦により急派する必要がある、鎮壓工作進捗し叛徒との決戦が將に始まりんとしてゐる、香港國の東方五百哩に位する大海軍國「パシフィカ國」は新式海軍と歩兵七師團を有し、うち一師團は宣戰布告後三日乃至四日にして動員し得る事となつてゐる、他の師團も二週間後には動員し得る筈である「パシフィカ國」の空軍は第一線出動機約五百臺、中五十臺は航空母艦積載機で戰爭勃發後數時間で行動し得る、地上基地には五十機を算する、その他一旦支那大陸へ上陸が出來れば百五十箇所に地上基地を作り得る筈である「パシフィカ國王」は香港國王の王女を貰ひ受けんとする希望を持つてゐるが植民地「ソファア」の叛亂で香港國の兵力が一時弱くなつた後につけこみ愈々強靱的態度を採り一方香港國王は血を

米國

海軍案審議を急ぐ

ワシントン【二二】總額十一億一千萬弗に上るヴァインソン海軍擴張法案は愈よ來る十四日より下院本會議に於て討論されることゝなつたが下院は十一日辯事委員の提議により反對派の審議延策を封ずるため同法案の討論時間を全體で十二時間に制限するに決した、右討論時間制限の理由につき下院議事委員長ジョン・オコナー氏は記者團に次の如く語つた

目下多數の下院議員の許へヴァインソン案反對の書翰が續々舞込んで居るがこれは平和主義者の名にかくれた一派の爲にする宣傳に過ぎない、何れにしても一部反對派の法案審議延策を阻止するため討論時間を制限することが適當と考へる次第である

建艦及對論漸次熾烈

ワシントン【二三】ヴァインソン海軍擴張法案の本會議への上程が近づくにつれ同案に對する反對論は漸次熾烈化しつゝあり討論開始を前日に控へた十三日夜は上下兩院の有力議員二名が夫々ラヂオを通じて全米に反對論を放送した

△共和黨上院議員アーサー・キャツパー

氏、ワシントン法案が若し議會を通過するならば世界の軍備競争はこれより益々促進されることとなり、西半球を攻撃し得る實力を持つてゐる國は唯英國あるのみ、米國の外交政策の目標が日本を屈服するにあるならば多分斯る巨大な海軍を必要とするであらうが余は日本を征服しなければならぬ理由を知らぬ、故意に戦争とか軍備とか言ふ問題を論じて之に依つて國民の關心を景氣の不振其他國內の難問題から遠く引去る企みが隠されてゐる事は遺憾至極である。

△民主黨下院議員モリーイ・メイヴァリク氏

ルーズヴェルト大統領の建艦計畫は米國の防衛に役立つ所か却つて米國を騷つて歐洲の大混亂に捲込むであらう、海軍擴張の眞の目的は世界警察乃至は砲門をさし向けて強力により民主主義を維持せんとする所にある、米國民を除き世界の國民は誰でも英米間に暗黙の協定が出来てゐる事を承知してゐる、米國民は自國の外交政策を知る権利がある、我々は米國が一九一七年歐洲大戦に参加し火中の栗を拾つて指を焼いたやうな苦い經驗を繰返してはならぬ、米國は一層沿岸防備を固むべきであり又空軍を増強しなければならぬ、米國は再び經濟、失業其他の國內問題に關心を向けるべきであらう

免除條項採用決意

ニューヨーク【三三】米國政府は過般米ロンドンに於て開催中の英米佛海軍專家會議に於てロンドン條約の 에스カレーター條項採用を主張し頻りに強硬態度を示してゐるが十四日のニューヨーク、ハ

ラルド・トリビニオン紙はワシントン特電としてルーズヴェルト大統領は國務省當局と協議の結果愈々右 에스カレーター條項を採用することに方針を決定、若し英佛兩國政府が米國政府の提案に應ぜぬ場合には一方的にロンドン條約による主力艦の艦型制限を廢棄してその準備を完了したと報じてゐる

下院建艦案討論開始

ワシントン【三三】ワシントン海軍擴張法案は愈々十四日下院本會議の討論に上程された、同法案の提案者たる下院海軍委員長カール・ワシントン氏は先づ最初の發言者として起ち政府の海軍擴張政策を擁護して次の如く演説した

現狀に於ては軍縮會議を招集しても結局は失敗に終るだらう、一部では大統領は直ちに軍縮會議をワシントンに招集すべきであるとの聲を聞くが、かかる要求をワシントン案に織込んで大統領の立場を拘束するのは得策ではない、大統領は必ず時機が到来しざすれば何時でも軍縮會議を招集するであらう又英米兩國間に秘密諒解が存在すると主張する者があるがこれは故意に事實を歪曲せんとするものである、本法案唯一の目的は米國本土及びその屬領局を防禦するにあり他國の領土を侵犯する如き意圖は全くない、我々は米國が悲慘なる戦争といふ病氣にとりつかれるのを防ぐ爲米國自身を隔離せんとしてゐるのだ

ワシントン議員の海軍擴張支持演説に對し共和黨議員ラルフ・チャーチ氏は次の如き反對演説を行つた

大統領が如何なる事情で海軍擴張計畫を勸奨するに至つたか、我々はその間の事情を十分調査研究しなければならぬ、斯る調査の結果は必ず今回の海軍擴張が防衛の爲に計畫されたものでないことを明にするだらう、ワシントン法案中には米國の海軍計畫を制限するとして所謂不侵略政策が追加されてゐるがこれは全く米國民を欺瞞する爲になされたものである

▲建艦案討論續行

ワシントン【三五】ワシントン海軍擴張法案に關する下院本會議の討論は十五日も續開勞頭民主黨議員ラツキー氏はワシントン案に反對し左の如く述べた

海軍擴張法案は漸次米國を戦争に引入れようとする思慮深い企みに外ならぬ大戦以來の海軍専門家の發言によれば本法案が米國本土を防禦する爲の海軍にあらず歐洲、アジアに行動し得る海軍を建設せんとするものであることは明らかだ

次いで共和黨議員ワツワース氏は最近の情勢に鑑みワシントン案實現の急務を力説して左の如く述べた

歐洲の紛糾した事象は獨裁者が愈々横行してゐることの證左に外ならぬ、然も問題は歐洲に止まらず支那に於ても中歐が一政府の下に統一されたと同じ事象が然も更に廣汎な範圍に於て生起しつゝあるのだ、一方南米の豊饒な土地は武力の行使を信する獨裁者連にとつては大きな誘惑となつてゐる、米國は西半球防衛の爲今や強力な海軍を建設する必要がある、蓋し米國のみがその任に堪へ得るからであり他國の援助

を期待し得ないからだ、今日力が世界を支配してゐるとの冷酷な事實を認識する以上海軍擴張法案を實施することの必要は云ふまでもない

一方進歩黨議員サウスオプ氏は同案の可決を今秋十一月の總選舉に問ふ決議案を下院に提出した

▲討論續行

ワシントン【三六】米國下院十六日の本會議はワシントン建艦案に對する野黨側の活潑な論戰を展開した、先づニューヨーク州選出共和黨ロバート・ペーコン議員はワシントン案でも不充分だと大軍擴を主張して左の如く述べた

獨裁國家は世界到る處軍備を増大して居る、民主主義國家にして保身せんとするならば防衛の準備を整へねばならぬ、この點に鑑みるとワシントン案は太平洋岸一方を護るだけでも未だ不充分である

同じく共和黨のメルヴィン・マース議員も大建艦を強調し

ワシントン建艦案は米國防衛のために絶対に必要である、ワシントン案が通過すれば海軍は恐らく三萬五千噸級主力艦三隻の代りに四萬五千噸超級艦二隻を建造することにならう

と海軍の建艦方針を匂はせて、續いて起つた共和黨のジョン・テイバー、スターリング・コール兩議員は大建艦の無意味なる所以を説いて曰く

ワシントン案は航空艦の建造を規定して居るが之は全然空費だ、我々は必要な軍艦建造のために國民の金を浪費することに大反對だ

共和黨ポール・シェイプラー議員も反對

を表明して曰く

余は米國を外國の戦争の渦中に引き入れようとの野望に拍車をかける様な軍備計畫を支持しない、余は世界の情勢が果してワシントン案の規定する形大な費用を必要とするかどうか見透しがつく迄本案の通過を遅らすことを望む

共和黨エヴレット・ダークセン議員は海軍の演習區域限定に關するニッソン氏の修正案を提出し

米國はモンロー主義を擁護するに足る海軍を持つべきだがこれは外國攻撃に使用さるべきではない

と説いたが農民黨のジョン・バーナード議員はルーズヴェルト大統領に對する許諾には斷乎挑戰するが之と同様に大建艦案にも斷乎反對するものだ、余は外交上經濟上の理由から國防充實を必要とは考へるが戦争の目的から國防を擴充することには反對せざるを得ない、目下の情勢では現在以上に主力艦を造る必要はないと考へる

▲討論續行

ワシントン【三七】ワシントン海軍法案に關する下院本會議の討論は十七日も續行勞頭デキサス州選出民主黨議員サム・レイバイン氏はワシントン案を支持し次の如き賛成意見を述べた

ワシントン案は列國をして米國の軍備の固きことを知らしめ戦争防止の一大保障として多大の効果を持つものである、列國の中には西半球に足場を確保せんとしてゐるものもあるが西半球諸

國は米國の防衛に役立つ所か却つて米國を騷つて歐洲の大混亂に捲込むであらう、海軍擴張の眞の目的は世界警察乃至は砲門をさし向けて強力により民主主義を維持せんとする所にある、米國民を除き世界の國民は誰でも英米間に暗黙の協定が出来てゐる事を承知してゐる、米國民は自國の外交政策を知る権利がある、我々は米國が一九一七年歐洲大戦に参加し火中の栗を拾つて指を焼いたやうな苦い經驗を繰返してはならぬ、米國は一層沿岸防備を固むべきであり又空軍を増強しなければならぬ、米國は再び經濟、失業其他の國內問題に關心を向けるべきであらう

國間の問題は他日必ずや米國の問題とならう、斯る場合米國は逃げ隠れするわけにも行くまいし又こうした現実に直面して見ぬ振りも出来まい、ウインソン案は恐らく絶対多数を以て下院を通過するだらうが、余は明年一月の新議會に政府が今回のウインソン案より更に大なる新建艦案を提案されんことを期待する

次でメーン州選出共和黨議員ラルフ・ブルスター氏は軍擴充を反駁し眞同よりウインソン案に反対し次の如く述べた

如何なる國と雖も米國を攻撃して成功を収め得ないことは明白な事實であるウインソン案は適切な軍備計畫とは言はれぬ、蓋し比島の完全な獨立により米國の比島放棄政策が近く實現され、ウインソン案の完成を見ぬ中に米國の全國防計畫に一大變更を加へなければならなくなるからである、余は米國々防が徒に紙の上だけで強化されることを希望しない、紙上計畫だけならばウインソン案が通過しても何の役に立たう

次の左の修正案

一 ウインソン法案中三萬五千噸級主力艦三隻乃至條約の制限を越える大主力艦二隻建造の權限を大統領に賦與せんとする一項は之を削除す、大主力艦は明かに攻撃的武器である

一 世界的軍擴充を阻止するため國際軍總會議を召集する

が表決に附された結果九八對六三票の差で否決された

ワシントン【三八】米國下院は十八日の本會議に於てウインソン案の逐條審議を

行ひ左記二修正案を何れも否決した

一 ウインソン案の海軍機最少限保有數三千隻を四千隻に増加する

一 飛行機の數を四十六隻の新軍艦に必要數だけに限定する

新建艦案下院通過確實

ワシントン【三六】ウインソン海軍擴張法案を審議中の下院は十八日の本會議に於て同案の審議を終了し來る廿一日の本會議に於て表決に附することとなつたが今迄の討論の経過から見てウインソン法案の下院通過は愈々確實と見られるに至つた、十八日の本會議ではウインソン法案中所謂「ウインソン修正案」即ち「米國海軍は大西洋と太平洋とを同時に防衛するに足る艦隊を維持せんとす」との一項を削除することとなつた、削除の理由は右修正案の挿入手續不備のためとされ

てあるが實際は右條項を含む法案は上院で大論争を捲起して逆に艦隊の行動範圍を甚しく制限する様な提案が提出されるやうなこともなるのを怖れて同條項の削除を勧告した爲と解される

海軍北方防備強化

ワシントン【三五】米國海軍當局は秘かにアラスカ、アリニューシヤン群島の防備計畫を進めてゐると傳へられる、消息通は太平洋岸の防備強化につき十五日左の如く語つた

海軍省はカリフォルニア州北岸、ハワイ、アラスカを運ねる三角地帯に空軍根據地を現在の三倍化するべく既に計畫實施に乘出してゐる、即ちアジアに至る「最短ルート」に飛行場建設用地として廿六箇所の土地を用意してゐる外

最近更に二ヶ所の土地を飛行場用地に選定した

潜水艦進水

【三五】米國海軍新鋭潜水艦スターヂオン號(一、四五〇噸)は十五日カルフォルニア州メリア・アイランド(カルフォルニア州)に於て進水式を行つた、同潜水艦はかねて米國海軍が建造中のサーゴ號級十隻及びサーモン號級六隻合計十六隻の同型新鋭潜水艦の中の一隻である

大主力艦設計成る

ワシントン【三七】米國政府はウインソン新建艦案の議會通過を待つて愈々大建艦に乘出すこととなつたが十八日U.P.ワシントン支局の報道によれば米國海軍當局は條約制限を超える大主力艦設計原案として四萬三千二百噸、四萬五千噸、五萬一千噸の三案を作成近くルーズヴェルト大統領の手許に提出することになつたといはれる、海軍當局の觀測ではルーズヴェルト大統領は恐らく中間案を選び四萬五千噸級主力艦の建造を勧告するものと見てゐるが海軍省某高官は十七日右に隨つた如く語つた

ルーズヴェルト大統領の側近者達は恐らく四萬五千噸級主力艦の建造を勧告するだらうが五萬一千噸級も建造可能ではない、五萬一千噸級であれば艦は十八吋砲を搭載し艦載機四乃至六機搭載することが出来よう

海軍大演習始る

サンペドロ【三三】米國海軍年次大演習は愈々十四日午前零時から向ふ六週間の豫定を以て舉行されることとなり演習參加の合衆國艦隊の艦隻百十餘隻は午前零時過ぎ艦隊相術でサンペドロ軍港を抜錨、太平洋水域に出動した、新司令長官クロード・ブロック提督の下全艦隊は「白」「黒」の二軍に分れ「黒」軍は攻撃軍で主力艦カリフォルニア號を旗艦にカルプス提督が指揮を執り「敵」の水域に根據地を建設する「任務を有し白軍は防禦軍でタラント提督が司令官となり高速巡洋艦、精銳長距離擲擧機を隨へ強力な黒軍の攻撃に對し沿岸を防衛する任務を與へられてゐる、先づ兩軍は一週間に亘り太平洋上で壯烈な近代的立體戰を展開した後相合して「青軍」を構成、第二段

の想定に基きハワイ攻撃戰を開始する豫定である、參加軍艦は主力艦十隻、航空母艦四隻、甲級巡洋艦十二隻、乙級巡洋艦二隻、驅逐艦四十八隻、補助艦十三隻、水雷艦八隻、空軍五百機といふ大掛りなものであるが更に之に目下タヒチから急航中の甲級巡洋艦ルイスヴィル號、シンガポール訪問を終へグアムから急航中の乙級巡洋艦トレントン號、メンフィス號、ミルウォーキー號の三隻が後から參加する外、主力艦ユタ號がハワイ敵前上陸の陸戰隊員を乗せて標的艦として參加して居り北はアリニューシヤン群島から南はハワイ附近に至る太平洋水域は米國海軍の威容を誇ることとならう

佛 國

米國陸海軍は想定に基き二日間パナマ運河を中心とする聯合演習を舉行したが合衆國艦隊の大西洋から太平洋に廻航するのを阻止せんとする某外國軍のバナー運河侵入計畫を美事に水泡に歸せしめ沿岸砲兵隊は運河地帯に上陸せんとする敵を撃退した、但し運河地帯軍需品貯藏所は敵機空爆により重大損害を受けた、本演習は未曾有の成功を収めたが更に陸海軍は來る廿日からラヴェンタ・ビーチに於て敵前上陸戰を中心とする攻防演習を行ふ豫定である

國防追加豫算四十四億法

パリ【三二】フランス政府は十七日午前十時エリゼー宮に於てルブラン大統領會の下に國務會議を開催、ダラディエ國防相の提案にかゝる總額四十四億六千五百フランに上る國防追加豫算案並びに新内閣の施政方針演說草案を附議可決した、新追加豫算案は空軍擴充費卅四億六千五百萬フラン、海軍擴充費四億四千萬フラン、陸軍擴充費六億フランといふ内譯となつてゐるがこれは百十億フランの巨額に達する一九三八年度國防本豫算に追加計上される筈である、政府は右追加豫算案をシャルル・スピナス豫算相の提唱に基き十七日の下院に上程、フランス未曾有の國防計畫遂行の爲の通過を要請することとなつた、更にこれとは別にマリユ・ムーテ植民相は佛領印度支那防備費として新追加豫算案を作成する筈である

伊太利

伊海軍の勢力

ローマ【三】イタリア海軍次官ドメニコ・カウアリ提督は十五日下院に於て

獨塊合邦とその波紋

獨軍塊に進

塊の態度にドイツ官邊憤激

海軍擴充の結果イタリア海軍の將來につき次の如く言明した
イタリア海軍は一九四一年には總噸數約七十萬噸となり、その内譯は戰艦四艘、巡洋艦十六萬噸其他の補助艦艇十九萬噸、潜水艦十萬噸である

當局に祖國戰線行動隊の解散を要求し若し容れられれば今後の事態につき責任を負はぬと致函してある
獨突擊隊員國境に集結
獨國境附近に於て事態が急悪化することを怖れ十日深更南獨ミュンヘンの突擊隊全員に對し萬一に備へて待機の状態を採る機命令を發した、既に突擊隊所屬の機械化部隊並びに歩兵部隊は十一日拂曉來ミュンヘンからオーストリア國境に向け續々進軍を開始したが一方ミュンヘン駐在オーストリア領事ヨルダン氏も急遽ミュンヘンを出發、突擊隊の集結状況を視察する爲カルミツシュ・パルテンキルヘンに向つた、現在迄の所ドイツ國防軍が

國民投票は斷乎十三日執行する意向である旨言明、パーベン氏の要請を拒否したと言はれる、パーベン氏はシユシニク首相との會談を終へるやオーストリア國内の情勢を報告するため特別仕立の飛行機で急遽ウィーンを出發、ベルリンに向つた
オーストリア警戒嚴重
ウィーン【三】國民投票の執行を前にオーストリア・ナチスと愛國戰線との軋抗争は愈々急悪化する傾向を辿つてあるがオーストリア政府では國內ナチス分子の暴動に備へて國內治安を確保するため十一日正規軍豫備兵を召集、十三日投票執行當日の警備を命令すると共に愛國戰線全員に對し國內治安の維持に當る機命令を發した、殊にナチス勢力の最も強大なグラーツ市に對しては軍隊を増派し獨塊國境監視所の警備を嚴重にしてあるがナチス分子の過激行爲を防止する爲シユシニク首相の身邊の警備も又嚴重を極め國內は極度の緊張状態を呈してある

内相を首班に内閣を改組すべき旨「最後通牒」を發したと言はれる、右「最後通牒」は十一日午後五時を期限とするものであると傳へられる
獨官邊否定 ベルリン【三】ドイツ政府が「最後通牒」を發したとの報道に對しドイツ官邊は「全く根據の無いデマ」であることこれを一笑に附してある
塊投票遂に延期
ウィーン【三】オーストリア政府はドイツ政府の「最後通牒」に對し國民投票執行延期方に付きドイツ政府と協議を遂げる用意ある旨通告したと言はれてゐたが、十一日午後ラヂオを通じ來る十三日の國民投票を延期する旨發表した
塊ナチス獨の保護を求め
ミュンヘン【三】オーストリア・ナチス黨員は政府の彈壓に堪へ兼ね十一日午後獨塊國境ドイツ官憲の保護を要請したと傳へられる
シユシニク内閣總辭職
ウィーン【三】シユシニク内閣は十一日夜に入つて遂に總辭職を執行した

日ゲーリング空相、ゲツベルス宣傳相及びフォン・ノイラート參議院議長と慎重協議を遂げドイツ政府顧問ケラー氏はヒトラー總統の重要指令を帶び飛行機で十日ウィーンに急行、即日歸還したが確開するにケラー氏はザイス・インクワルト塊内相に對しドイツ側の要求四ヶ條を提出したがインクワルト氏との間に議論沸騰夜半過ぎに至るも纏らずシユシニク首相は十一日朝突然國內壯丁に動員令を發し一方ドイツ側はザルツブルグ附近の獨塊國境を十一日午前五時から六時半迄閉鎖し同時に第七軍管區地帯に於て軍隊の國境移動を開始した
リンツの騷擾
リンツ(オーストリア)【三】オーストリア・ナチスの騷擾は漸次險惡化し十一日夜半祖國戰線派の行動隊とナチス派との間に衝突が勃發双方とも防彈チョッキに身を固め手に短棒や小銃を以て渡り合ひ遂に十名の重傷者を出した、この衝突騒ぎにナチス黨領袖連は激憤し警察

獨國防軍も増強
ミュンヘン【三】ドイツ政府は十一日に至り更に國防軍に對しても同様獨塊國境地帯の警備を嚴重にする機命令を發した、ロイテル通信社ミュンヘン支局の報道に依れば右出動部隊は砲兵隊を交へ兵力二千に達すると云はれる
獨前大使國民政投票延期を要請
ウィーン【三】ウィーン滞在中の前駐塊ドイツ大使フォン・パーベン氏は十一日午前シユシニク首相と會見、國民投票の執行を延期する様ドイツ政府の希望を表明した模様だがシユシニク首相は

獨、最後通牒提出説
ウィーン【三】アウアス通信社ウィーン支局の報道によればドイツ政府は十一日オーストリア政府に對しシユシニク首相の辭職を要求すると共にオーストリア・ナチスの領袖ザイス・インクワルト

▲前塊首相の訣別演説 ウィーン【三】シユシニク首相は總辭職執行後直ちにラヂオを通じてオーストリア全國民に對し總辭職の止むなきに立至つた経緯を説明左の如き訣別の挨拶を述べた
二月十一日我がオーストリアは最も重大な決定的情勢に直面するに至つた、余はオーストリア全國民に對しこの日の出來事を逐一説明する任務がある、ドイツ政府は我がオーストリア共和國に對し最後通牒を送り我が共和国が

をり人民の八〇パーセント迄はナチスに賛成だから事情斯く切迫した以上此の背景を基礎に相當の強硬手段に出る必要ありとしてある模様でその第一歩としてリツベントロップ外相の名でシユシニク首相に宛て協定無視を詰問する趣旨の通

をり人民の八〇パーセント迄はナチスに賛成だから事情斯く切迫した以上此の背景を基礎に相當の強硬手段に出る必要ありとしてある模様でその第一歩としてリツベントロップ外相の名でシユシニク首相に宛て協定無視を詰問する趣旨の通

をり人民の八〇パーセント迄はナチスに賛成だから事情斯く切迫した以上此の背景を基礎に相當の強硬手段に出る必要ありとしてある模様でその第一歩としてリツベントロップ外相の名でシユシニク首相に宛て協定無視を詰問する趣旨の通

をり人民の八〇パーセント迄はナチスに賛成だから事情斯く切迫した以上此の背景を基礎に相當の強硬手段に出る必要ありとしてある模様でその第一歩としてリツベントロップ外相の名でシユシニク首相に宛て協定無視を詰問する趣旨の通

をり人民の八〇パーセント迄はナチスに賛成だから事情斯く切迫した以上此の背景を基礎に相當の強硬手段に出る必要ありとしてある模様でその第一歩としてリツベントロップ外相の名でシユシニク首相に宛て協定無視を詰問する趣旨の通

ルリンの指定した人物を首相に任命し
ドイツ國の指令に従つて内閣を組織す
る命令すると共にこの要求が容れら
れぬ場合には僅々數時間内にオースト
リア領内にドイツ軍隊を進入させる旨
威嚇したのである、オーストリア國內
には労働紛糾が續發し各地に流血の暴
動が勃發してゐるに拘らずオーストリ
ア政府は最早や事態を收拾し得ない状
態に陥つたとの報道が盛んに流布され
てゐるが余は全世界の前に次の如く斷
言することが出来る、斯る報道は全く
爲にするものゝ相違に過ぎないのだ、
オーストリア大統領は余に對し全國民
に向つて我々は遂に武力を屈服するの
已むなきに至つた旨通告する様要請さ
れた、我々はゲルマン人の血を一滴も
流さぬ様との決意を固めたので我が軍
隊に對しドイツ軍隊がオーストリア領
内に進入した場合にも無抵抗に退却
して暫く事態の發展を待つ様命令した
のであつた、最後に余はオーストリア
全國民に對しお別れの挨拶を述べよう
神よオーストリアを護り給へ

臨時首相獨國民の自重要望

ウィーン【三二】シュニシュニク首相の訣
別の辭に續いてザイス・インクワルト臨
時首相は同じくラヂオを通じて非常時に
於ける國民の自重を要望して左の如く述
べた

余はオーストリア國民に對し最も冷靜
且つ訓練ある態度を要望して已まぬ、
全國民は何處迄も政府の處置を信賴し
て一糸亂れぬ統制ある行動を執つて頂
きたい、ドイツ軍がオーストリア領内
に侵入して來た場合如何なる種類の抵

抗と雖も絶対にドイツ軍隊に加へては
ならぬ

インクワルト氏に後繼内閣委嘱

ウィーン【三二】オーストリア大統領ウ
イルヘルム・ミクラス氏は十一日深更
オーストリア・ナチスの領袖ザイス・イン
クワルト前相に對しシュニシュニク前首
相の後任として後繼内閣組織を委嘱した

獨國防軍獨派兵を要請

ベルリン【三二】ドイツ政府は十一日深
更ザイス・インクワルト臨時首相はオ
ーストリア臨時政府の名に於てドイツ政府
に治安維持方を依頼、流血の惨を回避す
るためドイツ國防軍のオーストリア出動
を電請したと發表した電報全文左の通り
オーストリア臨時政府はオーストリア
國內に於ける秩序の回復をその使命と
考へ國內に於ける流血の慘事を回避す
る爲ドイツ政府の支持を熱望するもの
でドイツ政府はこれが爲即刻軍隊をオ
ーストリアに派遣され度し

獨國防軍國境通過

ベルリン【三二】ドイツ國防軍機械化部
隊の一部は十一日夜オーストリア國境を
通過し空軍は全力をあげ待機の姿勢をと
つてゐると確聞する

ゲーリング元帥ウィーン到着

ロンドン【三二】駐英オーストリア公使
前當局は十一日夜ドイツ空相ゲーリング
元帥が既にベルリンからウィーンに到着
した旨官明した、ゲーリング空相は十一
日午後十時を期してオーストリア各地の
ナチス分子の示威運動に對し激勵演説を
試みる意向と言はれる

ヘス副總理ウィーン乗込み

ウィーン【三二】ナチス黨副總理ルドル
フ・ヘス氏は十一日ヒトラー總統の代理
としてベルリンからウィーンに到着目下
オーストリア首相官邸にあることが判明
した、尙オーストリア官邊では空相ゲー
リング元帥のウィーン乗込み説を否定し
てゐる

獨大統領にも辭職要求か

ウィーン【三二】ドイツの援助の下に
一舉政權乗取りに成功したオーストリア
ナチスはシュニシュニク首相の辭職に満足
せず從來オーストリアの獨立維持に強硬
態度を堅持して來たミクラス大統領に對
しても辭職を要求したと傳へられる
故都ウィーンにナチス色氾濫

ウィーン【三二】オーストリア・ナチス
派はドイツ軍隊のオーストリア領内進入
シュニシュニク内閣總辭職に「時こそ到れ
り」と狂喜亂舞の有様でドイツ國旗スワ
スチカの腕章を着けたナチス黨員は近郊
から續々ウィーン指して乗込み「ハイル
ヒトラー」を絶叫しつゝ街頭を練り歩い
て居る、既に市内にはオーストリア國
旗は見當らず市廳舎屋上及び首相官邸に
はスワスチカ旗が翻騰と翻つてゐる、警
戒中の警官もナチスの腕章を着けてナチ
スの敬禮を交換してゐる有様だ、ナチス
突撃隊員が市内の警備に警官隊と協力し
て居るも異風景だがウィーン放送局も十
一日夜のラヂオ放送で始めてナチス黨歌
「ホルスト・ウェツセル」を放送し故都ウ
ィーンには早くも「獨逸合邦」氣分が横
溢してゐる

獨内閣崩壊の経緯公表

ウィーン【三二】オーストリア政府當局
は十一日左の如くシュニシュニク内閣辭職
の経緯を正式に發表した

ドイツ政府の要求は「人民投票は絶対
的秘投票たるべし」といふにありオ
ーストリア政府も之に同意した、同時
にドイツ政府は人民投票の延期を要求
したがオーストリア政府は之に對して
も亦同意を表明した、次いでドイツ政
府はオーストリア政府に對し單に以上
のドイツの要求を容許するのみでは不
充分なりとし更に

- 一 シュニシュニク首相の辭職
- 一 ナチスによる新内閣の組織
- 一 ドイツに亡命中のオーストリア・ナチス強硬分子の歸國許可
- 一 三條件を要求した、シュニシュニク首相は直ちにミクラス大統領と會見しドイツ政府の要求事項を報告協議を遂げたがミクラス大統領はドイツの要求受諾を拒否、同時にオーストリア軍隊に對してはドイツ軍がオーストリア領内に侵入して來た場合絶対に抵抗せぬ様命令を發した、同様の命令は全國の地方當局に對しても發せられた

ドイツ政府は以上二回の對獨要求を繞つて十一日午前六時前後更にオーストリア政府に對し第三次の最後通牒を發しシュニシュニク首相の後任としてザイス・インクワルト内相の組織を要求したいといはれる

祖國戰線首腦亡命

ブラチスラヴァ(チエコスロヴァキア)【三二】オーストリア祖國戰線的首腦で反ナチス派の急先鋒たる前運輸相フリッツ・シュトツキンガー氏及び祖國戰線總務部長ギド・ツェルナツト無任所相はそれぞれ家族を同伴、十一日夜ウィーンからチエコスロヴァキアのブラチスラヴァ市を通過、ブダペストへ向つた、兩氏共ハンガリーへ亡命するものと見られる

獨巡洋艦急遽歸國

コルフ島【三二】ドイツの精銳巡洋艦エムデン號(五、〇〇噸)は十日の豫定で東地中海のギリシャ領コルフ島に碇泊中であつたが十一日本國政府から突如歸航命令に接し上陸中の乗組員を購置せしめて同午後直ちに抜錨キール軍港へ向つた

伯林は歡喜と安堵

ベルリン【三二】獨逸兩國間の危機はオーストリア國民投票の延期、シユシニク首相の辭職に依り一旦回避されベルリン政界は歡喜と安堵の色を示してゐる、政府要高官の如きは十一日夜A.P.記者に對し

事態がこんなに圓滑に運ぶとは全く豫想しなかつた所だ、獨逸兩國軍隊が一發も銃火を交へずして済んだことは寔に幸ひであつた

と感懐を洩らした程である、一方ナチス首脳部ではオーストリア問題に對するヒトラー總統の眞意につき左の如く力説してゐる

ヒトラー總統はオーストリアを合邦しドイツの一部たらしめんとは希望してゐない、唯オーストリアがダンチヒ獨立市と同じく獨立の地位を保ちながら政府並に國內組織の形態はドイツに範を求めヒトラー總統の指令に従ふべきである

獨逸國防軍國境移動の目的は單にシユシニク首相壓迫にあるといはれるがA.P.ベルリン支局の情報によれば騎兵二千、歩兵五千及びタンク隊、高射砲隊がキーフエルスフェルダクに進軍しその中歩兵二千は既にミュンヘンの西南方卅二哩のローゼンハイムに到着したと傳はれる

國防軍出動のためミュンヘン市は目下大混雜を呈して居り市内の學校は何れも休校して豫備兵の宿舎に充てられミュンヘンの夕刊各紙は十一日新聞輸送用トラックが徴發され職工が補充召集されたに備へ休刊の已むなきに至つたと傳へられる

オーストリア事變の顛末

オーストリア事變の顛末

ベルリン【三二】ドイツ政府は意々オーストリア合併の大手筈に乗り出したが事こゝに至つたヨーロッパの情勢はベルリンに達した情報によれば大體次の如きものと觀測される

オーストリア民衆の親獨的氣分を全く忘却し情勢の判斷を誤つたシユシニク前首相がナチスの民衆の激昂にあふや軍隊警察を動員したが兩者ともむしろナチスと行動を共にして及んでシユシニク首相は遂に詰腹を切らされた譯である、今後ザイス・インクワルト新首相は斷乎ナチス政權對立反對派の掃蕩に出るであらうがナチスの準備軍事的組織はまだ反對派を一擧に殲滅するに足らず、これに加へ諸外國からの干渉の可能性が極めて大きい事情に鑑みザイス・インクワルト新首相はドイツ國防軍の出動方をヒトラー總統に要請するに至つたと見られる、かくてドイツ國防軍のオーストリア占領により列國をして既成事實の前に跪かせ干渉はおろか介入の間隙さへ與へないといふのが獨逸兩國ナチスの作戦であつた、ドイツ政府がかゝる過激手段をとるに決意した迄の國際情勢判斷は次の通りである

一 イタリア政府は好意的中立を守ら

一 フランス政府は大いに干渉の意を抱いてゐるが佛獨兩國は國境を接せず且フランスの國內事情がこれを許さない

一 英國は軍備未だ成らず既に拱手傍觀の態度を持してをりフランス政府の誘導に應じまい

一 チェコスロヴァキアの盲動は警戒すべきだが諸列強の態度から見てチェコが獨立で行動に出るとは考へられぬ、今後はその反對派の武器供給に暗躍するだらうから塊チエ國境の警備を嚴にする必要がある

かくて奇蹟的情勢の利を得て政權についてオーストリア・ナチス分子は近く國民投票によつて青年黨員の多いナチスの勝利を世界に示成せることとなり、ドイツ全國廿七の放送局は十一日午後十時オーストリア事變の顛末を放送したが軍隊出動については未だ報道を差控へてゐる元來戰爭嫌ひのドイツ民衆のことであるから事變の混亂するのを危惧してゐるが彼等にはせれば多年の宿願が急轉直下達成されたのに大喜びで政府は今明日中にオーストリア援助の大デモを敢行する豫定といはれる

ドイツ側の發表

ベルリン【三二】D.N.B.通信社は十一日夜今次のオーストリア政變に關しドイツ側の見解を左の如く發表した

ヒトラー總統は過激ベルヒテスガデーに於いてオーストリア首相シユシニク博士と會見し最近日を逐ふて悪化しつつあるオーストリアの情勢を緩和し事變の圓滿な解決を圖るためオーストリア政府と協定を締結すべく努めた結果、二月十二日獨逸兩國間に諒解が成立した、若し兩者の間で決定した方策が忠實に實行されざればオーストリアは平和な状態に立歸ることが出来たであらう、然るにシユシニク首相はこの協定を無視し決定された方策とは全然逆突然而かも僅か三日間の

豫告期間を置いたのみでオーストリアの今後の政策について國民投票を行ふに決した、オーストリア政府の發表した國民投票の詳細及び條件から見るとシユシニク首相の企圖がオーストリアに於けるナチスの活動を封じんとするにあつたことは明かである、シユシニク首相は國民投票の執行を決定するに先立ち前に何等他の關係と相談しなかつたので内閣の危機が避け難い事態となつた、斯くてシユシニク首相は關係の希望に反して辭職を執行しオーストリアの國內情勢は危機に瀕するに至つた、シユシニク首相の辭職後ザイス・インクワルト氏によつて臨時政府が組織され同政府よりヒトラー總統の許にオーストリアの治安を維持するためドイツ國軍の派遣を求めて來た以上の経緯から見て明かなる如くドイツ政府が最後通牒を發したとかオーストリアの内政に干渉したなどいふ事は全然あり得ぬ事である、ドイツ政府は單に事變の重大性を認め破局を未然に防ぐ目的から己を得ずオーストリア政府の要求に應ずるに至つた次第である

駐佛英國大使エリック・フィアス氏は十一日午後フランス外務省にデルボス外相を訪問、オーストリア問題につき重要協議を遂げた、終つてデルボス外相はオーストリア公使アロイス・フォルグラー氏を招致、同僚オーストリア問題につき意見の交換を行つた

駐英フランス大使アンドレ・コルバン氏は十一日午後英國外務省にハリファツクス外相乃至ヴァンシタート外交顧問を訪問、ドイツ突撃隊の國境集結を中心にオーストリアの政情不安に對處する英佛兩國政府の共同對策に付き重要協議を遂げることとなつた

駐英大使英外相と會見 ロンドン【三二】駐英オーストリア大使ゲオルグ・フランケンシュタイン氏は十一日外務省にハリファツクス外相を訪問、オーストリア問題に付き種々事情を説明、英國政府の諒解を求めた後會談四十分にして辭去した

駐獨英國大使ネヴィル・ヘンダーソン氏は十一日午後參議院議長フオン・ノイラート男を訪問、オーストリア問題に付き重要會談を遂げた

英官邊重現

駐佛英國大使エリック・フィアス氏は十一日午後フランス外務省にデルボス外相を訪問、オーストリア問題につき重要協議を遂げた、終つてデルボス外相はオーストリア公使アロイス・フォルグラー氏を招致、同僚オーストリア問題につき意見の交換を行つた

駐英フランス大使アンドレ・コルバン氏は十一日午後英國外務省にハリファツクス外相乃至ヴァンシタート外交顧問を訪問、ドイツ突撃隊の國境集結を中心にオーストリアの政情不安に對處する英佛兩國政府の共同對策に付き重要協議を遂げることとなつた

駐英大使英外相と會見 ロンドン【三二】駐英オーストリア大使ゲオルグ・フランケンシュタイン氏は十一日外務省にハリファツクス外相を訪問、オーストリア問題に付き種々事情を説明、英國政府の諒解を求めた後會談四十分にして辭去した

駐獨英國大使ネヴィル・ヘンダーソン氏は十一日午後參議院議長フオン・ノイラート男を訪問、オーストリア問題に付き重要會談を遂げた

英官邊重現

各國動向(十一日)

各國要人往來

佛外相、獨大使會見

駐佛英國大使エリック・フィアス氏は十一日午後フランス外務省にデルボス外相を訪問、オーストリア問題につき重要協議を遂げた、終つてデルボス外相はオーストリア公使アロイス・フォルグラー氏を招致、同僚オーストリア問題につき意見の交換を行つた

駐英フランス大使アンドレ・コルバン氏は十一日午後英國外務省にハリファツクス外相乃至ヴァンシタート外交顧問を訪問、ドイツ突撃隊の國境集結を中心にオーストリアの政情不安に對處する英佛兩國政府の共同對策に付き重要協議を遂げることとなつた

駐英大使英外相と會見 ロンドン【三二】駐英オーストリア大使ゲオルグ・フランケンシュタイン氏は十一日外務省にハリファツクス外相を訪問、オーストリア問題に付き種々事情を説明、英國政府の諒解を求めた後會談四十分にして辭去した

駐獨英國大使ネヴィル・ヘンダーソン氏は十一日午後參議院議長フオン・ノイラート男を訪問、オーストリア問題に付き重要會談を遂げた

英官邊重現

各國動向(十一日)

各國要人往來

佛外相、獨大使會見

英國官邊はドイツ突撃隊の國境集結を極めて重視してをりオーストリア・ナチスガシニシュニク首相反對の過激行動を起した場合、それに呼應してオーストリア國內に進出を企てるのではないかと憂慮してゐる

伊官憲國民投票を歓迎

ローマ【三二】オーストリア國內の政情不安に付きイタリア政府が如何なる態度に出るかオーストリア問題に付き獨伊兩國政府の提携が確立されたこと信じられてゐる折柄各方面の關心を集めてゐるがアヴァス通信社ローマ支局の報道によればイタリア政界は一般にシニシュニク首相が國民投票執行の英斷に出たことを歓迎してをりこの結果オーストリアの獨立を繞る不安状態は一應安定を見るものと期待してゐる、一方イタリア各紙は何れも國民投票に賛成の意向を表明してをりフオンパーペン氏がウイーンから歸還してヒトラー總統と會見した折如何なる獻策を行ふかに注目を拂つてゐる

チエコ左翼派越境せん

ウイーン【三二】オーストリア政府は來る十三日オーストリアの運命に付き國民投票を執行するが右に際しチエコスロヴァキアの社會主義者共產主義者が國境を越えてオーストリアへ入國、オーストリア獨立のために投票するとの噂が頻りに傳へられる

英外相ドイツ政府に戒告

ロンドン【三二】英國外相ハリファアツクは十一日ドイツ外相フォン・リッペンントロップ氏に對しオーストリアの情勢に關し重大申入を行つた、駐英オースト

リア公使フランケンシニヌタイン氏は十一日午前倫敦として英國外務省を訪問、ハリファアツクス外相と種々打合せを行つたが英國政府は駐獨英國大使ヘンダーソン氏を通じてドイツ政府に正式自重を要請する模様である

英佛より嚴重抗議

ロンドン【三二】英國政府はオーストリアの情勢に深甚の憂慮を示してゐたが遂に十一日駐獨大使ネウエル・ヘンダーソン氏を通じてドイツ政府に對し大要左の如き嚴重抗議を提出した

ドイツ政府はオーストリア政府に最後通牒を發したが英國政府は國家の獨立と矛盾する情勢を作るため獨立國家に對し武力を背景としたかくの如き威嚇手段を使用することに嚴重抗議する、かくる行為は極めて重大なる事態を惹起するを免れず由つて來るべき結果は豫測すべからざるものがある

更にフランス政府も英國政府と歩調を一にしてドイツ政府に同様嚴重抗議した、尚ハリファアツクス外相は十一日午後十一時半まで外務省高官達と外相室に頑張りダウニング街十番官邸の首相室からは夜半過ぎまで電燈の光が洩れてゐた、フランス政府とは終夜連絡を保つて協議した様である、對獨通牒は「最も強硬な措辭」を盛つたものと云はれるが獨塊合邦の不可避は英國も認めてゐる所で問題は手段の如何だがドイツと一戦を賭す事は輿論の動きから見て考へられない、消息通のマンチエスター・ガーヂアン紙外交記者は「本日は大ドイツ及び歐洲の新勢力均衡の誕生日である」と豫斷してゐる、結局英獨會談は從來の成果御破算で一旦落

付くだらうと見られる、英伊會談も事件に對するイタリアの態度で一頓挫するのではないかと觀測もある

伊政府、英佛の要求を一蹴

ローマ【三二】英佛兩國政府はオーストリア問題に付きドイツ政府に嚴重抗議を發したが確聞するに兩國政府は之に先立ちイタリア政府に接近、その協力を要請した所イタリア政府は右要請を斷然一蹴したと言はれる

▲ベルチナツクス報道 パリ【三三】ドイツ國軍のオーストリア侵入に嚴重抗議を提出した英佛兩國政府が獨塊合併の實質の完成による中歐政局の動搖に對し如何なる措置に出るか注目の焦點となつてゐるが歐洲外交を以て聞えたベルチナツクス氏は目下英佛兩國間に重大交渉が進捗しつゝある旨左の如く報道してゐる

極めて重大な交渉が目下ロンドンとパリとの間に進められてゐる、フランス政府はチエコスロヴァキアとの相互援助條約に對し英國政府の積極的協力を確保する目的から英國政府に働きかけて去る十一日夜の英佛共同抗議は時既に遅くオーストリアの獨立を救ひ得なかつたが英佛兩國は中歐の破局を防止するため重ねて對獨共同抗議を提出して斷乎たる態度に出ることを德憑して居りチニシュニク首相の意も稍動いたやうだがその際首相はフランスの政治危機が依然として續いてゐる状態に對し遺憾の意を表した模様である、英國側の意向は國際條約を積極的の防衛せんとする意圖は急激な社會改革を強行

することゝ兩立し難いといふ意見で人民戦線内閣の存続にもその意味からあまり好意を有つてゐないやうである

英「現實外交」への打撃

ロンドン【三二】英國政府はオーストリアの形勢を頗る重視しフランス政府と協同歩調をとつてドイツ政府に對し嚴重抗議したがロンドン外交界の觀測ではオーストリア問題が流血の慘を見ずして平和裡に解決すれば英佛兩國としては此際特に積極的行動には出でず成行を觀望するであらうといはれる、但し外交界ではドイツの大膽な行動はチニシュニク首相の現實主義的外交政策に「恐らく致命的な」打撃を與へるだらうと見、一方ムソリーニ首相がドイツの行動に付き拱手傍觀の態度を執つて居ることはベルリン・ローマ樞軸の連帶性を證明する最初の大きなテストであるとしてゐる

伊慎重形勢注視

ローマ【三二】イタリア政府はオーストリアの情勢に付き深甚の考慮を拂ひつゝも一切之に關する批評を差し控へて居るがシニシュニク首相の辭職には相當衝動を受けた模様である

佛政府憂慮

パリ【三二】オーストリアの國民投票を前に獨塊關係は異常の緊迫を示すに至りフランス政府は右の事態に深甚の憂慮を示し英國政府と逐一情報交換しつゝあつたイタリア政府に對し何等かの申入れを行ふ模様である、以上の事態につき政變最中にも拘らずデルボス外相は十一日午前ブルム社會黨首と會見、長時間に

亘り會談を遂げたが右會談後ブルム氏は駐佛ドイツ大使フォン・ウェルチエック伯と會見獨塊國境にドイツが軍隊を集結しつゝあることの重大性を指摘した、更に後刻駐佛オーストリア公使フォルグリーニバー氏はフランス外務省を訪問したがデルボス氏の股肱と目されるガロツンや官房主事と會見重要協議を遂げたと言はれる

米國形勢重視

ワシントン【三二】米國政府はオーストリアを中心とする中歐政局の動搖に多大の關心を示し十一日國務省の定例會見に於てハル長官は中歐の情勢に關しては既にルーズヴェルト大統領と協議を遂げた旨言明したがその内容については言明を避けた、記者團より「ドイツに對して抗議を提出したか」との質問が出たのに對しハル長官は

ドイツ政府に對しオーストリア政策緩和を要求するやうな申入れば未だ行つてゐない」と答へた、一方國務省筋では「オーストリアの情勢は重大であるが危険ではない」と意味深長な言葉を洩らしてゐる

チエコ政府重大關心

プラハ【三二】チエコスロヴァキア政府はオーストリア問題につき重大關心を以てその成行きを注視してゐるが政府は十一日夕刻緊急閣議を開きベネシニク大統領を始めホツザ首以下全閣僚出席オーストリア問題につき重要協議を遂げた、閣議の内容は判明しないが政府當局としてはオーストリアのナチ化はチエコスロヴァキアにとり隣國として重要關心を有す

るのみならず全西ヨーロッパ諸國に影響するところ甚大であるとして慎重對策を協議してある、一方アラハに達した情報によれば獨塊國境ブラデイスラーヴァアに到着する列車、自動車はオーストリア避難民を満載してゐると傳へられる

ヒ 總統入塊

二十日 獨塊内閣閣議決定

ウィーン【三三】シユニク
 獨塊内閣閣議決定の後を受けて十一日深更ナチス派内閣組織に着手した前内相ザイス・インクワルト氏は十二日早朝遂に組閣に成功し次の如き閣僚の顔觸れを發表した、首相インクワルト氏、副首相ホルステナウ氏、藏相ノイマイヤー氏を除く全閣僚は凡て新顔であり、多數ナチス派を以て固めてゐる

首相兼國防相 アルツール・ザイス・インクワルト(ナチス派前内相)

副首相 エドムンド・グライゼ・ホルステナウ博士(祖國戰線派前内相)

外相 ウイルヘルム・ゾルフ博士(祖國戰線派新任)

藏相 ルドルフ・ノイマイヤー博士(祖國戰線派、留任)

法相 フランツ・ヒューベル博士(ナチス派、新任)

文相 オスワルト・メンギン(祖國戰線派、新任)

社會福祉相 フーゴ・ユリイ博士(ナチス派、新任)

農相 アントン・ラインターレ(ナチス派、新任)

商相兼通相 ハンス・フィシニベック

博士(新任)
 保安局長官 ミカエル・スクープ博士(祖國戰線派、留任)
 尚ほフランツ・ヒューベル法相はゲリツグ獨空相の義兄に當る

ドイツ軍隊各要地に入る

ベルリン【三三】ゲツベルス獨宣傳相は十二日新聞記者團に對しドイツ軍隊は十二日午前五時卅分獨塊國境を越えてオーストリア領内に入ったことを正式に發表した、兩國各境に集結したドイツ國防軍の精銳は十二日早曉より行動を起し同日午前中に西部國境を突破した、ドイツ軍隊はオーストリア國境部隊の先導でチロル地方の要地インスブルックに到着し中部に於てはドイツ歩兵部隊の一騎隊がザルツブルグに入った、又北部のリンツ市にはザルツブルグから北進した部隊の一部が既に到着してゐる

獨空軍二箇中隊リンツに到着

リンツ(北部オーストリア)【三三】ドイツ空軍はオーストリアの情勢悪化に備へ待機の姿勢にあつたが國防軍のインスブルック進入と相前後して空軍二箇中隊は十二日午前機翼を運んでオーストリア領内に飛來しリンツ飛行場に着陸した

對獨作戦本部を設置

ベルリン【三三】ドイツ政府は十二日ミューンヘンに國防軍最高司令部並に突撃隊親衛隊の最高指導部幕僚より成る對オーストリア作戦本部を設置した

前獨首相監禁される

ウィーン【三三】オーストリア前首相フオン・シユニク博士は十二日午前官憲の手で逮捕された、逮捕の理由はシユニク博士の身邊に危険が感ぜられたので「保護監禁」したといふにある、シユニク博士以外の前閣僚一同も未だウィーンに居るものと信ぜられるがその安否は判明しない

▲ウィーン前市長も逮捕
 ウィーン【三三】ウィーン前市長リヒアルト・シユニク氏は祖國戰線派労働組合に武器を供給した罪により十二日オーストリア官憲のため逮捕された

▲カレルギー伯亡命 プラチスラヴァ

【三三】汎ヨーロッパ同盟の巨頭として知られるハンガリーのクーデンホーフ・カレルギー伯は豫てからウィーンに居住してゐたがナチス派の檢索を恐れ憤懣としてウィーンを脱出し十二日チエコスロヴァキアのプラチスラヴァ市に亡命した

ウィーン放送局占據

ウィーン【三三】オーストリア・ナチス黨員は十一日夜ウィーン放送局を占據しこれがため同夜ラヂオを通じ全國民に對し今回の政變の經過につき説明する豫定となつてゐたミクラス大統領の演説は遂に中止となつた

獨親衛隊長等ウィーンへ

ウィーン【三三】ドイツ親衛隊長ハインリヒ・ヒムラー氏は總統官房主事オットー・マイスナー博士、治安警察隊長ハイドリヒ氏並びに政治警察隊長ダリユゲ氏等と共に十二日午前ミューンヘンからウィーンに到着した

ドイツ將星續々ウィーン入り

ウィーン【三三】ドイツ國防軍の將星並に總統官房高官多數は十二日夜ヒトラー

總統の先觸として自動車六臺に分乗、ウィーン市内に乘込んだ、一方ドイツ航空次官ミルヒ將軍も墜下の空軍部隊を率ゐる十二日夜ウィーン郊外アスペルン飛行場に到着した

ヒトラー總統ミューンヘンへ

ベルリン【三三】ヒトラー總統はオーストリアの情勢急變に十二日早朝飛行機でベルリンを出發ミューンヘンに向つた、ヒトラー總統はミューンヘンから更にオーストリアに自ら乘込むのではないかと見られるがドイツ政府筋でもヒトラー總統のオーストリア入國説を別段否定してゐない、ドイツ政府は十二日午前 D.N.B 通信社を通じヒトラー總統の不在中にゲリーング空相が總統代理を兼ねる旨發表した、ベルリン消息筋では右を以て總統がゲリーング元帥を副首相として外交事務處理の權限を與へたものと見、今後ヒトラー總統は今日迄兼任して來た首相の地位をゲリーング元帥に譲りゲリーング元帥が専ら閣議を主宰する地位に立つてあらうと觀測して居る

ヒ總統國へ先づ出生地訪問

ミューンヘン【三三】ヒトラー總統は十二日正午自動車でミューンヘンを出發、獨塊國境オーストリア側の小島アラウナウに向つた、アラウナウは人も知るヒトラー總統の出生地、今回の旅行は一九〇四年ヒトラー總統が郷里を出て以來最初の訪問である、ヒトラー總統は直ちにレオベンにある両親の墓所に詣でた

▲ヒ總統リンツに入る

リンツ【三三】ヒトラー總統は十二日午後七時四十八分オーストリア民衆の熱狂的歡呼の裡にリンツに到着した、ヒトラー總統がリンツ市に入る直前同市公會堂前廣場に急設されたマイクを通じドイツ、オーストリアの各代表は交々立つてヒトラー總統の偉業を禮讃ドイツ親衛隊長ヒムラー氏、オーストリア法相ヒューベル氏を始め労働團體指導者、ヒトラー總統の舊師までとび出して感激の面持で公會堂の周圍に集つた群衆に對し「ハイル・ジューグ(勝利萬歲)」「民族に一國家を」と高唱する、空には數百臺のドイツ軍飛行機が亂舞市民の感激はその極に達した、ザイス・インクワルト新首相はヒトラー總統出迎へのため自動車でウィーンからリンツに到着、午後六時四十五分リンツ郊外に於てヒトラー總統と會見固き握手を交した

獨首相獨塊合邦方針を闡明

リンツ【三三】オーストリア首相ザイス・インクワルト氏は十二日夜リンツ市に於けるヒトラー總統との會見席上オーストリアはその獨立を規定するサン・ジェルマン條約第八十八條を正式に破棄する旨言明、新オーストリア・ナチス政府の獨塊合邦方針はこゝに闡明された、因みにサン・ジェルマン條約は世界大戰終了と共に聯合國とオーストリアとの間に締結されたもので第八十八條は左の通り

オーストリアの獨立は國際聯盟理事會の同意ある場合を除くの外動かすべからざるものとす、從つてオーストリアは該理事會の同意なくして直接又は間接に且つ各種の手段によりその獨立を危くすべき性質を有する何等の行爲を爲さざることを約す

ヒ總統獨塊不利で第一聲

リンツ【三】ナチスの制服に身を固めたヒトラー總統は十二日午後七時四十八分リンツ市の市公會堂に到着、自動車から下り立ち待構へたオーストリア副首相ホルステナウ博士、ヒューベル法相、リンツ市長、軍司令官等文武高官等と握手を交はし終つてザイス・インクワルト首相の先導で市公會堂に入つた、少憩後ヒトラー總統、インクワルト首相は相立立つて公會堂のバルコニーに現はれ廣場に群がる民衆の歡呼に答へて先づインクワルト首相は左の如くヒトラー總統に歡迎の挨拶を述べた

が事實上完成されたことに祝意を表し、左の如く熟辯を揮つた

余は先づこゝに召集された諸君に感謝する、諸君がこゝに召集されたことはゲルマン民族國家の建設は少數者の希望には非ずして實に全ゲルマン民族の意思であることを證明するものである

余は著名なる各國の眞理探求者がこの現實を直視するのみならずこれを承認し之に隨すべきことを希望する、余も一度リンツ市に入るや余は獨塊兩國が既に精神的に結合してゐる現實を見かく感じたのである、神が余にドイツを指導すべき任務を託された時わが愛する故國オーストリアをドイツに還附することは余の當然の任務であつた、

余はこの任務を信する、余はこの任務のため一生を捧げ、この任務のために闘つて来た、而して今この任務を果たしたと考へる、諸君はすべてこの事實の證人であり保障者である、諸君はやがて獨塊の結合について國民投票を求められると思ふ、何時國民投票が行はれるか余は知らぬが恐らく遠いことではあるまい、その時に於て諸君は自己の信念を卒直に表明する責任がありその時余は獨塊兩國を引離さんとする如何なる企圖如何なる行爲も無駄であつたといふことを祖國ドイツに向つて誇りを以て指摘出来ると思ふ、諸君が獨塊の結合に邁進する義務があると同時にドイツ國民も亦この使命達成のために一切の犠牲を拂ひ一切の貢獻を行ふ用意がある、ドイツ全國國民は一族一國家のためにゲルマン民族國家の力と光榮のために欣然自己を犠牲にせ

んとするものである、大ゲルマン國家總統の力強い一語一句に公會堂の内外を埋めた市民の感激は高潮に達し異口同音に叫ぶ「ハイル・ヒトラー」の聲は天地を揺がすばかりであつた

▲ヒトラー總統は十二日夜はリンツ市に泊する事となり深更リンツ市ツオルラント・シュトラッセのホテル・ヴァインツインゲルに入つた、ヒトラー總統は十三日午前リンツ市を出發、愈々晴れのウイーン入りを爲す段取だが十三日の豫定は未だ何等發表されない

▲ウイーン市の歡喜 ウイーン【三】ヒトラー總統晴れのウイーン入りを明日に控へウイーン市街は今やナチス一色に塗り潰された、ドイツ陸、空軍部隊はオーストリア國內各要地に殺倒、ウイーンには十二日午後八時機械化部隊擧撃隊を先頭として約一個聯隊の歩兵部隊が續々入市し市民歡呼の下にウイーン目貫きの盛り場オペラ・ハウス附近の宿舎に入り直に警戒配備に就いた、ウイーンのナチス黨員は國防軍の到着と相呼應して全市に亘り一大示威行進を行つたが盛り場オペラ・ハウス附近ではその勢は最高潮に達しオペラ・ハウスのバルコニーを埋める得意満面のオーストリア・ナチス黨領袖の挨拶に答へて群集は「ハイル・ヒトラー」を連呼、爲に附近一帯は全く交通止めとする等市民の歡喜は今や絶頂に達した

ヒトラー總統の訪問を記念するため今後市公會堂前の廣場を「アドルフ・フヒトラー・プラッツ」と命名する事に決定その旨リンツ市にあるヒトラー總統の許へ打電した

伯林でヒトラー總統大宣言(宣傳相代讀)

ベルリン【三】ゲッペルス宣傳相は十二日正午ラヂオを通じ獨塊兩國國民に宛てオーストリア出兵に關するヒトラー總統の重大宣言を代讀した、宣言内容次の通り

オーストリアの國民投票はシュニエック前首相によつて企まれた欺瞞的選舉である、オーストリア國內に於ける數百萬の我がドイツ同胞はこの欺瞞的選舉に反對し恰も一人の如く一致團結して立ち上つた、ドイツ政府はシュニエック政府の暴政、ドイツ民族壓迫を見るに忍びず遂にこれら同胞を救助するに決した、十二日早朝ドイツ各軍隊はウイーンに於て成立した新ナチス政府の要請に應じて續々と國境を突破オーストリア領内に進入した、機械化部隊歩兵部隊、航空隊並に親衛隊から成るこれらのドイツ軍隊こそオーストリア民衆に對し眞の人民投票を通じてその將來並にその運命を自ら決すべき機會を與へるものであらう、余はドイツ總統並に首相の資格に於て又一箇のドイツ人並に自由な市民として再び余が故郷の地たるオーストリアの地を踏み得ることを喜びとする、全世界はオーストリア國內のドイツ民衆が今や無上の歡喜に包まれてゐることを知らねばならぬ、救助に赴いた同胞達は必ずや彼等を苦難の底から救ひ上げないでは

おかないだらう、ナチス・ドイツ國家萬歳、ナチスのゲルマン・オーストリア萬歳

祖國戰線解散

ウイーン【三】故ドルフス首相が創設したオーストリア唯一の公認政黨「祖國戰線」は十二日新ナチス政府の手により解散を命ぜられた、これでシュニエック前首相等キリスト教社會派の地盤は完全に喪はれた譯である

地方機關のナチス化進む

ウイーン【三】中央のナチス化と共にオーストリアの各地方行政機關も續々改編されつゝあり十二日早くもナチス黨チロル地方支部長エドモント・クリストフ氏はチロル州知事に、デンツ博士はインスブルック市長に又ハンス・ハイリヒ氏はスチリア州知事に夫々任命された、一方前チロル州知事シュニエック、前チロル州議會議長ゲルグラー及び前警察署長フアリチウスの三氏は何れも「保護監禁」の名目で逮捕された

ドイツ軍依然戰時態勢

ベルリン【三】ドイツ政府はオーストリア・ナチス政權の確立を以て事件は一段落を告げたものと見てゐるが尙對外情勢萬一の悪化に備へる爲國防軍中樞部は未だ戰時態勢をとつてゐる模様である

ウイーン無氣味の靜謐

ウイーン【三】興奮と不安に明けた十二日朝のウイーン市街はオーストリアの運命を決する重大な動きが刻一刻と進みつゝあるにも拘らず表面的には極めて靜謐で前日迄ナチス黨員の示威でたゞなら

更には新オーストリアの針路につき近く眞の人民投票を行ふであらう

インクワルト首相は感激に言葉もふるへ勝ちであつたが次いでヒトラー總統がインクワルト首相への謝辭を愈々發言すれば廣場は感激と興奮の坩堝と化した、ヒトラー總統はインクワルト首相の挨拶に答へナチス第三帝國の宿志たる獨塊合邦

が事實上完成されたことに祝意を表し、左の如く熟辯を揮つた

余は先づこゝに召集された諸君に感謝する、諸君がこゝに召集されたことはゲルマン民族國家の建設は少數者の希望には非ずして實に全ゲルマン民族の意思であることを證明するものである

余は著名なる各國の眞理探求者がこの現實を直視するのみならずこれを承認し之に隨すべきことを希望する、余も一度リンツ市に入るや余は獨塊兩國が既に精神的に結合してゐる現實を見かく感じたのである、神が余にドイツを指導すべき任務を託された時わが愛する故國オーストリアをドイツに還附することは余の當然の任務であつた、

余はこの任務を信する、余はこの任務のため一生を捧げ、この任務のために闘つて来た、而して今この任務を果たしたと考へる、諸君はすべてこの事實の證人であり保障者である、諸君はやがて獨塊の結合について國民投票を求められると思ふ、何時國民投票が行はれるか余は知らぬが恐らく遠いことではあるまい、その時に於て諸君は自己の信念を卒直に表明する責任がありその時余は獨塊兩國を引離さんとする如何なる企圖如何なる行爲も無駄であつたといふことを祖國ドイツに向つて誇りを以て指摘出来ると思ふ、諸君が獨塊の結合に邁進する義務があると同時にドイツ國民も亦この使命達成のために一切の犠牲を拂ひ一切の貢獻を行ふ用意がある、ドイツ全國國民は一族一國家のためにゲルマン民族國家の力と光榮のために欣然自己を犠牲にせ

んとするものである、大ゲルマン國家總統の力強い一語一句に公會堂の内外を埋めた市民の感激は高潮に達し異口同音に叫ぶ「ハイル・ヒトラー」の聲は天地を揺がすばかりであつた

▲ヒトラー總統は十二日夜はリンツ市に泊する事となり深更リンツ市ツオルラント・シュトラッセのホテル・ヴァインツインゲルに入つた、ヒトラー總統は十三日午前リンツ市を出發、愈々晴れのウイーン入りを爲す段取だが十三日の豫定は未だ何等發表されない

▲ウイーン市の歡喜 ウイーン【三】ヒトラー總統晴れのウイーン入りを明日に控へウイーン市街は今やナチス一色に塗り潰された、ドイツ陸、空軍部隊はオーストリア國內各要地に殺倒、ウイーンには十二日午後八時機械化部隊擧撃隊を先頭として約一個聯隊の歩兵部隊が續々入市し市民歡呼の下にウイーン目貫きの盛り場オペラ・ハウス附近の宿舎に入り直に警戒配備に就いた、ウイーンのナチス黨員は國防軍の到着と相呼應して全市に亘り一大示威行進を行つたが盛り場オペラ・ハウス附近ではその勢は最高潮に達しオペラ・ハウスのバルコニーを埋める得意満面のオーストリア・ナチス黨領袖の挨拶に答へて群集は「ハイル・ヒトラー」を連呼、爲に附近一帯は全く交通止めとする等市民の歡喜は今や絶頂に達した

ヒトラー總統の訪問を記念するため今後市公會堂前の廣場を「アドルフ・フヒトラー・プラッツ」と命名する事に決定その旨リンツ市にあるヒトラー總統の許へ打電した

伯林でヒトラー總統大宣言(宣傳相代讀)

ベルリン【三】ゲッペルス宣傳相は十二日正午ラヂオを通じ獨塊兩國國民に宛てオーストリア出兵に關するヒトラー總統の重大宣言を代讀した、宣言内容次の通り

オーストリアの國民投票はシュニエック前首相によつて企まれた欺瞞的選舉である、オーストリア國內に於ける數百萬の我がドイツ同胞はこの欺瞞的選舉に反對し恰も一人の如く一致團結して立ち上つた、ドイツ政府はシュニエック政府の暴政、ドイツ民族壓迫を見るに忍びず遂にこれら同胞を救助するに決した、十二日早朝ドイツ各軍隊はウイーンに於て成立した新ナチス政府の要請に應じて續々と國境を突破オーストリア領内に進入した、機械化部隊歩兵部隊、航空隊並に親衛隊から成るこれらのドイツ軍隊こそオーストリア民衆に對し眞の人民投票を通じてその將來並にその運命を自ら決すべき機會を與へるものであらう、余はドイツ總統並に首相の資格に於て又一箇のドイツ人並に自由な市民として再び余が故郷の地たるオーストリアの地を踏み得ることを喜びとする、全世界はオーストリア國內のドイツ民衆が今や無上の歡喜に包まれてゐることを知らねばならぬ、救助に赴いた同胞達は必ずや彼等を苦難の底から救ひ上げないでは

おかないだらう、ナチス・ドイツ國家萬歳、ナチスのゲルマン・オーストリア萬歳

祖國戰線解散

ウイーン【三】故ドルフス首相が創設したオーストリア唯一の公認政黨「祖國戰線」は十二日新ナチス政府の手により解散を命ぜられた、これでシュニエック前首相等キリスト教社會派の地盤は完全に喪はれた譯である

地方機關のナチス化進む

ウイーン【三】中央のナチス化と共にオーストリアの各地方行政機關も續々改編されつゝあり十二日早くもナチス黨チロル地方支部長エドモント・クリストフ氏はチロル州知事に、デンツ博士はインスブルック市長に又ハンス・ハイリヒ氏はスチリア州知事に夫々任命された、一方前チロル州知事シュニエック、前チロル州議會議長ゲルグラー及び前警察署長フアリチウスの三氏は何れも「保護監禁」の名目で逮捕された

ドイツ軍依然戰時態勢

ベルリン【三】ドイツ政府はオーストリア・ナチス政權の確立を以て事件は一段落を告げたものと見てゐるが尙對外情勢萬一の悪化に備へる爲國防軍中樞部は未だ戰時態勢をとつてゐる模様である

ウイーン無氣味の靜謐

ウイーン【三】興奮と不安に明けた十二日朝のウイーン市街はオーストリアの運命を決する重大な動きが刻一刻と進みつゝあるにも拘らず表面的には極めて靜謐で前日迄ナチス黨員の示威でたゞなら

ぬ氣配を示した所々も今朝は却つて平常の状態に歸り寧ろ無氣味な程の静けさを見せてゐる、國旗を掲揚してゐる家は數へる程しか見當らず唯市街の上空にはドイツから飛來した爆撃機數臺が爆音勇ましくハーゲンクローイツのマークも鮮かに低空を縦横に飛び交ひ左の如く明記した數萬枚のビラを撒布して盛んにナチスの示威を行つてゐる

ナチス・ドイツは獨逸兩國の眞實且牢固たる結合の印としてナチス・オーストリア並びに新ナチス内閣に對し歡呼の挨拶を送る、ヒトラー萬歳
市中の銀行は平常通り開店してゐるが五千シリング以上の引出しは拒絶してゐる

ヒトラー首相に親書
ローマ【三】ヒトラー總統は十一日特にムソリーニ首相に宛て、親書を送りブレネル時が今回の擧に出でざるを得なかつた事情を説明諒解を求めた、親書の内容左の通り

獨逸軍ブレネル時に到達
ミュンヘン【三】國境を越えてインスブルックに入ったドイツ機械化部隊は快速を利用して更に南進十二日午後一時早くも伊、埃國境のブレネル時に到達、山頂高くドイツ國旗を翻した部隊長は直ちにイタリア側國境に至りイタリア國境守備隊長と會見、翌日獨逸兩國軍隊の歴史的交流を遂げドイツ指揮官は左の如き友好的挨拶を述べた

シュニク前首相はドイツ政府との間の協定を裏切り數々の不信行為を敢てした、ドイツ政府はこれらオーストリアの不信行為をこれ以上座視することとは出來ず遂に干渉せざるを得ない立場に立至つた、ドイツはイタリア國境附近迄兵を進めることとなつたが、ブレネル時を脅威する意思は無くこの事實は閣下によく諒解する所とならう尙今回の擧に對し民主主義國家が積極的行動に出て國際的紛糾を惹起するとは考へられない

ブレネル時を獨逸共同保障
ア兩國就中獨逸兩國軍の友好關係に完全に合致した精神に基づいて行はれたものである、余の上官を代表し右挨拶をイタリア國境守備隊長司令官に傳達されんことを希望する次第である

反ナチス分子壓迫加はる
ウィーン【三】ガイス・インクワルト氏は首班とするナチス新政權の確立を機としてオーストリア反ナチス分子に對する彈壓は俄然峻烈を加えて來たが、P

ら十二日朝にかけてウィーン市内に於て逮捕された者は實に一千百名の多きに達したと云はれる、ウィーン市内の反ナチス新聞は近く發行停止を命ぜられる模様だが一方外國新聞通信記者に對する壓迫も漸く加はりドイツ語以外の電話通話は禁止された、米國ハースト系のイタリナショナル通信記者は明確な理由なく支局内に足止めを喰つてゐる

獨逸通商自由回復
ベルリン【三】ドイツ政府は昨年十一月一日付の法令を以てオーストリアの對獨逸出額をドイツの對獨逸出額の四割に制限したがオーストリア新政府の要求に基き十二日以降右制限を撤廢し獨逸經濟關係の自由を回復するに決定、十二日獨逸政府當局よりこの旨發表した

獨逸軍ドイツに答禮行
ウィーン【三】オーストリア政府はドイツ國防軍の訪埃に答へ近くオーストリア國軍をドイツに派遣する旨聲明した

新に國民投票執行を決定
ウィーン【三】ガイス・インクワルト首相を首班とするオーストリア新政府は近く國民投票を執行、シュニク首相の退場に伴ふ獨逸兩國關係の提攜強化を國民の總意に問ふに決定した、オーストリア政府は國民投票の結果を俟つて愈々

各國動向(十二日)

各國要人往來
▲英佛獨三大使國務省訪問
ワシントン
▲駐米英國大使リンゼイ氏及びフランス大使サン・カンタン伯は十二日ドイツ大使デイックホフ博士と前後して國務省にハル長官を訪問しオーストリアを中心とする中歐の情勢について懇談した會談の内容に就ては英佛兩大使とも「單なる意見を交換しただけだ」と多くを語るを避けた

▲英外相佛大使と會見
ロンドン【三】ハリファックス外相は十二日午後外務省にフランス大使アンドレ・コルバン氏の來訪を求めオーストリアの事態に對する英佛兩國の共同對策に付き長時間に亘つて會談を遂げた、續いてハリファックス外相は駐英チエコスロヴァキア公使ジャン・マザリツク氏を招致、ドイツ軍がチエコスロヴァキア侵入を企圖した場合の對策に付き意見を交換した

▲駐英佛大使歸國
ロンドン【三】駐英フランス大使アンドレ・コルバン氏はオーストリア問題の進展に伴ひ本國政府と打合せを遂げるため十二日夜急遽ロンドンを出發バリに向け歸還の途についた

▲米國事態を注視
ワシントン【三】オーストリア政變に關し米國國務省當局では右の政變は純然たる國內的變事であるから新オーストリア政府承認には何等問題は起るまいと觀測してゐる、國務省ではドイツ軍隊のオーストリア出動により戦争が起る様なこ

宿願の獨逸合邦を宣言すると見られる一民族、一國家、一指導者
ベルリン【三】オーストリア新政府は近く國民投票を行ひ獨逸合邦問題を民意に問ふことになつたが既にガイス・インクワルト首相はサン・ジェルマン條約第八十八條の放棄を宣言しオーストリアは國際的羈絆から全然脱却した今日獨逸兩國が一齊に同一スローガンの下に國民投票を行ふとの觀測が極めて強い、而してヒトラー總統はそのスローガンとして「アイン・フオルク、アイン・ライヒ、アイン・フューラー(一民族、一國家、一指導者)」を掲げ全ドイツ民族の賛否を求めるといはれ形式的には「合邦」の標語を掲げないが實質的には大ドイツ國の樹立を企圖してゐるものである

とは恐らくあるまいと樂觀してゐる、上院前外交委員長ウィリアム・ポラー氏も「今回のオーストリア政變の結果大戦が勃發するとは信じられない」と述べてゐる、ルーズヴェルト大統領、ハル國務長官は歐洲の情勢に深甚なる注意を拂ひその成行きを看取してゐるがこれに對する意見の發表は未だ差控へてゐる。

英政府公式聲明

ロンドン【三】英國政府は十二日緊急閣議を開きオーストリア問題に對する重要對策を協議したが閣議散會後の公式聲明を發表した

本日の閣議はオーストリア問題につき討議を行つた、席上政府はヘンダーソン駐獨大使を通じてドイツ政府に最も強硬なる抗議を提出し更にチエンペレン首相、ハリファツクス外相よりも目下ロンドン滞在中のリツペンントロツツ獨外相に對し同様抗議を提出した旨の報告があつた、閣議はドイツ政府の行動を以て英獨關係並びに歐洲諸國の一般の信頼上に非常な悪影響を及ぼすものであるとの意見に到達した、英國政府はフランス政府と緊密な連絡を保ちつゝあり又政府は事態の推移を間斷なく注視してゐる、各閣僚は今週末何れもロンドン附近にとゞまることを申合せたが何れにしても閣議は十四日再開の豫定である

尙ほ緊急閣議の席上ではドイツ軍がオーストリア侵入の餘威を驅つてチエコスロヴァキアを脅威する場合フランス政府の對チエコ援助に對し武力的援助を與へ得るか否かの問題をも検討したといはれる、チエンペレン首相は十四日多分フランス内閣が成立する頃を見計つて下院に於てオーストリア問題に關する重大聲明を爲し英佛の共同職權を強調すると思はれるが消息通はチエコスロヴァキアに對する武力援助を中心とする對中歐政策の強化につき國民の支持を確保するためチエンペレン首相は同席上總選舉執行を聲明するのではないかと見てゐる

英佛ドイツ進軍に嚴重抗議

ベルリン【三】駐獨英國大使ヘンダーソン氏、フランス大使ボンセ氏は十二日正午相次いでドイツ外務省を訪問、各本國政府の訓令に基きドイツ軍のオーストリア侵入に對し嚴重抗議した

獨、英佛の抗議を一蹴

ベルリン【三】ドイツ政府は英佛兩國政府がドイツの對オーストリア「最後通牒」並にそのオーストリア進軍に關し嚴重抗議したのに對し十二日午後直ちに回答を發し右抗議を一蹴した、ドイツ政府の回答内容として解される所次の通り

ドイツ政府はオーストリアに對し傳へられる如き最後通牒も出さず又宣戰布告も行つてゐない、ドイツ軍隊のオーストリア進軍は唯オーストリアに於ける政變の結果出現した正式政府からドイツ軍隊の至急出動力を要請したのに即應しただけで言はず友邦に對する軍事的援助に過ぎない、フランスのルー占領、これに對する英國の默認等の不法行為とは全然性質を異にするものである

獨、英佛との軋轢激化か

ベルリン【三】イタリア政府はドイツ側の打診に對し十二日

一ドイツのオーストリアの進出に對しては好意的中立を守る
一同問題につきストレーザ戰線の復活を圖る様なことはない
旨確答した、ドイツ政府としては今後英佛兩國の動向が問題だがドイツ當局の諸情報に結局大事に至るまいと見てゐる、然し今後オーストリア獨立の法律的形勢外債問題及びユダヤ人問題を繞り英佛兩國との軋轢は激化の一途を辿る外あるまいと見られる

伊政府の態度

ローマ【三】十二日ニューヨーク【三】米國各新聞通信社のローマ電報はイタリア政府の態度につき左の如く區々の觀測を下してゐる

△A.P.通信社 イタリア政府がドイツのオーストリア進出を靜觀してゐるのはムソリーニ伊首相がヒトラー獨總統はイタリアの權益を侵害すまいと確信してゐる證左である

△ニューヨーク・ヘラルド・トリビュン紙 オーストリアの獨立崩壞はローマ官邊に非常な衝動を與へた、蓋しこれにより獨伊兩國はブレネル峠によつて直接に國境を接することゝなつたからである

△ニューヨーク・タイムズ紙 ドイツのオーストリア進出により獨伊軋轢は動搖した、ヒトラー總統は来る五月羅馬を訪問し獨伊軋轢を強化する豫定であつたが今回のクーデターにより全部お流れとならう、この結果英伊會談は促進され圓滿な協定に到着しやう

▲獨伊軋轢に影響なし ローマ【三】

ドイツのオーストリア進出により一部には早くも獨伊疏隔説が傳へられてゐるがイタリアの權威筋では十二日獨伊軋轢には何等搖ぎなき旨を強調し左の如く言明した

ヒトラー總統は今回のオーストリア進出を前に十一日特別任立の飛行機で特使をローマに派遣しムソリーニ首相に親書を以てオーストリア進出の意圖を豫め通告して來た、從つて今回のオーストリア事變によりベルリン・ローマ軋轢は何等の影響を來さない、イタリア政府は引續きドイツ政府と連絡を保つてゐる、オーストリア事變は單にオーストリアの國內問題に過ぎず唯オーストリア國民にしか關係のない問題である、イタリアは豫ねてより今回の如き事件は不可避のものと思へるたがオーストリア・ナチス政權の出現を見たことは必然である、一部外國通信によると前オーストリア首相シュニニク博士は國民投票施行に當りムソリーニ首相の援助を要請したと傳へられてゐるが全然斯る事實はない

伊、獨の行動を是認
ローマ【三】ファシスト大評議會は十二日午後十時ヴェネチア宮に於て閣開、オーストリア問題を中心に内外重要案件につき討議を行つたが會議散會後討議内容につき左のコミニケが發表された

ファシスト大評議會はオーストリアに於ける事態の發展につき詳細に亙つて慎重に検討を行つた結果、過設オーストリア政府がベルヒテスガデン會談の結果につきイタリア政府に對して行つた申入れは單に既成事實の報告に過ぎないことを確認した、何れにせよイタリア政府は現にオーストリアの内政に干渉しないことに決定してゐたのである、評議會はイタリア政府がシュニニク前首相に對し不意打的に國民投票を執行することの無い様明確に忠告した事實を強調せざるを得ず、現下オーストリアの事態はオーストリア國民一致の感情を明瞭に表現したものと考へる、最後に評議會は左の二點を強調するものである

一 評議會はイタリア政府がオーストリア問題に對して採つた政策はイタリア國民の利益並に國際關係に對する現實主義的評價に基いたものと認める

一 評議會はフランス政府今回の對獨共同動作提唱は國際關係を徒らに惡化する無根據、無目的の行動と考へこれを拒絶したイタリア政府の態度を諒承する

ダンチヒ歡迎
ダンチヒ【三】ダンチヒ自由市はドイツのオーストリア進出を全市を擧げて歡迎し街々にはナチス黨旗が翻りヒトラー總統宛の祝電が續々として發送されてゐる

チエコ獨の侵入に武力抵抗決意
プラハ【三】チエコスロヴァキア政府はオーストリアのナチス化に重大脅威を感じ十一、十二兩日緊急閣議を開き對策を協議した結果、ドイツ軍の侵入に對しては飽く迄武力を以て抗争するに態度を決定、十二日左のコン・ニケを發表した

チエコ獨の侵入に武力抵抗決意
プラハ【三】チエコスロヴァキア政府はオーストリアのナチス化に重大脅威を感じ十一、十二兩日緊急閣議を開き對策を協議した結果、ドイツ軍の侵入に對しては飽く迄武力を以て抗争するに態度を決定、十二日左のコン・ニケを發表した

ドイツ軍が國境を突破チエコスロヴァキア國內に入する場合はチエコスロヴァキア政府は飽く迄武力を以て之に抵抗する決意である

チエコ政府國境を閉鎖す

ブラハ【三三】チエコスロヴァキア政府は十二日午後、チエコ國境を閉鎖し、オーストリア人二百名を始め一切の旅行者の入國を禁止した、國境方面一帶は閉鎖斷行と共に極度の緊迫を呈してゐる

▲チエコ政界の觀測

ブラハ【三三】ドイツのオーストリア進出は同じくドイツと國境を接するチエコスロヴァキアに多大の衝動を與へてゐるが、ホツザ首相は去る四日の下院に於て闡明した外交方針に則り、佛ソ兩國との相互援助條約を後盾として、飽くまでナチス勢力の進出を阻止し、その獨立維持を圖る方針といはれる、チエコ政界方面ではドイツ、チエコ兩國關係の將來につき種々の觀測が行はれ、一部樂觀論者の間ではオーストリアが單にドイツとの協定によつて結ばれてゐるだけで、國際關係が脆弱なのに反し、チエコは歐洲の共同防衛機構の一員を爲し、相互援助條約によつて佛ソ兩國と結び付いて居り、この點オーストリアとはその國際的地位を異にするから、ドイツと雖もオーストリアに對するような強硬手段には出られまいとの觀測も行はれてゐる、これに反し、悲觀論者の間では若しドイツがチエコに對し經濟壓迫政策に出れば、經濟的にドイツに依存するチエコとしては結局ドイツに屈伏する外はあるまいとの意見も、行はれ、チエコ政界の觀測は必ずしも一致しないが、何れにしてもチエコ政府當局では目

下のところ別に意思表示をするに當らぬとの見解を持してゐるので、特に政府の方針を公表することはない模様である

瑞西國境警備強化

チエーリヒ【三三】スイス政府は獨逸の危機に伴ひ、十二日朝來オーストリア國境警備隊の増強を行ひ、オーストリア反ナチス分子の國內通入阻止其他萬一の事態に備へてゐる

ユーゴーは中立堅持

ベオグラード【三三】ユーゴースラヴイア政府は今次の獨逸問題を以て、ゲルマン民族間の内部的問題と見做し、中立態度を堅持するに決定した模様である

決ナチス活動開始

ブタペスト【三三】ハンガリー國內のナチス分子はドイツのオーストリア進出に力を得て、俄然活潑な動きを見せ、非法的にナチス黨の再組織に着手する一方、逮捕されたナチス黨員の釋放を要求してゐる、ハンガリア官邊は獨逸國境が閉鎖されたとの風説を否定してゐるが、軍隊並に隣官隊は續々國境地帯に増派されてゐる

三十日 獨逸合邦宣言

ヒトラー總統の入廷

リンツ【三三】リンツの旅舎に一夜を明したヒトラー總統は十三日愈々晴れのウイーン入りを行ふものと期待されてゐたが、十三日朝に至り突然豫定を變更して、リンツより直接都入りをする計畫を中止し、その代りコースを南につつてザルツブルグ、カリンチア、ステイリア等オーストリア・ナチスの地盤たる中南

部諸州を一巡した上、数日後にウイーンに入るこゝとなつた、斯くてヒトラー總統は十三日午前十時自動車を驅つて、リンツ西南近郊のレオンディングに向ひ同地に新しく建立された兩親の墓に詣でた

▲首相に感謝電

リンツ【三三】ヒトラー總統は十三日、リンツよりムソリーニ首相に親電を發し、今次のオーストリア事變に對するイタリヤ政府の好意ある態度に左の如く深甚なる感謝の意を表した

ムソリーニ閣下よ、今次の事變に際し閣下の爲されたところを余は決して忘れないであらう

ヒトラー總統國軍を統帥

ベルリン【三三】ヒトラー總統は十三日、リンツに於てオーストリア國軍をドイツ國防軍に編入し、その直接統帥下に置く旨、總統令を以て公布したが、總統令全文左の通り

總統はドイツ陸軍最高指揮官として、左記事項を決定せり

- 一 オーストリア政府はオーストリアとドイツ共和國との合邦を決定し、ドイツ政府は本日公布された法律によりこの決定を承認した
- 一 仍て余はオーストリア國軍をドイツ國防軍の一部として、余の指揮下に置くことに決定した
- 一 フォン・ボック將軍をオーストリアに於ける陸軍總司令官に任命する
- 一 前オーストリア國軍所屬全將兵は直ちに余に對し最高指揮官としての忠誠を誓ふべし、フォン・ボック將軍は直ちに必要なる處置をとるべし

アドルフ・ヒトラー署名

▲獨逸軍總司令任命 ベルリン【三三】ヒトラー總統はドイツ國防軍第三軍團司令官フォン・ボック將軍をオーストリア國軍の總司令官に任命した、既にオーストリア領内に進入したドイツ陸軍、空軍部隊約四萬も全部同將軍の指揮に服し、オーストリア國軍、ドイツ國防軍を通する一元的な用兵が實施されることとなつた

獨逸軍隊交換移駐

ベルリン【三三】ヒトラー總統は大統領令を以て全オーストリア國軍の統帥權を掌握したが、ドイツ國防軍のオーストリア移駐と交換にオーストリア國軍の一部をドイツ國內に移駐するに決定した模様である

獨逸ナチス指導者任命

リンツ【三三】ヒトラー總統は十三日、ザール州知事ガウライター・ビュルケン氏をオーストリアに於けるナチス黨の臨時指導者に任命し、オーストリア・ナチス黨の再組織を計ると共に、來る四月十日の獨逸合邦國民投票の準備に當らしめることとなつた、因にビュルケン氏は一九三五年一月のザール地方人民投票の際に大活躍した人である

ゲーリング總統代理の演説

ベルリン【三三】ヒトラー總統代理ゲーリング元帥は十三日、恒例の戰役將士慰靈祭に臨み、刻下ドイツの直面する内外の重要問題につき一場の演説を試みたが、その中、今次オーストリア問題の重大性を指摘し、更にオーストリアの友好的態度に謝意を表した、後日獨逸三國協定擴大の必要を力説して左の如く述べた

ドイツ軍隊のオーストリア進出は「征服者としてではなく解放者として」である、ドイツ民族がドイツ民族と再會するに誰が干渉する權利を持たうか、オーストリア國內のドイツ民族は遂に人民投票によつて自己の運命を決定する自由を與へられんとする、ドイツはその決定を尊重するであらう、吾人は世界大戰後の孤立したドイツと現在のドイツの國際的地位とを比較するとき、ドイツ民族の更生に唯々驚くの外はない、防共協定を契機とする獨逸兩國の友好關係は特筆に値する、ムソリーニ首相が嘗てベルリンを訪問した際、ドイツ國民の熱狂的歡迎こそ獨逸兩國が共に手を携へて世界の法と自由のために闘ふべきの表現に外ならない、我々は今日重ねてムソリーニ首相に深甚な感謝の意を表する、我々は獨逸兩國にとつて劃期的な事件に對し、ムソリーニ首相が示された武士的態度とドイツ國民の名譽に對する深い理解を永久に忘れないだらう、ドイツ國民は又イタリア政府の防共協定に對する熱意を心から多とするものである、日獨伊三國の提携こそ共產主義に對する苛責なき闘争の保障である、ドイツは平等な立場に於て凡ゆる國家との眞の平和を希ふものであるが、戰勝國と戰敗國との差別をつけ有る國と有らざる國との間に差別を附する現状維持、集團的安全保障及び聯盟體制には反對である、ドイツは他國の内政に干渉する意思は全然ない併し、乍らドイツは國境を越えて凡てのドイツ人を保護する決意を有する、ドイツの大砲はドイツを攻撃せんとする者には誰れ彼れの差別なく何

時でも砲門を開く準備が出来てゐる、スペインのアルメリアに於ける赤軍要塞の爆撃から得た教訓はこれである

ナチ化する塊部

ウィーン【三三】オーストリアの首都ウィーンには十二日夜約一個師隊のドイツ歩兵部隊の到着を皮切りに其後續々として武装いかめしいドイツ軍隊の入市を見つゝあるが十三日には多數の機械化警察隊が隊伍堂々と乗り込んで来た、市内には既に二、三千名に達する国防軍兵士及び航空部隊員が留置してゐるが一方ドイツ爆撃機も續々と飛來しその数は既に二百臺に達しウィーン郊外のアスペルン飛行場は完全に軍用飛行場と化した、其他オーストリア各地の飛行場に到着したドイツ爆撃機数は百臺に及んでゐると見られドイツ空軍總司令ミルヒ將軍は自らウィーンに乘込んでドイツ飛行隊の指揮に當つてゐる、ウィーン市内では早朝から無数の市民が街路に人垣をつくり早春の陽光を浴びてドイツ國防軍の行進を今や遅しと待ち構へてゐる、市内の各處では既に來るべき國民投票日の準備としてナチス青年達が嬉々として街の裝飾に忙しく公共建築物は殆んど總べてハーゲンクロイツ旗を掲揚してゐる、街々に溢れる群衆はドイツ將校を乗せた自動車を通る度に歡呼の聲を浴び辻々に機關銃を据えつけて警備に當つてゐるドイツ兵士は街ゆく市民と親しげに談笑を交してゐる、午後一時オーストリア・ナチス突撃隊が空中分列のドイツ飛行機と相呼應して街頭行進を開始した、突撃隊員には未だ褐色の隊服が行き渡らず大部分は普通の私服の上に赤いハーゲンクロイツの胸

章をつけチロル帽を被つてゐる ナチス文化の進出

ウィーン【三三】新政權の出現以來ナチスの勢力は國民生活の各方面に急速な勢ひで侵潤しつゝあり先づ全國の放送局がナチス化のトップを切つてドイツの放送局と提携し十三日から一齊にライプチヒからの中継放送を開始した、又ウィーン一流の大劇場アルグ・テアテルの支配人レッペリヒ氏は辭任しナチスの詩人ミルク・ユリキヒ氏が代つて支配人となればシユシユク内閣の半官紙「ライヒス・ポスト」紙の主筆フリードリヒ・フンデル博士は罷免されてナチスのオットー・ノヴァルク氏が主筆となりウィナー・ツァイツング紙もライテル博士の手からオイゲン・クラフト氏に移り昨日迄互に鐫を削つてゐた色とりどりの各紙の論調は急に變つて何れも口を揃へてナチスの無血革命を禮讃してゐる、又教徒に人民投票參加を勧めた教會の幹部の二人も罷免されてナチス黨員が之に代つた、ウィーン教區インニツェル大司教は十三日全國のカトリック教徒に訴へて曰く 大きな政治的變革が流血の慘を見ずに實現されたことを我々は神に感謝せねばならぬ、そしてオーストリアの將來が愈々多幸ならんことを神に祈らう、いふ迄もなく我々は政府の命令には好意を以て直ちに之に應ぜねばならぬ

獨塊合邦宣言

ウィーン【三三】オーストリア政府は十三日午後獨塊合邦を中外に宣言し獨塊合邦に關する法律を制定發布した

大ドイツ國家計畫

ロンドン【三三】オーストリアは十三日公布した新憲法によりドイツ共和國の一邦となるに至つたが十三日エクスチエンヂ・テレグラフ通信社ミュンヘン特電はナチス黨は名實共に獨塊合邦を完成すべく目下ミュンヘンの由緒深き黨本部「鷲色の家」で大體左の如き具體案の作成を急いで居ると報じて居る

- 一 オーストリアにはバイエルン州その他各邦を同一の地位を與へ行政的自治を許す
- 一 オーストリアの合邦により成立した大ドイツ國家の首都として新たにバイエルン州の主邑ミュンヘンを選定、ヒトラー總統はミュンヘンに居を移す
- 一 ヒトラー總統のドイツ首相兼任を解きゲーリング元帥を新たにドイツ首相に任命する
- 一 オーストリア首相ザイス・インクワルト博士は新オーストリア州首相(知事に該當)に任命する
- 一 ミクラー大統領辭職
- 一 ウィーン【三三】ミクラー大統領はザイス・インクワルト首相の要請に基づき十三日遂に辭職した
- 一 インクワルト首相臨時大統領に
- 一 ウィーン【三三】ザイス・インクワルト首相は十三日臨時大統領に就任した
- 一 新憲法制定
- 一 ウィーン【三三】ザイス・インクワルト首相は十三日夜首相官邸のバルコニーよりラヂオを通じ全オーストリアに對し獨塊合邦を規定する新聯邦憲法を公布した
- 一 新憲法の内容左の通り
- 一 第一條 オーストリアは大ドイツ共和國の一州なり
- 一 第二條 一九三八年四月十日ドイツ共和國との合邦に關し國民投票を舉行する國民投票は自由秘密投票とし満廿歳以上の男女は凡て投票に參加することを得
- 一 第三條 國民投票の結果は投票の過半数を以て決定するべし
- 一 第四條 本法の施行については追つて特別法令を發布すべし
- 一 第五條 本法は發布の日より實施さるべくオーストリア聯邦政府之が執行に當るものとす
- 一 首相及び各大臣署名
- 一 獨、特別法で新憲法確認
- 一 ベルリン【三三】ドイツ政府は十三日夜特別法を以て同日オーストリア政府が發布した獨塊合邦に關する新聯邦憲法は同時にドイツ共和國法律として効力を發すべき旨公表した、但し從來からのオーストリア諸法律は追てドイツの特別法を以て何分の效力を有するものである
- 一 塊を經濟四ヶ年計畫に編入
- 一 ベルリン【三三】ドイツ經濟相ワルター・フンク博士は十三日オーストリア商相兼交通相ハンス・フィシンベック博士に對し電報を以て今後ドイツ經濟四ヶ年計畫の一部にオーストリア經濟も包含せしむべき旨通告した
- 一 塊青年組織改組
- 一 ウィーン【三三】オーストリア新政府は十二日祖國戰線の解散を命じたが更に十三日國內の各青年團體に對し左の如き解散、改組命令を發した
- 一 キリスト教社會黨青年團を解散する
- 一 猶太人は一切のドイツ青年團組織に參加を禁する
- 一 オーストリア・スポーツ戰線は今後ドイツ・スポーツ戰線の支部としてドイツ體育長官フォン・チャンメル・ウント・オステン氏の指導下に服せしめる
- 一 駐英佛子工三公使罷免
- 一 ロンドン【三三】オーストリアは今回ドイツとの合邦により今後はドイツの主權下に立つこととなつたが政府は先づゲオルグ・フランケンシュタイン駐英、アロイス・フォルグラーベル駐佛、フェルディナンド・マレック駐チェコの三公使を罷免し更にその他の各國に駐劄する外交使臣にも一括歸國命令を發したといはれる、更に獨塊合邦の當然の結果としてオーストリアは聯盟を脱退すべく近く聯盟事務局に對しその旨通告すると共に一般にも之に關する宣言を發表するものと豫想される
- 一 國民投票四月十日と決定
- 一 ウィーン【三三】オーストリア政府は來る四月十日獨塊合邦に關する國民投票を執行する旨發表した
- 一 獨外相柏林へ歸還
- 一 ベルリン【三三】ドイツ外相フォン・リツペントロップ氏はオーストリア問題の展開に伴ひ本國政府の招電に應じ十三日夕刻飛行機でロンドンからベルリンに歸還した
- 一 合邦實現の諸段階
- 一 ベルリン【三三】アヴァス通信社ベルリン支局は消息通の觀測として合邦實現の段階を次の如く豫測してゐる

第一條 オーストリアは大ドイツ共和國の一州なり

第二條 一九三八年四月十日ドイツ共和國との合邦に關し國民投票を舉行する國民投票は自由秘密投票とし満廿歳以上の男女は凡て投票に參加することを

第三條 國民投票の結果は投票の過半数を以て決定するべし

第四條 本法の施行については追つて特別法令を發布すべし

第五條 本法は發布の日より實施さるべくオーストリア聯邦政府之が執行に當るものとす

首相及び各大臣署名

獨、特別法で新憲法確認

ベルリン【三三】ドイツ政府は十三日夜特別法を以て同日オーストリア政府が發布した獨塊合邦に關する新聯邦憲法は同時にドイツ共和國法律として効力を發すべき旨公表した、但し從來からのオーストリア諸法律は追てドイツの特別法を以て何分の效力を有するものである

塊を經濟四ヶ年計畫に編入

ベルリン【三三】ドイツ經濟相ワルター・フンク博士は十三日オーストリア商相兼交通相ハンス・フィシンベック博士に對し電報を以て今後ドイツ經濟四ヶ年計畫の一部にオーストリア經濟も包含せしむべき旨通告した

塊青年組織改組

ウィーン【三三】オーストリア新政府は十二日祖國戰線の解散を命じたが更に十三日國內の各青年團體に對し左の如き解散、改組命令を發した

一 キリスト教社會黨青年團を解散する

一 猶太人は一切のドイツ青年團組織に參加を禁する

一 オーストリア・スポーツ戰線は今後ドイツ・スポーツ戰線の支部としてドイツ體育長官フォン・チャンメル・ウント・オステン氏の指導下に服せしめる

一 駐英佛子工三公使罷免

一 ロンドン【三三】オーストリアは今回ドイツとの合邦により今後はドイツの主權下に立つこととなつたが政府は先づゲオルグ・フランケンシュタイン駐英、アロイス・フォルグラーベル駐佛、フェルディナンド・マレック駐チェコの三公使を罷免し更にその他の各國に駐劄する外交使臣にも一括歸國命令を發したといはれる、更に獨塊合邦の當然の結果としてオーストリアは聯盟を脱退すべく近く聯盟事務局に對しその旨通告すると共に一般にも之に關する宣言を發表するものと豫想される

一 國民投票四月十日と決定

一 ウィーン【三三】オーストリア政府は來る四月十日獨塊合邦に關する國民投票を執行する旨發表した

一 獨外相柏林へ歸還

一 ベルリン【三三】ドイツ外相フォン・リツペントロップ氏はオーストリア問題の展開に伴ひ本國政府の招電に應じ十三日夕刻飛行機でロンドンからベルリンに歸還した

一 合邦實現の諸段階

一 ベルリン【三三】アヴァス通信社ベルリン支局は消息通の觀測として合邦實現の段階を次の如く豫測してゐる

ドイツがオーストリアを完全に合邦するに當り先づ第一にこの手段は獨塊兩國の通貨統一と關稅障壁の撤廢であらう、ドイツは恐らく最短期間に之れを斷行するだらうがヒトラー總統が同時にオーストリア・ナチスの總統も兼ねてゐる事實はその實現を頗る容易ならしめるものである、オーストリア各州政府及び全國の市役所にナチス黨員が參加して行政のナチス化が完全に實現され、通貨及び關稅の統一は直ちに實行に移されるだらう、既に多數の財政經濟專家がドイツからオーストリアに派遣され兩國の財政經濟の單一化の準備を進めてゐるしドイツの官吏も亦近くオーストリアに派遣される様子で他方オーストリアの官吏もドイツに派遣される模様である、獨塊合邦の第二の段階は兩國軍隊の交換的駐屯で通貨及び關稅の統一が實現されるのを俟つてドイツ國防軍の一部はオーストリアに駐屯し之と交換にオーストリアの軍隊がドイツに駐屯することゝなる、之によつてドイツは兩國の内部的融合を進めると共に恐らくは合邦に反對する唯一の形式たる聯邦分立主義の聲を封じようとして考へてゐるのだ、ドイツの公共事業計畫をオーストリアに適用するの計畫も既に數ヶ月前から一切の準備完了したため特に任命された係員も既に活動を開始してゐる、オーストリアの失業者達はドイツで就職することゝなるべく現在ドイツは熟練工の不足に悩んでゐるから高給を以て之等失業者の入國を獎勵するだらう、只獨塊兩國の財政的單一化はドイツ側

に多大の犠牲を強ふる結果とならう、通貨問題が解決すればドイツは更にオーストリアの工業に多額の投資を考慮中で他方オーストリアは他國よりの輸入を控えてドイツよりの購入を増加することゝなるらう、人民投票もナチスには既にザールで經驗済みであるからオーストリアでも必ず成功を収めるに違ひない、人民投票の結果はオーストリアの分立主義の抵抗を阻止するに至るであらう

各國動向(十三日)

英、駐獨公使に歸國命令

ロンドン【三】英國政府は十三日駐獨公使チャールズ・パレイレット氏に對しオーストリア情勢報告のため急遽ロンドンへ歸還する様訓令した、右公使の歸國はドイツ政府が英佛兩國の抗議は誤報に基くと一蹴した爲フアーストハンドの情勢を入手するため所謂外交上の公使召還ではないが形勢次第では同公使は任地に歸任せぬかも知れぬと云はれてゐる

ロンドンの互獨大會

ロンドン【三】ドイツのオーストリア進出は英國の民心を強く刺戟してゐたが十三日ロンドンのトラファルガー廣場に於て國際平和運動聯盟の指導に依る約二萬人の大示威大會が開かれオーストリア獨立支持の氣勢を擧げた、ハルデン教授は群衆を前にして熱辯を揮ひ

チェンバレン首相はドイツ軍隊がオーストリアに侵入してゐる其の際に我が皇帝皇后がリッベントロップ獨外相と晩餐を共にされなければならぬ様な申

譯のない事をししたと論じてチェンバレン首相を難詰し次いで要旨次の如き決議文が可決された

一 英國政府はドイツ軍隊がオーストリアより撤退して同國の獨立が回復されるまで獨伊兩國との會談續行を拒絶すべし

一 本問題を國際聯盟の討議に付すべし

一 示威大會會後興奮した群衆はドイツ大使館へ向けて行進を起したが警官隊のためりージエント街の入口で阻止された、尙この騷擾のためウエストエンドの大部分に亘つて交通は一時全く杜絶するなど大混亂を呈した

英佛、チエコ問題協議

ロンドン【三】英佛兩國政府は連日中歐問題に關し緊密な連絡をとつて對策を協議しつゝあるが目下兩國間に最も問題になつてゐるのはチエコスロヴァキアの獨立保障問題でフランス政府が英國抱込に躍起となつてゐるに反し英國政府は極めて慎重な態度で事態を再検討しつゝあり一九三六年三月ドイツのラインランド進駐を契機として英佛間に締結された作戰協定に基きドイツがチエコスロヴァキアを攻撃した場合英佛協力してチエコを援助する義務が英國にあるかどうかについては協定の解釋に疑義があるが目下の所英國政府としては次の三案を考究中である

- 一 チエコスロヴァキア政府へ直接保障を與へる
- 二 チエコ侵略の場合英國の中立を期待することは「賢明ならざる」旨ドイツ政府に警告を發する
- 三 ドイツ政府に對し武力威嚇を行はざる旨の保障を要求する

る旨の保障を要求する

但し一般の觀測では英國政府は結局チエコスロヴァキアの地位は未だそれ程危殆に瀕してゐるのではない地から英國に特別な義務を課するやうな言質は一切回避するものと見られる

佛、國境防備強化説

パリ【三】ドイツのオーストリア進出に伴ふ中歐の危機に對しフランス政府が如何なる態度に出るか注目されてゐた折柄十三日のマタン紙はナンシーからの報道として獨佛國境マデノ線の防備強化を次の如く傳へセンセーションを起してゐる

オーストリアの政變を契機として急迫化する國際情勢に備へるため佛獨國境のマデノ線全線に亘り異常な緊張振りを示し同方面守備の將士は全部兵營内に待機してゐる、一方フランス東部各軍管區の兵士は悉く休暇を取消された

佛・チエ條約強化か

パリ【三】フランスは獨塊合邦後に於けるチエコスロヴァキアの地位に重大關心を寄せてゐるが十三日成立したブルム人民戰線内閣は中歐の危機に對處しチエコの危殆なる地位を援助せん爲佛チエ相互援助條約の擴大を考究中と云はれる、即ち現行條約によればフランスはドイツがチエコの武力侵略を行つた場合に限りチエコを援助してドイツを攻撃する義務を有するに過ぎないが危殆に瀕した現在の情勢下に於ては斯る規定は既に十分な効果を發し得ずフランス政府は偽裝侵略をも含む一切の侵略に直ちにその効力を發し得るやう佛チエ條約の擴大強化を考

慮中の模様である、政府某當局は右に關し十三日次の如く語つた

ナチス・ドイツは茲數週間に内にチエコスロヴァキアのベネシエ大統領に對しチエコ在住ドイツ人の自治を要求する最後通牒を發する準備を進めてゐるやうだが斯る緊急事態に對應し現在の佛・チエ條約は當然改訂されねばならぬ

チエコ安全保障要請か

ロンドン【三】駐英フランス大使コルバン氏は十三日チエコスロヴァキア公使マサリク氏と同道で英國外務省を訪問獨塊合邦を中心とする中歐政局につき重要協議を遂げた、會談の内容は發表されないがドイツの積極的進出策に鑑みチエコスロヴァキアの安全保障につき英國政府の支持を要求したとの説が有力である尤もチエコ公使館では右の如き解釋は性急に失すると否定して居るが消息筋ではこの間の消息につき大體次の如く觀測してゐる

事件後フランスはチエコスロヴァキアが侵されたら援助すると英國に通告したが、十三日コルバン大使がチエコ公使と同道で英國外務省を訪問した際にもフランス側からチエコスロヴァキアの獨立が侵害された場合には英佛兩國

は無關心ではあり得ないとの共同聲明を示唆した模様で英國政府も目下この問題を考慮中である、但し英國としては中歐問題に無關心であり得ないとの立場はあくまで堅持するが今直ぐチエコスロヴァキアに何等かの確約を與へることは疑問である

越境にチエコ抗議

ベルリン【三三】ドイツ爆撃機數はドイツ國防軍のオーストリア進入以來屢々チエコスロヴァキア北部ボヘミヤ地方上空に飛來しチエコ國民に一大衝撃を與へてゐるが駐獨チエコスロヴァキア公使ゾオイテック・マスニ氏は十三日本國政府の訓令に基きゲリーング總統代理を訪問、ドイツ爆撃機の越境問題につき抗議した、右抗議に對しゲリーング元帥はこの問題は單なる偶發事件で何等政治的軍事的意味を持つものではないと確信するが今後かくの如き事件が再發せぬやう適當の處置をとる旨言明したといはれる

赤軍國境集中説否定

モスクワ【三三】オーストリア政變と同時にソヴェト政府はチエコスロヴァキアに最も近い國境附近に軍隊を集結したとの報道が外國方面で傳へられたがソヴェト政府は十三日右は全く事實無根なる旨正式に否定した、ソヴェト消息筋ではドイツのオーストリア進入はオーストリアをめぐる諸國殊にチエコスロヴァキアに對し戰爭の脅威を與ふるものとし最近の英國外交政策の轉換がヒトラー總統をしてかゝる行爲に出でしめた主要原因だとしてゐる

羅馬尼勳員説否定

ブカレスト【三三】ロンドンの某日曜新聞は十三日ルーマニア政府が隣邦オーストリアの危機に際會し萬一の事態に備へる爲國內總動員令を下したとの報道を傳へセンセーションを起してゐるがルーマニア官邊では十三日右の報道を事實無根として頭から否定してゐる

ヒ總統推納入り

十四日

ヒ總統と一問一答

ロンドン【三三】國際的に著名な新聞人デイリー・メール紙記者ワード・ブライス氏は十三日午後リッツ市でヒトラー總統と獨塊合邦問題に關しインタビューを試みたが十四日の同紙はこの會見記を第一面に大きく掲載各方面の注目を惹いて居る、この會見でヒトラー總統は今回の事變の真相につき次の如くブライス氏の質問に答へて居る

問 オーストリア事變は英獨關係調整會談に影響するか

ヒ總統 さういふことはないかと考へる、余は英國がオーストリア事變に影響されることがない様希望して已まぬ

問 オーストリア事變に關し英佛兩國はドイツに抗議したが閣下はこの抗議を如何に考へられるか

ヒ總統 余には抗議の意味が理解出來ぬ蓋し獨塊關係は英國とアイルランドの關係の様なもので、若しドイツがアイルランドに對する英國の處置に抗議したとしたらどうか、之と同様にオーストリア問題に對する英國の抗議は無意味なものである

問 今回のオーストリア事變を豫知されたか

ヒ總統 四日前迄は今日の事變が起るとは夢想だになかつた、獨塊合邦がかくも早く實現するとは思つて居なかつた、余が今回の舉に出たのはシュシュニク前首相が余を裏切つたからである、余は裏切りを絶対に許せない、余は誓つた言葉は必ず守ると共に他人に對しても彼が自ら誓約したことを實行することを期待する者である、シュシュニク前首相が國民投票を行ふと定めた十三日に余は獨塊の再結合を爲し遂げた、余が平和の達成のために全力を擧げて居ることを世界は理解して欲しい、若し余が袖手傍觀、オーストリア問題に介入しなかつたならばオーストリアは革命の前夜に突進したであらう

ヒ總統 ウィーンへ入る

リッツ【三三】リッツ市に二泊したヒトラー總統は愈々十四日ウィーンに入るに決し午前十時四十五分自動車でリッツ市の宿舎を出發、ウィーンに向つた、總統の自動車にはヒムラー親衛隊長以下幕僚を乗せた自動車廿三臺及警官を滿載したトラック十三臺が續きウィーンへの街道を徐行する、街道には無數の市民が行列歡呼の聲を浴びせてゐるが中に混つたヒトラー青年團員多數が總統の自動車に馳け寄つて總統に握手を求めれば總統莞爾として一々握手を與へるといふ和やかな風景を現出し午後四時五十分市民の歡呼裡にウィーンに入つた、總統の乗用無蓋車が掃き掃められた街路を通過して來ると市民等は旗を打ち振つて「ハイル・ヒトラー」を連呼嵐の如き喝采を送る、カーキ色のナチス黨服に身を固めたヒトラー總統は車中に起立し右手を斜前方に上げ

て終始にこやかにナチスの敬禮を以て答へた、午後五時四十分總統は自動車にシユワルトツェンベルク廣場で降りこゝに整列した獨塊選抜軍隊を閱兵した、終つて宿舎たるイムペリアル・ホテルに入り少體の後ホテルのバルコニーに姿を現はしウィーン入りの第一聲を放つた、ヒトラー總統はこの日演説を試みる積りはなかつたが外に押し寄せた大群衆の歡呼は幾度も總統をバルコニーに呼び出し唯姿を見せず會見するだけで満足せず總統も遂に草稿なしで挨拶することに決し手を擧げて熱狂する群衆を鎮め力強い音聲で感激の演説を行つたわけである、尙ヒトラー總統は十五日午前十一時から獨塊合邦に關する重大演説を行ふ筈である

ヒ總統感激の挨拶

ウィーン【三三】ヒトラー總統の演説大要左の如し

今日我々の持つドイツ國家は不可侵である、何人と雖も之を破壊することは出來ぬ、ゲルマン民族同胞諸君、今諸君が感じつゝある感激はこゝ數日間余自身も亦深く味つた所である、今日の事件は我々の祖國に對する歴史の變革であつた、諸君の感激は二百萬ウィーン市民の感激たるに止まらず七千五百萬のドイツ全國民も亦之を深く感じてゐる、余はこの歴史の變革に深く感動してゐる、今や獨塊間には炳乎たる相互忠誠の誓ひが存在するに至つたが如何なる脅威、如何なる暴力、如何なる災厄も我々にこの誓ひを破壊させることは出來ぬ、余は今この誓ひをウィーンからケルン、ハンブルグに至る迄ドイツ全國で傾聽するゲルマン民族の前に

聲明するものである

獨外相一行もウィーン着

ウィーン【三三】ドイツ外相フォン・リッペントロップ氏は駐獨大使フォン・パーペン氏、突撃隊長ルツツェ氏と同道飛行機で十四日午後六時半ベルリンからウィーン郊外アスベルン飛行場に到着直ちにウィーンのアインペリアル・ホテルに赴き先着のヒトラー總統一行と會した

塊公使館を獨に合併

ウィーン【三三】オーストリア新政府は十四日全在外公館に對し指令を發し今後は當該地駐在ドイツ公使館の下に於つて行動する様命令した、一方オーストリア・ナチス黨員に對してはシュシュニク前政府の彈壓によつて蒙つた損害額を文書を以て上申する様政府から要求ありドイツ國內で施行されてゐるユダヤ人排斥法も近くオーストリア國內で實施される等合邦後の新オーストリアの政治工作は着々進められてゐる

塊株式取引所一時閉鎖

ウィーン【三三】オーストリア政府は獨塊合邦に伴ふ金融市場の動搖を防止するため十四日全國の株式取引所に對し追て通告ある迄閉鎖を命じた、政府は更に一般の思惑及び資本逃避を防止するため各種の緊急對策を講じつゝあるが既に金融取引には嚴重な統制が加へられ預金の引出しは一週間一千シリングに限定された株券の購入は唯銀行に寄託される事を條件に許可されてゐるが地方株券の賣却には特に嚴重な制限が加へられて居り違反者は最高一千シリングの科料及び一ヶ年

の禁錮に處せられる
 ナチのユダヤ人排撃開始さる
 ウィーン【三二】獨塊合邦の官言と共に
 オーストリア政府はドイツ・ナチスに倣
 つてユダヤ人排撃運動を開始し十四日
 は早くも各官廳からユダヤ人官吏が續々
 放逐されて新鋭ナチス分子がこれに代つ
 て行政機關の樞要地位に就任するに至つ
 た、同時にユダヤ人判事は全部罷免され
 ウィーン市長にはナチス領袖ノイバツ
 ヘル氏が任命された、更にオーストリア新
 教々會はすべてドイツ新教々會に併合さ
 れることとなりナチス・ドイツに倣つて
 オーストリア労働戦線の結成が決定され
 る等、ナチス制憲に伴ふオーストリア内
 政の改革は着々實行に移されてゐる、然
 しオーストリア・ナチス本部が十四日全
 ナチス黨員に對し自己の裁量によつて勝
 手に反ナチス分子に付き捜査、檢束、没
 收をなすことを禁止した結果、國內各部
 内に亘る急激な變革にも拘らず國內は案
 外平穩を保つてゐる

獨塊軍ミニオンへんに移駐

ミニオンへん【三二】獨塊合邦に伴ひ兩國
 の軍隊は相互に交換移駐されることとな
 ったがオーストリア國軍第一次移駐部隊
 は十四日ミニオンへんに到着しオーストリ
 ア出動中のミニオン國防軍留守兵舎に
 入つたがミニオン市民は同部隊の行進
 する沿道に逐列し之に熱狂的歡呼を浴せ
 た

獨塊前大官の消息

エツセン【三二】ゲーリング元帥の機關
 エツセナー・ナチオナル・ツァイツング
 紙は十四日の紙上で、シユニク前首

相は未だいづれへも亡命せず依然ウィ
 ーンのベルヴェデア宮内の私邸内に蟄居、
 百五十名のナチス親衛隊の保護警戒を受
 けて居ると報じて居る、更に同紙は元護
 國團首領シユタル・ムベルグ公を始め前
 駐保局長參議ワイザー、參議ベーム、前
 文相ベルンター博士、前新聞局長アダム
 コック大佐、前オーストリア新聞協會總
 裁ルールウイック、前ウィーン市長シユ
 ミット氏等前大官多數は逮捕されたと思
 へて居る

獨塊兩軍總司令布告

ウィーン【三二】オーストリア陸軍總司
 令に就任したフォン・ボツク將軍並びに
 ドイツ國防軍總司令フォン・ブラウヒツ
 チ將軍は十四日ウィーンに於て夫々布告
 を發し獨塊兩國軍の合體を中外に宣言し
 た

△フォン・ボツク將軍布告 本官は爾今
 オーストリア領内に於ける各軍隊の指
 揮を管掌し獨塊兩國軍の融合合體を實
 現するであらう
 △フォン・ブラウヒツ將軍布告 獨塊
 兩國軍の合體は牢固として拔くべから
 ず、兩國軍が何等の相異點なく渾然一
 體のドイツ軍隊に融合するであらうこ
 とは本官の確信して疑はぬ所である

獨塊通貨統制準備進む

ベルリン【三二】獨塊合邦に伴ふ具體的
 經濟政策としてドイツ政府は兩國の通貨
 統制を實現すべく着々準備を進めてゐる
 模様である、即ちオーストリアに於ける
 シリング貨は今後マルクを以て統一され
 る筈であるが通貨統一の具體的方法とし
 て傳へられる所次の通り

一 一〇〇ライヒスマルクにつき二二〇
 乃至一五〇シリングのバリエイに於て
 兩通貨を統一する

一 通貨統一に際しての措置はザール合
 邦に際して行はれた方法による

一 ドイツの通貨關係法規並びに資本輸
 出に關する法規は其儘オーストリア全
 國に適用施行する

一 オーストリアに對する債權者は對獨
 債權者と同様の扱ひを受ける

獨塊現行率據置

ベルリン【三二】獨塊合邦後に於けるオ
 ーストリアの關稅が如何なる取扱ひを受
 けるかは各方面の注目する所となつてゐ
 たがドイツ經濟省は十四日夜特別法令を
 發しオーストリアの關稅は暫定的に現行
 稅率に據置く旨左の如く發表した
 オーストリアの關稅制度は暫定的に現
 行の制度を踏襲しドイツに於ける特殊
 關稅區域とする、同様の區域は既にド
 イツ國內に於てハンブルグが存在し同
 地には自由港として特殊關稅制度が實
 施されてゐる

各國動向 (十四日)

各國要人往來

▲獨塊佛大使英外相訪問 ロンドン【三二】
 駐英ドイツ代理大使ウルマン博士
 は十四日午前英國外務省にハリファツク
 ス外相を訪問要談廿分にして辭去したが
 一方フランス大使コルバン氏もハリファ
 ツクス外相を訪問重要協議を遂げた
 ▲駐英佛公使歸國 ウィーン【三二】
 駐英英國公使チャールス・パレイレット

氏、フランス公使ガブリエル・ビュオー
 氏は夫々本國政府の命令によりオースト
 リア情勢報告の爲十四日午後ウィーン發
 歸國の途についた、兩公使は今後の形勢
 如何によつては最早ウィーンに歸任しな
 いのではないかといはれてゐる

ムソリーニ首相に總統に返電

ローマ【三二】ヒトラー總統は獨塊合邦
 に對するイタリアの支持に對しムソリー
 ニ首相に宛て「閣下の好意ある措置を余
 は終生忘却せざる」旨懇篤なる親電を寄
 せたが之に對しムソリーニ首相は十四日
 ヒトラー總統に宛て左の如き復電を發し
 イタリア政府の態度を明らかにした
 今回余のとれる態度はベルリン、ロー
 マ輻輳によつて固められた兩國間の友
 好精神に基いて決定されたものである

チエゴのナチス黨氣勢を揚ぐ

ブラハ【三二】獨塊合邦の完成にチエゴ
 スロヴァキアのナチスとしてドイツ少數
 民族を代表するズデーテン黨は十四日ブ
 ラハに黨大會を開き民族自決の氣勢を揚
 げ席上ロツシニ議員は起つて國際情勢の
 緊迫に鑑み黨員の自重を要望して曰く
 ズデーテン黨に關するドイツ人は何處
 迄も合法的に行動せんと欲する、チエ
 コスロヴァキアに於ては我々の運命は
 常に合法的手段によつて論議されるべ
 きである、ズデーテン黨は國內秩序擁
 護の要素であることをチエコスロヴァ
 キアは諒解すべきである

佛、飽迄チエゴ援助

パリ【三二】維產の組閣に成功したブル
 ム新首相は息づく暇もなく歐洲安全保障
 體制の顛勢挽回に乗出すこととなり十四
 日午後五時首相官邸にチエコスロヴァキ
 ア公使ステファン・オヌスキー氏を招致、
 ボンクール外相を混へてチエゴの獨立
 防衛策につき重要協議を遂げた、席上ブ
 ルム首相、ボンクール外相は一旦緩急の
 場合、フランスはチエコスロヴァキアに

國民に對して忠實ならんとする信念は
 我々南ドイツ黨員の胸に深く刻まれて
 ることを我々は充分知つてゐるから
 我々の闘争は必ず成功することを確信
 して疑はない

洪國の外交政策

ブダペスト【三二】獨塊合邦の結果オー
 ストリアと同じくローマ議定書プロツク
 の一環を爲すハンガリーの動向は極めて
 注目されるがハンガリー政府官邊ではロ
 マ議定書は事實崩壞に歸した旨十四日
 左の如く言明した
 ハンガリーの外交政策、經濟政策を部
 分的に規定してゐたローマ議定書は今
 や一切の價値を失つた、蓋し獨塊合邦
 の結果調印國の一つたるオーストリア
 はその獨立性を喪失し然も他の調印國
 たるイタリアは之に同意を與へたから
 である、ハンガリーは離脱から脱退せ
 ず且つ防共協定に参加しないといふ去
 る一月のローマ議定書會議の決意に飽
 く迄忠實を誓ふものだが中歐の新情勢
 によりハンガリーは今やドイツ並にイ
 タリアと自國の獨立保持につき新條約
 締結の必要を迫られるに至つた

對し、相互援助條約に基く義務を忠實に履行する用意ある旨言明し、チエコを激勵した模様である、右會談後ポントール外相はチエコに關するフランス政府の決意を英國政府に傳達する様コルバン駐英大使に訓令した、更に同外相は獨塊合邦後の新情勢に對處するフランス政府の今後の方針を協議する爲ウイーン、ブリュッセル、ベオグラード各駐劄大使、公使に對し歸還命令を發した、ブルム首相はチエンバレン英首相と相呼應し近く議會で獨塊合邦に關する重大聲明を行ふ筈だが同聲明に於てはフランスが國際義務特にチエコに對する條約義務に忠實なる點を強調することゝならう

チエコ對英申入説

ロンドン【三】U P ロンドン支局は十四日最も信頼すべき筋よりの情報として左の如く報道してゐる

ロンドン駐劄のチエコ公使マサリツク氏は十三日ハリファツクス英外相を訪問してドイツのチエコ政策に對する英國政府の態度を質すと共に英國政府がドイツの侵略的行動に對して適切な措置をとらぬ場合はチエコ政府もその外交政策を全面的に再檢討せねばならぬ旨申入れた、ハリファツクス外相は右の申入れに基いてチエンバレン首相に對し英國の態度を明確に表明する前にヒトラー總統にチエコの獨立を尊重する旨の明確な宣言を行ふ事を要請すべき旨進言した模様である

尙ほブラハ官邊では以上の報道を正式に否定してゐるがU P ロンドン支局では確かな筋から聞いたのだから間違ひはないと主張してゐる

赤軍の波蘭利用は認めず

ワルシャワ【三】ソヴェト政府スポークスマンが「ソヴェトがチエコ救援の場合には兩國間に一種の廻廊をつくる必要がある」と言明したことはいたくポーランドの人心を刺戟し各方面の論議的となつてゐるが右に隨し消息通は十四日U P 記者に左の如く語つた

ポーランド政府はソヴェト軍隊がチエコ救援の爲ポーランド國內を通過することは絶対に認容しないであらう(次頁「ソ聯チエコ援助決意」参照)

廻廊問題の關心高まる

ワルシャワ【三】最近英國の某紙上にヒトラー總統の談として

我々ドイツ人はポーランド廻廊がドイツ領土を遮断してゐることを決して快よく思つてゐない

この記事が掲げられたことは相當ポーランドの人心を刺戟し各新聞は一齊に右に關する記事を掲げてゐるが政府機關紙イラストロウニイ・クルエール紙は之を好意的に解釋して左の如く述べてゐる

我々はヒトラー總統が何も悪意があつてこんな談話を發表したとは思はぬ、人間は誰でも間違ひを起すものだ、ポーメニア地方は歴史的にも人種的にも全くポーランド領である

英佛協議の前途(ベルチナクス)

パリ【三】獨塊合併と共にチエコスロヴァキアの獨立擁護問題が英佛交渉の中心題目となつて協議が進められてゐるがブルム内閣の成立に伴ふ英佛協議の前途について外交通ベルチナクス氏は左の如く觀測してゐる

ポール・ポントール外相は就任と共に

直ちにコルバン駐英大使に訓電を發しチエンバレン首相に對し十四日の英國下院に於ける同首相の演説前にフランス政府の意向を傳達させた、即ちフランスは佛チエコ相互援助條約に基く義務を履行する用意ある旨決意を披瀝したのである、フランスとしてはフランスがチエコ援助の爲宣戰を布告する場合英國もこれに倣ふものと確信してゐるとすれにそれはフランスの態度に疑惑が持たれるから従つてフランスは今後チエコ問題に關するその斷乎たる態度闡明に努めることゝならう、一方ヘンダーソン英國大使は本國政府の訓令によりリツベントロップ外相に對しゲリリング總代理がチエコ公使に爲した平和的言明はドイツがチエコスロヴァキアの獨立を尊重するとの誓約と解する旨通告することゝなつた模様である、ウイーン駐劄英佛兩國公使が歸國することゝなつたのは英佛兩國政府はウイーン入りしたヒトラー總統からの外交團招待に應ずることを潔しとしなかつたからだ

聯盟筋獨塊脫退論に冷靜

ジュネーブ【三】ザイス・インクワルト内閣が獨塊合邦を正式宣言した結果、オーストリア政府は當然聯盟を脱退するものと見られるが聯盟筋では一般にオーストリア政府から正式に脱退の通告がある迄従來通りオーストリアを聯盟國として遇すべきであるとの見解を持しオーストリア政府からの脱退の申入れがあるか乃至聯盟總會がオーストリアの脱退を決議する迄は現状に何等變化がないものと

見てゐる、尤も一部にはオーストリアが既にドイツに合併された以上オーストリア政府が更めて脱退を宣言する迄も無く當然聯盟を脱退したものと見做すべきであるとの説も行はれてゐるがそれに反し獨塊合邦によりオーストリアは今後英帝國內の自治領の如き地位に立つこととなり従つて今後ドイツ政府とは別個に聯盟國としての義務を負担すべきであるとの説をなす者もある

ワシントン【三】米國政府は獨塊合邦に付き嚴正中立の態度を持しドイツ政府の對獨塊行動に付き何等か干渉に出ることは全然考慮してゐないが近く駐獨代理公使ジョン・ウイレイ氏をウイーン駐在總領事に任命、同時に駐獨大使ヒュー・ウィルソン氏をして戰債問題初めオーストリアに關する外交問題一切を處理せしめてエチオピア併合の場合と同様獨塊合邦の「既成事實」を承認する意向と傳へられる

米國獨塊形勢注視

ワシントン【三】米國政府は獨塊合邦の推移に異常な關心を以て注視してゐるが歐洲の問題として慎重を期してゐる模様で十四日ハル國務長官も新聞記者團との會見に於て

歐洲情勢の發展は米國政府が最早これに對應する政策を樹立し得ない程の點に立ち至つた

と意味深長な言を洩らしたのみでそれ以上語ることを避けた、一方チエコスロヴァキア公使ウラヂミール・フルバン氏は國務省にサクナー・ウェルズ次官を訪問チエコの防衛につき種々協議しポーランド大使ジェルズイ・ボトキイ伯はホワイト・ハウスにルーズヴェルト大統領を訪問する等ワシントン外交界の動きは漸く活潑となつて來た、議會方面では民主黨議員オトウール氏がオーストリアに獨立が復舊する迄ドイツとの外交關係斷絶を主張する過激な決議案を下院に提出した共産黨員を中心とする反ナチス・デモは依然熄まず警備隊はドイツ大使館、オーストリア公使館前に押掛けた示威運動者を政治運動取締法違反の罪で逮捕した

米、獨塊公使館を總領事館に變更

外交權接收

ヒ總統の獨塊合邦獅子吼

ウイーン【三】十四日午後晴れのウイーン入りをしたヒトラー總統は獨塊合邦宣言の歴史的大演説を行ふべく十五日午前十一時宿舎インペリアル・ホテルを出て由緒あるヘルデン・プラツツに赴いた、同廣場にはドイツ民族として大戦後始めての感激を味はふべく約十萬の市民が集りヒトラー總統が場内に入るや一齊にハイル・ヒトラーを叫んで歡迎した、かくて先づザイス・インクワルト首相登壇、ヒトラー總統歡迎の辭を述べヒトラー總統は午前十一時廿分聽衆の熱狂的な歡呼裡に怒々登壇要旨次の如き演説を行つた

オーストリアの舊指導者達はヴェルサイユ條約に自國を縛りつけ列強の同情に縋ることをオーストリアの使命と錯覺した、余はオーストリアは別個の使命を有すると宣言する、即ちオーストリアは自主的でなければならなかつたのだ、しかしドイツ帝國に編入された今日オーストリアは自己の使命を充分

今日オーストリアは自己の使命を充分

日 五 十

自覺し大ドイツ民族共同体に忠誠を誓ふに至つた、今後我等はナチス綱領に基きナチスの熱誠を以てオーストリア州の社會、文化及び經濟の更新向上のため全力を傾倒する決意である、數日來オーストリアが示した感激と規律こそは必ずナチス理想の實現を約束するものである、最後にその大業に参劃乃至協力したナチス黨内外の人士に余は深く感謝する、ドイツ國萬歳、オーストリア州ナチス黨、ドイツ國軍萬歳」

獨塊軍隊示威大行進

ウイーン【三・五】ヒトラー總統の獨塊合邦宣言演説に續き十五日午後ドイツ國防軍並びにオーストリア國軍はヒトラー總統の閱兵を受けた後ウイーン市中大示威行進を行つた、午後二時ヘルデン・プラッツを出發した獨塊兩軍の精銳は新オーストリア國軍總司令フォン・ポツク將軍指揮の下に軍樂隊を先頭に堂々大縱隊を作り市中を行進、沿道のウイーン市民は何れも歡呼してこれを迎へた

獨塊總監任命

ウイーン【三・五】ヒトラー總統は十五日オーストリア首相ザイス・インクワルト氏をオーストリア州總監に任命したがこの結果オーストリア政府はバイエルン、ザクセン其他の聯邦各州政府と同様ドイツ聯邦内の一地方政府となつた、これに伴ひオーストリアの外交權は今後一切ドイツ政府に繼承せらるゝこととなり、その結果オーストリア外相ワイルヘルム・ウオルフ氏は辭任しドイツ外相フォン・リッペントロップ氏がオーストリアの外交權を掌握することとなつた

獨塊の外交權接收

ベルリン【三・五】ドイツ政府は十五日外交機關を通じて各政府に對しドイツ政府は三月十三日を以てオーストリアを合邦し且つ各國に駐在せるオーストリア外交官は今後凡て同國駐割のドイツ外交官によつて代表される旨通告した

▲モスクワ使節接收 モスクワ【三・五】モスクワ駐在ドイツ大使館は十五日ソヴェト外務人民委員部に對し獨塊合邦を正式に通告、併せてモスクワ駐在オーストリア公使館を閉鎖ドイツ側に接收すべき旨を通告した、ソヴェト政府はこれを受諾したが十五日午後舊オーストリア公使館にハーケンクロイツ旗が翻つた

オーストリア銀行接收

ウイーン【三・五】ドイツ中央銀行總裁シヤハト博士は十五日午後ベルリンからウイーンに到着した、博士のウイーン訪問は獨塊合邦に伴ひオーストリア銀行の接收を行ふためオーストリア銀行保有の金及び外國通貨は近くベルリンに送られ同銀行は單にドイツ中央銀行の支店となる筈である

猶太人の投票禁止

ウイーン【三・五】オーストリア政府は獨塊合邦を宣言すると共にドイツ・ナチス做つて國內各機關のユダヤ人排斥運動に着手したが十五日更に來る四月十日施行される國民投票に際しユダヤ人はすべて投票を許さぬ旨發表した

ヒトラー突如結婚

ウイーン【三・五】ヒトラー總統は十五日午前ウイーンに於て獨塊合邦宣言の歴史的演説を行ひ電光石火の早業で午後ウイーンを出發、飛行機で多數の隨員を乗せた飛行機六臺に護られながらミュンヘンに向つた、ヒトラー總統が突如豫定を變更して急遽ベルリン歸還の途についてゐることについては各種の臆測が行はれてゐるが確聞するにヒトラー總統のベルリン歸還はポーランド、リヌアニア國境事件が悪化してポーランド政府は遂にリヌアニアに對し最後通牒を發したとの情報を受け取つた爲と云はれる

前塊首相結婚

ブリュッセル【三・五】ナシヨン・ベルジュ紙は十五日の紙上に失意の人シユシニク前塊首相が十四日ウイーンの自宅に於て戸外のお祭騒ぎを尻目に悠々結婚式を舉げたとの報道を掲げセンセーションを起してゐる、新婦はチルニシ伯爵夫人、四年前夫人を失つたシユシニク博士と一年前婚約し當時ウイーン社交界の話題となつたものだが「結婚は首相をやめてから」との日頃の持論を忠實に守り今回の辭職を機會に愈々結婚生活に入つたものといはれる、尙シユシニク博士は事件以來ナチスの手で保護監禁されその後ナチス派の諒解を得てハンガリーへ亡命したと傳へられたが右報道によりシユシニク博士が今回ウイーンに留つて居ることが判明した

獨逸の秘密同盟

ロンドン【三・五】イタリア政府は獨塊合邦に好意的中立を維持ベルリン・ローマ樞軸に對する忠誠の態度を示威したが獨逸兩國政府はこの間秘密裡に軍事同盟を締結、イタリア政府がドイツのオーストリア進出を默認する代價としてドイツ政府はイタリアを援けスペイン・フランコ軍に對する軍需品、義勇兵の供給を促進してイタリアの地中海制覇を援助する旨の密約を遂げたとの風説が英國政界の一部に流布されてゐる、A.P.ロンドン支局が英國官憲からの聞知した所によれば英佛兩國軍事專家は目下右獨逸密約に對する對抗策を協議してゐる模様で特にフランスはイタリア義勇兵が一人残らずバレアリック群島から撤收し終る迄スペインの廣汎な地域を保障占領するとの強硬對策を考慮してゐるといはれる

各國動向(十五日)

各國要人往來

▲英佛對策協議 ロンドン【三・五】駐英フランス大使アンドレ・コルバン氏は十五日午後外務省にハリファツクス外相を訪問、獨塊合邦に伴ふチエコスロヴァキア援助問題につき協議を遂げたが更にスペイン問題に轉じ職局の急轉回に對處する英佛兩國の共同對策につき意見を交換した

チエコ援助英佛協議

パリ【三・五】フランス外相ポール・ボンクルール氏は十五日午後外務省に駐佛英國大使エリック・フィツプス氏の來訪を求め獨塊合邦に伴ふ對チエコスロヴァキア援助問題に付き長時間協議を遂げた、席上ボンクルール相はフランス政府は佛チエ相互援助條約に基き飽ちチエコスロヴァキアを援助する意向なる旨強硬決意を披瀝し英國政府の協力を要請した模様である

羅馬議定書改訂か
ローマ【三・五】オーストリア政府の獨塊合邦宣言によりローマ議定書調印國たる塊、洪、伊三國關係は重大變化を受けるに至つたがイタリア政府は新情勢に對處する爲め近く獨、洪兩國政府との間に羅馬議定書の改訂につき協議を遂げる意向と傳へられる

ソ聯チエコ援助決意
モスクワ【三・五】獨塊合邦實現に伴ひチエコスロヴァキアと相互援助條約を締結してゐるソヴェト政府が果して如何なる態度に出るか各方面の注目を惹いてゐるがソヴェト政府スポークスマンは十五日ロイテル通信社モスクワ特派員の質問に對し
ソヴェト政府は萬一チエコスロヴァキアが攻撃を受けた場合フランス政府が同様の措置に出ることを條件にチエコスロヴァキア援助に赴く決意である旨言明した、更にロイテル特派員はソヴェト聯邦とチエコとは國境を接してゐないが、如何にして援助を行ふかと質問したがソヴェト政府スポークスマンは「その場合にはソ、チエ兩國間に一種の回廊を作らねばならぬ」と述べた

ム首相獅子吼
ヒトラー總統ベルリンに凱旋
ベルリン【三・五】獨塊合邦の偉業を成就したヒトラー總統は十六日午後五時五分ミュンヘンから飛行機でベルリン郊外のテンペルホフ飛行場に到着した

日 六 十

が飛行機が着陸するやゲリーング總統代理は直ちにヒトラー總統から出發の際委任された總統代理の全權を返上する旨述べたでゲッペルス宣傳相は「全大ドイツ民族の名に於て」ヒトラー總統のオーストリア合邦の功勞を感謝した、かくてヒトラー總統は午後五時廿五分自動車で總統官邸に向つたが、この日學校、官廳、會社、軍隊など何れも「我等が總統」歡迎のため休暇となり全市民は街上に溢れ一滴の血も流さずに三萬二千方哩の版圖と六百七十萬の人口を一擧ドイツの一州に加へたといふ國民的感激からヒトラー總統の人氣は彌が上にも高まり市民口々に「大ドイツの統一者」、「東歐に馬を進むる救世主」、「大ドイツ國の創設者」を絶叫し沿道の樹木といふ樹木、屋根、窓等は人の鈴なりベルリン市内は未曾有の賑ひだ、ヒトラー總統の自動車は數十臺の自動車に従へられる様な歡呼の嵐の中に徐行しつゝ進み市民は既に四時間以上も立ちつゞけてゐるが身動きも出来ない有様だ、ヒトラー總統の自動車は總統官邸前のウィルヘルム廣場にさしかまつた際には市民の感激は遂に最高潮に達したヒトラー總統は午後六時總統官邸前に集る數萬の市民の熱狂的歡呼に應へ官邸バルコニーから左の如き力強き歸國の挨拶を述べた

國家の統一は遂に成つた、ドイツは今や大ドイツ國家となつた、而して今後も大ドイツ國家として發展を續けるであらう、東西南北の全大ドイツ民族がこの事實を保障する

ヒトラー總統の選遊説
ベルリン【四六】ヒトラー總統は来る四月十日のオーストリア國民投票選舉戦に自ら出馬するに決定近く再びオーストリアに赴くこととなつた、總統は南獨塊グラーツ市を振出しに全オーストリアを演説行脚するが全國九五パーセント以上の賛成投票は確實視されてゐる

者か殺倒してゐるといはれる

フアイ少佐自殺
ウィーン【三三】ドルフス内閣及びビュルク内閣初期の内相としてオーストリア・ナチスに峻烈な彈壓の鐵槌を下し往年の合邦運動に大打撃を與へたフアイ少佐は獨塊合邦の完成に身邊の危險を感じ十六日夫人及び子息と共に自殺を遂げた、フアイ少佐は護國團の首領シュターレンベルグ公の片腕として辣腕を以て開え一九三四年二月ドルフス内閣と提携して社會民主黨の清掃を斷行次いで鋒先を國內ナチスに轉じて苛責なき彈壓政策を續け同年七月ナチスのクーデターによつてドルフス首相が暗殺された時もナチスの爲に監禁された、その後シュターレンベルグ公との不和から一九三六年十月護國團を追はれ爾來政界の表面から引退して今日に至つた

ナチのユダヤ人狩愈々猛烈

パリ【三二】獨塊合併を實現したナチスの反對派並にユダヤ人彈壓に國內反ナチス分子は異常な恐慌に襲はれてゐるが佛紙エクセルシオルのウィーン特派員の報道に依ればザイペル、ドルフス、シュニク三代の獨塊首相に經濟顧問として仕えたユダヤ人クルワルド博士は十六日死骸となつて自宅で発見され又大鐵鋼業者ライトリンゲル氏は令嬢と共に自殺を遂げたといはれる、當局の反ナチス、ユダヤ人狩りは日と共に峻烈となりウィーン政治犯收容所は何れも之等檢束者で満員の狀態で逮捕を懼れて國外に逃亡する者續出し獨塊チェコ國境には數百の越境

果として舊獨塊帝國が崩壊してオーストリア共和國が新しく形成された時共和國憲法は先づオーストリアがゲルマン國家の一部であることを明確に規定した、所謂オーストリアの獨立なるものはヴェルサイユ條約及びサンゼルマン條約に依つて人為的に課せられたものであつて歴史の必然に反する不合理極まるものである、オーストリアは聯盟理事會の同意があれば獨立を取消してもよいと國際條約で定めるなどといふことは歴史的にも全く世界に類例のない滑稽な事實である、一九三四年七月ナチスのクーデターが起つてドルフス首相が暗殺された時イタリア政府は直ちに四ヶ師團をブレンネル時に出動させたが之は一に全く豫期しなかつた流血の慘事に直面してオーストリアの事態が如何に發展するか全然見透しがつかなかつた爲己を得ず採つた自衛手段であつてドイツを牽制せんとする如き意圖は全然なかつた、オーストリア人一人としてイタリア軍の動員を要求したものはなかつた、イタリア軍の國境集結に對して感謝の意を表した者もない、一九三六年ベルリン・ローマ樞軸の樹立は歐洲の政局に新しい指導原則を確立したもので他方オーストリアに於けるナチスの勢力は急速に増大しドイツに於ても國防軍の實力は劃期的躍進を遂げた、當時イタリアはこの國際情勢の變化に基いてオーストリア政府にドイツとの和協を勧告し自らゲルマン國家の一員たることを表明した國家が反獨政策をとる矛盾を指摘してかゝる政策は歴史的に見ても政治的

に見ても全く無意味なることを強調した、爾來イタリアはオーストリアに對し絶えずドイツへの接近を慫慂し一九三七年四月のヴェニス會談に於ても余はシュニク首相に對しオーストリア問題は専らオーストリア自身の問題なる事及びベルリン、ローマ樞軸はイタリア外交政策の基調たることを力説して同首相の慎重なる考慮を促した、更に一九三八年三月七日シュニク首相より國民投票執行に對する余の意見を求めて來たのに對し余は卒直にその危險を指摘して反省を求めた、イタリアは今迄如何なる形式の下に於てもオーストリアの獨立を支援すべき約束をしたことはない、又假りにオーストリアよりイタリアの支援を求めて來たとしたらイタリアは次のやうに回答するだらう「外國の外交的支持乃至軍事援助を必要とする獨立は決して眞の獨立ではない」と、イタリア政府がオーストリアの獨立維持に關心を有つてゐたことは事實であるが獨立は大多數のオーストリア人が獨立を切望するといふ條件に於てのみ維持するべきだといふのがイタリア政府の一貫した態度である、然るに最近オーストリアに起つた事態は之と全く逆にオーストリア國民が最も希望する所は獨塊の合邦であつたことを證明した、若しシュニク首相がもつと慎重な態度をつたならば獨塊合邦の實現は延期されたかも知れぬがオーストリア問題の解決は依然として絶対に避けることは出来なかつたであらう、合邦はオーストリア全國國民の熱望であり歴史的な必然であ

各國動向(十六日)

獨塊合邦は必然とム首相喝破
ローマ【三三】ムソリーニ首相は十六日午後五時下院に於て獨塊合邦に對するイタリア政府の態度を闡明、ベルリン、ローマ樞軸の嚴然たる存在を強調して積極的にドイツ支持の立場を明にし左の如く述べた

一九一八年十一月十二日媾和條約の結果として舊獨塊帝國が崩壊してオーストリア共和國が新しく形成された時共和國憲法は先づオーストリアがゲルマン國家の一部であることを明確に規定した、所謂オーストリアの獨立なるものはヴェルサイユ條約及びサンゼルマン條約に依つて人為的に課せられたものであつて歴史の必然に反する不合理極まるものである、オーストリアは聯盟理事會の同意があれば獨立を取消してもよいと國際條約で定めるなどといふことは歴史的にも全く世界に類例のない滑稽な事實である、一九三四年七月ナチスのクーデターが起つてドルフス首相が暗殺された時イタリア政府は直ちに四ヶ師團をブレンネル時に出動させたが之は一に全く豫期しなかつた流血の慘事に直面してオーストリアの事態が如何に發展するか全然見透しがつかなかつた爲己を得ず採つた自衛手段であつてドイツを牽制せんとする如き意圖は全然なかつた、オーストリア人一人としてイタリア軍の動員を要求したものはなかつた、イタリア軍の國境集結に對して感謝の意を表した者もない、一九三六年ベルリン・ローマ樞軸の樹立は歐洲の政局に新しい指導原則を確立したもので他方オーストリアに於けるナチスの勢力は急速に増大しドイツに於ても國防軍の實力は劃期的躍進を遂げた、當時イタリアはこの國際情勢の變化に基いてオーストリア政府にドイツとの和協を勧告し自らゲルマン國家の一員たることを表明した國家が反獨政策をとる矛盾を指摘してかゝる政策は歴史的に見ても政治的

つた、余は去る七日シユシニク首相より國民投票に對する意見を發表された時既に同首相に對し操縦は實下の掌中に於て操縦するであらうと警告した程である、今回の獨逸合邦で獨伊兩國は直接境を接するに至つたがドイツ國軍のブレンネル時への進出はイタリア政府を些も刺戟しなかつた、蓋し國境は防備すればよいのであつて兎や角論議しても始まらぬからである、ドイツの人口八千萬に較べてイタリアの人口が僅に五千萬だとしてもドイツの國境は十個の異つた國家と境を接してゐるから獨伊の國境線は充分に確保されてゐると斷言し得る、獨逸合邦は歐洲の地圖を一變した、民主主義國家は獨伊兩國の緊密なる連帯に水を差さんと試みたがベルリン、ローマ樞軸は之等列國の希望に反し愈々その連帯を強化し如何なる事態に直面しても獨伊の提携は絶対に破られることはない、今やドイツはベルリン、ローマ樞軸が正常な國際情勢下に於てのみ作用する單なる外交機構ではないこと及び獨伊の樞軸はドイツにとり將又全歐洲にとつて劃期的歴史の瞬間に於て愈々その威力を發揮しその連帯の強靱性を全世界に立證したことを改めて知つた筈である、今こそ獨伊兩國は互に手を携へて共同の信念に向つて邁進すべき秋である、かくてこそ始めて凡ての國家が平和の裡に實り多き協力を續け得る新しい均衡が地球の上に齎されるであらう

佛ソ、チエゴ軍援助確約

パリ【三六】パリ駐劄ソヴェト大使ヤコブ・スリーツツ氏は十六日ケドレルセーの

フランス外務省にポール・ボンクール外相を訪問しチエゴスロヴァキア援助問題に關し協議しチエゴ政府との相互援助條約の適用問題について意見の交換を行つたが席上スリーツツ大使はソ聯政府がチエゴ政府に對し同國の攻撃された場合軍事援助を行ふ旨確約した事を通告、ボンクール外相亦フランス政府の積極援助方針を表明、佛ソ兩國間に新しい協定が成立し將來チエゴが外國より攻撃を受けた場合佛ソ兩國はチエゴとの相互援助條約に基き共同して軍事援助を行ふ旨發表された

ソ聯不干渉主義維持か

ワルシャワ【三六】ソヴェト各紙は今回の獨逸合邦については最初右ニユースをスポーツ欄に掲げ一方ハリソン等反革命陰謀裁判のニユースをデカデカと掲載し獨逸抗争は全く當然の出来事であるかの如く表面冷靜を裝つてゐるがこれをソヴェトがポーランド、リスマニア國境紛争事件につきリスマニア政府にソヴェトの援助を期待することは誤りだと通告した事實と照し合せ見るに國際政局に於けるソヴェトの實力低下を端なくも自ら曝露したものといひ得よう、即ち屢次の反革命裁判を契機にソヴェトは英佛勞動階級から見放され英佛初め小協商國にもソ聯との疎隔の氣運強くこの間對日制裁を以て情勢好轉を策したリトヴィノフ外務人民委員は去る一月の聯盟理事會で各國の御都合主義に遭つて苦杯を嘗めさせられるといふ有様、一方國內では漸次民族運動擡頭の氣配もありソヴェトとしては四面楚歌の裡に國を鎮して國內肅清に専念し公開裁判を見せしめにして一刻も早

く反ソ運動を絶滅、國內人心の安定を計りスターリン政權強化、國力増進により日増しに勢力を増大しつゝある反ソ陣營に備へねばならないといふ實狀で従つて對外的には目下の所不干渉主義維持で行く外はないと見られる、十五日モスクワよりのラヂオ放送でソヴェト政府代辯者はドイツがチエゴスロヴァキアに武力を使用するならソヴェトは條約に依りチエゴを援助する外はないがドイツは恐らく斯かる行動には出まいと語つてゐるのはこの間の消息を傳へるものである、然しソヴェトは世界革命の精神により反共國に對しては今後も依然として消極乃至積極的の排撃運動を試みると思はれる、一方支那に關してはその援助が不活潑になるのは避けられない所であらう

ベルギー、ナチス派不穩

ブリュッセル【三六】ドイツ國境に近いベルギーのオイベン市に於て十六日突如ナチス派のデモが行はれ約二百名の青年がハイル・ヒトラーを叫んで街路を行進形勢不穩を示した、急報により地方警官隊が出動國境警備隊の應援を得て治安を回復した、因みにオイベン市は舊ドイツ領であつたが大戦後ベルギー領となつた所である

獨逸通貨統一

ベルリン【三七】ドイツ政府は獨逸合邦に伴ふ兩國間の通貨統一を斷行することとなり十七日左の總統令を以て直ちにこれを實施した

日 七 十

獨逸通貨統一

ベルリン【三七】ドイツ政府は獨逸合邦に伴ふ兩國間の通貨統一を斷行することとなり十七日左の總統令を以て直ちにこれを實施した

チエゴも舉國一致内閣へ

ブラハ【三七】チエゴスロヴァキア政府は獨逸合邦に伴ふドイツの脅威増大に對

抗して政府の強化を目的に現内閣の改造を斷行する模様で近く舉國一致内閣が成立するものと期待される、現内閣はズーデン・ドイトス黨(ナチス)及び共產黨等極左、極右を除く中間派八政黨の聯立内閣であるが同じく中間派のナショナル・ユニオン黨のみは之に参加せず絶えず有力な反對黨として常に政府を牽制して來たが今回の中歐情勢の急轉回で大戦終了以來の反對黨の立場を清算して現内閣に協力することとなり近くナショナル・ユニオン黨(グラマール黨)からも閣員を入閣せしめるに決定した模様で同黨領袖エゼック氏が無任所相に任命される筈である

塊に獨經濟計畫適用

ベルリン【三七】ドイツ政府は今回の獨逸合邦に伴ひドイツ經濟四ヶ年計畫をオーストリアにも擴張實施するに決定、同計畫長官ゲーリング元帥は十七日オーストリア總監ガイス・インクワルト氏に對し電報を以て左の如くオーストリアの協力を要請した

ドイツ經濟四ヶ年計畫は今後オーストリアをも包含し更に大規模なものとして實施されるであらう、余は貴官並びに貴官の協力者に對しオーストリアに於ける豊富なる資源開發のため又偉大なる祖國の福祉のため殊に今や大ドイツ國家に歸つたオーストリアの發展と繁榮のため資源を利用し諸力を開發せんとする事業につき余を支持されんことを要請する

フロイド博士逮捕

ウィーン【三七】フロイドの精神分析として知られる世界的心理學者ウィーン大學教授ジグモンド・フロイド博士は十七日ウィーンの自宅に於て逮捕されたと傳へられる、フロイド教授逮捕の理由は不明だが反ナチス派と睨まれたためと見られる

國際通貨異變漸く切抜け

ニューヨーク【三七】歐洲政局の危機増大から俄然國際金融機構は十六日に至り市場として稀に見る大暴風雨に遭遇、歐洲各國通貨は何れも一段と危機に見舞はれた感があつたがこの時に際し國際通貨協定は克くその機能を發揮し辛うじてこの波瀾を切り抜ける事が出来た、右につ

英からの金積出し七百萬磅
ロンドン【三七】ヨーロッパの政局不安からヨーロッパ資金の對米逃避は最近又復多額に上り國際財界注視の的となつてゐるが、信憑すべき筋の報道によれば最近英國より米國向けに積出された金はその額殆ど七百萬磅の巨額に達して居りこれは以て資金對米逃避を如實に反映するものと注目されてゐる、而して消息通方面では右の金積出しは全くヨーロッパ諸國の爲替統制資金の操作に關係あるものだとの見解を下してゐる

國際通貨異變漸く切抜け

ニューヨーク【三七】歐洲政局の危機増大から俄然國際金融機構は十六日に至り市場として稀に見る大暴風雨に遭遇、歐洲各國通貨は何れも一段と危機に見舞はれた感があつたがこの時に際し國際通貨協定は克くその機能を發揮し辛うじてこの波瀾を切り抜ける事が出来た、右につ

米國財務省某高官は左の如く述懐してゐる

昨十六日未曾有の通貨動搖に對しては米國爲替安定資金は極力ドル賣り金買ひの操作を行ひて歐洲筋の大量のドル需要を充足して歐洲通貨の激落を少からしめた、尤も右につき米國爲替安定資金がどの程度まで動員されたかは明言出来ない、又三國通貨協定加盟國英米佛及び和蘭、ベルギー、スイスの六ヶ國も資本逃避に對して断乎干渉し通貨の安定に懸命努力してゐる

米財務省重大問題に直面

ワシントン【三二】ヨーロッパ新情勢に對して米國政府が如何なる態度をとるか一般の注視する所であるが米國財務省としては少くとも左の如き三つの重大問題に直面してゐると見られる

一 フランスの爲替管理採用懸念 これに對して米國財務省としてはブルム新内閣が英米佛三國通貨協定を覆すが如き方策を避けるやう切望してゐる模様である

二 ヨーロッパ資本の對米逃避に對する問題 最近多額の金が米國に流入せんとする懸念があるがこの大部分は銀行預金に變形しそのうちの多くは米國證券に投資されるものと見られる

三 獨逸合併後に於けるオーストリアの對米負債處理の問題 オーストリアは米國財務省に對し歐洲大戰後の救濟事業のための物資供給に依り二千五百萬ドルの負債を背負つて居り他方米國の投資家は四百萬ドルのオーストリア公債を所有してゐるのである

ロンドン各市場や、落付く

ロンドン【三二】獨逸合併に引續く東歐及びスペイン情勢の緊迫等歐洲政局極度の不安を移して數日來軟調を呈して居たロンドン株式市場は十七日に至り寄付よ

り人氣好轉し相場は一齊昂騰した、之は其後政局の悪化情勢もない結果空賣筋の買埋めが出たためである、而して大手筋はこの好機會を捉へてその保有する潤澤なる流動資金を利用して買方に廻つたため相場の上りには更に拍車をかけられ工業株五種平均指数は九三・三と前日に比し一・四ポイント方急騰した、尤も消息通筋は仕手關係による金證券類の見直しが一時的な確信の回復に役立つところ大なるものがあつたとして居る、一方外國爲替市場に於ても歐洲政局不安の一服を好感して人氣明瞭化し親獨諸國の通貨に對し加へられて居た賣壓も餘程緩和されるに至つた、ドル貨に對しては依然大陸筋の需要が旺盛であるが併しイギリス爲替平衡資金は英米クロスを比較的ノーマルの水準に維持することに對して困難を感じなかつた模様で英米クロスは昨日に比し六ポイント高となつた、尙フランス・フランは初め大巾浮動を演じてゐたが遅くなつてから空賣り買埋めが現はれて引締つた、これはフランス國內の政局が遠からず安定するであらうと云ふ見方が有力になつて來たためである、かくて英佛爲替は一六〇フラン三七と前日に比し二ポイント高に止つた

伯政府ドイツの抗議一蹴
リオデジャネーロ【三二】ブラジル政府は最近同國に於けるナチス運動の取締を強化し峻烈な彈壓を行つてゐるが最近駐伯ドイツ大使カール・リッター博士は本

國政府の訓令に基きナチスの彈壓に抗議を提出しブラジル政府が今後もナチス彈壓を續ける場合は大使の引揚を斷行すべき旨申入れた之に對しゲッリオ・ヴァルガス大統領は十七日ドイツ政府に回答を發しナチス運動はラテン・アメリカに於ては容認し得ずと種々な措辭の裡にも斷乎たる態度を表明したので獨伯兩國關係は俄然緊張するに至つた

歴史的國會開く

「大ドイツ國會」創設案

ベルリン【三二】獨逸合併の偉業を成就したヒトラー總統は愈々十八日午後八時國會を召集オーストリア合併に併ふ「大ドイツ國會」の完成を宣言する事となつた、席上總統は一九三六年三月廿九日選出された現ドイツ國會を解散しこれに代つて「大ドイツ國會」を設置する旨聲明すると見られる、新「大ドイツ國會」にはオーストリア州を代表して約七十名の議員が選出される事となる模様で議員数は總數八百十五名前後に上ることならう

歴史的國會開く
ベルリン【三二】ヒトラー總統が「大ドイツ國家」の誕生を宣言する歴史的國會の開かれる十八日夜總統官邸のあるツイル・ヘルム街から議場クロール・オペラ迄の沿道は夕刻からナチス親衛隊及び警官多數によつて固められた、午後七時半を過ぎる頃ヒトラー總統の自動車は議場に向つて通過するや詰めかけた群衆は朗せずして歡呼の聲を浴せた、市内至る處のレストラン、喫茶店等人の集る所はい

づれもラヂオのラウドスピーカーを備へつけ總統の演説を聴ける様種々準備をして居るクロール・オペラの議場には既に議員全員參集して總統の來着を待つて居るが、大臣席にはこの日特にウィーンから飛行機で乗込んだ新オーストリア州總監ザイス・インクワルト氏、政府委員席にはオーストリア州政府委員がずらりと並んでゐるのが人目を惹く、一方外交團席には我が東郷大使がソヴェト、ポーランド、ベルギー各國大使の間に混つて熱心に傍聴してゐるのが目立つ、やがて定刻少し前ヒトラー總統が到着、定めぬ席につけば愕然たる元帥服に身を包んだ議長ゲーリング元帥は午後八時五分風の如き拍手裡に起立、元帥杖を手に嚴肅に開會を宣し左の如く述べた

本日の國會はドイツ國會の歴史に於て最も記念すべきものゝ一つである、余は本日初めてこの議場にオーストリア州政府員を我々の賓客として迎へたことを喜ぶ、オーストリア州政府員諸君の出席は今日に於ては唯一つ統一ドイツ國家のみが存在することを如實に示すものである

ゲーリング議長の開會の辭が終ればヒトラー總統萬雷の拍手に迎へられて登壇歴史的演説を開始した

世界大戰後の民族自決の原則に基いて數個の獨立國家が誕生した、併し平和條約はドイツ民族を分離し全ドイツ民族は一つの國旗の下に統一する權利を拒否された、最も進歩の遅れた植民地民族にも與へられた民族自決の權利は最も古い歴史を有する文明國に拒否されたのである、獨逸合併運動はナチスに始まつたものではない、ドイツにもオーストリアにも未だナチスが存在しなかつた時合邦を國民投票に問ふ計畫が表面化したのが列強は頭から之を抑へ付けて許さなかつた、オーストリア獨立の最も悲劇的な事實はオーストリアが經濟的に絕對に自立し得ないことだ當然の結果としてオーストリアは恐るべき經濟的危機に絶えず呻吟しなげればならなかつた、かく云へばとて余は何も民主主義の唱導者達に訴へようといふのは決してない、彼等の心はかゝる悲惨な状態を全然感しないことを余は充分心得てゐるからである、新共和國の結成によるオーストリアの階級的存在は實に六百五十萬人民の意思を無視して民族自決の權利を擱置して造り上げられたものである、去る二月中旬旬シニシュニク獨逸首相とベルヒテスガーデンに於て會見した際余は卒直に同首相に對し貴下の政權は國民の自由意思による承認に基礎を置かねば暴力政權であり従つて國民の厭起は不可避な旨を強調した、余は余の故國に於けるドイツ民族の權利を積極的に擁護せんとする余の決意のみが許された唯一の手段である旨をシニシュニク首相に告げ今度の會談が余の最後の試みたることに同首相の注意を喚起した、然るにシニシュニク首相は余の注意にも拘らず突如三月十三日を期してオーストリアの獨立に關し國民投票を執行する旨發表した、之は國民投票の假面の下に國民の總意を蔽ひ非法政權に對する國民の支持を強制せんとする偽斷行爲に外ならない、余は愈々凡ゆる必要な

手段に訴へてかゝる暴力行爲を終絶せしめんと決意した、最後通牒はシュニ

ニク首相に對する最後警告であつたその後の事態の推移は余の行爲が正しかつたことを裏書した、我々は一發の銃聲をも聞くことなく國境を越へてオーストリアに入つた、オーストリアがスペインと同様の怖るべき運命をたどることを避け得たのは一にドイツの賜である、余は崇高な歴史的使命の遂行者たりしことを光榮とするものである、今や余の背後には七千五百萬のドイツ民族が一體となつた、強大なドイツ國家は余の前に立つてゐる、今回の事件に對して民主主義國は驚くべき無理解を示したがポーランド、ハンガリア、ユーゴスラヴィアの諸國はドイツに對して極めて好意ある態度を示した、余は又イタリアのムツッリーニ首相に一書を呈し心からなる感謝の意を表したが余は茲に改めてイタリアの偉大な指導者に對し「イタリアの好意は永久に忘れない」との感謝の言葉を繰返したい、同時に余は全ドイツ國民の名に於て今後獨伊及び獨佛の國境は尊重さるべき旨保障した、我々はイタリアとの國境には絶対に手を觸れてはならぬと考へてゐる、獨伊兩國を結ぶベルリン・ローマ樞軸は世界平和に最も偉大な貢獻をなした、ドイツは今後も國際平和の實現に邁進する覚悟であるが國家の生存と威信を防衛するために最後の息を引とるまで闘ふ決意を有つてゐる、ドイツ國民は人種を同じくする數百萬の民族が抑壓されてゐる現狀を絶対に容認しないことを忘れては

ならぬ ついでヒトラー總統はオーストリアの國民投票と併行してドイツも四月十日を期し國民投票を執行する旨を聲明すると共に現ドイツ國會の解散を宣言、大ドイツ國家の新國會を創設するため國民投票と日を同じうして總選舉を行ふ旨を發表して次の如く結んだ、今や全ドイツ民族は始めて一體となつて投票場に向はんとしてゐる、六千五百萬の國民に代つて七千五百萬の國民の總意が問はれんとしてゐるのだ、最後に余はドイツ國民に對し今日尙ほ實命を達成するため更に四ヶ年の日子を余に藉きんことを切望する

ヒトラー總統の演説終るやゲーリング議長再び起ち總統の所信に滿腔の支持を表明して左く如く述べた、ドイツ軍隊のオーストリア進軍はオーストリアに於けるドイツ民族の要請に呼應したものである、ヴェルサイユ會議以來廿年我々は我々の實力を示し來つたが我が軍隊のオーストリア進軍は征服者としてではなく實に同胞として行つたものである、かくてオーストリアは新しき幸福の時代に入るであらう余は總統に深き感謝を捧げる、更に數百萬のドイツの母性は神に對して閣下の健康を祈るものである、更に又ドイツ國民は衷心總統をドイツの救世主として仰ぐものである、我等の親愛なる總統閣下萬歳

かくて國會は午後八時五十五分全議員のナチス黨歌「ホルスト・ウェツセル」一齊唱裡に無事幕を閉ぢた

各國動向(十八日)

チエコ緩和政策考慮か

プラーハ【三六】チエコスロヴァキア政府は十八日閣議を開催、獨逸合邦の完成に伴ふ對獨關係の調整問題につき重要協議を遂げた、閣議の内容は發表されないがA.P.プラーハ支局がチエコ官邊から確知した所によればチエコスロヴァキア政府はこの際獨・チエ兩國關係の緊迫を緩和するためドイツ少數民族に對し國內各地に於けるドイツ人の人口に比例して地方行政機關に官吏として就任することを許容するに決定したと言はれる、かくドイツ少數民族の官吏就任を許容した結果ドイツ民族が多數在住するドイツ國境に近い地方では實質的にドイツ少數民族の自治が確保されることになり獨・チエ兩國の衝突は一先づ回避されるのではないかと期待される

資金の流入と米金政策

ワシントン【三六】ヨーロッパ政局の相次ぐ動搖がヨーロッパ資金の滔々たる米國流入を再燃せしめ之れと關聯して米國政府の對策如何は注視的のとなりつゝあるが右に關し米國財務省高等官は十八日左の如き意見を洩らした、米國は今や再びホット・マネー再流入の問題に悩まされつゝあるがこれが對策として米國政府は去る二月十四日決定の部分的不活動化政策を廢棄して無條件不活動化政策をとるか若くは金不活動政策の全面的廢棄を斷行するか何れか一方に決定することが必要となつて來るであらうと思ふ

對米金現送契約成立

ニューヨーク【三六】ヨーロッパ政局不安の結果歐洲資金の對米逃避増加し十八日には英國より米國向けに百八十二萬弗の金現送契約が成立した

ニユーヨーク株式崩落

ニューヨーク【三六】國境紛争を契機とせるポーランド、リスマニアの關係急迫はさなきだに動搖せるヨーロッパの形勢を愈々悪化せしめ爲めにニューヨーク株式市場は十八日又復一弗乃至五弗方の崩落を演じた、市場の空氣は頗る陰鬱で塵々大口の投げ物が現はれたが鐵鋼株、銅株、航空機株等の軍需關係株並に器具株は流石にこれらの賣り壓迫にもよく耐へてゐた、一方ウォール街では若し海外の急迫狀態が一段と緩和すれば相場は急反撥を演ずるものと信じてゐる、尚ダン・ブラッドストリート社の所報によると久しく待望されてゐた經濟界の景氣上向きに關しては今尙何等の徵候も見受けられないと

米商品市況

ニューヨーク【三六】ボラーランド、リスマニア國境の險惡な雲行は米國諸市場に敏感に反映、一般市場は不安動搖を示し株式急落に伴ふ棉花相場の急落と戰爭懸念による小麦相場の急騰が目立つてゐた、主なる市況左の通り

獨、ソ、チ工條約廢棄要求説

プラーハ【三六】獨逸合邦後のドイツが今後チエコスロヴァキアに對し如何なる態度に出るかは極めて注目されてゐるが十九日プラーハ外交界の一部にヒトラー總統は獨チエ國境を保障する代りチエコ政府に對しソヴェトとの相互援助條約廢棄を要求したとの噂が傳はりセンセーションを起してゐる

チエコ舉國一致内閣成立

プラーハ【三六】チエコスロヴァキア首

米棉暴落

ヨーロッパ政局の不安情勢かた／＼株式市場の軟調に廣汎な手仕舞賣り及びストップ・ロスの賣物に相場は低落、其後もヒトラー總統の大膽なる演説に更に崩れた、尤も引際には空賣り買埋めに一部引戻した、大引相場は三〇乃至三五ポイント方の崩落を示した

シカゴ小麦堅調

神經過敏の空賣り買埋めりヴァブール高、ポーランド及びリスマニア兩國間の險惡情勢等に一般の買物刺戟され相場急騰した、大引相場は四分三乃至一仙高

生絲低落

現物市場は閑散を續け歐洲情勢に株式の急落したのに追隨軟化、大引相場は半仙乃至二仙半安

鋼軟弱

ウォール街の不安動搖に支配されて軟化、國內鋼は保合ながら輸出銅は九仙八五と一五ポイント安

獨、ソ、チ工條約廢棄要求説

プラーハ【三六】獨逸合邦後のドイツが今後チエコスロヴァキアに對し如何なる態度に出るかは極めて注目されてゐるが十九日プラーハ外交界の一部にヒトラー總統は獨チエ國境を保障する代りチエコ政府に對しソヴェトとの相互援助條約廢棄を要求したとの噂が傳はりセンセーションを起してゐる

チエコ舉國一致内閣成立

プラーハ【三六】チエコスロヴァキア首

相ミラン・ホツザ博士は獨合邦に伴ふ中歐の事情に對處するため内閣強化を旨として驛國一致内閣の組織を計畫してゐるが先づ反對黨の國民統一黨(ナショナル・ユニオン)から關係を迎へることとなり十九日大統領令をもつて同黨領袖エゼック氏を無任所相に任命した、國民統一黨は世界大戦終了以來極右、極左を除く中間派中唯一の反對黨として政府に對立して來たもので現在下院に議席十三を有してゐる

米、獨合邦を事實上承認か

ワシントン【三二】ハル國務長官は十九日新聞記者團との會見に於て米國政府は獨合邦を承認せんとする意向なりや否やとの質問に對し左の如く語つた

米國の外交政策の基礎は去る十七日ナショナル・プレス・クラブで行つた余の演説に盡されてゐると思ふ、問題はオーストリアの事件その他の同様な事件が米國政府の重大關心事たる平和維持の原則を危くするものかどうかといふ點だ

右に關し消息筋は米國政府は獨合邦を正式承認することは今の所あるまいが恐らく「事實上」承認するものと見てゐる、現に國務省當局は獨合邦について「技術的措置を考究中である旨」を聲明してをり、米國政府はオーストリア外交代表をドイツ大使館員として取扱ひこれによつて「事實上」の承認を行ふ意向と解される

歐洲戰爭回避に株式急反撥

ニューヨーク【三二】リスアニアのポランドに對する讓歩に依つてヨーロッパ

の戰爭危機は一旦回避されたと見られるがこれを入れた本日のニューヨーク株式市場は一弗未滿乃至四弗方の急反撥を演じ利喰は相當あつたものの騰勢に壓倒された形であつた、而してヨーロッパ資金のドルへの逃避も漸次減退し公社債市場も危機から見直すに至つた

新聞論調

英紙
△サンデー・タイムズ ロンドン【三二】オプザヴァアー紙主筆ジエームス・ルイス・ガーヴィン氏はサンデー・タイムズ紙十三日の紙上に大要次の如き論説を寄せてゐる

戰爭を以てするも最早獨合邦の既成事實を覆す事は出來ず既に手後れである、英國がこの事件に口を出して世界大戦を惹起せしめるようなことは狂氣の沙汰である、我々は世界大戦の慘禍を教訓として英國國民をヨーロッパの戰爭に捲込む事は絶対に拒否しつゝ再軍備を急ぐべきである

△タイムズ ロンドン【三二】タイムズ紙は十四日の社説に於て左の如く論じてゐる

我々はオーストリアの事情から一つの指導原則を導き出すことが出来る、歐洲大陸に新しい事態が展開しつゝある時凡ゆる國家就中英國は偽裝された安全保障に何時迄も安閑としてゐる事は出來ぬ、尨大な軍事豫算に疑念を拂むものが假にあるとしても歐洲情勢の激變に直面しては豫算の通過に反對するものはないに違ひない、今日の如き

事態に立至つては無難戒は全く國際情勢を解し得ないものといへよう、準備が完全となればなるだけ戰爭の危機は減少する

△マンチェスター・ガーヂヤン紙は英國の積極的態度を懇激して曰く歐洲の平和は今や一段と危殆に瀕するに至つた英國政府は改めて國際情勢を再検討すべきである、再軍備も夫だけでは決して充分ではない、孤立政策も亦決して問題を解決する途ではない、政府は宜しく將來の侵略行動を阻止すべき手段を考究すべきである、唯かか

る手段がその成功を發揮する爲には新しい集團的諒解の機構によらねばならぬ事を充分承知してかゝらねばならぬ

△マンチェスター・ガーヂヤン紙は十五日の英國各紙は一齊に獨合邦につき論評を掲げてゐるが主なる論調左の通り

△タイムズ紙 十四日下院で行はれたチエンバレン首相の演説はこれを全體的に支持するものだ、今後平和保持のため爲すべき最善の方法はイーデン前外相が嘗て述べた通り英國政府としては

聯盟中心主義を堅持しこの目的の爲に軍備を整へることである、今日と雖もこの政策は依然不變で首相が今回再軍備の促進を主張したことは正鵠を得たものと云へよう、オーストリア事件は英國軍擴の再検討を必要ならしめホーア内相は十四日の放送に於て防空施設完備のためには地上施設の他少くとも

百萬人の男女の協力が必要とする旨力説、戦線に赴く要のない老婦者及び女子に對して協力を訴へたがその際英國々々の弱點について再検討が行はれた

ことは時宜を得たものと言へよう

△デイリー・テレグラフ紙 バトラー外務次官が航空機製造業者は勞資協力して軍擴完成の促進に努めねばならぬ旨述べたのは時宜に適してゐるが更に政府はフランスと協力し國府一般に關し新たに考慮を拂ふべきである、從來英伊交渉の後には英獨交渉が行はれるものと期待されてゐるが今や世界は新事態に直面せねばならなくなつた

△マンチェスター・ガーヂヤン紙 軍備の擴張のみを以ては問題を解決することは出來ず武力の背後に確乎たる政策がなければならぬ、我々はドイツ今回の舉に徴し獨裁國に對するデモクラシーの厭起のため英國がフランスばかりでなく他の列國とも提携しもつて集團機構の再建強化に邁進しなければならぬことを痛感する

△フチ・パリヤン パリ【三二】オーストリア問題は完全に政變ニュースに取つて變り十二日朝の各紙は一齊に「ドイツ軍の國境突破、オーストリア侵入」獨合邦完成さる「ドイツ、オーストリアの獨立を侵す」等の大見出しで此の事件を報道、同時にアルム氏は共產黨のトレンズ氏より極右マラン氏に至る神聖同盟内閣組織の決意を固めたと報じてゐる、フチ・パリヤン紙は十二日の紙上リニシアン・ブルジュニ氏署名の次の如き論説を掲げてゐる

オーストリアはドイツの一撃で崩壊した、今日よりウィーンはベルリンの手により植民地の如く指揮命令されるだらう、一九三五年のストレーザ・ロー

マの結目が解けて結果は斯かる苦き結實を齎らすに至つた、ベルリン・ローマ輿論の偉力は正に其の効果を發揮したがムソリーニ首相自身も體て此の悲劇的事件から英佛兩國と同様の悩みを精神的に受ける日が遠くないだらう

△ジュルナル・パリ【三二】ル・ジュルナル紙は十二日の紙上に外交記者サン・ブリス氏の要旨次の如き論説を掲げてゐる

オーストリアに加へられた今度の侮辱は從來のものより遙かに重大である、武力壓迫は遂に領土侵略にまで徹底し小共和國の自由尊嚴はその政府の構成にまで容喙するに至つた

又同紙はローマ特派員ロペール・ギニョンの電報として次の如く報道してゐる

イタリアはドイツが何時かはオーストリアの獨立を犯すのではないかと危惧しその前に歐洲列強とのアンタント成立を希望してゐるがヒトラー總統の今度の過激的舉動の前に茫然爲すところを知らざる有様である、イタリアは今漸くドイツが英伊兩國の接近を喜ばず先手を打つた事を諒解し既成事實の前に右顧左眈してゐる、然しイタリアとしては歐洲に重大變化が起らぬ限り此の既成事實を承認する外手の出し様がない

△エコー・ド・パリ紙は十二日の紙上にベルチナツクス氏署名の次の如き論説を掲げてゐる

イタリアは中歐にドイツの勢力が軍事並に經濟的に強大化されるのを何時か地中海で助けて貰ふことを空頼みに

マの結目

マの結目

マの結目

マの結目

マの結目

して黙認した、ドイツはオーストリアを手に入れたが次には容易にハンガリーを支配するに至るであらう、英佛兩國が斷乎たる決意を示さない限りチェコスロヴァキアの支配も完成されるだらう、西歐諸國が無力なる限り中歐諸國中どの國がドイツの進出を喰ひ止める力を持つてゐるだらうか

△タン紙は「歐洲は再び既成事實に直面した」と題する社説を掲げ次の如く論じてゐる

英佛兩國政府はオーストリアに加へられたドイツの脅威につきドイツ政府に申入を行つたがオーストリアの獨立に對して最も關心を有する筈のイタリア政府はこれに参加することを拒否したかくてイタリア政府は自己の安全とその大膽に於ける地位に最大の危険を招來すべきドイツの政策を進んで徹底させる結果となりベルリン・ローマ樞軸のためにオーストリアを取て犠牲としたのである、中歐の情勢はこれによつて根本的に變化した、チェコスロヴァキアの地位は空前の危機に瀕しつゝあり延いて小協商の動搖が豫想されるに至つた、歐洲に於て過去廿年に亘り維持された平和の基礎は今や終焉したのだ、この悲劇的狀態を齎した過去の錯誤を決算するの未だ尙早である、然しイタリアなくしては中歐の均衡を保ち得ないに拘らずイタリアをしてドイツの腕に投せしめその結果オーストリアの滅亡を招來したことについては長い歴史がこれを解決するであらう、主義、方法について議論する時は過ぎた、今こそ最悪の場合に直面して最も

効果的に準備し凡ゆる冒險を避けて理性の導きにより明哲な精神と強力な心臓をもつて苛烈な現實に直面する心構へがなければならぬ

其の他バリ各紙論調次の通り

△ウィル紙(外報部長タイ女史署名) イタリアは今次のオーストリア事變に不可解な責任をつたがやがてその最初の被害者とならう

△レニユアリック紙(アンドレ・ルルー氏署名) 英佛兩國はドイツに對して早速申入れをしたが遺憾にも二週週過ぎた、ウイーンでの勝利はドイツの要求ベルリン、ローマ樞軸の野望を更に擴充するだらう、オーストリアをして最後の既成事實の被害者たらしめるのは我々の責任である

△エポック紙(D・ケリス氏署名) 我々の運命は今や危殆に瀕せんとしてゐる、今日ドイツにノーと言ひ得なければ我々の面目、名譽のみならず我々の安全獨立の根柢そのものを失ふに至らう、我々に依り獨立を失ふのを黙視されたオーストリアはやがて我々をも滅亡の淵に引ずり込むだらう

△ベルチナクス所論(パリ【三】) シュニユク首相の失脚によるオーストリア政情の急轉回についてベルチナクス氏はその原因を英佛の對獨政策の不一致に歸し英國の優柔不斷な態度がドイツに自由行動の機會を與へたと斷じ十二日左の如く論じた

フランス政府は去る二月十七日英國政府に對獨共同宣言を提案し中歐に於ける國際條約の侵犯に對しては英佛兩國は何處迄も抗爭する旨をドイツ政府に

通告せんとしたが、チエンバレン首相がフランスの提案を一蹴し之を支持したイデーデン外相と袂を別つた時オーストリア獨立の終焉は既に避け難いものとして豫見されてゐた、チエンバレン首相は事實上ドイツに對してオーストリアに於てはどんな勝手な行動をとつてもかまはぬと云つたと同じことである、オーストリアの事態が急迫するにつれコルバン駐英大使は十一日午後重ねてチエンバレン首相及びハリファツクス外相の注意を喚起して英國政府の積極的乘出しを發願したが二人共單に道義的な根據からドイツの措置を非難するに止つた、兩氏の云ひ分は英國は中歐問題に就て責任をとる譯に行かない、英佛の共同抗議は無駄であるといふにある、コルバン大使がその旨を本國政府に報告して來たのは午後四時であつたが午後九時になつて英國政府の態度は遽かに一變しヘンダーソン駐獨大使に宛て、急遽訓電が飛んだ、併し佛英の對獨通牒は時期既に遅くオーストリアの危機を救ふ由もなかつた、唯之によつて英國はフランスと提携してチェコスロヴァキアの獨立を防衛すべき意思を表明したものと見てよからう一方之れより先きフランス政府の勸告によつて駐伊英國大使パース卿はイタリア政府に働きかけ英佛伊三國間にオーストリア問題を共同検討する様提案したが失敗に終り之と併行してイタリア引出しに努力してゐたフランス代理大使ブロンデル氏もイタリア政府から

にべもなく斷られた、十一日ブロンデル代理大使は重ねてチアノ外相に會見

を申込んだが外相に會見することさへ出来なかつた、中歐問題では英佛のみが提携して行く外はない

△ベルチナクス所論(パリ【三】) フランスは獨逸合邦による盟邦チェコスロヴァキアの危機並にスペイン人民戰線軍の敗退による西部地中海の不安に挾まれて苦惱を續けてゐる模様だがフランスの外交通ベルチナクス氏は英佛兩國が從來の消極的態度を一擲、現状維持に強硬手段を以て臨む以外に途はない旨を示唆し十二日左の如く述べてゐる

獨逸合邦に續いてヒトラー總統とその顧問達は近い將來に彼等獨自のやり方で今度はチェコスロヴァキアの問題を解決すべく乗出すことが愛慮されてゐる、現在起つてゐるポーランド、リニア間の國境紛争の如きも決して偶然ではない、オーストリアの併呑で既に變化を生じた歐洲の勢力均衡は更にスペイン共和軍の敗退で攪亂されよう以上の情勢に鑑みこれ迄西歐諸國が地中海で採つて來た消極的態度が最早危険であることは明らかとなつた、フランス政府はチェニコに對するその條約義務を迅速に履行する用意があるが獨逸の地中海蠶食が依然阻止されず何等反對を受けなければ對チェニコ援助もその効がないことを認識してゐる

的に支持し合邦禮讓の論評を掲げてゐる就中メツサジエロ紙は曰く

獨逸合邦はドイツの内政問題に過ぎず既に過般のベルヒテスガール協定によつて定められた所の論理的歸結に他ならぬ、ヒトラー總統がわざ／＼ムンリーニ首相に親電を寄せ更にゲーリング元帥がこれを敷衍した演説を行つたことは欣快に堪えずイタリアの對獨親善は今後共飽忠實に維持されやう

ポポロ・デイ・ローマ紙も獨逸合邦に示威されたベルリン、ローマ樞軸の強韌性を強調、ブレンネル時に於ける獨伊兩軍の交雜を禮讃してゐる

△アラウダ モスクワ【三】

ソ ヴエト各紙は十四日に至るもブハーリン裁判の宣傳で持ち切りで獨逸合邦問題をなせるべく小さく扱つてゐるが十四日のアラウダ及びイズヴェネチア兩紙は右合邦問題に關し英國外交の失敗を非難して左の如く論じてゐる

オーストリアはドイツ、ファシズムの南東歐洲進出の兵器庫として又人間と資財の供給資源地として必要だつた、ドイツ今回のオーストリア進出は一九三七年末チエンバレン首相が當時のハリファツクス樞相を訪獨せしめてドイツに諒解を與へた時に既に下地が出来たのである、ドイツのオーストリア占領により全歐洲、特にチェコスロヴァキアに戰争の脅威が増大した、獨逸合邦によつてヒトラー總統がドイツの植民地要求を決して撤回するものでな

紙

伊

△メツサジエロ ローマ【三】

紙

ソ

イタリア政府は獨逸合邦の歴史的確の前に英佛兩國の勸誘を斥けて斷乎ヒトラー總統支持の立場を明かにしたがイタリア各紙は十四日の紙上に於て何れも政府の方針を全幅

いことを我々は英國に警告する、英國は直接行動によりナチスのクーデターを阻止し得なかつた責任をとるべきである、同様にフランスにも重大な責任がある

△イヴズエスチア 今回の事態はソヴェトにとり豫期しなかつたことではないソヴェト聯邦はドイツ、ファシズムの今回の攻撃開始に對處し愈々その防禦を堅固にするだけだ、歐洲平和に對する公然たる脅威は國際平和を確保するため絶えず努力を續けてゐるソヴェト聯邦側から痛烈な宣告を受けやう、然しソヴェトとしては刻下の出來事を全く平靜をもつて監視することが出来る

ドイツのために戦線開け渡しを企てたソヴェトの裏切り者共の判決が下つた其の日ドイツはオーストリアの國境に軍隊を集中したのだ、ソヴェト聯邦は當分事態を靜觀しやうが侵略者はソヴェトの國境が難攻不落であることを知らねばならぬ

波 關

ワルシャワ【三三】ドイツ軍のオーストリア進入に關しワルンヤフ新聞は十三日一齊に社説を掲げてゐるが一般に今回のドイツ軍の行動は當然のことなりとし第三國は必要以上に云々するなど論じてゐる

△ガゼッタ・ポルスカ紙(政府機關紙) オーストリアは事實上ドイツの屬國となつた、獨塊合邦も遠くはあまい、最も豫期されたことであり驚くに足らぬ、殊にポーランドとしては直接關係ない問題だから中立と冷靜を失つてはならぬ

△エキスプレス・ボラニイ紙(政府派)

ヨーロッパ政局に及ぼす影響は寧ろ平和的であり第三國は干渉はしないだらう

△ゴニエツク・ワルシャワスキイ紙(國民黨反對派) 七千五百萬の人口を擁するに至つたドイツはヨーロッパの覇者となりゲニエツクを征するに至つた、英・佛・チエホは軍備擴張の外はあるまい

△チヤス紙(保守黨政府派) ヨーロッパ諸國は茲數ヶ月オーストリア問題で手が塞がるだらう

△ガゼッタ・ポルスカ紙(政府派機關) 共同安全保障の破れた今日ポーランドとしては自力を頼み相互協定に依つて進む外はない

△トラポートニツク紙(社會黨機關) ドイツの行動はベルリン・ローマ・東京樞軸が出来たからだ、今度はチエコスロヴァキヤ、ダンチヒ等が問題となるだらう

△ボラニイ紙 ワルシャワ【三六】キリスト教社會黨系ボラニイ紙は十七日の紙上「ハンガリーの前途」と題し次の如く論じてゐる

ストリアと共同の協定に基礎を有する點殊にローマ議定書の無効となつた今日其の受ける脅威は大である、勿論問題はドイツとの併合ではないがドイツの勢力下に入ることである、ハンガリー政府としては現在の地位に甘んじこれを維持するか又は失地を回復してドイツの屬領になるか、いづれか一を擇ばねばならぬわけだ、前者を選べばハンガリーは政策を變更して小協商を通じ英佛に接近する他ない、後者はドイツの手先となり先づ第一にチエコスロヴァキアに攻勢をとることがだが、しかしそれは單にチエコスロヴァキアに止らず結局ドナウ河をドイツ河川と化すことだ

△ペルン【三五】オーストリア問題に對する十五日のスイス新聞の論調を綜合すれば大體次の通りである

獨塊合邦は四月十日の國民投票を俟たずして既成事實となつた、オーストリアの獨立はサン・ジェルマン條約に依つて保障されてゐるが聯盟はその獨立を救ふ事が出来ない、斯くて小國は常に危險を感じる事となり殊にスイスとしては之を包圍する三強國の均衡が失はれた爲甚しく脅威を感じる事となる

スイスにとつて今回の事件は實に對岸の火災視し得ざるものである、歐洲の政局上チエコスロヴァキアの立場は傍觀を許さないものがあるが英佛兩國はその獨立を支持する爲め重大な決心を爲すべき秋が来た、然しオーストリアが獨立を失つたのは結局國民の一致を缺いた爲に外ならずこの點に鑑みスイ

ス是人種、國語等の相違を融和し協力して國民の一致を計り絕對中立復歸の貫徹に努力せねばならぬ

△タイムス紙 ニューヨーク

【三五】ニューヨーク・タイムス紙は十五日の紙上に於て「ドイツの進出」と題し次の如く論じてゐる

ドイツのオーストリア合併に伴ひ英國は將來避け得られない重大問題、即ち「英國はドイツの條約を無視した進出をどの程度で阻止すべきか」といふ問題に直面してゐる此の點に關しチェンバレン首相は何等明確な方針を示してゐないが英國が中歐に利害關係を有してゐる以上、今回の中歐政局の變化に鑑み英國の軍備は擴大強化されるべきだとはつきり聲明してゐる、一方ドイツの南歐進出は中歐及びバルカンに於けるイタリアの權益を侵害するものである

はフランス支持を聲明し次いでフランスがチエコスロヴァキア支持を聲明する様な形勢が見える

△モニター紙 ボストン【三六】クリスチヤン・サイエンス・モニター紙は十五日の紙上に「デモクラシーは何處まで退却するか」と題する社説を掲げ次の如く論じてゐる

ヒトラー總統のオーストリア併合に對しチェンバレン英首相は「冷靜な判斷」を以て當ると言つてゐるがこれは一方に於て平時の徵兵制度並に軍備を急速に擴張すると共に他方世界大戦前の外交手段に従ひ外交上必要な代價を拂つても獨裁國と何等かの協定に達し標とすることを意味する、勿論チェンバレン首相もドイツの今回の行動を許すとは云つてゐないが冷靜な判斷の伴はぬ民主國民の單なる感情的批難が無駄なことは明らかだ、特に今ドイツとの協定に不安を感じ他國との協定を求めてゐるイタリアと何等かの協定に達し標とする英國政府の努力を對獨の反感で打ち壊すのは愚の至りである、チェンバレン首相は又チエコスロヴァキア援助のためフランスと手を結ぶとは云つて居ない、それ故今のところデモクラシーが何處まで退却するかは誰にも判つてゐないが若しスペイン及びチエコスロヴァキアに於て英佛兩國が確乎たる立場をとるとしたらそれは早く宣言された方がよい、そすれば無駄な批難も起らずに済むであらうから

△トリビュン紙 ニューヨーク【三六】ニューヨーク・ヘラルド・トリビュン紙は三月十六日「チエコスロヴァキア

の不安な将来」と題する社説を掲げて左の如く論じてゐる

チエコスロヴァキアは獨逸合邦及び自國內に多數ドイツ人が住居する事實に依りオーストリアに次いでドイツの犠牲になることを憂慮、軍事的及び外交的に自國をこの危険から救つてくれる國を求めてゐる、勿論ソヴェト聯邦とフランスはチエコスロヴァキアの同盟國だがソ聯は反スタヴリン派の大規模暴で國內不安の情勢にあり英佛兩國が米國を動かす迄はチエコスロヴァキア救援のために軍隊を動かさないだらう一方フランスは國內の政治的不安及び財政困難でチエコスロヴァキアを積極的に助けるかどうかは不明である、英國の態度は頗る曖昧なものがあつた、英國が動かぬ場合ソ聯及びフランスの兩國も結局外交的抗議を出す位で満足することになるだらう、ドイツは世界の非難が納まる迄は第二の行動を起さぬだらうが若し起した場合はチエコスロヴァキアは他國の援助を餘り頼みしなくてはならない様な危険な將來を有するわけだ

ニューヨーク【三二】トリビュン紙

十七日社説「そんな事も起り得る」

ドイツ政府が再軍備を開始した一九三三年以來の大危機がナチスのオーストリア征服に依つて歐洲に齎された、即ちオーストリアの滅亡に依つて歐洲に今迄維持されてゐた勢力均衡が破れ一方スペインに於ける獨逸兩國の目前に迫つた勝利はイタリアを英佛側に引き込まんとしたる英國の計畫を不可

能ならしめフランスを背後から脅し英國の地中海及び大西洋に於ける航路迄も脅す事になるだらう、以上は抽象的な考察であり眞の危険を含まぬといはれるかも知れないが實際の状況はより悪化してゐる、即ち一方ベルリンでは直ちに勝ち誇つたヒトラー總統が今こそ大きな仕事をする秋だと考へ他方ロンドンとパリでは今こそ獨逸國のスペイン征服及び東歐進出を阻止する秋ではなからうかと畫策してゐる、茲に第二の歐洲大戦が起り得るチャンスがな

ニューヨーク【三六】ポスト紙も十七日の紙上に同標論調の論説を掲げてゐる

ニューヨーク【三六】トリビュン紙

十八日の社説「民主國の報復」

ドイツ・ナチスの武裝でヨーロッパではいほゆる「民主主義戰線」成立を避け得ない様な情勢になつて來た、英佛兩國は軍事行動を自由ならしむる爲獨逸國一致をはかる必要に迫られソヴェト政府も民主國會議を召集し以て英、米ソヴェト三國の相互關係を明かにせねばならぬ様な立場に置かれてゐる、更に十七日ハル國務長官の演説は米國が何時迄歐洲問題に巻き込まれる危険を避け得るだらうかと云ふことを考へさせるものだ、勿論米國はヨーロッパの妥協的勢力均衡主義には干渉しないが若し英佛兩國が獨逸兩國と戦ふ場合に米國が絶対に参戦せぬとはいへないだらう、即ち米國がヨーロッパの二民主國に物資上の援助を與へるかどうかは英佛兩國の態度の明確さと強さに依るものだ

△ワールド・テレグラム紙 ニューヨーク【三二】ワールド・テレグラム紙は十七日の紙上に「デモクラシーは窮地に陥る」と題する社説を掲げオーストリア問題並にスペイン問題に關して次の如く論じてゐる

オーストリアは元來人種的に見てもドイツ系であり從來ドイツ若しくはイタリアに押されてゐるから征服されたとしても大して悪影響はない、然しスペインは英佛兩國の生命線を繋ぐ地中海の入口を扼する軍事上の重要點で其將來は英佛兩國にとつて重大問題だ、革命運動勃發以來不干渉協定の如き軟弱外交を採つた英國は結局獨逸國にスペインを掻き廻はされる様な立場に陥りスペインの政府軍は今滅亡の運命に直面して居る、然し英佛兩國は其外交の硬化及び「武力に對しては武力で對抗する」と云ふ意思の表明に依つてナチ及びファッシヨ聯合を破ることが出来るかも知れぬが獨逸國が英佛兩國の最後の底力をあまり低く評價するのは頗る危険なことだ

△タイムス紙 ニューヨーク【三六】

ニューヨーク・タイムス紙は十八日の紙上に「民主主義對獨裁主義」と題する社説を掲げ次の如く論じてゐる

十七日ハル國務長官のナショナル・プレス・クラブに於ける演説に述べられた如く恐ろしい勢で世界に擴大しつつある獨裁國の條約破壞及び軍事的暴行は武力に依つてのみ阻止するべき一種の傳染病の如きものだが民主主義國は戦争の代償を知り戦争を憎むが故に武力行使を嫌ひ結局獨裁國の軍事的暴行を益々増長させるといふ大きな矛盾に悩んでゐる、しかしこれを以て民主國が何も出来ぬと考へるは誤つてゐる民主國は今敢北主義にとらはれてゐるが最後の力の源泉である物資の分布を考察すると英、米、佛各國は世界全産額の四分の三を占め世界商船の半數を所持し又世界鋼鐵産額の半分以上、石油は全産額の五分の三を産出し更に世界自動車全産額の八分の七を製出する能力を有してゐる、民主主義を擁護しようとする共通目的を有する國々は金融及び通商に於てよく協力もつて獨裁國に當るべきである、その實際的方法として米國は英國との互惠通商條約を出來るだけ早く締結し又英佛兩國との三國通貨協定を固守することを中外に闡明すべきだ

を益々増長させるといふ大きな矛盾に悩んでゐる、しかしこれを以て民主國が何も出来ぬと考へるは誤つてゐる民主國は今敢北主義にとらはれてゐるが最後の力の源泉である物資の分布を考察すると英、米、佛各國は世界全産額の四分の三を占め世界商船の半數を所持し又世界鋼鐵産額の半分以上、石油は全産額の五分の三を産出し更に世界自動車全産額の八分の七を製出する能力を有してゐる、民主主義を擁護しようとする共通目的を有する國々は金融及び通商に於てよく協力もつて獨裁國に當るべきである、その實際的方法として米國は英國との互惠通商條約を出來るだけ早く締結し又英佛兩國との三國通貨協定を固守することを中外に闡明すべきだ

ニューヨーク【三三】タイムス紙十九日の社説「最後通牒の歐洲」

最近の頻發事件はドイツの約束が一文の價値もないことを我々に示した、即ちヒトラー總統は平和を口にしながら次から次へと軍事行動を起して危機を醸し然も獨逸合併を以て平和の鍵たる民族自決主義の實行に過ぎぬと辯解してゐる、要するにドイツは他國が國內問題に煩はされ政府内の意見が分裂してゐる時機を待ち攻撃する様な方法を採つてゐる、ポーランドがリスアニアを脅かしたのもドイツを模倣したものである、若し越境すれば民主主義國の同情を失ひ結局損をするであらう又ニューヨーク・サン紙もポーランド・リスアニア間の紛争」と題する社説に於て次の如く論じてゐる

リスアニアへの最後通牒の表面にはポーランドの行動を邪覓しない代償としてドイツにダンチヒ占領の權利を與へたとのことだが之は國際政局を愈々糾させる重大事である

波・リ紛争

波蘭、リスアニア國境紛争

波蘭、リスアニア國境紛争
ワルシャワ【三三】十日夜から十一日朝に掛けてポーランド、リスアニア國境で國境監視隊の衝突ありポーランド兵一名射殺された、事件はポーランド巡邏兵がリスアニア方面から侵入して來た二名の男を逮捕せんとし誤つてリスアニア領内に入り射殺され救援の者も亦射殺を受けたといふのである、リスアニア側は事實無根を主張しポーランド側は其の常に非友誼的な態度を憤慨して一時は緊張した

波外相ワイーン訪問

波外相ワイーン訪問
ワイーン【三五】ポーランド、リスアニア國境事件悪化のため急遽ローマより歸還の途にあるポーランド外相ベック大佐は十五日ワイーンを訪問リッペントロツプ外相の代理としてオーストリア外相ツオルフ氏の歓迎を受けた

波・リ國境緊張

波・リ國境緊張
ワルシャワ【三三】ポーランド政府はポーランド・リスアニア兩國を境に於ける兩國軍隊の衝突事件を重視し今後の發展如何によつては國交斷絶に迄至るの危険が多分に藏されてゐる、差當り兩國間には容易に妥協の途なくリスアニア國防相ティル・マンタス氏は首都カウナスから五ヶ隊隊を國境に増派し且何時でも軍事

行動を開始し得る様全線に命令を發したといはれイタリヤ訪問のベック外相もナポリから急遽歸還の途に就いた、十四日のポーランド議會で一議員より「對策如何」との質問があつたが政府は答辯を留保、外相の歸還を待つて決定することゝなつた模様で新聞紙も沈黙を守つてゐる、一方エストニア、ラトヴィヤ政府筋も共にリスアニアのポーランドに對する多年の非友好的態度を指摘しバルチックの諸國平和を攪亂するものとして非難してゐる更にヨーロッパの四圍の状況を見るに英佛兩國はスペイン及びオーストリア問題に忙殺されて居り一方ドイツはポーランドに對しては極めて友好的態度を保持しイタリヤとも國交更に親善を加へてゐる折柄ポーランドも強硬方針をとること必至と見られる、この際自國の出店たるリスアニアにソヴェト聯邦が如何に對處するか成行上重大な鍵を有するものとして注目されてゐる

波蘭緊急對策協議

ワルシャワ【三・二六】ポーランド政府はポーランド・リスアニア兩國軍隊衝突事件に關する緊急對策協議のため十六日午後大統領官邸に重要會議を開催、モシチツキー大統領、スミグリー・リズ元帥、スクラドコフスキ首相、クイアトコフスキ元帥、キー・蔵相並びに急遽ローマより歸還したベック外相等政府首脳部全員出席の下に今後の對策に就き重要協議を遂げた

英佛兩國ポーランドに警告

ロンドン【三・二六】ポーランド・リスアニア紛争は益々悪化の一途を辿りポーランド政府は強硬態度を示してゐるが英佛兩

國政府は十六日夫々ポーランド政府に對し通牒を送りポーランドがリスアニアに對し採りつゝある政策につき警告の申入れを爲したと傳へられる、英佛兩國政府は最近締結を傳へられる獨波協定に危惧の念を懷きこれが牽制策に出でたものと見られる、右獨波協定の内容として傳へられるところは次の通り

一 ドイツはポーランドがリスアニアを合併せんとする政策を支持する

一 ポーランドはベルリン、ローマ樞軸に參加しポーランドをチエコスロヴァキヤ防衛、反獨プロックの一員たらしめんとするフランスを敬遠する

波・リ紛争にソ聯は干渉せず

ワルシャワ【三・二六】ポーランド、リスアニア國境紛争事件の發展に伴ひリスアニアの國內不安は漸次増大して來たのでリスアニア政府は目下英佛兩國代表との間に傾り折衝を行つてゐるが政界多數の意見ではこの際ポーランドから要求が提示され、ば相當の讓歩を爲しても事件の圓滿な解決を圖り度いと希望を懷いてゐる、リスアニアが斯くの如く解決を焦つてゐるのは豫て顧みとしてゐたソヴェト政府が意外にも消極的態度を示した爲でソヴェト政府は駐・リスアニア公使バルトルサイテイス氏をして本國政府に對し「今回の問題につきソヴェトの援助を期待するのは誤りである」と報告せしめ波・リ紛争に全然干渉の意思なきを明らかにしたと言はれる、かくてポーランド政府はリスアニアの腰挫けの好機を捉へ最後通牒を突き付けるのではないかとの觀測も行はれてゐるがこれはリスアニアに眼力を加へんとする一種の脅威的

ジェスチニアに過ぎず結局は外交交渉により國境問題の圓滿調整の方向に向ふものと確信する

リスアニア政府焦慮

コヴノ(リスアニア)【三・二六】ポーランドリスアニア國境に於ける兩國軍隊の衝突事件は其後益々悪化の傾向にありポーランド政府は問題解決のため武力行使も辭せぬだらうとの流説が行はれてゐるのでリスアニアでは戦々兢兢として成行を重視してゐる、リスアニア政府は國境方面に軍隊を増派して防禦體勢を整へる一方極力外交交渉による圓滿解決を期してゐるがリスアニア・ポーランド兩國の外交關係はヴィルナ市のポーランド歸屬以來十八年間斷絶状態にあるので目下エストニア政府を通じ外交交渉を進めてゐる、一方ポーランド政府は今回のポーランド兵の殺害は計畫的なりとしてリスアニア側の解決申出を拒否してゐるので外交折衝による圓滿解決は望み薄と見る向きもある

國境事件漸次好轉か

カウナス【三・二七】リスアニア政府はポーランドとの國境紛争事件を繞り重大難局に直面するに至つたがデイルマンダス國防相は十七日國會に於てリスアニア政府が合法的手段を以て國境事件解決に當る用意ある旨言明した、一方數次の國境事件でポーランド側に逮捕監禁されてゐたリスアニア國境警備隊員が送還されて來た事實あり情勢は稍々好轉するのではないかと見られる

波蘭國內騒然

ワルシャワ【三・二七】ポーランド・リスア

ニア國境紛争事件は依然樂觀を許さず十七日のポーランド各紙は本問題で持切りの有様である、右翼反對派方面では本問題に對する強硬解決策を主張しリスアニア政府は次の諸項を承認すべしと教訓してゐる

一 軍事同盟の締結

一 リスアニア沿岸に陸海軍根據地の設

與

一 關稅協定の締結

一 リスアニア在住ポーランド人の安全保障

又クラカウ及びロツ等の諸都市に於てはリスアニア國內に在住するポーランド人の「解放」を要求する學生の示威運動が行はれ一部の樂觀説を裏切り益々悪化の兆ありポーランド政府當局は非常な緊張振りを示しベック外相は十七日英佛伊各國大使と會見協議を遂げるなどあはたゞしい情景を呈してゐるが政府からは何等の發表なく風の前の無氣味な沈黙をつづけてゐる、一方十七日午後には政府黨のデモが行はれ「リスアニアを葬れ」、「カウナスはポーランドのものだ」と大聲したボスターを掲げながら約十萬の市民が街頭を行進、スミグリー・リズ元帥の邸宅前に集り「我等をカウナスに進ませしめよ」と高唱して氣勢をあげたがアヴアス通信社カウナス支局が十七日入手した情報に依れば情勢險惡化と共に國境二ヶ所に集結したポーランド軍はリスアニア政府がポーランド政府の最後通牒を拒否した場合ポーランド建國の英雄故ビルスズキー元帥の誕生日たる十九日を期し一齊に國境を突破、首都カウナスに向け進軍を開始する用意を整へて居ると傳へられ

る、因みにカウナスは國境より僅か八十軒の距離にありポーランド軍が進軍を開始すれば一溜りもなく占據されると見られる

波蘭最後通牒を讀す

ロンドン【三・二七】ポーランド・リスアニア國境紛争事件は益々重大化の徴ありポーランド政府は遂にリスアニア政府に對し最後通牒を發したと云はれるが十七日デイリー・エクスプレス紙ワルシャワ特派員の報道によればポーランドの最後通牒内容は左の通りである

一 一九二〇年以來斷絶してゐる兩國の正常外交關係の再開

一 リスアニア國內に在住するポーランド少數民族百萬の安全保障

一 ヴィルナ市のポーランド永久歸屬の承認

一 兩國間の正常な通商關係の再開

一 今次事件の損害賠償及び責任者の處罰

向カウナス駐劄の英佛兩國公使はリスアニア政府に對し讓歩方を極力強硬してをりエストニア政府の居中調停で、波蘭國間に交渉が開始されるのではないかとはいはれる

波蘭最後通牒内容

ワルシャワ【三・二七】ポーランド政府は十七日午後九時リスアニア政府に對し國境紛争事件に關する最後通牒を發したが十八日午後に至り右通牒の内容を左の如く公表した

ポーランド政府は三月十四日附リスアニア政府の提案を受諾する能はずこの際リスアニアが無條件に正常且つ直接

を

の外交關係を復活することのみが戦争の危険を回避する唯一の手段であることを強調する、最後通牒はエストニア駐劄リスニア公使に通過してから四十八時間を期限とする、リスニア政府は来る三月卅一日迄にポーランド駐在外交代表を任命すべく右外交代表任命に關する電書は遅くも猶豫期限たる三月十九日迄に交換するべきものとす

る、ポーランド政府は本通牒につきリスニア側がこれに検討を加へて反對要求を提示することを許さず何等の回答に接せざる場合は通牒要求を拒否したものと認めてポーランドの合法的權益を防衛するため独自の行動に訴へるであらう

波・リ外交々々提議
パリ【三三】ポーランド、リスニア兩國は十八年に亘り國交關係斷絶状態にあり今回の國境紛争事件に關してもエストニアを通じて折衝を進めつゝあつたが駐佛リスニア公使ベトラス・クリスマス博士は十七日駐佛ポーランド大使ジェル・ルカシウツ氏にリスニア政府はポーランドと直接に外交々々渉開始の用意ある旨左の如く通告した

リスニア政府はリスニア、ポーランド兩國が夫々自國の立場を明かにする爲自國の外交代表を任命しポーランド代表と會談を行はしめる用意がある

英政府重大視
ロンドン【三二】十八日午前の英國下院に於て労働黨議員ノエル・ベーカー氏はポーランド・リスニア國境紛争問題に關し

政府は本紛争に付き聯盟理事會の招集

を要求、理事會が一九二五年ギリシャ、ブルガリア紛争事件に對して採つたと同様の處置を探る様提議する意向はないか

と政府の方針を質したのに對しチェンバレン首相は左の如く言明した
余の諒解する所によればポーランド政府はリスニア政府に對し卅六時間の期限附で最後通牒を提出

今回の國境紛争と同様の事件が発生するのを防止するため不可欠と思はれる諸條件を提示した、ワルシャワ駐劄英國大使はポーランド政府に對し同政府が今回の事件を以てリスニアに對し苛酷な要求を提出する口實とせぬ様強調警告した、英國政府は現在の事態に於てベーカー議員の示唆する様な聯盟理事會招集案が問題の迅速な解決法乃至最善の解決法であるとは考へない、然し政府は事態の發展を深甚の關心を以て注目するものである

ポーランド國軍國境に集結
カウナス【三六】ポーランド政府は國境紛争問題につき十七日リスニア政府に對し最後通牒を提出したが政府は飽迄要求の貫徹を圖るため十八日午前ポーランド國軍に對し、波國境方面に出動命令を發した、軍隊は目下國境地帯に續々集結中である

波軍總監開兵 ワルシャワ【三八】ポーランド國軍總監スミグリ・リズ元帥は十八日午前ワルシャワからヴィルノに到着、リ・波國境地帯に集結を開始したポーランド軍隊を關兵激勵したが即日ワルシャワに歸還した

獨軍もメーメルへ進軍せん
ベルリン【三六】十八日A.P.通信社ペルリン支局が獨ナチス黨代辯者の言明として傳へる所によれば萬一ポーランド軍隊がリスニアへ進軍を開始すればドイツ國防軍も之に呼應して一舉にリスニア領メーメルに進軍、メーメル奪還を圖るに決したと言はれる、因みにメーメルは從來ドイツ領であつたが大戦後條約によつて新興リスニアに與へられたものでドイツ人が住民の大多數を占めて居る

リスニア政府極度に憂慮
カウナス【三六】リスニア政府はポーランド政府の最後通牒に接し極度に憂慮目下最後通牒の内容を慎重に検討すると共に國境紛争の平和的解決策に付き友好各國政府と頻りに協議を續けて居る

リスニア聯盟へ報告
ジュネーブ【三六】聯盟リスニア代表スチルバ氏は十八日午前アヴノール聯盟事務總長を訪問、國境紛争事件に關するポーランド政府の最後通牒につき詳細報告諒解を求めた、但しスチルバ代表は未だ本國政府から事件を聯盟理事會に提訴する様訓令を受けてゐる譯ではなく聯盟筋では最後通牒の提出に對しても餘り事件を重大視してゐない様様である

佛ソ兩國リ・波兩國に申入れ
パリ【三六】十八日A.P.パリ支局の探知した所によればフランス政府はソヴェト政府と協議の結果兩國同時にリ・波兩國政府に對し紛争の平和的解決を要する旨の強硬申入れを行ふに決したと言はれる

ソ聯リスニア不支持を聲明
ソヴェト政府はリ・波國境紛争につきフランス政府と共にリ・波兩國政府に對し紛争の平和的解決を要する旨の申入れを行ふに決定したと言はれるがパリ・ソアール紙リガ特派員からの報道によればカウナス駐劄ソヴェト大使クラビグインゼフ氏は十八日早朝リスニア外務省にロヴライテイヌ外相を訪問ソヴェト政府は國境紛争によつて惹起されたリスニアの窮狀に衷心同情するものだが、リスニア政府に對し積極的援助を與へることは出来ない旨言明リスニア政府の諒解を求めた模様である、右ソヴェト政府の見殺し的態度表明によりリスニア政府の要求を拒否する場合全く孤立無援の窮狀に陥ることが明かとなつたのでリスニア政府としてはポーランドに對し相當妥協的態度に出でざるを得ないと見られる

フランスは樂觀
パリ【三六】駐佛リスニア公使ベトラス・クリスマス博士は十八日午後フランス外務省にボンクル外相を訪問、ポーランド政府の最後通牒提出を繞る事情を説明、意見を交換した、パリ外交界の觀測では右ポーランド政府の通牒は措辭こそ強硬だが單に過去十八年間國交の斷絶してゐた、リ・波兩國の外交關係を復活する様要求してゐるに過ぎず専ら威嚇的意圖に出たものだとして事態を餘り悲觀視してゐない

波蘭戰時氣分横溢
ワルシャワ【三六】ポーランド政府は着々開戰準備を整へ既にリスニア國境に

は軍隊の集結を完了、宣戰布告に備へて既に司令長官を任命したといはれるが司令長官の姓名は發表されない、但しポーランド銀行界ではリスニア政府は遂にポーランドの最後通牒を容認したとの情報傳へられてゐる、ポーランド空軍は十八日終日北方ヴィルノ市方面に移動した模様でワルシャワ市中は既に戰時氣分横溢してゐる

赤軍波國境に集結説
ヘルシンキ【三八】アヴァス通信社ヘルシンキ支局の報道によればソヴェト政府はポーランド・リスニア紛争の最悪の場合に備へポーランド國境に赤軍軍隊を集結したといはれる又これに對しポーランド軍隊も目下ソヴェト國境方面に集結を開始したと傳へられる

獨伊の對波勸告説
ベルリン【三二】ポーランド、リスニア紛争に對するドイツ政府の態度は異常な注目を惹き一部ではリ・波開戰の場合ドイツ軍のメーメル進軍説も傳へられてゐるが十八日U.P.ベルリン支局の確言する所によればドイツ政府はイタリアと共にポーランド政府に接近、今回の事件を平和的に解決する様勸告したといはれる、一方A.P.ベルリン支局はヒトラー總統側近者の談として獨波兩國間にドイツのダンチヒ併合に關する默契が成立したとの左の如きセンセーショナルな報道を傳へてゐる

ドイツ政府は將來ポーランドがダンチヒ自由市の併合に同意することを條件としてリトアニアに對するポーランドの武力壓迫反對を撤回した、右につきポーランド外相ベツク大佐はドイツ政

府は本紛争に付き聯盟理事會の招集

を要求、理事會が一九二五年ギリシャ、ブルガリア紛争事件に對して採つたと同様の處置を探る様提議する意向はないか

府がスウイネミューンデ軍港に在るドイツ艦隊をダンチヒ自由市に急派することと反對せぬ旨確言した模様である

新聞論調

ワルシャワ【三六】ポーランド・ロシアニア國境紛争に關しポーランド新聞界は何れも此の機を利用して根本的解決を爲すべしと唱へロシアニアとの國交調整を主張してゐる、十八日主要論調左の通り

△保守系スロワコ紙 ポーランドはロシアニアに最後通牒を送るべきである、英佛兩國は聯盟を通じてロシアニアに壓迫を加へるか、壓迫を加えず豫見すべからざる事態に導くか何れかを選ばねばならぬ

△反保守系ナドロウイ紙 ドイツの勢力擴大に對しポーランドは地位を強固にする必要がある此の意味でロシアニア問題の根本的解決は絶対必要だ、それは單にロシアニアに對する公使館の設置、鐵道の再開に止まらず進んで兩國參謀本部の協調、メーメル及びボンゲンに於けるポーランド海軍根據地の設置、ポーランド人のロシアニア國內發展の保障等、要するにロシアニアをしてポーランドの敵たらしめず味方とすることである

リ國緊急特別議會召集

カウナス【三六】ロシアニア政府はポーランド政府の最後通牒に對する態度を決定するため十九日緊急特別議會を召集した、因に右最後通牒は十九日午後九時を期限とするものである

ロシアニア最後通牒受諾

カウナス【三六】ロシアニア政府は外交

關係再開に關するポーランド政府の最後通牒に對し諸否の態度を協議した結果十九日午後九時の最後通牒期限前に遂に最後通牒要求を受諾するに決定、同日午前十一時タリンのエストニア駐劄公使を通じてポーランド公使に受諾回答を手交した國境紛争を契機とするリ波兩國間の危機はこゝに解消、兩國は十八年ぶりで正常な外交關係を再開することになった

ロシアニア議會政府支持

カウナス【三六】ロシアニア政府はポーランドの最後通牒に屈伏し十九日遂に受諾の通告を發表したが臨時首相スタニスアウスキス交通相は十九日午後國會に臨み滿場寂たる中にポーランドの要求に屈服するの已むなきに至つた事情を報告、特に

ロシアニア政府は遂に力の前に屈伏した、然し力は必ずしも正義ではないと悲壯なる演説を行つた、次いで議會は政府の措置に關し討議を行つた結果滿場一致を以て「政府の最後通牒受諾は已むを得ざるものと認む」との動議を採擇した

波蘭政府公表

ワルシャワ【三六】ロシアニア政府がポーランド政府の最後通牒を受諾した結果一時危機を豫想されたり波國境紛争事件は圓滿なる解決を見るに至つたがポーランド政府は十九日正午右に關し次の如き公式發表を行つた

ポーランド及びロシアニア兩國政府は十九日午前十一時夫々エストニア駐劄公使を通じて覺書を交換した、同覺書に於てロシアニア政府は即日リ波國交關

係を回復し兩國政府は三月末日迄に夫々ワルシャワ及びカウナスに公使館を新設すべき旨を通告して來た、これに對しポーランド政府も同文を以て國交回復を通告した

▲波蘭外務省聲明 ワルシャワ【三六】ポーランド外務省はリ波兩國間の紛争が圓滿解決した旨十九日正午左の如く聲明した

一九二〇年以來十八年間に亘るリ波兩國間の蟬りを解くに至つた事は寔に欣快の至りで兩國の爲のみならず全歐洲平和に貢獻するところ大なりと思惟するものである、我が國の要求につき種々説をなすものがあるが國交回復が目的であつて他意はない、懸案解決、國交増進は外交代表を交換した後に行はれよう

リ波兩國外交代表交換

ワルシャワ【三六】ロシアニア、ポーランド兩國は十九日の覺書交換により即日國交を回復することとなり、ポーランド政府は十九日午後エストニア駐劄ルツエスキス公使に對し臨時代理公使としてカウナスへ急派方を訓令した、初代公使としてはミカエル・ルビンスキー伯爵が近く任命される模様である、一方ロシアニア政府も即日ポーランド公使館を開

波蘭、ロシアニアの獨立尊重

ワルシャワ【三六】ポーランド外相ジョセフ・ベック大佐は十九日午後外務省に於て外國記者團と會見しポーランドは今後ロシアニアの獨立尊重する旨強調し左の

如く述べた
今回のリ波國境紛争事件が他國の力を藉りず關係兩國間の折衝により解決を見るに至つたことは慶賀に堪へぬ、國際聯盟は過去廿年の事蹟に徴しても國際紛争の解決に對しては無力なことがはつきり判つてゐるからこれに提訴しても何等意味がない、今後リ波兩國間に直接交渉の途が開かれたの従來常に兩國々境を脅かして來た衝突の危険は回避されることとなつた、余はポーランド政府の名に於てロシアニア國民の獨立性を充分尊重すべき決意を有する事を茲に嚴肅に宣言するものである

リ波關係緊密化を期待

ワルシャワ【三六】ロシアニア政府が遂にポーランドの要求を容れたとの報道にポーランド政界は大満足の意を表し國境紛争を契機とする戰爭の危機は全く去つたと爲してゐる、事實ロシアニアがポーランドの最後通牒を一蹴した場合、ポーランド軍は陸海空相呼應してロシアニア國內に進軍する準備を整へてゐた模様でリ波開戦の一步手前で危く破局が回避された譯である、兩國の正常な國交回復は政治上外交上のみならず經濟上からもポーランドを益する所多大で今後ロシアニアはポーランド製品の重要な販賣市場となり又ポーランド商船はニメンを下りロシアニアを通過バルチック海と聯絡し得る便を持つこととなつた、ワルシャワ各紙は十九日午後リ波兩國の號外を出し市内は勝利の氣分で満ち溢れてゐる、十九日は宛かも故ビルスズキ元帥の命日に當り戸毎に國旗が掲げられてゐるのどきながら戰勝氣分に浸されてゐる

佛政界も好感

パリ【三六】リ波紛争が解決したことにパリ政界は好感を示してゐる、外交關係再開に關するポーランド側の提案をロシアニアが拒否することが出来なかつたのは全く無理がないと政界では觀てゐるがポーランドの遺り口はヒトラー總理のオーストリア合邦政策を思はせるものがあり餘り感心出来ないといつてゐる

獨も満足を表示

ベルリン【三六】ドイツ官邊はリ波紛争事件が急轉直下解決したことに満足を表示してゐる、右につきドイツ高官は十九日午後左の如く語つた

ドイツとしては直接何等關係はないがこの際ポーランド、ロシアニアの紛争が解決したことは平和の爲是に御同慶に堪へない、戰爭の危機がかくも急速に除去されたことは全く直接交渉の賜物であり集團的保障の方法では到底かうは行かなかつたらう

聯盟安堵

ジュネーヴ【三六】國際聯盟當局はポーランド・ロシアニア紛争事件解決の報にほつと安堵の色を浮べてゐるが今後兩國

様だ、右翼團體、愛國團體は祝賀デモを行ひ歡呼の聲は夜まで續いた
英外交紛争解決を歓迎
ロンドン【三六】ロンドン外交筋はリ波紛争事件の解決を歓迎してゐるがポーランドが最後通牒を發する如き措置に出たことを遺憾としてゐる、但しロシアニアがポーランドとの外交關係再開を執拗に拒否して來た事情も考慮されねばならぬといつてゐる

ほつと安堵の色を浮べてゐるが今後兩國

スペイン

間の懸案解決は直接交渉で行はれることになつた結果リスアニアが聯盟に提訴する様なことはなからうと見てゐる

フロンタルバン占領

ベルチテ(中部スペイン)【三二】フランコ革命軍は中部スペインの要衝ベルチテより南方へ猛進十二日午後四時半ベルチテを距る四十キロ・テルメル州の要地モントルバンを占領した、因にモントルバンはウトリリヤス嶺山地方の中心地である

イタリヤ義勇軍司令官負傷

ローマ【三三】ゴボロ・デ・ローマ紙は十四日の紙上でスペインのイタリヤ義勇軍司令官ベルゴツオリ將軍は十四日スペイン戦線に於て小銃弾の爲兩脚に負傷した旨發表した

フランコ軍躍進

サラマンカ【三五】フランコ革命軍はアラゴン戦線に於て頑強に抵抗する人民戦線軍を漸次駆逐し十四日には遂にアルカニス、スカベの兩要衝を占領した、これがヴダレンシア、バルセロナ、マドリッド三部の連絡線は今やフランコ軍の爲め切斷の危険に瀕するに至りフランコ軍は茲に多大の戦果を収めるに成功した

首都バルセロナ混亂に陥る

アンデー(南フランス)【三五】フランコ軍の躍進により人民戦線政府の首都バルセロナは今や非常な恐慌状態に覆はれるに至つた、アンデーに達した報道によればカスベ戦線に於ける砲聲は既にバルセ

ロナにも聞へ市民は恐怖と不安に驅られて街頭を右往左往し市内は名残がたい混亂状態を呈してゐる、その間政權奪取を企圖した極左派はネグリン内閣に辭職を強要するビラを撒いてデモを行ひ流言蜚語が盛に行はれる等人民戦線の權威は今や全く地に墜ちた感がある

人民戦線軍休戦申入説

ベルビニアン(南佛)【三五】スペインのフランコ軍は十四日來東北部アラゴン戦線に於て俄然進撃を開始アルカニス、カスベの兩要衝を陥れてヴダレンシア、バルセロナ、マドリッド三部間の連絡線を脅かすに至つたが人民戦線軍は相次ぐ敗戦に重大動搖を來した模様で十五日ベルビニアンに達した報道によればバルセロナ、ヴダレンシア間の道路は今や軍隊の後方撤退で混亂を極めて居り人民戦線政府は遂に一切の交通遮斷を命令するに至つたと言はれる、かくて赤色軍の戦局は愈々不利を加へて居るが一説によれば人民戦線政府は秘かにフランコ軍に對し休戦の申入れを行つたとも傳へられる、但し未だ確報はない

休戦提議説を否定

パリ【三五】スペイン人民戦線軍がフランコ軍の勇猛果敢な進撃を支へきれず遂に休戦を提議したとの報道に付き駐ソスペイン大使館當局は十五日これを頭から否定して左の如く語つた

スペイン人民戦線軍がフランコ軍に對し休戦を提議した事實は全然無く又バルセロナに暴動が起つたとの報道も事實無根である、スペイン軍は現に英雄的に叛軍と戦つてゐる

駐英西大使急遽歸國

ロンドン【三五】駐英スペイン大使バブ・ロ・デ・アスカラテ氏は十四日突如人民戦線政府から歸國命令を受け憤慨としてロンドンを出發バルセロナに向つた、アスカラテ大使は人民戦線軍の重大危機に際し本國政府との間に緊急打合せを遂げるものと見られてゐる

▲駐英スペイン大使館否定

ロンドン【三五】フランコ軍の猛進撃によりスペイン人民戦線軍は重大危機に直面してゐると傳へられるが駐英スペイン大使館當局は十六日左の如き聲明を發表しかる

「風説」は事實無根なりと否定した
バルセロナが不安な状態にあるとか或は恐慌に襲はれてゐるとか傳へられてゐるが全く事實無根である、又アサニ・ア大統領、ブリーエー國防相がフランス政府の援助を求めためばパリに急行するといふのも誤報である
英國船又も空襲さる
バルセロナ【三五】英國汽船スタンウェル號は十五日午前スペイン東岸タラゴナ沖合を航行中突如フランコ軍所屬の飛行機數隻のため爆撃され内數機は同船に命中搭乗中の不干渉委員會議員デンマーク人マツトシュニー氏は重傷を負ひ其他死者三名負傷者六名を出した

フランコ軍爆撃機襲撃

カステリオン(東部スペイン)【三五】スペイン人民戦線軍は十五日午後ヴダレンシア北方沿岸カステリオンを空襲したフランコ軍所屬ハインケル型爆撃機一臺を射落し操縦せるドイツ人三名及びポルトガル人一名を捕虜とした旨發表した

佛軍艦三隻急派

パリ【三五】最近スペイン人民戦線軍の戦況漸く不利を加へ今や東部海岸地方さへ危険を傳へられるに至つたのでフランス政府は十五日バルセロナ駐在ラボヌヌ大使の要請によりスペイン在留フランス人の生命財産保護の爲軍艦三隻をバルセロナに急派した

佛政府重大決意か

パリ【三五】フランス政府はスペイン事態悪化に十五日の緊急國防會議でフランスの權益擁護の爲強硬對策を協議したが政界消息通はスペイン問題に對する政府の決意につき十五日夜左の如く語つた

フランスとしてはドイツのオーストリア進出が誘致した國際情勢に鑑みフランコ軍中依然多數の獨逸義勇兵が存在することに最早無關心ではゐられない
チエコスロヴァキアの獨立防衛の爲萬一獨逸兩國軍が會戰する場合イタリヤ軍が佛西國境を脅威しないとなが保障し得よいか、今やフランスは單に外交的措置並に軍需品生産の促進のみならず又國防的見地から情勢を再検討せねばならぬ時機に立至つた、但しフランスが強硬措置を採るとしても之は何等イデオロギー上の動機に出るものにあらず全く國防上の考慮に基くものである
更に不干渉協定の精神に基き政府は近くスペイン兩軍の和平斡旋に乗出すこととなる

英佛調停乗出氣運動

ロンドン【三五】スペイン・フランコ軍の急迫の前に人民戦線軍は相次いで敗退し前後一ヶ半年に亘るスペインの内亂も愈々近くフランコ軍の勝利をもつて大團圓を告げるものと見られるに至つたが英佛兩國政府はフランコ、人民戦線軍の休戦を圖るため居中調停に乗出すのではないかの説が英國議員方面に於て有力に論議されてゐる、人民戦線軍は獨逸兩國がフランコ軍に對し續々軍需品を輸送し援助を續けてゐる現状に鑑みこれ以上長く抵抗することは出来ないとの結論に達した模様で殊に新徵募兵の如きイタリヤ義勇兵を中心とするフランコ軍機械化部隊の進撃の前に全く戦意を喪失してゐると云はれ人民戦線軍の屈服は時日の問題と見られるに至つた

ネグリン首相佛に援助懇請

パリ【三五】スペイン人民戦線政府首相ネグリン氏は十五日突如飛行機でパリに到着フランス政府當局と會見し人民戦線軍の危機を訴へフランス政府の援助を要請したが同日直ちに空路バルセロナに引返した、ネグリン首相はフランス政府に對し飛行機二百臺を始め多量の軍需品供給を懇請したのだがフランス側は之を拒否したといはれる

西、佛國境閉鎖さる

ベルビニアン(スペイン國境)【三五】スペイン人民戦線政府は十六日同政府の支配下にあるスペインとフランスの國境を閉鎖した

フランコ軍の攻勢進捗

アンデー【三五】A.T.アンデー支局の報道に依ればフランコ將軍麾下の精銳歩兵部隊並に戦車隊は十六日遂にカタロニア、アラゴン街道の要衝カスベ市を完全に占領し又前衛部隊は地中海岸バルセロ

ナを距る五十五軒バルバストロの西方五軒の地點に達したといはれる、サラマンカ政府は十六日フランコ軍機械化部隊の前進に依る戦局の進展に鑑み戦線の名稱を變更し従来の「アラゴン戦線」に替つて今後は「カタロニア戦線」の名稱を使用する旨發表した

人民戦線軍に「某國」が援助

パリ【三六】パリにある人民戦線派の權威ある筋の言明として、P.パリ支局は左の如く報じてゐる

我軍は「近接の某國」から多量の砲彈と老練な參謀將校の供給を受けたので政府は益々死闘の決意を固めるに至つた之等參謀將校は一兩日前カタロニア到着の結果アラゴン戦線に於けるフランコ軍の弱點が判つたからこれからこゝに向け攻撃を集中することゝならう

佛政府は依然不干渉

ロンドン【三六】フランス政府はフランコ軍の攻勢に依るスペイン戦局の急轉回を極度に重視しスペイン不干渉協定の即時撤廢を考慮中と解される、フランス政府としてはフランコ軍最近の猛進撃は獨伊の積極的支援に基く事實に鑑みフランスも對抗上從來の不干渉方針を一擲し凡ゆる武器を人民戦線軍に支給し飽く迄赤色政權を支持せんとする意向といはれる、ボンクール外相は十六日フィッツ、

英國大使との會見の席上、同大使よりフランスの自重を要望したに對し逆に英國に對し不満を表明、獨伊兩國が旺にフランコ軍に武器を供給しつゝある事實を指摘して英國が之に對し斷乎たる措置に出ることを慫慂しフランスは最早進んで干

渉を取へてするか又はフランスに敵意を有つ國家と境を接するかの二途何れかを選ぶの已なきに至つたと述べたといはれるがフランス政府當局は十六日右報道を行過ぎであるとし政府は依然不干渉政策を堅持する意向である旨左の如く言明した

フランス政府はスペイン不干渉政策を放棄する意思はなく

ビレネー西佛國境は今後も閉鎖しておく方針である、然し勿論政府はビレネー國境の安全を維持し獨伊兩國の内亂干渉により危殆に瀕した地中海交通線確保するためには斷乎適當な措置を講ずることゝなら

佛、英に休戦案提議

パリ【三六】フランス政府はスペイン戦局が最近頗る重大化したに鑑み休戦案をフランコ軍、人民戦線の交戦兩當事者に提示したと傳へられるが一方アルム首相は十六日チエンバレン英首相に對しスペイン戦局の重大化が地中海に於ける英佛兩國の交通線を脅威する所以を指摘し休戦案につき英國政府との共同動作を要請したと傳へられる、フランス政府當局はスペインの戦局の重大化はフランコ軍に對する獨伊兩國軍の増進に基くとの見解を持し事態を極めて重視し異常の緊張を示してゐる

英國依然不干渉政策堅持

ロンドン【三六】スペイン戦局の急轉回に英國政府が果して如何なる態度に出るかフランスの積極的態度に關聯し最も注目されてゐるが十六日午後下院の外交討議は果然スペイン問題に集中され勞働

黨々首アトリー少佐は野黨を代表して卒直に勞働黨の不滿を表明

フランス諸國がスペイン征服に成功した曉英國の平和と自由と安全は重大な脅威に直面するであらう

と政府の生温い態度を攻撃してチエンバレン首相の強硬決意を迫つたが之に對しチエンバレン首相は英國政府はスペインの事態に對し從來通り飽く迄不干渉政策を堅持する方針を闡明し左の如く政府の所信を披瀝した

外國義勇軍がスペイン兩交戦當事者に加擔して互に闘つてゐることは事實だが最近外國義勇軍が急激に増強されたとの風説に關しては我々の入手し得る情報を慎重に検討した上でなければ輕卒に意見を述べる譯には行かない

フランコ軍最近の軍事的進出は從來フランコ軍が持つてゐた兵力だけでは到底實現出来なかつた等だとの意見が有力に行はれてゐるが之と別に信憑すべき根拠がある譯ではない、不干渉委員會がスペインに對する外國の干渉を阻止出来なかつたことは認めざるを得ないが同時に世界戦争の勃發を阻止するに與つて力があつたことも否定出来ない、反對派の諸君はフランコ軍が勝利を収めればスペインはフランス諸國に併合されようと思つてゐる様だが政府は従前と同様現在も亦かゝる見解に與することは出来ない、余はスペイン内亂勃發の當初からスペインの紛争に干渉するものは決してこの干渉によつて利益を収め得るものではないと確信してゐるが今日なほこの意見を修正する理由を見出し得ない、外國が自か

ら好んでスペインの焙鑪爐で手を焼いてゐるからと言つて我々も亦これに倣はねばならぬこととはあるまい、英國政府は從來と同様將來も亦フランス政府と緊密な連絡を以てスペイン問題に對處する決意であるが英國としては何處までもスペインの内亂に立入ることを避け不干渉政策を堅持することが英國の利益に最も合致すると信じて疑はない

バルセロナ大空襲

バルセロナ【三七】フランコ軍飛行隊は十七日午前七時四十五分及び十時半の兩回に亘り大舉して人民戦線軍の假首部バルセロナを空襲、市の心臓部に爆彈を降らせ死者多数を出した、特に一彈は地下鐵入口に命中し折柄同所に避難しやうと集つてゐた市民多数を殺戮、バルセロナの大ホテルも爆撃され市民を恐怖のどん底に突落した、本日の空襲で死者百四十名、負傷者無数と報じられてゐる

三度バルセロナ空襲

バルセロナ【三七】フランコ軍航空隊は十七日午後二時三度バルセロナを空襲猛烈な爆撃を行ひ更に死者七十五名負傷者多数を出した積核である

佛副領事惨死

バルセロナ【三八】バルセロナ駐在フランス副領事トレムール氏は十七日市内レストランに於て食會中フランコ軍空軍の爆撃のため惨死した

更にバルセロナ空襲

バルセロナ【三六】フランコ軍飛行機は十七日再度に亘つて人民戦線政府假首部バルセロナを空襲、多大の損害を與へたが八日も引續き四回に亘つて空襲を敢行、死者八十

餘名を出した、人民戦線政廳の公式發表によれば十七日の空襲により死者實に四百六十名、負傷者九百名を出したと云はれる

バルセロナの空襲死傷二千名

バルセロナ【三二】人民戦線軍の首都バルセロナ市は去る十七日フランコ軍の大空襲のため甚大な被害を蒙つたが十九日朝も三臺のフランコ軍飛行機がマヨルカ島方面からバルセロナに向つたとの報告に接し再び緊張多数の人民戦線軍戦闘機が市街の上空を超えず警戒してゐる、一方市民は爆撃のおとりのり片づけに忙しく閉鎖された商店も漸く開き市内は殆んど平常に復した、崩れ落ちて土砂に埋つた家屋を掘返すと未だ死體が續々と現はれてくる、十九日に至り空襲で負傷した者更に十五名が死亡したがこれでの大空襲の損害は死者七百名、傷者一千二百名の多數に達した

英首相英佛の共同動作を言明

ロンドン【三八】フランコ軍所屬飛行機が十七日兩度に亘つてバルセロナを空襲多数の死傷者を出したことは英國官憲に多大の衝撃を與へたがチエンバレン首相は十八日英國政府はスペイン兩政權に對し空襲阻止策につきフランコ政府と共同申入れを行ふに決定した旨左の如く言明した

政府は昨十七日バルセロナに對して行はれた様な激烈な空襲を今後一切差控へる様スペイン兩交戦當事者に對しフランス政府と共同で申入れを行ふに決定した、フランス政府は右空襲阻止申入れに對する同意を求めため現に

アチカン政廳と折衝を開始してゐる
佛、空襲停止を申入れ

パリ【三六】フランス政府は十八日英國政府と共にフランコ政權に對し空襲阻止の申入れを行った旨左の如く言明した
フランス政府は最近行はれたフランコ軍飛行機のカタロニア地方空襲が多數無辜の市民を殺傷せしめた反人道的行為と認め、これに對しサラマンカ政權に空襲停止の申入れを行った、英國政府も亦同様の通牒を送る筈である、フランス政府は又同問題に付ヴァチカン教皇廳に對し英佛兩國の申入れを支持される様を請した

英國も空襲抗議

ロンドン【三六】フランコ軍空軍のバルセロナ空襲は各國に多大の衝動を與へフランス政府は既に十八日フランコ政權に對し空襲阻止の申入れを行ったが英國政府も廿日フランコ政權に通牒を送りバルセロナ空襲は國際法及び人道に反するものなる故斯かる反人道的行為は取止めやう空襲停止を申入れた

英勞働者空襲反對デモ

ロンドン【三六】十七、十八兩日に亘るフランコ軍のバルセロナ空襲により約二千名の死傷者を出したとの報道は英國一般に多大の衝動を與へたが廿日ロンドン目録のトラファルガー廣場に於てバルセロナ爆撃反對の大示威運動が行はれ約二萬人の群集が参加して空襲反對、英國政府のスペイン不干渉即時廢棄を要求して氣勢を擧げた、その中約五、六千の群集はバーモンゼイ區に向け行進を開始し同地の埠頭人足の集會に合流しフランコ軍向貨物

の積荷ボイコット決議に参加した
マドリードの危機迫る

マドリード【三六】フランコ軍の全面的進出に伴ひ人民戦線軍の舊首都マドリードは再び危機に直面するに至つた、マドリード市内は一九三六年十一月將に陥落の危機に陥つた當時を髣髴させ、市街には多數のラウドスピーカーをつけた自動車や停車場や廣場に現はれ演説を行ひ市民を激勵してゐる、空襲團體代表は「マドリードの全勞働者は最後まで闘ふ決心である」と述べ又社會主義青年同盟代表は「來るべき戰闘に備へマドリード防衛の爲二ヶ師團の新義勇軍を編成すべき」旨發表した、この緊迫した情勢の中にあつてマドリード防衛總司令ミアハ將軍は我々は人民戦線軍兵士が一人でも残つてゐる間は戦争を繼續する、從來の戰闘は一進一退を繰返したに過ぎなかつたが最後の勝利は我々のものであると述べて飽く迄抗戦せんとする決意を表明した

フランコ將軍重大聲明

アラゴン(スペイン)【三六】フランコ將軍は十八日カタロニア戦線大本營に於て歐洲政局の急轉回を鑑みフランコ政權の對外政策を闡明して左の如く聲明した
余は我が軍が完全な勝利を収めた曉、外國のためにスペイン國土の一吋たりともこれを割據する意圖は無い旨嚴肅に宣言するものだ、我々は地中海の均衡に變化を加へる意思は無く余はイデン英外相が辭職する以前から地中海に於ける關係各國の協調が必要である所以を強調し地中海に接してゐる諸國

家が平和裡に生存することを希望してゐた、余の意圖する所は自由にして各國の尊敬を受けるに足る大スペイン國家を建設することに他ならぬ、我がスペインは西歐に於ける共產主義の扶植を阻止するため世界文明に對し闘ひ知れざる貢獻を致してゐる、英國政府は既にこの事實を認めて我々と緊密に協力するに至つたがフランス政府も亦必ずや英國に倣つて我々と進んで協調するものと確信する、我が軍に關する外國義勇軍の兵力は既に過去一ヶ年間に於て約廿%減少した、現在新外國義勇軍が近く我が軍に参加するとの説が傳へられてゐるが誠に馬鹿げた申傷に過ぎない、我々は既に敵を粉砕するに必要な以上の兵力を有してゐるのだ、我が軍がカタロニア戦線に於て大勝を博したのはその當然の歸結だがこれによつて我が軍の軍事的、産業的、經濟的諸力は著しく増強するに至つた

ペルー、人民戦線政權と絶縁

リマ【三六】ペルー政府は十九日スペイン人民戦線政府との外交關係を断絶する旨發表した、理由はマドリードの同國領事館襲撃その他不法行為が頻發したからといふにある

歐洲諸國

リヒテンシュタイン獨立決議
ヴァデユス(リヒテンシュタイン)【三六】リヒテンシュタイン公國議會は十六日歐洲の最新情勢を鑑みリヒテンシュタイン公國の獨立を維持し諸外國政府との間に締結した現存條約を遵守する旨の決議案を満場一致可決した

芬蘭陸軍總司令獨逸訪問
ヘルシンキ【三六】フィンランド國軍總司令エヌテルマン將軍はドイツ國防軍總司令カイテル將軍の招待に應じ十九日ヘルシンキを出發ドイツ訪問の途についたエヌテルマン將軍は約二週間ドイツに滞在ドイツ國防軍首腦と交遊を遂げ軍事施設を視察する筈である

國際會議招集

ソ聯侵略阻止に國際會議招集
モスクワ【三七】ソヴェト聯邦外務人民委員リトヴィノフ氏は十七日午後一時外務人民委員部に外人記者團を引見、ソヴェトは獨逸合邦、チエコスロヴァキアの危懼等により醸成された國際危局に對處し侵略行為阻止の手段を講ずる爲め國際會議を招集する旨聲明を發表したがその聲明全文次の通り
ソヴェト聯邦は平和愛好國との間に組織的提携關係を樹立せんとする意圖の下に國際聯盟に加入したがソヴェト政府は從來に於てもあらゆる機會を掴んで最も効果的な平和保障策を勵獎し來り同時に斯る平和の保障は聯盟機構に於ける集團保障組織並びに侵略者に對する地方的相互援助條約の機構を通じて實行されることを認め來つた、ソヴェト政府は具體的政策に於てもこれを實行に移しフランス並にチエコスロヴァキアとの間に相互援助條約を締結したのであるが斯る條約は侵略なき限り何等第三國に脅威を與へるものでない、聯盟規約並にブリアン・ケロッグ不戰

條約による國際的事業の蹂躪行為及び若干國に對する他國の侵略は過去四年間に亘り相次いで起つたがこれ等の事件はソヴェト政府に對しソヴェトは斯る國際的犯罪に否定的態度をとるばかりでなく更に進んでソヴェト聯邦自體が侵略國との國際關係に危機を招來することを顧みず侵略國に反撃を與へる爲の集團的方策に積極的に参加する用意があることを表明する機會を與へた、同時にソヴェト政府は聲を大にして斯る侵略事件に對し世界各國が何等の行動も起さずこれを見逃すことは更に他の同種事件を必然的に誘發倍加する禍根をなすものであることを警告し來つたのである、不幸にも國際情勢の展開はソヴェト政府の斯る警告を裏書した、オーストリアに對する武力侵略並びにオーストリア國民がその政治經濟、文化の獨立を強力を以て剝奪された事件によつて世界各國は再び新しい例證を得たのである、從來の侵略事件は多小共歐洲から隔遠した大陸乃至は歐洲の僻陬地に發生し從つて侵略犠牲國の被害に隨伴した第三國權益の損害はその附近にある少數國のみに止まつた、然るに今回の事件は歐洲の中心部を貫通し侵略國と隣接する十一國家は勿論歐洲全國に明かなる脅威を與へ更にその影響は歐洲以外の諸國に迄及んだ、現在迄の所侵略の脅威は領土權に對して起り同時に小國の政治、經濟文化の獨立が脅かされてゐるがこれ等小國の奴隷化は延いては大國に對する壓迫、更には攻撃に迄發展する前提をなすであらう、即ち先づ第一にチエコ

スロヴァキアに對する脅威が生ずるが侵略の傳波性により斯る脅威は今後更に發展して新たな國際紛争を惹起する虞れあり、既にポーランド、リスマニア國境事件の發生となつて示現してゐる、現在の國際危局は凡ての平和愛好の諸國家就中諸大國に對し歐洲、否全世界の國民の運命に關する重責を問題として課してゐる、ソヴェト政府は進んで此の責任を分擔し且つ又國際聯盟規約、ブリアン・ケロッグ條約及びフランス・チエコスロヴァキア兩國と締結せる相互援助協定より生ずる諸義務を履行せんとするものである、この故にソヴェト政府はソヴェト政府が參加して決定し侵略の擴大阻止並びに新しい世界殺戮の危機増大を抑止せんことを目的とする集團的行動には從來通り欣然參加する用意ある旨余は聲明するものである、ソヴェト政府は速かに聯盟國間に於て乃至は聯盟外に於て情勢の要求する實際的諸方策につき他の諸國と協議を開始する用意を有する明日は最早遅いかも知れぬ、然し各國殊に強大國が平和の集團的救済の問題について斷乎たる強硬態度を採るならば今日は未だ遅くはない、

右聲明書を讀上げた後記者團との間に次の如き質疑應答が行はれた
問 國際會議など無駄ではないか
答 そんなことはない
問 何故日本に招請状を出さないのか
答 その必要を認めないからだ
問 チエコスロヴァキアとは直接國境を接してゐないのにどうして援助するのか
答 意思があれば自ら方法があらう
リトヴィノフ委員は今回の問題は支那やスペイン問題ではなく歐洲諸國の直接問題だと敷衍したが極東問題には直接言及せず今回の提議が大體歐洲問題にのみ言及するものである意向が觀取された、尙ソヴェト政府の提議は日獨伊三國を除外するが最初大國のみに通告され小國は後廻しとするものである

▲ソ聯國際會議招請通告 ロンドン
【三二】駐英ソヴェト大使マイスキー氏は本國政府の訓令に基き十七日午後英國外務省を訪問、侵略阻止に關するソヴェト政府提唱の國際會議參加招請状を手交した
英の受諾は疑問
ロンドン【三三】ソヴェト外務人民委員リトヴィノフ氏が發表した國際會議開催案は英國にとつて全く突然の提案で外務省スポークスマンも「事前何等諒解はなかつた」と語つた位である、同會議については日獨伊三國が除外されてゐる爲若し他の各國がソヴェトの招請を受諾すれば必然的に世界は二分さるべく殊に英伊交渉が目下ローマで進捗してゐる際英國が直ちにソヴェトの提案に應ずるか否か疑問とされてゐる、一方チエコスロヴァキア問題に關しては過般の關議で少壯關係が即時政策を闡明すべき事を主張、長老關係は事應が落着くまで靜觀すべきを説き意見が對立、スペイン問題で更に激化し内閣改造の危機さへ傳へられるに至つてゐる

米國拒否か
ワシントン【三七】ソヴェト政府が突如侵略阻止に關する國際會議開催を提唱したことは米國政府當局にとつても経耳に水であつたが消息筋の觀測では米國政府がソヴェト政府の招請を受諾する可能性は甚だ薄いと見てゐる、國務省は目下リトヴィノフ氏の提案を慎重に研究してゐるが同國際會議招請案は結局軍事同盟に均しい共同動作へ導くものとしかゝる提案は米國の傳統的政策に反するとの見解を持してゐる、但し平和探究につき個々の國と交渉しその結果並行的動作を實現せんとする企てに對しては米國は何等反對しないだらうといはれる

ソ聯の提唱は無駄(米)
ワシントン【三六】十八日の上院はソヴェト政府の提案にかゝる侵略阻止の國際會議開催案を取上げて各議員の間に種々意見が聞はされたがピットマン外交委員長は曰く
ソヴェト政府は侵略行爲阻止のため國際會議の開催を提唱したが二、三の國家が自國の權益擴張のため何時にても武力に訴へんと構へてゐる時侵略阻止のため集團的行動を論議しても無駄である

佛政府好感
パリ【三七】ソヴェト政府の侵略阻止に關する國際會議開催の提案に對してフランス政府官邊では好意的態度を以て之を迎へリトヴィノフ外務人民委員の提案は集團的安全保障を根幹とするフランス政府の傳統的外交政策の線に沿ふものとして歓迎してゐる、但しフランス政府當局では未だリトヴィノフ委員からの招請状を受領して居らぬためこれに對する論評を差控へてゐる

☆ 歐洲の前途

フーヴァー氏觀測
ロンドン【三八】歐洲各國の政情視察行脚を終へ目下ロンドンに滞在中の米國前大統領ハーバート・フーヴァー氏は十八日紛糾する歐洲政局の前途につき左の如く語つた
現在歐洲諸國では大戦勃發の一九一四年當時よりも遙かに戦争の危機が切迫してゐることは事實だがごく近い將來大規模な戦争が起るとは思へない
東歐に一大轉換招來か
ワルシャワ【三九】リスマニア政府はポーランド政府の最後通牒を全的に承認し屈辱的形式で紛争の解決を行つたがその理由に關しワルシャワ外交界では大體左の如く觀測してゐる
リスマニアが豫ねて有力なる支援國と侍んでゐたソヴェト聯邦は積極的に援助しないのみか豫想外に冷淡な態度を示し從來好意を寄せてゐた英佛や聯盟もリ波紛争を取り上げる氣配なく一方エストニア・ラトヴィアはリスマニアの親ソ主義がバルチックの平和を亂すものとして豫てこれを攻撃してゐる
等四圍の情勢不利を悟つてリスマニアも遂にポーランドの要求を容れるの已むなきに至つた、今後リスマニアはポーランドとの修好條約、軍事同盟の締結、關稅同盟、少數民族の解決等に依りポーランドの政治圏内に入るべく之を契機として東歐に一大轉換が齎されよう

シカゴ【三九】獨逸台邦に引續く歐洲政局の危機に一部では早くも歐洲戦争説が傳へられてゐるがシカゴの有力小麦商ハ・ウエイ・ウィリアムズ氏は廿日最近の小麥相場及び輸出統計から見れば歐洲には未だ戦争の危機が切迫してゐないと豫言して次の如く述べた
歐洲は未だ戦争の危機は迫つてゐないと思ふ、その理由は第一に小麦の價額は先週米格別顯著な値上りを示してゐないこと、第二に戦争に捲き込まれざるやうな諸國の食糧品のストックが未だ充分でないことにある尤も最近ドイツ・ポーランド、チエコスロヴァキア等東歐諸國に對する食糧品の積出しは引續き非常な増加を示してゐる

深刻な不安に悩む歐洲
ロンドン【四〇】リトヴィア政府の屈服により東歐洲を蔽ふた戰雲收まり、一方獨逸台邦も既成事實となつてタイムズ紙社説の所謂「過去廿年間に於ける比類なき緊張不安週間」も去り一時殆んどパニック状態に陥つたロンドン株式市場も稍平靜を回復した、然し歐洲はドイツ國防軍のウイーン進軍を契機として外交的には力の政治へ、經濟的には準戰時態勢へ軍事的には再軍備工作へ劇然と轉回したことが明白に看取される、從來クレデツト乃至植民地提供で持たざる國を満足させ歐洲の全的安定を實現する事が英佛兩國の指導精神であつたが軍備の背景なき外交の無力であつた英佛兩國政府は急テンポで再軍備へ轉向するに至つた、ロンドンでは防空工作の爲と稱して八萬人が募集され、又ベルギー政府は演習に藉口して國防軍を動員し永世中立國たる

歐洲戦争は未だし
歐洲戦争は未だし

スイスでさへ目下防空演習で國を擧げての大騒ぎを演じてゐる、従つて干戈を交へると否とに拘らず經濟的には第二次世界大戰が既に開始されたと同様の結果を誘致しつゝある、即ち

一 ヴァン・ゼーランド報告其他に基く世界經濟復興案、英米佛三國通貨協定の擴充等による國際爲替安定策等は一切沙汰止みとなつた

一 再軍備工作で證券、商品市場は跛行的商狀を示し、鐵、棉花等軍需品は騰貴したに對し煙草、酒類等奢侈品乃至半奢侈品等は非常な不振に陥つてゐる

一 物價騰貴、勞働賃銀値上り及び増税でインフレの昂進が顯著である

タイムズ紙はその社説に於て

ヒトラー總統の行動はフリードリヒ大王の所業以上に文明の全機構に烈烈な打撃を與へた

と論斷してゐるがとにかく歐洲不安が極めて深刻なることは否定出来ない、斯る歐洲の不安が東亞の情勢に如何なる影響を與へるか云ふに大體次の結論が得られよう

一 英國政府は東亞問題に考慮を拂ふ餘裕なくイ・デン前外相の辭職で支那への好意的觀望方策は放棄されたがこの傾向は今後益々顯著となつて行くであらう

一 歐洲各國は自國の再軍備工作に忙殺され對支軍需品輸出は自然減退するであらう

一 勞賃、物價高で歐洲各國の輸出減退し帝國政府が支那軍需を根本的且迅速に解決し東亞の安定確立に成功すれば低廉良質の日本品は世界市場に再進出

英國・英帝國

閣議壇問題審議

ロンドン【三二四】英國政府は去る十二日の閣議に引續き更に十四日午前十一時首相官邸に緊急閣議を開催、同日午後下院に於てチエンバレン首相が朗讀すべきオーストリア問題に對する重大聲明につき審議を遂げた

首相壇問題につき態度表明

ロンドン【三二四】十四日の英國下院はチエンバレン首相がオーストリア問題について政府の態度を表明するといふので近來にない異常な緊張振りを見せ議員席及び傍聴席は満員の盛況だ、愈々チエンバレン首相の演説が始まるや各議員席は水を打つた様に静まりかへり時々拍手と彌次が飛ぶほか全議場は一つの耳となつて首相の演説に聞き入る、外交團席にも吉田大使を始めコルバン佛大使、マサリック、チエコ公使等各國の大公使が早くから顔を見せて首相の演説に熱心に聞き入つてゐたのは特に人目を惹いた、首相の演説は事件の経緯説明から始まりドイツの實力行使を痛烈に非難したがオーストリア問題に英國が無關心たり得ぬ理由として英國はオーストリアと共に聯盟國であると述べるやチエンバレン首相の聯盟觀の態度にあきたらぬ野黨席から期せずして笑聲があがる、最後に首相は英國政府が歐洲の事態に鑑み再軍備計畫に修正を加へるの已むなきに至るべき事を仄かし

外交的措置のなかにも躊躇たる態度を表明したが期待されたチエコスロヴァキアの問題については簡單にドイツがチエコに對して保障を與へた點に言及したに止まりチエコに對する英國の保障は遂に言明されずに終り滿場を失望させた

首相大演説内容

十四日下院の首相演説内容左の如し

ベルヒテスガールデン會談の結果はヒトラー總統の説明によれば一九三六年七月の獨逸協定の機構の擴大であつた、一九三六年の獨逸協定に於てドイツはオーストリアの獨立を承認しオーストリアはオーストリアがゲルマン國家たることを承認したことは諸君も既に承知せられてゐる所で従つて過嚴のベルヒテスガールデン會談の結果がたとへ如何なるものであつたにせよ新しい協定が依然としてオーストリアの獨立を根底としたものであることは疑を容れない、去る九日シュニク首相は國內の不安定な情勢を終熄させる爲めに國民投票を執行し國民自ら自國の運命を決するといふ最善の道を決した、シュニク首相の右の決定はドイツ政府及びナチス黨自身には歡迎されなかつた、事態は十一日午前に至り遂に表面化しザイス・インクワルト内相及びグライゼ・ホルステナウ無任相はシュニク首相に最後通牒を突き付け國民投票の斷念を要求した、若しこれが拒否されるならばナチス分子は一齊に棄權し國民投票當日凡ゆる妨害活動に訴へるべき旨威嚇した、彼等はシュニク首相に對し午後一時迄に回答をなす様要求したがシュニク首相は

この最後通牒を受諾することを拒否し同時に第二回目の國民投票を後日執行すべき旨の妥協案を提出した、しかし後に至りこの儘の状態では内亂が勃發し軍事的干渉を誘致する怖れがあることを感じたのでシュニク首相はナチス分子が國內の平穩を妨害しないことを條件に國民投票を取止めることに同意、讓歩したのである、この申入れがドイツ政府に傳達されたことは殆んど疑を容れない、それに對しザイス・インクワルト氏とグライゼ・ホルステナウ氏はこの申入れでは不十分であるとしシュニク首相は辭職しザイス・インクワルト氏が後繼内閣の首班とならねばならぬ旨明した、シュニク首相は午後四時卅分迄回答の期限を與へられた模様で、回答が再び不充分な場合はドイツ軍に對し午後五時出動命令が與へられるであらうと通達した、この事實は最後通牒の背後にドイツが控へてゐたことを示すものと言へよう(拍手)、その後更に新しい最後通牒が通達されたがこれは飛行機でドイツから齎されたもので、如くである、この最後通牒に於てシュニク首相が辭職してザイス・インクワルト氏がこれに代り新内閣閣僚の三分の二がナチス分子によつて占められるべき旨要求すると共にドイツ國防軍の枝隊たるオーストリア軍團の歸國、ナチス黨活動の完全な合法化を要求した、これに對する回答は午後六時半前に要求された、遂にシュニク首相はラヂオを通じてドイツ國軍の國內侵入を脅威された結果「ドイツ人間に流血の慘を避ける

ため」屈服した旨を發表した、同時にシュニク首相はミクラス大統領及び彼自身は強權に屈服したこと及びオーストリア軍隊はドイツ軍隊が國境を突破して侵入して來た場合絶対に抵抗せざる様嚴重に申渡された事實を全世界の前に曝け出したドイツ軍隊は遂に國境を越えてオーストリア領内に侵入し次いでヒトラー總統もリンツ市に入つた、三月十日ハリファツクス外相はリツペンとロッツ外相と會見しオーストリアの情勢並にドイツの政策と考へられる所につき重大警告を發したその際ハリファツクス外相はリツペンとロッツ外相に對し英國政府は特に他國の干渉及び脅威を受けることなく國民投票を遂行するため、凡ゆる措置が講ぜらるべきことを最も重視する旨を通告した、次いで三月十一日ヘンダーソン駐獨大使はドイツ政府がオーストリアの獨立とは兩立し難い情勢を創造するために獨立國家に對し武力を背景とする強壓を加へた事實に對し嚴重な抗議を提出した、同日余も亦リツペンとロッツ外相に對し同様の趣旨を申入れた、英獨間にはその日更に二回の會談が行はれこゝに於てドイツ政府はヘンダーソン大使を通じて回答を寄せて來たが右回答に於てノイラート參議院議長は「余はドイツ政府の名に於て英國政府は自らオーストリア獨立の保護者たる役割を主張する權利はないと言明せざるを得ない、ドイツ政府は英國政府との外交交渉に當り獨逸關係が如何なる形態を採るかにはドイツ國民の國內問題と見做す可きこの點は從來の

この最後通牒を受諾することを拒否し同時に第二回目の國民投票を後日執行すべき旨の妥協案を提出した、しかし後に至りこの儘の状態では内亂が勃發し軍事的干渉を誘致する怖れがあることを感じたのでシュニク首相はナチス分子が國內の平穩を妨害しないことを條件に國民投票を取止めることに同意、讓歩したのである、この申入れがドイツ政府に傳達されたことは殆んど疑を容れない、それに對しザイス・インクワルト氏とグライゼ・ホルステナウ氏はこの申入れでは不十分であるとしシュニク首相は辭職しザイス・インクワルト氏が後繼内閣の首班とならねばならぬ旨明した、シュニク首相は午後四時卅分迄回答の期限を與へられた模様で、回答が再び不充分な場合はドイツ軍に對し午後五時出動命令が與へられるであらうと通達した、この事實は最後通牒の背後にドイツが控へてゐたことを示すものと言へよう(拍手)、その後更に新しい最後通牒が通達されたがこれは飛行機でドイツから齎されたもので、如くである、この最後通牒に於てシュニク首相が辭職してザイス・インクワルト氏がこれに代り新内閣閣僚の三分の二がナチス分子によつて占められるべき旨要求すると共にドイツ國防軍の枝隊たるオーストリア軍團の歸國、ナチス黨活動の完全な合法化を要求した、これに對する回答は午後六時半前に要求された、遂にシュニク首相はラヂオを通じてドイツ國軍の國內侵入を脅威された結果「ドイツ人間に流血の慘を避ける

この最後通牒を受諾することを拒否し同時に第二回目の國民投票を後日執行すべき旨の妥協案を提出した、しかし後に至りこの儘の状態では内亂が勃發し軍事的干渉を誘致する怖れがあることを感じたのでシュニク首相はナチス分子が國內の平穩を妨害しないことを條件に國民投票を取止めることに同意、讓歩したのである、この申入れがドイツ政府に傳達されたことは殆んど疑を容れない、それに對しザイス・インクワルト氏とグライゼ・ホルステナウ氏はこの申入れでは不十分であるとしシュニク首相は辭職しザイス・インクワルト氏が後繼内閣の首班とならねばならぬ旨明した、シュニク首相は午後四時卅分迄回答の期限を與へられた模様で、回答が再び不充分な場合はドイツ軍に對し午後五時出動命令が與へられるであらうと通達した、この事實は最後通牒の背後にドイツが控へてゐたことを示すものと言へよう(拍手)、その後更に新しい最後通牒が通達されたがこれは飛行機でドイツから齎されたもので、如くである、この最後通牒に於てシュニク首相が辭職してザイス・インクワルト氏がこれに代り新内閣閣僚の三分の二がナチス分子によつて占められるべき旨要求すると共にドイツ國防軍の枝隊たるオーストリア軍團の歸國、ナチス黨活動の完全な合法化を要求した、これに對する回答は午後六時半前に要求された、遂にシュニク首相はラヂオを通じてドイツ國軍の國內侵入を脅威された結果「ドイツ人間に流血の慘を避ける

ため」屈服した旨を發表した、同時にシュニク首相はミクラス大統領及び彼自身は強權に屈服したこと及びオーストリア軍隊はドイツ軍隊が國境を突破して侵入して來た場合絶対に抵抗せざる様嚴重に申渡された事實を全世界の前に曝け出したドイツ軍隊は遂に國境を越えてオーストリア領内に侵入し次いでヒトラー總統もリンツ市に入つた、三月十日ハリファツクス外相はリツペンとロッツ外相と會見しオーストリアの情勢並にドイツの政策と考へられる所につき重大警告を發したその際ハリファツクス外相はリツペンとロッツ外相に對し英國政府は特に他國の干渉及び脅威を受けることなく國民投票を遂行するため、凡ゆる措置が講ぜらるべきことを最も重視する旨を通告した、次いで三月十一日ヘンダーソン駐獨大使はドイツ政府がオーストリアの獨立とは兩立し難い情勢を創造するために獨立國家に對し武力を背景とする強壓を加へた事實に對し嚴重な抗議を提出した、同日余も亦リツペンとロッツ外相に對し同様の趣旨を申入れた、英獨間にはその日更に二回の會談が行はれこゝに於てドイツ政府はヘンダーソン大使を通じて回答を寄せて來たが右回答に於てノイラート參議院議長は「余はドイツ政府の名に於て英國政府は自らオーストリア獨立の保護者たる役割を主張する權利はないと言明せざるを得ない、ドイツ政府は英國政府との外交交渉に當り獨逸關係が如何なる形態を採るかにはドイツ國民の國內問題と見做す可きこの點は從來の

外交會談で繰返し英國政府に明かにしておいた」と述べてゐる、更にノイラート議長は次の様に述べてゐる「依つてドイツ政府は當初より英國政府の抗議を許容し難いものとして拒否せざるを得ぬ、オーストリアの情勢は全く黙視し難いものとなり、之を打開するためベルヒテスガールデン會談が行はれたのである、若しオーストリア政府が協定を忠実に實行しなすればオーストリアの平和は保障されたであらう、然るにシュニク首相は獨斷で人民投票の執行を發表しオーストリア國民の壓倒的多數を占めるナチスを政治的に抑壓せんとした、ドイツ政府がオーストリアの内政に壓力を加へたといふのは事實でない、最後通牒云々も單なる想像に過ぎぬ、ドイツ軍隊の派遣は最初オーストリア政府の要請に基くものでドイツ政府はオーストリアに於ける内亂の危機に直面してこの要請に應ずるに決したわけである、英國政府が若しドイツの平和的企圖に抗してドイツ國民の民族自決權と兩立し得ぬ壓力をオーストリアに加へんとするならば極めて危険な事態を招来すべきは必至である」右の「英國政府はオーストリアの獨立に利害關係は持たぬ」とのノイラート議長は聲明に對しては余は直ちに反駁を加へる義務がある、英國政府がオーストリアの獨立に利害關係を持つて居ることは如何なる理由からも否定し得ない、第一に英國及びオーストリアは共に聯盟國でありドイツ及びオーストリアは聯盟理事會の同意なくしてオーストリアの獨立を助

すべからざる旨を規定した條約に調印して居るがこの條約にはいづれも英國政府が調印してゐるのである、この點を全く度外視しても英國政府は中歐の事態に對しては絶えず重大關心を抱かねばならぬ、最近の事件を通じて英國政府はフランス政府と最も緊密なる連絡を保つて來た、フランス政府も英國政府と同様ドイツ政府に對し強硬な抗議を提出した、我々を以つてすれば今次の事態を通じてドイツが採つた手段は最も痛烈な論議に値するものでありそれは又歐洲平和維持の任務を委託されて居る者に對し深刻な打撃を與へたものである、生起したる事件は國際間の誤解を除去し國際協力を促進せんとする英國政府の希望を危殆に瀕せしめた事は疑を容れぬ、一部にはドイツのオーストリア合併案を奨励しなかつたとしても之に同意したのは英國であるとの説をまことしやかに流布してゐるものがあるが斯る説は全然根據がない、チエコスロヴァキアとの關係についてはチエコ政府は英國政府に對し一九三六年の獨逸協定以來チエコ政府はオーストリアに於ける事態の推移に最大の關心を拂つてゐた旨にチエコ政府はドイツと出来る限り緊密な友好關係を維持せんと希望してゐる旨を通告して來た、三月十一日ゲーリング元帥はベルリン駐劄のチエコ公使に對しドイツ政府は獨逸兩國關係の改善に努力する旨を保障し次の日更にオーストリアに進入したドイツ軍隊は少くともチエコ國境より十五キロ以内に接近せざる様嚴重申渡されてゐる旨通告した、更に

同日フォン・ノイラート男はベルリン駐劄のチエコ公使に對しドイツは一九二五年十月ドイツとチエコ間に締結された仲裁條約を尊重する旨確約したオーストリア問題に對する英國の立場はオーストリアの獨立に影響する如き行動があつた場合英國はフランス及びイタリアと協議することを誓約した點に存する、英國は完全にその誓約を果した、フランス政府は英國と協議の結果英國と同じく抗議をドイツに提出した、只イタリア政府は英國政府に對してはその見解を充分吐露しなかつたがイタリアの態度は新聞紙上に發表された政府の聲明中に極めて正確に表明されてゐる、然し冷徹な事實は英國自身乃至はその他の國家が英國と協力して實力を行使する覺悟がない限りドイツの行動を阻止することは不可能であるといふことである、ドイツの行動は必然的に歐洲に於ける安定感及び安全感を極度に脅かさねばおかぬであらう今回起つた事態は不可避的に經濟回復を阻止するであらう、我々は顯著な退歩が起らぬ様特に一層の注意を必要とする、今は輕卒に決定を急ぐべき時ではない(拍手)、今は不注意な言葉は輕卒に發してはならぬときである、最近の事件は何等英國の國防計畫に變更を來さぬと強いて裝ふ必要はあるまい、英國は國防計畫を發表した時既にその伸縮性を十分考慮に入れてゐた、英國は適當な時期に必要なりと認める次第の措置を發表することゝならう

一方ハリファックス外相は上院本會談に臨みチェンバラン首相と同文の聲明を朗讀したが、チェンバラン首相の右外交演説に關し消息通は一九一四年歐洲大戰勃發直前時の外相グレイ卿が行つた演説以來の重大演説であると見てゐる、同演説では現下の情勢に對處する緊急の措置については何等言及されなかつたがチャーチル氏の言を借りれば首相は「抑制されたる然し確乎鐵の如き決意」を以て最も強硬にドイツの態度を非難し又再軍備を促進するため財政經濟諸力を總動員する意向を示唆したものと解されてゐる、同演説に續いて英國政府は更に今後の對策につきフランス政府と協議を進めるものと豫想される

主々義の原則に復歸すべきである、英國は平和を愛好する國家と協力して歐洲平和再建の爲に共同動作を起すべきである

孤立外交の熱心な主張者として知られた労働黨のアメリカ氏も従来の主張を變へて英國の積極外交を支持し左の如く述べた

英國はフランス、チエコ及びドイツに對し出来るだけハッキリした言葉を以て若しドイツの軍隊が一兵でも又飛行機が一臺でもチエコの國境を越へたならば英國は重大な決意を爲すべきことを知らしめるべきである

最後にチャーチル氏が起つて左の如く強調した

獨裁主義國家の侵略に對して各國は英佛を中心として團結し侵略に對する相互防衛の條約を結ぶべきである

下院の外交討議

ロンдон【三】チェンバラン首相の演説が終るや英國下院は直ちに之を中心として外交討議に入つたが獨逸合邦の實現にチェンバラン外交再檢討の聲が高い折柄として討論は異常な活況を呈した、労働黨のアトリー、自由黨のアーチボルド・シンクレア氏、保守黨のアメリカ及びチャーチル兩氏は交々起つて熱辯を振ひドイツの侵略阻止のため強硬政策採用の必要を強調して鋭く政府に迫つた、先づアトリー少佐は起つて反對黨の立場からチェンバラン外交を攻撃し聯盟主義への還元を欲して左の如く述べた

聯盟主義への還元と法の支配を支援する以外に世界平和を維持する途はない

事態の悪化をこの儘坐視するに於ては戦争の勃發は避け難いものとならう

自由黨のシンクレア議員も再軍備の強化を力説して曰く

英國の軍備は不充分である、獨裁主義の攻勢に直面した今日英國は宜しく國民の眞意を闡明して左の如く述べた

チェンバラン首相は議會の演説で屢々

進戰時體制に入る

ロンдон【三】チェンバラン首相は十四日午後オーストリア問題に關する演説中「今後事態の推移により國民的努力の擴大を必要とする場合各分野の協力を要請する」と冒頭し特に次の如く述べた

今後英國も國際情勢に促され或る程度戰時體制に入り産業資源、人的資源の總動員に乘出すことにならう、だが強制を避ける國民の自發的協力の基礎に立ち再軍備推進と同じ結果を収めたい

右につき議員の一部では政府が何か國民の「國家奉仕」を考慮してゐるのはいかとの意見も出たが之に對し政府スポークスマンは十四日午後チェンバラン首相の眞意を闡明して左の如く述べた

主と労働組合指導者との一致協力を要望し以て工業生産就中軍需品生産増大に拍車を掛けんと企圖したに外ならぬ

總動員計畫に邁進

ロンドン【三五】英國政府は獨逸合邦の執行に刺戟されて愈々再軍備に邁進するに決定、チェンバレン首相は刻下の重大時局に對處する爲更に勞資の協力を要請する意向と見られるが政府専門委員は既に内閣の訓令に基き産業總動員に關する具體案の検討に着手した模様である、右産業動員計畫に就いては未だ確報はないが要旨左の如きものと傳へられる

一 再軍備の邁進に必要な資財徴發の權限を政府に賦與する

二 産業各部門に亘り損害を無視して一時正常業務を停止させ軍需製造に當らせる權限を政府に賦與する、特に空軍については製造力が未だドイツに及ばず製作工場は現に一交代制を採つてゐるが今後は二交代制にする必要があると言はれる、但し熟練工の充實については労働組合との關係から特別法令を制定する必要がある

以上産業動員計畫の他志願兵制度を撤廢して徵兵制度を導入する改革案も考慮されてゐる模様だがポールドウィン前首相が平時には徵兵制を布かぬ旨言明した事實があり總選舉に於て民意に問はぬ限り徵兵制を實施する事は困難と見られる、然し廿五歳以下の青年に肉體的訓練を施すため何等かの形式で國民的奉仕を考慮してゐる事は否定出来ない、更にアメリカ保守黨下院議員は國家總動員計畫を徹底させるため各派を網羅した「國策審議會」を組織する様提言してゐるが在野自

由黨、労働黨代表を始めチャーチル、アメリ、イーデン氏等人材を網羅して強力内閣を組織すべしとの論も境界の一部に唱へられてをり實現の見込は殆んど無いとは昔へ國際不安に對應せんとする英國政府の動向を暗示するものとして注目されてゐる

獨逸一致内閣要望

ロンドン【三五】獨逸合邦の強行により英獨會談は一頓挫を來し反對黨方面では期せずしてチェンバレン首相の妥協外交に對し非難の聲を浴せてゐるが政界の一部には早くも國際危機に對處する爲この際強力な獨逸一致内閣を組織すべしとの論が行はれてゐる、殊にスベインに於けるフランコ軍の進出の背後には獨逸兩國の積極援助が懸されてゐると見られ英伊會談の前途も必ずしも樂觀を許さない事情にありチェンバレン内閣がかゝる紛糾した國際危局に即應して有効適切な措置を採る事は期待出来ないと思はれる模様である、就中保守黨の長老ウィンストン・チャーチル氏が十四日チェンバレン首相の外交演説に續いて「獨裁主義國家に對する團結」を強調したことは妥協外交に對する不信の聲を強めるに與つて力があつた模様でアヴァス通信社ロンドン支局の如きチャーチル氏が目下南佛リヴィエラに避寒中のポールドウィン前首相に對しての點を指摘してチェンバレン外交失敗の後を承けイーデン前外相を首班とする獨逸一致強力内閣が組織されるのではないかとの觀測を下してゐる

閣議新外交方針確議

ロンドン【三六】英國政府は獨逸合邦を契機とする國際新情勢に對處すべき新外交方針審議のため十六日午前十一時よりダウニング街十番地の首相官邸に於て閣議を開催、珍らしく二時間に亘つて中歐問題を中心に討議を續行し午後零時五十分漸く散會した、討議の主題となつた中歐問題については特に獨逸合邦及びチエコスロヴァキアの危機を中心とする複雑な國際情勢に鑑み各方面から英國のとりべき具體的外交方策について協議した模様である、なほフランコ軍の猛進により人民戦線軍の敗退が決定的になつたことは英國政府の異常な關心を惹き閣議の席上スベインの情勢に就いても活潑な討議が行はれたと確言する

外相の外交問題答辯

ロンドン【三六】英國上院十六日の外交討議は獨逸合邦に伴ふ對チエコスロヴァキア援助問題並びにスベイン問題に集中、ヘンリー・スネル、ロバート・クルー、ロバート・セシル等の議員は交々起つてチエコスロヴァキアの地位が危殆に瀕してゐる事實を指摘して政府の明確な態度表明を要望したがハリファックス外相はチェンバレン首相が十四日下院で行つた聲明と同趣旨の説明を行つただけで單にドイツ政府がチエコスロヴァキアの獨立につき保障を與へてゐる點を強調し左の如く述べた

ドイツ政府は既に一再ならずチエコスロヴァキア政府に對し其獨立を尊重する旨の保障を與へてゐるから我々は當然ドイツ政府がこの確約を遵守するものと考へる、事實ドイツ政府にして歐洲平和の維持を希望するならばチエコ

スロヴァキアに於ては歐洲の他の如何なる場所に於けるよりも獨立保障の確約を忠實に尊重せねばならぬことを知るであらう

以上ハリファックス外相は徒らにドイツ政府の善處方を要望しただけで英國政府がチエコの獨立を保障する旨の言明を避けたが外相の答辯に先立ち親獨主義者として知られるロンドンデリー卿が英獨會談を促進すべしとの政府勸演説を行つたことが注目された

内閣意見不一致

ロンドン【三六】獨逸合邦の完成に續いてスベインのフランコ軍が急進出を試みる等歐洲政局は現狀打破勢力の攻勢の前に深甚な動搖を経験してゐるがこの間に處してチェンバレン首相が極めて徹底的な態度を持つてゐることは英國政府内部にも少からぬ不満を醸成してゐる模様である、アヴァス通信社ロンドン支局十五日の情報によればモリソン農相、ホア・ベリシヤ陸相、スタンレー・商相、オーム・スピ・ゴア植民相、マクドナルド自治領相等少壯閣僚はチェンバレン首相がチエコスロヴァキア政府に對し獨立保障の確約を與へることを躊躇してゐる點を非難し

英國政府はチエコスロヴァキアの獨立が蹂躪されるのを拱手傍觀し得ない旨明確に決意を表明する

標要としてゐると言はれる、更にスベイン問題についてもホア・ベリシヤ陸相等は獨逸兩國がスベインの「支配者」となる事を阻止するため英國としてはこの際強硬動作に出ねばならぬ旨主張しこの見解が容れられぬ場合には辭職をも敢て辭

しないとしてゐる模様である、これに對しホア内相等は飽迄首相を支持して穩健策を主張し固らざるも閣内に於ける意見の不一致を紛糾してゐると傳へられるが

かく事態が紛糾した以上政府としては總選舉に訴へて外交政策の確立を國民の總意に問はねばならぬこととならう、然しこれは現政府の最も忌避する所でありこの點に關しても盛に種々の臆測が行はれてゐるが單に内閣改選を斷行するだけでは事態を收拾し得ずチェンバレン内閣は結局總辭職を執行して保守黨の長老ウィンストン・チャーチル氏が獨逸一致強力内閣を組織するのではないかと先走つた風説さへ一部に行はれてゐる

外交問題で政局不安深刻化

ロンドン【三七】英國政府は十六日の閣議に於てドイツの西南歐洲進出策、イタリアの獨逸擁護堅持方針、スベインに於けるフランコ軍の優勢等最近歐洲に發生した一連の事態に對處する爲英帝國各自治領とも協議の上英國の外交政策を再検討することに意見一致した模様である然しその對策が如何なるものであるかはチェンバレン首相が下院に於ける演説に於てその言明を避けた爲め閣會方面では可成り不満の聲が高い、即ち労働黨は手段、主義で意見を同じうする在野黨の大團結を達成し一氣に總選舉に邁進すべしと主張するに對し保守黨内部にも英國の外交政策に對し焦慮の念を抱く者あり一部では英國は積極的にチエコの獨立を保障すべしと提唱してゐる、チャーチル氏の示唆した民主主義國の大同盟主張と内閣改選も漸次有力化しつゝある、斯くてチェンバレン首相は英國の外交方針

を至急決定しなければならぬ窮地に迫ひこまれつゝあり首相にして一旦善處方を誤れば重大なる政局の危機が到来するだらうと見る者さへある

政界巨頭南佛に参集

ロンドン【三二七】外交政策を繰り英國政府の危機が傳へられる折柄英國政界の恐星ロイド・ジョージ氏は十七日午前突然ポールドウィン前首相並びにイーデン前外相が滞在する南フランスに向けロンドンを出發し續いて保守黨領袖ウィンストン・チャーチル氏も今週末フランスに向ふ豫定と云はれセンセーションを捲き起してゐる、ロイド・ジョージ、チャーチル兩氏はフランスに於てポールドウィンイーデン兩氏と會見英内閣の危機に關し重大意見の交換を遂げるものと見られるがロイド・ジョージ、チャーチル兩氏は共にチェンバレン内閣が瓦解した場合に於ける新内閣の關係と目されてゐる人物であり一方保守黨内部にはポールドウィン氏の再組閣を要望する聲が漸次高まつてゐる折柄、更に當のポールドウィン氏は數日間頻りにイーデン前外相と連絡を遂げてゐるとの報道も傳はり兩氏のフランス行は極めて重大視されてゐる、ロイド・ジョージ氏は出發に際し次の如く語つた

余が政治生活に入つてから英國外交が今日程混亂を來した時代はない、英國現内閣の關係運は盲目も同然だ

内閣破路に立つ

ロンドン【三二七】A.P.ロンドン支局が信頼すべき某外國筋から得た情報として傳へる所によれば外交政策を繰る英國政

府の危機は遂に最高頂に達し革新派少壯關係を代表するホア・ベリシヤ陸相はチェンバレン首相に最後通牒をつきつけて積極外交を要求、英國はチエヌスロヴァキアの獨立を保障する旨の斷乎たる聲明を發し同時にスペイン問題に關しても積極政策を採るよう首相に迫つたと云はれる、斯くてチェンバレン首相は革新派の意見を容れてその傳統的的政策たる均衡方針に大變革を加へるか或は又革新派たるホア陸相以下少壯四閣僚の辭表を受理するかの岐路に立つに至つたものと見られる、一部では既にチェンバレン内閣の瓦解を豫想し後繼内閣の首腦としてポールドウィン前首相並びにイーデン前外相を迎へ保守黨を中心とした新内閣を豫想してゐる者すらある

英政界大戦前夜を髣髴

ロンドン【三二七】チェンバレン内閣は積極外交を標榜する少壯關係の革新派とチエンバレン外交を支持する穩健派との對立で動搖を示し英國政界はこの内閣の危機に直面してあはたゞしい雲行を示してゐる、去る二月廿日イーデン前外相が外交問題で現内閣を去つた當時チェンバレン外交の成功を條件に漸く閣内に居残つたホア・ベリシヤ陸相を筆頭とするマクドナルド自治領相、エリオット・スコットランド相、モリソン農相の少壯の四閣僚はチェンバレン首相に辭職を仄めかしてゐると傳へられるが就中ホア・ベリシヤ陸相の如きは十六日首相に最後通牒的意見表示をなし四十八時間以内首相の態度決定を迫つたとさへ云はれる、英國參謀本部はホア・ベリシヤ陸相の主張を支持してゐると信ぜられるがこれに對し

チェンバレン首相も極めて強硬な態度をとり英外交政策の速急な發表は時機尚早なりとして少壯派の要求を峻拒した模様である、内閣の危機を反映して十七日の英國議會は一九一四年英國が世界大戰に參加した直前の情勢を髣髴させる程の緊張した零團氣を示し總辭職は既に時間の問題とさへ見てゐる者もある、一部ではチェンバレン首相はこの機會を利用して英國一致内閣を目論み労働黨代表の入閣による内閣改造を企圖してゐるとも傳へられてゐる

首相近く外交政策闡明

ロンドン【三二七】チェンバレン首相はその外交政策に關し最近閣内及び下院に反對氣運が昂まりつゝある現状に鑑みホア・ベリシヤ陸相等少壯關係の要求を容れ近くチェンバレン首相の抱懐する新外交政策の全貌を明確にするため下院に於て重要聲明を行ふに決したといはれる、但しチェンバレン首相が果して如何なる聲明を爲すかその内容は未だ判然しない

自治領はチェンバレン外交支持

ロンドン【三二七】英國政府は獨逸合邦スペイン戰局、ポランド・リヌアニア紛争を中心とする歐洲政局の重大展開につき各自自治領政府に逐一情報を提供、緊密な連絡を保ちつゝあり英帝國として探るべき政策に關し英本國自治領間の正式協議は未だ行はれて居ないがチェンバレン首相は緊急閣議開催の前に各自自治領政府の見解を個別的に徴しつゝある、獨逸合邦が各自自治領に重大衝撃を與へたは争へない事實で各自自治領政府は事態の推移を注視してゐるが英國の外交方針に對し

ては大體左の見解を懷いてゐる
英本國は何等かの行動を考慮する前に先づ問題を慎重討論する必要がある、ドイツが依然強硬頑冥な態度を持つる場合に於ても積極的に行動を開始する爲めには事前に必ず一般情勢改善のため凡ゆる手段が講ぜられたといふ確信がなければならぬ、かくして初めて全世界の民主主義國家は求めずして翕然英國の行動を支持するに至らう、英國がチエヌスロヴァキアに對するフランスの安全保障に積極的支持を與へて重大な責任をとることは考へるもので豫測の事態に備へて萬全を期すべきは言ふまでもないがこの準備と併行して飽く迄國際協調への努力を追求すべきで而もこの協調政策を成功させるためには今日遲滞なく適切な措置に出ることが絶対に必要だ

歐洲の新事態と英外交の現段階

ロンドン【三二七】チェンバレン外交に對する不満に端を發した英國内閣の危機並びにこれに伴ふ保守黨の分裂も獨逸合邦が既に一應の落着を見せドイツの對チエコ進出も相愛と化した今日一先づ回避された模様である、かくて未曾有の危機を無事切抜けた英國政府は獨逸合邦を始め相次いで生起した歐洲政局の大變動に對處する爲その外交政策の根本的再検討を行ひつゝある模様だがアヴァス通信社ロンドン支局は英外交の現段階に對し次の如き觀測を下してゐる

一 對チエコ外交

英國政府はチエヌスロヴァキア政府に對しドイツの要求を暴力を伴はずして満足させる爲めズデーテン、ドイツ人の自治を承認し同

時に獨チエ國境の改訂を或程度受諾するやう勸告する

一 對佛外交 英國政府は依然その國防線をライン河に置く方針には何等の變更も加へずこの點では英佛提携政策を堅持するかチエコ問題に關してはフランスに加擔して戰爭をも辭せぬ程の積極的意圖なし

一 對伊外交 目下進行中の英伊會談が急速に所期の成果を擧げるであらうと樂觀しイタリアが英伊會談の成功でドイツに對しより自由な立場に置かれるに至る事を期待してゐる

一 對スペイン外交 スペイン内亂はフランス軍の勝利によつて近く終結すべく未曾有の國際紛糾を捲き起した不干渉問題もこれによつて最終的解決が得られるだらうと期待してゐる、一部では英國は既にフランス政權との間に外國義勇軍撤收に關する秘密協定が成立してゐると見る者もあるが、更に英國政府は目下フランス政權が獨逸の勢力をスペインから驅逐するのを條件に、同政權に對しスペイン復興資金としてクレディットの供與を考慮中であるとも云はれる

一 對メキシコ外交 メキシコ政府の石油利權取用に對し英國政府は英海軍の使用する石油の大部分がメキシコから輸入されてゐる事實に鑑み異常な關心を拂つてゐるが、萬一メキシコ政府との間に何等か圓滿な解決策が見えられない時はその對策として直ちにトウニダット油田の開發に乘出すべく考慮してゐる様子である

排日移民法(カナダ)

ヴァンクーヴァー【三五】ブリティッシュ・コロンビア州選出下院議員ニール氏は去る十日外國移民にして英語、佛語又は他の歐洲語一ヶ國語を解しない者は今後カナダ入國を禁止するといふ排日移民法案を提出中であつたが下院は十四日突如右法案の審議を中止した

英愛會議

英愛會議決裂

ロンドン【三三】英本國アイルランド自由國間の國交關係調整の爲め去る一月十七日からロンドンで開催されてゐた英愛會議は十四日夜の會談を最後として全く暗礁に乗り上げた儘遂に終幕した、兩國間に横たわる諸懸案中一時頗る有望視された通商協定の締結もこれによつて遂に流産に終つたが斯くて二月に亘る英愛會議も兩國關係の類聚を唯一の收穫とし同時に後年適當な時機に會談を再開する餘地を残して茲にあつけない幕を閉じた

英伊會談

英大使伊外相と協議

ローマ【三三】駐伊英國大使パース卿は十二日午前イタリア外務省に省にテアノ外相を訪問オーストリア問題に關し協議を遂げた

英伊交渉一頓挫か

パリ【三三】イタリア政府はオーストリア

アの獨立確保に關する英佛兩國政府の共同動作提唱を拒否、ベルリン・ローマ樞軸に對する忠誠の態度を示威したが對伊接近によつて地中海の平和維持に努力して來た英國政府の努力は右イタリア政府の強硬態度により茲に一頓挫を來し英伊會談は一時中絶の止むなきに至るのではないかと見られる、右に付きフランス官邊は英國政府はこの間の事情に對處する爲め勢ひ英佛提携を強化することとなりフランス政府がチエコスロヴァキアに對する武力援助を敢行する場合にも進んでこれに援助を與へるのではないかと樂觀的觀測を示してゐる

英伊會談續く

ローマ【三三】駐伊英國大使パース卿は十五日夜イタリア外務省にテアノ外相を訪問し英伊國交調整並びにオーストリア問題に關し長時間に亘り協議を遂げた

▲A.P.報道 ローマ【三四】A.P.通信社ローマ支局はイタリア政府が英伊會談に英國側の要求を容れてリビヤ植民地派遣軍の撤收に同意したと報じてゐる、右に關しA.P.支局は更に左の如く報道してゐる

イタリア政府の斯る態度から推して目下ローマに於て行はれてゐる英伊會談は順調に進行してゐるものゝ如くローマ外交界では早くも來る十八日テアノ外相と駐伊英大使パース卿との會談後英伊協定の成立が正式に發表されるのではないかと觀測してゐる、英伊會談の中心議題たるエチオピア併合承認問題に對し英國はその即時承認には相當難色を示し、唯聯盟を通じてのエチオピア併合承認に努力する旨の口約を與へるに止まるものと見られるが成立を豫想される英伊協定の内容は恐らく次の如きものとならう

- 一 一九三七年の英伊紳士協定を再確認し、地中海に於ける英伊兩國の均等權を認める
- 一 英伊紳士協定を紅海に延長する
- 一 イタリアはスペイン外國義勇軍撤收に關する英國案の受諾を確約する共に右撤收に當つての不干渉委員會の權限を承認する

英伊會談進捗

ローマ【三六】駐伊英國大使パース卿は十八日午後キジ宮を訪問テアノ外相と約一時間に亘つて會談を遂げた、右會談の結果英伊交渉は今や漸く軌道に乗り基礎的諸問題の検討に入つた模様である、イタリア政廳官邊では英伊會談は順調に進み最後の取極めに達する日も遠くはなからうと樂觀してゐる、尙パース、テアノ會見後英國外務省南歐局長イングラム氏はパース大使の旨を受けてロンドンに歸還したがその結果を俟つて近く英國政府より更に數名の専門家がローマに派遣されるものと見られる

交渉の鍵はスペイン問題

ロンドン【三五】英伊交渉は目下ローマでテアノ外相とパース英國大使との間に進捗してゐるが目下の所討議されたのはエズ運河の問題、エチオピア併合承認、パレスチナに於けるイタリアの反英宣傳取締、リビア駐屯軍一部撤收等の諸問題で最近頗る重大化して來たスペイン問題には未だ何等觸れてゐないといはれる、英國政府は廿三日の閣議でローマか

ら歸還した外務省南歐局長イングラム氏の同會談經過に關する報告を聴取し今後の對策を協議するが英伊交渉が本筋に入るのはその後になるものと見られる、イタリアとしては英國との接近は望む所だがスペイン問題について大した讓歩をなし得ぬ立場にあり一方チエノバ首相は英國下院でスペイン問題を含む英伊協定達成に努力すると言明した關係上何等かの具體的成果を得ようとするべく結局スペイン問題が目下の所英伊交渉成否の鍵となつてゐると觀測されてゐる

英伊新通商協定成立

ロンドン【三六】英國政府はイタリア政府との間にローマに於て地中海關係其他に關する政治的會談を進める一方かねてよりロンドンに於て兩國通商關係の改善に關する交渉を行つてゐたが十八日に至り二つの新協定が成立、外務省に於て兩國政府代表間に調印が行はれた、新協定は

- 一 一九三六年十一月六日の英伊通商協定に代はるべき新通商協定
- 一 同じく同年調印された清算協定の修正に關する協定

フランス

ブルム組閣依然難航

ブルム氏は十日後閣内閣の組織を受諾すると共に直ちに組閣工作に着手したが十一日に至るも組閣の目鼻つかず殊に急進社會黨がブルム黨首に對し先づ新内閣の採るべき政策を發表すべきで新政策の全貌が判明する迄はこれに協力すべきか否かを留保せざるを得ないとの態度を堅持してゐる爲組閣工作は容易に進捗を見せない、ブルム氏は先づ新人民戰線内閣に賛成か否かを決定すべきで新政策の決定は其後に譲るべしと主張し急進社會黨が卒先協力するの標要望、兩者互に譲らぬ現状にある結果ブルム氏の組閣が果して成功するか否かは未だ五分々々の状態と言へよう、ブルム氏は一、共產黨員を内閣せしめる人民戰線内閣、第一次ブルム人民戰線内閣と同一構成の内閣、共和派領袖ポール・レイノー氏から共產黨書記長モーリス・トレリス氏を含む擴大人民戰線内閣、社會黨の單一内閣の四者の内何れかの内閣を組織する意向と傳へられるが人民戰線が殆んど空名に歸した今日では種々の情勢から判断して第三の擴大人民戰線内閣を組織するのが最も適當と見られてゐる、然しこれは前回の政變に於て失敗の經驗を経たものでありブルム氏懸念の組閣工作にも拘らずその實現は至難であらうとの觀測が強い

▲擴大人民戰線内閣組織に邁進

【三三】ブルム社會黨々首は連日組閣に邁進してゐるが斷らずもオーストリアの危機に遭過、至急フランス國內の一致團結を確保する見地から愈々極右派を除き右翼から極左共產黨迄を包含する強力な擴大人民戰線内閣組織の決意を固めるに至つた、社會黨は十二日午前緊急全體評

議會を開催、右ブルム黨首の新組閣方針を討議した結果六五七五票對一六八四票の壓倒的多數で擴大人民戰線内閣案を支持したが右翼中央派の反人民戰線派議員團は十二日午後の合同會議で共產黨を含む内閣には断然参加しないことに態度を決定した爲ブルム氏の抱懐する強力内閣案は茲に崩壊結局第一次人民戰線内閣同様社會黨、急進社會黨を中心とする内閣以外は望み薄となつた

急進社會黨も支持

パリ【三三】ブルム社會黨首の組閣工作は十三日午前に至り急進社會黨が無條件でブルム内閣に参加することを承諾するに及んで漸く好轉し一九三六年の第一次ブルム内閣と殆んど同構成の人民戰線内閣の組織が頗る好望視されるに至つた、即ち内閣は社會黨員及び急進社會黨員を以て組織し共產黨は閣外より之を援助し人民戰線の維持を圖らんとするものである、急進社會黨は十三日午前ブルム氏の意圖する人民戰線内閣に對する黨の態度を決定する爲緊急議員會議を開いたが席上ダラディエ國防相は擧國一致内閣の組織が右派の反對によつて失敗に歸した今日急進社會黨としては萬難を排してブルム氏の組閣に協力すべき旨を強調したが、これに對しては相當反對論もあつたが結局急進社會黨はブルム新内閣に無條件で入閣を承諾する旨の決議を採擇ダラディエ國防相は直ちにブルム氏を訪問してこの旨報告した、斯くてブルム氏の組閣工作は急轉回を示し社會黨、急進社會黨を抱擁し共產黨は閣外にあつてこれを支持すると云ふ第二次ブルム人民戰線内閣の組閣成功が殆んど確實視されるに至つた

第二次ブルム内閣成立

パリ【三三】社會黨首レオン・ブルム氏は十三日午後組閣に成功し社會黨、急進社會黨を抱擁する第二次ブルム人民戰線内閣が成立した、内閣額額左の通り

△首相兼藏相

レオン・ブルム(社)

△外相 ジョゼフ・ポール・ボンクワール(獨立社會、上院)

△無任所相 ポール・フオール(社、留任)、アルベール・サロー(前内相、急社、上院)、テオドル・ステーク(前種民相、急社、上院)、モーリス・ウーオレット(獨立社會、上院)

△内閣調整相 (新設)ヴァンサン・オリオル(社)

△宣傳相 (新設)ルドヴィク・オスカール・フロツサール(前無任所)、獨立社會

△内相 マルクス・ドルモア(社)

△法相 マルク・リュカール(前保健相、急社)

△國防相 エツアール・ダラディエ(留任、急社)

△空相 ギー・ラヤシンプル(留任、急社)

△海相 セザール・カンパンキ(前法相、急社)

△文相 ジャン・ゼイ(留任、急社)

△農相 ジョルジュ・モネ(社)

△公共事業相 ジュール・モツク(社)

△遞相 ジャン・パチスト・ルバ(社)

△恩給相 アルベール・リヴィエール(社)

△植民相 マリウス・ムーテ(社)

△勞働相 アルベール・セロール(社)

△商相 ビエール・コツト(留任、急社)

△保健相 フェルナン・ジャンタン(前選相、急社)

△書記官長 アンドレ・フェブリエ(社)

同次長 フランソワ・ド・テツサン(急社)

次官の續觸次の通り

大藏 ビエール・マンデス・フラン

内務 ラウール・オーボ(急社)

海軍 フランソワ・ブランシヨ(社)

文部(體育) レオ・ラグランジュ(社)

文部(技術)ジュール・ジュリアン(急社)

文部(科學研究) ジャン・ペラン(佛學士院會員)

海軍 アンリ・タツソー(社)

農務 アンドレ・リオーテ(急社)

勞働 フイリツプ・セール(社會黨小會派)

商務 ガストン・マナン(急社)

新内閣活動開始

パリ【三三】ブルム新首相は十三日閣員の詮衡を終るや午後六時半打揃つてエリゼー宮に伺候、ルブラン大統領に謁見し續いてショーター前首相、ダラディエ國防相、ポール・ボンクワール外相、マルシヤンドウ前藏相等と會見、新内閣の外交並に財政々策につき長時間に亘り協議を添けた、ブルム首相は擧國一致内閣の組織には失敗したが反對諸派も共產黨が入閣しなかつたことに満足の意を表してを總合派の團結によつて新内閣は議會に於て多數を制し得るものと見られる、尙ブ

ルム首相は来る十七日議會に臨みその施政方針を發表することとなつた

ブルム首相施政方針放送

パリ【三三】ブルム新首相は組閣を完了した十三日夜フランス全國にラヂオ放送を行ひその内外施政方針を次の如く闡明した

余は只今新内閣の組織を終へたがフランス國民の大多數が希望し且現下の非常時局に即應した内閣の組織が出来なかつたことは遺憾である、擧國一致内閣の組織は遂に不成功に終つたが余は未だこの希望を棄てず國民輿論の力が余自身不可解とする所の最後の抵抗を排除し得た曉には再び擧國一致内閣の組織に向つて努力する積りである、然し新内閣は國民の過半数即ち民主主義國に於ては最高の權力たる普通選舉による國民の意志を代表した強力なる内閣である、時は正に重大時局であるが我々は冷靜にてこの時局に對處するつもりである、我々は既に慎重と睿智と平靜と斷乎たる決意とを以て我々の義務の遂行に乗り出した、新内閣の目標は一九三六年六月の第一次ブルム内閣の目標と同一であり我が人民戰線内閣は大眾の福祉を増進しフランスに自信を齎らし歐洲に平和を招來する政府たることを保證するであらう

新内閣伊て不評

ローマ【三三】十三日成立したフランス新内閣に對しイタリア国境ではブルム内閣は嘗て佛伊兩國關係の冷却に積極的役割を演じた一九三六年のブルム第一次内閣と全く同性質のものであるとしてあまり歓迎してゐない、然し過去二ヶ年間に於ける國際情勢の重大變化に伴ひ新政府もこれに即應してその外交政策を修正するであらうこの方面に望みを置いてゐる

ブルム内閣に早くも不満

パリ【三三】ブルム内閣は組閣に三日間を費した後豫期しない獨逸合邦事件に促進されて十三日漸く成立したがその構成は第一次ブルム内閣と殆ど變らず従つて過渡的内閣に過ぎないとの見解が有力で強力内閣を要望する政界、財界一部では不滿の色が蔽ひ難い、特に議會方面ではエリオ下院議長、ダラディエ國防相ならば擧國一致内閣を組織出來るとの期待から早くもブルム内閣打倒の氣勢を擧げられてゐる、財界では新内閣成立後フラン貨が再び暴落した理由をブルム首相がきつぱり爲替管理案を斷行せぬ旨言明しなかつた點に歸してゐる、ダラディエ國防相が居坐つたことは國際危機に對處しフランス國防の強化を圖る必要上歡迎されてゐるが聯盟至上主義者、反伊論者として鳴るボンクワール氏の外相就任は英伊交渉に對するフランスの支持を弱めるものとして外交界では危機の念を示す者が多い

佛紙論評

パリ【三三】ブルム新内閣の成立につきパリ各紙は十四日の紙上で一齊に論評を加へてゐるが新内閣にあま一期待を置いてゐないもの多く未曾有の國際危局に處しブルム首相がよくこれを切抜け得るや否や疑問としてゐる、主なる論調左の如し

ブルム首相は来る十七日議會に臨みその施政方針を發表することとなつた

△極右派エポック紙(下ナデニー氏署名)
 ポール・ボンクル氏は再び外相に返り咲いたが現在の國際政局は正に重大である、最近數年間フランス外交は失敗を續けてばかり来た、一九三六年三月七日我等の無能を茫然と見守つた中欧及び東歐の諸國はオーストリアが蹂躪されるのを再び放任したフランスの態度を不快としたに違ひない、今にして英國と協同して斷乎たる決意を固めぬ限り小國は強國に隣くは明かである

△エポック紙(下・ケリス氏署名) 前内閣後落後ブルム氏に組閣を委託したことは既に重大疑問があつたがこれも立憲的手續きとしては止むを得なかつた、併しドイツの雷電はためくを聞いた瞬間愛國心を振り起し社會黨首領を引きこめるべきだ、我等の今日あるはこれら無數の過誤の結果ではないか

△フアッシュョ派(下・ジュナル紙(下・ラ・ロック中佐署名) 新内閣の頼頼を見た吾人は誠に寒心にたえない、舉國一致を實現せず分派主義は依然横行してゐる有様である、眞理は果して何處に求むべきや

△社會黨機關ボビュレル紙(アルベール・セロール氏署名) 新内閣は一九三六年六月成立したブルム内閣と同じく勞働大衆の熱狂的信賴を受け得べきだ明日の問題は如何にあらうともブルム氏が舉國一致を叫んだ聲は消すことの出來ない印象を國民に残した筈だ

△ジュニール紙(レオン・バルビエ氏署名) ブルム内閣の將來を高く買ふわけには行かない、新内閣が最初に上院と直面する問題は外交問題だが政府が困難な

立場に陥ることは明白で又財政問題でも困難に逢着するだらう

緊急國防會議(對西、埃問題)
 パリ【三三】フランス政府はオーストリア並にスペインの情勢急迫化に十五日午後首相官邸に於て緊急國防會議を開催、ブルム首相初めダラディエ國防相、カンパンキ海相、ラシヤンブル空相、ペタン元帥、國防總司令ガムラン將軍、海軍々令部長ダルラン將軍、空軍參謀總長ウィルマン將軍等フランス國防の最高獨逸悉く參集し重要協議を遂げた、席上獨逸合邦の結果チエコスロヴァキアの危機が増大したのに鑑み同國防衛策並にスペイン人民戦線の全面的敗退に伴ふ對策樹立が討議された模様だが特にアラゴン戦線に於けるフランス政府軍中に多數イタリヤ義勇軍が参加してゐるとの情報が重視されたと確する、會議の内容は發表されないが消息通は政府が次の強硬對策を決定したと傳へてゐる

一 フランス政府はフランスの經濟的權益、特に最近のスペインの事態に鑑み佛西國境並に地中海に於ける權益擁護の爲一切の手段に訴へる

一 今後フランス本國と北アフリカ植民地間との交通線確保を目的として軍の動員計劃を改編する

一 一方北アフリカ植民地の事務を擔當するサロー無任所相は十五日午後アルジュニア、チュニス兩總督と長時間に亘り兩植民地の防衛問題につき協議した

勞働組合の國防協力
 パリ【三五】フランス政府は十五日緊急國防會議に先立ち國防關係會議を開

催、軍需品生産に關する勞資協力につき討議した結果次のコミニケを發表した
 政府は國防擴充につき勞働組合代表と協議した結果、勞働者側はフランスの獨立自由防衛の爲積極的に協力する用意ある旨回答があつた、政府は近く同様の趣旨を以て雇傭者側とも折衝する筈である

施政方針草案成る
 パリ【三二】フランス政府は十六日午後閣議を開き十七日下院に於てブルム首相が行ふ新内閣の施政方針草案を審議した結果全員一致之を承認した、右宣言は上院に於てはダラディエ國防相が朗讀する筈だが宣言はフランス國民の一致團結を要すると共に軍備擴張、生産擴充、豫算均衡化の方針を闡明就中空軍擴張費十八億フラン、海軍擴張費八億フラン、陸軍擴張費六億フラン合計卅二億フランに達するショータン前内閣の國防追加豫算案の至急通過を議會に對し要望して居ると言はれた

舉國一致内閣要望昂まる
 パリ【三七】ブルム内閣は十七日午後下院に於て施政方針を闡明した後直ちに信任投票を行ふこととなつたが政界方面ではブルム内閣は少くとも人民戦線各派の支持を得て過半数を以て下院の信任を得るだらうと見てゐる、但し急進社會黨が十六日の議員會議に於て舉國一致内閣の必要を力説した動議を可決したことは極めて重大視され反對黨の一部ではこれを以てブルム内閣が短命に終る最初の現れであるとなし或は舉國一致内閣組織への途を開く爲今日中にも辭職するかも知れ

ないと極端な見方さへ行はれてゐる、然し政界消息通は斯る見解は現在の所全く根據なく又少く共時期尚早であると云つてゐる

首相施政方針演説
 パリ【三七】ブルム首相は十七日午後三時卅分下院に於て新内閣の施政方針演説を行つた、同演説は外交、財政、勞働の各方面に於て舉國一致を要望したものでその要旨次の通り

フランスは舉國一致フランスの完全獨立並びに死活的權益の安全を擁護し又フランスの國境、交通路並びにその名譽を防衛せんが爲斷乎たる決意を有するものであるが同時にフランスはその署名を了したる誓約の實行に對しても同様の固き決意を有する、以上の二つの決意は決して相矛盾するものでなく我々は人力の總てを盡してこの二者を調和せんと欲するものである、我々は現下情勢の要求する所に従ひ國防力を増大せんとしてゐるが軍備補充計畫は些の遲滞なく急速に實行さるべくこれが爲に生産諸機能の擴充と人的最高能率の發揮に全力を傾注するであらう、我々は各國との親交の維持増進に努力しよ、名譽ある平和と自由こそ常にフランス外交政策の基調であつた、國際道徳及び連帯がフランスの外交政策の指標であり又集團保障主義に基く一切の平和愛好國との提携がその目標である、フランス政局の危機を時を伺うして歐洲の危機が発生した、かゝる危機に直面して我々は舉國一致内閣の組織を企圖したが反對派の拒否に遭ひ右企圖は遂に失敗に歸した、然し今後時

期至れば必ず現在の人民戦線を基礎に斯る舉國內閣の組織に乗出すであらう我が内閣はフランスの防衛に努力しフランスの信用を保持すると共に金準備の維持に努力しよ、同時に財政の均衡を期し物價の安定を圖り貿易戻の均衡維持の努力を續ける心算である、社會政策の爲新内閣は前内閣の立案した新勞働法案を議會に上程するが更に老年恩給法案、農家並びに中小商業者關係法案をも提案する豫定である

一方上院に於てはダラディエ國防相が同様の施政方針演説を行つた

首相舉國一致内閣要望
 パリ【三二】フランス下院は十七日ブルム首相の施政方針演説に續き政府の根本政策に對する討論に入らんとしたが首相より討議延期の動議を提出、之を信任投票に附した結果、三六九票對一九六票の多數で討議延期に決定しブルム内閣を信任した、之より先きブルム首相は延期動議の提出に當り再び舉國一致實現を要望沈痛な口調で現下の危局切抜ける爲反對派が進んで舉國一致内閣に参加せんことを求めて左の如く演説した

現在フランスは全國民を代表する舉國一致内閣の必要に痛切に迫られてゐる外國から見ればフランスは決して現在の危機を切抜けるに足る充分な舉國一致を實現してはゐない、破局が起れば反對黨の諸君も舉國一致を受諾するだらうが余は破局を未然に避けるために如何に舉國一致が必要であるかを諸君に充分考へて頂き度い、反對黨の諸君は共產黨の参加を理由に入閣を拒否してゐるが假令共產黨を除外して内閣を

組織することが出来るとしても共産黨を排して擧國一致を實現することは出来ない、破局が来た時諸君は共産黨を除外して組閣するか、宣戦が布告された時諸君は共産黨員を全部陸軍から追拂ふ積りなのであるか、余が今日擧國内閣の結成を切望する所以は之によつて財政状態を改善し國內の安定を回復せんとするにある、現政府は議會の多數を代表してはるるが擧國内閣を結成せんとする企圖は絶対に抛棄しない決心である、反對黨の諸君は内閣の諸君は別として次の事を銘記して頂き度、現政府は現に議會の多數を代表する強力内閣であり而も平和と名譽を擁護して國民を暴力から保護し共和國を防御すべき政府の使命と權威は益々加重しつつあることを余は茲に嚴肅に宣言する

之に對し共和左派の首領フランダン氏は反對黨を代表して左の如く力説した

我々と雖も擧國一致内閣には喜んで参加する用意がある、唯その前に政府の根本方針がスペイン不干涉の誓約をも含めて決定されねばならぬ、その場合政府は共産黨が隣接國の内政攻撃に寧日なきに反し我々は正常關係の回復を願つてゐるといふ根本的矛盾を如何に處置せんとするのか

一方同じく共和左派のポール・レイノール氏はブルム首相の要請を虚心坦懐に受諾せんことを欲望して左の如く述べた
今やフランスは極左派から極右派に至る迄全國を擧げてドイツの制覇に直面し擧國一致の必要は全國民が痛感してゐる所だ、若し諸君が反對投票を行へ

ば諸君はフランスの回復をせられだけ遲滞させると共に自ら内閣を組織する責任をとらねばならぬ
かくて表決の結果政府は下院の信任を得て更に内閣を改造し擧國一致の結成に進ずることゝなつた

擧國一致内閣實現か

パリ【三二】フランス下院が十七日大多數を以てブルム内閣を信任した結果ブルム首相は直ちに人民戦線を基礎に極右派を除く擧國一致内閣ヲ現に乗出すのではないかとの觀測が有力となつて来た、一方議會の一部ではルブラン大統領が目下擧國一致内閣組織の下工作を行つてをり上院議長ジャンネー氏、下院議長エリオ氏との問題につき頻々と折衝してゐるとの噂が行はれてゐる、更に右擧國一致内閣はガラデーエ現國防相又はエリオ下院議長首班の下にブルム氏を副首相としその顔觸れも略内定し後は唯ブルム首相の辭表を待つばかりだとのうがつた消息を傳へる者さへあるが何れにせよ現下未曾有の難局に際しブルム現内閣では到底不充分だとの聲は今やフランス政界の一致した輿論となつた感がある



イタリア

フアシスト大評議會

ローマ【三二】フアシスト大評議會は十日午後九時開會、目下イタリアの直面する内外の重要問題につき協議を遂げ十一日午前一時四十五分一旦散會したが更に十一日午後十時再會、討議を續行することゝなつた、散會後本日の會議の經過に

つき左の如きコミニケが發表された
先づチアノ外相から最近の國際情勢につき詳細な報告がありその中若干の問題に付ムソリーニ首相より意見開陳があつた後評議會はチアノ外相の報告を承認した、評議會は引續き下院改組問題の討議に入り今後下院に代るべき職業組合代議院の組織につき特別委員會の報告を審議した

下院改組決定

ローマ【三三】フアシスト大評議會第二日は十一日午後十時から開會、議會制度改革案を上程、審議の結果現行の下院制度を廢止しその代りに「職業組合代議院」を創設するに決定、午前二時五分散會した、大評議會は更に十二日午後十時から會議を續行オーストリア問題を含む内外重要案件につき討議を續行する等である
現在の下院は一九三四年三月廿五日全國十三の公認全國組合聯合會により推薦されフアシスト大評議會に於て決定された新議員候補者人名簿に基く一般投票により決定されたもので事實上職業組合の代議委員會の性質を有するものであるが今回これを擴大し全國廿二職業組合及び九協調組合代表六百名を以て構成し各種工業並びに各層の工業關係者をその傘下に網羅せんとするもので一九三九年三月廿三日正式に活動を開始する

大評議會第二日コミニケ

ローマ【三三】フアシスト大評議會第二日の會議終了後十二日朝左の如きコミニケが發表された
フアシスト大評議會は第二日の會議に於てフアシスト職業組合代議院の構成

に關する報告等の検討を續行したが最後にムソリーニ首相が起つて審議の結果を總括した後、新代議院の構成を次の如く決定した
一 現存のフアシスト黨全國評議會及び全國職業組合聯合會を合併して新に全國民を代表する立法機關としてフアシスト職業組合代議院を創設する

議員數は約六百名とする

一 従來の議員の職能は之を停止する
一 新代議院はフアシスト統治十七年に當る一九三九年三月廿三日に開院式を舉行する
▲大評議會第三日 ローマ【三三】フアシスト大評議會は十二日午後十時ウエネチア宮に於て開會、オーストリア問題に付き討議を行つたが續いてチアノ外相から英伊會議の經過に關する説明あり十三日午前一時卅分散會した

和蘭、工國併合事實上承認

ローマ【三三】新任駐伊オランダ公使フアブレヒト氏は十九日午後キリナーレ宮に何候、イタリア國王エマヌエル三世に對し信任狀を捧呈した、同信任狀は「イ

タリア國王並にエチオピア皇帝」の名宛となつてをり、これによりオランダ政府はイタリアのエチオピア併合を事實上承認することゝなつた

一九三七年貿易狀態

モスクワ【三三】廿日ソヴェト稅關當局發表によれば一九三七年度外國貿易總額は卅億六千九百九十萬ルーブルで一九三六年度より三億五千八百萬ルーブルの増加を示して居る、輸出額は十七億二千八百六十萬ルーブル輸入額は十三億四百卅萬ルーブル、輸出主要品は木材類四億三千六百四十萬ルーブル一九三六年度より七千八百萬ルーブル増額、雜穀物類二億五千七百六十萬ルーブル一九三六年度より二億二千七百七十萬ルーブル増額、木綿五千五百八十萬ルーブル、一九三六年度は三百卅萬ルーブル、自動車、トラクター及び其部分品二千五百六十萬一千四百萬ルーブル、一九三六年度より十萬増額、諸機械類一千三百廿萬ルーブルで一九三六年度より八百十萬ルーブル増額、一般に工業製品は發達し一九三六年度より九千七百卅萬ルーブル増額し石油類も國內産額が増加したが自動車、トラクターの國內増加で輸出額は一九三六年度より減少一九三六年石油類輸出は一億六千八百八十萬ルーブルだつたが一九三七年度は一億五千十萬ルーブルに減少

△主要輸入品

諸機械類 一億三千二百萬ルーブル
黑色金屬類 一千三百十萬ルーブル
化學製品 九百五十萬ルーブル

國別に見ると第一位は英國で輸出額五億六千六百四十四萬五千ルーブル、輸入額一億九千九百九十九萬二千ルーブル、第二位は米國で輸出額一億三千四百卅萬五千ルーブル、輸入額二億四千四百卅萬五千ルーブル、第三位はドイツで輸出額一億七百六十五萬八千ルーブル、輸入額二億五十萬一千ルーブル、第四位はオランダ、第五位はベルギー、第六位はイラク、第七位はフランス、第八位はスペイン、第九位は日本で輸出額一千七百七十四萬三千ルーブル、輸入額五千四百卅七萬五千ルーブル

北極探險班歸還

モスクワ【三二】約九箇月の長きに亘り北氷洋上に必死の科學的觀測を續けて無事生還したソヴェト北極探險隊の班長ババーニン氏、無線技師クレンケル氏、水生物學者シルシヨフ氏及び天文學者フョードロフ氏の一行四名は十五日午後四時廿分碎氷船エルマク號でレニングラードに歸着した、この科學界勇士の凱旋を迎へてレニングラード全市では一大歡迎會が開催されババーニン班員の挨拶はラヂオに依つてソヴェト全土に中繼放送された

モスクワ【三二】ソヴェト北極探險隊の班長の班長ババーニン氏等一行四名は十七日午後市民の熱狂的歡迎裡にモスクワに凱旋しモスクワ全市は科學の英雄を迎へてお祭り騒ぎであつた、尙ソヴェト聯邦最高教育委員會は右四氏に對し北極征服とその研究によつて得た素晴らしい業績と科學界に對する多大なる貢獻とに依り夫々理學博士の學位を授與した

外交官公判近く行はれん

ワルシャワ【三二】ソヴェト政府はブハリン、ルイコフ等「右翼偏向並びにトロツキースト・プロツク」被告の處刑に引續き近く外交關係反スターリン分子を一括公判に附する模様で既に準備完了し恐らく三月下旬乃至四月初旬に公判を開始するのではないかとの説がワルシャワ政界に流布されてゐる、被告は前駐日大使ユレニエフ氏を始めポーランド、フィンランド、エストニア、ハンガリー駐劄大使等並びに外務人民委員部高官數名で合計廿三名に上ると見られ、更に引續き前レニングラード軍管區司令官ダイベニコ將軍等赤軍幹部の公判も行はれる豫定と傳へられる、一方トロツキイ派の攪亂者として最近スターリン政權から監視されてゐた赤軍極東軍總司令ブリュツェル將軍やモスクワ軍管區司令官ブジョンヌイ將軍などの大立物も肅清の網に掛るのではないかと噂されてゐる

クリレンコ氏逮捕

モスクワ【三二】前司法人民委員ニコライ・クリレンコ氏は去る一月十九日第一回最高會議に於て罷免されて以來客として消息を絶つてゐたが十八日ソヴェト無神論者同盟機關「ベスポズニク誌」はソヴェト教會内部に於ける「ファシスト教會」を暴露糾弾すると共に司法人民委員部に於ける網紀の紊亂を指摘しクリレンコ前人民委員が既に逮捕されてゐる旨を報道してセンセーションを起してゐる

反革命裁判續

ルイコフ等十九名に死刑求刑
モスクワ【三二】ブハリン、ルイコフ以下廿一名にかゝる「右翼偏向並びにトロツキースト・プロツク」反革命陰謀事件に關する公判は去る二日モスクワの勞動組合會館に於て開廷以來各被告の審理を續けてゐたが十一日審理を終了しシンスキー檢察總長は元駐獨大使館參事官ベツツノフ、元駐英大使ラコフスキーの兩被告を除きブハリン、ルイコフ、ヤイゴダ等被告十九名全部に對し死刑を求刑ベツツノフ、ラコフスキー兩被告に對しては懲役廿五年の求刑した、グイシンスキー檢察總長は先づ今次暴露された陰謀事件がソヴェト史上未曾有の大逆罪なる旨を強調し次いでブハリン、ルイコフを陰謀の巨頭なりと指摘彼等は黒幕トロツキイとの緊密なる連絡の下にクレチンスキー、ベツツノフ、ラコフスキーを指導して日、獨、英、波の四國の陰謀本部及び情報部に情報を提供しローゼンゴルツ、イワノフ、チエルノフ、グリニコ及びゼレンスキー等各被告が彼等の占むる要職を利用して行つた經濟建設阻止並に破壊工作及びイクラモフ、コヂャエフ、シヤランゴヴィツチ各被告の地方共和國の獨立陰謀と相呼應してソヴェト國土の四邊より反ソ侵略を誘導せんと圖つたが更に自らレーニン、スターリン等のソ聯要人の暗殺、クレムリン宮占據の武装叛亂を計畫しヤイゴダをして之を指導せしめ陰謀暴露を恐れてゴルキー及びその息ベシユコフ、クイブシエフ、メンドンスキの毒殺に成功、現内務人民委員エーリョフの毒殺を計畫した旨嚴烈に糾弾し就中ブハリンに對してはその

狡猾なること狐にも勝りその下劣なること豚にも劣ると痛烈な批難を浴びせた、右論告を終つてグイシンスキー檢察總長は被告の方を振り返り次の如く結んだ
文豪ゴルキーを始めソ聯要人の暗殺使喚者たる被告ヤイゴダの如きは國家治安維持の重職にありながら偽態を裝ひ二重人格を使ひ分け自ら大逆罪を犯したがかくの如き外國間諜共は即刻生命を絶つべきである、尤も全被告が同等に犯罪に参加した譯ではなく共犯者として取り扱ふ必要はない、だが各被告の擔當任務は全被告が承認し而して遂行した所の犯罪行為である、被告には仕事が分擔されてゐる、それも各被告の陳述と證人と専門家の意見開陳で明白にされたことだ、即ち彼等は單一計畫の一部を遂行したのである、それはロシア共和國刑法第五十八條第十一項の罪に該當しそれからは同等の懲罰を課してはならないといふことは生じないのである、唯ラコフスキーとベツツノフ兩被告のみ除外する理由は彼等の犯罪は極悪のものであるにしろ陰謀の中心部から離れてゐた、彼等の犯罪はブハリン、ルイコフのそれとは異つてゐる、従つて余は右兩被告に對しては輕罰を課す必要があり廿五年の懲罰に付し他の被告には極刑即ち銃殺に處する旨求刑する

求刑被告十八名に死刑宣告

モスクワ【三二】ブハリン、ルイコフ等廿一名にかゝる反革命陰謀公判は十二日愈々判決に入りウルリヒ裁判長はラコフスキー、ベツツノフ、ベツツノフ三被告を除く全被告十八名に對し死刑を宣告した、判決左の通り
ブハリン、ルイコフ、ヤイゴダ、クレチンスキー、ローゼンゴルツ、イワノフ、チエルノフ、グリニコ、ゼレンスキー、イクラモフ、コヂャエフ、シヤランゴヴィツチ、ツパレフ、ブラーノフ、レーヴィン、カザコフ、マキシモフ、クリューニコフ、以上十八名を死刑に處す
プレツネフ 懲役廿五年
ラコフスキー 懲役廿五年
ベツツノフ 懲役十五年に處す
右三被告に對し出獄後五ヶ年間公民權を剝奪す
死刑を宣告された被告十八名の経歴左の通り
△ニコライ・ブハリン(一八八八年生) 一九〇六年入黨の古參ボルシェヴィキ元イズヴェスチヤ紙主筆、經濟學者、黨出版方面に活躍する所多く理論家として世界的に著名で共產黨右翼偏向派理論的指導者として重きをなしてゐた
△アレキセイ・ルイコフ(一八八一年生) 一九〇二年より職業革命家となりレーニンの死後人民委員會議長に就任一九三〇年末に及んだ、三六年郵電人民委員を罷免さる、ブハリンと共に共產黨右翼偏向派の指導者
△ニコライ・クレチンスキー(一八八三年生) 元外務人民委員部次長、駐獨ソヴェト大使たりしことあり
△ヘンリク・ヤイゴダ(一八九一年生) 初代内務人民委員、その後郵電人民委員に左遷され昨年三月罷免さる
△アルカヂ・ローゼンゴルツ(一八八九年生) 一九〇五年入黨、前駐邦外國宣

易人民委員一九二七年駐英代理大使たりしことあり

△グレゴリー・グリニコ(一八九〇年生)

一九二〇年入黨、前聯邦財務人民委員

一九三〇年以來財務人民委員としてソ

ヴエト聯邦の大財政を切廻す

△ウラジミール・イワノフ(一八九三年

生)前林業人民委員、昨年十二月末罷免

△ミハイル・チェルノフ(一八九一年生)

前農業人民委員、一九三四年三月人民

委員となり昨年九月罷免

△イザーク・ゼレンスキー(一八九〇年

生)一九〇六年入黨、前聯邦中央協同

組合理事長

△アクマール・イクラモフ(一八九八

年生)一九一七年入黨、前ウズベック

共和國共產黨中央委員書記

△フレイズラ・コヂャーエフ(一八九六

年生)前ウズベック共和國人民委員

議長

△ヴァシリ・シヤランゴヴィチ(一八九

七年生)白ロシア共和國共產黨書記

△プロコピ・ズバールエフ(一八八六年生)

林業人民委員部長

△ビートル・クリウチコフ(一八八九年

生)文藝ゴルキの秘書

△パヴェル・ブラーソフ(一八九五年生)

ヤーコダの秘書

△レフ・レーヴィン(一八七〇年生)文

藝ゴルキの主治醫

△イグナチ・カゾコフ(一八九一年生)

故ゲベウ長官(ソヂンスキーの主治醫

△ベンヂヤミン・マクシモフ 故聯邦中

央統制委員長タイブシエフの秘書

△ブハーリン反駁

ツキースト・ブロッツ」反革命公判に於

て被告ブハーリンは十一日午後七時から

約一時間に亘り最後の陳述を試み次の如

き重大發言をなし本事件の核心を衝き發

言中三回も裁判長から注意を受けたが屈

せずウイシンスキー檢察總長の論告矛盾

を指摘、滿廷の注意を惹いた、ブハーリ

ンの發言要旨次の通り

本事件には各種の罪名を一緒にくつ

けてあるがこれ等個々の犯罪は各々別

個の性質を有するものだ、又檢事調書

には余の陳述以外のことも書込んであ

る、檢事は本件を團體行為で被告全部

有罪だとするが余は團體的行為を

したことはない、カゾコフはこの法

廷で初めて顔を合はせたのでありレ

ヴィンなどはメシニエヴィクとは何者

なるかを知らない有様だ、かくの如き

連中とどうして連絡がとれるだらうか

余が外國と通謀したとの點は絶対に否

認せざるを得ない、余を一年間も監獄

に入れておいて其間一度もキローフ暗

殺のことを訊問せず余がこれに關係あ

りとする檢事の態度は奇怪千萬だ、キ

ローフ暗殺問題はエヌキーゼの證明を

必要とするが現在不可能である、日本

關係と結びつけるために日本のジャバ

ン・タイムス其他の新聞記事を用し

てゐるが何もそれを余の犯罪實在證明

にはならぬ、余の陰謀とヤーコダのそ

れとは性質を全く異にしてゐる

助命嘆願拒否

モスクワ【三、四】ソヴエト最高會議幹部

會は十四日過般最高裁判所軍事法廷で死

するに決し茲に一同死刑執行は最早免れ

ぬことゝなつた

被告十八名に死刑執行

モスクワ【三、五】反革命陰謀被告ブハー

リン等十八名はソヴエト聯邦最高軍事裁

判の死刑宣告に基き十五日何れも銃殺刑

に處せられた

モスクワ裁判の教訓

ニューヨーク【三、四】ニューヨーク・タ

イムス紙は十四日の紙上に「モスクワ裁

判の教訓」と題する社説を掲げ次の如く

論じてゐる

モスクワ裁判は共產主義の道德的及び

文化的崩壞を示すものである、革命後

廿一年を経過したソヴエト聯邦は依然

として舊ロシア帝國と同様暗殺に依て

統治される絶對的專制政治が行はれて

ゐる、資本主義組織を廢止しても人間

の性質は少しも變らず夫々國家的権取

制度を自分の物にしようとして争つて

ゐるのだ、ソヴエト聯邦は共產主義に

よる社會統制組織の最初の手本であり

其の第一次五ヶ年計畫は世界各國特に

反共的な獨裁國にまでも模倣された程

だが今回モスクワ裁判に依てソヴエト

政府の組織は射撃部隊と暗殺とに依て

其の方針を決定する所の社會統制組織

だといふ眞相が判つて來た

リンデイ夫妻再び渡英

ニューヨーク【三、三】愛兒を失つた痛手

を醫すため密かに米國から歐洲に逃避し

てゐた大西洋横斷一番乗りの勇士チャー

ルス・リンドバーク大佐夫妻は突如昨

年十二月五日滿二年振りで英國から歸國

したが十二日再び人目を避けつゝドイツ

汽船ブレイメン號に乘船英國へ向つた、

リンドバーク夫妻は汎米航空會社の委嘱

を受け同會社が大西洋横斷定期航空路に

使用する鋼鐵製「巨人」飛行機製作交渉を

行ふといはれる、尙右新飛行機は重量六

十五噸、時速三百哩、乗客百名を收容し

得る性能を有するものである

クラレンス・ダロウ氏死去

シカゴ【三、三】米國復興調査局長官クラ

レンス・ダロウ氏は十三日午後シカゴ

に於て死去した、享年八十、ダロウ氏は

ルーズヴェルト大統領のブレイン・トラ

ストの一人としてニラ政策の實行に寄與

するところ多かつた

超巨人飛行艇建造計畫

ニューヨーク【三、五】ニューヨークのセ

ヴェルキー飛行機製作會社は十五日汎米

航空會社の入札募集に應じニューヨーク

ク、ロンドン間無着陸飛行に使用すべき

百廿人乗超巨人飛行艇の建造を申出た旨

十五日發表した、この飛行艇内部の構造

は客室、食堂及び遊歩廊等に分たれ全部

無錫鋼が用ひられる等全備重量卅萬噸

度、發動機八基、全馬力數一萬八千四百

馬力、時速二百五十哩、機體は兩翼端へ

向けて流線型を爲し、その兩翼にも乗客

が搭乗し得る様に設計してある、又戰時

には重機銃機に改装し機體搭載能力一萬

二千噸度、時速三百哩、航續力一萬二千

哩の性能を有し得る様になつてゐる

大統領夫人演説

フレズノ(カリフォルニア州)【三、二】ル

ズヴェルト大統領夫人は十六日フレズ

ノの於て講演を試み米國は世界平和の使

徒として積極的に活動すべきである旨強

調して次の如く述べた

孤立主義の如きは消極も甚しい、米國

こそ平和の使徒として世界をリードす

べきである、「持たざる國」の立場は十

分認めるべきで彼等の經濟的要求は正

當である、彼等が武器使用の誘惑を感

じたのも結局彼等の慾求を滿たさんが

爲であり、米國は他國の平和を購ふ爲

には敢て自國の經濟的犠牲も忍ばなけ

ればならぬ、米國は各國が武力を訴へ

るやうな情勢に追込まれる以前にこれ

を解決し得る何等かの手段を發見すべ

きであらう

マニラ空港使用許可か

ワシントン【三、七】米國政府各省連絡委

員會は過般來オランダK.L.M.航空會

社のバグヴィア、マニラ間航空路開設問

題を審議中であつたが十七日U.P.ワシ

ントン支局の確聞する所によれば同委員

會はマニラ空港使用權をK.L.M.會社

に許可するに一應決定を見た、米國政府

はオランダ側から初めて右の申込みがあ

つた時オランダにマニラ空港の利用を許

可すれば最惠國待遇の原則上日本からも

同様の申込みがあつた場合にも利用を許可

せねばならぬとの見地から不許可の方針

に傾いてゐたが最近日本には既に一九三

三年外國の航空路開設を禁止する法令が

あり従つて日本の申込みがあつても拒絶し

得ることが判明したので、從來の不許可

方針を一變するに至つたものといはれる



關領東印度は各種の軍需資源に富んで居り同地との連絡關係を促進することは米國に利益を齎すのみならず最近海上航路は極東紛争のため屢々脅かされてゐる

と進言したことも許可方針を決定する上に大いに與つて力あつたと信ぜられる

一場の演説を試みた、右演説はラヂオを通じて全米は勿論數ヶ國語に翻譯されて全世界に中継放送されたがハル長官は同演説に於て國防問題を始め對極東政策其他米國の當面する各般の問題を拉し來つてこれに對する米國政府の方針を闡明し昨年七月十六日のハル聲明に次ぐ重大演説として注目された、ハル長官は冒頭先づ昨年七月十六日、八月十七日及び八月廿三日の三回に亘つて行はれたハル長官の公式聲明の趣旨を再強調した後米國の傳統的政略は他國の權益を尊重すると共に他國に對しては米國權益の尊重を要求するに在る旨述べたで國防問題に移り次の如く演説した

【三】米國政府は過般來英國政府と南太平洋諸島の歸屬に關し交渉中であつたが此の程兩國政府の意見一致し英國政府は右洋上のフェニックス並びにエリス群島中のエンタベリー・カントン兩島を正式に米國領として承認する事になり愈々米國政府はミドウェー、ウエーキ、ハウランド、ベーカーの航空路を右兩島まで延長する筈である、而して我が方消息通は更に英米兩國政府間に於て島嶼歸屬は使用に就き新たる折衝が續けられるものと見てゐる、即ちフェニックス、エリス兩島を獲得した米國政府の觸手は目下ニューギニアに向けられて居り同方面に適當なる航空基地を得る事に懸命である然し問題はさきにエンタベリー、カントンを米領とする事は易々と認められた英國政府が果してニューギニアに對しても同様の態度を取るか否かであるが恐らく英國政府はまたニューギニアに米領の新島嶼を容認するのではないかと見られてゐる

力に代り法が未だ世界を支配するに至らぬ今日自國の防備に十分な軍備を保有する事は大國家に課せられた明白なる義務である、國際無秩序が跳梁してゐる時主要國家が適當なる軍備を持たぬ位恐ろしいことはあるまい、余は世界の現状を慎重に判斷した結果、現在提案されてゐる軍擴案が完全に實現されない時米國は想像も出来ないやうな非常な危險に曝されるであらうとの結論に達した

次で米國の極東政策に移り極東に於ける危局に際し米國は終始他の諸國と協力し來つた、但しこの協力には同盟と言はるべき性質のものではなくて介入せず又米國はあらゆる意味に於て紛争に捲き込まれることはこれを回避してゐる、米國の傳統的政略は他國との間に同盟を結ばず又他國の問題に介入しないと云ふ點にあるが我國は現在迄慎重なる態度を以てこの方針を

とり來り又今後この方針によつて政策を進めて行くであらう、米國は今回の紛争に對し中立法を發動しなかつたが事實中立法の發動は同法の目指す目的そのものを返つて破壊し去る危險が多分にあつたのだ、政府は不干渉方針を堅持し世界警備の爲米國の武力を行使するといふが如き意圖は未だ嘗つて抱いたことなく又現在も抱いてゐない然し同時に政府は過去五世紀半に亘る米國の傳統に逆行して法によつて支配される國際秩序が世界各地にうち樹てられることを希ひ且つこれに深甚な關心を有するとの政策を放棄しやうとするものでもない、完全なる孤立主義者の提唱する所の米國は太平洋の主要部分を構成する極東から手を引けと云ふ如き案は平和維持の見地から危險極まるものである、不幸にも多數の米國民は極東の事態に對する米國政府の政策を誤解してゐる、或者は米支間の貿易を誤解してゐる、對するに於ける米國の精神的、文化的權益のみに注意を引かれてゐる、更に或者は在支米國人を暴動乃至同種の混亂による危險から防ぐ爲設定されてゐる治外法權或は駐兵權といふ様な特殊な事實のみに其關心を集中してゐる、然し乍ら支那に於ける異常な状態が消滅するや即刻この特殊權益を放棄し又在支兵力を撤收する事こそ我々の政策なのだ、米國の權益及び關心の程度は單に居留米國人の數乃至は投資及び貿易額のみを以て計量する事は出来ない、米國の利害關係は更により廣汎であり、より根本的なものである、最近數ヶ年に於ける世界情

☆ 外 交

ハル長官外交政策闡明

ワシントン【三】ハル國務長官は十七日正午ナショナル・プレス・クラブの午餐會に臨み「米國の外交政策」なる題下に

【三】ハル國務長官は十七日正午ナショナル・プレス・クラブの午餐會に臨み「米國の外交政策」なる題下に

勢の委ふべき大轉換、更に又技術週間

【三】ハル國務長官が十七日ナショナル・プレス・クラブで行つた演説は米國の外交政策を闡明するものとして各方面に異常な衝動を興へたがハル長官がこの機會を選んで聲明を行つたのは歐洲の政局緊迫化に伴ひ米國が如何に對處するか注目を惹いてゐるので米國の立場を明かにする一方過般來議會で米國の外交政策を質す聲が多いので之に答へ更に海軍問題に付き國務長官としての所信を披瀝せんとしたものである、同演説を通じて觀取

されるものは米國が極東にも歐洲にも積極的に出る意圖が無い旨を示唆したこと

【三】ハル國務長官は十七日正午ナショナル・プレス・クラブの午餐會に臨み「米國の外交政策」なる題下に

【三】ハル國務長官は十七日正午ナショナル・プレス・クラブで行つた演説は米國の外交政策を闡明するものとして各方面に異常な衝動を興へたがハル長官がこの機會を選んで聲明を行つたのは歐洲の政局緊迫化に伴ひ米國が如何に對處するか注目を惹いてゐるので米國の立場を明かにする一方過般來議會で米國の外交政策を質す聲が多いので之に答へ更に海軍問題に付き國務長官としての所信を披瀝せんとしたものである、同演説を通じて觀取

【三】ハル國務長官は十七日正午ナショナル・プレス・クラブで行つた演説は米國の外交政策を闡明するものとして各方面に異常な衝動を興へたがハル長官がこの機會を選んで聲明を行つたのは歐洲の政局緊迫化に伴ひ米國が如何に對處するか注目を惹いてゐるので米國の立場を明かにする一方過般來議會で米國の外交政策を質す聲が多いので之に答へ更に海軍問題に付き國務長官としての所信を披瀝せんとしたものである、同演説を通じて觀取

【三】ハル國務長官は十七日正午ナショナル・プレス・クラブで行つた演説は米國の外交政策を闡明するものとして各方面に異常な衝動を興へたがハル長官がこの機會を選んで聲明を行つたのは歐洲の政局緊迫化に伴ひ米國が如何に對處するか注目を惹いてゐるので米國の立場を明かにする一方過般來議會で米國の外交政策を質す聲が多いので之に答へ更に海軍問題に付き國務長官としての所信を披瀝せんとしたものである、同演説を通じて觀取

【三】ハル國務長官は十七日正午ナショナル・プレス・クラブで行つた演説は米國の外交政策を闡明するものとして各方面に異常な衝動を興へたがハル長官がこの機會を選んで聲明を行つたのは歐洲の政局緊迫化に伴ひ米國が如何に對處するか注目を惹いてゐるので米國の立場を明かにする一方過般來議會で米國の外交政策を質す聲が多いので之に答へ更に海軍問題に付き國務長官としての所信を披瀝せんとしたものである、同演説を通じて觀取

【三】ハル國務長官は十七日正午ナショナル・プレス・クラブで行つた演説は米國の外交政策を闡明するものとして各方面に異常な衝動を興へたがハル長官がこの機會を選んで聲明を行つたのは歐洲の政局緊迫化に伴ひ米國が如何に對處するか注目を惹いてゐるので米國の立場を明かにする一方過般來議會で米國の外交政策を質す聲が多いので之に答へ更に海軍問題に付き國務長官としての所信を披瀝せんとしたものである、同演説を通じて觀取

【三】ハル國務長官は十七日正午ナショナル・プレス・クラブで行つた演説は米國の外交政策を闡明するものとして各方面に異常な衝動を興へたがハル長官がこの機會を選んで聲明を行つたのは歐洲の政局緊迫化に伴ひ米國が如何に對處するか注目を惹いてゐるので米國の立場を明かにする一方過般來議會で米國の外交政策を質す聲が多いので之に答へ更に海軍問題に付き國務長官としての所信を披瀝せんとしたものである、同演説を通じて觀取

【三】ハル國務長官は十七日正午ナショナル・プレス・クラブで行つた演説は米國の外交政策を闡明するものとして各方面に異常な衝動を興へたがハル長官がこの機會を選んで聲明を行つたのは歐洲の政局緊迫化に伴ひ米國が如何に對處するか注目を惹いてゐるので米國の立場を明かにする一方過般來議會で米國の外交政策を質す聲が多いので之に答へ更に海軍問題に付き國務長官としての所信を披瀝せんとしたものである、同演説を通じて觀取

【三】ハル國務長官は十七日正午ナショナル・プレス・クラブで行つた演説は米國の外交政策を闡明するものとして各方面に異常な衝動を興へたがハル長官がこの機會を選んで聲明を行つたのは歐洲の政局緊迫化に伴ひ米國が如何に對處するか注目を惹いてゐるので米國の立場を明かにする一方過般來議會で米國の外交政策を質す聲が多いので之に答へ更に海軍問題に付き國務長官としての所信を披瀝せんとしたものである、同演説を通じて觀取

【三】ハル國務長官は十七日正午ナショナル・プレス・クラブで行つた演説は米國の外交政策を闡明するものとして各方面に異常な衝動を興へたがハル長官がこの機會を選んで聲明を行つたのは歐洲の政局緊迫化に伴ひ米國が如何に對處するか注目を惹いてゐるので米國の立場を明かにする一方過般來議會で米國の外交政策を質す聲が多いので之に答へ更に海軍問題に付き國務長官としての所信を披瀝せんとしたものである、同演説を通じて觀取

【三】ハル國務長官は十七日正午ナショナル・プレス・クラブで行つた演説は米國の外交政策を闡明するものとして各方面に異常な衝動を興へたがハル長官がこの機會を選んで聲明を行つたのは歐洲の政局緊迫化に伴ひ米國が如何に對處するか注目を惹いてゐるので米國の立場を明かにする一方過般來議會で米國の外交政策を質す聲が多いので之に答へ更に海軍問題に付き國務長官としての所信を披瀝せんとしたものである、同演説を通じて觀取

【三】ハル國務長官は十七日正午ナショナル・プレス・クラブで行つた演説は米國の外交政策を闡明するものとして各方面に異常な衝動を興へたがハル長官がこの機會を選んで聲明を行つたのは歐洲の政局緊迫化に伴ひ米國が如何に對處するか注目を惹いてゐるので米國の立場を明かにする一方過般來議會で米國の外交政策を質す聲が多いので之に答へ更に海軍問題に付き國務長官としての所信を披瀝せんとしたものである、同演説を通じて觀取

【三】ハル國務長官は十七日正午ナショナル・プレス・クラブで行つた演説は米國の外交政策を闡明するものとして各方面に異常な衝動を興へたがハル長官がこの機會を選んで聲明を行つたのは歐洲の政局緊迫化に伴ひ米國が如何に對處するか注目を惹いてゐるので米國の立場を明かにする一方過般來議會で米國の外交政策を質す聲が多いので之に答へ更に海軍問題に付き國務長官としての所信を披瀝せんとしたものである、同演説を通じて觀取

家には希望を興へたであらうが武力だけが物を言ふ獨裁國家には馬の耳に念佛だつたらう、尙同聲明は米國外交の原則の方針を示すに限らないかもしれぬが非常の時宜を得たものであり又好妙に爲されたのだ、これでハル長官は世界各國が知らうとしてゐた質問に答へ米國は戦争に引き込まれぬと言ふ保障を國民に與へた、従つて國民はルーズヴェルト大統領のシカゴ演説よりもハル長官の方針に賛成するだらう

外交方針反對論

ワシントン【三・二六】十八日の上院は十七日ナショナル・プレス・クラブに於けるハル國務長官の演説に關し意見が聞はされた、上院大多數の見解はハル長官の演説を以て米國外交政策の基調だと認めてゐるが米國中立政策を堅持する民主黨のベネツト・クラーク氏はハル長官を攻撃して曰く

米國議會乃至大統領は嘗て米國民を驅つて好まざる戦争に追ひ込んだことはないといふハル長官は述べてゐるが事實相違も甚しい、大統領乃至は議會が戦争を促進する場合は確にある、政府はあまり國民の感情を煽り立てぬ様自重された

又共和黨リン・フレイザ議員は政府の政策を皮肉つて左の如く述べた

ワイルソン大統領は世界大戰の當初米國の政策として「戦争に近よるな」のストローガンを掲げたがワイルソン大統領が現實に實行した最初のことば米國を戦争に巻き込んだことだ

中立態度不變

ワシントン【三・二六】最近のヨーロッパ政局激變に伴ふ米國政府の態度は各國の關心をあつめてゐるがルーズヴェルト大統領は十八日新聞記者團との會見に於て米國の中立政策には何等の變更なき旨言明した、これに對し記者團から「歐洲の情勢を救ふため何等か具體的な手段に出る意向はないか」と質問したのに對しては回答を避けた、一方ハル國務長官も十八日記者團との會見に於て米國の中立政策につき次の如く述べた

米國政府の中立政策及びスペイン問題に對する不干渉政策は今後も繼續されるであらう、然し中立の立場を採る者は昨今の如き情勢では絶えず面倒が多いことだ、中立政策の適用についても今週は一方から苦情を受けるかと思へば來週は又他方から文句を言はれるといふ有様だ

フィリッピン

比島防備強化論

ワシントン【三・二六】比島高等辨務官ポール・マクナツト氏の極東視察旅行以來極東の事態に鑑み比島獨立を延期すべしとの論が米國政界の一部で有力に主張されてゐるが政府の一高官は十四日U.P.記者に對し政府は目下獨立延期に伴ふ比島防備強化策を考慮してゐる旨左の如く語つた

米國政府は極東に於ける事態の發展に鑑み比島の獨立を暫く延期する案を考慮中でこれに伴ひ島の陸、海軍施設を增強する案を考慮してゐる

右比島防備強化案はマクナツト高等辨務官の進言に基くものと見られるが、ルーズヴェルト大統領は飽乏慎重な態度を保持し比島獨立に關する政治的諸事情を充分考慮した上で最後の斷案を下す意向の模様である、比島の防備強化を主張する分子はシンガポール乾船渠の完成が日本當局に與へた心理的影響を指摘し比島防備の強化によつて日本の南進を未然に阻止しようとして強調してゐるがこれに反對する分子は斯る舉に出ることば徒らに日米關係を紛糾せしめるに過ぎず更に出来るだけ早く比島から手を引けと主張する一部中立派議員の猛烈な反對に遭遇しようとしてゐる

マクナツト氏比島獨立反對論

ワシントン【三・二六】比島高等辨務官ポール・マクナツト氏は十四日ラヂオを通じて比島獨立に反對の見解を披瀝し左の如く放送した

米國星條旗及び主權は依然比島に止めねばならない、若し星條旗を降すやうなことをなれば比島は來るべき戦争の中心となり血を以て彩られることとなり、米國星條旗の下に立つ比島は不幸な東洋に於ける唯一の樂園である、比島の指導者達はよくよく米比間の利害關係に現實的な檢再討を加へる必要があらう、若し米國が比島から手を引かんか、我々は極東外交に對する發言權を失ふだらう、既にアジア大陸に於ける我が門戸開放主義及び海空自由の政策が排撃されて居る、我々はカムチャツカよりボルネオ間に極めて近距離を以て點在する珊瑚島を標として米國とアジア大陸との間に一線を劃さねば

ならない

獨立延期に賛否露々

マニラ【三・二六】比島高等辨務官マクナツト氏がワシントンで比島獨立延期論を提唱したことは果然マニラ各方面に大波瀾を起してゐるがケソン大統領はマクナツト氏の所見に賛意を表し十五日午前左の如く語つた

一九三三年の比島獨立法に依り決定された解決方式が比島人の見地からすれば不満足なものであることを諒解する意思ある人にとつては全問題を直ちに再検討しなければならぬとの高等辨務官の提唱を尤もであるとするに違ひない

一方議會方面では獨立延期に反對論者多く、就中セブ州選出議員ミゲル・クエンコ氏は左の見解を披瀝した

余は如何なる比島獨立延期案にも反對する、蓋し獨立延期は臆病さを示すに外ならないからだ、余は日本の脅威などを信じない、一方セブ州選出議員で比島市民聯盟會長ヴィンセント・ソット氏は曰く

比島獨立延期は我々がワシントンから最早比島共和國復興のあらゆる希望を喪つたことを意味する、今や我々自身の運命はどうあらうとも東京に眼を向けねばならぬ時となつた

政府比島獨立延期を決意か

マニラ【三・二五】ルーズヴェルト大統領は十五日新聞記者團との會見に於て比島獨立延期問題につき質問が出たのに對し何も大騒ぎする程のことは無いが比島獨立問題の再検討を主張してゐる者が

相當多いことは事實だ

比島自治領化案に賛成

ワシントン【三・二五】マクナツト比島高等辨務官の比島を米國の自治領とすべしとの提案は各方面に反響を呼んでゐるが比島獨立後の米比間の各問題を調査研究中の合同準備委員会の比島側委員は十七日自治領案に賛成なる旨を闡明し

十六日のナショナル・プレス・クラブに於けるハル國務長官の演説も自治領案に對し間接に支持を表明したものであるとの意見を發表した

▲タイムズ社説 ニューヨーク【三・二五】ニューヨーク・タイムズ紙は十九日の紙上に「ケソン大統領再考す」の題下に比島の米國自治領化提案について次の社説を掲げた

比島高等辨務官ポール・マクナツト氏の提案に對するケソン大統領の賛成意見は比島指導者が獨立を危険と考へてゐることを示すものでケソン大統領は若し比島を自治領とするならば永久に米國の支配下に置いてよいといつた程だ、然しルーズヴェルト大統領もハル國務長官も同提案には不賛成の様で議會の多數意見も斯る提案は比島人の自由意思に任すべきだといつてゐる、

中南米諸國

比島の砂糖の競争を恐れる米國砂糖業者は勿論かゝる提案に反對してゐるが更に孤立主義者は比島を何時迄も領有することは米國が極東の紛争に捲き込まれる危険があるといひ陸海軍當局者も太平洋戦争の場合比島は米軍の邪魔にこそなれ決して利益にならぬといつて矢張り同提案に反對を表明してゐる然し自ら望みもせぬに米國領となつた比島人が米國の支配下に置いてくれと諷會も嫌とはいへぬだらう

伯國前外相駐米大使に

リオデジャネーロ【三三】ブラジル新外相オスワルド・アラウニャ氏は十五日外相に就任したがアラウニャ氏は前外相ビメンテル・ブランドン博士をワシントン駐米大使に任命した

伯現政權打倒陰謀發覺

リオデジャネーロ【三三】ブラジル政府の發表に依れば昨年十一月のクーデター以來現政權に對する不平分子間に極秘裡に進められてゐたフアツシヨ新社會制度覆滅の陰謀事件が發覺し一味はブルジョア憲の手で一網打盡に捕獲されたが同國は至つて平穩無事である

判明したクーデターの全貌

リオデジャネーロ【三三】今回發覺したブラジル現政權打倒の陰謀事件は政府の禁黨令で解黨を餘儀なくされたながらも尙全國的に一大勢力を有してゐたブルジョア・フアツシヨの舊統一黨の革命計畫で去る十一日午前一時を期し一部陸軍々人

及び陸軍隊員の協力を得て全國一齊に蜂起する手筈だつたが目的は言ふ迄も無くブラジルの國情に即した決定的全體主義國家の創設に在つた、革命派は蜂起と同時に先づ都市各兵營、警視廳、發電所等を襲ひ次いで官廳、銀行、郵便局等を占據する筈になつてゐたもので大統領初め閣僚、要路大官等數百名の大量暗殺をも敢行する筈であつた、サンパウロ初め全國主要都市で同黨員多數が捕縛され相當數の少壯陸軍將校も逮捕されたがプリニオ・サルガード首領其他の互頭運は陰謀露顯と同時に某國大使館に遁入した模様である

メキシコ

墨西哥銀行外國通貨取扱停止

メキシコ市【三三】メキシコ大統領ラザロ・カルデナス氏は十九日午前零時大統領令を以て今後メキシコ國立銀行は外國通貨の取扱ひを中止する旨發表したがこれはペソ貨切下げ準備のためと見られてゐるがニューヨーク銀行家の觀測を綜合するに左の如くである

今回のメキシコ政府の外貨取引停止に依りメキシコ、米國間の商業取引にひどいハンデイキャップがつくやうな事は豫期されない、若し急場の外國爲替需要が起つた場合メキシコ政府は外國爲替の供給を行ひ得るものと思はれる又ニューヨーク諸銀行は目下メキシコとの間に僅少な取引關係を有するのみでメキシコとの取引は主として南西部地方の諸銀行によつて行はれてゐる

外國石油財産を收用

メキシコ市【三三】メキシコの外國系石油會社とメキシコ人労働者は昨年來實銀引上問題を通り抗争を續けて來たがカルデナス大統領は紛争解決のため十九日午前零時外國系石油會社の財産收用に關する大統領令を發布し約四億佛に達する外國系石油會社(主として英米系)の財産收用を命じた、メキシコ人労働者はカルデナス大統領の措置を支持し大統領令の發布と同時に一切操業を中止し目下成行を監視してゐる、なほメキシコ政府は右大統領令の發布と共に石油業の國營化並びに操業の新方針につき目下着々計畫を進めてゐるが外國系各石油會社に對する補償額は未だ發表されない

米墨銀協定には變更なし

ワシントン【三三】メキシコ大統領ラザロ・カルデナス氏はメキシコ國立銀行の外國爲替取引の中止、外國系石油會社の資産收用に關する大統領令を公布して所謂「産業のメキシカニゼーション」に對し一步を進め是に關して米國との間に昨年來新たに締結された米墨銀協定の前途が懸念されてゐるが本日米國財務省のスポークスマンは左の如く述べた

昨年來メキシコとの間に締結された銀協定には何等變更はなく、依然米國はメキシコより銀を買入れる、然し今後國內情勢の推移とともにペソ貨の平價切下げに如何なる方法がとられるかに就いては多大の關心を有するものである

英財界驚愕

ロンドン【三三】メキシコ政府が外國系石油會社の財産を收用するとの報道は英國財界、外交界を痛く驚愕させてゐるが英國政府としてはこの際性急な行動に出ることを避け暫く事態の推移を嚴重監視する意圖と見られる、一方英國石油業界はメキシコ政府の排外的措置に對する報復手段としてメキシコ石油の不買を斷行するのではないかと傳へられ政府が業界の強硬態度に押されて近くメキシコ政府に提議を提出するとの噂も行はれてゐる

米當局慎重

ワシントン【三三】メキシコ政府が外國系石油會社の財産を收用し外國爲替取扱を停止する舉に出たことは米國業界に非常な衝撃を與へたが國務省當局は未だ何等意見を發表せず只當事態の推移に深甚な關心を拂つてゐる、ハル國務次官も十九日新聞記者團との會見に於て同問題に關し一切言明を差控へたが

英國政府が米國に對し英米兩國が並行動作に出でメキシコ政府に申入れを行ふ標示唆する意圖だとの報道があるが如何との質問に對してはハル長官はそんな報道は全然聞いてゐない、英國政府が國務省に對しこの問題につき公式に接近した事實は無いと答へた

墨西哥労働者英會社事務所占據

メキシコ市【三三】カルデナス大統領が十九日午前外國系石油會社財産收用令を發布するやメキシコ労働組合に屬する労働者多數はこれに呼應し大舉して英國系メキシカンイギリス石油會社事務所を襲ひ之を占據、英米オランダ人労働者を同所から追出した、米國大使館では同事件を重大視しダニエルス大使も甚だ遺憾なことだと語つた、一方英國政府は同事件に關聯しメキシコ政府に嚴重抗議を提出するといはれる

労働者の外國資本攻撃熄まず

メキシコ市【三三】メキシコ政府の外國系石油會社財産收用令に呼應してメキシコ労働組合の指導者達は廿日國內の英米石油會社十社の外國人事務員を追出し「政府の委託管理人」と稱して職場を完全に占領してゐる、一方アメリカ精糖會社當局と労働者の衝突を動機として鍊業労働者の全國的總罷業が勃發しやうとしたが政府の要請で辛うじて危機を回避するなどメキシコ労働者の外國資本攻撃は政府の政策に刺戟されて全國に擴大せんとする兆を示してゐる

同盟だより

中南支總局の設置

北支方面の通信組織は既に北支總局の設置とその統制下に天津、張家口、綏遠、濟南、青島の各支局を開設整備することによつて一應陣容を整へ得たので、次いで中南支方面の陣容整備について調査の結果、左の如く上海支社を改組して中南支總局とすることに決定、四月一日より實施する。

- 一 上海に中南支總局をおく
- 二 總局長は總局及び管下各支局の事務を統轄す
- 三 中南支總局には左の七部をおく

- 1 總務部
- 2 通信部
- 3 經濟部
- 4 聯絡部
- 5 英文部
- 6 華文部
- 7 寫眞部

四 中南支總局長の統轄する支局は左の通り

- 1 南京支局
- 2 杭州支局
- 3 香港支局

なほ中南支總局長には上海支社長松本重治氏がそのまゝ就任、中南支方面の通信網はこゝに北支と相俟つて恒久的組織として擴充され、我社の支那通信

組織は長期戦に對應して面目を一新、完璧を誇るこゝゝなつた。

皆藤榮港支局長赴任

新たにサンフランシスコ支局長に任命された皆藤幸藏氏は三月廿四日横濱出帆の龍田丸で赴任の途についた、四月九日サンフランシスコ着の豫定。

青田孟買支局長着任

モンペイ支局長盧田英祥氏は三月十三日モンペイに着任、左記へ事務所を開設した。

Mr. H. Ashida,

The Domei Tsushin Sha,

c/o Fujiya Hotel,

41 Gazler House,

Garden Road,

Apollo Reslamation,

Bombay, British India.

平島仙臺支局長逝去

仙臺支局長平島隆治氏は丹毒症のため三月廿一日逝去された。同氏は昭和四年四月新聞聯合社に入社、仙臺支局長となり、昭和十一年一月同盟通信社に轉じ、引續き仙臺支局長として今日に及んだもの、資性潤澤、社の内外に信望篤かつた、享年四十歳

合本お知らせ

社団法人「同盟通信社」の名によつて蒐集されたニュースの整理綜合編纂——以上の目的を以て「同盟旬報」を發刊してから滿十ヶ月、絶対に他の企及を許さざる本社の獨壇場として各方面から絶讃を博して居ります。

今回合本第二巻を調製、昭和十二年十月——十二月の九號を豪華な裝幀本に纏めました。

「同盟旬報」は三ヶ月毎に索引を附して其の使命を完うする方針で、この合本第二巻々頭に同巻收録記事の全索引を附しました。

御希望の方は直接本社「出版部宛」御申込下さる。

同盟旬報

自第一卷第十一號
至第一卷第十九號

クローズ表紙金文字入り

索引附合本

定價一部金參圓

送料 市内 六錢

地方 二十二錢
植民地 六十二錢

尙、合本第一卷(定價送料同様)も殘部僅少あります。

同盟旬報

(毎月三回發行)

定價
一部 卅五錢 送料壹部
半年分 五圓五十錢 一錢五厘
壹年分 拾圓 半年以上長期契約は送部本

編輯發行 大川幸之助
兼印刷人 東京市神田區神保町一ノ五六番地
印刷所 濱中製版所
東京市京橋區銀座西七丁目一番地
發行所 社団法人同盟通信社

同盟通信社發行刊行物に關する御用はすべて左記宛に御願ひします。

東京市銀座西八ノ九

【同盟通信社別館】

社団法人同盟通信社出版部

振替貯金口座
東京八五〇〇番

専用電話

營業專用 銀座(57)一三五
編輯部専用 銀座(57)三三三
印刷部専用 銀座(57)四八七
寫眞部専用 銀座(57)四九九
同報局編輯部専用 銀座(57)四九九六

★ 行 刊 社 信 通 盟 同 ★

昭和十三年版 (一九三八年)

時事年鑑

同盟に繼承 面目一新!!

政治、經濟、外交、軍事、勞働、統計
人名、教育、工業、演藝等の諸年鑑が
打つて一丸となつてゐる綜合年鑑。

- ◇四六倍判 八四〇頁
- ◇クロース裝上製函入
- ◇定價貳圓五拾錢 送料卅三錢

昭和十三年版 (一九三八年)

新聞寫眞年鑑

內容精選 體裁完備!!

本年鑑に收載せる寫眞は昭和十二年
度に於て、全國各新聞社の寫眞班員
が撮影せるもの、中より最も優秀な
るものを選択した寫眞記録。

- ◇菊倍判 二百數十頁
- ◇總アールト布上製
- ◇定價五圓 送料卅三錢

昭和十三年版 (一九三八年)

レジヤド・パ・ガイ・ト

貿易の指針 本邦唯一!!

通商貿易の發展及び日本商品を全世界に紹介する目的で發行する、本邦に於ける最も完備せる「英文貿易年鑑」である。我生産品數百を網羅して詳細懇切に解説せり。

- ◇四六倍判 八百余頁
- ◇總草特製函入
- ◇定價貳拾五圓

東京市橋區銀座座八丁目九番地

同 盟 通 信 社 出 版 部 社 法 團 人

振替口座東京八〇〇〇番 専用電話銀座座

三九二 一四三
一〇六 一七九
一〇六 一七九
一〇六 一七九

報週真寫

國策のグラフィック

二月十六日創刊
毎水曜發行



10 セン

編輯部報情閣内

リあり店専販・店書各・紙書販報官國全

昭和十二年七月廿三日第三種郵便物認可

發行所 東京市京橋區銀座西七丁目一番地

社同人盟通信社

電話銀座代表番號(三)三三三番(三)
振替貯金口座東京八五〇〇番